

令和4年度 出入国在留管理庁委託事業

諸外国における外国人の受入制度及び
受入環境整備に係る調査・研究

報 告 書

令和4年12月

EY 新日本有限責任監査法人

諸外国における外国人の受入制度及び受入環境整備に係る調査・研究
報告書

目次

第1章	フランス	1
1.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況	1
1.1.1	受入れている外国人の現状	1
1.1.2	関係法令	6
1.1.3	関係機関	8
1.1.4	受け入れる外国人のカテゴリー	10
1.1.5	外国人受入れに係る基準等	15
1.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等	18
1.2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	18
1.2.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	25
1.2.3	政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	26
1.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	27
1.2.5	外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	27
1.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	35
1.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	35
1.3.2	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	38
1.3.3	外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等	41
1.3.4	その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	45
1.4	参考文献	47
第2章	ドイツ	50
2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況	50
2.1.1	受入れている外国人の現状	50
2.1.2	関係法令	53
2.1.3	関係機関	58
2.1.4	受け入れる外国人のカテゴリー	60
2.1.5	外国人受入れに係る基準等	60
2.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等	74
2.2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	74
2.2.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	75
2.2.3	政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	78
2.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	78
2.2.5	外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	79
2.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	91
2.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業	

構造に対する影響を含む。)	91
2.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響(教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。)	92
2.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等.....	92
2.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)	94
2.4 参考文献.....	96
第3章 英国	98
3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況.....	98
3.1.1 受入れている外国人の現状	98
3.1.2 関係法令	103
3.1.3 関係機関	107
3.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー	109
3.1.5 外国人受入れに係る基準等	112
3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等.....	121
3.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	121
3.2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	121
3.2.3 政府内関係機関間の連携(外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等)	123
3.2.4 政府・他機関(地方自治体、外国人支援団体、企業等)間の連携(役割分担、連携体制、財政的負担等)	123
3.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。).....	125
3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	136
3.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響(自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。)	136
3.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響(教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。)	138
3.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等.....	140
3.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)	143
3.4 参考文献.....	146
第4章 米国	149
4.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況.....	149
4.1.1 受入れている外国人の現状	149
4.1.2 関係法令	154
4.1.3 関係機関	156
4.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー.....	157
4.1.5 外国人受入れに係る基準等	163
4.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等.....	176
4.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	176
4.2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	178
4.2.3 政府内関係機関間の連携(外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等)	180
4.2.4 政府・他機関(地方自治体、外国人支援団体、企業等)間の連携(役割分担、連携体制、財政的負担等)	180
4.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。	

各施策の予算額を含む。)	182
4.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	196
4.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	196
4.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	197
4.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等.....	199
4.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	201
4.4 参考文献.....	205
第5章 カナダ.....	208
5.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況.....	208
5.1.1 受入れている外国人の現状	208
5.1.2 関係法令	212
5.1.3 関係機関	215
5.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー	219
5.1.5 外国人受入れに係る基準等	227
5.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等.....	242
5.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	242
5.2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	243
5.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	245
5.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	245
5.2.5 外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	246
5.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	256
5.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	256
5.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	257
5.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等.....	259
5.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	261
5.4 参考文献.....	264
第6章 オーストラリア.....	266
6.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況.....	266
6.1.1 受入れている外国人の現状	266
6.1.2 関係法令	272
6.1.3 関係機関	275
6.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー	276
6.1.5 外国人受入れに係る基準等	288
6.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等.....	310
6.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	310
6.2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	311
6.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	315

6.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	316
6.2.5	外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	317
6.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	337
6.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	337
6.3.2	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	338
6.3.3	外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等	339
6.3.4	その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	341
6.4	参考文献	342
第7章	韓国	344
7.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況	344
7.1.1	受入れている外国人の現状	344
7.1.2	関係法令	349
7.1.3	関係機関	351
7.1.4	受け入れる外国人のカテゴリー	352
7.1.5	外国人受入れに係る基準等	354
7.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等	358
7.2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	358
7.2.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	360
7.2.3	政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	361
7.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	362
7.2.5	外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	362
7.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	374
7.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	374
7.3.2	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	374
7.3.3	外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等	375
7.3.4	その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	376
7.4	参考文献	378
第8章	台湾	380
8.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況	380
8.1.1	受入れている外国人の現状	380
8.1.2	関係法令	384
8.1.3	関係機関	388
8.1.4	受け入れる外国人のカテゴリー	391
8.1.5	外国人受入れに係る基準等	397
8.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等	418
8.2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	418

8.2.2	外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等	419
8.2.3	政府内関係機関間の連携	421
8.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携	422
8.2.5	外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）	423
8.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	432
8.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	432
8.3.2	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	432
8.3.3	外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等	432
8.3.4	その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	433
8.4	参考文献	434
第9章	シンガポール	436
9.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況	436
9.1.1	受入れている外国人の現状	436
9.1.2	関係法令	440
9.1.3	関係機関	445
9.1.4	受け入れる外国人のカテゴリー	448
9.1.5	外国人受入れに係る基準等	450
9.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等	465
9.2.1	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針	465
9.2.2	外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等	465
9.2.3	政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）	466
9.2.4	政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	466
9.2.5	外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。)	467
9.3	外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察	477
9.3.1	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	477
9.3.2	外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	477
9.3.3	外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等	479
9.3.4	その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	480
9.4	参考文献	483

第1章 フランス

1.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

1.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 移民の定義について

本章での移民の定義は、フランス国立統計経済研究所（INSEE）の定義を参照し、「フランスの国外で出生し、出生時に外国籍であったが、現在はフランスに居住している者」とする。したがって、フランスの国外で出生し、出生時に外国籍であったがフランスに到着後、フランス国籍を取得した者も移民に含まれる。逆に、移民の子供のうち、フランスで誕生した場合は、移民とはならず、非移民（すなわちフランス・ネイティブ）となる¹。

(2) 総人口に占める移民の割合の推移

2019年までに移民の割合は着実に増加しており、2019年時点でフランス総人口の10%を占めている。

図表 1-1 総人口に占める移民の割合の推移

年	移民人口(千人)	総人口に占める移民人口の割合(%)
2010	5,514	8.5
2011	5,605	8.6
2012	5,714	8.8
2013	5,835	8.9
2014	6,028	9.1
2015	6,169	9.3
2016	6,291	9.4
2017	6,449	9.7
2018	6,579	9.8
2019	6,734	10.0
2020 (p)	6,848	10.2
2021 (p)	6,964	10.3

※(p)は暫定的な数字である

(資料) The national institute of statistics and economic studies, “The essentials about immigrants and foreigners”, (https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#tableau-Tableau1_radio1) より弊法人作成。

(3) 出身地域別移民数

2019年のフランスにおける移民数はアフリカ諸国からの移民が多い。移民の出身国としては、アルジェリア、モロッコ、ポルトガル、チュニジア、イタリア、トルコ、スペインなどが多く、移民の半数は、この7か国のいずれかの出身である。

¹ INSEE, Immigré Définition (<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1328>) (2022年9月1日閲覧)

図表 1-2 2019 年の出生国別移民数

出生国	メトロポリタンフランス ² (人)	フランス (人)
アフリカの他の国々	1,012,640	1,031,749
アルジェリア	840,223	840,815
モロッコ	785,305	786,070
ポルトガル	613,150	613,562
その他の欧州連合加盟国	610,876	613,633
その他の欧州諸国	472,568	473,549
チュニジア	291,786	292,037
イタリア	287,755	288,311
スペイン	246,399	246,969
トルコ	245,228	245,266
その他の国々	972,345	1,082,831
合計	6,378,273	6,514,791

(資料) Institut national d'études démographiques, "Immigrants by country of birth" (https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/immigrants-foreigners/countries-birth-immigrants/) より弊法人作成。

2021 年のフランスに住む移民の 47.5%はアフリカ生まれであり、32.2%はヨーロッパ生まれである。また、アジア生まれが 14.4%、アメリカ、オセアニア生まれが 5.8%となっている。

図表 1-3 2021 年の出生地域（大陸）別移民数

大陸	比率 (%)
アフリカ	47.5
ヨーロッパ	32.2
アジア	14.4
アメリカ、オセアニア	5.8

(資料) The national institute of statistics and economic studies, "The essentials about immigrants and foreigners" (https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#tableau-Fcontinent_radio1) より弊法人作成。

(4) 男女別移民数

2010 年から 2020 年にかけて、男女の移民人口が増加し、ほぼすべての年で男女の比率がほぼ等しくなっている。

図表 1-4 男女別移民数の年次推移

年	男性移民人口 (千人)	女性移民人口 (千人)
2010	2,701.0	2,813.1
2011	2,737.1	2,868.0
2012	2,786.7	2,927.3
2013	2,841.5	2,993.8
2014	2,930.4	3,097.1
2015	2,997.6	3,171.6

² 国外領土を含まないヨーロッパ地域のための名称。

2016	3,054.8	3,236.6
2017	3,129.0	3,319.8
2018	3,192.6	3,386.3
2019	3,266.1	3,467.4
2020 (p)	3,320.5	3,527.7
2021 (p)	3,376.3	3,587.2

※(p)は暫定的な数字である

(資料) The national institute of statistics and economic studies, “The essentials about immigrants and foreigners” (https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#tableau-Tableau1_radio3) より弊法人作成。

(5) 年齢別移民数

移民の人口比率は 2016 年の 9.4%から 2021 年には 10.3%と増加しており、15 歳未満や 55 歳以上の人口比率も増加している。

図表 1-5 年齢別移民数

移民数・割合		2016	2019	2021 (p)
移民数 (千人)		6,291	6,734	6,964
総人口に占める移民の割合 (%)		9.4	10.0	10.3
年齢別移民人口 (%)	15 歳未満	4.6	4.9	6.3
	15～24 歳	8.0	8.3	8.0
	25～54 歳	53.4	52.8	51.5
	55 歳以上	33.9	34.0	34.2

※(p)は暫定的な数字である

(資料) The national institute of statistics and economic studies, “Immigrant and foreign population by sex and age”, (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381759#tableau-figure1>) より弊法人作成。

2020 年における移民の第二世代の年齢別の割合は、ポルトガル、イタリア、スペイン、その他の EU 諸国の場合、25 歳以上が多い傾向にあり、その他の国の場合、15 歳未満が多い傾向にある。

図表 1-6 2020 年の移民の第二世代の年齢別の割合 (%)

国名	15 歳未満	15～24 歳	25～54 歳	55 歳以上	合計
ポルトガル	15.7	19.4	60.8	4.0	100.0
イタリア	3.0	2.0	30.4	64.6	100.0
スペイン	2.8	3.2	47.7	46.4	100.0
その他の EU 諸国 (27)	16.8	7.7	20.9	54.7	100.0
その他の欧州諸国	37.0	13.5	21.1	28.4	100.0
アルジェリア	38.1	15.4	38.6	7.9	100.0
モロッコ	46.9	19.3	31.9	1.8	100.0
チュニジア	38.8	15.8	39.8	5.6	100.0
その他のアフリカ諸国	56.8	21.5	20.5	1.2	100.0
トルコ	47.7	26.1	21.0	5.2	100.0
その他の国々	43.8	22.2	25.5	8.5	100.0

合計	32.5	15.1	32.5	20.0	100.0
----	------	------	------	------	-------

(資料) Institut national d'études démographiques, “Descendants of immigrants by age and country of origin”, (https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/immigrant-s-foreigners/descendants-of-immigrants-by-age-and-country-of-origin/) より弊法人作成。

(6) 職業別移民数

一般社員が約 30.0%を占め（移民の社会的職業分類の中で最も高い割合）、次いで単純労働者（27.1%）、管理職、高度な知的職業（18.7%）、中級職（15.6%）、農家、職人、トレーダー、起業家（8.6%）となる。

図表 1-7 2021 年における移民の大陸・国別職業分類（%）

地理的な起源	農家、職人、トレーダー、起業家	管理職、高度な知的職業	中級職 ³	一般社員 ⁴	単純労働者 ⁵
アフリカ	5.7	16.3	15.3	32.9	29.8
マグレブ	7.2	18.7	15.3	28.0	30.9
アルジェリア	6.7	15.2	16.9	30.4	30.9
モロッコ、チュニジア	7.5	21.0	14.1	26.4	30.9
その他のアフリカ諸国	3.5	12.9	15.3	40.0	28.3
サハラ・アフリカ	2.3	13.2	15.4	36.2	32.8
ギニアまたは中央アフリカ	4.3	13.0	16.8	42.7	23.2
ヨーロッパ	11.0	21.1	16.2	27.8	23.9
南欧	9.4	14.2	15.6	31.2	29.6
ポルトガル	10.1	8.1	12.8	33.4	35.6
スペイン、イタリア	7.8	28.2	22.1	26.0	15.8
その他の欧州連合加盟国	10.7	27.9	17.4	26.3	17.7
その他の欧州諸国	14.4	25.9	15.7	23.3	20.7
アジア	14.5	18.0	15.2	24.7	27.6
トルコ中近東	23.3	17.1	11.0	12.1	36.5
うち、トルコ	27.0	3.8	6.1	12.7	50.4
その他アジア諸国	9.2	18.5	17.8	32.4	22.2
うち東南アジア	8.9	19.6	22.5	28.6	20.4
アメリカ、オセアニア	6.4	25.7	16.4	30.5	21.0
すべての移民	8.6	18.7	15.6	30.0	27.1
移民の子孫	6.7	20.1	25.1	29.2	18.9
総人口	7.8	21.5	25.0	26.4	19.3

(資料) Institut national d'études démographiques, “Descendants of immigrants by age and country of origin”, (https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/immigrant-s-foreigners/descendants-of-immigrants-by-age-and-country-of-origin/) より弊法人作成。

(7) 在留資格別移民数

1年以上の在留資格を取得した人の取得理由を見ると、家族を理由とする割合が 41.3%

³ 教師、エンジニア、ソーシャルワーカー、聖職者等を指す。

⁴ 警察や軍、一般的な企業の社員等を指す。

⁵ トラックの運転手、農業従事者等の単純労働者等を指す。

と最も高く、次いで教育、人道的、仕事の順となっている。

図表 1-8 1年以上の在留資格を取得した人の取得理由

理由		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
家族のため	人	83,746	89,813	91,573	92,951	89,007	89,708	93,814	106,213
	%	46.5	46.7	45.8	44.3	40.8	37.7	37.6	41.3
教育のため	人	42,757	46,108	47,547	53,069	56,507	63,809	65,786	64,262
	%	23.8	24.0	23.8	25.3	25.9	26.8	26.4	25.0
人道的な理由のため	人	16,211	15,872	17,962	19,490	25,866	34,233	31,883	33,800
	%	9.0	8.3	9.0	9.3	11.9	14.4	12.8	13.1
仕事のため	人	11,827	12,946	14,311	16,140	17,731	20,969	26,280	30,888
	%	6.6	6.7	7.2	7.7	8.1	8.8	10.5	12.0
不明	人	25,470	27,657	28,494	28,390	29,243	29,022	31,711	21,974
	%	14.2	14.4	14.3	13.5	13.4	12.2	12.7	8.6
合計		180,011	192,396	199,887	210,040	218,354	237,741	249,474	257,137

(資料) Institut national d'études démographiques, "Residence permits by reasons for admission", (https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/immigration-flow/admission-reason/) より弊法人作成。

(8) 移民の賃金

2022年8月1日時点の最低賃金はフランス首都圏、グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク、レユニオン、サン・バルテルミー、サンマルタン、サンピエールミクロンでは、1時間あたり11.07ユーロ(1594円)⁶であり、マヨット島では、1時間あたり8.35ユーロ(1202円)に設定されている⁷。最低賃金の賃金水準は外国人労働者に対しても適用される一方、人材パスポートの滞在許可証を取得する移民に対しては、最低賃金より多くの給与を取得していることが求められる(具体的な金額は人材パスポートの種類により様々であるが、例えば、高度なスキルを持つ雇用(Emploi hautement qualifié)のカテゴリーで取得をする場合には、年間報酬が最低53,836.50ユーロ(776万円)以上あることが求められる)⁸。

2018年のフランス国立統計経済研究所(L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques (INSEE))の調査によると、移民の年間平均給与は20,040ユーロ(289万円)(月額1,670ユーロ(24万円))である。この水準はフランス国民よりも26%低い水準であり、税金や、給付金の金額を踏まえると20%の差となる。移民はフランス人口の10%弱を占めているが、貧困層の20%近くを占めており、移民人口のうち、アフリカ系の人々(39.5%)の貧困率は、ヨーロッパ出身者(17.6%)の2倍以上である。移民の約70%がフランス人口全体の一人あたり年間所得の中央値を下回っており、アフリカ生まれ

⁶ 2022年12月1日時点のレート(1ユーロ=144円)により算出。以下同様。

⁷ Republique Francaise, Arrêté du 29 juillet 2022 relatif au relèvement du salaire minimum de croissance (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046113517>) (2022年9月5日閲覧)

⁸ Republique Francaise, Passeport talent : carte de séjour pluriannuelle d'un étranger en France (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16922>) (2022年9月1日閲覧)

の移民は約 80%が下回っている⁹。

1.1.2 関係法令

(1) 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る出入国管理関係法令

① 外国人の入国・滞在および亡命の権利に関する法律（Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile : CESEDA）¹⁰

2004年11月24日に当時の内務大臣の提案により制定され、入国条件やビザ、家族の再会、強制退去措置等、フランス国内の外国人に関連する規定がまとめられている。

② 2006年7月24日の移民と統合に関する法律（LOI n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration）¹¹

高技能者の移住促進や、より効果的な不法移民対策、家族移民の制限等の従来の外国人受入れ政策を改革するための規定が定められている。

③ 2007年11月20日の管理された移民、亡命権、統合の成功のための法律（LOI n° 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile）¹²

2006年7月24日の法律を補完するものとして、不法移民対策、フランスへの入国・滞在要件の制限、家族移民の管理、職業上の理由による移民の奨励等に関する規定が定められている。

④ 2016年3月7日の外国人の権利に関する法律（La loi du 7mars 2016 relative au droit des étrangers）¹³

人々の権利を守りながら、不法移民をより効果的に阻止することや、高度人材を惹きつけること、フランスに住む権利を持つ人々をより良く統合することを基本目標に掲げている。合法的な状況にある外国人の居住権を確保することや、行政手続を簡素化し、国際的な人材にとってのフランスの魅力を強化するために、「人材パスポート」という新しい滞在許可証を創設した。

⁹ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques, Niveau de vie et pauvreté des immigrés (2022年9月1日閲覧)

¹⁰ Republique Francaise, "Code on Entry and Residence of Foreigners and Right of Asylum" (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070158?etatTexte=VIGUEUR&etatTexte=VIGUEUR_DIFF) (2022年9月1日閲覧)

¹¹ Republique Francaise, "LAW No. 2006-911 of July 24, on Immigration and Integration (1)" (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000266495/>) (2022年9月1日閲覧)

¹² Republique Francaise, "Law No. 2007-1631 of 20 November 2007 on Immigration Control, Integration and Asylum (1)." (<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000524004/>) (2022年9月1日閲覧)

¹³ Republique Francaise, "The Law of 7 March 2016 on law of foreigners", (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/La-loi-du-7-mars-2016-relative-au-droit-des-etrangers>) (2022年9月1日閲覧)

⑤ 2018年9月10日の管理された移民、亡命権、統合の成功のための法律（LOI n° 2018-778 du 10 septembre 2018 pour une immigration maîtrisée, un droit d'asile effectif et une intégration réussie）¹⁴

亡命申請手続の迅速化と受け入れ条件の改善や、不法移民対策の強化、外国人の統合及び受け入れに対する効果的な支援等が新たに規定された。

(2) 労働関係法令

労働基準法（Code du travail）¹⁵において、就労許可証の取得、移民の労働搾取、違法労働対策、差別の防止等について規定している。

フランスで従業員として働くための適切な書類を持たない外国人を、直接・間接を問わず雇用や勤務させること、就労が許可されていない業種や地域で外国人を雇用することは違法となる。また、就労許可証を持たずに雇用された外国人従業員は、労働法第 L.8252-1 条に規定される雇用者の義務により、雇用の日から正規に従事する従業員とするとの規定もある。

(3) 社会保障関係法令

社会保障法（Code de la sécurité sociale）¹⁶において、移民が利用可能な健康保険、出産保険、育児保険、障害保険、死亡保険、労働災害・疾病保険、年金拠出金、家族手当、失業給付の受給基準等を規定している。

フランスで働き、居住する外国人従業員は、原則として、国籍や雇用主の登録国に関係なく、フランスの社会保障法の適用を受け、社会保障登録により、社会保障番号と電子登録カードである Vitale カード（Carte Vitale）が発行される。従業員がフランスの社会保障に加入したことがない場合、雇用主は登録に必要な手続を行う必要がある。フランスで移民を雇用する企業は、現地の URSSAF（社会保障費と家族手当の徴収を担当する政府機関）に採用前申告書（DPAE）を提出しなければならない。申告書の提出により、従業員および雇用者の社会保障費の負担が、当該移民の社会保障番号にリンクされる。

(4) 刑法等

刑法（Code pénal）¹⁷は、フランス領内で発生した犯罪に適用される。また、第 113 条の 7113-7 条では、被害者がフランス人であれば、フランス領土外でフランス人または外国人によって行われたかどうかにかかわらず、懲役刑に処せられるあらゆる犯罪にフラン

¹⁴ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, LOI n° 2018-778 du 10 septembre 2018 pour une immigration maîtrisée, un droit d'asile effectif et une intégration réussie (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037381808/>) (2022年7月28日閲覧)

¹⁵ Republique Francaise, "Labour Code" (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050/2022-07-18/) (2022年7月28日閲覧)

¹⁶ Republique Francaise, " Code de la sécurité sociale" (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006073189/) (2022年9月1日閲覧)

¹⁷ Republique Francaise, " Code pénal" (<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719/>) (2022年9月1日閲覧)

スの法律が適用されると定めている。

1.1.3 関係機関

(1) フランス移民・統合局（Office Français de l'Immigration et Intégration : OFII）¹⁸

フランスでの永住を許可された外国人の受け入れと支援等を統括している。また、共和国統合契約の署名者に提供される言語研修と市民研修に関する業務を担当している。OFIIのミッションは移民の受け入れと統合、帰国・再入国のサポート、亡命者支援である。2010年以降在仏外国人総局の監督のもとで運営されている。

(2) 在仏外国人総局（Direction générale des étrangers en France : DGEF）¹⁹

移民、亡命、統合、フランス国籍取得のための政策を統括するために 2003 年に設立された。ビザに関する規制、フランスにおける外国人の入国・居住・就労に関する一般規則、不法移民・不法就労・文書詐欺の防止、亡命者の受け入れと支援、フランス市民権の取得を管理する権限を有する。DGEF には以下の主な機関がある。

① 移民局（Direction de l'immigration : DIMM）

外国人の入国、居住、就労、不法移民対策に関する政策を統括している。外国人の入国、居住、就労許可に関する規則も策定する。また、国境管理、外国人の追放、不法労働や身分詐称対策も管理している。また、欧州各国との交渉、移民に関する二国間協定の交渉にも貢献している。

② 亡命局（Direction de l'asile : DA）

亡命政策と保護を受ける人々の受け入れに関する問題を統括する。庇護希望者と難民の受け入れ、収容、権利に関する事項、関連する規制を担当している。欧州および世界レベルでの庇護政策の展開と実行も担当している。

③ 統合および国籍へのアクセス局（Direction de l'intégration et de l'accès à la nationalité : DIAN）

フランスに初めて居住を許可され、永住を希望する移民のための統合政策を立案・実施している。統合のためのプログラムの企画・運営・協力や、帰化、フランス人との婚姻、兄弟姉妹の国籍取得と喪失に関する規則を作成している。

④ 統計・調査・文書部門（Département des statistiques, des études et de la

¹⁸ OFII, "Welcome to the French Office for Immigration and Integration website", (<https://www.ofii.fr/en/>) (2022年9月1日閲覧)

¹⁹ Ministry of the Interior and overseas, "Directorate-General for foreign nationals in France" (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/content/download/128868/1027660/file/Plaquette-DGEF-mai2021-pageapage-EN.pdf>) (2022年9月1日閲覧)

documentation : DSED)

DGEF の政策に関する統計データの収集、分析を担当している。

⑤ 国際・欧州部門 (Service des affaires internationales et européennes : SAIE)

関係省庁との協力のもと、国際・欧州レベルでの移民外交の様々な政策の立案・実施を行っている。二国間協定や他国との協調的な移民の管理を担当している。

⑥ IT モニタリング事務局 (プログラム「在仏外国人のためのデジタル行政」) (Comité de suivi informatique "Direction de programme «administration numérique pour les étrangers en France»")

DGEF が関与する情報システムの大規模な近代化プログラム (入国、出国、出国拒否のデータを記録等) の実施を担当している。

(3) キャンパス・フランス (Campus France) ²⁰

欧州・外務省と高等教育・研究・イノベーション省の傘下に位置づけられた公的機関であり、フランスでの留学や研究の希望者が、自身の学びたいこと、研究したいことに最適な計画を立てることができるよう、フランスの高等教育機関に関する情報を提供する機関である。124 か国に 255 のオフィスを構えており、世界中で 500 名を超える職員が働いている。

(4) 欧州外務省 (Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères) ²¹

中央官庁と常に協力関係にある在外大使館・領事館の大規模なネットワークにより、外国人への情報発信や移民の管理のための国際的な交渉等を担当している。

(5) 経済・雇用・労働・連帯担当地域総局 (Directions régionales de l'économie, de l'emploi, du travail et des solidarités : DREETS) ²²

地域レベルでの労働政策や企業への支援、雇用政策、医療以外の医療・福祉専門職の養成と認定、移民の社会的・職業的統合等を担当している。

(6) 雇用センター (Pôle emploi) ²³

失業者を登録し、仕事を見つけるのを助け、財政援助を提供する機関である。55,000 人の従業員、900 以上の地域の支部がある。求職者へのアドバイスや、労働市場と求職者に

²⁰ Campus France, "Home page" (<https://www.campusfrance.org/en>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

²¹ The Ministry for Europe and Foreign Affairs, "Home Page" (<https://www.diplomatie.gouv.fr/en/>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

²² DREETS, "Protect, support, develop at the heart of DREETS' missions" (<https://dreetts.gouv.fr/>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

²³ Pôle emploi, Nos missions (<https://www.pole-emploi.org/poleemploi/mission/nos-missions.html?type=article>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

関するデータを収集し、関連機関に提供をしている。

(7) 民間の団体等²⁴

① BAAM (Bureau d'accueil et d'accompagnement des migrants)

法律、社会、行政に関する数多くの無料支援サービスを提供している。具体的にはフランスにおける移民としての権利、医療へのアクセスや雇用を得る方法の周知、フランス語の指導、法律相談、LGBTの権利、文化、雇用へのアクセス等の支援を行っている。

② ラ・シマード (La Cimade)

フランスにおける移民としての権利について、人々に情報を提供している。不法移民の拘置所 (CRA) にいる移民に法的支援を提供している。

③ 移民のための情報・支援グループ (Groupe d'information et de soutien des immigrés : Gisti)

ビザ、滞在許可証、亡命申請、市民権申請、フランスにおける移住者の社会的権利など、さまざまな法的支援サービスを提供している。

1.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

ビザは、短期滞在と長期滞在の2種類に大別される。欧州共同体法 (Community Code of Visas: CCV) に基づく短期滞在ビザは、外国人が国境を越えてフランスに短期間 (3か月未満) 滞在することを可能にする。観光、出張、家族、個人的な訪問のためのビザである。フランスの国内法 (CESEDA) で規定されている長期滞在ビザは、外国人がフランスに長期間 (3か月以上) 滞在することを可能にする。

(1) 短期滞在ビザ²⁵

短期滞在ビザは、外国人がフランス領に入国し、3か月間まで滞在することを許可するビザであり、以下の2種類がある。

- 通常の短期滞在ビザ (シェンゲン協定加盟国全 26 か国の領域内を自由に移動することができる)
- 海外領土に適用される特別な短期滞在ビザ (欧州連合、欧州経済領域 (EEA)²⁶、スイスに対する第三国の市民が海外領土にアクセスすることができる)

短期滞在ビザでは、フランス領内での長期滞在や家族帯同はできず、職業活動も制限される。短期滞在ビザには、1回の短期滞在のためのシングル・エントリーと、連続した数

²⁴ InfoMigrants, "Understanding Europe" (<https://www.infomigrants.net/en/post/30169/help-for-migrants-in-france-a-list-of-organizations>) (2022年9月1日閲覧)

²⁵ Welcome to France, "Fact sheet: Different visa categories" (<https://www.welcometofrance.com/en/fact-sheet-different-visa-categories>) (<https://www.welcometofrance.com/fiche/fiche-synthese-differents-types-de-visa>) (2022年9月1日閲覧)

²⁶ EU加盟国である 27 か国とリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーの 3 か国が含まれる

回の短期滞在のためのマルチ・エントリーがある。短期滞在ビザが複数回の入国を許可する場合、それは旅行ビザまたは循環ビザとして認定される。循環ビザ²⁷は、シェンゲン領域への入国を無制限に許可する複数回入国可能な短期滞在用ビザである。循環ビザの所持者は、全体で 180 日間の滞在が可能であり、フランス国内またはシェンゲン協定加盟国での 90 日間の連続した滞在、又は、1 学期あたり最大 90 日の累積滞在を数回行うことができる。

その他、シェンゲン協定加盟国にある空港の国際線ゾーンを通過することを認める（入国は認めない）空港通過査証等もある。

(2) 長期滞在ビザ²⁸

長期滞在ビザは、外国人がフランスに 3 か月以上滞在し、一定期間フランスで生活するための滞在許可証を取得することを可能にする。個人的な理由（家族の再会、退職など）または職業上の理由（起業、有給雇用など）にかかわらず、90 日以上フランスに居住することを希望する外国人は、居住国のフランス領事館に長期滞在ビザの申請書を提出する必要がある。この有効期間中は、一時滞在許可証または複数年滞在許可証の保持者と同等の権利が与えられる。また、フランスに滞在するために、居住地の県に滞在許可証を申請することも可能である。長期滞在ビザは、外国人が 3 か月以上の滞在を目的としてフランスに入国することを許可するものである。

滞在許可証に相当する長期滞在ビザ（VLS-TS）は、保有者がフランスに入国するだけでなく、別途滞在許可証を申請することなく 3 か月から 12 か月間フランスに滞在することができる。VLS-TS では最初の 1 年間は滞在許可証の申請義務が免除される。最初の 1 年間の滞在后、フランスでの滞在を延長しようとする外国人は、状況に応じた滞在許可証を有効期限前 2 か月以内に県庁で申請する必要がある。2010 年 3 月 25 日の 2010 年 3 月 25 日規則 265/2010 によって改正されたシェンゲン協定実施条約第 21.2a 条では、ビザの有効期間中、長期滞在ビザ保有者のシェンゲン圏内での移動を 1 期間あたり最大 90 日間許可している。

図表 1-9 長期滞在ビザ（VLS-TS ビザ）の種類

ビザの名称	滞在期間
フランス国民の配偶者（les conjoints de ressortissant français）	1 年
サラリーマン（les travailleurs salariés） ① 雇用契約が無期限で結ばれている場合 ② 雇用契約が一定期間である場合	① 1 年 ② 4 か月から 12 か月
学生（les étudiants）	4 か月から 12 か月
訪問者（les visiteurs）	4 か月から 12 か月
研修生（les stagiaires）	4 か月から 12 か月

²⁷ Welcome to France, "Circulation visa" (<https://www.welcometofrance.com/fiche/visa-de-circulation>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

²⁸ Welcome to France, "Fact sheet: long stay visa" (<https://www.welcometofrance.com/en/sheet/fact-sheet-long-stay-visa>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

家族再会で滞在ができる人の配偶者 (les conjoints bénéficiaires du regroupement familial)	1 年ビザ
人材パスポートの枠組みでビザを取得された方とその家族 (Les bénéficiaires d'un visa relevant du cadre (passeport talent) et leur famille)	4 か月から 12 か月まで
企業内転勤に関連する職種の出向者とその家族 (Les salariés détachés (ICT) et leur famille)	4 か月から 12 か月まで
ICT に関連する職種のインターン生とその家族 (Les stagiaires (ICT) et leur famille)	4 か月から 12 か月まで
商業活動または独立した活動 (起業等) をするために来る人 (les personnes venant exercer une activité commerciale ou indépendante (Entrepreneur/profession libérale))	4 か月から 12 か月まで

(資料) Ministry of the Interior and the overseas, “Long-stay visas” (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Immigration/Les-visas/Les-visas-de-long-sejour>) より弊法人作成。

その他の長期滞在ビザについては、フランスでの就学が許可されている外国籍の未成年者のためのビザ (Le visa pour scolariser un mineur en France) (最大 11 か月) や、二国間のワーキングホリデー協定に基づくビザ (Le visa (vacances travail)) (最大 1 年)、研究や芸術活動のためのビザ (Le visa de long séjour temporaire) (4 か月から 12 か月まで) がある。

また、フランスに合法的に定住している外国人は家族 (配偶者と未成年の子供) を呼び寄せる事ができる (以下、家族の再会)。家族の再会には以下の一定の条件が課せられる。

- フランスに 18 か月の正規居住地と安定した十分な受け入れ環境がある。
- 配偶者の年齢は申請書を提出した日に 18 歳以上である。
- 未成年の子供は 18 歳未満であり、申請者またはその配偶者と確立された関係を持っている。

一夫多妻制の外国人の配偶者や、フランスに駐留することが公共の秩序に対する脅威となる家族、フランスにおける家庭生活を送るための原則 (一夫一婦制、男女平等、子供と青少年の尊重、結婚の自由、民族のおよび宗教的差異、学校への出席など) を尊重しない場合、家族の入国を拒否する可能性もある。フランスへの入国を許可された家族には OFII によって健康診断が行われる。

家族の再会が県知事によって承認された場合、家族 (受益者) は出身国のフランス領事館が発行した長期滞在ビザを所持していなければならず、家族の入国はビザの発行から 3 か月以内に行う必要がある。発行された長期滞在ビザは、フランス滞在の 1 年目の居住許可証に相当し、滞在許可証やビザを発行するための条件を満たし続ける場合、翌年から複数年の居住許可証が発行される。家族の再会により入国した家族が 3 年間合法的に居住した場合、家族を呼び寄せた申請者本人が既に滞在許可証を所持していれば滞在許可証が交付される。それ以外の場合は、5 年間の合法的な居住の後、外国人の入国および居住法および庇護権の第 L.314-8 条に定められた条件を満たすことを条件として、滞在許可証を受けとることができる²⁹。

²⁹ Ministry of the Interior and the overseas, Le regroupement familial (<https://www.immigrati>)

(3) 滞在許可証 (Carte de séjour) ³⁰

EU や欧州経済領域 (EEA) の加盟国等のヨーロッパ諸国の場合、滞在許可証は必要ないが、それ以外の国の場合、以下のカテゴリーに従って申請することができる。

図表 1-10 一般的な滞在許可証の種類

カテゴリー	概要	有効期間	許可基準
私生活・家庭 (vie privée et familiale)	フランスに家族のつながりがあれば取得できる。就労することができ、年1回、複数年に1回の更新制となる。	有効期限は1年。複数年滞在許可証の有効期限は2年となる。	フランス人の配偶者の場合 1.長期滞在ビザ (VLS/TS) がある 2.短期滞在ビザがある 3.すでに他の滞在許可証がある ※子供や他の家族の条件もある。
従業員又は派遣社員 (salarié ou "travailleur temporaire")	従業員として働くためにフランスに来た外国人は、無期限契約 (CDI) または有期契約 (CDD) と記された一時滞在許可証を取得できる。	1年間有効で、更新可能。	1.雇用主は労働許可証をオンラインで申請する必要がある。 2.長期滞在ビザがある。
起業家等 (entrepreneur/profession libérale)	フランスで3か月を超える自営業の活動を行うことを許可する。	有効期限は1年間。	1.活動内容が主体的に行われている。 2.商業登記簿に記載されている。 3.非商業的、工芸的、工業的な独立した職業に就く場合。 4.事業が経済的に成立し、十分な生計を立てることができること。 5.活動内容が、本人の資格や専門的な経験に対応していること。
一般的な複数年滞在許可証 (Carte de séjour pluriannuelle "générale")	一時滞在許可証の期限が切れると、複数年の滞在許可証が発行されることがある。一時滞在許可証または長期滞在ビザ (VLS-TS) を取得した後に発給される。	有効期限は原則4年。	一時滞在許可証または長期滞在ビザ (VLS-TS) の発行の条件を満たしていること。
人材パスポート (passport talent)	3か月以上フランスで働きたい人は、複数年の滞在許可証である人材パスポートの取得ができると、配偶者と未成年の子供も、複数年の滞在許可証を得ることができる。	最長4年間有効で、更新可能。	熟練工向け 1.専門職学士または専門職修士、あるいは少なくとも修士と同等の学位が必要。 2.年間総報酬が39,494ユーロ (569万円) 以上となる3か月以上の雇用契約を締結していること。 革新的な企業での採用活動 1.革新的な企業に採用された。 2.研究開発等に関する職種である。
人材パスポート (家族) (passport talent (famille))	複数年の滞在許可証「人材パスポート」を所持する外国人の家族は、上記の長期滞在ビザの項目で記載の家族の再会の手続きを経ずに滞在許可証を取得することができる。	配偶者または親の「人材パスポート」の残存有効期間と同じ。	1.本人が18歳以上で、「人材パスポート」の滞在許可証を持っている人と結婚していること。 2.「人材パスポート」の滞在許可証を持つ夫婦の子供 等
季節労働者 (travailleur saisonnier)	季節労働者としてフランスに滞在することを希望する場合。	最大3年間有効で、更新可能。	季節労働者に言及する3か月間有効なビザがあり、行政が認めた3か月以上の期間の季節労働契約がある場合。
ICTに関連する業務に従事する社員 (salarié détaché ICT)	企業内転勤の際に1年以上の任務を遂行するためにフランスに滞在することを許可する。同伴家族の手続きも可能。	有効期限は最長3年間。滞在期間が3か月以上1年未満の場合、ICTに関連する業務に従事する社員の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ (VLS-TS) を取得すれば十分である。	1.長期滞在ビザ (VLS-TS ビザ) がある。 2.上級管理職の地位にあることや、専門知識をもたらすためにフランスに来る場合。 3.会社と雇用契約を結んでいる場合。等
訪問者 (visit)	労働することなくフランス	1年間有効で、更新可能。	1.3か月以上滞在する場合は、長期滞在ビザ

on.interieur.gouv.fr/Immigration/L-immigration-familiale/Le-regroupement-familial) (2022年9月1日閲覧)

³⁰ Minister of the Interior, "Permits, residence permits and movement documents for foreigners in France" (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/titres-carte-sejour-document-s-circulation-etranger-france>) (2022年9月1日閲覧)

eur)	に3か月以上滞在することを許可する。		(VL-TS)を所持していることが条件となる。 2.フランス国内で就労しないことを確約し、滞在期間中、十分な生活資金を有していること。 3.単身者の場合、必要な最低資金額は1,302.64ユーロ(18.8万円)(月額)。
定年退職(retraité)	フランスにいつでも入国でき、最長1年まで滞在できる。ビザを取得する必要はなく、フランスで働くことはできない。	有効期限は10年で、更新が可能。	1.長期の滞在許可証を持ってフランスに居住している人。 2.フランスの社会保障制度から老齢年金を受給している人等
10年の長期滞在許可証(résident de 10 ans d'un étranger)	フランスに家族がいる場合や、国際的な保護として認められた場合、一時的・複数年の滞在許可証を更新する場合等に発行される。	10年間有効で更新可能。	以下の滞在許可証のうち1つ以上を持ち、フランスに5年以上滞在したことがある。 1.長期滞在ビザ(VLS-TSビザ) 2.訪問者の滞在許可証 3.私生活・家庭の滞在許可証 4.従業員又は派遣社員の滞在許可証 5.起業家等滞在許可証 6.人材パスポート
EUの長期滞在許可証(résident de longue durée-UE)	5年間定期的にフランスに滞在した後、継続して滞在することを許可される。	10年間有効で更新可能。	以下の滞在許可証のうち1つ以上を持ち、フランスに5年以上滞在したことがある。 1.長期滞在ビザ(VLS-TSビザ) 2.訪問者の滞在許可証 3.私生活・家庭の滞在許可証 4.従業員又は派遣社員の滞在許可証 5.起業家等滞在許可証 6.人材パスポート
永住許可証(résident permanent)	10年の長期滞在許可証の更新として発行される。	10年間有効で無条件で更新可能。	10年の長期滞在許可証を取得している、又は60歳以上である場合。

(資料) Minister of the Interior, “Permits, residence permits and movement documents for foreigners in France” (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/titres-carte-sejour-documents-circulation-etranger-france>) より弊法人作成。

また、一時滞在許可証として、以下が挙げられる。

図表 1-11 一時滞在許可証の種類

カテゴリー	概要	有効期間	許可基準
病気の子供の親である外国人の一時的な滞在 (Parent d'enfant malade)	外国人(ヨーロッパ人を除く)がフランスで未成年の子供と同居しており、その子供が重病である場合、一時滞在許可を取得することができる。	有効期限は6か月。	1.子供の健康状態は、フランスで必要不可欠な医療を必要とする状態である。 2.母国で適切な治療を受けることができない。 3.フランスで子供と同居し、その子供の養育を支援する人である。 4.公の秩序に脅威を与えないこと
フランスでのボランティアのための一時的な滞在 (Mission de volontariat en France)	外国人であり、フランスで公益財団法人等に所属し、ボランティア活動を行うことを希望する者。	ボランティア契約書に記載されている期間と同じ期間。	1.公益財団法人等でボランティア活動を行う人。 2.協会または財団が社会的または人道的な性格を有すること。 3.長期滞在ビザを持つ人。 4.入国前にボランティア契約を締結している。 5.ミッション終了時にフランスを離れることを約束する人。 6.協会または財団が認定した人物。等
AUペア(jeune au pair)	家事や育児をする代わりに、フランスの家庭に一時的に滞在す	有効期限は最大1年。	1.18歳以上30歳未満。 2.国籍が異なり、血縁関係のない家庭に一時的に滞在し、軽度の家事・育児

	ることができる。		の代わりに、語学力およびフランスに関する知識の向上を図ることを目的とする。 3. フランス語の基礎知識を持っている、または中等教育レベルの教育を受けている、または専門的な資格を持っている。 5. 長期滞在ビザを持っている。
求職・ビジネス創出 (Recherche d'emploi/création d'entreprise)	非ヨーロッパ系の外国人で、フランスの教育機関を卒業し、高等教育を受けた後にフランスで働くことを希望する場合、仕事または事業創出を目的として滞在許可証を申請することができる。研究者として長期滞在ビザ取得している場合もこの許可証を申請できる。	有効期限は最大 1 年。	1. 修士課程（またはそれに相当する課程）を修了した者。 2. 学生の長期滞在ビザでフランスに滞在している（または滞在したことがある）。 3. 専門職資格、専門修士号、理学修士号（グランゼコール会議認定）、または少なくとも修士号と同等の資格を取得していること。 4. 研究者の申請の場合、研究作業を終了していること。

(資料) Minister of the Interior, “Permits, residence permits and movement documents for foreigners in France” (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/titres-carte-sejour-documents-circulation-etranger-france>) より弊法人作成。

1.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度(受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。)等の有無及び詳細

① 労働市場テスト

2008年1月、当時の経済・財政・雇用大臣 (ministre de l'économie, des finances et de l'emploi) 及び移民・同化・国民アイデンティティ・共同発展大臣 (ministre de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du codéveloppement) が共同で出した命令 (Arrêté) において、人手不足職種が定められた³¹。

この命令では、人手不足職種が地方圏³²毎に定められている。ほぼすべての地方圏に共通して挙げられている人手不足職種は、「監査及び会計管理」「コンピュータ科学研究」「コンピュータ科学専門家」「保険オペレーションマネージャー」「建設機械、昇降機、農業機械の整備士」「セメント生産設備パイロット」「電気・電子企画設計者」「プロセス産業の生産技術者」「コンプライアンス検査官」「建設業の技術研究担当者」「建設現場マネージャー」

³¹ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, Arrêté du 18 janvier 2008 relatif à la délivrance, sans opposition de la situation de l'emploi, des autorisations de travail aux étrangers non ressortissants d'un Etat membre de l'Union européenne, d'un autre Etat partie à l'Espace économique européen ou de la Confédération suisse (<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000017937372/>) (2022年7月28日閲覧)

³² フランスには権限を分け合う4つの地方行政段階(市町村、市町村広域連合体、県、地方圏)がある。市町村が最も小さく、地域圏が最も大きい行政区画である。

「建設監督者」である。その後リストの改定作業は行われず、現在でも、当初の地方圏毎の職種のリストが人手不足職種とされている³³。

フランスに居住していない外国人労働者を採用する場合、雇用主は雇用状況（*La situation de l'emploi*）の規則を遵守する必要がある。雇用状況の規則は、行政当局が外国人労働者の雇用許可を与えるか否かの最も重要な基準である。雇用状況の規則は、県が当該地域における職業の失業水準に関する統計データを調査し、雇用者が労働市場に既に存在する労働者を見つけることができるかどうかを判断するために行う調査のことである。県は雇用センター（*Pôle emploi*）³⁴から四半期ごとに送られてくる地域の雇用状況に関する統計データを元に、労働需要の経年変化や労働者に対するオファーの満足度、求職者の経年変化や現在の求人数、企業から提示されている求人の契約期間等の関連要素から緊迫度を評価している。また、雇用センターでは、毎年「労働条件調査（*Enquête Besoins en Main-d'Œuvre*）³⁵」を実施しており、雇用主の来年度の採用意向等のデータも蓄積されている。統計情報による雇用の緊迫度に関する評価の他に、雇用主は雇用センター等の公共の職業安定所に3週間の求人広告を出す必要があり、外国人労働者を採用するためには3週間の求人を出したが候補者が見つからなかったことを証明する必要がある³⁶。

一方、この制度は申請が煩雑であることや、雇用の許可（就労ビザの発給）は県の責任であるため、各地域で判断にバラつきが生じるという課題がある。行政の裁量的な側面も大きいため、人材を派遣しようとする企業にも、受け入れる企業側にとっても採用できるのかが不確実な状況になっており、特に中小企業の外国人労働者の採用意欲をそぐ一因になっている。そのため、フランス経済分析評議会では、申請をしやすくし、且つ許可の基準を標準化するために、デジタル技術を用いた国の専門ユニットを作ることを提言している³⁷。また、フランスでは2020年3月まで、専門職（人材パスポート）の場合、労働許可証最初の2年は雇用主の変更を控える必要があったが、2021年より次の雇用主を見つけ申請をすれば転職ができるようになってきている³⁸。一方、季節労働者等、短期の労働者の雇用主の変更は基本的には制限され、最低雇用期間（雇用主と従業員の間で自由に設定）により変わってくる³⁹。

³³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、pp.105-106

³⁴ 失業者を登録し、仕事を見つけるのを助け、財政援助を提供するフランスの政府機関。

³⁵ Pôle emploi, Enquête Besoins en Main-d'Œuvre 2022 (<https://statistiques.pole-emploi.org/bmo>) (2022年7月18日閲覧)

³⁶ AVOCAT, LA SITUATION DE L'EMPLOI (<https://leblogdemaitrebabou.com/la-situation-de-lemploi/>) (2022年7月18日閲覧)

³⁷ Conseil d'analyse économique, L'immigration qualifiée: un visa pour la croissance, No 067 - 2021, p.9

³⁸ Exilae, The employment of a foreign employee following the reform of 1 April 2021 (<https://exilae.fr/le-changement-demployeur-pour-un-salarie-etranger-en-2021/>) (2022年12月12日閲覧)

³⁹ Le travail saisonnier (<https://www.bing.com/search?q=France+Travailleurs+saisonniers+Ch%C3%B4mage&form=ANNH01&ref=86f7e71d601e48bf8c83445943380c4b>) (2022年12月12日閲覧)

② 受入人数枠

フランスでは EU 圏外の国民に労働許可を発行するために、地域や職業別の割当制度を設ける予定との報道がある⁴⁰が、現状では職種等によって受入れ人数枠の設定等はしていない。

(2) 永住・帰化の可否及び基準(永住許可を得るために必要な在位留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。)

フランスに数年間居住している人が、フランスに長期間定住することを希望する場合、長期滞在ビザや滞在許可証を取得できる。10年の長期滞在許可証は、フランス人の配偶者、家族再会で入国した外国人、フランス人の子供の親、家庭内暴力の被害者など、さまざまなケースが想定される。永住許可証は10年の長期滞在許可証を更新する際に発行される。

帰化の基準は、以下が挙げられる。許可証の発行後から18か月以内に、面接を行い、申請書の追跡調査を行う(帰化の申請時点でフランスに10年以上居住していることが証明された場合、この期間は12か月以内に短縮される)。フランス国家やフランスの経済や文化に特に関係がある組織のために、公的または私的な専門的活動を行う者や、モナコ在住者、国家公務員またはフランス軍の正規の訓練に従事している者、国家公務員ボランティアである場合、配偶者や子供も帰化の対象になる⁴¹。

- 17歳から申請でき、受理されれば18歳から帰化できる。
- 帰化許可証の署名時にフランスに居住していること、フランスへの利益(特に職業的利益)および家族関係の中心がフランスにあることが必要である。
- フランスに5年以上居住している必要があるが、難民認定を受けている、又はフランス語を母語とする、フランス軍で兵役経験がある等の例外がある。
- 申請時に有効な滞在許可証が必要である。ただし、EEA、スイスの人は必要ない。
- フランス語の十分な知識がある。
- フランスの歴史や文化など、フランス社会への同化を証明する必要がある。
- 安定した十分な収入がある。

(3) 永住資格を喪失する要件(一定の事由の発生により自動的に喪失する要件であるか、入国管理当局の調査・処分により当局側が喪失させるものであるか)

永住許可証は10年の長期滞在許可証を更新する際に発行される。一度永住許可証が発行された場合、無条件で更新が可能となる⁴²。

⁴⁰ DW, "Summary of European Migration Network Ad-Hoc Query No. 2021.17" Labour Market Test] (<https://www.dw.com/en/france-to-set-up-regional-quotas-for-foreign-worker-permits/a-51126799>) (2022年9月1日閲覧)

⁴¹ DEMANDE DE NATURALISATION, Conditions et démarches pour demander sa naturalisation par déclaration (<https://www.demande-naturalisation.fr/demande-naturalisation-par-declaration/>) (2022年9月1日閲覧)

⁴² Minister of the Interior, Carte de résident permanent d'un étranger en France (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/carte-resident-permanent-etranger-france>) (2022年9月1日閲覧)

1.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

1.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

(1) 移民政策の変遷

フランスの移民政策の変遷には大きな転換点が2つある。第一次世界大戦以降に人口が著しく減少した時期から移民受入れが始まり、高度経済成長の終焉で雇用状況が悪化したため、1974年に移民の流入抑制とフランス社会への統合を柱とした移民政策を進めることとなった時期が1つ目の転換点である。その後、就労目的の移民の受入を停止する一方、既に滞在している移民による家族の呼び寄せは許容したため、移民は引き続き増加し続けた。移民の入国を取り締まる一方で既に入国している移民（不法移民も含む）の権利保障を進めるなど、不法移民に対する取締りの強化と緩和が繰り返された。1974年以来、就労目的の移民に閉ざされていた国境を30年ぶりに開くという方向転換を行ったのが2006年7月24日の移民と統合に関する法律⁴³の成立であり、高度外国人材に対しては門戸を広げる一方で、それ以外の移民については滞在条件を厳格化するという趣旨の取組が行われた。国が必要とする移民を選別して受け入れる方式へ転換し、フランス社会への移民の統合促進を目指す「選択的移民政策（Immigration choisie）」が継続して行われた⁴⁴。

現在でもこの基本方針に大きな変化はなく、2003年には「共和国統合契約（contrat d'accueil et d'intégration）」が導入され、移民はフランスの価値観や規範を遵守することが求められるようになり、移民の同化や統合に関する政策が再び色濃くなっている状況にある⁴⁵。

(2) 共和国統合契約

現在のフランスでは、移民の流入の制御や合法的な移民の統合、保護を求める人々の亡命権の行使の保証という3つの軸で、移民に関する戦略を定義している⁴⁶。

フランスにおける移民を巡る議論は、植民地支配と伝統的な同化主義政策の歴史に深く関わる。同化主義政策はフランスの植民地支配を支える主要なイデオロギーの一つであり、フランスの価値観やイデオロギーを取り入れることで、植民地の市民はフランス人とみなされる考え方があった。この同化の焦点は1960年から1970年代にかけての政策にも依然として色濃く残っていた。しかし、1980年代半ば以降、多文化主義的な政策が主流となった⁴⁷。この背景には、脱工業化による移民の仕事の減少から、移民が文化的、宗教的アイデンティティを維持するのを助け、そのことで帰国を促すという重要な目的を果たしたと

⁴³ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, LOI n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000266495/>) (2022年7月28日閲覧)

⁴⁴ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.97

⁴⁵ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.1

⁴⁶ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, p.9

⁴⁷ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.1

言われている。フランスでは、19世紀に浮上したフランス社会におけるユダヤ人の扱いや植民地からの移民、19世後半の人口減少を補うためにベルギー、イタリア、スペイン等の近隣諸国からの移民に関する議論から、人種や宗教等の違いにより同化が難しいとされる人口の民族性を維持しようと様々な政策が実施され、労働供給の管理と母国への帰還の奨励などの目的で移民政策が実行されてきた⁴⁸。近年では、宗教的原理主義の台頭等の理由により、同化政策、多文化主義的政策の見直しが行われ、2003年には「共和国統合契約（CIR）」が導入された。移民はフランスの価値観や規範を遵守することが求められるようになり、移民の同化や統合に関する政策が再び色濃くなっている状況にある⁴⁹。

共和国統合契約はフランスの統合政策の中心であり、以下の内容に記載の通り、外国人に対する市民教育、言語教育を推進することにより、外国人がフランス社会にとけこみ、フランス的な考え方を身につけることを目的としている⁵⁰。地方圏の役割として、統合の支援をすることが規定されており、移民はフランス社会と共和国の本質的な価値観を尊重し、市民および語学研修に熱心かつ真剣に参加する義務を負う契約となる⁵¹。

図表 1-12 共和国統合契約（CIR）の概要

プロセス	内容
(a) 契約締結手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 共和国統合契約（CIR）は、いくつかの例外を除いて、フランス国家と、フランス永住を希望してフランス滞在が認められたヨーロッパ以外の外国人との間で締結される 1 年間の契約である。署名した者は、フランス社会への統合を促進するためのトレーニングコースの受講を約束することになる。 ● 市民訓練を受ける義務があり、フランス語のレベルが十分ではない者は、語学研修が義務づけられる場合がある。ただし、フランスの中等学校に 3 学年分以上通っている者、フランスで高等教育を 1 学年分以上修了している者は免除される。
(b) 市民訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民訓練は、「フランス共和国の原則と価値観」と「フランスでの生活と就労」に分けられており、4 日間で計 24 時間の研修となっている。「フランス共和国の原則と価値観」は、フランス社会を理解し、フランスの価値観や制度に関する知識を身につけることを目的としている。フランス社会に溶け込む準備段階として、フランスの日常生活における権利と義務を理解し、適切に行動できるようにする訓練である。 ● 「フランスでの生活と就労」では、フランスの行政機関や日常生活の健康や就労、住宅事情、親のための支援メカニズム、幼児期とその育児の取り決め、学校、教育指導、子供の権利

⁴⁸ Thomas Lacroix, 2015, The long, troubled history of assimilation in France (<https://theconversation.com/the-long-troubled-history-of-assimilation-in-france-51530>) (2022年7月18日閲覧)

⁴⁹ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.1

⁵⁰ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.106

⁵¹ OFII, Le contrat d'intégration républicaine (<https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/>) (2022年7月24日閲覧)

	などについて研修を受ける。
(c) 語学研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人のフランス語能力が「言語に関する欧州共通基準 (CECR)」の A1 以下である場合、語学研修が義務づけられる。フランス語のレベルは、基礎段階 (A) (義務教育レベル)、自立段階 (B) (高校レベル)、熟達段階 (C) に区分されており、A はさらに「A1」(学習を始めたばかりの初学者レベル)、「A2」(初学者が学習を継続している初級者レベル) に区分される。「A1」のレベルとは以下のとおり定義づけられている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自分や他人を紹介することができる。 ➢ 日常生活に頻繁に用いられる質問を他人にしたり、他人からの質問に答えたりすることができる。 ➢ ゆっくりと、はっきりと話される内容が理解でき、簡単な方法でコミュニケーションをとることができる。 ➢ 身近で日常的な表現を理解し、自分でも用いることができる。 ● 最初のテストの結果と本人の希望により、受講時間が 100 時間、200 時間、400 時間、600 時間の中から決められる。トレーニング実施機関が、規定の時間の終了前にレベル A1 まで習熟したと判断した場合には、フランス移民・統合局 (OFII) に通知することによってトレーニングは終了することになる。 ● フランス語コースの受講中に CEFR のレベル A1 以上の結果が得られた場合、または、卒業証書の授与やテストを受験することによって、このレベルを習得したことを証明できる場合には研修は免除される。
(d) 契約終了の面接	<ul style="list-style-type: none"> ● トレーニング終了後 3 か月以内に、OFII は契約終了時の面接を行い、受講したトレーニングコースについて説明を受ける。 ● OFII 担当者は、以降の統合プロセスを容易にする地域ごとのサービスに関する情報を提供する。また、公共職業安定所を紹介し、職業生活上、専門性の高い社会統合を促進するための詳細なキャリアカウンセリングの面接とサポートを受けられるように手配する。

(資料) 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.107-108

共和国統合契約 (CIR) に署名する必要がある移民の基準としては滞在許可証の種類に応じて以下の基準が設定されている。

図表 1-13 共和国統合契約 (CIR) に署名する基準

滞在許可証		署名の必要 /不要
個人および家族生活の居住許可 (Carte de séjour vie privée et familiale)	フランスに 8 年以上滞在し、10 歳から 5 年以上フランスの教育機関に通う	不要
	健康上の理由で取得している場合	不要

	その他の場合	必要
アルジェリアの居住証明書 (Certificat de résidence pour Algérien)		必要
レジデントカード (Carte de résident)		必要
従業員の居住許可に相当する長期滞在ビザ (Visa long séjour valant titre de séjour salarié)		必要
訪問者居住許可 (Carte de séjour visiteur)		不要
学生居住許可 (Carte de séjour étudiant)		不要
商業、工業、または工芸の職業を行使するための居住許可 (Carte de séjour pour exercer une profession commerciale, industrielle ou artisanale)		必要
研修生居住許可 (Carte de séjour stagiaire)		不要
人材パスポート/人材パスポート (家族) (Carte de séjour passeport talent/passeport talent (famille))		不要
季節労働者居住許可 (Carte de séjour travailleur saisonnier)		不要
居住許可 ICT 出向者/ ICT 出向者 (家族) / ICT モバイル出向者/ ICT モバイル出向者 (家族) (Carte de séjour salarié détaché ICT/salarié détaché ICT (famille)/salarié détaché mobile ICT/salarié détaché mobile ICT (famille))		不要

(資料) Service-Public.fr, Qu'est-ce que le contrat d'intégration républicaine (CIR) ? (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F17048>)

共和国統合契約 (CIR) の評価については、「(N 年目に所定の語学研修終了時点でレベル A1 に達している CIR 署名者数)/(N 年目に所定の語学研修を終了した CIR 署名者数)」の割合 (2021 年は 75.7%) や、「(CIR 期間中に雇用センター (Pôle emploi) または現地公館に登録し、公共職業安定所に紹介された共和国統合契約 (CIR) 署名者の数/公共職業安定所に紹介され、CIR 終了時の面接を受けた CIR 署名者の数)」の割合 (2021 年は 56%) 等によって評価される⁵²。

2022 年度の移民政策全体の予算の合計額は約 68 億ユーロ (9792 億円) である。そのうち、新たに入国した外国人の統合に関する予算は約 8000 万ユーロ (115 億 2000 万円) となっている⁵³。

(3) 出入国管理及び統合に関する省庁間委員会

2017 年 7 月 12 日に閣議 (Conseil des ministres) に提出された行動計画「亡命権の保証と移民のより良い管理 (Garantir le droit d'asile et mieux maîtriser les flux migratoires)⁵⁴」は欧州レベルでの移民の流出入の強調的な管理、亡命申請の改善、不法

⁵² RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, pp.26-27

⁵³ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, p.48

⁵⁴ GOUVERNEMENT, Plan "Garantir le droit d'asile, mieux maîtriser les flux migratoires" (<https://www.gouvernement.fr/plan-garantir-le-droit-d-asile-mieux-maitriser-les-flux-migratoires>) (2022 年 7 月 28 日閲覧)

移民対策により、バランスのとれた管理された移民政策を行いたいという思いを反映したものである⁵⁵。

2018年9月10日の「管理された移民、亡命権、統合の成功のための法律⁵⁶」は、2017年の行動計画に必要な法改正をまとめたものであり、特に、亡命申請の手続の期限を短縮し、申請をより迅速に処理することや、不法移民に課せられる強制送還措置をより効果的に行い、不法移民対策を強化すること、合法的な移民の受け入れ条件を緩和する努力をすることを目的としている⁵⁷。

そして、2019年11月に開かれた出入国管理及び統合に関する省庁間委員会（Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration）では、亡命や統合政策の改善のための以下の20の取組内容が示された⁵⁸。

図表 1-14 出入国管理及び統合に関する省庁間委員会で示された20の施策概要

No	分類	施策概要
1	ODA	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺諸国の発展や移民の減少を目的に、アフリカ等の ODA 優先地域への更なる ODA 投資額の増加を行う。
2	ODA	<ul style="list-style-type: none"> ● ODA は移民政策（人道支援、能力開発、社会的・経済的プロジェクト）のテコになる可能性があるため、欧州との協力や ODA に関する他国との交渉において、ODA と移民の関連性を強調する。 ● 2021-2027 の近隣・開発・国際協力文書（Neighbourhood, Development and International Cooperation Instrument (NDICI)）でも移民問題に焦点を当てており、資金の 10%を移民の管理に関連するプロジェクトに充てる。 ● 欧州連合（EU）とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）との将来の協定の交渉において、再入国の義務を履行してもらうための公約を盛り込む。
3	ビザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全保障に関するリスクの管理や、移民の流出入の管理、フランスの魅力の向上や交流の促進を目的に戦略的にビザ政策を強化し、他の移民政策（特に再入国許可）との関連性を確立する。 ● ビザ政策に関する施策やガイドラインを検討・採択するための意思決定機関として、戦略的ビザ委員会（commission stratégique des visas）を 2019 年 11 月 14 日に設立する。 ● ビザや領事パス（laissez-passer consulaires）⁵⁹の管理・監視を行う。
4	国境警備	<ul style="list-style-type: none"> ● EU 加盟国とシェンゲン協定加盟国が EU の自由移動地域の国境を管理することを支援するために、2004 年に設立された欧州国境沿岸警備局（European Border and Coast Guard Agency）である Frontex の従業員を 1000 人から 1 万人に増員する。

⁵⁵ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, p.9

⁵⁶ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, LOI n° 2018-778 du 10 septembre 2018 pour une immigration maîtrisée, un droit d'asile effectif et une intégration réussie (<https://www.legifrance.gouv.fr/orf/id/JORFTEXT000037381808/>) (2022 年 7 月 28 日閲覧)

⁵⁷ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, p.9

⁵⁸ Gouvernement de la République française, 2019, Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration (<https://www.gouvernement.fr/dossier-de-presse/11224-comite-interministeriel-sur-l-immigration-et-l-integration>) (2022 年 7 月 28 日閲覧)

⁵⁹ 短期の渡航書類であり、有効期間は 1 か月である。例外的に、有効なパスポートを持っていない人、またはパスポートを紛失した人に発行される。

5	亡命	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡命希望者の亡命申請の拒否や、二次的な移民の移動問題に対処するため、亡命制度の強化等を目的とした欧州との協力に向けて、加盟国や欧州議会への新たな移民に関する欧州との協定を提示する。
6	亡命	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞在許可証の期限が切れた外国人、および亡命希望者の医療保障の権利について、居住権を失った外国人の資格維持期間を 12 か月から 6 か月に短縮し、外国人がフランス領土からの退去義務（Obligation de quitter la France (OQTF)）を通告された場合の資格の消滅を規定する政令を制定する。 ● 新規入国者のための健康診断のための組織の設立や、移民の受け入れ先となることが多い医療アクセスオフィス（The Permanences d'Accès aux Soins de Santé (PASS)）に割り当てられる資金の増額等を行う。
7	亡命	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡命者手当（(Allocation pour demandeur d'asile) ADA）の不正利用を防止するための規制を行う。
8	専門職	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職の移民について、分野別の目標値を毎年国会で議論する。 ● 議論を行うための新しい統計ツールを構築し、毎年、分野ごと、地域ごとに技能ニーズの定量的・定性的な評価を実施する。 ● 生産性協定 2025（Pacte productif 2025）での新興技術に関するニーズの分析に基づき、人材パスポートの発行数を定める。 ● 人材パスポートや、労働許可証の申請を電子化する。
9	留学生	<ul style="list-style-type: none"> ● 首相が発表した「フランスへようこそ（Bienvenue en France）⁶⁰」戦略に基づき、2027 年までに留学生数の倍増を目指す。
10	家族再会	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族滞在型移民詐欺への対策を強化する。（フランスでは、父親として不正に承認を行い、給付金等を不正に受給する詐欺が発生している。） ※2018 年 9 月 10 日の法律において、不正を発見・撲滅するための制度（ヒアリング、検察官の異議申し立て）が導入されており、それを強化する。
11	帰化	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰化申請者の言語能力基準を引き上げる。また、フランス語の筆記試験を含む新しい試験の開発や、帰化手続の面接の際に共和国の基本原則と価値観（世俗主義、男女平等などを含む）を順守しているかどうかを確認する。
12	滞在許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 各県において 2020 年春から 2022 年にかけて滞在許可申請をオンライン化する。
13	滞在許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣諸国よりも滞在許可証の取得の税額が高くなっているため引き下げを行う。
14	労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場でフランス語を学ぶために、一人ひとりのスキルやニーズに合わせて、個別のソリューションを提供する。また、新規移民の卒業証書、資格、職業経験の認定を受けやすくする。
15	難民	<ul style="list-style-type: none"> ● 大都市に難民のキャンプが作られることは、宿泊施設や亡命制度の機能としては異常なことであるため、その減少に向けた取組の強化を行う。
16	難民	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡命希望者と難民専用の宿泊施設は、過去 2 年間で大幅に増設しており、その最適な利用に向けた取組を行う。 ※2018 年 9 月 10 日の法律では、亡命希望者の所定の地域に移動することが可能になり、都市間の協力体制も整い始めている。
17	難民	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急宿泊施設の流動性を向上させ、住宅へのアクセスを強化する。政府は各都道府県に難民の再居住に向けた目標を設定させるように命令する。 ※2018 年 9 月 10 日の法律では、総合受付・案内サービス（Services intégrés de l'accueil et de l'orientation (SIAO)）とフランス移民・統合局（OFII）の間で情報伝達のシステムが規定された。毎月、SIAO は緊急宿泊施設にいる亡命希望者と難民に関する情報を OFII に送信しなければ

⁶⁰ 高等教育の国際化と魅力向上を目的とした留学生の受け入れ環境に関する認証制度。

		ならない。
18	未成年者	<ul style="list-style-type: none"> ● 同伴者のいない未成年者（Mineurs non accompagnés (UAM)）の各地域への配分について、現在は、19歳以下の人口という基準で各地域への配分率を決定しているが、19歳以下の人口が少ない地域の負担が大きいため、対応策を検討する。また、児童福祉の支援を受けた若いUAMの滞在許可証の付与の判断には、大きな地域格差があるため、内務省から各県に対して16歳または17歳に達した時点で、成年時の居住権を早期に審査するよう指示を出す。この早期の審査により、その後の研修、実習、雇用に従事するための環境整備等を行い、居住権の確保に繋げる。
19	亡命	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡命審査の一部を電子化し、審査にかかる時間を短縮する。また、亡命者の出身国の安全度を考慮し、審査の優先順位付けを行う。
20	不法移民	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法移民への対策強化に向けて、収容能力をさらに高めるため、新たに3つの拘置所（リヨン、オリヴェ、ボルドー）を開設する。また、警察官を本来の任務に集中させるために規制対象外の副次的な業務を民間に委託する。 ● 現状では不法移民を定量的に把握することができないが、出入国管理システムに関するEUの規則は、加盟国の国境を越える外国人の入国、出国、入国拒否のデータを記録することを定めている。そのため、ビザ取得の有無にかかわらず、すべての外国人の入国、出国、出国拒否のデータを記録し、旅行書類のスタンプ押印に代わるシステムを構築する。これにより、加盟国での滞在許可期間の計算が容易になり、超過滞在者のリアルタイムでの発見が可能になる。このシステムは2022年2月までに運用を開始する予定であり、在仏外国人総局（DGEF）のITモニタリング事務局が担当している。 ● フランス難民・無国籍者保護事務所（Office Français Protection Réfugiés Apatrides (OFPRO)）が安全な出身国に対応する亡命申請を却下した場合、都道府県は国立亡命裁判所（Cour nationale du droit d'asile (CNDA)）の決定を待たずにすぐに退去義務（OQTF）を発行することができ、OQTFに対する上訴がなくなるとすぐに亡命者手当（ADA）の支払いを停止することができることになった。また、深刻な公序良俗上の問題を引き起こす外国人の排除に向けて、性的またはジェンダーに基づく暴力で有罪判決を受けた男性にも適用する予定である。

（資料）Gouvernement de la République française, 2019, Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration (<https://www.gouvernement.fr/dossier-de-presse/11224-comite-interministeriel-sur-l-immigration-et-l-integration>) より弊法人作成。

内務省では、出入国管理及び統合に関する省庁間委員会での提言の内容を受けて、各県知事に対して難民を含む移民の統合政策のためのガイドライン（INTV2202529J）を定めた。このガイドラインでは、2022年の優先事項が記載されており、フランス移民統合局（OFII）が管轄する「共和国統合契約（CIR）」に規定されている言語訓練や市民訓練、公共雇用サービス等に関する行動を補完する形で利用される。このガイドラインは、適格な外国人の雇用を通じた統合が優先事項であるとし、国際保護（Bénéficiaires d'une protection internationale (BPI)）の受益者および外国人女性に特別な注意を払わなければならないと述べている。BPIは、心理的トラウマ、住宅や労働市場へのアクセスの困難さなどに苦しんでおり、難民のためのグローバルで個別化された支援プログラム（AGIR）⁶¹の展開を推奨している。その他、外国人とフランス社会との交流を強化し、統合を目的

⁶¹ European Commission, 2022, France: AGIR, programme d'accompagnement vers l'emploi et le

とした取組を支援するように求めており、県に対して、外国人と受入社会との交流を強化するための活動を支援し、統合を成功させるよう求めている。難民の受け入れと統合のための省庁間代表団（DIAIR）が、統合および国籍へのアクセス局（DIAN）と協力して立ち上げた市民奉仕活動を行う Volont'R⁶²や、若者と大人を繋ぎ、移民の生活をサポートするスポンサーシップ・メンター制度など、市民社会が関与するプロジェクトは積極的に拡大されるべきであるとしている。また、外国人に関連するプログラムへの外国人の参加を促すため、難民の受け入れと統合のための省庁間代表団が主導し、デジタルインクルージョンを促進する民間企業等の協同組合である MEDNUM⁶³が開発した「難民の市民支援のプラットフォーム（plateforme de parrainages citoyens des réfugiés）⁶⁴」（後述）を更に推進することが求められている⁶⁵。

1.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

2019年11月に開かれた出入国管理及び統合に関する省庁間委員会では、上記の通り、亡命、統合政策の改善のための20の施策を検討している。また、出入国管理及び統合に関する省庁間委員会に続いて、統合政策の評価のための戦略的運営委員会（Comité stratégique de pilotage de l'évaluation de la politique d'intégration des étrangers）では、専門家や移民の統合のために活動している団体の代表者も参加している。その他、出入国管理及び統合に関する省庁間委員会により設立が発表された戦略的ビザ委員会（commission stratégique des visas）では、ビザの発行のより緊密な監視を確保するための施策の検討等を行っている⁶⁶。

フランスはスイス、モナコ、アンドラ、サンマリノ等との間で二国間協定を締結しており、これらの国や地域の国民は労働許可を必要としない。EU加盟国にリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーを含めた欧州経済領域（EEA）の諸国やスイス、モナコ、アンドラ、サンマリノの国籍所持者は、フランス人と同様にフランス国内で就労することができる⁶⁷。二国間協定には、通常、受け入れ職種が明記され、その年間受け入れ上限数が定められている。二国間協定は人的交流や相手国の産業発展を目的としているため、受け入れ職種が人手不足職種とは異なることもあり得る。大学卒業後の若い人材を対象にした

logement des réfugiés (https://ec.europa.eu/migrant-integration/news/france-agir-programme-daccompagnement-vers-lemploi-et-le-logement-des-refugies_fr) (2022年7月24日閲覧)

⁶² RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, Volont'R (<https://www.service-civique.gouv.fr/accueillir-un-volontaire/enjeux-prioritaires-service-civique/volonttr>) (2022年7月28日閲覧)

⁶³ LA MEDNUM, QU'EST-CE QUE LA MÉDIATION NUMÉRIQUE ? (<https://lamednum.coop/notre-cooperative/>) (2022年7月28日閲覧)

⁶⁴ Réfugiés.info (<https://refugiés.info/fr/qui-sommes-nous>) (2022年7月24日閲覧)

⁶⁵ European Commission, 2022, France: Priorités pour 2022 de la politique d'intégration des étrangers primo-arrivants, dont les réfugiés (https://ec.europa.eu/migrant-integration/library-document/france-priorites-pour-2022-de-la-politique-dintegration-des-etrangers-primo_fr) (2022年7月24日閲覧)

⁶⁶ Ministère de l'Intérieur, 2019, Renforcement du pilotage stratégique de la politique des visas : Installation de la « Commission stratégique des visas » (<https://www.interieur.gouv.fr/Archives/Archives-ministres-de-l-Interieur/Archives-Christophe-Castaner/Communiqués/Installation-de-la-Commission-strategique-des-visas>) (2022年7月24日閲覧)

⁶⁷ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.99

二国間協定では、特定の卒業証書を保有している場合、法令で定められた基準（賃金や雇用の約束等）を満たせば、各国との二国間協定に基づき、一時滞在許可証が発行される。一時滞在の期間や、学位のレベルは締結国により様々である。また専門家の受け入れの協定等も様々な国と締結している⁶⁸。

2006年以降の二国間協定は、不法移民管理の有効性を高める政策的な道具としても、「選択的移民政策」の原則に則り締結されている。第三国との協定の内容は締結する国によって異なるが、共通した特色として以下の3点が挙げられる。

- 第一に、移民の無秩序な流入を安全保障上の問題と認識し、国境管理における警察の協力と偽造文書への対策、さらに文書による不法移民（sans-Papier）の再受け入れなどが規定されている。
- 第二に、往復ビザ（Circulation Visa）を発行することで労働移民の受け入れと熟練労働者の送出国への帰国を促し、送出国の開発・発展に寄与する共同開発が志向されている。
- 第三に、フランスと第三国の連帯を発展させる目的が明記されている。第三国の移民再受け入れを条項化する意図としては、2000年代前半にスペイン政府が実施した不法移民の大量合法化に対する懸念から発生している。さらに、往復移民ビザの発行には送出国が不法移民の再受け入れ及び不法移民との戦いに協力するという点が条件づけられている。

上記の点から、フランスが第三国と締結した協定はあくまでフランスが労働市場などのアクセスと不法移民対策とをイシュー・リンケージし、不法移民管理における便益を最大化するものでもあると言える⁶⁹。

1.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受け入れ及び受け入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

難民の受け入れと統合のための省庁間代表団（Délégation interministérielle à l'accueil et à l'intégration des réfugiés : DIAIR）では、難民がフランス語を習得し、健康や社会福祉、雇用、住居、訓練、教育、文化、権利へのアクセスを促進している。また、DGEFと協力して、難民のフォローアップに関する取組を行っている⁷⁰。

宿泊施設と住宅へのアクセスに関する省庁間代表団（Délégation interministérielle à l'hébergement et à l'accès au logement : DIHAL）では、外国人も含めた住宅がない人々の宿泊施設、住宅へのアクセス、住宅の保持に関する政策の立案・実施を担当し、ホームレスの人々の数を大幅に削減することを目指している⁷¹。

⁶⁸ Ministère de l'Intérieur, 2021, Les accords bilatéraux relatifs à la mobilité professionnelle (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Europe-et-International/Les-accords-bilateraux/Les-accords-bilateraux-relatifs-a-la-mobilite-professionnelle>) (2022年7月24日閲覧)

⁶⁹ 植村充、2018、「フランス移民管理の対外政策化とEU多層的移民ガバナンス-EU対外移民政策とフランス二国間協定の共存という事例分析から-」『国際政治』第190号、p.21

⁷⁰ Gouvernement, “Délégation interministérielle à l'accueil et à l'intégration des réfugiés” (<https://accueil-integration-refugies.fr/>) (2022年9月1日閲覧)

⁷¹ Gouvernement, “Présentation de la Dihal” (<https://www.gouvernement.fr/presentation-de-la-dihal>) (2022年9月1日閲覧)

1.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

難民の受け入れと統合のための省庁間代表団が主導し、デジタルインクルージョンを促進する民間企業等の協同組合である MEDNUM が「難民の市民支援のプラットフォーム」（後述）を開発している⁷²。

村上（2018）によれば、フランス国民が享受できる公共政策の枠組みに移民をアクセスさせるためには、地域社会や共同体、とりわけアソシエーション⁷³が重要な役割を担っており、アソシエーションによる集団活動への移民の参加等への支援を促進することが奨励されている⁷⁴。アソシエーションの役割については、2012 年の統合高等審議会（Haut Conseil à l'intégration）⁷⁵の報告書「統合の成功のためにアソシエーションに投資する（Investir dans les associations pour réussir l'intégration）」に詳細が記載されており、入国の時点から移民の受け入れをサポートし、移民に対してフランス語の実践や公的制度の仕組みを教えることに加えて、移民に寄り添い、雇用や住宅、健康、教育等に関するフォロー等を実施していることが記載されている⁷⁶。

村上（2019）では、ほとんどのアソシエーションの活動は基本的にあらゆる年齢層、そして男女すべてに開かれており、例えば 25 年以上にわたってフランスの移民集住地区で移民支援団体活動を繰り広げるジェネレーション・ファム（Génération femmes）の活動は主に公的資金で行われ、9 名の有給職員と 8 名のボランティアが活動を支えており、職員の大半は政府の補助金で雇用されていることが示されている。具体的な活動は移民家族と学校のつながりを作るための学校仲介活動、県庁や家族手当公庫、社会保障機関などへの付添活動、フランス語教室、毎週の討論会（教育、社会、健康といったテーマ）、文化活動（料理教室、裁縫など）、遠足など多岐にわたる。主要な活動のいまひとつは、フランス語教室を中心とする「日常生活のアトリエ」である。女性の孤立を防ぐこと、フランス語の学習だけでなく、それを通してフランス社会の機能を学び、さらに親の役割について考える機会を与えることを目的に、水曜以外の平日に女性たちを受け入れている⁷⁷。

1.2.5 外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等）

⁷² LA MEDNUM, QU'EST-CE QUE LA MÉDIATION NUMÉRIQUE ?

(<https://lamednum.coop/notre-cooperative/>) (2022 年 7 月 28 日閲覧)

⁷³ 日本の NPO 法人に相当するフランスの市民団体

⁷⁴ 村上一基、2018、市民社会を動員する移民のフランス的統合—<第二世代>と<女性>の社会経済的統合と公共政策へのアクセス—、第 90 回日本社会学会大会

⁷⁵ 1989 年 12 月にミシェル・ロカール政権によって設立され、2012 年まで活動をした移民の統合政策に関する検討・調査・分析等を行う審議会である。

⁷⁶ HAUT CONSEIL A L'INTEGRATION, Investir dans les associations pour réussir l'intégration (<https://www.interieur.gouv.fr/Publications/Rapports-de-l-IGA/Rapports-recents/Investir-dans-les-associations-pour-reussir-l-integration>) (2022 年 10 月 14 日閲覧)

⁷⁷ 村上一基、2019、ジェンダー化された移民の社会統合支援：フランス移民集住地区で活動するアソシエーションの事例から、東洋大学社会福祉研究、12 巻 pp.9-19

を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

外国人に対する言語教育や統合に向けた初期の教育は前述の共和国統合契約における取組が中心である。フランスに滞在する人の家族や難民、仕事でフランスに入国し 12 か月以上フランスに滞在する外国人は共和国統合契約を結ぶ必要があるが、その中で 4 日間の市民教育や、フランス語教育を移民統合局が行っている。フランスの文化や歴史、言語について無料の授業を受けることができる。共和国契約を結んで滞在許可を得た人は社会保障や子育て支援等、フランス人と同じ公的支援を受ける権利が得られる。初期教育の実施プロセスは、まず、外国人がフランスに入国後、移民統合局が面談を行い、面談の担当者は当該外国人がどのような立場にあるかの状況把握や言語能力の確認を行う。言語能力は、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）⁷⁸の A1 は最低限必要になるため、それに満たない外国人に対しては語学教室の案内を行っている⁷⁹。

言語能力の確認方法としては、面談と合わせて口頭試験 20 分、筆記試験 30 分を行い、その結果を踏まえて判断している。共和国統合契約における市民教育や言語教育の予算は年間約 1 億ユーロ（144 億円）であり、事業の実施は公募により 1～3 年契約で民間企業や非営利団体に委託している。公募に応募する機関は約 100 法人であるが、そのうち 20 法人と契約する。フランスには 12 の地域圏があり、各地域圏に複数の県がある。基本的には一つの県に一つの教育機関が最低必要になり、約 100 の県があるため教育機関も 100 機関程度設置している。委託費は参加する外国人の数によって変わる。語学教育と市民教育の授業の方法は教室で行う対面方式であり、語学教育は 1 クラス 10 名程度の少人数である。授業はフランス語の教育免許を持つ教師が行い、スケジュールは集中講座や土日のみ、平日の夜間等、受講生の状況に応じた授業を実施できるよう、体制を整えている。市民教育は言語教育とは異なり基本的には 4 日間の集中講座となる。フランス語ができない人も参加するため、必要に応じて通訳も配置しており、1 クラス約 20 名程度で教えている。市民教育を行う教師には言語教育のような資格は必要ないものの、十分な能力と経験があることを証明する必要がある。具体的には、大学を出ていることや、フランスでの仕事や生活の経験があること、市民教育をするための OFII での研修を受けていること等が挙げられ、教材は内務省が作るテキストを用いている⁸⁰。なお、上記の共和国統合契約における市民教育や言語教育の予算の財源確保の方法については本調査では把握ができなかった。

また、その他の外国人の教育に関わる予算について、2022 年度の財務省の予算書では、公立初等教育に約 1 億ユーロ（144 億円）、公立中等教育に約 7500 万ユーロ（108 億円）、高等教育・大学研究に約 18 億ユーロ（2592 億円）となっている。公立初等教育では、新しくフランスに入国した外国人の生徒や、旅行者の家庭の子供に対する教育のための予算として使われ、第二言語としてのフランス語教育のための認証制度（Français Langue

⁷⁸ 言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることが出来る国際標準である。CEFR の等級は A1、A2、B1、B2、C1、C2 の 6 段階に分かれており、A1 はよく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができるような最低限のレベルとされている。

⁷⁹ フランス移民・統合局へのヒアリングより

⁸⁰ フランス移民・統合局へのヒアリングより

Seconde (FSL)) や、国立通信教育センター (Centre national d'enseignement à distance (CNED)) で実施をしているフランス語の通信教育等に充てられる。公立中等教育でも同様に、FSL や CNED の通信教育の他、中退の可能性のある生徒に個別の教育等を提供する学校中退対策ミッション (Mission de Lutte contre le Décrochage Scolaire (MLDS)) 等にも充てられる。高等教育・大学研究では、高等教育の国際化と魅力向上を目的にした留学生の受け入れ環境に関する認証制度である「フランスへようこそ (Bienvenue en France)」の実現や、不動産 (建物の建設、設備、メンテナンス、セキュリティ、維持管理、日常的な運営) に関わるもの、大学システムの運営や調整等を対象にしている⁸¹。

上記の予算以外にも外国人に関する導入教育に関する試行的な取組として、HOPE (Hébergement, Orientation et Parcours vers l'Emploi) や、Emile (Engagés pour la mobilité et l'insertion par le logement et l'emploi)、PIAL (Parcours d'intégration par l'acquisition de la langue)、VAE (Validation des Acquis de l'Expérience) 等がある。HOPE は、試験的に実施されているフランス語の強化や労働力が不足している職業に関する職業訓練等を支援する難民を対象にした集中的なプログラムである。年間約 1500 名を対象に、8 か月の教育を行い、フランス国内での就労を支援している。就職先として、250 を超える企業が 25 の職業分野 (建設、輸送、食品など) で難民の受け入れを行っている⁸²。Emile は職業訓練的な要素も含んだオーダーメイド型の統合的なソリューションを提供するプログラムであり、イル・ド・フランスに住む、仕事や住む場所を見つけるのに困っている人々に対して、ニーズのある地域で新しい生活を始める機会を提供するものである。予算は 800 万ユーロ (11 億 5200 万円) であり、2021 年の受益者数は 700 人である⁸³。PIAL は、16 歳から 25 歳までの若い非ヨーロッパ人の外国人を対象としており、共和国統合契約で課された学習への追加の言語トレーニングを提供する。最大 3~6 か月の期間にわたって一人当たり 1454 ユーロ (21 万円) の金銭的な手当を受け取ることができる⁸⁴。VAE は、フランスに来た外国人が母国で取得した経験やフランス国内での経験の検証を行い、フランスのプロフェッショナル認定資格のディレクトリ (National Directory of Professional Certifications (RNCP)) に登録されている卒業証書、称号、または専門資格証明書の全部または一部が取得できる取組である⁸⁵。

上記の通り、フランスでは共和国統合契約において初期の言語教育や市民教育を行う体制が整備されており、初期教育の修了が滞在許可のための条件となっている特徴がある。

⁸¹ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, pp.53-61

⁸² OFII, L'OFII acteur indispensable du dispositif HOPE, au bénéfice des réfugiés, témoignage à l'appui (<https://www.ofii.fr/lofii-acteur-indispensable-du-dispositif-hope-au-benefice-des-refugies-temoignage-a-lappui/>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

⁸³ Emile, votre parcours d'accompagnement emile étape par étape (<https://www.programme-emile.org/accompagnement-emile/>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

⁸⁴ RESEAU ALPHA, Parcours d'Intégration par l'Apprentissage de la Langue (PIAL) (<https://www.reseau-alpha.org/fiches-pratiques/apprentissage-linguistique/7bbb7-le-parcours-d-integration-par-l-apprentissage-de-la-langue-pial-par-le-reseau-des-missions-locales>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

⁸⁵ Ministère de l'Éducation Nationale et de la Jeunesse, La validation des acquis de l'expérience (VAE) (<https://www.education.gouv.fr/la-validation-des-acquis-de-l-experience-vae-3077>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

また、それらの教育体制を整えるために、国が主導で民間企業や非営利団体等に委託をし、全国的に均質な初期教育を受ける体制整備を進めている。日本でも「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」において、都道府県や市町村における日本語教育の教育体制の強化が掲げられている一方、市民教育も含めたフランスの様な統一的な教育体制の整備には至っていない状況にある。

その他、フランスにおける入国前教育に関する取組については本調査では把握ができなかった。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

2022年度の予算では、法律へのアクセスと地域の司法ネットワークの発展（プログラム101-02）の予算が約69万ユーロ（9936万円）となっている。法律へのアクセスのための部門協議会（Conseil départemental de l'accès au droit（CDAD））は、各地域の裁判所が持つ公益法人であり、外国人のための事務所を設置して外国人とその家族のための相談や情報提供を行っている。弁護士を中心とした法律専門家による相談会も開催し、外国人に関する法律に特化した事務所もある。これらの窓口では、利用者の権利や義務に関する情報提供、関連行政機関や各種団体への紹介などを行っている。フランス領土への入国と居住、家族の再会、国籍の取得に関する質問に答えている⁸⁶。また、移民のみを対象にするものではないが、若者と大人を繋ぎ、生活をサポートするスポンサーシップ・メンター制度がある。2021年に「1人の若者1人のメンター」を目標に、3,000万ユーロ（43億2000万円）の予算が割り当てられ、現役の社会人や退職者が月に1～2時間を若者へのアドバイスや相談対応を行う取組が試験的にされている⁸⁷。なお、上記についての財源確保の方法については本調査では把握できなかった。

その他、民間企業や市民団体等による相談サービスも存在する⁸⁸。その他、若者の就職を支援する民間の団体であるMisson Locale⁸⁹では、16歳から25歳までの若者を対象に、就職のための相談や研修等を行っており、フランス人と同様に外国人も利用できる。また、前掲の通り、フランスでは地域社会や共同体、とりわけアソシエーション⁹⁰が重要な役割を担っており、アソシエーションによる集団活動への移民の参加等への支援を促進することが奨励されている⁹¹。アソシエーションの役割は、移民に寄り添い、雇用や住宅、健康、教育等に関するフォロー等であり、各地域のアソシエーションに委託をして一元的な相談窓口を整えているケースもある⁹²。相談窓口における多言語対応の取組については、本調

⁸⁶ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION, p.65

⁸⁷ GOUVERNEMENT, un levier essentiel pour les jeunes (<https://www.gouvernement.fr/actualite/le-mentorat-un-levier-essentiel-pour-les-jeunes>) (2022年7月18日閲覧)

⁸⁸ France IMMIGRATION, LE SPÉCIALISTE DES FORMALITÉS D'IMMIGRATION EN FRANCE (<http://france-immigration.com/>) (2022年7月18日閲覧)

⁸⁹ Mission locale, "Home Page" (<https://www.mission-locale.fr/missions-locales/>) (2022年9月1日閲覧)

⁹⁰ 日本のNPO法人に相当するフランスの市民団体

⁹¹ 村上一基、2018、市民社会を動員する移民のフランス的統合―＜第二世代＞と＜女性＞の社会経済的統合と公共政策へのアクセス―、第90回日本社会学会大会

⁹² HAUT CONSEIL A L'INTEGRATION, Investir dans les associations pour réussir l'intégration

査では把握できなかった。

情報発信については、難民の受け入れと統合のための省庁間代表団（DIAIR）が運営する「難民の市民支援のプラットフォーム」において、難民がフランス国内で受けることができるプログラムや研修等に関する情報を発信しており⁹³、欧州外務省（Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères）のサイトではフランスへの入国を希望する外国人向けにビザの申請や留学、フランスの文化・政治制度等に関する情報発信を行っている⁹⁴。また、フランスに到着する前の外国人向けに、情報誌「フランスに住むようになる（Venir vivre en France）」を作成し、ウェブサイトで公開している⁹⁵。また、在仏外国人総局のHPでは、ビザの情報やフランスに到着する前の事前準備、移民に関連する各種ニュースの掲載を行っている⁹⁶。一方、後述する国際的な移民統合政策の評価指標である MIPEX2020では、フランスでは他の西ヨーロッパ諸国に比べ、新規の入国者や外国人の市民が、効果的に政治的権利を利用する方法や、公共生活に貢献するための情報の発信、相談体制に乏しいとの指摘もある⁹⁷。実際に本調査においてもフランスで生活をするための情報を一元的に掲載したサイトについては確認できなかった。

フランスでは労働市場における差別が多いとの報告があるため、フランス経済分析評議会（Conseil d'analyse économique (CAE)）は、労働市場における差別の撤廃に向けた提言として、労働市場における差別の違法性や、採用段階を含む可能な救済措置について一般市民向けのキャンペーンを開始することに加え、社会経済委員会（Comité social et économique (CSE)）のメンバーや労働組合の代表者、労働検査官に差別を感じている従業員を支援する方法に関する研修を受講することを義務付けること等を提言している⁹⁸。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

フランスの統合政策では、ライフステージに応じた施策の分類は行っていない。例えば、上記で述べた共和国統合契約で課された学習への追加の言語トレーニングを提供するPIALでは、若者を対象にしているが、出身国により受講の可否も変わる。また、村上(2018)によれば、フランスでは移民を社会経済的に統合するために、特定の移民集団を対象にした施策ではなく、フランス国民が享受できる公共政策に十全に参加させることが強調され、移民とその子孫がフランスの公共政策を享受できれば社会経済統合は成功するとされてい

(<https://www.interieur.gouv.fr/Publications/Rapports-de-l-IGA/Rapports-recents/Investir-dans-les-associations-pour-reussir-l-integration>) (2022年10月14日閲覧)

⁹³ Refugees.info, Build your life in France (<https://refugies.info/en>) (2022年7月18日閲覧)

⁹⁴ Ministry for Europe and Foreign Affairs, Coming to France (<https://www.diplomatie.gouv.fr/en/coming-to-france/>) (2022年7月18日閲覧)

⁹⁵ Ministère de l'Intérieur, La préparation de l'arrivée en France (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Integration-et-Acces-a-la-nationalite/La-preparation-de-l-arrivee-en-France>) (2022年7月18日閲覧)

⁹⁶ 在仏外国人総局 HP (<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/fr/Immigration>) (2022年12月8日閲覧)

⁹⁷ MIPEX2020 France, KEY FINDINGS (<https://www.mipex.eu/france>) (2022年7月18日閲覧)

⁹⁸ Conseil d'analyse économique, Lutter contre les discriminations sur le marché du travail, No56-2021, p.8

る⁹⁹。

移民に対する支援については、前節までの支援の他、フランス人と同様の社会保障制度に関する支援があり、年金（高齢期）、出産手当金（幼児期）等の支援を受ける事ができるため、以下では社会保障制度の対象となる基準やその保障の内容等について、Lola Isidro and Antoine Math（2020）の内容を元に、整理を行う。

フランスにおける社会保障制度は一般的に国内に居住する人（国民又は外国人）だけを対象にしている。これは、フランスに定住世帯を持つ、又は主にフランスに居住している（一般的に年間6か月以上滞在していることが必要）等、実際に一定期間フランスで滞在していることが求められる。国民と移民はともに何らかの形でその証拠となる情報を提出する必要があり、例えば医療保険の適用を受けるためには、連続で3か月間のフランスでの居住経験があること等が求められる（学生、被保険者の家族等、この条件から除外されるケースもある）。また、移民は正規のプロセスでフランスに滞在していることを証明する必要があり、EU/EEAの国民はEU法に基づき他国に移動（就労、居住、旅行）した際に、社会保障による保護を失わない規則が適応され、フランス国民と同等の権利及び義務を有する一方、非EU/EEAの国の外国人は居住許可証と長期の就労許可証を持っていることの証明を求められる場合がある。また、非EU/EEAの場合においても、難民やアルジェリア人（後者は平等な扱いを求める特定の協定によって保護されている）には適用されない。更に外国で生まれた非EU/EEAの子供は、家族手当、住宅手当、最低所得保障の受給資格を得るために、家族再会（Le regroupement familial）の手続きを経てフランスに入国しなければならない¹⁰⁰。

① 乳幼児期・学齢期

家族手当と出産手当（現物）は無拠出給付であり、出産手当金（現金）は拠出給付である。育児休暇中の給付は一部拠出制である。家族手当にはいくつかの種類があり、受給資格と金額は子供の数と年齢、収入、住居と活動の状況、家族構成など、多くの要因によって決まる。出産手当金や育児手当金を現金で受け取るには、事前の拠出が必要となる。この条件は、例えば、過去3か月のうち1か月間フルタイムで働いたことがあれば十分であるため、簡単に満たすことができる。また、居住条件もある。欧州社会保障協定やEU/EEA以外の国との41の二国間社会保障協定の枠組みで、出産手当金を現金で受け取ることができる場合もある。EU/EEA圏外の外国人は、医療保険（現物給付）に加入しなければならないため、通常、すでに滞在許可証を提出しているが、そうでない場合は、滞在許可証の提出を求められる。育児休業給付を含む家族手当を受けるには、申請書に記入し、身分証明書/パスポートと子供の身分証明書を提出する必要があり、親と子の両方がその国に居住していなければならない。EU/EEA圏の外国人は、EU法の下でフランスに合法的に居住していることをあらゆる手段で証明しなければならない。EU/EEA圏外の外国人は、社会保障法典D.512-1条に記載されている居住証明書のいずれかを提出しなければならない

⁹⁹ 村上一基、2018、市民社会を動員する移民のフランス的統合—<第二世代>と<女性>の社会経済的統合と公共政策へのアクセス—、第90回日本社会学会大会

¹⁰⁰ Lola Isidro and Antoine Math, 2020, Migrants' Access to Social Protection in France, Chapter 11

い。さらに、フランスで出生していない非 EU 加盟国の子供（非 EU 加盟国の外国人の場合）には、家族再会の手続の枠組みで交付された健康診断書が必要である（難民の子供、人材パスポート保持者の子供等、この条件から免除される子供もいる）。このため、多くの非 EU/EEA 加盟国の家族は家族手当を利用することができない¹⁰¹。また、フランスでは前掲の通り中退の可能性のある生徒に個別の教育等を提供する学校中退対策ミッション（Mission de Lutte contre le Décrochage Scolaire（MLDS））も行われており、外国人の生徒の状況に応じて、個別に指導をするような体制を整えている。一方、本調査では不就学問題が社会的に認知されているか等の情報やその具体的な対応策については把握ができなかった。

② 青壮年期

前掲の通り、若者の就職を支援する民間の団体である *Mission Locale*¹⁰²では、16 歳から 25 歳までの若者を対象に、就職のための相談や研修等を行っており、フランス人と同様に外国人も利用できる。また、各地域のアソシエーションにおいて、就労の相談を行っているケースもある¹⁰³。

③ 高齢期

フランスの民間企業の拠出型老齢年金制度は、基本的な社会保障年金と老齢最低保障年金から構成されている。どちらも強制加入で、賦課方式をとっている。つまり、働いている人の保険料が、働かなくなった人の年金に直接充てられる。年金額は、収入、保険料、加入期間によって決まる。収入が少なすぎる人には、無拠出給付が支給されることがある。これは、一定額までの所得を補完する最低所得保証の役割を果たす。社会保障年金の場合、パスポート/身分証明書と、現在も働いている場合は過去 12 か月の給与明細が必要である。非就労期間の証明として、失業や病気休暇、子供の養育、病欠などが必要な場合がある。フランス人であれ外国人であれ、どこに住んでいても拠出型年金を受ける資格があり、EU 圏外に居住する外国人は、滞在許可証の提出が必要となる。老齢最低保障年金については、フランスに居住していることが条件となり、受給資格を得るには、所得税納税通知書およびフランスに居住していることを証明する書類 2 点（家賃の領収書、水道、ガス、電話、電気料金の請求書など）の提出が必要となる。EU/EEA の外国人も、EU の法律に基づいてフランスに合法的に居住していることを証明する必要がある。形式的には、EU/EEA 加盟国の外国人の最低居住期間は存在しないが、十分な資力のない EU/EEA の外国人に対する居住権の要件（すでに居住権を取得している場合を除く）を考えると、実際にはフランスに長年居住している EU/EEA の外国人だけが対象となる¹⁰⁴。社会保障に関する外国人への情報発信の手段としては、前掲の通り、アソシエーション等の地域の非営利団体や民

¹⁰¹ Lola Isidro and Antoine Math, 2020, *Migrants' Access to Social Protection in France*, Chapter 11

¹⁰² Mission locale, "Home Page" (<https://www.mission-locale.fr/missions-locales/>) (2022 年 9 月 1 日閲覧)

¹⁰³ HAUT CONSEIL A L'INTEGRATION, *Investir dans les associations pour réussir l'intégration* (<https://www.interieur.gouv.fr/Publications/Rapports-de-l-IGA/Rapports-recents/Investir-dans-les-associations-pour-reussir-l-integration>) (2022 年 10 月 14 日閲覧)

¹⁰⁴ Lola Isidro and Antoine Math, 2020, *Migrants' Access to Social Protection in France*, Chapter 11

間企業が相談窓口としての役割を担っているケースがある。

その他、フランスにおける健康保険や年金等の保険料の未払い問題やその具体的な対応策については本調査で把握することはできなかった。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

フランスでは、フランス政府が毎年移民の統合に向けた施策の予算書を公表しており、各施策の概要が記載されている¹⁰⁵。

労働市場の分析にあたり、行政当局は雇用センターから四半期ごとに送られてくる当該雇用分野の統計データを元に、労働需要の経年変化や労働者に対するオファーの満足度、求職者ストックの経年変化や求人数、提示されている契約期間等の関連要素から緊迫度を評価している。また、雇用センターでは、毎年「労働条件調査（Enquête Besoins en Main-d'Œuvre）」を実施しており、雇用主の来年度の採用意向等のデータも蓄積されている。

5年毎に実施している国勢調査（5年の期間の中で毎年段階的に実施している）では、移民の人口や出生率等に関する事項を調査しており、フランス国立統計経済研究所（L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques（INSEE））において、出生地と国籍によるフランスに住む人口の内訳や、フランスに住む移民の出生国、移民の人口の変化等に関する基礎的な情報を公開している¹⁰⁶。

生活実態を把握する調査については、フランス国立統計経済研究所（L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques（INSEE））と国立人口学研究所（Institut national d'études démographiques（INED））が軌道と起源 2（TeO2）調査（enquête Trajectoires et Origines 2（TeO2））を実施している。本調査では、住居、教育、言語能力、公共サービスへのアクセス、健康、社会関係、市民権、宗教など、日常生活の多くのテーマを対象としており、直近では 2019 年 7 月 1 日から 2020 年 10 月 30 日にかけて行われた。人口の多様性を追跡するために、フランスの大都市圏のすべての住民から集められた 26,500 人に質問し、移民、移民の子孫等を対象にしている¹⁰⁷。また、海外県を対象に「移民、家族、高齢化」調査（L'enquête "Migrations, Famille et Vieillessement）も実施している。本調査では、移動の軌跡、経済状況、高齢者のライフスタイルと健康状態、文化的小よび社会的慣行などを対象にしている¹⁰⁸。

¹⁰⁵ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION

¹⁰⁶ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques, L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹⁰⁷ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques, Trajectoires et Origines 2 : enquête sur la diversité des populations en France (<https://www.insee.fr/fr/information/4172158>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹⁰⁸ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques, Migrations, famille et vieillessement (<https://www.insee.fr/fr/information/4230338>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

1.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

1.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

フランス国民議会の評価・監視委員会（National Assembly's Commission for Assessment and Monitoring）による決定により、フランス戦略（France Stratégie）が実施した 2019 年の調査では、移民がフランスの労働市場、財政、経済成長に与える効果を分析する際に考慮すべき特徴として、以下の 5 つの特徴を挙げている¹⁰⁹。

- 1970 年代まで大半を占めていたヨーロッパからの移民は減少し、北アフリカやサハラ以南のアフリカからの移民が多い。2017 年時点の移民人口に占めるアフリカ系移民の割合は 46% であり、アフリカ系移民は滞在期間が長い。
- 家族移民は非ヨーロッパ諸国からの流入の 3 分の 1 を占めている。一方、人道的移民と経済移民の割合は増加しているとはいえ、それぞれ 13% と低いままである。また、増加傾向にある学生の入国は家庭滞在を目的とした入国と同レベルに近づいている。
- フランスは古くからの移民国であるため、高齢の移民も多い。
- フランスでは移民層の教育水準は比較的偏っており、無資格者の割合が高い。一方で高度な資格保有者の割合も高くなっている。全体として移民の教育水準は上昇しているが、非移民の教育水準も上昇しているため差は縮まっていない。
- 移民と非移民のカップルは、移民同士のカップルに比べて生活水準が高く、非移民同士の生活水準に近い。

フランスでは、移民の失業リスクが高く（特に EU 域外からの移民で外国籍の場合は高い）、移民の就業率が非移民に比べて低い傾向にある。また、移民は教育水準から推測されるよりも低い水準で、不利な職業的状况に置かれる可能性が高い。このことは、非移民に対する賃金格差を更に拡大させ、非移民と移民の間に約 10% の賃金格差が生じる結果に繋がっている¹¹⁰。移民がフランスの雇用や賃金に与える影響については、経済理論によれば新規移民の流入は短期的には住民の賃金の低下の影響を与えるが、フランスの様な最低賃金と雇用を保護するための仕組みがある国では特に単純労働的な職種における賃金の低下の影響は限られていると考えられる。一方、移民は需要に対する労働供給の調整を促進する効果があると考えられるが、採用難に陥っている職種（介護サービスや接客・飲食業など）のデータが少ないことから明確には立証されていない¹¹¹。世界経済に関する研究と専門知識を提供するフランスの主要センターである CEPII（Le Centre d'études Prospectives et d'Informations Internationales）の調査¹¹²では、移民がフランスの労働

¹⁰⁹ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-", pp.3-4

¹¹⁰ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-", p.4

¹¹¹ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-", p.5

¹¹² Edo A., Ragot L., Rapoport H., Sardoschau S. and Steinmayr A., 2018, "The effects of immigration in developed countries: insights from recent economic research", CEPII Policy Brief, no. 2018-22, April

市場に与える影響を研究した文献は 10 件未満であり、利用可能な研究の数は限られているとしている。現状の限られた文献の中から判断できることとしては、移民が労働市場に与える影響はほとんどないということであり、移民によって、労働力人口が 1%増加すると、非移民の雇用の変動は-0.3%から+0.3%、賃金の変動は-0.8%から+0.5%程度であると分析されている¹¹³。

財政に与える影響については、CEPII の調査¹¹⁴によると、生活水準の格差により、移民の拠出金は非移民に比べて約 15%低く、支出面では社会給付は同程度であり、年金支給額の減少が他の社会給付（特に住宅や社会的排除への対応）の増加分を補っていることや、教育費は非移民に比べて低いことを示している。2019 年の欧州連合の調査では、EU 以外からの移民は財政への負担や受入国の福祉制度に対する脅威として描かれることがあるが、短・中期的には、難民と亡命希望者は言語や職業訓練などの高い社会的コストと低い雇用率で財政負担が多いものの、両集団の年齢構成、性別、家族構成、学歴の違いを踏まえ分析すると長期的には移民は非移民と同じくらい社会的利益を与えていることを示している¹¹⁵。経済分析評議会（Conseil d'analyse économique (CAE)）の分析でも、移民が賃金や財政にほとんど影響を及ぼさないことを示している¹¹⁶。

経済成長への影響については、受け入れ国の雇用能力や労働市場の特徴によって異なるが、一般的には高度な資格の保有者は経済成長に寄与する。全要素生産性¹¹⁷ (Total factor productivity) は労働と資本の効率性を反映するため、移民の高い専門性と地理的移動は経済成長にプラスの影響を与えることが示唆されている¹¹⁸。また、EU 全体における移民の効果を分析した調査では、長期的な GDP 効果はベースライン成長率を 0.2%~1.4%上回る可能性があり、統合政策投資の全額返済は 9~19 年後に達成できるとしている¹¹⁹。また、移民とイノベーションの関係性・メカニズムには米国を中心とする数多くの研究が存在し、フランス経済分析評議会（Conseil d'analyse économique (CAE)）において知識の伝達、不足しているスキルの補給、多様性の観点で整理を行っている¹²⁰。

知識の伝達は最も注目されているメカニズムであり、近代ヨーロッパにおける技術革新の普及には技術者や起業家の移民が深く関わっていたことから説明ができる（現在の移

¹¹³ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-", p.5

¹¹⁴ Chojnicki X., Ragot L. and Sokhna N. P., 2018, "The fiscal impact of 30 years of immigration in France: an accounting approach", CEPII working paper, no.2018-04, April.

¹¹⁵ European Commission, Competence Centre on Foresight (https://knowledge4policy.ec.europa.eu/foresight/topic/increasing-significance-migration/political-social-aspects-migration_en) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹¹⁶ Europe1, Growth: what is the impact of immigration in France? (<https://www.europe1.fr/economie/economie-comment-limmigration-pourrait-favoriser-la-croissance-en-france-4076285>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹¹⁷ 全要素生産性は、生産性を示す指標の一つであり、労働・資本に加えて技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値等のあらゆる生産要素の投入量と産出量の関係を示す。

¹¹⁸ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-", p.6

¹¹⁹ European Commission, Competence Centre on Foresight (https://knowledge4policy.ec.europa.eu/foresight/topic/increasing-significance-migration/political-social-aspects-migration_en) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹²⁰ Lissoni F. et E. Miguelez, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective, No 071 - 2021, p.10

民の流れは高等教育を受けた人が関与している場合でもそのほとんどが大学院生や若手の専門家、ポストドクであり、実績のある科学者や起業家ではないためコンセプトとして解釈することが望ましい)。また、特許データに基づく研究では、発明者の国を跨ぐ流れにより、特許の引用数が増加することを示しており、特許を取得している移民が母国への知識の送金の源であることを示唆している。一方、フランスにおいては、特定国からの移民が多く、他国に比べて教育水準も低い事に加えて、留学生も卒業後にフランスに残るケースは少ないことから、英国や米国、カナダ等に比べてこの傾向はあまり見られないとする報告もある¹²¹。

スキルの補給については、移民政策の典型的な根拠であり、農業や観光業における季節労働者を対象としたものから、1950年代から60年代にかけてドイツや他の西ヨーロッパ諸国が行ったゲストワーカー・プログラムに至るまで様々なものがある。イノベーション関連のスキルに関しては研究開発のコストを増加させ、イノベーションを減少させる可能性もある。労働経済学者は特に米国において、インドや中国のコンピュータープログラマーによる集中的な利用を主な目的にしたH-1Bビザの経済効果について様々な分析をした結果、ビザの制限を行うと、イノベーションに悪影響を及ぼすことを示している。スキルの補給について考える上で重要なのは移民が海外からスキルを持ち込むだけでなく、移住先でスキルを習得する可能性があることであり、実際に17世紀にはフランスのユグノー農民が英国の宝石商や絹織物業者に変化した例もある¹²²。また、非移民の労働の代替と置き換えに関する懸念については、移民と非移民の補完性と専門性に基づく好循環のダイナミズムの可能性がある。移民の経済学でよく知られている事実として、低スキルの移民は高スキルの移民を補完し、結果として後者の生産性と賃金を高めるということである。そして、低スキルの移民に直面した非移民は言語と地域文化の習得、社会資本と教育へのアクセスに基づき相対的に有利な高スキルの仕事に移る選択と機会の両方を持つ。例えばSTEM分野の留学者や労働者の流入により、多くの国民が非STEM分野、例えば法律、社会科学、経営など、STEM分野と比較的優位性のある分野に特化するようになる。移民と非移民の異なる専門化によりその補完性を高めることが示唆されている¹²³。

最後に、多様性の観点については、移民とイノベーションを関連付けるもう一つのメカニズムである。移民の知見と非移民の知見の組み合わせの範囲を増加させ、最終的にはオリジナリティを高めるという点で重要である。国レベルの研究では人口の多様性が制度の安定、ひいては経済の繁栄に及ぼす影響に関する政治経済学の文献に端を発し、地域や都市の多様性がイノベーションに与える効果や、チームにおける多様性と創造性の関係进行分析したものが多数存在する。分析方法の難しさにより、因果関係は明確には判断されていないものの、全体としては正の相関を示しているとされる¹²⁴。

¹²¹ Lissoni F. et E. Miguelez, 2021, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective Immigration, Focus du CAE, No 071-2021, novembre.

¹²² Lissoni F. et E. Miguelez, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective, No 071 - 2021, p.11

¹²³ Lissoni F. et E. Miguelez, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective, No 071 - 2021, p.12

¹²⁴ Lissoni F. et E. Miguelez, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective, No 071 - 2021, pp.13-14

その他、モノ・資本・人の国際的な流れはその国の成長と競争力の源であることから、多くの研究で移民が輸出にプラスの影響を与えることを示している。これは移民のネットワーク効果により、国家間の取引コスト（特に情報コスト）の削減が可能になることが主な理由であるが、知識の移転による企業の生産性向上や労働力の多様化による効果も考えられる。海外への直接投資をはじめとするあらゆる国際的な金融の流れも同様であり、熟練した移民はビジネス・ネットワークへの参加や労働市場への統合が進むことで国家間の取引コストを削減し、国際的な金融協力を促進する能力が高いことが示されている¹²⁵。

また、産業構造に与える影響について、2019年から2020年にかけて、新型コロナウイルス感染症による健康危機により、ビザの発行が80%減少している。また、2021年夏に実施したアンケートでは、多くの企業が採用難を訴え、採用難と健康危機以前の移民労働者のシェアの間に正の相関があることが示されている。2018年に移民労働者に最も依存していた産業は現在労働力不足を報告している産業であり（特に建設とホテル・レストラン）、この結果は移民と非移民の労働者は代替的な関係ではなく、補完的な関係であり、移民が特定の分野や職業の労働力を補完するのに役立っていたことを示唆している¹²⁶。新型コロナウイルスの影響により労働移民が少なくなる状況の中、移民が減ったことにより、今後どのように産業構造が変化していくかは未知数であるが、産業構造の維持に移民が寄与していたことは先行研究からも明らかであると言える。

1.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 出生率

移民の合計特殊出生率への影響について、2020年のフランスの合計特殊出生率は1.83であり、平均が1.50のEU加盟国の中で最も高い水準である¹²⁷。Sabrina Volant, etc (2019)では、国勢調査のデータに基づき、2017年時点の移民¹²⁸の合計特殊出生率が2.60、非移民の合計特殊出生率が1.77であり、移民が全体の合計特殊出生率を引き上げていることや、移民の女性がフランスに到着した後に子供を産む傾向が強いことを示している。一方、合計特殊出生率の平均が約3.50であるマグレブ（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）からの移民と、他の2.00程度の合計特殊出生率の国の移民とでは、出生率に異なる傾向がある可能性も示しており、必ずしも移民の受け入れが自国の合計特殊出生率の引き上げに寄与するものではないとしている。実際に中央・東ヨーロッパの旧共産主義国（バルト諸

¹²⁵ Conseil d'analyse économique, L'immigration qualifiée: un visa pour la croissance, No 067 - 2021, p.7

¹²⁶ Beuve J., M. Péron et B. Roux, 2021, Immigration et difficultés de recrutement, Focus du CAE, No 073-2021, novembre.

¹²⁷ Eurostat 「Fertility statistics」 (https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Fertility_statistics#live_births_per_woman_in_the_EU_in_2020) (2022年7月10日閲覧)

¹²⁸ ここでの移民の定義は、INSEE（フランス国立統計経済研究所）の定義（<https://www.insee.fr/fr/metadata/definition/c1328>）を参照し、「フランスの国外で出生し、出生時に外国籍であったが、現在はフランスに居住している者」とする。したがって、フランスの国外で出生し、出生時に外国籍であったがフランスに到着後、フランス国籍を取得した者も移民に含まれる。逆に、移民の子供のうち、フランスで誕生した場合は、移民とはならず、非移民（すなわちフランス・ネイティブ）となる。

国、ポーランド、チェコ、ルーマニア、ブルガリア)では、移民の数が少ないことにより合計特殊出生率に影響を与えていないことや、オランダでは、移民と非移民の合計特殊出生率の差は少ないことから、自国の合計特殊出生率を引き上げていない。また、アイスランドやデンマークでは移民が合計特殊出生率を引き下げていると指摘されている。フランスの合計特殊出生率が他のヨーロッパ諸国より高い理由としては、移民の受け入れ自体による効果も考えられるものの、非移民の合計特殊出生率が他国よりも高く、家族支援政策の影響による部分が大きいと考えられる¹²⁹。

(2) 教育

フランスでは、高等教育の分野で標準化された受け入れプログラムがないことが特にフランス語を話せない学生の受入れの大きな障壁となっている。フランスへの留学を希望する外国人留学生は、従来ビザに関する複雑な行政手続に直面し、宿舎探しや社会的支援の申請が困難であったため、キャンパス・フランス (Campus France)¹³⁰では、留学生の受け入れ拡大に向けた新たな施策を実施するに至った。2020年11月にはフランスの高等教育機関受け入れの品質基準を定めた「フランスへようこそ (Bienvenue en France)」のラベルを102の高等教育機関が取得しており、この取組により、2027年までに50万人の留学生を迎えること (新型コロナウイルス感染症のパンデミック以前は35万人) や、多くのフランス人大学生が交換留学や学位取得のために海外に行くことを奨励するという2つの目標を掲げている。また、新たにできた「フランスへの留学 (Études en France)」制度では外国人が高等教育機関への入学申請を簡略化・一元化して行うことができ、オセアニアを除く65か国を対象にしている¹³¹。

また、移民の子供の教育に関する事実として、移民の子供はフランス人の親を持つ子供に比べて平均して学校での成績が劣る。一方、出身国別に見るとトルコ系移民の子供は他の子供に比べて学業成績が悪く、逆に東南アジア系の移民の子供は学力が高い場合が多い傾向にある。また、ポルトガルや北アフリカのマグレブで生まれた両親を持つ子供たちの学力は平均して中程度にとどまる。この原因は、移民の子供自身やフランスの教育制度によるものではなく、親の社会的地位や経済的・社会的資本の量と深い相関があると言われている。学校で最も優秀な子供は、両親や祖父母、従兄弟等が出身国の中でも高い教育を受け、都市化した地域に住み、より多くの経済資源を持っていることが過去の研究でも示されている。すなわち、フランス社会で学業成績が優秀な東南アジアからの移民の子供は、その親や、祖父母、従兄弟等が出身社会の最も高学歴な集団に属している可能性が高いことが示唆されている¹³²。移民の学力の問題を考えると、国籍ではなく、自国民と同様

¹²⁹ Sabrina Volant, Gilles Pison, François Héran, 2019, "French fertility is the highest in Europe. Because of its immigrants?", *Population & Societies* Volume 568, Issue 7, pp.1-4

¹³⁰ 欧州・外務省と高等教育・研究・イノベーション省の傘下に位置づけられた公的機関であり、フランスでの留学や研究の希望者が、自身の学びたいこと、研究したいことに最適な計画を立てることができるよう、フランスの高等教育機関に関する情報を提供する機関である。124か国に255のオフィスを構えており、世界中で500名を超える職員が働いている。

¹³¹ Conseil d'analyse économique, L'immigration qualifiée: un visa pour la croissance, No 067 - 2021, p.11

¹³² Mathieu Ichou, 2018, *The Educational Fortunes of Children of Immigrants in France*, met

に親の社会階層やその子供の周囲の環境が大きな影響を与えていることに留意する必要がある。

移民による教育への影響として、外国出身の生徒によって学校秩序が乱されるという懸念と並行し、フランス語習得の欠如を理由とした学校での無作法な言動や暴力の高まりに対する非難も生じている。1981年に郊外の地区で育った子供が直面する課題への対応として優先教育地域（Zones d'éducation prioritaire (ZEP)）が作られた。ZEPは困難を抱える子供が集中した地域の学校に補足的な役割を与えることが目的であり、移民出身の子供が多い特徴がある。また、学校では、移民出身の生徒をいくつかのクラスに集め、進路指導の際には移民の学生には職業課程を進める等の事例も見受けられ、地域や学校や教育課程、さらにはクラス内部においてもセグリゲーションがされる等、移民の子供の恵まれない就学状況が明らかになっている¹³³。また、移民の子供は郊外に住むケースが多く、非移民は移民のいる学区を避ける傾向もあり、長年のスパイラルにより、移民が多く住む町では教員自身も移民出身者であるという状況になっている。移民の子孫の学業成績が平均的に低いのは、「幼稚園からはじまる学習における、長期的な不平等の累積的プロセス」の結果であるとする先行研究も存在する。このことから、移民と非移民の教育格差を考える際には、居住地や学校のタイプ、雇用へのアクセス条件の相互依存的な繋がりが作用している事にも留意する必要がある¹³⁴。

(3) 社会保障

社会保障制度に対する影響については、上記の経済効果の項目にも記載した通り、長期的には、両集団の年齢構成、性別、家族構成、学歴の違いを踏まえ分析すると移民は非移民と同じくらいに社会的利益を与えているが、生活水準の格差により、移民の社会保障への拠出金は非移民に比べて低く、年金支給額の減少が他の社会給付の増加分を補っていることや、教育費は非移民に比べて低いことが示されている。移民が財政に及ぼす影響については、データが少ないことから先行研究の数が少ない状況にあるが、OECD諸国のデータを用いた多くの研究では、財政に移民が与える影響が緩やかであることや、この影響が、移民の年齢や資格等に敏感であることを示している。フランスにおいては、移民が財政収支の規模や推移を決定づけたことはないが、移民は若い世代が多く、長期的に見ると社会保障財政にプラスの影響を与えている。とはいえ、財政的な利益としては、大きい利益を生むわけではないため、高齢化の財政負担に対する良い解決策とまでは言うことはできないが、その負担の軽減に貢献することは明らかになっている¹³⁵。

ro politics, p.3

¹³³ エマニュエル・サンテリ（村上一基訳）、2019、「現代フランスにおける移民の子孫たち-都市・社会統合・アイデンティティの社会学-」明石書店、p.86

¹³⁴ エマニュエル・サンテリ（村上一基訳）、2019、「現代フランスにおける移民の子孫たち-都市・社会統合・アイデンティティの社会学-」明石書店、pp.87-88

¹³⁵ Conseil d'analyse économique, Immigration et finances publiques, No072-2021, p.6

(4) 治安

治安に関する影響については、文献は数少ないが、Yu Aoki, Yasuyuki Todo (2006) では、フランスの人口や移民の割合、犯罪率等のデータを用いて、移民と犯罪率の関係性を分析している。分析の結果、犯罪率は移民の割合と正の有意な相関があることが示されている。一方、移民の経済状況をコントロールすると、移民比率の影響は小さくなり、移民は非移民に比べて「本質的に」犯罪を起こしやすいわけではないことが示唆されている。また、失業中の移民は失業中の非移民よりも犯罪を起こす可能性が高いが、これは移民の境遇がより不利であるためである¹³⁶。したがって、移民の経済的環境を改善する政策は、犯罪率の低下に大きく寄与する可能性があり、移民であるから犯罪率が高い、非移民であるから犯罪率が低いのではなく、本質的には移民も非移民も変わらず、自国民と同様、社会階層や雇用の状況等により影響を受けると言える。

1.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

2021年のフランスの経済分析評議会の報告書によると、低技能で多様性に欠け、地理的に集中した移民は、移民の数と特徴の両方について世論の認識の偏りを助長することが分かっている。移民は社会的結束や人々の安全に対する脅威として描かれることもあり、社会の負担として偏った認識をされることが多い¹³⁷。

フランスと他のヨーロッパ諸国の移民に対する好感度の統計を比較した2017年の欧州大学院の調査によると、フランスの移民に対する考え方はヨーロッパ諸国の平均とほぼ同じであることが明らかになっている。フランス人の約60%が非EU移民に対して否定的な態度をとっており、EU移民に対しては20%強の否定的な態度である。西ヨーロッパ諸国の中では非EU移民に対しては否定的な態度をとっている一方で、EU移民に対しては相対的に肯定的である。また、EU移民、非EU移民共に、東ヨーロッパ諸国の移民への好感度と比較すると特に肯定的である。移民がフランス語を話すことは非常に重要であると回答したのは74%と他のヨーロッパ諸国に比べて多く、移民がその国で必要とされる労働スキルを持つことが重要と回答したのは53%と他のヨーロッパ諸国に比べて低い結果となっている¹³⁸。

2017-2020の世界価値観調査(World Values Survey)では、移民がフランスの発展に与える影響について、良い影響が約27%、悪い影響が25%、どちらでもないが46%という結果になっている¹³⁹。また、フランスの雇用主が移民より自国民を優先させるべきか否かについては、賛成が約43%、反対が約40%となっている¹⁴⁰。

¹³⁶ Yu Aoki, Yasuyuki Yodo, 2009, Are immigrants more likely to commit crimes? Evidence from France, Applied Economics Letters, Vol 16, No 15

¹³⁷ Conseil d'analyse économique, L'immigration qualifiée: un visa pour la croissance, No 067 - 2021, p.8

¹³⁸ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.2

¹³⁹ World Values Survey Wave 7: 2017-2020 「Q121.- Impact of immigrants on the development of the country」 (<https://www.worldvaluessurvey.org/WVSONline.jsp>) (2022年7月15日閲覧)

¹⁴⁰ World Values Survey Wave 7: 2017-2020 「Q34.- Jobs scarce: Employers should give priority to (nation) people than immigrants」 (<https://www.worldvaluessurvey.org/WVSONline.jsp>) (2022年7月15日閲覧)

民間企業（Statista）が2018年に実施した調査では、「フランスの移民はポジティブ又はネガティブな役割を果たしているか？」という質問に対する回答として、「ポジティブな役割を果たしている」が17%、「ネガティブな役割を果たしている」が58%、「特定の役割を果たしていない」が25%という結果になっており、6割近くの国民が移民に対してネガティブな印象を持っているという結果になっている¹⁴¹。また、移民問題は2021年のフランス地方選挙で有権者に最も影響を与えたテーマの一つであり、同年に実施した調査によると「移民を制限する国民投票に賛成か？」という質問に対して、回答者の60%以上が賛成と答えている。年齢別に見ると国民投票の実施に最も賛成したのは18歳から24歳の年齢層であり、最も反対をしたのが50歳から64歳となるが、どの世代においても50%以上が移民を制限するための国民投票の実施を支持している¹⁴²。その他、移民が家族を呼び寄せる制度の維持に関するアンケートでは、国民の半数以上が家族の呼び寄せに反対するという結果も出ている¹⁴³。フランスでは、欧州連合加盟国の外国人居住者は、欧州市民権を理由に、欧州および地方自治体の選挙で投票し、選出することができる。この選挙権は長年フランス人を分断してきた問題であり、1996年には人口の28%のみが支持している状況であった。一方で近年は支持する割合が増加傾向にあり、2021年には67%が支持するに至っている¹⁴⁴。

CEVIPOFとOpinionWayが実施した年次調査では、フランスには移民や外国人が多すぎるといった意見や、特定の問題を引き起こすと信じられているイスラム教圏からの移民に対する否定的な見方を示している。また、フランス人は移民を「不安、侵略、強姦」、「侵略」または「社会扶助」などの否定的なイメージとしばしば関連づけていることが明らかになっており、フランス人の66%が「一般的に移民は統合する努力をしない」と回答している。また、回答者の71%は、南ヨーロッパ（ポルトガル、スペイン）からの移民を統合する方が簡単であると考えているが、マグレブ（アルジェリア、チュニジア、モロッコ）からの移民については、回答者の過半数（57%）が統合が容易ではないと答えている。また、フランス国民の過半数、あるいは大多数は、経済的移民であろうと家族の再会であろうと、居住許可の数を減らすことに賛成している。2019年10月9日のBFM TVのELABE調査「Les Français et l'immigration」によると、フランス人の60%が経済的理由で付与される居住許可の数を減らした方が良いと述べている。家族の再会の基準の厳格化や、外国人犯罪者の追放だけでなく、フランス国籍の取得（帰化規則の改正、出生地に基づく国籍の付与制度の廃止）に関しても、より厳しい措置が適用されることを望んでいるとされ

¹⁴¹ Statista 「Do you think that immigration in France currently plays a positive or negative role?」 (<https://www.statista.com/statistics/1172936/affecting-positive-negative-immigration-france/>) (2022年7月10日閲覧)

¹⁴² Statista 「Are you in favor of a referendum to limit immigration?」 (<https://www.statista.com/statistics/1259611/people-in-favor-referendum-limit-immigration-france-age/>) (2022年7月15日閲覧)

¹⁴³ Statista 「Are you for or against maintaining family reunification?」 (<https://www.statista.com/statistics/1172873/regrouping-family-membership-french/>) (2022年7月15日閲覧)

¹⁴⁴ Statista 「Share of people in favor of foreigners living in France having the right to vote in local elections (municipal, departmental and regional) in France between 1994 and 2021」 (<https://www.statista.com/statistics/1259652/voting-rights-local-elections-foreigners-living-france/>) (2022年7月15日閲覧)

ている¹⁴⁵。

上記の通り、多くの国民が移民に対して否定的な見解を示していることが明らかになっている一方、フランスの移民に対する考え方は、長い歴史があること等の理由から、偶発的な事象にほとんど影響されず、多くのヨーロッパ諸国と同様、21世紀に入ってからほとんど変化していないため、極めて安定しているとも言われている。しかし、反移民政党が台頭してきており、国民全体としての意識には大きな変化はないものの、反移民の意識が政治的に益々活性化される可能性はある。実際に、ヨーロッパ全体における最重要課題として移民をあげる割合は、2002年から増加傾向にある。一方、その増加幅は一定ではなく、2002年から2008年にかけてはほぼ変化はなく、シリアや北アフリカからの難民の問題が浮上した欧州難民危機の2015年前後に急激に増加している。この急激な増加期間においても他のヨーロッパ諸国と比較するとフランスの増加割合はかなり低くなっている。これは文化的・経済的な効果に対する態度も同様である¹⁴⁶。

地域別では、フランスの北東部がより移民に対して否定的な見方をしている。この地域はフランスの他の地域に比べて、非工業化、高失業率、低賃金という特徴を持つ。また、南東部では非常に否定的な考え方が多く、パリ周辺が最も寛容である。地域における外国出身者の割合と移民への好感度を比較すると正の相関がある。移民に対する否定的な態度の地域分布はフランスの極右政党と称される国民連合（旧国民戦線）が2017年フランス大統領選挙で獲得した票の割合と同じであり北東部のオー・ド・フランス地方で31%の得票率、南東部のプロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール地方（得票率28.2%）で特に強い勢力を誇っていた。得票率が最も低かったのはイル・ド・フランスとブルターニュ（それぞれ12.6%、15.3%）で特にイル・ド・フランスの場合、移民に対する意識がより肯定的であった¹⁴⁷。

フランスにおける移民に対する態度は、ドイツ等の他の西ヨーロッパ諸国よりは若干反対の傾向が強いが、東ヨーロッパの国よりはかなり肯定的な態度である。現状の国民感情は時系列的にも安定していることから、今後も急激な移民の受け入れに関する態度の変化は小さいことが予想される。また、フランスでは、選挙の重要課題として認識はされているものの、他の西ヨーロッパの国に比べ、重要な課題と考える国民が少ない。移民に賛成する人と反対する人の間の溝は、性格や深い心理的な違いに根差しており、教育等により比較的影響を受けにくいという研究結果もある。欧州大学院の分析によれば、移民がもたらす効果に懐疑的な人は移民の受け入れに反対の傾向が強く、政治家の動機を信頼する人や、若く、収入が高く、多様な種類の友人がおり、多様な地域に住む経験を持つ人は、移民をより支持する傾向がある。一方、大学教育や、親の教育、民主主義的態度、政治への関心、海外居住の経験は移民に対する態度に直接影響を与えることはなく、人生の初期段階で形成された意識が新しい情報に触れることによって変化する可能性は低いことを示唆

¹⁴⁵ Observatoire, 2020, L'opinion des Français sur l'immigration (<https://observatoire-immigration.fr/lopinion-des-francais-sur-limmigration/>) (2022年7月23日閲覧)

¹⁴⁶ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.4

¹⁴⁷ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.5

している¹⁴⁸。

新型コロナウイルスの大流行を受けて 2020 年 3 月に宣言されたフランスの健康非常事態は、自由を制限する過剰な権限を行政府に与えているとして、権利団体、弁護士、判事等から批判を浴びた。フランス国家人権諮問委員会(Commission nationale consultative des droits de l'homme (CNCDH))は、当局は同伴者のいない移民の子供に基本的権利と彼らが受ける権利のあるケアへのアクセスを保証していないと述べている。また、国内の各地域の児童保護当局は、新型コロナウイルスのパンデミックの間に、避難所やその他の不可欠なサービスを提供できず、移民の子供が危険にさらされているとしている。2020 年 3 月 30 日には、欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights (ECHR)) がフランスに対し、当局が移民として認めず路上生活を送ることになったギニア人の少年に「ロックダウンが終了するまで住居と食料を提供する」よう命じている¹⁴⁹。また、CNCDH では、人権を尊重し、移民を管理するだけでなく、外国人のフランス社会への統合を可能にする政策を実施すべきとし、過去の断片的、技術的、短期的なアプローチに対して非難をしている¹⁵⁰。

国レベルの移民統合政策における課題を検討する際に包括的な内容を揃えている¹⁵¹MIPEX2020 では、以下の労働市場や教育、差別等に関するフランスの政策の評価を行っている。評価は 100 点満点で行われ、フランスの総合点は 18 位の 56 点である (日本は 47 点で 35 位)。

図表 1-15 MIPEX2020 におけるフランスの評価

評価項目	点数	評価内容 (概要)
労働市場	52	<ul style="list-style-type: none">● 他の西ヨーロッパ諸国や OECD 諸国よりも移民の労働市場へのアクセスが制限されている。● その理由として、EU 圏外の移民は一般的な雇用サービス、研修、技能認定を受ける事ができるものの、多くの移民が、学習・研修のための補助金や、EU 圏外の学位が認められないことが挙げられる。
家族統合	43	<ul style="list-style-type: none">● EU 圏外の移民が家族と再会するための要件が、他の西ヨーロッパ諸国や OECD 諸国と比べて厳しく、審査のプロセスが裁量的で長期間である。● 一方、2016 年以降、入国前の言語と統合の要件を撤廃し、2019 年 3 月からは全ての移民に提供される言語の学習時間が最大

¹⁴⁸ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute, p.25

¹⁴⁹ Human Right Watch, 2021, France Should End Abusive Policies Toward Migrants (<https://www.hrw.org/news/2021/11/03/france-should-end-abusive-policies-toward-migrants>) (2022 年 7 月 23 日閲覧)

¹⁵⁰ CNCDH, Asile et Immigration (<https://www.cncdh.fr/asile-et-immigration>) (2022 年 7 月 23 日閲覧)

¹⁵¹ 近藤敦、2022、「移民統合政策指数 (MIPEX 2020) 等に見る日本の課題と展望」移民政策研究 Vol. 14、p.9

		200 時間から 400 時間、非識字者には 600 時間に拡大したことは良い事である。
教育	36	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去 10 年間で改善されているものの、膨大な数の移民 1 世と 2 世の生徒のニーズと機会への対応が遅れている。 ● 義務教育や非義務教育を受ける平等な権利とフランス国内にある不利な立場にある地域の生徒に対する支援を受ける事ができるが、多様性の理解に向けた教育が乏しい。
保健医療	65	<ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの移民は、フランスの合法的な居住者や市民と同じ権利を享受し、医療情報やサービスにアクセスすることができる。 ● 移民の健康問題に対してより包括的な政策があればなお良い。
政治参加	45	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の西ヨーロッパ諸国や OECD 諸国と同じ様な状況であるが、フランスでは新規の入国者や外国人の市民が効果的に政治的権利を利用し、公共生活に貢献するための情報の発信や相談体制ができていない。
永住許可	58	<ul style="list-style-type: none"> ● 入国後 3～5 年後に 10 年許可証を取得するために、言語、統合、経済的要件等の厳しい基準がある。この基準は他国と比較をしても最も厳しい国の一つであると言える。
国籍取得	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 年後の帰化、子供の国籍取得、二重国籍など、米国や西欧諸国と同様、移民は国籍を取得することができる。 ● MIPEX の分析によれば、国籍政策は移民の受け入れ、社会経済的地位、政治参加、帰属意識、信頼感をも高めることができる。一方、他国と比較して、フランスの手続きは裁量的であり、要件も厳しい。フランス国籍を取得するためには、その人の雇用・経済状況が条件となる。また、他のヨーロッパ諸国の中でも高い言語能力を証明し、裁量的な面接にも合格しなければならない。
反差別	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 平等を推進するフランスの法律と政策は、統合のための最大の強みであり続けている。差別撤廃政策は他国と比べても大きな強みとなっている。特に、フランスのかなり強力な反差別法と機関（オンブズマン（Défenseur des Droits））は、一般市民が自分たちの権利について学び、潜在的な被害者が正義を求めるのに役立っている。 ● フランスのような強力な反差別政策は、国民の意識、差別意識、報告、制度や社会、民主主義への信頼を再構築する上で、ヨーロッパ全域に長期的な影響を及ぼしているように思われる。

(資料) MIPEX2020 France, KEY FINDINGS (<https://www.mipex.eu/france>) より弊法人作成。

1.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法

滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 不法滞在

フランス国内にいる不法移民のほとんどは、行政機関に知られておらず、一旦身元が確認されてもフランス領内から退去する義務があるにも関わらずほとんど退去しない状況となっている。フランスには、領土から追い出す手段として、退去義務（OQTF）や、追放、引き渡しの3つがある。退去義務（OQTF）は滞在許可を申請していない不法移民や、滞在許可を拒否・撤回された移民に適用されるものである。この場合、外国人は行政裁判所に一時的に上訴する権利を有する。また、追放は、フランス領土内に外国人が存在することが公共の秩序に対する深刻な脅威となる場合に、県知事又は内務大臣によって命じられる措置である。また、引き渡しについては、国際法に基づき、外国人を裁判にかけるとの司法制度に引き渡すものである。フランスでは帰還する国の協力が得られないことや、欧州裁判所における不法滞在の非犯罪化により、不法移民は国外に退去させられるより、正規の移民とさせるケースが多いと言われている¹⁵²。

移民を拒絶する最も大きな要因の一つには、不法移民の問題がある。不法移民の滞りを防止する手段の一つはその利点を制限することであり、雇用主である企業に対して抜き打ち検査をすることである。現在、違法労働のチェックの数は少なく例えば2017年に宿泊・飲食業を中心に実施したチェックでは、同業界の70万人のうち、無作為に6,330人（全体の0.9%）への実施に留まる。これは雇用主が不法労働者を利用することを思いとどまるには不十分であるため、不法労働者の管理を強化し、デジタル技術を用いて手続を近代化する必要性があることを示唆している¹⁵³。

また、フランスでは、不法移民に関する対策強化等を目的に、移民と難民に関する制度を改正する「移民管理及び難民保護に関する法案」が2018年8月1日に下院で可決された。本法案における移民管理及び難民保護に関する法における不法滞在者の取り扱いの主なポイントは、以下の3点が挙げられる。

- 許可証不所持者の合法確認のための拘束時間を現行の16時間から24時間に延長する。
- 指紋の押捺を拒否した場合、国外退去処分とする。
- 不法移民の拘留期間は現行では最長45日だが、状況に応じて90日間まで延長できるとする。

外国人が公共の場で職務質問を受け、有効な滞在許可証を所持していない場合、警察は身柄を拘束して身分確認の手続に入る。犯罪者やテロリストなどの危険人物を誤って釈放しないために、不法滞在者の送還に必要な出身国政府への照会、帰国手続に要する日数を加味した格好である。改正法には多くの反対の声が上がっており、労働総同盟（Confédération Générale du Travail (CGT)）の全国庇護裁判所（Cour nationale du droit d'asile (CNDA)）は、難民保護申請が却下された場合の意義申し立て可能期間の短縮につ

¹⁵² Observatoire, 2020, La gestion administrative de l'immigration clandestine : quelle efficacité ? (<https://observatoire-immigration.fr/la-gestion-administrative-de-limmigration-clandestine-quelle-efficacite/>) (2022年7月23日閲覧)

¹⁵³ Conseil d'analyse économique, L'immigration qualifiée: un visa pour la croissance, No 067 - 2021, p.8

いて、書類準備、弁護士との連絡などの実務の現実を踏まえると異議申し立てが事実上不可能となると指摘している。政権与党の国会議員や大統領に近い有識者の間では、法案が難民や移民に対して抑圧的であると批判している。一方、右派は移民や難民に対して寛容過ぎるとして、移民政策の基本を再検討する必要な時期に小刻みな改正は無意味と批判している¹⁵⁴。

現状では不法移民を定量的に把握することができないものの、出入国管理システムに関する EU 規則は、加盟国の対外国境を越える第三人の入国、出国、入国拒否のデータを記録することを定めている。そのため、ビザ取得の有無にかかわらず、すべての第三人の入国、出国、出国拒否のデータを記録し、旅行書類のスタンプ押印に代わるシステムを構築する。これにより、加盟国での滞在許可期間の計算が容易になり、超過滞在者のリアルタイムでの発見が可能になる。このシステムは 2022 年 2 月までに運用を開始する予定であり、フランスでは、在仏外国人総局 (DGEF) の IT モニタリング事務局が担当している¹⁵⁵。

(2) テロ対策

テロ対策については、9.11 事件以降、予防政策に重きが置かれ、特に 2006 年 1 月 23 日の法律 (Loi n° 2006-64 du 23 janvier 2006 relative à la lutte contre le terrorisme et portant dispositions diverses relatives à la sécurité et aux contrôles frontaliers)¹⁵⁶によって様々な予防政策が定められ、監視カメラシステムの設置強化について定められた。予防措置の中の一つとして、乗客個人データの自動処理が定められ、「国境管理の改善」、「不法移民に対する闘い」および「テロ行為の予防および抑止」を目的に、EU 加盟国以外の国家を往来する交通手段の乗客の個人データの自動処理の実施権限を内務大臣に認めている¹⁵⁷。また、テロの未然防止 (政治的な過激派、イスラム過激派などの監視)、公の秩序維持 (暴力的デモ首謀者、フーリガンの監視)、不法移民を手引きする組織の壊滅、実際に役立つ情報の収集を目的に、パリ警視庁では、情報局 (direction du Renseignement de la préfecture de police de Paris (DRPP)) を設ける等の組織的な対応も行っている¹⁵⁸。

1.4 参考文献

- ・ 植村充、2018「フランス移民管理の対外政策化と EU 多層的移民ガバナンス-EU 対外移民政策とフランス二国間協定の共存という事例分析から-」『国際政治』第 190 号
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaiseiji/2018/190/2018_190_17/pdf/

¹⁵⁴ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2018、「移民・難民に関する法改正」(https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2018/12/france_01.html) (2022 年 7 月 23 日閲覧)

¹⁵⁵ Gouvernement de la République française, 2019, Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration (<https://www.gouvernement.fr/dossier-de-presse/11224-comite-interministeriel-sur-l-immigration-et-l-integration>) (2022 年 7 月 18 日閲覧)

¹⁵⁶ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, Loi n° 2006-64 du 23 janvier 2006 relative à la lutte contre le terrorisme et portant dispositions diverses relatives à la sécurité et aux contrôles frontaliers (<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000454124/>) (2022 年 7 月 28 日閲覧)

¹⁵⁷ 大藤紀子、2007、「テロフランス法の対応」社会科学研究 59 (1)、p.30

¹⁵⁸ 浦中千佳央「危急事態法下のフランス：テロ対策の新展開」、産大法学 50 巻 1・2 号、p.203

[char/en](#)

- ・ 浦中千佳央「危急事態法下のフランス：テロ対策の新展開」、産大法学 50 巻 1・2 号
https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2418&item_no=1&page_id=13&block_id=21
- ・ エマニュエル・サンテリ（村上一基訳）、2019、「現代フランスにおける移民の子孫たち-都市・社会統合・アイデンティティの社会学-」明石書店
- ・ 大藤紀子、2007、「テロフランス法の対応」社会科学研究 59（1）
https://www.istage.ist.go.jp/article/jssiss/59/1/59_3/_pdf
- ・ 近藤敦、2022、「移民統合政策指数（MIPEX 2020）等に見る日本の課題と展望」移民政策研究 Vol.14
- ・ 村上一基、2018、市民社会を動員する移民のフランス的統合―＜第二世代＞と＜女性＞の社会経済的統合と公共政策へのアクセス―、第 90 回日本社会学会大会
- ・ 村上一基、2019、ジェンダー化された移民の社会統合支援：フランス移民集住地区で活動するアソシエーションの事例から、東洋大学社会福祉研究、12 巻
https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=11421&item_no=1&page_id=13&block_id=17
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2022/documents/0249.pdf>
- ・ Yu Aoki, Yasuyuki Yodo, 2009, Are immigrants more likely to commit crimes? Evidence from France, Applied Economics Letters, Vol 16, No 15
- ・ Chojnicki X., Ragot L. and Sokhna N. P., 2018, "The fiscal impact of 30 years of immigration in France: an accounting approach", CEPII working paper, no.2018-04, April.
<http://www.cepii.fr/CEPII/en/publications/wp/abstract.asp?NoDoc=11313>
- ・ Edo A., Ragot L., Rapoport H., Sardoschau S. and Steinmayr A., 2018, "The effects of immigration in developed countries: insights from recent economic research
https://www.econpol.eu/publications/policy_report_5
- ・ France Stratégie, 2019, "THE IMPACT OF IMMIGRATION ON THE LABOUR MARKET, PUBLIC FINANCES AND ECONOMIC GROWTH-Literature review-"
<https://www.strategie.gouv.fr/sites/strategie.gouv.fr/files/atoms/files/report-immigration-juillet-2019.pdf>
- ・ Mathieu Ichou, 2018, The Educational Fortunes of Children of Immigrants in France, metro politics
<https://metropolitics.org/IMG/pdf/met-ichou-en.pdf>
- ・ James Dennison and Teresa Talò, 2017, Explaining attitudes to immigration in France, European University Institute
https://ec.europa.eu/migrant-integration/sites/default/files/2017-05/ExplianingAttitudesToImmigrationFranceRSCAS_2017_25.pdf
- ・ Lissoni F. et E. Miguelez, International Migration and Innovation: France in a Comparative Perspective, No 071 - 2021

<https://www.cae-eco.fr/staticfiles/pdf/cae-focus071.pdf>

- Sabrina Volant, Gilles Pison, François Héran, 2019, " French fertility is the highest in Europe. Because of its immigrants?", Population & Societies Volume 568, Issue 7
<https://www.cairn-int.info/journal-population-and-societies-2019-7-page-1.htm>
- Beuve J., M. Péron et B. Roux, 2021, Immigration et difficultés de recrutement, Focus du CAE, No 073-2021, novembre.
[https://www.cae-eco.fr/staticfiles/pdf/cae-focus073\(2\).pdf](https://www.cae-eco.fr/staticfiles/pdf/cae-focus073(2).pdf)
- Conseil d'analyse économique, L' immigration qualifiée:un visa pour la croissance, No 067 - 2021
<https://www.cae-eco.fr/staticfiles/pdf/cae-note067.pdf>
- RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, 2022, POLITIQUE FRANÇAISE DE L'IMMIGRATION ET DE L'INTÉGRATION,
<https://www.budget.gouv.fr/documentation/file-download/14272>

第2章 ドイツ

2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

2.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 国の総人口に占める外国人の割合

国内総人口数 8,324 万人のうち外国籍の人は 1,089 万人で、総人口の 13.09%を占めている（2021 年）。

図表 2-1 総人口に占める外国籍の人の割合

年	総人口（人）	外国籍（人）	割合
2011	80,327,900	6,342,394	7.90%
2012	80,523,746	6,643,699	8.25%
2013	80,767,463	7,015,236	8.69%
2014	81,197,537	7,539,774	9.29%
2015	82,175,684	8,651,958	10.53%
2016	82,521,653	9,219,989	11.17%
2017	82,792,351	9,678,868	11.69%
2018	83,019,213	10,089,292	12.15%
2019	83,166,711	10,398,022	12.50%
2020	83,155,031	10,585,053	12.73%
2021	83,237,124	10,893,053	13.09%

（注）2011 年の国勢調査の結果に基づく推計。

（資料）連邦統計局(Destatis), “Population by nationality and sex”

<https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Current-Population/Tables/lrbev02a.html> より弊社作成

(2) 国籍（地域）別外国人数

ドイツの在住外国人のうち、68.6%がヨーロッパの国籍であり、アジア（22.2%）、アフリカ（5.5%）、アメリカ（2.6%）、オセアニア（0.1%）が続いた。

図表 2-2 国籍別外国人人口（2021 年 12 月 31 日時点）

国籍	合計（人）	割合	ドイツ生まれ（人）	外国生まれ（人）
ヨーロッパ	8,099,555	68.6%	1,177,405	6,922,150
アフリカ	650,665	5.5%	91,035	559,630
アメリカ	306,065	2.6%	9,880	296,185
アジア	2,620,845	22.2%	251,935	2,368,910
オセアニア	17,050	0.1%	500	16,545

未指定または無国籍	123,610	1%	34,705	88,905
合計	11,817,790	100%	1,565,460	10,252,325

(原資料) 外国人中央登録簿 (Population by nationality and sex) より作成。

(資料) 連邦統計局(Destatis), “Foreign population by place of birth and selected citizenships” Dataset as on December 2021, <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-place-of-birth.html> より弊法人作成

ドイツにおける在住外国人の国籍で多いのは、トルコ、ポーランド、シリア、ルーマニア、イタリア、クロアチアであり、これら諸国で総外国人人口の約 45%を占めている。

図表 2-3 国籍別外国人人口 (2021 年 12 月 31 日時点)

国	移民数 (人)	割合
トルコ	1,458,360	12.3%
ポーランド	870,995	7.3%
シリア	867,585	7.3%
ルーマニア	844,535	7.1%
イタリア	646,845	5.4%
クロアチア	434,610	3.6%

(原資料) 外国人中央登録簿 (Population by nationality and sex) より作成。

(資料) 連邦統計局(Destatis) <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-gender.html> より弊法人作成

(3) 男女別外国人数

1,182 万人の外国人人口のうち、男性は 631 万人、女性は 550 万人であり、外国人人口に占める男性の割合 (53.4%) は女性 (46.6%) より高い。

図表 2-4 男女別外国人人口 (2021 年 12 月 31 日時点)

	人口 (人)	男性 (人)	割合	女性 (人)	割合
外国人人口	11,817,790	6,306,795	53.4%	5,510,995	46.6%

(原資料) 外国人中央登録簿 (Population by nationality and sex) より作成。

(資料) 連邦統計局(Destatis) <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-gender.html> より弊法人作成

(4) 年齢別外国人数

ドイツに滞在する外国人の 49%が労働年齢層 (20~45 歳未満) である。

図表 2-5 地域別年齢階層別外国人人口の割合 (2021 年 12 月 31 日時点)

国籍	合計	20 歳	20~45	45~65	65 歳
----	----	------	-------	-------	------

	(人)	未満	歳未満	歳未満	以上
ヨーロッパ	8,099,555	13%	45%	30%	12%
アフリカ	650,665	21%	61%	15%	3%
アメリカ	306,065	8%	56%	27%	9%
アジア	2,620,845	28%	54%	15%	3%
オセアニア	17,050	6%	60%	25%	9%
未指定または無国籍	123,610	39%	39%	17%	5%
合計	11,817,790	17%	49%	25%	9%

(原資料) 外国人中央登録簿 (Population by nationality and sex) より作成。

(資料) 連邦統計局(Destatis) <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society->

[Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-age-groups.html](https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-age-groups.html) より弊法人作成

(5) 職業別外国人数

業種別にみると、移民経験者の就業者の 33.0%は貿易、接客、運輸業に従事しており、その比率は移民の背景¹⁵⁹のない人の就業者の比率 (23.1%) よりも高くなっている。

一方職種別にみると、移民経験者の就業者の 32.7%はワーカー (肉体労働) であり、その比率は移民の背景のない人の就業者の比率 (16.8%) よりも高く、この傾向は男女ともに同様であった。

図表 2-6 業種別 25～65 歳未満の就業者の分布 (2019 年)

業種	移民経験者	移民の背景のない人
製造業、建設業	28.9%	26.7%
貿易、接客、運輸	33.0%	23.1%
その他のサービス	35.7%	40.3%
農林業、行政	2.4%	9.9%

(資料) Federal Office for Migration and Refugees, 2022, “Successful integration?”

<https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/svr-studie-spaetaussiedlerinnen.html?nn=844098> より弊法人作成

図表 2-7 職種別 25 歳～65 歳未満の就業者の就業状況 (2019 年)

職業上の地位	移民経験者			移民の背景のない人		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
ワーカー (肉体労働)	32.7%	38.3%	25.0%	16.8%	23.5%	9.6%
勤務者 (事務的労働)	55.2%	48.4%	64.5%	66.6%	57.6%	76.4%
自営業者	9.9%	11.5%	7.8%	9.5%	12.1%	6.7%

¹⁵⁹ 「移民の背景を持つ人」は、①ドイツ国籍の有無は問わず、ドイツ生まれではなく、かつ 1950 年以降に移住した人、②ドイツ人であって、両親のいずれかが①を満たす人と定義される。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (厚生労働省委託)、2019 年「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」p.133

公務員	0.7%	0.6%	0.8%	6.4%	6.3%	6.5%
-----	------	------	------	------	------	------

(資料) Federal Office for Migration and Refugees, 2022, “Successful integration?”

<https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/svr-studie-spaetaussiedlerinnen.html?nn=844098> より弊法人作成

(6) 在留資格別外国人数

在留資格別に外国人人口の割合をみると、「EU 法の下での移動の自由の権利」（滞在許可を必要としない）が 44.0%と最も高い割合を占め、教育目的、経済活動、人道的理由、家族の都合、および特別滞在権のためのビザから構成される「有期滞在許可証」（22.4%）、「永住許可証」（21.7%）が続いた。

図表 2-8 在留資格別 外国人人口（2021 年 12 月 31 日）

在留資格	人口（人）	割合
EU 法の下での移動の自由の権利	5,206,430	44.0%
滞在権の要件からの免除、避難外国人	9,470	0.1%
永住許可証	2,560,335	21.7%
有期滞在許可証	2,648,430	22.4%
教育目的のため	210,610	
経済活動のため	295,380	
国際法上、または人道的または政治的理由	1,165,915	
家族の都合上	853,085	
特別滞在権	123,445	
滞在許可申請書	471,520	4.1%
滞在許可証なし	921,600	7.8%
強制送還の一時停止	241,255	
庇護決定まで留まる許可	229,805	
滞在許可証なし、強制送還停止、在留許可なし	450,545	
外国人総人口	11,817,790	100.0%

(原資料) 外国人中央登録簿 (Population by nationality and sex) より作成。

(資料) 連邦統計局 (Destatis) [https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-](https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-residence-law.html)

[Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-residence-law.html](https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/Tables/foreigner-residence-law.html) より弊法人作成

2.1.2 関係法令

(1) 出入国管理関係法令

① 移住法 (ZuwG) ¹⁶⁰

ドイツでは 2000 年代に入り、産業構造の変化に伴って IT やバイオテクノロジーなど先端分野で専門人材の不足が顕在化し、経済界を中心に外国人材の受け入れを求める声が高

¹⁶⁰ “ZuwandungsG”, <https://www.buzer.de/s1.htm?g=ZuwandungsG&f=1>

まった。一方、外国人のドイツ社会への定着と融和を図る統合政策も求められてきた¹⁶¹。そのような背景を下に、「移住法」が2004年に制定され、2005年1月から施行された。

移住法は、「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律」である「滞在法」を第1章とし、「EU自由移動法」の制定、「庇護手続法」、「外国人中央登録簿法」、「国籍法」等の改正を含んでいる。

全体は10章に分かれ、各章にはドイツに滞在する外国人に関連する一つまたは他の側面についての詳細が記載されている。例えば第2章では、連邦領域への入国と滞在を扱っている。入国、在留資格、許可、ビザ、教育目的の滞在、経済活動目的の滞在、国際法上または人道的・政治的理由による滞在、家族的理由による滞在、移民の統合に関する条項が含まれている。

② 連邦領域における外国人の滞在、経済活動及び統合に関する法律 (Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet) (滞在法 (AufenthG))¹⁶²

欧州経済領域 (EEA: EU加盟国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) およびスイス以外の第三国の外国人がドイツに滞在する場合、「滞在法 (Aufenthaltsgesetz)」に基づく滞在資格 (Aufenthaltstitel) が必要である。滞在資格に関する法令には、前述の滞在法に加え、滞在令 (AufenthV)、外国人の雇用に関する政令 (BeschV)、就労手続令 (BeschVerfV) 等がある¹⁶³。

③ 専門人材移民法 (Fachkräfteeinwanderungsgesetz)¹⁶⁴

ドイツでは近年、少子高齢化による労働力人口の減少や、グローバル化やデジタル化の進展に伴う労働市場の構造変化の影響により、高度な技能を持つ専門人材が著しく不足している。こうした人材不足を補うため、連邦議会は2019年6月、EU域外からの専門人材受け入れを拡大する法案「専門人材移民法」を可決した¹⁶⁵。

同法は2020年3月1日に施行された。同法は、複数の法律を同時に改正 (または制定) する条項法であり、これにより、滞在法、社会法典第3編 (SGB III)、専門職資格の同等性の認定に関する法律 (BQFG) 等の多岐にわたる法改正等が行われた。第三国 (EEA諸国およびスイス以外) の資格を有する外国人労働者の受入枠を広げ、これまで大卒以上の高度人材に限定して受入れを促進していたが、職業訓練修了資格者を専門人材として新たに加え、受入促進の対象枠を広げた¹⁶⁶。また、同法は、資格のある職業訓練のための滞在

¹⁶¹ 株式会社日本総合研究所、2015年、「外国人材の活用に向け求められる制度の再構築—海外事例にみる外国人政策の視点—」

¹⁶² 滞在法: https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

¹⁶³ 労働政策研究・研修機構、2022年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

¹⁶⁴ “Fachkräfteeinwanderungsgesetz”, <https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/fachkraefteeinwanderungsgesetz>

¹⁶⁵ 厚生労働省、2020年「海外情勢報告」

¹⁶⁶ 労働政策研究・研修機構、2022年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

原資料: Fachkräfteeinwanderungsgesetz (<https://www.make-it-in-germany.com/de/visum/fachkraefteeinwanderungsgesetz>),

NNA(<https://europe.nna.jp/news/show/2014961>), BMI(<https://www.bmi.bund>).

を容易にするものである。研修先を探すための一時的な滞在も可能になった（第 17 条）。これらはドイツ企業が必要とする熟練労働者（Facharbeiter）の獲得を目的としている。2020 年 3 月～12 月末までの間に約 3 万件のビザが発給された¹⁶⁷。

特に不足が懸念される MINT 分野（数学、情報科学、自然科学、工業技術）や医療・介護分野（医師、看護師、介護士等）の専門人材を積極的に受け入れようとしている。専門人材移民法が施行されたことにより、第三国の専門人材の受入枠が拡大された。

専門人材移民法とともに、職業認可のための中央サービス機関（ZSBA）も設立され、認可手続において海外の申請者を支援している。

④ 外国人中央登録簿法（AZRG）¹⁶⁸

外国人中央登録簿法は 1994 年より施行された、外国人の関連データの登録及び管理権限に関する法律である。外国人の中央登録簿（AZR）は、連邦移民・難民庁（BAMF）が管理している。外国人の中央登録簿は、一般的なデータベースとビザファイルで構成されている。登録簿に保管されている外国人のデータを保管・送信することにより、外国人に関する規定や庇護法に関する規定の実施を委託された当局やその他の公的機関を支援する。

⑤ 統合法（Das Integrationsgesetz 2016）¹⁶⁹

本法は、ドイツで初めての連邦レベルの統合法である。難民の統合を促進することを目的としており、「支援と要求」（Fördern und Fordern）アプローチに基づく統合制度の実施について詳述した「統合講習に関する政令」が付属している。この法律では、統合講習のクラス数の拡充、職業訓練、雇用と訓練の機会、特定地域への集中を避けるための居住地の割り当て、協力と統合クラス受講の意思を示した難民への永住許可などが規定されている。

(2) 労働関係法令

① 滞在法¹⁷⁰

この法律では、以下に示すように労働に関する主要な規定が示されている。

- 第 2 章 第 4 部 経済活動を目的とする滞在：移民の雇用目的、滞在権、ビザの種類、定住許可、および申請者の拒否理由を規定している。
- 第 2 章 第 8 部 連邦雇用庁の関与：申請者の雇用申請を承認する基礎、拒否の理由、および労働許可の承認と取り消しを規定している。

de/SharedDocs/faqs/DE/themen/migration/fachkraefteeinwanderung/faqs-fachkraefteeinwanderungsgesetz.html), 厚生労働省『海外情勢報告（2020）』

¹⁶⁷ 労働政策研究・研修機構、2021 年「専門人材移民法の施行から 1 年 ―コロナ禍でも 3 万のビザを発給」

¹⁶⁸ “Gesetz über das Ausländerzentralregister”, <https://www.gesetze-im-internet.de/azrg/>

¹⁶⁹ Integration Act of 2016: https://ec.europa.eu/migrant-integration/country-governance/governance-migrant-integration-germany_en

¹⁷⁰ Federal Ministry of Justice, “Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

- 第 9a 章 不法就労の法的帰結：従業員に正当な報酬を与え、従業員を不当に扱った場合の罰則を設けることで、雇用主の不正行為を制限している。

② 外国人の雇用に関する政令（Beschäftigungsverordnung, BeschV）¹⁷¹

この政令は、外国人労働者を管理し、ドイツに居住する予定および既存の外国人が労働市場に入ることができる条件を定めている。滞在法とともに、BeschV は、外国人に就労を許可する在留資格の付与に関する決定の根拠となるものである。

(3) 社会保障関係法令¹⁷²

前述の滞在法¹⁷³は外国人の社会保障に関する規定を含んでいる。社会保障の規定は、教育目的の滞在、経済活動目的の滞在、国際法上または人道的・政治的理由で認められた滞在、家族的理由による滞在、連邦雇用庁とその職員の社会保障提供責任などの滞在各形態によって異なる。同法第 2 条により、外国人は、公的資金に頼ることなく、健康保険の取得を含め十分な生計を立てることができれば、安全な生活を確保することができる。なお、以下の給付を受けることは、公的資金に頼ることに限らない。

- 児童手当
- 子育て支援給付金
- 親に対する手当
- 社会法典第 3 編、連邦教育支援法（Bundesausbildungsförderungsgesetz）または職業訓練支援法（Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz）による教育・訓練支援
- 自己負担に基づく、またはドイツでの滞在を可能にするために支給される公的資金
- 事前維持費に関する法律（Unterhaltsvorschussgesetz）に基づき支払われるもの

(4) 教育関係法令

① 滞在法¹⁷⁴

同法第 2 章第 3 部は教育目的での滞在について定めている。外国人に教育へのアクセスを提供することは、一般教育、国際理解を促進し、熟練労働者に対するドイツの需要を満たすのに役立ち、世界の科学界におけるドイツの関係と国際開発を促進するのにも役立つとしている。

¹⁷¹ Federal Ministry of Justice, “Ordinance on the Employment of Foreigners”, https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_beschv/print_englisch_beschv.html

¹⁷² Federal Ministry of Justice, Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

¹⁷³ Federal Ministry of Justice, “Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

¹⁷⁴ Federal Ministry of Justice, “Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

② 専門職資格の同等性の認定に関する法律（認定法）（Gesetz über die Feststellung der Gleichwertigkeit von Berufsqualifikationen, BQFG）¹⁷⁵

認定法は、外国人の専門職資格とドイツ国内の職業資格の同等性審査（比較性審査）を促進し、資格を有する外国人熟練労働者のドイツの労働市場への統合を支援するものである。

同法は、関連する職業規定に別段の定めがない限り、外国で取得した訓練証明書とドイツ国内の訓練証明書の同等性の判断に適用される。また、海外で訓練の証明を取得し、ドイツ国内で職業資格に対応した有給の雇用を希望するすべての人に適用される。

③ 連邦訓練支援法（Bundesausbildungsförderungsgesetz, BAföG）¹⁷⁶

BAföG は、若者が家族の経済力に関係なく、自分の興味に合った訓練を選択できるようにすることで、教育の機会を提供する。

BAföG に基づく連邦政府の訓練支援は、訓練が公共部門によって資金提供されていることを意味する。国は個々の研修生に、生活費と研修費を賄うために必要な経済的手段を提供している。非ドイツ人も BAföG の支払いを受ける権利がある。原則として、ドイツに留まる見込みがあり、すでに社会に溶け込んでいる外国人は支援を受ける権利がある。法的規制は非常に複雑なので、外国人は早い段階で適切な教育支援事務所に連絡する必要がある。

(5) 刑法関係法令¹⁷⁷

滞在法の第 5 章第 1 部では、合法的な滞在の終了、取り消し、追放によるドイツ国内からの退去義務の根拠が説明されている。また、国内安全保障上の理由による監視の規定もあり、これに基づいて外国人は連邦領域からの退去を要求される。

同法の第 2 部では、法執行機関による移民の退去、強制送還、および強制送還の停止を規定している。

¹⁷⁵ Federal Ministry of Justice, “Law on the determination of the equivalence of professional qualifications (Professional Qualifications Assessment Act - BQFG)”, <http://www.gesetze-im-internet.de/bqfg/>

¹⁷⁶ Federal Ministry of Education and Research, “The German Federal Training Assistance Act (BAföG) provides educational opportunities”, [https://www.bmbf.de/bmbf/en/education/bafoeg/the-german-federal-training-as-ides-educational-opportunities.html#:~:text=BAf%C3%B6G-.The%20German%20Federal%20Training%20Assistance%20Act%20\(BAf%C3%B6G\)%20provides%20educational%20opportunities,of%20their%20families%27%20financial%20means](https://www.bmbf.de/bmbf/en/education/bafoeg/the-german-federal-training-as-ides-educational-opportunities.html#:~:text=BAf%C3%B6G-.The%20German%20Federal%20Training%20Assistance%20Act%20(BAf%C3%B6G)%20provides%20educational%20opportunities,of%20their%20families%27%20financial%20means)

¹⁷⁷ Federal Ministry of Justice, “Act on the Residence, Employment and Integration of Foreigners in Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/index.html

2.1.3 関係機関¹⁷⁸

(1) 外国人の受入れに関わる政府機関とその役割

① 連邦内務省（Bundesministerium des Innern und für Heimat, BMI）¹⁷⁹

連邦政府の移民政策を統括している。同省は、同国の移民政策を策定する責任があり、同国への移民を管理、制限することを目的としている。BMI は、経済と労働市場の利益、そして移民を受け入れ統合するコミュニティの能力、両方のバランスを考慮している。

② 連邦移民・難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, BAMF）¹⁸⁰

内務省（BMI）の下部機関で、移民政策の実施機関であり、外国人局、連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit, BA）との調整や連邦政府の統合講習の実施、外国人中央登録簿法（AZRG）に基づく外国人中央登録簿（AZR）の作成・管理、移民問題に関する研究・調査などを行う。

③ 連邦外務省（Auswärtiges Amt, AA）¹⁸¹

連邦外務省は、ドイツを訪れる外国人に対し、ビザやその他のサービスに関する以下の情報を提供している。

- ビザの発給と選考手続、短期滞在・長期滞在ビザの発給要件、申請と手続、ビザ発給を担当する機関・団体に関する法的規定を提供する。
- 観光、商用、留学、就労、現地に住む家族のもとへ渡航する旅行者／移住者のためのビザの種類についての情報を提供する。
- 亡命法や国外退去に対する保護に関連する行政手続や裁判のための行政支援の枠組みの中で、当局や裁判所に情報を提供する。

④ 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales, BAMS）¹⁸²

連邦労働社会省は、労働市場と若者の雇用を担当する機関であり、雇用の安定と失業対策が主な業務である。雇用支援や労働者交流サービスの提供、失業手当の支給、求職者への基本保障給付、パイロットプログラムの実施、海外からの有能な専門家の雇用、労働市場統計の作成、年齢に応じた労働環境の確保などがその内容である。

BAMS の主な目的のひとつは、長期的にドイツ国内と海外の両方から熟練労働者の供給を増やすことである。同省のその他の役割は下記の通り。

- 今後 10 年から 20 年の間に、分野、地域、資格別の労働力の需給がどのように推移するかを予測する熟練労働者モニタリングシステムを有している。
- 移民の社会への統合に大きな役割を果たしており、ドイツ語の習得を促進するため、

¹⁷⁸ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

¹⁷⁹ Federal Ministry of the Interior and Community:

<https://www.bmi.bund.de/EN/topics/migration/migration-node.html>

¹⁸⁰ Federal Office for Migration and Refugees (BAMF):

<https://www.bamf.de/EN/Behoerde/behoerde-node.html;jsessionid=3FF4838DE4E86E704F07B0284E0F5C31.intranet261>

¹⁸¹ Federal Foreign Office: <https://www.auswaertiges-amt.de/en/about-us>

¹⁸² BAMS: <https://www.bmas.de/DE/Ministerium/ministerium.html>

包括的、差別化された、一貫性のある一般言語プログラムを創設している。

- 連邦教育研究省および連邦雇用庁（主に国内労働者の雇用・失業対策を行う他、外国人の就労の同意に関与する）と協力して実施する資金援助プログラム「資格による統合（IQ）」を実施している。このプログラムでは、同等の専門技能を持つ国内労働者の労働条件と同等かという「同等性審査（比較性審査）」、資格取得、移民の労働市場への統合を支援している。

⑤ 閻労働税務監督局（Finanzkontrolle Schwarzarbeit, FKS）¹⁸³

連邦財務省（BMF）所管の税関（ZOLL）内にあり、外国人を含む閻労働や不法就労を担当している。また、ドイツ国内の外国人労働者に関して、未申告労働、違法雇用、社会的給付の不正行為に対して全面的に対処する責任を負っている。

⑥ 中央外国・専門職業仲介局（Zentrale Auslands-und Fachvermittlung, ZAV）¹⁸⁴

連邦雇用庁の機関として、ZAV は、多数の業界の従業員と雇用主の両方に助言している。その業務は特定のグループを対象とし、国際的な人材の採用やアーティストの配置などをカバーしている。特にドイツ、EU、EFTA 諸国の労働市場において、高度な専門性を持つ熟練労働者を募集する役割を担っている。1980 年以来、国際的な人材紹介に貢献している。

⑦ 職業認定のための中央サービスセンター（Zentrale Servicestelle Berufsanerkennung, ZSBA）¹⁸⁵

ZSBA は、専門人材移民法に基づき、既存の移民相談先の補完として、設立された。海外に住んでいて、現地から認定を申請する熟練労働者を対象としている。ZSBA の役割は、主に 3 つの機能を果たすとされている。

- 認定手続全体を通して、申請者に対して、中心的な窓口として機能する。
- 認定手続の前と手続中の相談対応において、所管官庁のプレッシャーを軽減する。
- ドイツで就労希望の申請者にとって、認定手続がより透明で効率的になる。

(2) 外国人の受入れに関わる地方公共団体とその役割

① 外国人局（Ausländerbehörde）¹⁸⁶

BMI 所管で、各州政府に設置されている。滞在法に規定されている各種の決定を行う権限を有している。これらの事務所は、移民の地元での連絡先となり、熟練労働者のための

¹⁸³ ZOLL, "Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung"
https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Arbeit/Bekaempfung-der-Schwarzarbeit-und-illegalen-Beschaeftigung/bekaempfung-der-schwarzarbeit-und-illegalen-beschaeftigung_node.html

¹⁸⁴ Zentrale Auslands-und Fachvermittlung (ZAV): <https://www.cimonline.de/en/html/about-zav.html>.

¹⁸⁵ Service Center for Professional Recognition, ZSBA: <https://www.anerkennung-in-deutschland.de/html/en/pro/service-center.php#>

¹⁸⁶ Foreigners authority or BAMF's regional office: <https://www.make-it-in-germany.com/en/looking-for-foreign-professionals/support/important-points-of-contact>

迅速な手順を提供している。「ドイツへの入国」に関連する手続で移民を支援し、統合プログラムへの移民の参加も支援する。

2.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

ドイツにおける外国人の滞在や経済活動、統合を規定した「滞在法」では、以下の5つの理由による外国人の滞在を認めている¹⁸⁷。

1. 教育目的の滞在
2. 経済活動を目的とした滞在
3. 国際法、人道的または政治的理由による滞在
4. 家族の理由による滞在
5. 特別な滞在権（例：元ドイツ人の滞在権）。

2.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準

前述の滞在理由毎の許可基準は下記の通りである。

① 教育目的の滞在¹⁸⁸

教育目的の滞在には以下のカテゴリーがある。

図表 2-9 教育目的とした滞在の滞在要件

渡航目的	在留期間	入学要件 (注：下記のほか、パスポートの所持、経済的余裕を証明するもの、退去事由がないことが求められる)	根拠法
留学 / 博士課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生ビザは通常、留学期間と同期間である。 2. 学位取得に成功した後、求職者のための滞在許可を申請することに 	<ol style="list-style-type: none"> 1. アビトゥーア¹⁸⁹/アカデミックディグリー 2. 高等教育プログラムへの入学、または該当する場合は「Studienkolleg」（準備コース）¹⁹⁰への入学 3. ドイツで生計を立てるのに十分な財政的手段の証明 4. 語学力の証明 	滞在法第16b条
大学進学 / 大		<ol style="list-style-type: none"> 1. 学位コースの学校と言語の要件 	同法第17条第2項、

¹⁸⁷ 滞在法 https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

¹⁸⁸ Make it in Germany, “Student Visa”, <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/types/studying>

¹⁸⁹ ドイツにおける大学入学資格試験。

¹⁹⁰ 「Studienkollegs」は、大学での学術研究のための準備コースであり、通常中等学校の証明書がドイツで認められてない学生などを対象としている。 <https://www.studienkollegs.de/index.html>

学出願 を目指す	よってドイツ での滞在を延 長することが できる。	2. ドイツで生計を立てるのに十分な財政的 手段の証明	大学入学 後：第 16b 条
職業訓 練	3. 滞在許可証 は、ドイツで 資格のある雇 用を見つける ために最大 18 か月間発 行される。	1. ドイツでのトレーニングポジション 2. ドイツで生計を立てるのに十分な財政的 手段の証明 3. 連邦雇用庁(BA)からの承認 4. ドイツ語スキルレベル B1 (ヨーロッパ言 語共通参照枠 (CEFR))	同法第 16a 条
職業訓 練を目 指す	4. 資格のある雇 用を探してい る間、どんな 仕事にも就く ことができ る。	1. 年齢制限:25 歳 2. ドイツで生計を立てるのに十分な財政的 手段の証明 3. ドイツ語スキルレベル B1 (CEFR)	同法第 17 条第 1 項、 職業訓練先 が見つかつ た後：第 16a 条
EU 研 究関連 インター ンシ ップ	5. 申請者が内定 をもらうとす ぐに、就学目 的の滞在許可 証を、資格の ある専門家の 就労許可証ま たは EU ブル ーカードに変 換することを 申請できる。	1. ドイツでのインターンシップの地位 2. 外国の大学への在籍	同法第 16e 条
言語習 得		1. ドイツでのドイツ語集中コースへの入学 2. ドイツで生計を立てるのに十分な財政的 手段の証明	同法第 16f 条

(資料) Make it in Germany, “Student Visa” (<https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/types/studying>) , “Providing proof of secondary and higher education qualifications” (<https://www.make-it-in-germany.com/en/study-training/studies-in-germany/complete/proof-qualification>) , “Entry and visa process” (<https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/procedure/entry-process>) より弊法人作成

② 経済活動を目的とした滞在

経済活動を目的とした滞在には以下のカテゴリーがある。

図表 2-10 経済活動を目的とした滞子の滞在要件

	分類	滞在要件
1	職業資格がない者	a) 具体的な就職先 b) 自営業でないこと

		c) 職業資格がないこと d) 連邦雇用庁の許可
2	学術以外の職業資格を持つ者	a) 具体的な就職先 b) 自営業でないこと c) 職業資格教育を受けていること d) 就労令に掲げる特定の専門職業類型に属すること、又は特に地域社会の利益や経済、労働市場への利益などの公益が存在すること
3	有資格労働者で求職中の者	a) ドイツ又はそれと同等の外国の高等教育の資格 b) 自活資力 c) 6か月の滞在許可
4	具体的な人道上の理由で退去強制が保留された（滞在が許容された）有資格外国人の一時的滞在許可	a) 認定された職業活動に必要な職業訓練の修了、又はドイツと同等の外国の高等教育の資格をもって2年の職業経験を持つこと b) 十分な居住空間を持つこと c) ドイツ語の十分な運用能力を持つこと d) 連邦雇用庁の許可
5	高度資格労働者	a) 高度の職業資格 b) 具体的な就職先 c) 通常、連邦雇用庁の許可（規制法令又は国際協定による例外がない場合） d) 「生活様式への統合」と自活資力があること e) 永住許可が取得可能
6	ドイツの大学の卒業生	a) 2年間の滞在権保有 b) 自活に十分な職にあること c) 2年間の法定年金制度への拠出 d) 永住許可が取得可能
7	EU ブルーカード保有者	a) ドイツ若しくはそれと同等の外国の高等教育の資格、又は5年間の職務経験を持つこと b) 最低年収が c) を下回る場合のみ、連邦雇用庁の許可 c) 最低年収（ブルーカード指令第8条第3項、2021年は5万6,800ユーロ（817万9200円 ¹⁹¹ ）ただし、専門家が不足している分野（数学、自然科学、IT 専門家、技術職、医師）に対しては、最低年収が4万4,304ユーロ（637万9776円）（2021年）と低く設定されている ¹⁹² 。 d) 4年までの滞在許可；3年経過すれば永住権の取得も可能

¹⁹¹ 2022年12月1日時点のレート（1ユーロ＝144円）により算出。以下同様。

¹⁹² 労働政策研究・研修機構、2021年「専門人材移民法の施行から1年 ―コロナ禍でも3万のビザを発給」

8	研究者	a) 研究プロジェクトについて有効な受入契約 b) 認定又は未認定の研究機関との当該契約 c) 自活資力 d) 1年以上の滞在許可、求職のため9か月まで延長可能（EU指令2016/801号）
9	自営業	a) 経済的利益 b) 有益な効果 c) 事業資金となる個人資産又は借入金 d) 3年経過後に永住許可が取得可能 ※ 総額50万ユーロ（7200万円）の投資又は5人以上の雇用創出という受入れ条件は廃止。
10	企業内転勤	a) 第3国で勤務する者の一時的な転勤かつ欧州の企業内への転勤 b) 管理職、専門職、研修生に限定 c) 3年間のICTカード、研修生は1年間 d) 許可期間における家族の呼寄せ

（資料）国立国会図書館調査及び立法考査局、2018年『EUにおける外国人労働者をめぐる現状と課題—ドイツを中心に』
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11192835_po_201811.pdf?contentNo=1&alternativeNo=）及び「滞在法」（https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html）より弊法人作成

上記のうち、期限付きで認められ、長期滞在資格を付与することは認められていない「1. 職業資格がない者」の受け入れは、就労令の「第3部 一時的な雇用」に該当する。

図表 2-11 「職業資格がない者」の滞在要件

分類	要件	語学要件	受入期限	根拠法
オペア（現地家庭にホームステイしながらの留学やベビーシッター）	27歳未満で、ドイツ語を母国語とする家庭での雇用が可能。また、ドイツ語が母国語ではないが、家族語として話されている場合、被雇用者がホストペアレンツの母国出身でなければ、雇用が可能。	ドイツ語の基礎知識があり	1年以内	就労令第12条
外国企業から派遣された者の家事使用人	①雇用主または海外に拠点を置く企業のために、ドイツで一時的に働く。または ②外交関係に関するウィーン条約または領事関係に関するウィーン条約に基づき雇用。 ※上記のいずれも、入国前に、16歳未満の子供または介護を必要と	-	最大5年間	同令第13条

	する世帯員の世話をするために、少なくとも 1 年間、その家庭で家事労働者を雇用していたことが必要。			
教育・訓練を目的としたインターンシップ	<p>①滞在法第 16e 条に基づく場合</p> <p>②学校教育または高等教育の学習を目的とした必要な場合</p> <p>③EU ないし二国間開発協力により資金援助を受けているプログラムの場合</p> <p>④連邦雇用庁との合意により、外国の高等教育機関の学生又は卒業生を対象とした、学生団体等による国際交換プログラムで、一年以内のもの</p> <p>⑤ドイツ、EU 又は国際機関の奨学金を得た専門家及び経営幹部</p> <p>⑥連邦雇用庁との協定に基づく、外国高等教育機関の 4 学期目以降の学位取得の課程で、一年以内のもの</p> <p>⑦海外のドイツ語学校の生徒で、6 週間以内のもの</p>	-	-	同令第 15 条
季節労働者	<p>季節労働者としての雇用を目的とした第三人の入国および居住の条件に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会および理事会の指令 2014/36/EU に基づき、季節雇用を目的とした手続および選考に関する連邦雇用庁と出身国の公的雇用サービスの間で協定に基づいて配置されている外国人</p> <p>農業、林業、園芸、ホテル・レストラン、果物・野菜加工、製材所で定期的に週 30 時間以上の季節労働に就くことが可能。</p>	-	年間 6 か月を超えない	同令第 15a 条
見本市会場の雇用	関係者が連邦雇用庁と出身国の労働行政との間の手続および選考に関する合意に基づいて配置され	-	年間合計 9 か月まで	同令第 15b 条

	る。			
家事手伝い	要介護者がいる世帯で強制保険の対象となるフルタイム雇用。関係者が連邦雇用庁と出身国の雇用管理との間の合意に基づいて手続と選択を仲介する。 また、3年以内に、雇用主の変更が可能。		3年以内 ※出国後の再雇用は、前回就労期間と同じ期間の経過が必要	同令第15c条

(資料) 就労令 (https://www.gesetze-im-internet.de/beschv_2013/) より弊法人作成

③ 「専門人材移民法」における専門職の滞在要件に関する規定¹⁹³

「専門人材移住法」によって、大学卒業生と職業訓練に基づく資格を有する被用者とがまとめられ、統一的に専門職の定義が行われた。ドイツへの入国要件等、主な規定は以下のとおりである。

- ・ 職業訓練に基づく資格を有する者について、入国を「不足職業 (Mangelberufe)」(人手不足が常態化している職種) の資格に限定する制限を撤廃する。
- ・ 資格取得のための職業訓練を外国で受け、資格を有する専門職者は、求職活動のために最長 6 か月間ドイツに滞在することができる。ただし、ドイツ語スキルがあり、滞在中の生活費が確保できていることが前提である。この滞在期間中は、社会給付を受給できない。これは、既に大学卒業生に適用されていた規制の拡張であり、5年間の時限措置である。
- ・ 専門職の資格取得を目的としたドイツ国内滞在の可能性が拡張され、ドイツで職業訓練場所を探す要件が簡易化される。ドイツで資格取得の勉強をするために、母国で同様の勉強ができる資格を保有しているならば十分とし、ドイツで外国資格と同等の資格を新たに取得する必要がなくなる。
- ・ 45 歳以上の外国人の要件は厳しくされ、就業目的で滞在するためには、最低賃金以上の雇用又は適切な老齢保障 (年金受給権) の保持を証明しなければならない。

さらに、連邦政府は、専門人材移民法の目的達成のために、ビザ手続を改善し、専門職移住に絞った募集と広報の活動を経済界とともにを行い、外国で取得された資格の認定を迅速化し、特に外国におけるドイツ語習得に対する助成を強化する等、その他の行政手続等を改善することが定められている¹⁹⁴。

④ 国際法、人道的または政治的理由による滞在¹⁹⁵

政治的または人道的理由でドイツに亡命し、ドイツに滞在したい場合は、亡命を申請す

¹⁹³ “Fachkräfteeinwanderungsgesetz”<https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/fachkraefteeinwanderungsgesetz>

¹⁹⁴ 泉真樹子、2020年「【ドイツ】専門職移住法」『外国の立法』No.283-1 (2020.4)

¹⁹⁵ The UN Refugee Agency (UNHCR), "Forms of Asylum and Refugee Protection", <https://help.unhcr.org/germany/asylum-in-germany/forms-of-asylum-and-refugee-protection/> Handbook Germany, "Residence Permits for Refugees", <https://handbookgermany.de/en/right-of->

ることができる。庇護申請が受理されると、滞在許可証が交付される。ドイツでは、難民を保護するために以下の図表に示す形態がある。

図表 2-12 国際法、人道的または政治的理由による滞在の滞在要件

在留資格の種類	各在留資格の在留期間	滞在許可に基づく権利
庇護権(基本法第 16 条 a)	認定された庇護希望者には、3 年間有効な滞在許可証が発行される。自国の状況が改善しない場合、滞在許可はさらに 3 年間延長される。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と未成年の子供をドイツに連れて行くことができる。未婚の未成年者として、両親をドイツに連れて行くことができる。(家族の再会) 2. 働くことが認められる。仕事がない場合は、失業給付 II または社会扶助を受ける。 3. 子供と親の手当を受ける権利がある。 4. 統合講習に参加することができる。 5. 職業訓練プログラムを勉強したり、参加したりすることができる。
ジュネーブ難民条約(庇護法第 3 条第 1 項に基づく難民認定)	認定された難民には、3 年間有効な滞在許可証が発行される。自国の状況が改善しない場合、滞在許可はさらに 3 年間延長される。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と未成年の子供をドイツに連れて行くことができる。未婚の未成年者として、両親をドイツに連れて行くことができる。(家族の再会) 2. 働くことが認められる。仕事がない場合は、失業給付 II または社会扶助を受ける。 3. 子供と親の手当を受ける権利がある。 4. 統合講習に参加することができる。 5. 職業訓練プログラムを勉強したり、参加したりすることができる。

residence

<p>補助的保護 (庇護法第 4 条第 1 項)</p>	<p>補助的な保護を受ける権利を持つ個人は、1 年間有効な滞在許可証を受け取る。本国での状況が改善されない場合、許可はさらに 2 年間延長することができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働くことが認められる。仕事がない場合は、失業給付 II または社会扶助を受ける。 2. 子供と親の手当を受ける権利がある。 3. 統合講習に参加することができる。 4. 職業訓練プログラムを勉強したり、参加したりすることができる。
<p>国外退去の禁止(滞在法第 60 条(5)または(7))</p>	<p>国外退去の国家的禁止令が発令された個人には、1 年間有効な滞在許可証が付与される。状況が改善しない場合、許可は延長される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働くことが認められる。仕事がない場合は、失業給付 II または社会扶助を受ける。 2. 子供と親の手当を受ける権利がある。 3. 統合講習に参加することができる。 4. 職業訓練プログラムを勉強したり、参加したりすることができる。

(資料) The UN Refugee Agency (UNHCR), "Forms of Asylum and Refugee Protection", <https://help.unhcr.org/germany/asylum-in-germany/forms-of-asylum-and-refugee-protection/> Handbook Germany, "Residence Permits for Refugees", <https://handbookgermany.de/en/right-of-residence> より弊法人作成

⑤ 家族の理由による滞在¹⁹⁶

外国人が第三国の国民であっても、配偶者/家族が EU または EEA の加盟国の市民である場合、移動の自由の権利があり、したがって、制限なくドイツで生活し、働くことができる。彼らが入国するために必要なのは、国民 ID カードのみである。

一方、配偶者/家族が EU または EEA 諸国の市民でない場合、雇用・教育を目的とした外国人専門家・学生（ドイツの一時的または永住許可証または EU ブルーカードを持っている）は、1 年以上滞在する場合、外国から来た家族（配偶者、未成年の子供、親）を同行させることができる。ただし、招聘者が家族の世話をすることができるのに十分な健康保険の適用範囲と資金を持ち、かつ家族のために十分な大きさのドイツでの滞在施設を借りたり買ったりしていることが条件である。また、招聘される家族も十分なドイツ語能力を証明する必要がある。

一方、大学レベルの学位を持つ配偶者/家族、高度な資格を持つ労働者の配偶者、EU プ

¹⁹⁶ Make it in Germany, "Information on the Skilled Immigration Act", <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/skilled-immigration-act>
 "German Family Reunion Visa to Join a Relative or Partner in Germany" <https://www.germany-visa.org/family-reunion-visa/>

ルーカード保持者の配偶者、特定の国、例えば米国、カナダ、オーストラリア、日本の国民の配偶者には、言語に関連した一定の例外が設けられている。

子供は親に同行することが認められている。両親または片方の親がすでにドイツに居住している場合に、その親と合流するための子供の移民については特別な規定が適用される（年齢と統合能力、および移民の配偶者の同伴の有無によって異なる）。

同伴家族の条件は具体的に下記の通りである。

- 滞在の権利：従業員として、ドイツでの一時的または永住的な滞在許可証、または EU ブルーカードを持っていること。
- 滞在施設：外国人は、家族で住むのに十分な広さのある滞在施設をドイツで借りたり買ったりしていること。
- 健康保険と資金：家族を養うために十分な健康保険と資金を有していること。
- 法定年齢：配偶者・親が法定年齢、すなわち 18 歳以上であること。子供は 16 歳以下の未成年であること。
- ドイツ語の基礎知識：ドイツに到着したら、ドイツ語でコミュニケーションが取れるようにするため、原則として、配偶者がパートナーに合流する場合、ドイツ語の基礎知識が必要である。

⑥ 特別な滞在権

合法的にドイツ国内に常居所（通常、居住する場所）を有していた未成年者など特別滞在権を持つ外国人、ドイツ国籍を喪失した旧ドイツ人、EU のほかの加盟国における長期居住者など外国人の滞在権について、それぞれ規程がある¹⁹⁷。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度等の有無及び詳細

① 就労要件

滞中に就労を伴う場合、地域の雇用エージェンシー（AA）が発行する労働許可（Arbeitsgenehmigung）が必要になる。また、個人で手続をする場合は、管轄する地域の外国人局の窓口を通して、労働許可の申請をする。例外的に、指導的人材、特殊専門分野の知識を持った研究者など、いわゆる「高度資格労働者」は、具体的な雇用の提供がある等の条件を満たせば、直ちに滞在許可を取得することができる。この場合、本人と同時に渡航するか、後から呼び寄せられる家族も就労が可能である¹⁹⁸。

② 労働市場テスト

連邦雇用庁所管の中央外国・専門職業仲介局（ZAV）は、第三国（EEA 諸国およびスイス以外）の外国人が就労を目的として滞在を希望する際に、国内求職者の就労優先と保護を目的に労働市場テストに相当する「優先権審査（Vorrangprüfung）」や当該外国人の労

¹⁹⁷ 滞在法 https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/BJNR195010004.html#BJNR195010004BJNG000901310

¹⁹⁸ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

働条件（特に賃金）が、同等の専門技能を持つ国内労働者の労働条件と同等かという「同等性審査（比較性審査）」等を行っている。

ただし、専門家が不足している分野（数学、自然科学、IT 専門家、技術職、医師）に対しては、EU ブルーカードの所持者の就労は、優先権審査は不要（比較性審査は必要）である。また、「専門人材移民法」に定義された専門職についても、認定資格及び雇用契約がある場合に「優先権審査」を免除できる。一方、経済状態が変化した場合には、優先権審査を再度導入することも可能である。

「優先権審査」活動を行っている中央外国・専門職業仲介局内に、新たに 2020 年 2 月 1 日から海外の専門技能者をサポートするために「職業認定中央サービスセンター(ZSBA: Service Center for Professional Recognition)」が設置され、専門職人材のスムーズなドイツでの滞在と就労に向けて、既存の助言や情報提供では足りない部分を補強し、入国前後のサポートを行っている¹⁹⁹。

③ 受入人数枠

現在、雇用主の負担を軽減し、専門人材移民制度を合理化するために、ドイツに来ることができる熟練労働者の数に制限はない。

ただし、ドイツに来る特定の外国人にはいくつかの制限が課されていることがある。例として、ドイツ内務省は年間 5,000 人以下のアフガニスタン人を受け入れる意向であるため、アフガニスタン人にはいくつかの留保と制限がある²⁰⁰。

④ 転職制限²⁰¹

転職のためには、外国人は「滞在法」や「外国人の雇用に関する政令」に含まれる規定に従う義務がある。

- 滞在法第 82 条第 6 項：第 2 章第 3 部（教育目的の滞在）又は第 4 部（経済活動を目的とする滞在）に基づく一時滞在許可証を保有し、かつ、滞在権が付与された職業訓練又は経済活動が予定より早く終了する外国人は、その終了を知った後 2 週間以内に、管轄の外国人当局に通知しなければならない。
- 外国人の雇用に関する政令²⁰²第 9 条：EU ブルーカードまたは滞在許可証を所持し、かつ、ドイツで 2 年間強制保険に加入する仕事を合法的に行うか、一時滞在または永住許可、国外退去の停止、亡命決定までの滞在許可により少なくとも 3 年間ドイツに継続的に滞在する、外国人の雇用には連邦雇用庁の許可は必要ない。

¹⁹⁹ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

²⁰⁰ The Print, “Germany to impose quotas on number of Afghan refugees”, <https://theprint.in/world/germany-to-impose-quotas-on-number-of-afghan-refugees/946038/>

²⁰¹ Federal Ministry of Justice, “Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

²⁰² Ordinance on the Employment of Foreigners(Beschäftigungsverordnung, BeschV) https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_beschv/englisch_beschv.html

(3) 永住・帰化の可否及び基準

① 永住許可証の基準

外国人居住者がドイツで永住権を取得するには、永住許可証と EU 永住許可証の 2 つの選択肢がある。ドイツの永住許可証の申請可否及び基準は下記の通り。

図表 2-13 永住許可の取得要件

カテゴリー	取得要件
<p>熟練専門家</p> <p>※①職業訓練を修了した者②学術教育を修了した人、または EU ブルーカード保持者③指令 (EU) 2016/801 に従った国際研究者 (滞在法第 18d 条) のカテゴリーに属する人は「熟練専門家」とみなされる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滞在法第 18a、18b、18d 条に基づく滞在許可証を少なくとも 4 年間保有していること。 2. 公的資金を使用せずに生活費をまかなうことができる。 3. 法定年金保険料または任意保険料を少なくとも 48 か月分支払っている。 4. 申請者が資格を持っている、または資格に十分見合った仕事に就いていること。 5. ドイツ語の十分な知識 (ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) B1 レベル)、および法律や社会秩序、ドイツの生活様式に関する知識を有していること。これは、"Life in Germany" のテストに合格することで証明される。 6. 自分と家族のための十分な居住スペースがあること。
<p>EU ブルーカード所有者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法定年金保険料を毎月納めている間、少なくとも 33 か月間、資格のある仕事に就いていたこと。 2. ドイツ語の基礎知識 (ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) A1 レベル) を有していること。ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) B1 レベルのドイツ語能力を証明できる人は、必要な期間 33 か月を 21 か月に短縮することができる。 3. ドイツの法律と社会秩序に関する基本的な知識。これは、"Life in Germany" のテストに合格することによって証明することができる。 4. 十分な居住スペースを証明するものを提出すること
<p>ドイツで大学または職業訓練を修了した人</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「有資格の専門家」としての雇用を目的とした滞在許可を少なくとも 2 年間保持していること。 2. 資格を有する、または資格に十分見合った仕事に就いている。 3. 法定年金保険を 24 か月間納めている。 4. ドイツ語の十分な知識 (ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) B1 レベル)、および法・社会秩序とドイツ人の生活様式に関する知識を有すること。これは、"Life in

	<p>German "のテストに合格することで証明することができる。</p> <p>5. 十分な居住スペースを証明するものを提出すること。</p>
高度専門職	<p>高度専門職は、滞在法第 18c (3) 条に基づく永住許可を、ドイツで一定期間滞在することなく直ちに取得することができる。</p> <p>例えば、特別な技術的知識を持つ科学者や高度な地位にある教師であれば、下記の条件を満たせば、ドイツに入国してすぐに定住許可を取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術教育の証明を提出できること。 2. その人がドイツの生活様式に溶け込むことができ、公的資金を使わなくても生活費がまかなえるという前提が正しくなければならない。
自営業者	<p>滞在法第 21 条に基づく自営業のための滞在許可を 3 年間保持している場合、永住許可（滞在法第 21 条 (4)）の取得を申請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申請時に、自営業を可能にする有効な滞在許可証の保持者であること。 • 申請者は、自営業に成功している。 • 申請者は、本人およびその家族の生活費を永続的に賄うことができることを証明できること。

(資料) Make it in Germany “Settlement permit”, <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/living-permanently/settlement-permit> より弊法人作成

② 帰化の申請基準²⁰³

帰化は、政治的関与から法の下での平等な地位まで、移民が社会に参加する多くの可能性を与えるため、統合を成功させるための大きな一歩となる。

【法的要件】

国籍法 (StAG) 第 10 条に基づく帰化の権利は、以下の要件を満たしている場合に限る。

- 身元と国籍が明確
- 合法的で通常の居住地が、少なくとも 8 年間ドイツ国内である
- 永住権に基づく帰化時の滞在権があること
- ドイツ連邦共和国基本法の自由で民主的な憲法秩序にコミットし、忠誠宣言を行う
- 生活保護の支払いや失業手当 II (Hartz IV)²⁰⁴に頼らず、独立した生計手段を持つこ

²⁰³ Federal Ministry of Interior and Community, “Naturalisation”,

<https://www.bmi.bund.de/EN/topics/migration/naturalisation/naturalisation-node.html>

²⁰⁴ 「失業手当 II」は、通常の失業保険給付 (失業手当 I) の受給期間を満了しても再就職できず、経済的に困窮している者などに支給される。長期失業者の受給が多いが、短時間働きながら不足分の上乗せ給付を受給する者もいる。対象は「求職者」であって「失業者」ではないため、失業登録は給付要件ではない。(出典：労働政策研究・研修機構、2019 年「ハルツ IV の改正をめぐる議論が活発

と（扶養家族を含む）

- 以前の国籍を喪失または放棄したこと
- 刑事犯罪を理由に有罪判決を受けないこと
- 適切なドイツ語スキルがあること
- 帰化試験を通じて証明されるドイツの法的・社会的秩序と生活条件に関する知識があること
- ドイツの生活様式への統合が保証されなければならない

上記の条件が1つ以上満たされない場合、申請者は通常、帰化の権利を有しない。ただし帰化局は、帰化に公益性があり、上記の主要な最低要件の少なくともいくつかを満たされていれば、帰化の許可に同意することができる。ドイツに居住するのに必要な期間、また、特別な統合努力を行った場合などには、ドイツでの必要な居住期間が短縮されることも可能である。

【子供の申請基準に関する規則】

ドイツ国籍を持つ親が少なくとも1人いれば、出生時に自動的にドイツ市民権を取得する。

外国人の両親の子供は、ドイツで生まれた場合、両親の1人が少なくとも8年間ドイツに合法的に滞在し、出生時に永住許可証または無期限の滞在権を保持している場合、自動的にドイツ市民権を取得できる。

ドイツで生まれた外国人の両親の子供は、以下の条件の下で両親の市民権に加えてドイツの市民権を持つことができる。

- ドイツに8年間在住
- ドイツの学校に6年間通う
- ドイツで基礎教育または職業訓練を修了

【帰化試験】²⁰⁵

2008年から、内務省はドイツ語、ドイツの国情、ドイツの制度に関する300問以上のドイツ国籍申請テストを実施している²⁰⁶。帰化試験に参加することで、ドイツに帰化するために必要なドイツの法的・社会的秩序や生活状況の知識を証明することができる。

申請先は居住先の州のテストセンターである。試験内容は、33問のテスト小冊子で構成されている。30の質問は、「民主主義における生活」、「歴史と責任」、「人と社会」の3つに分類されている。残り3つの質問については、主たる居住地に登録されている州に関する質問になる。回答時間は60分で、各質問について、4つの選択肢から正しい答えを選択

化」

²⁰⁵ Einbürgerung in Deutschland,
<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/ZugewanderteTeilnehmende/Einbuergierung/einbuergierung-node.html>

²⁰⁶ Informationen zum Einbürgerungstest :
https://www.bva.bund.de/DE/Services/Buerger/Ausweis-Dokumente-Recht/Staatsangehoerigkeit/Einbuergierung/Ermessen14/Infobox_E14/Infobox_E14_2.html

する形である。17問以上正解すれば合格になり、連邦移民・難民庁から試験結果の証明書が発行され、帰化当局に市民権の知識を証明することとなる。不合格の場合、テストを繰り返すことができる。

また、下記に該当する場合は試験の免除が可能である。

- ドイツの学校卒業証明書を取得した。
- 身体的、精神的または感情的な病気、障害、または加齢に関連する状態のために、要件を満たさない場合がある。

(4) 永住資格を喪失する要件²⁰⁷

次の場合、永住権を失う可能性がある。

- 申請時に虚偽の情報または文書を提供した。
- 公安または公共政策に対する重大な脅威とみなされる。
- 6か月以上連続してドイツ国外に滞在している。
- EU加盟国への長期滞在許可を取得している。

²⁰⁷ Federal Ministry of Justice, “Section 9B- Counting residence periods of Act on the Residence, Economic Activity and Integration of Foreigners in the Federal Territory”, http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_aufenthg/index.html

2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

2.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

(1) 連邦政府主導の多様性を擁護するプログラム

連邦政府プログラム（2001年～2006年）「寛容と民主主義に賛同する青少年—極右主義、外国人敵視及び反ユダヤ主義に反対して」（Jugend für Toleranz und Demokratie - gegen Rechtsextremismus, Fremdenfeindlichkeit und Antisemitismus）の主な目的は2つあった。外国人敵視と人種主義に反対する青少年に、社会的及び職業的な支援を与える一方、極右的姿勢又は行動様式に陥る危険のある青少年を社会の中心に取り戻す、というものである。

連邦政府プログラム（2007年～2010年）「多様性は役に立つ。多様性、寛容及び民主主義に賛同する青少年」（VIELFALT UT GUT. Jugend für Vielfalt, Toleranz und Demokratie）は、社会的統合、文化間の学習、反人種主義的教育、宗教間の学習、文化的・歴史的アイデンティティ、青少年に対する極右の働きかけとの闘い、民主主義と寛容の教育、民主主義的市民社会の強化を重点的なテーマとし、対象は、「構造の弱い」（strukturelle Schwäche）地域及び自治体の青少年、外国人敵対に親近性を覚える教育から遠い環境にある青少年、子供及び年少の青少年、移民、親、教育者、教師、社会教育に携わる者、地方の影響力あるアクターのグループ等である。

2015年1月1日に開始された連邦政府プログラム「民主主義を体験する！極右主義、暴力及び人間敵視に反対する行動」（Demokratie leben! Aktiv gegen Rechtsextremismus, Gewalt und Menschenfeindlichkeit）は、民主主義、自由及び法治国家に対する攻撃や、人間の価値の不平等というイデオロギーを社会全体の問題と捉え、国家と市民社会の努力によって、これらの問題に強力に対処しようとするものである²⁰⁸。

(2) 国家統合行動計画（National Action Plan for Integration）

ドイツの統合に関する国家行動計画は、連邦、州、地方の当局が他のパートナーと協力し、ドイツに住むすべての人が社会に貢献できるようにすることを確実にし、移民が新しい環境に足を踏み入れ、ドイツ語を学び、学校に通い、仕事を見つけられるように支援するものである。

2011年12月、「国家統合行動計画」²⁰⁹が更新され、短期の統合アクションを長期的、持続的な取組に変更した上、公共管理機構、健康及び老人ケアの2項目が追加された。

2015年頃難民が急速にふえたため、2016年「統合法」が施行され、難民の労働市場へ

²⁰⁸ 山口和人、2017年「移民国ドイツにおけるダイバーシティ社会実現の課題—多様性・寛容・統合—」（国立国会図書館調査及び立法考査局『ダイバーシティ（多様性）社会の構築：総合調査報告書』）

²⁰⁹ The Federal Government, 2011, “National Action Plan on Integration Abridged press version” <https://polen.diplo.de/blob/485830/b3bada7b7614c18bb869326b0bef63aa/integration-nap-eng-data.pdf>
Die Bundesregierung, 2011, “Nationaler Aktionsplan Integration” <https://mffjiv.rlp.de/fileadmin/MFFJIV/Integration/Landesbeirat/Aktionsplan.pdf>

の参入が支援されることとなった。2018年には新しい統合行動計画（NAP-I）²¹⁰の作成が計画され、2021年に完成した。

NAP-Iは、外国人と新規移民にのみ適用される。NAP-Iによって、ドイツ政府は連立協定で打ち出された公約を実践に移し、多種多様な統合策を、移民を支援すると同時に移民にその役割を期待する全国戦略という形で集中させようとしている。

統合を監視するために、政府は市町村、地区、任意自治体協会、連邦・州機関、小さな町、その他の関係者と協力している。政府は、上記の当局の支援を受けながら、プログラムの評価と実施を行っている。NAP-Iの主な目的は、官民の協力のもと、移民を社会に統合することである。ドイツ国民は、外国人の統合プロセスにおいて重要な役割を担っている²¹¹。

2.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

(1) 国家統合行動計画と全国統合サミット

NAP-Iは、連邦政府、州・地方公共団体、市民社会、移民団体間の協力を促進し、連邦政府の多種多様な統合策を全国的な戦略の形にまとめたものである。NAP-Iの策定にあたり、連邦政府は、州・地方公共団体、民間企業、市民社会、75の移民団体など300のパートナーと協力した。その目的は、移民の背景を持つ人々の生活状況を改善し、彼らが平等に参加できるようにし、社会内の結束を強化することである²¹²。

NAP-Iは、入国前、統合初期、統合、共に成長、融和の5つのフェーズに分かれている。すべてのフェーズには、担当する連邦大臣が議長を務める4つまたは5つのトピック固有のフォーラムが含まれている。彼らは、他の連邦省庁、州および地方自治体、市民社会パートナーと協力し、フェーズごとに最大24のコアプロジェクトをつくりあげた。こうして、参加者は、統合を成功させるための約120の具体的な方策を策定した²¹³。

また、政界、メディア、移民団体、市民社会の代表者が集まる「全国統合サミット」が開催され、統合の課題に対処し、対話を通じて統合プロセスを改善する方法を探っている。統合サミットでは、ドイツにおける移民の背景を持つ人々の統合と参加を成功させるための前提条件である成果や対策が発表される。このプロセスの各段階は、統合のための国家行動計画（NAP-I）でより詳細に規定されている²¹⁴。

²¹⁰ NAI : <https://www.nationaler-aktionsplan-integration.de/napi-de>

²¹¹ European Union “Governance of migrant integration in Germany”, https://ec.europa.eu/migrant-integration/country-governance/governance-migrant-integration-germany_en

²¹² 2021“Nationaler Aktionsplan Integration vor Fertigstellung”
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/aktionsplan-integration-1850112>

²¹³ Federal Government, “National Action Plan for Integration”, <https://www.nationaler-aktionsplan-integration.de/napi-de/aktionsplan>

Federal Government, “FAQs on the National Action Plan - Making integration easier for migrants”, <https://www.bundesregierung.de/breg-en/federal-government/aktionsplan-integration-1772728>.

²¹⁴ 13th Integration Summit, “The opportunities of diversity – opportunities for our country”
<https://www.bundesregierung.de/breg-en/news/13th-integration-summit-1875236>

(2) 二国間協定等

① 「トリプル・ウィン (Triple Win)」プロジェクト

少子高齢化に伴う看護介護人材不足の解消に向けて、EU 域内での人材獲得に加えて、連邦雇用庁の中央外国・専門職業仲介局 (ZAV) とドイツ国際協力公社 (GIZ) が共同で、EU 域外からの人材獲得を試みる「トリプル・ウィン (Triple Win)」プロジェクトが 2013 年から実施されている²¹⁵。

EU 域外のパートナー国の雇用当局が ZAV と協力して、雇用主が示す条件 (必要な資格や経験) に従って²¹⁶看護師を選別・評価し、ドイツ国内の事業所での就労を斡旋し、外国人看護師に対し母国滞在中およびドイツ到着から滞在期間中の支援を実施する。ZAV は、外国人看護師に就労先を仲介する責任を負う²¹⁷。2022 年 10 月時点のパートナー国・地域はフィリピン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、チュニジア、ベトナム、インドネシア、インド・ケララ州であり、各国のパートナー機関 (フィリピンであれば Philippines Overseas Employment Administration (POEA)) と連携して実施している²¹⁸。

GIZ は国際的な機構として企画を支援し、特に外国人看護師のドイツ語習得、看護技術・知識の向上を支援するなど、就労に向けての準備やドイツ到着後の生活支援を実施する。このプロジェクトを通じて、EU 域外の介護人材が最終的に介護専門人材と認定され、ドイツで就労資格を得ることができる²¹⁹。

雇用主は、GIZ が提供するサービス (母国での調整、言語教育²²⁰、専門家の訓練、およびドイツの雇用主と看護師の資格の統合と承認に関するアドバイス) の費用として、配置された看護師ごとに約 6,600 ユーロ (950,400 円) の手数料を支払う²²¹。一方で ZAV が提供するサービスに関しては失業保険が財源となっている²²²。

2013 年にプログラムが開始されて以来、2022 年までに、4,900 人の看護師がドイツの雇用主の診療所、高齢者介護施設、外来患者サービスに配置され、そのうち 3,500 人以上がすでにドイツで働き始めている。需要は、看護スタッフと雇用者側の両方で増加し続けている。プログラムのモニタリングにより、選ばれた看護師 (少なくとも 6 か月間ドイツで働いていた看護師) が高いレベルの専門資格を持っていることが確認され、雇用主も満足していると GIZ では評価している²²³。

例えばフィリピンに関しては、2012 年 4 月にフィリピン海外雇用庁とドイツ連邦雇用庁 (BA) との間で、2014 年末までに 500 人のフィリピン人看護師を新たに雇用するとい

²¹⁵ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」。送り出し国、受け入れ国、移民自身の三者が勝者になるというコンセプトから「トリプル・ウィン」と呼ばれている。ドイツ国際協力公社ヒアリングより。

²¹⁶ ドイツ国際協力公社ヒアリングより

²¹⁷ GIZ, “Triple Win Programme – Recruiting nurses from abroad sustainably”

https://www.giz.de/en/downloads/Factsheet_TripleWin_2021_en.pdf

²¹⁸ ドイツ国際協力公社ヒアリングより

²¹⁹ Sustainable recruitment of nurses (Triple Win) : <https://www.giz.de/en/worldwide/41533.html>

²²⁰ ドイツ語教育は母国で行われ、その目標は CFER の B1 である。ドイツ国際協力公社ヒアリングより。

²²¹ GIZ, “Triple Win Programme – Recruiting nurses from abroad sustainably”

https://www.giz.de/en/downloads/Factsheet_TripleWin_2021_en.pdf

²²² 連邦雇用庁ヒアリングより

²²³ Sustainable recruitment of nurses (Triple Win) : <https://www.giz.de/en/worldwide/41533.html>

う契約についての告示があった。これを受けて、両国の間で“Triple Win Migration”協定が締結され、フィリピン人看護師のドイツ国内での就労が開始されている。同協定に基づき、フィリピン人看護師は雇用契約により最初の1年間は看護助手として働いた後、外国人看護師資格が承認されてからは有資格看護師として看護業務に携わることができる。更に看護師として5年間ドイツ国内で勤務すれば、永住許可申請が可能となっている²²⁴。

今後、GIZとしてはホテル、飲食業、建築などにもトリプル・ウィン・プロジェクトのような仕組みを拡大したいと考えている。ドイツ語は送り出し国で学び、見習い（ヤング・プロフェッション）として受け入れたうえで、専門スキルはドイツで訓練を受ける手法や、ドイツの資格にマッチするように、送り出し国において母国語で教育を受ける手法などが検討されている。後者についてはフィリピンでパイロット・プロジェクトを実施中である。また、こうしたプロジェクト・ベースの取組と共に、入国前における資格認定等のプロセスの簡素化によって、より多くの人材を受け入れられるようにすることを検討中である²²⁵。

② 西バルカンルール

「西バルカンルール」とは、西バルカン諸国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア）出身者を対象に、正式な資格に関わらず、ドイツに入国して雇用を得ることができる制度である。2016年発効以降、合法的な外国人労働力受入れの手法として利用されている。ドイツ労働市場・職業研究所（IAB）によると、西バルカン出身の労働者の58%は、熟練労働者や専門家として雇用されている²²⁶。

西バルカンルールにおいてはトリプル・ウィン・プロジェクトと異なり、ドイツ語の資格などは問われない²²⁷。

2021年1月に発効した就労令第26条第2項の改正より、2020年12月31日までとされていた「西バルカンルール」が、2023年12月31日まで3年間延長された。連邦雇用庁（BA）は、国内及びEUの家事労働者の優先権審査を引き続きチェックして、クォータを管理する²²⁸。2021年以降、暦年あたり25,000件に制限されている。西バルカンの6つの国のうち、最も多いのがボスニア・ヘルツェゴビナ出身で、4分の1以上を占めており、モンテネグロは約7%で最下位である²²⁹。

²²⁴ 伊藤真理子、2016年「フィリピンの海外労働者派遣政策とドイツの外国人医療労働者受入れ政策」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第41号

²²⁵ ドイツ国際協力公社及び連邦雇用庁ヒアリングより

²²⁶ 労働政策研究・研修機構、2022年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

²²⁷ 連邦雇用庁ヒアリングより

²²⁸ “Sechste Verordnung zur Änderung der Beschäftigungsverordnung”
<https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze-und-Gesetzesvorhaben/sechste-verordnung-zur-aenderung-der-beschaef-tigungs-verordnung.html;jsessionid=677AD414F5600099CE408136C2A09>

²²⁹ Federal Office of Migration and Refugees, “Educational and Labour Migration Monitoring: Issuance of Residence Title to Third-Country Nationals”,
[https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/BerichtsreihenMigrationIntegration/MonitoringBildungsErwerbsmigration/mobemi-jahresbericht-2020.pdf?__blob=publicationFile&v=8,pp-22,](https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/BerichtsreihenMigrationIntegration/MonitoringBildungsErwerbsmigration/mobemi-jahresbericht-2020.pdf?__blob=publicationFile&v=8,pp-22)

③ EU 市民²³⁰

移動の自由移動の自由の権利は、EU の機能に関する条約 (TFEU) 第 21 条によって保証されている。EU 加盟国の市民は、ドイツ語で就職、勉強、または職業訓練を計画している場合、ビザや滞在許可証なしでドイツに渡航し、3 か月間滞在することができる。個人が入国するために必要な書類は、有効なパスポートまたは ID カードのみである。ドイツでは、個人またはその家族の雇用および自営業へのアクセスに関する制限はない。

また、下記の場合、EU 市民は、3 か月以上の滞在権を有する。

- 受入国の労働者または自営業者である、または（一定期間）雇用を求めている。
- 雇用されていない、または学生や研修生であり、十分な資金と包括的な健康保険に加入している場合。
- 永住権を持っている（5 年間の合法的滞在の後）。
- これらの条件を満たす EU 市民に同伴または合流する家族も、国籍に関係なく、3 か月以上の滞在の権利を有する。

④ ビザなしでドイツに入国できる第三国国民（ドイツと各国の二国間協定）²³¹

オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、英国、および米国の市民は、ビザなしでドイツに入国できる。ただし、就職前に在留許可を申請する必要がある。

2.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

(1) 統合能力の枠組み条件に関する連邦政府専門家委員会（Fachkommission der Bundesregierung zu den Rahmenbedingungen der Integrationsfähigkeit）²³²

統合能力の枠組み条件に関する連邦政府専門家委員会は、移民と統合の分野の幅広いテーマを扱っている。委員会は報告書を提出し、つながりを明確にし、統合についての社会的理解を訴えており、政治とすべての利害関係者が移民社会をよりよく形成する方法について勧告を行っている。メンバーは全員、委員会のために自発的に働き、個人的に、すなわち所属する組織の代表としてではなく、任命された。彼らは、連邦政府に対しても、「自分たちの」組織に対しても、指示に縛られることなく、独立した立場で仕事をする事となっている。

2.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分

²³⁰ Federal Ministry of the Interior and Community, “Freedom of movement”, <https://www.bmi.bund.de/EN/topics/migration/law-on-foreigners/freedom-of-movement/freedom-of-movement-node.html>,

²³¹ Make it in Germany, “Who needs a visa?”, <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/procedure/do-i-need-visa>,

²³² Federal Government Commission on the Framework Conditions for Integration Capability, “About us”, <https://www.fachkommission-integrationsfaehigkeit.de/fk-int/ueber-uns>

担、連携体制、財政的負担等)

(1) 連邦移民統合評議会 (Bundeszuwanderungs- und Integrationsrat, BZI) ²³³

連邦移民統合評議会 (BZI) は、自治体の統合・移民・外国人諮問委員会の州組織が全国的に統合したものである。BZI は、ほぼすべての州にある約 400 の民主的に合法化された自治体の移民諮問委員会に所属する、移民を背景にした 6 千人の政治的活動家を代表する。この協議会は、宗教、民族、政党の枠を超えて活動している。ドイツにおける移住者のための政治的ロビー組織として、評議会は連邦政府、ドイツ連邦議会、連邦中央官庁に対する窓口となり、連邦レベルの関連組織と連携している。また、BZI は、各州の協会とその諮問委員会が経験を共有し、連邦レベルでの共通の関心事を調整している。

(2) 統合と移民に関する専門家会議 (Sachverständigenrat für Integration und Migration)

234

統合と移民に関する専門家会議は、研究に基づいた政策アドバイスを提供する独立した機関である。年間を通じて研究を行っており、連邦政府の各省庁のほか、民間の組織から依頼を受けることもある。その報告書は、統合と移民政策を担当する機関や一般市民の意見形成プロセスを支援することを目的としている。同会議は 2020 年 12 月に連邦政府により設立することが決定されたものであるが、2008 年に民間の財団のコンソーシアムとして設立された「統合と移民に関するドイツ財団専門家会議」(Sachverständigenrats deutscher Stiftungen für Integration und Migration) の活動を引き継いだものである。同会議とその事務局のメンバーは 30 名で、うち研究者は 20 名である。費用は連邦政府 (内務省) が負担しており、2021 年予算では 200 万ユーロ (2 億 8800 万円) であった。また、州から提供される資金もある。

同会議の主な業務内容は以下のとおりである。

- 統合と移民の分野における傾向、問題、証拠に基づく解決策について、調査に基づいた情報を提供すること。
- これらの傾向を監視し、中立的かつ方法論的に正しい評価を提供すること。
- 移民に関連する個々の問題についてのポジションペーパーを作成すること、あるいは要請があれば意見を述べること。
- ドイツ全体、各連邦州、自治体を対象とした、ドイツの統合環境に関する実証的な分析を発表すること。(後述の「統合バロメーター」)

年間に 5 回、定期的な会議を開催し、研究テーマの方向性や、年間報告書に記載する内容等について話し合っている。外部の研究者らからもアドバイスを受けている。

2.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等

²³³ Federal Immigration and Integration Council (BZI), "Federal Immigration and Integration Council (BZI) - About us", <https://bzi-bundesintegrationsrat.de/ueber-uns/>

²³⁴ The Expert Council on Integration and Migration, "The Expert Council on Integration and Migration - About us", <https://www.svr-migration.de/en/about-us/mission/>、統合と移民に関する専門家会議ヒアリングより

を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

① 統合講習（インテグレーションコース²³⁵⁾ ²³⁶

外国人及び移民の背景を持つ人のためのドイツ語教育は、2005年の移民法（ZuwG）による「統合講習」の導入で大きく拡大され、現在、社会統合策の中で重要な施策の1つとなっている。

統合講習は、ドイツに長期滞在している外国人、EU加盟国の国民、EEA加盟国の国民、またはドイツ語の知識が十分でないドイツ人を対象としており、対象者は連邦移民・難民局経由で講習への参加申請が可能となる。所在地域の講習主催者に連邦移民・難民局から発行された参加許可書を提出し、適切な講習に参加できるように、一部講習主催者より無料のレベルチェックのテストを受けることができる。レベルに合わせて適切な講習に登録し、指定開催場所にて講習へ参加することとなる²³⁷。

一方で、「統合コースの実施に関する規制」によると、統合コースで第二言語としてのドイツ語を教える教師は、外国語としてのドイツ語または第二言語としてのドイツ語の学習コースを正常に修了している必要がある。上記の専門資格が利用できない場合、教師が連邦事務所によって与えられた資格に参加した場合にのみ、教育への入学が可能である。また、オリエンテーションコースの教師は、日常の知識、ならびにドイツの法秩序、文化、歴史、特にドイツ連邦共和国の民主的国家システムの価値と法の支配の原則、平等な権利、寛容、宗教の自由に関する知識に関する専門資格および資格の証明に従って目的を教えるのに十分な学位を持っている必要がある。語学コースに情報を提供するためには、十分な専門的資格と適性を実証する必要がある²³⁸。2005年の導入から2019年まで、200万人以上が統合講習を受講している。統合講習の目的は、受講者がコース受講後、ドイツ語の面で自立的に行動し、日常生活の道筋を見つけることができるようになることである²³⁹。

統合講習は、「ドイツ語教育」と「市民教育」で構成される。ドイツ語教育の目的はヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B1レベルの習得である。市民教育では、仕事や職業、ショッピング、テレビ、幼児教育などの日常的なトピック以外に、行政官庁への接し方、メールや手紙の書き方、面接などもカバーし、ドイツの法律、文化、歴史等を学ぶ。市民教育は100授業単位（1授業単位は45分レッスン）である。ドイツ語教育は、300授業単位

²³⁵ 株式会社 SELC（出入国在留管理庁委託事業）、2021年「諸外国における外国人との共生に係る制度等の調査報告書」においては統合講習を「インテグレーションコース」として記載している。

²³⁶ Make it in Germany, “Integration courses”, <https://www.make-it-in-germany.com/en/living-in-germany/learn-german/integration-courses>

²³⁷ 連邦移民・難民局「統合講習」

https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kursteilnehmer/Merkblaetter/630-009_merkblatt-zum-antrag-auf-zulassung_japanisch.pdf?__blob=publicationFile

²³⁸ “Regulation on the implementation of integration courses for foreigners and ethnic German resettlers” <https://www.global-regulation.com/translation/germany/387511/regulation-on-the-implementation-of-integration-courses-for-foreigners-and-ethnic-germans.html>

²³⁹ Federal Office of Migration and Refugees, “BAMF Brief Analysis 07 | 2021”,

https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/Kurzanalysen/kurzanalyse7-2021-integrationskursverlaeuft.pdf;jsessionid=045CED58426F2A287C0532390A8D1796.intranet672?__blob=publicationFile&v=11

の「基礎言語講習」と 300 授業単位の「言語向上講習」からなり、合計 600 授業単位である。この基本パターンに加え、特定層を対象に 900 授業単位まで延長できる講習も設けている。特定層には、若年者や女性、子を持つ親、読み書きのできない人等が含まれている²⁴⁰。各コースの終了時、参加者全員が無料で修了試験を受けることができ、語学テストで十分なドイツ語能力（言語レベル B1）を習得したことが認められ、「ドイツでの生活」テストに合格すれば、統合講習を無事修了したことになり、合格者に「統合講習証明書」が発行される²⁴¹。

2015 年、大量の難民が流入したため、連邦政府は急遽、語学学習促進予算を大幅に引き上げ、滞在看通しのある庇護申請者（難民）への統合講習を開始した。難民の就職サポートの一環として、職業に関連したドイツ語学習支援の詳細を法令で定め、参加者数を約 55 万人と見積もった。2016 年には、統合講習費用の 5 億 5,900 ユーロ（804 億 9600 万円）が連邦政府負担分になっていた。受講者の自己負担は 1 レッスンで 2.20 ユーロ（317 円）であり、難民や経済的困窮者等の場合、状況に応じて減免の申請もできる。また、コース参加人数の上限引き上げ等も行い、統合講習開始までの待機時間を 3 か月から 6 週間に短縮した²⁴²。

現在、連邦移民・難民庁が「統合講習」の基本方針を定め、統合講習の実施のための手続を決め、国家の下位執行機関の役割を決める。資金は基本的には連邦政府より州政府に分配され、具体的な実施は州政府が行う。具体的には、統合講習を行う機関に講習実施の許可を与え、統合プログラムの実施主体に対して直接財源支給を行う。コースの実施機関には市民大学、民間の語学学校や専門学校、カルチャーセンター等がある。一方、市町村の外国人局は、受講者の資格確認、情報提供を行う²⁴³。

統合講習のうち市民教育は、日本の特定技能外国人に対する「生活オリエンテーション」と内容の共通性も見られる一方、長時間実施されること、原則として受講費用が必要なこと、実施機関が雇用企業等ではないこと等が異なっている。

²⁴⁰ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、原資料：イルメリン・キルヒナー(2012)「ドイツの在住外国人に対する言語学習制度」（自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム』Jun. 2012）pp.6-7、及び BBMFI (2012) 9. Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland, pp.127-132。

²⁴¹ 連邦移民・難民局「統合講習」

https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kursteilnehmer/Merkblaetter/630-009_merkblatt-zum-antrag-auf-zulassung-japanisch.pdf?__blob=publicationFile

²⁴² 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、原資料：EMN (2017) Annual Policy Report by the German National Contact Point for the European Migration Network Migration, Integration, Asylum – Political Developments in Germany 2016、および 2017 (https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/EMN/Politikberichte/emn-politikbericht2017-germany.pdf?__blob=publicationFile&v=7)。なお、2017 年報告 (p.66) によると、統合のために割り当てられた 2017 年連邦予算は 8 億 5,900 万ユーロ（1236 億 9600 万円）であり、2015 年の約 2 億 6,900 万ユーロ（387 億 3600 万円）から顕著な増額となった。

²⁴³ 自治体国際化協会、2022 年「諸外国における在住外国人に対する言語教育の状況について」、自治体国際化協会、2020 年「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」

② 母国語教育制度²⁴⁴

ドイツでは、言語的多様性と多言語教育を推進するため、全国の公立学校で母語学習が実施されている。16州のうち11州で子供たちが学校で母語の授業を受けることができる。ドイツで最も人口の多いノルトライン・ヴェストファーレン州では、約98,000人の子供たちがイタリア語、ロシア語、ロマニ語を含む23の母語のいずれかを学んでいる。同州で最も需要があるのはトルコ語である。昨年度、約44,000人の生徒がトルコ語の家庭科の授業を受けた。クルド語であるクルマンジ語とソラニ語も教えられている。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

① ブックレット「ドイツへようこそ」²⁴⁵

連邦政府は、移民を国内にスムーズに統合するために、キャリアコンサルティング、社会との統合などに関するサービスで外国人を支援している。連邦移民難民局（BAMF）のブックレット「ドイツへようこそ」は、日本の「生活・就労ガイドブック」²⁴⁶と同様に、ドイツに来てから最初のオリエンテーションやドイツ語の学習から教育や文化施設まで、ドイツでの生活のあらゆる側面に関する詳細な情報を一元的に掲載し、提供している。14の言語（ドイツ語、英語、アラビア語、ブルガリア語、ファールシー語（ペルシャ語）、フランス語、ギリシャ語、イタリア語、ルーマニア語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、トルコ語）で提供されている。

② 成人移民のための移民アドバイスサービス（mbeon Project, MBE）²⁴⁷

MBE（Migration Advice Service for Adult Immigrants）は、移民・難民のために提供されるアドバイスサービスである。MBE センターはドイツ全土に1,473か所ある。移住者は、これらのセンターまたは mbeon オンラインでアドバイスを受けることができる。MBE、州当局から独立して活動している。相談会は無料で、秘密厳守である。

MBE のアドバイザーは、一人一人に焦点を当て、個人のライフストーリーを考慮し、一歩ずつ目標を達成できるようにしている。必要に応じて、他の専門家を紹介することもある。MBE のアドバイスセンターは、主に27歳以上の永住権を持つ移住者を対象としている。

MBE と mbeon は、連邦内務省（BMI）と連邦移民・難民局（BAMF）から資金援助を受けている。

MBE は、住居、ドイツ語学習、学校、仕事、健康と家庭、子育てなどの疑問を解決するためのサポートとアドバイスを提供する。このサービスでは、下記の疑問についてサポートし、アドバイスを提供している。

²⁴⁴ DW news, “Mother tongue lessons for Germany's polyglot schoolkids”, <https://www.dw.com/en/mother-tongue-lessons-for-germanys-polyglot-schoolkids/a-50231939>

²⁴⁵ Federal Office of Migration and Refugees, “Brochure: Welcome to Germany”, <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/WillkommenDeutschland/willkommen-in-deutschland.html?nn=285460>

²⁴⁶ https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

²⁴⁷ “Migrations-Beratung, “About mbeon project”, <https://www.mbeon.de/en/about-the-project>

- 住まい（例：住居の探し方、必要な書類など）
- ドイツ語の学習（例：ドイツ語はどこで学べるか？受講料を自分で支払う必要はあるか？）
- 学校と仕事（例：学校の卒業証書や研修の資格は認められるか？仕事はどこでどのように見つけることができるのか？）
- 健康（例：どの医者にかかればいいのか？）
- 家族・子育て（例：幼稚園はどこにあるのか？）

また、このプロジェクトの一環として、相談者が mbeon のアプリを使ってチャットで相談できるデジタルサービスも開発され、無料で、匿名で、安心して相談できる。アプリとウェブサイトは、いずれも移民が最初に到着したときに足元を固めるのに役立つ包括的な情報を提供している。すべてのトピックに関する情報は、ドイツ語、英語、ロシア語、アラビア語で提供されている。

③ 青年移民向けサービス（Jugendmigrationsdienste, JMD）²⁴⁸

JMD は、連邦家族省より資金を受けたイニシアチブ「青少年の強化」のプログラムの一部である²⁴⁹。12 歳から 27 歳までの移民の背景を持つ青年を対象としたアドバイザリーサービス（オンラインアドバイス含む）である。ドイツ全土にある 490 以上のセンターで、アドバイス、サポート、教育などを行うことを目的としている。このサービスでは、個人的なサポート、専門的なアドバイス、グループや教育コース、学校やトレーニング機関での効果的なネットワーク作りなどが重要な課題となっている。言語的、教育的、職業的、社会的な統合に焦点をあてている。JMD は、若い人たちがドイツで自立できるように支援する。特に、学校での問題、実習先探し、形式的な問題など、様々な問題に対応し、基本的には無料でサービスを様々な言語で提供している。

JMD の対象者は以下の通り。

- 12 歳から 27 歳までの移民の子供、青年。
- 移民を経験した子供や若者の保護者、特に子供の教育・訓練に関する問題。
- 青年移住者の統合プロセスに関連する機関（青年の生活環境にいる人を含む）。

外国人向けに、ドイツ語はじめ、英語、ロシア語、トルコ語、アラビア語、アルバニア語などそれぞれの言語に対応可能なオンラインアドバイザリーサービスサイトを用意している。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する

²⁴⁸ Ministry of the Interior, Building and Community and Federal Office of Migration and Refugees, 2021, “Welcome to Germany: Information for immigrants”, https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/EN/publikationen/migration/welcome-to-germany_en.pdf;jsessionid=036C486D6A24549C1C54C0DA8F1F71A2.1_cid295?__blob=publicationFile&v=3 pp.26-

²⁴⁹ 「JUGEND STÄRKEN」 <https://www.jugend-staerken.de/just>

支援)

① 乳幼児期²⁵⁰

ドイツ国籍は、親権主義に基づいており、両親の片方がドイツ国籍であれば、子供は出生時に自動的にドイツ国籍を取得する。一方、外国人の両親の子供がドイツで生まれた場合、生まれた時点で有効な滞在権を持ち、滞在許可証が与えられる。

ドイツでは、保育の選択肢の継続的な拡大とは別に、子供の言語発達を促すなど、保育の質を向上させる取組も行われている。良好な幼児教育と保育に関する法律（Gute-KiTa-Gesetz）のプログラムの一環として、子供たちは幼稚園での日々の保育の中で、基本的な言語能力と読み書き能力の発達を支援される。この法律に基づき、政府は保育士比率の向上、専門家候補のトレーニング、保育管理時間の延長、料金の引き下げなどに投資している。連邦は 2022 年までの 4 年間でチャイルドケアファンディング投資に 55 億ユーロ（7920 億円）を投資する予定である。これにより、移民家庭の子供たちもより良い参加と教育の機会を得ることができる。

② 乳幼児期～学齢期

【学齢期にドイツ入国する子供向けの支援】²⁵¹

ドイツでは子供が学校への出席を義務付けられているため、子供が 6 歳になると、学校に行く必要がある。ほとんどのドイツの学校は州によって運営され、私立学校やインターナショナルスクール以外、学費は無料である。

子供がドイツに入国するときに学齢期であるならば、ドイツ語のスキルが不足しているため、原則として、直近に入国した子供は通常の学校の授業を受けることができず、代わりに特別な体験レッスンが提供される。そのようなレッスンの目標は、できるだけ早く通常の学校のクラスに統合することである。また、子供がまだドイツ語が堪能でない場合は、学校は通常 Deutsch als Zweitsprache（外国語としてのドイツ語）と呼ばれるドイツ語のクラスを提供している。そこで教師は外国から来た子供がレッスンを理解し、カリキュラムに追いつくことができるように支援する。

【母親向けのドイツ語コース「ママ・レルント・ドイチュ・パパ・アウホ (Mama lernt Deutsch, Papa auch)」】（フランクフルト市独自の取組）²⁵²

フランクフルト市では 2010 年に「統合・多様性コンセプト」が賛成多数で市議会で承認され、2013 年には「10 の行動プラン」を掲げ、統合政策を進めている。

同市は、移民の高齢化対策、反差別政策、労働市場と職業資格の取得、女性と人権、健

²⁵⁰ Federal Office of Migration and Refugees, “Brochure: Welcome to Germany”, <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/WillkommenDeutschland/willkommen-in-deutschland.html?nn=285460>,

Federal Government, “Act on good early childhood education and care” (Gute-KiTa-Gesetz), <https://www.fruehe-chancen.de/english/>

²⁵¹ The Federal Government, “Living in Germany”, <https://www.make-it-in-germany.com/en/living-in-germany/family-life/school-system>

²⁵² Stadt Frankfurt Am Main “Mama lernt Deutsch – Papa auch (Handbuch)”, <https://frankfurt.de/service-und-rathaus/verwaltung/publikationen/amt-fuer-multikulturelle-angelegenheiten/bildung-und-sprache/handbuch-mama-lernt-deutsch---papa-auch>

康、文化間の専門知識、文化間のイベントの開催、宗教、学校・教育・言語、都市間ネットワーク、市区での調停、各移民団体との協議と支援など幅広く移民に関するテーマに取り組み、多くのプロジェクトを立ち上げている。こうした取組は、市の多文化局を中心に、市政における統合に関係する機関の横断的なネットワークを形成することによって行われており、「フランクフルト・モデル」と呼ばれ、高い評価を得ている。

母親向けのドイツ語コース「ママ・レルント・ドイチュ・パパ・アウホ（Mama lernt Deutsch, Papa auch）プログラム（以下「ママコース」という）は1997年から実施されている。

このプログラムは、学校や保育園に通う児童の母親を対象にした基本的な語学のオリエンテーションであり、母親・家族、就学前を含む児童の統合政策の一環として1997年以来、実施されている。ドイツ語の習得によって、独立した学習への道を開き、子供にもよい影響を与えるとともに、母国語が異なる人同士の融和を促進している。コースの特徴としては、①母親や家族に焦点を当てる、②言語教育を中心にしながら教育全般への支援に結びつける、③学校教育から未就学児への支援への拡大、といった点が挙げられる。同名を冠したプログラムは、他州、他都市、またオーストリアなど他国に広がっている。

「ママコース」には、民間団体（Die ASB Lehrerkooperative）が教師を派遣しているが、教育の場であっても、女性が男性と接することを好まないイスラム系の家庭の事情に配慮し、女性の教師のみを派遣している。また、子育ての事情に配慮し、コースの開催場所は、対象となる母親の子供の通う学校や保育園などに設けられ、子供たちが授業を受けている時間帯に週2回行われている。より小さい子供がいる場合、無料で預かり保育が行われ、育児を行っている母親にとって、安心して学ぶことのできる環境になっている。

また、参加者は1コース150ユーロ（21,600円）で150時間の授業を受けられ、1時間あたり1ユーロ（144円）と低い負担額に抑えられている。それ以外の費用は、当初、市予算のみで賄われていたが、その後、市とヘッセン州とで折半するようになった。連邦政府からの支援はない。

フランクフルト市では「ママコース」の成果を基礎に、児童と家族、言語習得を柱とした対策が展開されている。²⁵³

③ 青壮年期

連邦移民・難民庁では、労働市場や雇用法の情報、勉強や職業訓練の教育機会など、仕事とキャリアに関する情報を「ドイツで働く」サイト上で公開している²⁵⁴。

連邦雇用庁のウェブサイトは、求人掲示板、相談、職業紹介から財政支援、事業開始まで、さまざまなリソースを提供している。4～6か月のプログラム「若い難民のための視点」は、25歳未満の難民を対象に、職業訓練に備える支援である²⁵⁵。「資格との統合」支援プログラム（IQ）は、専門的な統合とさらなる教育に関する情報とアドバイスを外国人に提

²⁵³ 葛木文湖、2016年「移民統合政策と児童・家族：ドイツ・フランクフルト市の取り組みから」

²⁵⁴ Federal Office of Migration and Refugees, “Working in Germany”, <https://www.bamf.de/EN/Themen/MigrationAufenthalt/ZuwandererDrittstaaten/Arbeit/arbeit-node.html>

²⁵⁵ Federal Employment Agency (“Bundesagentur für Arbeit”), “Federal Employment Agency - About us”, <https://www.arbeitsagentur.de/en/welcome>

供している。

職業紹介所の職業情報センター（BIZ）では、ドイツで得られるさまざまな職業、それに伴う仕事、必要な資格について、多くの情報を提供し、適切な仕事、研修先、実習先を見つけるためのアドバイスや支援を行っている。BIZの機関はドイツ全土にあり、連邦雇用庁のウェブサイトでは、「Privatpersonen」（個人）のセクション、「Dienststelle finden」（代理店を探す）のメニューから、仕事を探すことができる²⁵⁶。

④ 高齢期

外国人高齢者に特化した取組は確認できなかったため、以下ではドイツ国民の高齢者を含めて対象とする取組について記述する。

デジタル化は、老後の良い生活を送るための多くの機会を提供し、医師の予約、親戚とのビデオ通話など、高齢者の生活を豊かにしている。一方、デジタルサービスを安全に利用するためには、特定のスキルが必要である。「Digitaler Engel - sicher, praktisch, hilfsbereit」（Digital Angel - secure, useful, help）というプロジェクトとサービスポイント「Digitalisierung und Bildung für ältere Menschen」（高齢者のためのデジタル化と教育）により、連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、高齢者の社会への積極的な参加を促進している。

連邦プログラム「Mehrgenerationenhaus」（「多世代センター」）の下で運営されている約540の多世代センターは、あらゆる年齢の人々が出会い、幅広い活動に従事する場所を提供している。センターは、他の地元の利害関係者や地方自治体との緊密な協力を通じて、社会インフラをリンクし、補完している。多世代アプローチは、古いも若きも互いに話し、助け合い、知識の交換から利益を得ることができ、世代間の相互作用で社会的結束を強化する²⁵⁷。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

① 外国人を支援する専門人材²⁵⁸

前述のように、MBEは、移民・難民のために提供されるアドバイスサービスである。JMDは、12歳から27歳までの移民の背景を持つ青年を対象としたオンラインアドバイザリーサービスである。MBE/JMD相談員は連邦任意社会福祉連合の職員、嘱託職員であり、統合講習を受講する移民に対して、それぞれの個人支援プランを作成し、その到達度をチェック、問題の解決を行っている。また、必要に応じて、他の専門アドバイスセンターを紹介することもできる²⁵⁹。

²⁵⁶ Ministry of the Interior and Community, “Welcome to Germany”, https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/WillkommenDeutschland/willkommen-in-deutschland.pdf?__blob=publicationFile&v=21,P50,P45

²⁵⁷ 連邦家族・高齢者・女性・青少年省 <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/meta/en/older-persons>

²⁵⁸ 株式会社 SELC（出入国在留管理庁委託事業）、2021年「諸外国における外国人との共生に係る制度等の調査報告書」

²⁵⁹ MBE, “about the mbeon project” <http://www.mbeon.de/en/about-the-project/>

ただし、連邦移民難民庁が認定する専門人材はいない。MBE 実施に係るガイドラインによれば、専門人材については「業務を的確かつ効率的に遂行するために、高い専門性と人格を備えた専任のカウンセラーを雇用することが不可欠である」とあるが、具体的な資格については定めていない。一方民間の研修資格によるアドバイザーは日頃の業務で移民、移民の背景を持つ者と接する機会の多い職場に従事する。具体的には連邦雇用庁管轄のジョブセンター職員、統合講習のドイツ語講師、外国人局などの職員、移民の資格認定に係る商工会議所の職員、学校のソーシャルワーカーなどである。

② 「多文化共生ガーデン」(Intercultural Garden) ²⁶⁰

ドイツが大量の移民を受け入れているにもかかわらず、移民排斥運動が先鋭化するに至っていない一つの理由に、様々な民間レベルでの草の根の取組があったことがあるとの指摘がある²⁶¹。

ドイツでは移民・難民の社会的包摂の場となる「多文化共生ガーデン」(Intercultural Garden) というコミュニティガーデン活動が行なわれている。もともと「多文化共生ガーデン」とも呼ばれる「国際庭園」の概念は、1996年にドイツのニーダーザクセン州ゲッティンゲンで初めて実践された。特別に作られた多文化共生ガーデンでのガーデニングやレジャー活動は、難民、移民、元々の住民の間の社会的接触を促進することを目的としていた。現在も多文化共生ガーデンにおいては、言葉や技術に頼らないコミュニケーション手段であるガーデニングが活用されており、種や苗の譲り合い、道具の貸し借り、収穫された農作物を使った料理の共有などを通じて、利用者同士の関係を深めていくことが意図されている。

多文化共生ガーデンは、現場でガーデンを運営する「ガーデン組織」と、それを支援する「支援組織」という階層の異なる組織の連携によって成立している。市は空き地や一部資金の支援を行い、実際に各地でガーデンを設置・運営をしているのはガーデン組織である。支援組織は民間の財団が多く、全国の支援先の情報が集約されたガーデンマップを管理し、全国のガーデン組織に資金や情報、ノウハウを提供している²⁶²。

1996年以來、庭を使った統合アプローチが人気を博し、ドイツ全土で400以上の新しい多文化共生ガーデンが作られた。植物の種類も多様で、これは多様性だけでなく、異文化間や共同体の調和を促進するために考慮されている。

ゲッティンゲンの国際庭園協会については、前述の通り1996年に活動を開始し、2003年に法人化した。2022年10月現在、12か国から22世帯88名の会員が参加している。活動当初は、特に女性と子供の参加を重視した。これは仕事のある男性の移民・難民と異なり、その配偶者の女性や子供は、仕事がなく、社会に参加する接点が少なかったためである。労働市場では評価されることのない庭づくり・野菜づくりといった活動が認められ

²⁶⁰ International Gardens e. V. Goettingen website, "International Gardens e. V. Goettingen- about us", <http://internationale-gaerten.de/>

²⁶¹ 山田久、2019年「ドイツ・スウェーデンの外国人材政策」『JRI レビュー』Vol.10, No.71
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11438.pdf>

²⁶² 渡辺雄太、雨宮護、新保奈穂美、2017年「ドイツにおける多文化共生ガーデンの取り組み実態とその社会背景」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集』No.16、2017年8月
http://www.cpij.or.jp/com/ac/reports/16_240.pdf

る場であることが重要であった。ガーデンでの活動を通じて移民・難民のメンバーはドイツ人と接し、ドイツ語を使う機会になり、ドイツ人のメンバーにとっても、増加し続ける移民や難民と接する良い機会となった。ガーデンでは多様な国の人が集まって多様な文化と触れ合い、交流の場として活動を継続している。

ゲッティンゲンの国際庭園協会の主な財源は会員の会費である(会員ごとに年間 10～40 ユーロ (1,440～5,760 円))。また、ゲッティンゲン市の環境課から年間 2,000 ユーロ (288,800 円) の支援を受けている。他に、プロジェクトに参加して財団から受けた支援や、教会からの寄付もある²⁶³。

③ 外国人の生活実態を把握するための統計、アンケート

ドイツでは、近年急激に増加する難民に対して、大規模なパネル調査を行っており、入国時点及び入国後のドイツ語能力や職業教育の状況などを継続的に調査している。このデータをもとに、就職や所得状況等の違いを分析し、どのような政策や支援が効果的であるかを検証している²⁶⁴。

また、前述の「統合と移民に関する専門家会議」は、「統合バロメーター」を 2 年毎に作成している²⁶⁵。ドイツ在住の 15000 人に対してコンピュータシステムによる無作為抽出による電話インタビューにより行われ、調査対象には移民を背景としている人もいない人もいれば、働いている人もそうでない人も含まれる。これは、ドイツにおける帰属意識と帰属基準に関する調査であり、移民社会における統合風土を測定し、統合と移民に関する国民の評価と期待を高めるとともに、統合・移民政策の策定に意見を活用するものである²⁶⁶。

「統合バロメーター」調査結果の一部は、ドイツにおける統合風土指数 (ICI) として示している。これは「隣の人が外国から来た人か否か」、「近くに外国から来た人がいた場合うまくやっけていけるか」、「労働市場において移民を背景としている人とそうでない人が平等に扱われているか」などの 16 の質問への回答結果から、0～100 の数値として算出される(数値が高い方が、統合がより進んでいることを示す)。統合風土指数は 2015 年に初めて調査を実施して以来、安定的に推移している。2019/2020 年の調査結果によると、統合風土指数は、2017/2018 年の調査と比較し、63.8 ポイントから 65.6 ポイントへと上昇し、2015 年 (65.4 ポイント) とほぼ同じレベルになった²⁶⁷。

²⁶³ ゲッティンゲン国際庭園協会ヒアリングより

²⁶⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (厚生労働省委託)、2019 年「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」

²⁶⁵ 実施費用は、内務省から同会議に支出されている年間 200 万ユーロ (2 億 8800 万円) の予算の一部が充てられている。統合と移民に関する専門家会議ヒアリングより。

²⁶⁶ 統合と移民に関する専門家会議ヒアリングより

²⁶⁷ The Expert Council on Integration and Migration (SVR,) "The SVR's 2020 Integration Barometer", https://www.svr-migration.de/wp-content/uploads/2020/11/SVR_Integration_Barometer_2020_Summary.pdf、統合と移民に関する専門家会議ヒアリングより

The Expert Council on Integration and Migration (SVR), "Coming together while keeping a distance. The SVR's 2020 Integration Barometer", <https://www.svr-migration.de/en/publications/annual-reports/barometers>

④ 共生施策の実施状況等を取りまとめた白書等

ドイツでは、移民に関するさまざまな審議会や省庁から複数の報告書が発行されている。その中には、一般的な統計情報を提供するものもあれば、外国人がどのように社会に溶け込めるかについて、調査に基づいた専門的なアドバイスを提供するものもある。以下にそのいくつかを紹介する。

【Statistisches Bundesamt (Destatis)】²⁶⁸

Destatis には外国人の統計が毎年掲載されている。統計は外国人の状況を更新し、滞在許可証、婚姻状況、帰化、保護を求める人、和解、市民権、亡命と再定住、移民拘留、帰国など、外国人に関する幅広い情報をカバーしている。

【移民報告書】²⁶⁹

連邦政府の移民報告書は、ドイツにおける移民の動きを取り上げ、出入国の年間動向の包括的な概要を提供している。2005 年以來、毎年連邦移民・難民庁 (BAMF) によって作成されている。

報告書は、出身国と受け入れ国、国籍、州、性別と年齢、居住目的で分類された移民の動きを扱うことから、移民のさまざまなグループをより詳細に見ることができる。移民の個々のグループの定量的動向の分析に加えて、関連する法的根拠を詳細に説明している。報告書はさらにドイツ人と外国人の移民を詳細に調べ、不法移民の問題、外国人人口、および移民の背景を持つ人口の動向にも焦点を当てている。ドイツの包括的な移民データに加えて、2020 年移民報告書には、ヨーロッパ内の移民の流れと亡命の比較も含まれている。

【移民と統合に関する報告書】²⁷⁰

この一連の報告書は、連邦政府の移民報告書を補完するために、連邦移民・難民庁により半期ごとに発行されている。

- 教育・労働移民のモニタリング：第三国からの教育と労働移住の分野における現在の動向に関する情報を提供する。
- 移動の自由のモニタリング：中央外国人登録簿のデータに基づいて、ドイツへの EU 市民の出入りに関する最新の動向を報告している。年次報告書には、連邦雇用庁が提供するドイツの労働市場における EU 市民の状況の概要も含まれている。
- 亡命申請者の社会構造の分析：成人の亡命申請者の社会構造に関するデータを分析し

²⁶⁸ GENESIS-Online database (Statistisches Bundesamt (Destatis), "Migration and integration", <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Migration-Integration/database-teaser.html>

²⁶⁹ Federal Office for Migration and Refugee, "The Migration Reports", <https://www.bamf.de/EN/Themen/Forschung/Veroeffentlichungen/Migrationsberichte/migrationsberichte-node.html>

²⁷⁰ Federal Office for Migration and Refugee, "Series of Reports on Migration & Integration", <https://www.bamf.de/EN/Themen/Forschung/Veroeffentlichungen/BerichtsreihenMigrationIntegration/berichtsreihen-migration-integration-node.html;jsessionid=FAD3DD841702A381392EE666AFAEC9CF.intranet262>

ている。これらのデータは、最初の庇護申請の一部として収集され、庇護申請者の社会人口統計学的構造、ならびに彼らの学歴および以前の職業経験の概要を提供する。

- ドイツにおける庇護手続におけるデータ管理：庇護希望者および庇護申請者のデータは、身元の確立と文書化、保護の必要性の検証、管理、統合、およびセキュリティ関連の目的で収集されている。この研究は、EMN ドイツが欧州移民ネットワーク（European Migration Network）のために実施している。

【「統合と移民に関する専門家会議（SVR）」による年次報告書】²⁷¹

同会議の年次報告書は、主に統合と移民政策を担当する政府機関や一般市民が意見を形成する際に役立つことを目的としている。

2022 年の年次報告書²⁷²では、正常に機能する社会には、正常に機能する医療制度が不可欠と述べた上、下記 9 つのコアメッセージを発信した。

- ① ドイツの医療制度には移民出身の熟練労働者が欠かせない。
- ② 外国資格の迅速な承認と補償措置の簡素化を求める。
- ③ 教育目的の移民を奨励し、ドイツでの教育・訓練を改善する。
- ④ 熟練労働者の確保：職場統合の促進、労働条件の改善。
- ⑤ 医療従事者の移住を公正かつ透明性のあるものにする。
- ⑥ 外国人による住み込み介護が適法かつ公正に行われるようにする。
- ⑦ 健康状態を決定する上で最も大きな役割を果たすのは、移住の歴史ではなく、社会的な要因である。
- ⑧ 移住者は一般的に医療サービスを合法的に受けられるが、格差がある。
- ⑨ 多様性に対応した医療は、すべての人のためになる。

SVR が他に実施している研究プロジェクトとしては、低賃金部門で働く EU および第三国からの移民労働者の参加のハードルと機会を体系的に調査し、これらのハードルを克服する方法を示す「外国人労働者の不安定な雇用と同一への参加の見通し」プロジェクトがある。また、「移民の国における反ユダヤ主義と反ムスリムの態度」、「ドイツにおけるアフガニスタンとシリアのコミュニティ」「統合政策における移民の支援組織」など統合関連の研究プロジェクトも多数実施している²⁷³。

²⁷¹ The Expert Council on Integration and Migration, “Expert Advice on Integration and Migration”, <https://www.svr-migration.de/en/about-us/mission/>

²⁷² SVR “Annual Report of the Expert Council”, 2022, <https://www.svr-migration.de/en/annual-report/>

²⁷³ SVR “Research Profile” <https://www.svr-migration.de/en/research/profile/>

2.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

2.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

ドイツ経済研究所のレポートによると、2011年以降、ドイツには約1,000万人の移民が流入し、そのうち約500万人は他のEU諸国からの移民である。EUからの移民は、ドイツでの就職を最大の目的としていることから、ドイツ全体の経済成長を大きく後押ししている。また、EUからの移民はドイツ人に比べて労働力率が高い。失業率で比較すると、ドイツ人の失業率は移民よりも低く、外国人の受け入れが現地の労働者の雇用・失業水準に直接影響を与えないことが浮き彫りになっている。そして、同レポートでは、外国人移民がいなければ、好景気に沸いている企業はさらに働き手を見つけるのが難しくなり、短期的には労働時間の延長や物的資本の増強で人手不足を補うことは容易ではなく、その結果ボトルネックは賃金上昇の圧力となっただろうとしている²⁷⁴。

欧州経済調査センター（ZEW：Zentrums für Europäische Wirtschaftsforschung）の調査によれば、2012年に外国人労働者は年間220億ユーロ（3兆1680億円）、1人当たり3,300ユーロ（475,200円）、財政面で寄与しているということである。労働市場・職業研究所（IAB：Institut für Arbeitsmarkt und Berufsforschung）もZEWの試算を引用しながら、外国人材の受け入れは、リスクよりもチャンスとする報告書を発表している。IABは、近年の移民労働者は国内労働者よりも高学歴・高資格であり、彼らがいなければドイツ経済の回復力は低下し、景気低迷は長引いたであろうと指摘している。ドイツは高齢化の進行により、2050年までに14百万人（全労働力の3分の1）の労力が失われると予測されている。IABは、ドイツの将来ならびにヨーロッパ域内の安定を考えると域内の労働移動は望ましいとしており、ドイツの労働力を現状の水準で維持するためには、少なくとも年間40万人の労働者の流入が必要と試算している²⁷⁵。

また、ドイツ連邦銀行の調査では、EUからの移民がいなければ、2011年から2016年にかけて、GDP成長率は年平均で0.2ポイント低くなっただろう、としている。したがって、経済的な進歩を促進するためには、政策措置によって移民の資格に応じた雇用市場へのアクセスを改善することを目指すことが極めて重要であり、移民はドイツの雇用拡大につながると結論づけている。この結果は、次の2つの要因によるものであるとしている。

第一に、ドイツの労働市場は過去20年の間にかなり柔軟になっている。下請け労働のような新しく出現した部門は低賃金であるが、移民にドイツの労働市場での初期経験を積む機会を与える可能性がある。

第二に、EUの自由移動の権利が中東欧諸国の国民に拡大されたことで、国内の雇用者のニーズに密接に対応した、労働市場志向の移民が促進された。中東欧諸国の移民は、国内の労働力では適切に埋めることができなかつた「隙間を埋める」ことを効果的に行った。

²⁷⁴ DIW weekly report-A policy bulletin from the German Institute for Economic Research, "EU immigration has increased Germany's economic growth", https://www.diw.de/documents/publikationen/73/diw_01.c.605817.de/dwr-18-44.pdf

²⁷⁵ 株式会社日本総合研究所、2015年、「外国人材の活用に向け求められる制度の再構築—海外事例にみる外国人政策の視点—」

その結果、国内労働者に対するクラウディングアウト効果は発生しなかった。それどころか、EU からの労働者の流入は、ドイツ国民が、最近の EU からの移民が見つけた比較的
低賃金の仕事を補完して、新たに創出された仕事を見つけるのに役立ったようである²⁷⁶。

2.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育

ドイツでは、子供の学業成績は親の経歴と密接に関係しており、特に移民とその子供は構造的な不平等の影響を受けている。報告書によると、移民の背景を持つ子供たちは、社会的、経済的、教育的なリスク要因の影響を同時に受ける可能性が 4 倍も高いという。30 歳から 35 歳の年齢層では、ドイツで生まれた移民の背景を持つ人のうち、大卒の学位を持っているのはわずか 18.7% である。ドイツ生まれの両親を持つ人の場合、この数字は 29.6% に上る。報告書は、学生の家族の出身地によって構造的な不平等が異なることを指摘している。EU の西側や北側の出身者は、東欧やトルコの出身者よりもはるかに高い確率で大卒の学位が得られている²⁷⁷。

また、移民経験者の教育レベルは、移民の背景のない人に比べて大きく遅れている。最も高い資格のデータによると、移民経験者のうち、学位を持っていない人の割合は 42.2% で、移民の背景のない人の割合（8.8%）より高い。

図表 2-14 25 歳から 65 歳未満までの人口における最も高い資格（移民の背景別）
（2019 年）

移民の背景の有無（ドイツ人）	移民経験者	移民の背景のない人
学術学位	24.0%	23.7%
非学術学位	33.8%	67.5%
学位なし	42.2%	8.8%

（資料）Federal Office for Migration and Refugees, 2022, "Successful integration?", <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Forschung/svr-studie-spaetaussiedler-innen.pdf?blob=publicationFile&v=10> より弊法人作成

2.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等 【連邦差別禁止庁（ADS）の年次報告書】²⁷⁸

連邦差別禁止庁（ADS）が 2020 年 6 月に発表した年次報告書によると、外国人差別に関する同庁への助言要請は、2019 年に 1,176 件（前年比 10% 増）に達し、関連する深刻な事件も散見された。例えば、2019 年 6 月に発生したヘッセン州北部の行政管区長として

²⁷⁶ Deutsche Bundesbank, "The impact of EU immigration on labour market outcomes in Germany over the past decade", <https://www.bundesbank.de/en/publications/research/research-brief/2022-45-eu-immigration-labour-market-886406>,

²⁷⁷ Euroactiv news, "German school system still holds back children of migrants, experts say", <https://www.euroactiv.com/section/non-discrimination/news/experts-criticise-inequality-in-german-schools/>

²⁷⁸ 労働政策研究・研修機構、2022 年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

難民保護などに関わっていたワルター・リュプケ氏が、右翼過激派組織とつながりがある男に殺害された事件や、2019年10月に発生した東部ザクセン＝アンハルト州ハレにあるシナゴグ（ユダヤ教礼拝所）を反ユダヤ主義者が襲撃して付近の住民2人を射殺した事件等である。報告書はこのような事件を踏まえて、「2019年は、特定のグループに対する憎悪と敵意が深く痛い痕跡を残した年だった」と位置付け、「差別は人々を疲弊させ、長期的には社会的結束を危険にさらす悲惨な結果をもたらす」と警告し、外国人の処遇に関する一層の改善を求めている。

【ベルテルスマン財団の調査】²⁷⁹

ベルテルスマン財団の調査によると、ドイツ人は移民や移住に対して数年前よりも楽観的であることがわかった。調査は、ドイツの地元住民を対象に行われ、次のような結果が示された。

- ・ 多くの人が、移民はドイツの人口問題や経済問題の解決に役立つと見ている。例えば、3人に2人が移民は高齢化社会のバランスを取るのに役立つと考え、半数以上が現在進行中の熟練労働者不足を補うこともできると回答し、全体の半数が移民がドイツの年金基金に追加収入をもたらすと予想している。しかし、67%が「移民は福祉国家にさらなる負担をかける」、66%が「ドイツで生まれ育った人と移民の間に対立が生じることを心配する」、多くの回答者が「学校が移民の生徒の統合という大きな問題に直面している」と、懐疑的な見方を示している。
- ・ 雇用や学問の機会を求める熟練した移民は、保護を主目的とする難民（59%）よりも受け入れられている（71%）。
- ・ ドイツ人は全体的に難民を受け入れやすくなっている。しかし、回答者の36%は、ドイツはこれ以上受け入れることはできないと考えている。2017年はその数は54%に達していた。20%が難民を社会に受け入れる必要のない「一時的な客人」だと考えている。

【フリードリヒ・エバート財団「移民に対する態度に関する2018-2020年調査」】²⁸⁰

移民に対するドイツの態度は、独断的で凝り固まったものではなく、「現実的で中道的」である傾向があることが、フリードリヒ・エバート財団がドイツの有権者3000人を対象に行った「移民に対する態度に関する2018-2020年調査」で明らかになった。

- ・ 調査回答者の63%が、移民は熟練労働者の不足を埋めるためのドイツの最良のチャンスだと答え、約半数が移民は経済的だけでなく文化的、社会的にも国を豊かにすると信じていると回答している。
- ・ しかし、どのような立場であれ、ドイツの有権者の大多数は、高い技能を持つ外国人の入国を望んでおり、また、人気のない産業での雇用を希望する外国人の入国も望んでいる。

²⁷⁹ DW news, “Germans less skeptical of immigration”, <https://www.dw.com/en/germans-less-skeptical-of-immigration/a-60801783>

²⁸⁰ The Local news, “What do Germans really think about immigration?”, <https://www.thelocal.de/20211028/what-do-germans-really-think-about-immigration/>

- ・ 苦難や貧困から逃れてきた人たちについては、67%が「政府はこの人たちのために過剰なことをしている」と答え、一般的にはあまり好意的に受け止められていない。
- ・ 76%の人が、戦争や迫害から逃れてきた人たちに対して、ドイツがしていることは適切な量か少なすぎるかのどちらかだと答えた。

【移民統合政策指数 (MIPEX)】

国際的な移民統合政策指数 (MIPEX²⁸¹) では、ドイツの統合へのアプローチは、近隣の西ヨーロッパ諸国と同様、「一時的統合」に重点を置いたものと分類できると指摘されている。その中でもドイツは近隣のオーストリア、デンマーク、スイスよりも権利や機会均等のサポートが充実しているが、それでも移民が長期的に定住しようとする問題に直面すると指摘されている。ドイツは MIPEX2020 の 100 点満点中 58 点で 14 位であった。統合政策は徐々に改善されているが、MIPEX に新しい国が加わったことにより、ドイツは統合目的地のトップ 10 には含まれなくなった²⁸²。

2.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 不法滞在者等の強制送還に係る問題

不法入国に関しては、連邦警察 (Bundespolizei, BPOL) が主に取り締まる。

ドイツでは、不法滞在者の強制退去をめぐる、過去にいくつかの問題に直面したことがある。例えば、連邦警察の内部報告書によると、2017 年上半期、2 万 4000 人近くが母国への帰還を命じられたが、強制送還が完了したのは約 1 万 1000 人とどまった。約 1 万 2800 人の強制送還が失敗し、そのうち 1 万 1500 人は送還すべき日に登録された住所で「発見されなかった」人たちである。また、少なくとも 500 件では、強制送還者の積極的または消極的な抵抗により、強制送還の取組が断念された²⁸³。

また、2017 年にも同様の事件が発生し、国外追放予定の亡命失敗者約 3 万人がドイツの難民処理システム内で所在不明となり、消息を絶ったとみられている。これは、それらの人々のステータスを不明と報告した連邦統計局によって確認された²⁸⁴。

一方、犯罪を起こした外国人は、連邦移民・難民局発行の以下の規定に従って強制送還される。

- ・ 少なくとも 3 年の懲役を言い渡された庇護申請者は強制送還されなければならない。しかし、それほど重くない罪で有罪判決を受けた人や、単に公共の秩序や安全に対す

²⁸¹ Migrant integration policy index2020: <https://www.mipex.eu/what-is-mipex>

²⁸² European Union website on Integration, "Governance of migrant integration in Germany", https://ec.europa.eu/migrant-integration/country-governance/governance-migrant-integration-germany_en

²⁸³ DW News article, "Germany: More than half of deportees go missing", <https://www.dw.com/en/germany-more-than-half-of-deportees-go-missing/a-44685328>

²⁸⁴ The Times, "Germany cannot find 30,000 migrants due for deportation", <https://www.thetimes.co.uk/article/germany-cannot-find-30-000-migrants-due-for-deportation-2hld7n0m5>

る脅威とみなされた人の場合、強制送還するかどうかは、当該当局の判断に委ねられる。

- ・ その判断は、犯罪の重さと、加害者の保護の必要性がどの程度高いかという 2 つの要素に基づく。軽犯罪を犯した人で、母国で拷問や死に直面している人は強制送還されない可能性が高い。ドイツ人の家族や安定した職を持つ外国人も、犯した罪が軽微であれば強制送還される可能性は低くなる。一般的なルールでは、少なくとも 2 年の懲役を言い渡された外国人は強制送還される可能性があると言われている。

上記のような規定があるにもかかわらず、強制送還されるはずの人々が合法的または非合法的にドイツに滞在し続ける理由はいくつもある。

- ・ 法的にドイツからの退去を求められている人々の中には、精神的・身体的な病気で渡航できない人や、送還に必要なパスポートなどの身分証明書がないために、強制送還を免れている人も少なくない。
- ・ また、ドイツの法律では、国外退去者が出身国で死刑や拷問の脅威にさらされている場合、あるいは人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団の一員であることを理由に生命や自由が脅かされている場合、国外退去を禁止している。そして、強制送還を妨げる条件が変わるまで、これらの人々はドイツで「許容」される。
- ・ 1990 年代のバルカン戦争でドイツが受け入れた難民がそうであったように、当初は滞在を許されていた人たちも、後に帰国を命じられることがある。1990 年のバルカン戦争でドイツが受け入れた難民の中には、状況が安定した時点で帰国を命じられた者もいた²⁸⁵。

(2) 不法労働者に係る問題

EU 域外外国人の場合は、労働許可がなければ就労することは違法になる。発覚すれば労使ともに処罰される。域内外国人であれば就労自体は合法だが、最低賃金がある業種ではそれ以下の賃金での就労、一般には社会保険料や税金の不払いなども、不法就労の取締りの対象となる。業界内の最低賃金が決められていても、企業が最低賃金以下で従業員を雇う場合がある。そのような雇用主が被用者を登録しないことで、不法就労となる。建設、飲食店、タクシー、運送業を中心に不法就労が広まっている。

例えばアスパラガス農家の収穫を行うため、収穫期に多量の手が必要となることから、価格を上げずに利益を確保したい生産者は、毎年東欧などから安い季節労働者を団体で雇うことになる。その中で、不法就労も少なくないようである。また、一般家庭の家事援助サービスも不法就労が生じている。家族以外の人に料理や清掃を有料で委託する場合も、労働当局への登録が雇用主に義務付けられており、企業でなく個人であっても雇用主として、小額の社会保険料や税を納める義務があるが、それを怠る人は多く、そうすると不法就労となる²⁸⁶。

²⁸⁵ Federal Office for Migration and Refugees, “The Advice Centre on Radicalisation”
<https://www.bamf.de/EN/Behoerde/Beratungsstelle/beratungsstelle-node.html>

²⁸⁶ NewsDigest 「最低賃金と不法就労」 2022 年 12 月 13 日
<http://www.newsdigest.de/newsde/archive/featured/404-671/>

このような不法就労対策を実施しているのは、外国人を含む闇労働や不法就労の監督をしている闇労働税務監督局（FKS）である。闇労働税務監督局の事務所は、ドイツ全土に網羅的に設置されており、41の税関に設置されている。通報に応じて現場に入るが、ある特定期間に予防的理由で重点的に特定産業の現場に立ち入ることもある。多いのは建設や運送などで、その場合は、全国の FKS 職員が一斉に管轄地域の立ち入り調査を実施する²⁸⁷。

(3) テロ対策との関係に関する諸問題

BAMF の過激化に関する相談センター（The Advice Centre on Radicalisation）は、以下の任務を持つものとして設立された²⁸⁸。

- ・ 過激化した個人と過激化の恐れのある個人の社会環境を安定させること。
- ・ 社会環境を通じて、急進的な個人に影響を与え、脱民主化のプロセスを開始またはさらに進めること。
- ・ 関連するテーマ（イスラム主義／サラフィー主義／ジハード主義、急進化の過程と兆候、ドイツにおける治安対策の構造と組織など）に関する情報を広めること。

同センターは、知り合いがイスラム教に過激化しているのではないかと心配している人が相談できる最初の窓口として、電話による問い合わせに対応している。最初の電話では、特別な訓練を受けたスタッフが、電話をかけてきた人の心配を聞き、最初の支援を行い、それぞれの州の相談機関を紹介する。例えば地元の自助グループなど、利用可能な支援を電話相談者に紹介する²⁸⁹。

2.4 参考文献

- ・ 泉眞樹子、2020、「【ドイツ】専門職移住法」『外国の立法』 No.283-1（2020.4）
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480104_po_02830109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- ・ 伊藤真理子、2016、「フィリピンの海外労働者派遣政策とドイツの外国人医療労働者受入れ政策」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第 41 号
https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54202/20160528123856736081/hss_41_095_107.pdf
- ・ 厚生労働省、2020、「海外情勢報告」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-05.pdf>
- ・ 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シド

²⁸⁷ 労働政策研究・研修機構、2022年「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

²⁸⁸ Federal Office for Migration and Refugees, “Evaluation of the Advice Centre on Radicalisation”,
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Forschung/Forschungsberichte/fb31-evaluation-beratungsstelle-radikalisierung.pdf?__blob=publicationFile&v=17

²⁸⁹ Federal Office for Migration and Refugees, “The Advice Centre on Radicalisation”,
<https://www.bamf.de/EN/Behoerde/Beratungsstelle/beratungsstelle-node.html>

ニー事務所から～」

<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/index-364.html>

- ・自治体国際化協会、2022、「諸外国における在住外国人に対する言語教育の状況について」<http://www.clair.or.jp/j/forum/docs/language-germany.pdf>
- ・ 葛木文湖、2016、「移民統合政策と児童・家族：ドイツ・フランクフルト市の取り組みから」https://tokyo-kasei.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=9370&item_no=1&page_id=13&block_id=21
- ・株式会社日本総合研究所、2015、「外国人材の活用に向け求められる制度の再構築—海外事例にみる外国人政策の視点—」
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/8183.pdf>
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング（厚生労働省委託）、2019、「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000672273.pdf>
- ・山口和人、2017、「移民国ドイツにおけるダイバーシティ社会実現の課題—多様性・寛容・統合—」（国立国会図書館調査及び立法考査局『ダイバーシティ（多様性）社会の構築：総合調査報告書』）
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310074_po_20170204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- ・山田久、2019、「ドイツ・スウェーデンの外国人材政策」『JRI レビュー』Vol.10, No.71
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11438.pdf>
- ・労働政策研究・研修機構、2019、「ハルツ IV の改正をめぐる議論が活発化」
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2019/08/germany_01.html#link_02
- ・労働政策研究・研修機構、2021、「専門人材移民法の施行から1年—コロナ禍でも3万のビザを発給」
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2021/09/germany_01.html
- ・労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0249.pdf>
- ・渡辺雄太、雨宮護、新保奈穂美、2017、「ドイツにおける多文化共生ガーデンの取り組み実態とその社会背景」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集』No.16、2017年8月 http://www.cpij.or.jp/com/ac/reports/16_240.pdf
- ・株式会社 SELC（出入国在留管理庁委託事業）、2021、「諸外国における外国人との共生に係る制度等の調査報告書」<https://www.moj.go.jp/content/001380333.pdf>
- ・Ministry of the Interior, Building and Community and Federal Office of Migration and Refugees, 2021, “Welcome to Germany: Information for immigrants”
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/WillkommenDeutschland/willkommen-in-deutschland.pdf?__blob=publicationFile&v=21

第3章 英国

3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

3.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 概要

2021年6月末時点で、英国に住む外国籍を持つ人々の人口は推定600万人である。また、出生地が英国ではない人の人口は960万人と推定されている。英国では、EU離脱をめぐる国民投票が実施された2016年をピークに、EU諸国からの就労目的の純流入数（流入者数から流出者数を除いたもの）が減少しており、これと入れ違いに、2017年半ば以降、EU域外からの流入が増加している²⁹⁰。EU離脱に伴うEU-英国間の移動の自由（Freedom of movement：以下、「FoM」という）が終了したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により世界中の移動が制限されたことにより、2020年から純移民流入は減少した²⁹¹。

図表3-1が示すように、2021年7月時点で英国籍を持たない外国人の中では、EEA²⁹²諸国からが総人口の5.17%と非EEA諸国の3.94%を上回る。一方、非英国出生者の中では、EEA諸国出生者が総人口の5.32%であり、非EEA諸国出生者の9.21%を下回る。

なかでも、英国における外国籍を持つ人の割合で最も多いのはポーランド、インド、アイルランド国籍の人々である。FoM終了前の2019年と比べると、ポーランド国籍が多いことに変化はないが、2019年、2番目に多かったルーマニアの移民が減っている²⁹³。一方、出生地が英国ではない人の中では、2019年と変わりはなく、インド生まれが最も多く、次いでポーランド、そしてパキスタンであった²⁹⁴。

図表 3-1 国籍別・出生国別 英国人口内訳（2021年6月時点）

英国	国籍別（単位： 千人）	比率	出生国別（単位： 千人）	比率
英国総人口推計	66,329		66,329	
英国	60,287	90.89%	56,689	85.47%
非英国	6,013	9.07%	9,614	14.49%

²⁹⁰ 労働政策研究・研修機構、2022年、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」p.45

²⁹¹ Office for National Statistics, 2021, “Overview of the UK population: 2020”, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/articles/overviewoftheukpopulation/2020>（2022年7月25日閲覧）

²⁹² EEAとは、欧州経済領域のことを指しEU加盟国である27か国とリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーの3か国が含まれる。

²⁹³ The Migration Observatory, 2020, “Migrants in the UK: An Overview” <https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-an-overview/>（2022年7月25日閲覧）

²⁹⁴ Office for National Statistics, 2021, “Population of the UK by country of birth and nationality: year ending June 2021”, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/bulletins/ukpopulationbycountryofbirthandnationality/yearendingjune2021>（2022年7月25日閲覧）

EEA	3,428	5.17%	3,530	5.32%
非 EEA (英国を除く)	2,614	3.94%	6,110	9.21%
欧州連合 (EU)	3,408	5.14%	3,511	5.29%
欧州連合 EU14 ²⁹⁵	1,776	2.68%	1,871	2.82%
欧州連合 EU8 ²⁹⁶	1,167	1.76%	1,124	1.69%
欧州連合 EU2 ²⁹⁷	421	0.63%	415	0.63%
欧州連合 その他	43	0.06%	101	0.15%
非欧州連合	2,605	3.93%	6,103	9.20%
アジア地域	1,178	1.78%	2,898	4.37%
アフリカ地域	628	0.95%	1,656	2.50%
オセアニア地域	136	0.21%	248	0.37%
その他の地域	1,223	1.84%	2,817	4.25%

(資料) Office for National Statistics, 2021, “Population of the UK by country of birth and nationality: year ending June 2021”,
<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/bulletins/ukpopulationbycountryofbirthandnationality/yearendingjune2021>)より弊社法人作成

(2) 男女別外国人数

イングランドの非英国出生かつ非英国籍者の人口を男女別にみると、女性が占める割合が男性よりも高い。2018年は、女性が52%と推定されており、男性の48%よりも4ポイント高くなっている²⁹⁸。

図表 3-2 イングランドにおける非英国出生かつ非英国籍者の男女別推定人口

年	合計 (千人)	男性 (千人)	割合	女性 (千人)	割合
2015	4,663	2,210	47.4%	2,453	52.6%
2016	5,023	2,415	48.1%	2,608	51.9%
2017	5,157	2,432	47.2%	2,725	52.8%
2018	5,096	2,448	48.0%	2,649	52.0%

(資料) Office for National Statistics, 2020, “Annual Population Survey estimates of the country of birth and nationality of residents in England, by age group and sex, 2000 to 2018”,
<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/adhocs/11152annualpopulationsurvevestimatesofthecountrvofbirthandnationalityof>

²⁹⁵ EU加盟国のうち、1995年までに加盟した14か国を指す。オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンが含まれる。

²⁹⁶ EU加盟国のうち、2004年から2006年の間に加盟したチェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スロベニア、ポーランドの8か国を指す。

²⁹⁷ EU加盟国のうち、2007年に加盟したルーマニアとブルガリアの2か国を指す。

²⁹⁸ Office for National Statistics, 2020, “Annual Population Survey estimates of the country of birth and nationality of residents in England, by age group and sex, 2000 to 2018”
<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/adhocs/11152annualpopulationsurvevestimatesofthecountryofbirthandnationalityofresidentsinenglandbyagegroupandsex2000to2018> (2022年11月30日閲覧)

(3) 年齢別外国人数

外国出生者の年齢階層別比率については、就労者の年齢階層である 26-64 歳の比率が 70%と、英国籍（48%）よりも高いのが特徴となっている²⁹⁹。出生地別にみると、特に EU-8 及び EU-2 においては 8 割近い比率となっている。

図表 3-3 出生地別 年齢階層別比率（2021 年）

出生地	合計（千）	子供 （0-15 歳）	青年 （16-25 歳）	大人 （26-64 歳）	定年退職年齢 （65 歳以上）
英国	60,287	21%	12%	48%	20%
EU-14	1,776	9%	10%	64%	18%
EU-8	1,167	6%	13%	78%	2%
EU-2	421	11%	10%	77%	1%
インド	370	10%	5%	69%	16%
パキスタン	181	7%	12%	72%	9%
その他アジア地域	627	9%	12%	70%	9%
オセアニア地域	136	8%	7%	74%	12%

（資料）Migration Observatory, 2022, “Migrants in the UK an Overview”

<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-an-overview/>

より弊法人作成

(4) 産業分野別外国出生者数

外国出生者の産業分野別の従事比率をみると、ヘルス&ソーシャルワークに従事する人が 16%と最も多く、特に非 EU 圏出生の労働者ではその割合が高くなっている。

図表 3-4 出生国別にみる産業分野の分布（2020 年）

産業分野	外国出生者 （590 万人）	EU （230 万人）	非 EU （360 万人）	参考：英国出生者
ヘルス & ソーシャルワーク	16%	11%	19%	13%
小売	11%	13%	10%	12%
教育	9%	9%	10%	11%
プロフェッショナル & サイエンス & テクニカル	9%	8%	9%	8%
製造	9%	11%	7%	9%
ホスピタリティ	8%	9%	7%	5%

²⁹⁹ Migration Observatory, 2022, “Migrants in the UK an Overview”

<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-an-overview/>（2022 年 12 月 8 日閲覧）

輸送・保管	7%	7%	6%	4%
情報・通信	6%	6%	7%	4%
金融・保険・不動産	6%	5%	7%	6%
アドミン&サポートサービス	5%	5%	5%	4%
建設	5%	6%	4%	7%
行政	5%	4%	5%	8%
その他サービス・レクリエーション	4%	4%	4%	6%
一次、エネルギー、水	1%	2%	1%	3%

(資料) The Migration Observatory, 2022, “Migrants in the UK Labour Market: An Overview”,
(<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-labour-market-an-overview/>)より弊法人作成

(5) 滞在資格別等の数

入国時に使用された査証のカテゴリー別の内訳をみると、観光ビザが 38%と最も多く、次いで就学ビザが 29%、就労ビザが 17%であった。就労ビザでは、専門技術者ビザが就労ビザ全体の 66%を占め、次いで一時就労ビザが 22%であった。

図表 3-5 入国に使用された査証の内訳 (2021 年)

カテゴリー	件数	比率
入国査証の総数	1,311,731	100%
就労ビザ総数	239,987	18.3%
High Value (グローバルタレント、起業家、投資家、イノベーター等)	5,944	
専門技術者ビザ (Skilled Worker)	151,106	
一時就労ビザ (Temporary Worker)	54,084	
その他の就労ビザ・免除	28,853	
就学ビザ総数	471,802	33.3%
スポンサーシップ就学ビザ	432,279	
その他	4,647	
家族向けビザ総数	43,159	3.3%
同伴扶養家族の総数	9,020	0.7%
EEA 家族滞在許可証	7,204	0.5%
EU Settlement Scheme 家族ビザ	59,254	4.5%
BNO ビザ	75,961	5.8%

観光ビザ総数	404,037	30.8%
トランジットビザおよびその他のビザ総数	36,183	2.8%

(資料) Gov.UK, “Entry clearance visas granted outside the UK”,
(<https://www.gov.uk/government/statistical-data-sets/immigration-statistics-data-tables-year-ending-march-2022#entry-clearance-visas-granted-outside-the-uk>)より弊法人作成

① 就労

2021年に付与された仕事関連のビザは計239,987件であった(扶養家族を含む)。これは、2020年に比べ110%増加し、2019年より25%増加している。中でも最も多いのが、技術労働者ビザ(専門技術者、企業内移動、ヘルスケア労働者を含む)であり、支給されたビザ全体の62%を占めている³⁰⁰。

図表 3-6 付与された就労ビザ(種類別)

専門技術者ビザ	72,090	151,106	+110%
一時就労ビザ	23,309	54,084	+132%
その他	25,731	28,853	+83%
グローバルタレントビザ	3,398	5,944	+75%
合計	114,528	239,987	+110

(資料) Gov.UK, 2021, “Why do people come to the UK? To work”,
(<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2021/why-do-people-come-to-the-uk-to-work>)より弊法人作成

② 就学

2021年には、(主な申請者とその扶養家族の両方に)計432,279件の就学ビザが付与され、前年より89%(203,313件)多く、2019年より52%(147,558件)多くなった。そのうち、就学ビザで使用されたCAS(Confirmation of Acceptance for Studies: 入学証明書)の総数は349,533件であった。これは、2019年の241,898件から44%増加している。許可された就学ビザの内訳をみると、90%は高等教育(大学)機関への就学目的であった。次いで、私立学校への入学は4%、Further education(3%)、語学学校(2%)、その他(1%)であった³⁰¹。

③ 家族

2021年には、2020年より105%多い280,776件の家族ビザが付与された(他のビザの扶養家族を含む)。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年4月から6月に付与の急激な減少が見られたが、ビザ支給の数は、パンデミック前のレベルに回復し始め

³⁰⁰ Gov.UK, 2021, “Why do people come to the UK? To work”
<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2021/why-do-people-come-to-the-uk-to-work> (2022年7月15日閲覧)

³⁰¹ Gov.UK, 2021, “Why do people come to the UK? To study”
<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2021/why-do-people-come-to-the-uk-to-study> (2022年7月15日閲覧)

ている³⁰²。

(6) 賃金³⁰³

民族別の2019年の時給中央値は、白人が12.40ポンド(2,058円³⁰⁴)であるのに対し、白人ではない人種の人々は12.11ポンド(2,010円)と2.3%低かった。男女別にみると、民族間の給与格差は、女性よりも男性の方が大きい。年齢別にみると、30歳以上の格差は16歳から29歳よりも大きい。地域別にみると、民族間の給与格差はロンドンで最も大きく(23.8%)、ウェールズで最も小さくなっている(1.4%)。

ILOが行った調査によると、移民労働者と英国国民の平均月間賃金を比較すると、6.9%、英国国民の方が移民労働者よりも高給与を得ている。高所得国における賃金格差の平均は14.5%であり、英国では英国国民の方が高い給与を得ているものの、高所得国の中でみるとあまり差が無いことが分かる。背景にある要因として、教育や労働産業によるものであると考えられるが、明確になっていない³⁰⁵。

3.1.2 関係法令

(1) 出入国管理関係法令

① 英連邦移民法 (Commonwealth³⁰⁶ Immigration Act 1968)

この法律は1962年の英連邦移民法を改正し、新英連邦諸国(第二次世界大戦後に独立した国々)からの移民を入国審査の対象とし、更に労働許可証制度を設けたものである。同法は、英国および元植民地だった国の市民(Citizen of the United Kingdom and Colonies: CUKCs)を含む、英国との関連性を持たないすべての英連邦市民を移民管理の対象とすることを明記した。英国に入国する、または入国しようとする英連邦市民は、入国審査官によって入国を拒否されるか、または滞在期間が制限され、健康面の検査を受けることが義務づけられた条件付き入国の対象となる³⁰⁷。

② 移民法 (1971年) (Immigration Act 1971)

同法は、移民に関する英国の法律である。この法律は、移民に関する規定、国外退去命令の発令、移民政策の決定に対する控訴の権利について定めている。居住権(Right of Abode)という概念を導入し、居住権の有無に基づき移民の階層化がなされた。同法では、かつて英連邦市民が享受していた特別な権利も取り上げ、すべての外国人移民を一律に分

³⁰² Gov.UK, 2021, “Why do people come to the UK? For family reasons”
<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2021/why-do-people-come-to-the-uk-for-family-reasons> (2022年7月15日閲覧)

³⁰³ Office for National Statistics, 2020, “Ethnicity pay gaps: 2019”,
<https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/earningsandworkinghours/articles/ethnicitypaygapsingreatbritain/2019>, (2022年12月1日閲覧)

³⁰⁴ 2022年12月1日時点のレート(1ポンド=166円)により算出。以下同様。

³⁰⁵ ILO, 2020, “Migrant pay gap widens in many high-income countries”, pp.70-92

³⁰⁶ Commonwealthとは英国とその元植民地であった独立国から成る連邦のことを指す。

³⁰⁷ Legislation.gov.uk, n.d., “Commonwealth Immigration Act 1968”,
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/9/contents/enacted> (2022年8月26日閲覧)

類している³⁰⁸。同法では、第 95 条において分散政策 (dispersal policy) を導入しており、これにより英国各地において、亡命申請者は亡命の申請が審査されている間、各地域で収容されることになった³⁰⁹。

③ 移民および亡命法 (1999 年) (Immigration and Asylum Act 1999)

同法は移民や亡命に関する手続に対処するための迅速なシステムを構築することが目的であった。同法の第 1 部では、出入国管理に係る運営方法の簡素化や、英国での不法滞在者排除に関する規定などの条項を含む。

④ 移民法 (2016 年) (Immigration Act 2016)

同法は、不法移民対策を目的に制定された。主なポイントとして下記が含まれる³¹⁰。

- 不法就労者と不正な雇用主への制裁
- 労働者の権利を管理する機関間の連携
- 英国内の不法移民による住宅、運転免許、銀行口座の利用防止
- 入国管理法の施行と不法移民の排除を容易にするための措置の導入

⑤ 国籍・国境法 (2022 年) (Nationality and Border Act 2022)

同法は、移民、亡命者、および英国における現代の奴隷制度への対応に関連した法律である。同法下では、英国の海外領土の市民権 (British Overseas Territories Citizenship) や無国籍市民の登録も扱っている³¹¹。

現在の制度では、英国からの強制退去に直面している者は、様々な手段を駆使し、英国からの退去を遅らせることができる。このような状況に対処するため、国籍・国境法には下記のような規定が盛り込まれており、不法滞在者への対処を進めている³¹²。

- 犯罪者を含む人々を安全な第三国に移送することができる。
- 滞在権利がない人々を迅速に排除できるよう、迅速なプロセス (拘留中を含む) を導入する。これには、一部の控訴のタイムスケールを早める規定も含まれる。
- 自国民の連れ去りに協力しない国に対し、査証課徴金を課す権限を導入する。
- 移民保釈を許可するための亡命または除去プロセスの遵守に重点を置く。

³⁰⁸ Gov.UK, "Immigration Act 1971", <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1971/77/part/I> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³⁰⁹ Gov.UK, "Immigration and Asylum Act 1999", <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/33/part/I> (2022 年 8 月 27 日閲覧)

³¹⁰ Gov.UK, "Immigration Act 2016 - UK Government", <https://www.gov.uk/government/collections/immigration-bill-2015-16> (2022 年 8 月 27 日閲覧)

³¹¹ Gov.UK, "Nationality and Borders Act 2022", <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/36/contents/enacted> (2022 年 8 月 27 日閲覧)

³¹² Gov.UK, "Nationality and Borders Bill: Speeding up removal of foreign criminals factsheet", <https://www.gov.uk/government/publications/nationality-and-borders-bill-speeding-up-removal-of-foreign-criminals-factsheet/nationality-and-borders-bill-speeding-up-removal-of-foreign-criminals-factsheet> (2022 年 8 月 27 日閲覧)

- 外国籍犯罪者の出所可能期間を延長する。
- 強制退去に先立ち、移民が司法にアクセスするための単一の標準化された最低通知期間を法令に定める。

⑥ 移民と社会保障調整（EU 離脱）法（Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Bill 2020）

同法案の策定により、英国と欧州間における人の移動の自由が終了し、EU 諸国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの EEA EFTA 諸国、スイスからの市民、およびその家族は英国の移民管理の対象となる。つまり、就労や就学のために英国に入国・滞在するためには許可が必要となる³¹³。

(2) 労働関係法令

① 移民法（2016 年）（Immigration Act 2016）

2016 年に制定された移民法では、外国人受入に関する労働関係法令が含まれている。違法就労に対する刑事罰が導入されており、英国で摘発された不法移民は罰則を受け、自由を剥奪される（銀行口座の凍結、運転免許の押収など）。労働に関する主な規定を以下に示す³¹⁴。

- 第 1 項 労働市場と不法就労
違法労働者と不正な雇用主に対する新たな制裁措置を導入する。
- 第 3 項 施行
不法移民だけでなく、雇用主や家主に対しても、移民局の捜査・押収権限を強化する。
- 第 5 項 特定のカテゴリーの移民に対する支援
英国内務省が亡命申請を却下された人々に対して行う支援を制限する。
- 第 7 項 公共部門における英語要件
公的機関に勤務し、公的な役割を担う各人が流暢な英語を話すことを保証する義務を公的機関に課す。

(3) 社会保障関係法令

① 移民および亡命法（1999 年）（Immigration and Asylum Act 1999）

同法 115 条（移民法規則 6 項）には移民の公的資金へのアクセスに関して記載されている。移民にも適用される福祉給付金の中には、所得支援、住宅手当、手当、税額控除、年金控除サービスなどが含まれる。しかし、「入国管理下にある」場合、「公的資金に頼れない」とも定められている。つまり、意図的に移民の公的資金へのアクセスを制限するもの

³¹³ Gov.UK, 2018, “Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Bill”, <https://www.gov.uk/government/publications/immigration-and-social-security-co-ordination-eu-withdrawal-bill>（2022 年 9 月 1 日閲覧）

³¹⁴ Gov.UK, “Immigration Act 2016 - UK Government”, <https://www.gov.uk/government/collections/immigration-bill-2015-16>（2022 年 8 月 27 日閲覧）

であり、例外として、他者による維持管理の約束の下に英国への入国または滞在を許可された者、EEA 市民とその家族で市民の権利協定により保護されている者が、公的資金へのアクセスの対象となる³¹⁵。

(4) 刑法関係法令

① 移民・亡命・国籍法（2006 年）（Immigration, Asylum and Nationality Act 2006）

同法は移民法に関する不服申し立て手続にいくつかの変更を導入しており、特に、対象者が扶養家族、訪問者、学生として入国しようとする場合、入国拒否に対する不服申し立ての権利を制限し、人権や人種差別の理由のみが不服申し立ての理由として認められることになった。英国内で行われる不服申し立ては、亡命者のケースに限られる。その他の重要な影響は以下の通りである³¹⁶。

- 入国管理下にある（つまり、入国許可や残留許可を持っていない、あるいは英国での有効な就労許可を持っていない）人々を受け入れた雇用主に対して、罰金を課す。
- 同法は、入国審査官が、パスポートや旅券の正当な所持者であることを証明する目的で、入国者に生体情報（指紋など）を要求し、取得することを承認する。
- 同法には、英国市民権（または居住権）の剥奪に関する条項が含まれる。

② 移民法（2014 年）（Immigration Act 2014）

同法は、移民削減のため様々な施策を実行するために成立した。滞在資格の無い者の退去に関する規定を統合かつ簡素化し、入国管理官の発する国外退去指示によって、家族とともに、国外退去させることが可能となった。国外退去指示を発された者による不服申し立ては、国外退去が「難民条約」、「人道的保護の義務」、「人権法（1998 年）」いずれかの違反になる場合のみ許される。その他、賃貸人に対し、賃借人の在留資格確認と不法滞在者への賃借禁止を義務づけ、違反に対しては罰金が科されることとなった。国益を損なう帰化市民に関しては、たとえ無国籍となる場合でも国務大臣の判断で市民権剥奪を行うことが可能となる³¹⁷。

③ 移民法（2016 年）（Immigration Act 2016）

第 34～38 項には主に不法就労の排除と、不法移民を搾取する雇用主への罰則を課している。この点に関する重要な規定としては、以下が含まれる³¹⁸。

³¹⁵ Home Office, 2021 "Public Funds", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1013601/public-funds-v18.pdf, pp.11-13

³¹⁶ Gov.UK, "Immigration and Asylum Act 2006", <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/13/crossheading/employment>（2022 年 8 月 27 日閲覧）

³¹⁷ 岡久慶、2014 年、「【イギリス】 2014 年移民法」『外国の立法』（2014.8）、pp.1-2、

³¹⁸ Gov.UK, "Immigration Act 2016 Factsheet- Illegal Working", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/537205/Immigration_Act_-_Part_1_-_Illegal_Working.pdf, pp1-3

- 不法就労を犯罪とし、不法就労による賃金を犯罪収益として差し押さえる。
- 不法移民を雇用することに「見て見ぬふり」する悪質な雇用主を訴追し、親告罪を増やす。
- 違法な労働力を使って法律を無視し続ける企業の閉鎖を許可する。
- タクシーの運転手やオペレーターの免許、アルコール販売の免許は、英国での就労権を持ち、移民法を遵守している人が保有していることを確認する。

3.1.3 関係機関

(1) 内務省（Home Office）

内務省は、移民やパスポート、薬物取締、犯罪、テロ対策などを担当する政府の主要省庁である。29の機関・公共団体と主要な移民関連機関の支援を受け、英国の国境警備と移民管理、英国への入国・滞在申請の審査、パスポートやビザの発給を担当している³¹⁹。

① 移民執行局（Immigration Enforcement）

移民執行局は2012年4月1日に内務省の一部門として設立された。虐待の防止、移民法違反者の追跡、移民法の遵守の向上を担当し、警察などと連携して政府の政策に沿った移民規制を行っている。移民執行局の目標は、不法滞在者の数を減らし、不法滞在者が引き起こすとされている弊害を減らすことである。基本目標として下記を掲げている³²⁰。

- 移民の不法入国や不法滞在を防止する。
- 移民犯罪に関する脅威への対処。
- 英国からの不法移民の帰還を奨励・強制する。

② ビザ・移民局（The UK Visa and Immigration : UKVI）

当局は内務省の一部であり、主に以下の業務を担当している³²¹。

- 英国の査証サービスの管理。観光、就学、就労目的に英国への渡航を希望する外国人の申請を管理する。
- 英国に永住を希望する外国人からの英国籍取得の申請を検討する。
- 1951年のジュネーブ条約に基づき、英国への亡命者に対する支援を行う。（対象者に保護・支援を提供する。）
- スポンサー登録を希望する雇用主や教育機関からの申請書を管理する。
- 入国拒否の不服申し立てを管理する。

³¹⁹ Gov.UK, n.d., “Home Office”, <https://www.gov.uk/government/organisations/home-office>（2022年8月26日閲覧）

³²⁰ Gov.UK, n.d., “About us - Immigration Enforcement”, <https://www.gov.uk/government/organisations/immigration-enforcement/about>（2022年8月26日閲覧）

³²¹ Gov.UK, n.d., “About Us-UK Visas and Immigration”, <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-visas-and-immigration/about>（2022年8月26日閲覧）

③ ボーダーフォース (Border Force)

ボーダーフォースは内務省の法執行司令部で、英国に入国する人や物流の入国審査や税関審査を行い、国境の安全確保に努めている。また、国へ害をもたらす危険人物が英国に入国するのを防ぐため、英国に出入国する人の出入国状況のチェックに力を入れている³²²。

(2) 移住諮問委員会 (Migration Advisory Committee : MAC)

MAC は、移民問題について政府に助言を行う、独立した公的機関である。MAC は英国における、国民の利益と移住者がもたらす様々な影響を考慮しながら、移民政策に関する提言を行っている³²³。

(3) Office of the Immigration Services Commissioner (OISC)

OISC は、1999 年の移民および亡命法案によって設立された、英国における移民受け入れに関する提言、サービスの提供を行う行政機関である。内務省がスポンサーとなっている³²⁴。

(4) 移民担当国務大臣

移民担当国務大臣は、英国における移民に関する法的・行政的な仕組み全体の中で中心的な役割を担っており、主に次のような責任を負っている³²⁵。

- 移民・国境政策 (EU 圏外から英国への移民、家族との合流、国境警備、拘禁・排除政策、亡命政策、EU 国籍者のためのブレグジット後の移民政策など)。
- 欧州連合からの離脱に関するすべての政策に関する国務長官の支援。
- 国境警備、外国人犯罪者 (入国管理局での管理、出身国への送還)。
- 再定住政策 (内務省の再定住プログラムの運営を含む)。
- 政策の施行 (2016 年移民法施行、英国ビザ・移民法、移民法施行、ボーダーフォース、旅券局、独立国境・移民首席検査官、内務省移民透明性データ、純移民統計)

³²² Gov.UK, n.d., “Border Force”, <https://www.gov.uk/government/organisations/border-force> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³²³ Gov.UK, n.d., “About us- Migration Advisory Committee”, UK Government website, <https://www.gov.uk/government/organisations/migration-advisory-committee/about> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³²⁴ Gov.UK, n.d., “OISC Governance Framework”, <https://www.gov.uk/government/organisations/office-of-the-immigration-services-commissioner/about/our-governance> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³²⁵ Gov.Uk, n.d., “Minister for Security and Immigration”, Government webpage, <https://www.gov.uk/government/ministers/minister-for-security-and-immigration> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

(5) スポンサーシップ管理システム³²⁶

当システムは、雇用主または教育機関と移住者間の関係を維持するためのシステムである。この制度は、移民法に基づきビザ・移民局（UKVI）が管理している。スポンサーシップビザの管理は、主にスポンサーシップ証明書を発行する雇用主／機関に責任がある。そのため、スポンサーシップビザの格下げや取り消しが発生することがある。スポンサーシップビザに関することはすべて、UKVI の管轄下にあるスポンサー用のポータルサイト（Sponsorship Management System: SMS）というツールを通さなければならない。就労ビザ、留学ビザともに SMS で報告され、社員や学生へのスポンサーシップ証明書の発行に使用される。

3.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

英国では EU 離脱に伴い FoM が終了したため、EEA 諸国の人々にも EEA 諸国外の人々と同様の条件が適用され、入国規制がなされるようになった。これに伴い、階層区分化されていた旧ポイント制度から区分化を行わない外国人受入制度を再編し新ポイント制度を導入した³²⁷。

(1) 旧ポイント制度に関して

英国では IT や保健、衣料分野における人材不足の深刻化を受け、経済に貢献する労働者のみに対し労働許可証の取得要件が緩和された。積極的かつ戦略的に高度人材を誘致すると同時に、高度人材の流出を防ぎ、能力向上を図る仕組みづくりを目的に、申請者の資格や過去の収入などに基づくポイント制度が導入された³²⁸。図表 3-7 は旧ポイント制度における分類を示している。第 1 階層では、教育資格や過去の収入、年齢などによってポイントが与えられた。第 2 階層では受け入れ先をスポンサーとしたライセンス制度が導入されていた。政府が指定する労働力不足職種に該当する場合、または、労働市場テスト（求人広告を一定期間掲載し、国内での採用が不可能なことを証明する）により受け入れ証明の取得が認められた場合、これに基づいて入国許可および就労許可を申請することができた。その他、申請者の英語能力や年収に基づいてもポイントが与えられた。初回申請時の滞在許可は最長 5 年。また 5 年で給与基準に基づいて永住権の申請が可能であった。なお、第 3 層は設計されたにも関わらず、東欧諸国からの単純労働者の供給拡大のため使用されたことがない³²⁹。

図表 3-7 旧ポイント制度

階層	対象	カテゴリー
----	----	-------

³²⁶ Gov.UK, “UK visa sponsorship management system”, <https://www.gov.uk/sponsor-management-system>, (2022 年 10 月 14 日閲覧)

³²⁷ 労働政策研究・研修機構、2022 年、「諸外国における外国人受入制度に関する調査」、p.33

³²⁸ 株式会社日本総合研究所（経済産業省委託調査）、2013 年、「高度外国人材の受け入れニーズに関する調査」、p.1

³²⁹ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、pp.3-4

第1階層	高度技術者 経済発展に貢献する高度なスキルを持つ者 (科学者・起業家など)	例外的才能、起業家、投資家、学卒起業家、
第2階層	専門技術者 国内で不足している技能を持つ者(看護師、 教員、エンジニアなど)	一般、企業内移動、運動選手、宗教家
第3階層	単純労働者、技能職種の不足に応じて人数 を制限して入国する者(建設労働者など)	(2015年時点で停止中)
第4階層	学生	学生
第5階層	他の短期労働者、若者交流プログラムなど	短期労働者(クリエイティブ・スポーツ、非営利、宗教活動、政府の交換制度、国際協定など)

(資料) 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、(<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153.pdf>) より
弊法人作成

(2) 新ポイント制度

これに対し、2020年12月1日に導入された新ポイント制度では旧ポイント制度と異なり明確な階層区分が無い。更に、旧制度では廃止された大学卒業者枠(英国の大学を卒業した外国人学生に対し、英国に滞在して就労機会を与える)が導入された。加えて、スポンサーが必要ない人を対象としたアンズポンサー枠も導入され、教育や技能水準が高い人材の誘致が行われた。また、新ポイント制度は、旧ポイント制度では対象外であった EEA 諸国の人にも適用される³³⁰。

³³⁰ 労働政策研究・研修機構、2022年、「諸外国における外国人受入制度に関する調査」、pp.33-35

図表 3-8 旧ポイント制度と新ポイント制度の比較

旧制度		新制度
階層	カテゴリー	投資家
第1階層	例外的才能、起業家、投資家、 学卒起業家、	グローバルタレント
第2階層	一般、企業内移動、運動選手、 宗教家	スタートアップ・イノベーター
第3階層	(2015年時点で停止中)	アンスポンサード*導入時期未定
第4階層	学生	英国大学卒業生
第5階層	短期労働者（クリエイティ ブ・スポーツ、非営利、宗教 活動、政府の交換制度、国際 協定など）	専門技術者
		企業内移動
		運動選手
		宗教家
		学生
		短期就労者

(資料) 労働政策研究・研修機構、2022年、「諸外国における外国人受入制度に関する調査」、
(<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2022/documents/0249.pdf>) より弊法人作成

就労ビザ申請の際、8つに分類された職務レベル（Regulated Qualifications Framework：RQF）に基づいてそれぞれポイントが与えられる。

図表 3-9 職務レベル内訳

レベル	詳細
1	GCSE ³³¹ (D-G または 3-1 レベル)
2	GCSE (A-C または 9-4 レベル)
3	A レベル（一般教育修了レベル）
4	高等教育レベル（CertHE）
5	学士2-3年、HNC 高等教育修了レベル（DipHE）、Foundation degree
6	学士修了レベル
7	修士修了レベル
8	博士修了レベル

(資料) Gov.UK, n.d., “What qualification levels mean”, (<https://www.gov.uk/what-different-qualification-levels-mean/list-of-qualification-levels>) より弊法人作成

(3) 家族帯同の可否³³²

基本的に、就労ビザ保持者で要件を満たす場合は家族や配偶者、子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ（Partner/Child Dependant Visa）を申請することができる。学生ビザ保持者は、9か月以上の大学院レベルのコース（RQF レベル7以上）に在籍するフルタイムの学生、政府派遣の新規学生で、6か月以上のコースに在籍する者、または博士号延長

³³¹ GCSE とは General Certificate of Secondary Education の略であり、義務教育終了後に受ける試験のことである。

³³² Gov.UK, “Work in the UK”, <https://www.gov.uk/browse/visas-immigration/work-visas>, (2022年12月1日閲覧)

スキームの学生のみ家族帯同が可能である³³³。卒業生ビザ保持者も家族帯同が可能である。また、滞在中に英国で生まれた子供も対象に含まれる。

図表 3-10 主なビザごとの家族帯同の可否

	ビザ	家族帯同の可否
就労ビザ	専門技術者ビザ	可
	シニア・スペシャリストビザ	可
	医療・介護従事者ビザ	可
	グローバルタレントビザ	可
	スタートアップビザ	可
	イノベータービザ	可
一時滞在ビザ	学生ビザ	条件により可
	卒業生ビザ	可
	一時就労ビザ	不可

(資料) Gov.UK, “Work in the UK”, (<https://www.gov.uk/browse/visas-immigration/work-visas>)より
弊法人作成

3.1.5 外国人受入れに係る基準等

本章では、旧ポイント制度と新ポイント制度を対比し、カテゴリー別の受け入れ基準について記載する。図表 3-11 は 2022 年 7 月時点における、英国への滞在資格一覧である³³⁴。

図表 3-11 滞在資格一覧

種類	詳細
就労ビザ	専門技術者ビザ (Skilled Worker visa) シニア・スペシャリストビザ／グローバルビジネスモビリティビザ (Senior or Specialist Worker visa/Global Business Mobility) 医療・介護従事者ビザ (Health and Care Worker visa) グローバルタレントビザ (Global Talent Visa) スタートアップビザ、イノベータービザ (Start-up Visa, Innovator visa) スポーツ人材ビザ (International Sportsperson visa)
就学ビザ	学生ビザ (Student visa) 子供学生ビザ (Child Student visa)
一時就労ビザ	卒業生ビザ (Graduate) ワーキングホリデービザ (Working Holiday visa)
その他	家族ビザ (Family visa)

³³³ Gov.UK, “Student visa”, <https://www.gov.uk/student-visa/family-members>, (2022 年 12 月 1 日閲覧)

³³⁴ 日本貿易振興機構、2021 年、「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」、https://www.ietro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html (2022 年 7 月 28 日閲覧)

	観光 (Standard Visitor visa) EU Settlement Scheme コモンウェルス市民ビザ (Ancestry visa) British National Overseas (BNO) Ukraine Sponsorship Scheme Ukraine Family Scheme
--	---

(資料) Gov.UK, n.d., “Applying for a visa to come to the UK: Choose a visa“,
 (<https://www.gov.uk/apply-to-come-to-the-uk>) より弊法人作成

以下では、新ポイント制度における詳しい基準を目的別に解説する。

(1) 就労

就労ビザは長期滞在と短期滞りの2つに分けられる。長期の就労ビザは専門技術者ビザ、企業内転勤ビザ、医療・介護従事者ビザ、宗教家、運動家ビザが含まれる。一時就労ビザにはチャリティーワークや宗教家ビザ、英国高等機関卒業生ビザなど様々な種類が含まれる。その他、イノベータービザ、スタートアップビザ、グローバルタレントビザ、起業家ビザ、投資家ビザがある。

① 専門技術者ビザ

専門技術者ルートは旧制度の Tier2 の「一般」カテゴリーを置き換えた新しいルートである。本ルートでは、高等教育修了相当レベルから中等教育修了相当へとレベルの引き下げがなされた。これは、EEA 諸国からの移民に頼っていた中・低技能レベル労働を補うためである。

専門技術者ルートでのビザ取得には合計 70 ポイントが必要になる。そのうち、スポンサーからのジョブオファー (20 ポイント)、一定の英語能力 (10 ポイント)、RQF レベル 3 以上 (20 ポイント) は必須ポイントである。しかし、これらを満たさない人に対しては年収や PhD の有無、不足職種リスト掲載の有無によってポイントを得ることができる。新ポイント制度では、労働市場テストの廃止や申請受入の制限の廃止、RQF レベルの引き下げ (6 から 3 へ) など、以前よりも規制が緩和されたことが分かる。さらに、旧ポイント制度では滞在許可が最長合計 6 年であったのに対し、新ポイント制度では滞在期間の制限が無い³³⁵。転職 (新たな雇用主となる場合)、異なる職種コードへの転職、労働力不足職種リスト (3.1.5 を参照) に記載のある職を辞め、リストにない仕事へ転職する場合は、ビザの更新を行わなければならない。また、労働力不足職種リストへの記載がなくなった場合は、再度申請する必要がある。副業をする場合は、週に 20 時間以上勤務、または異なる職種の場合、ビザの更新が必要となる。ビザの更新は新しい仕事の開始日 3 か月前まで可能である。また、承認を得るまで新しい職を始めることはできない³³⁶。また、同ビザではパ

³³⁵ 日本貿易振興機構、2021 年、「新英国移民制度のガイドブック」、pp.9-10

³³⁶ Gov.UK, n.d., “Skilled Worker visa: Update your visa if you change job or employer”,
<https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/update-your-visa-if-you-change-job-or-employer> (2022 年 9 月 1 日閲覧)

ートナーや子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ（Partner/Child Dependant Visa）を申請することができる³³⁷。

図表 3-12 新ポイント制度における「専門技術者」受け入れの基準

内容	条件	ポイント
承認されたスポンサーによる仕事のオファー	必須	20
所定の技能水準以上の職務であること	必須	20
必要なレベルの英語力を有する	必須	10
年収 20,480～23,039 ポンド（3,399,680～3,824,474 円）、または該当職種の実勢給与額の 80%以上（いずれか高い方）の給与	任意	0
年収 23,040 から 25,599 ポンド（3,824,640～4,249,434 円）、または職業別平均給与の 90%以上（いずれか高い方）の給与。	任意	10
給与が 25,600 ポンド（4,249,600 円）以上、またはその職業の一般的な給与の少なくともどちらか高い方。	任意	20
MAC が指定する労働力不足職種リストに掲載がある業種	任意	20
該当職務に関連する分野の博士号取得者	任意	10
該当職務に関連する STEM 分野の博士号取得者	任意	20

（資料） Gov.UK、” The UK's points-based immigration system: an introduction for employers”,
<https://www.gov.uk/government/publications/uk-points-based-immigration-system-employer-information/the-uks-points-based-immigration-system-an-introduction-for-employers> より弊
 法人作成

【労働市場テスト】

2021 年 1 月以前は、雇用主が強制的に Resident Labour Market Test (RLMT) を受け、スポンサーシップ証明書を従業員に割り当てた後に、従業員が Tier 2（現在における専門技術者ビザ）を申請する必要があったが、現在のポイント制度では廃止されている。新しい専門技術者ビザは、上記のプロセスを無くすことで以前よりも 4 週間早く手続を進めることが可能である。しかし、スポンサーは、特定の移民を英国に移住させることのみを目的として、職務を設けることはできない。

【労働力不足職種リスト】

労働力不足職種リストは政府の諮問機関である MAC により作成されてきた。MAC は研究者や有識者などで構成され、労働市場の需給状況などに関する統計や関係者などからの意見を取り入れリストを作成している。政府はこれを受け不足職種リストの決定を行う。更新は不定期である。上記に記載があるように、新ポイント制度下の専門技術者ビザルートでは、不足職種リストに掲載のある職種の受け入れには 20 点が加算される³³⁸。

³³⁷ Gov.UK, “ Skilled Worker visa”, <https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/your-partner-and-children>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³³⁸ 労働政策研究・研修機構、2022 年、「諸外国における外国人受入制度に関する調査」、pp.35-36

② シニア・スペシャリストビザ（Global Business Mobility）

これは企業内転勤ビザにとって代わるもので、新ポイント制度導入以前の Tier 2（企業内転勤）長期スタッフビザに相当する。本ルートでの移動は過半数の資本関係を持つ、同グループ会社間での移動の際に使用される。一定期間の滞在のみ許可されており、永住権取得には繋がらない。日系企業の多数が本ルートを利用している。本ルートを通してのビザの獲得には計 60 ポイントが求められている。必須ポイントとして、スポンサー会社からのジョブオファー（20 ポイント）、RQF レベル 6 以上（20 ポイント）、最低年収額（20 ポイント）を満たす必要がある。旧ポイント制度と変わらない点としては、RQF レベルが 6 または政府が定める職務内容であること、英国での最低年収額（42,400 ポンド（7,038,400 円）以上）の 2 点である。本ルートでの滞在許可期間は 5 年だが、高収入者の場合は計 9 年の滞在が認められる。

本ルートには、企業内研修（Intra-Company Graduate Trainee visa）というサブカテゴリーがある。新卒対象に作られた技術者育成のプログラムなどを利用する際のルートであり、最低 3 か月、英国外のグループ会社勤務を経験していること、最低年収額（Graduate Trainee の場合、実勢給与額は 30% 減額）を満たしていることが必要条件である。滞在許可期間は最長 1 年であり、各会社最大 20 枠まで使用することができる³³⁹。

職種が別の職種コードへ変更された場合はビザの更新を行う必要がある。しかし、同じ雇用主であるか、または、雇用主が所有する組織に雇用されていることが条件である³⁴⁰。また、同ビザではパートナーや子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ（Partner/Child Dependant Visa）を申請することができる³⁴¹。

図表 3-13 Global Business Mobility の受け入れ基準

必須項目	ポイント
外国人の雇用が認められた雇用主の下での雇用があること	20
所定の技能水準以上の職務であること	20
給与額が年 42,400 ポンド（7,038,400 円）以上または当該職種の実勢給与額以上であること	20

（資料）Gov.UK, 2016, “Immigration Rules”, (<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-global-business-mobility-routes>)より弊法人作成

③ 医療・介護従事者ビザ

これは、英国内に滞在する人材では充当できない医療・介護分野における労働人材を外国から雇用するためのビザである。医者や看護師、介護師などの資格を保持し、英国でも同分野で労働できることが必要である。英国での雇用主からの採用通知を得ており、最低

³³⁹ 日本貿易振興機構、2021 年、「新英国移民制度のガイドブック」、pp.12-14

³⁴⁰ Gov.UK, n.d., “Senior or Specialist Worker visa (Global Business Mobility): Update your visa if your job changes”, <https://www.gov.uk/senior-specialist-worker-visa/update-your-visa>（2022 年 9 月 1 日閲覧）

³⁴¹ Gov.UK, “Senior or Specialist Worker visa (Global Business Mobility)”, <https://www.gov.uk/senior-specialist-worker-visa/your-partner-and-children>,（2022 年 11 月 29 日閲覧）

年収額を満たしていることが必要である。滞在期間は最長 5 年であり、その後、延長申請または永住権申請も可能である³⁴²。また、同ビザではパートナーや子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ (Partner/Child Dependant Visa) 申請することができる³⁴³。

④ グローバルタレントビザ

本ルートは、科学、エンジニアリング、人文科学、医学、芸術、文化、または、デジタルテクノロジーの分野で才能を持つ人材を対象にしている。一度の申請で最長 5 年滞在申請をすることが可能である。他ルートで見受けられる英語力や最低年収額等の条件はなく、3 年または 5 年の滞在後に永住権の申請が可能である。必要条件として、内務省が認定する機関からの推奨を得なくてはならない。推奨を得るための別途申請が必要であり、審査結果が保証されないために、利用されることが少ないルートである³⁴⁴。また、同ビザではパートナーや子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ (Partner/Child Dependant Visa) を申請することができる³⁴⁵。

⑤ スタートアップビザ、イノベータービザ

英国における新規起業を促すため導入されたビザである。政府指定の機関により許可を得ていることが必要条件である。

スタートアップビザを取得するには、ビジネス拡大の見込み (25 ポイント) や過去における類似企業の有無 (25 ポイント)、英語力 (10 ポイント)、経済力 (10 ポイント)、合計 70 ポイントが必要とされる。同ビザは、最長 2 年間発行されるが、永住権には繋がらない³⁴⁶。

一方、イノベータービザでも同様に 70 ポイントの獲得が求められている。ビジネスプラン (10 ポイント)、拡大の見込み (20 ポイント)、投資額 5 万ポンド (830 万円) を保持しているまたは投資済み (20 ポイント)、英語力 (10 ポイント)、経済力 (10 ポイント) を満たす必要がある。滞在許可期間は最長 3 年であり、滞在後永住権申請をすることが可能である³⁴⁷。永住権を申請する前に、英国においてビジネスを成長させたことを政府指定の機関・組織に示す必要がある。基準を満たしている場合、永住権を申請する承認状が発行され、承認状の受け取りから 3 か月以内に申請をする必要がある。また、同ビザではパートナーや子供たちも、「扶養家族」として配偶者ビザ (Partner/Child Dependant Visa) を申請することができる³⁴⁸。

³⁴² 日本貿易振興機構、2021 年、「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」、

https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html (2022 年 7 月 28 日閲覧)

³⁴³ Gov.UK, “Health and Care Worker visa”, <https://www.gov.uk/health-care-worker-visa/your-partner-and-children>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁴⁴ 日本貿易振興機構、2021 年、「新英国移民制度のガイドブック」、pp.15-16

³⁴⁵ Gov.UK, “Apply for the Global Talent visa”, <https://www.gov.uk/global-talent/your-partner-and-children>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁴⁶ Gov.UK, n.d., “Indefinite leave to remain if you have an Innovator visa: Getting endorsed”, <https://www.gov.uk/indefinite-leave-to-remain-innovator-visa/getting-endorsed> (2022 年 9 月 1 日閲覧)

³⁴⁷ 日本貿易振興機構、2021 年、「新英国移民制度のガイドブック」、pp.17-19

³⁴⁸ Gov.UK, “Innovator visa”, <https://www.gov.uk/innovator-visa/your-partner-and-children>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

(2) 一時滞在就労ビザ

① 卒業生ビザ (Graduate Visa)

これは 2021 年に導入された英国における大学を卒業した外国人学生に対し、英国に続けて滞在し、雇用機会を模索・就労機会を与えるためのビザである。企業からのスポンサーは不要。学士・修士号保持者には 2 年、博士号保持者には最長 3 年の滞在許可が与えられる。2～3 年後に専門技術者ビザに変更することも可能³⁴⁹。

② 季節労働者ビザ (Seasonal Worker visa)³⁵⁰

本ビザを通し、移民は英国に滞在し、次の分野で明記されている期間のみ働くことができる。

- 園芸（果物や野菜、花の摘み取りなど）：6 か月以内
- 養鶏業：10 月 18 日から 12 月 31 日まで

※毎年 11 月 15 日までに申請する必要がある。

要件として、英国国内のスポンサー企業がいること、英国で自活するための十分な資金（通常、少なくとも 1,270 ポンド（210,820 円））を保有している必要がある。家族帯同は認められていない。

(3) 就学ビザ

英国内の教育機関への就学を目的とした学生ビザである。16 歳未満には子供学生ビザが与えられる。習得には受け入れ教育機関による受け入れ証明（Confirmation of Acceptance for Studies: CAS）が必要である³⁵¹。学生ビザ保持者は、9 か月以上の大学院レベルのコース（RQF レベル 7 以上）に在籍するフルタイムの学生、政府派遣の新規学生で、6 か月以上のコースに在籍する者、または博士号延長スキームの学生のみ家族帯同が可能である³⁵²。

(4) その他

① EU Settlement Scheme

本スキームは英国の EU 離脱完了の 2020 年 12 月 31 日以前に英国で居住を開始した欧州国籍者が引き続き英国での居住を保護するためのスキームである。5 年の居住権または

³⁴⁹ Gov.UK, “Graduate Visa”, <https://www.gov.uk/graduate-visa>, (2022 年 12 月 1 日閲覧)

³⁵⁰ Gov.UK, “Seasonal Worker visa (Temporary Work)”, <https://www.gov.uk/seasonal-worker-visa>, (2022 年 12 月 1 日閲覧)

³⁵¹ 日本貿易振興機構、2021 年、「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」、https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html (2022 年 7 月 28 日閲覧)

³⁵² Gov.UK, “Student visa”, <https://www.gov.uk/student-visa/family-members>, (2022 年 12 月 1 日閲覧)

永住権が取得できる。注意しなければならないのは、既に EU 法の下、永住権を取得した欧州国籍保持者も英国法下の永住権への切り替え申請が必要になったことである³⁵³。

② Ancestry Visa

コモンウェルス市民、ジンバブエ市民、その他英国籍の祖父母を持つ人は Ancestry Visa を申請することができる。祖父母の国籍証明や経済力なども必要条件に含まれる³⁵⁴。

③ British National Overseas (BNO)

これは BNO ビザとして知られており、香港出身で、海外に住む英国国民である場合、その本人と家族は本査証を申請することができる。18 歳以上の英国国籍を有し、英国国外から申請するものは香港、英国国内から申請する場合はチャンネル諸島またはマン島か香港に永住権を持つことが必須である³⁵⁵。

④ Ukraine Sponsorship Scheme

2022 年のロシア軍事侵攻を受けたウクライナ情勢を踏まえウクライナ国民とその家族を対象に導入されたスキームである。ウクライナ国民はスコットランド政府、またはウェールズ政府によって最低 6 か月の滞在先を保証される。2022 年 1 月 1 日またはその直前までウクライナに居住しており、申請時に英国外に滞在している、英国にスポンサーがいる、あるいはスコットランドまたはウェールズ政府をスポンサーとすることが条件である。申請料金は無料である³⁵⁶。

⑤ Ukraine Family Scheme

これは、上記の Ukraine Sponsorship Scheme 同様に、ウクライナ情勢を考慮し導入されたスキームである。家族との合流、ウクライナ国籍、または合流家族がウクライナ国籍であること、2022 年 1 月 1 日またはその直前にウクライナに居住していた者が申請対象者である。本査証の申請は家族全員が個別に申請する必要がある³⁵⁷。

(5) 永住権・帰化の資格

英国では、永住権には (1) Indefinite Leave to Remain (ILR)、(2) Settled Status、(3) Permanent Residence Status の 3 種類がある。ILR とは EU そして非 EU 加盟国の国籍保持者が申請できる永住権である。Settled Status は 2020 年末までに英国に居住し

³⁵³ Gov.UK, n.d., “Apply to the EU Settlement Scheme (settled and pre-settled status)”, <https://www.gov.uk/settled-status-eu-citizens-families> (2022 年 7 月 28 日閲覧)

³⁵⁴ Gov.UK, n.d., “UK Ancestry visa”, <https://www.gov.uk/ancestry-visa> (2022 年 7 月 29 日閲覧)

³⁵⁵ Gov.UK, n.d., “British National (Overseas) visa” <https://www.gov.uk/british-national-overseas-bno-visa> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³⁵⁶ Gov.UK, n.d., “Apply for a visa under the Ukraine Sponsorship Scheme (Homes for Ukraine)”, <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-visa-under-the-ukraine-sponsorship-scheme> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³⁵⁷ Gov.UK, n.d., “Apply for a Ukraine Family Scheme visa”, <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-ukraine-family-scheme-visa> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

ていた EEA、スイス国籍の人で、申請が遅れた場合（2020年6月30日以降）に正当な理由がある人のみ申請ができる永住権である。Permanent Residence Status は EU Settlement Scheme ができる前にあった制度であり、EU 加盟国の国籍保持者で、英国で 5 年以上、就労または就学している人を対象にしている³⁵⁸。(2) と (3) は EEA 圏の者を対象としているため、下記では (1) の ILR 取得に関して記載する。

① 永住権 (ILR)

旧制度と同様、5 年間の英国滞在を満了後は永住権を申請する資格が与えられる。Tier1 ビザ保持者は、2 年または 3 年でも可能な場合がある。同様にイノベータービザやグローバルタレントビザ保持者は、3 年で申請することも可能である。永住権取得に係る基準は保持しているビザによって異なる³⁵⁹。

【専門技術者ビザ】

12 か月のうち 180 日間を英国外で過ごしていない、複数のビザを所有していない、年収が 25,600 ポンド (4,249,600 円)、1 時間あたり 10.10 ポンド (1,677 円)、または該当職種の実勢給与額のどれか高いものを満たしている (例えば、年収が 27,000 ポンドであっても、実勢給与額が 30,000 ポンドの場合は申請資格を有していない)、そして、永住権を得た後も引き続き同じ職に就き給与要件を満たしていること (雇用主からの文書が必要) が申請の条件である。また、申請者が 18 歳から 64 歳の場合、申請者が英国生活に関する十分な知識と十分な英語力を有していることを証明する「Life in the UK Test」と呼ばれる試験と語学試験を受ける必要がある³⁶⁰。

【グローバルタレントビザ】

政府指定の機関から推薦を受けた場合は英国滞在から 3 年後に申請することができる。12 か月間のうち、英国外での滞在日数が 180 日以内であることが原則求められる。申請者が 18 歳から 64 歳の場合、申請者が英国生活に関する十分な知識と十分な英語力を有していることを証明する「Life in the UK Test」と呼ばれる試験を受ける必要がある³⁶¹。

【イノベータービザ】

永住権申請には、3 年間英国に滞在していること (他のビザで英国に滞在した期間は含まない)、ビジネスを成長させるための要件を満たしていることを示す証明書を保持していることが条件となる。また他のビザと同様に、12 か月間のうち、英国外での滞在日数が 180 日以内であることが原則求められ、かつ、申請者が 18 歳から 64 歳の場合「Life in the

³⁵⁸ Lewis Edwards, 2021, “Difference Between ILR, Settled Status and Permanent Residence in the UK”, <https://immigrationlawyers-london.com/blog/difference-between-ilr-settled-status-and-permanent-residence-in-the-uk.php>, (2022 年 12 月 12 日閲覧)

³⁵⁹ Gov.UK, “Check if you can get indefinite leave to remain”, <https://www.gov.uk/indefinite-leave-to-remain>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁶⁰ Gov.UK, n.d., “Indefinite leave to remain if you have a Skilled Worker, T2 or tier 2 visa”

³⁶¹ Gov.UK, “Indefinite leave to remain if you have a business, investor or talent visa”, <https://www.gov.uk/indefinite-leave-to-remain-business-investor-global-talent/eligibility>, (2022 年月 29 日閲覧)

UK Test」を受ける必要がある³⁶²。スタートアップビザ保持者は永住権申請をすることができないため、永住権や長期に渡り滞在を希望する場合はイノベータービザへの変更が必要である³⁶³。

一度永住権を得た移民は、一定期間、英国に滞在することが求められる。一定期間以上、英国を離れると永住権・帰化ステータスの喪失に繋がる。

図表 3-14 海外に滞在できる期間（永住権保持者・帰化人）

無期限滞在許可証（永住権）の場合	連続する 12 か月の間に 180 日以内
帰化の場合	最大 450 日（5 年未満ルート） 最大 270 日（3 年ルート時） 対象期間の最後の 12 か月間に 90 日以内

（資料） Home office, 2020, “Indefinite leave to remain: calculating continuous period in UK”, (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/939345/calculating-continuous-period-v22.0ext.pdf) と Home Office, 2022, “Guide AN Naturalisation Booklet The Requirements and The Process”, (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1088489/Guide AN Naturalisation - Revised - 06.07.pdf)より弊法人作成

英国から強制送還された場合、永住権は失われる。また、次に当てはまる場合、永住権を取り消されることがある³⁶⁴。

- 強制送還の対象となるが、難民条約または欧州人権条約（ECHR）に基づく英国の義務などの法的理由により取り消しできない場合
- 海外での合計滞在期間を偽っていた場合
- 難民として永住権が与えられたが、難民でなくなった場合

② 帰化

英国国民への帰化には下記に示す 7 つの条件すべてを満たしている必要がある。既に永住権を保持している人は a)、c)は免除される³⁶⁵。

- a) 必要な期間（5 年間、英国人の配偶者または市民パートナーの場合は 3 年間）合法的に英国に居住しており、長期に渡る海外滞在期間がないこと。
- b) 申請資格期間の初日に英国に滞在していたこと。（申請日の 5 年前または 3 年前のいずれか）
- c) 申請日時点で基本的に合法的に英国に滞在できる期間の制限（immigration time

³⁶² Gov.UK, “Indefinite leave to remain if you have an Innovator visa”, <https://www.gov.uk/indefinite-leave-to-remain-innovator-visa>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁶³ Imperial & legal, “What is UK Start-up Visa?”, <https://imperiallegal.com/uk-start-up-visa-imperial-legal/>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁶⁴ Home Office, 2021, “Revocation of indefinite leave – section 76”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1011715/Revocation_of_Indefinite_Leave_ext.pdf, pp7-8

³⁶⁵ Gov.UK, “Form AN: guidance (accessible)”, <https://www.gov.uk/government/publications/form-an-guidance/form-an-guidance-accessible>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

restrictions) を満たしており、少なくとも 12 か月間滞在していること（英国国民の配偶者または市民パートナーである場合を除く）。

- d) 英国を将来の故郷とすること。
- e) Life in the UK test に合格していること。
- f) 英語、ウェールズ語、またはスコットランド・ゲール語の十分な知識を有していることを示すこと。
- g) 人柄が良いこと。

3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

3.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

2020 年に FoM が終了し、新ポイント制度が導入されたことで、移民システムを包括的に管理できるようになった。そのため、出生地に関係なく、スキルや才能に基づき、より高度なスキルを持つ人材を誘致し、英国経済の更なる発展を促すことが可能となった。2021 年には、合法移民と国境管理に関する新移民政策の戦略声明（New Plan for Immigration: Legal Migration and Border Control Strategy Statement）が発表された。本政策では、英国経済回復に貢献できる移民に対する入国ルート、入国や査証審査の簡略化とデジタル化、支援が必要な亡命者に対する適切な対応、不法移民取り締まりなどが組み込まれた。同年、これらを議論するため、政府関係者や一般市民を巻き込んだ協議会が実施された。2022 年には、新移民政策（New Plan for Immigration: Legal Migration and Border Control）が策定された。本政策では、新ポイント制度の概要、目的別に英国に来るための手法（旅行・就労・就学など）、入国手続、不法移民に対する対応などに関して細かく記載されている³⁶⁶。

3.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

2022 年における新移民政策（New Plan for Immigration）の策定にあたり、英国政府は英国のコンサルティング会社である Britain Thinks と提携し、策定内容をレビューするための協議会を開催した。この協議会には、政府関係者や、行政関係者だけでなく、一般市民も参加が可能であった。オンラインから策定内容に関してのアンケート調査へ回答することが可能であり、新政策に対し意見を述べることも可能であった。アンケート調査への回答に加え、内務省と法務省が連携し、対象となる利害関係者と共に個別のセッションを 48 回実施し、計画の詳細を議論した。一般市民とのフォーカスグループセッションも 6 回行われ、過去に難民や現代奴隷制度（Modern Slavery System）³⁶⁷の被害を受けたことのある人を対象としたインタビューも実施された。オンラインでのアンケート調査への回答は合計 8,590 件であり、そのうち 7,399 件が一般市民による回答であった。（1,191 件は関係者からの回答。）他での回答も合わせ、合計、84 の関係団体より回答があった。ア

³⁶⁶ UK.GOV, 2022, “New Plan for Immigration: legal migration and border control strategy”, pp.9-12

³⁶⁷ 現代奴隷とは、強制労働や人心取引被害など、自由を奪われ人権侵害を受けることである。

ンケート調査への 1,191 件の回答した関係者のうち、半分以上が亡命、4 割以上が移民政
策に携わっており、6 割が NGO などの第三セクターに勤務していることが分かった³⁶⁸。

一方、英国政府は二国間協定を活用し、高度技術人材の受け入れを促すとともに、亡命
者や不法移民の排除を進めている。例えば、英国は 2021 年インドとパートナーシップ (the
Migration and Mobility Partnership) を結んだ。本パートナーシップは、英国に滞在許可
なく違法で滞在しているインド国民を排除し、不法移民の削減を目的としている。同時に、
両国の若手 (18-30 歳) 高度技術人材のモビリティ規定を改善し、若手高度技術人材は両
国に最長 2 年滞在し就労することが可能となった³⁶⁹。

他にも、英国政府はルワンダと 2022 年 4 月に「移民・経済開発パートナーシップ」
(Migration and Economic Development Partnership) を締結した。本パートナーシップ
には、亡命に関するパートナーシップ (The Asylum Partnership Arrangement) が含ま
れており、これにより、英国の基準で亡命者と見なされないルワンダ国民をルワンダへ送
り返すことが可能になった。また、英国は 1 億 2000 万ポンド (199 億 2 千万円) の資金
をルワンダへ提供し、母国への移動費用も負担することを約束した。同時に、現在ルワン
ダにいる難民の受け入れ・再定住を許可した³⁷⁰。

(1) 大都市圏集中防止策

英国において大都市圏集中を防ぐための施策はないものの、スコットランド、ウェール
ズ、イングランドと地域により移民受け入れの姿勢は異なる。新型コロナウイルス感染症
やブレグジットの影響を受け、RQF レベル 3-5 の職における人手不足が問題となったが、
特にスコットランドのフルーツ農家では、一番の働き手であったルーマニア人労働者がブ
レグジットの影響により英国へ渡航することが困難になり、人手不足に悩んでいる³⁷¹。現
在の移民制度は、スコットランドのニーズ、特に地方や遠隔地のコミュニティのニーズに
合っていないとし、MAC の支援を受け、地方や遠隔地への移住を促進する試験的なスキ
ームが検討されており、「専門技術者ビザ」の資格拡大から、指定された地域に対する特別
の「スコットランドビザ」の創設、政府、地方自治体、雇用主間の地方遠隔地パートナ
ーシップスキームの開発が検討されている³⁷²。

³⁶⁸ Secretary of State for the Home Department, 2021, “Consultation on the New Plan for Immigration: Government Response”, p.3, pp.20-21

³⁶⁹ UK, Gov., 2021, “UK and India sign ground-breaking partnership migration deal”, <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-india-sign-ground-breaking-partnership-migration-deal>, (2022 年 8 月 18 日閲覧)

³⁷⁰ UK Parliament, 2022, “UK-Rwanda Migration and Economic Development”, <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9568/>, (2022 年 8 月 18 日閲覧)

³⁷¹ BBC News, 2021, “Scottish fruit farmers' fears over shortage of migrant workers”, <https://www.bbc.com/news/uk-scotland-tayside-central-57086016>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

³⁷² Scottish Government, 2021, “Designing a pilot remote and rural migration scheme for Scotland - analysis and policy options: our response”, <https://www.gov.scot/publications/designing-a-pilot-remote-and-rural-migration-scheme-for-scotland---analysis-and-policy-options-our-response/>, (2022 年 11 月 29 日閲覧)

(2) 仲介・マッチング機能

移民は、民間の人材派遣会社や「ギャングマスター」と呼ばれる仲介業者を通じて、あるいは知人の紹介で採用されることが多い。英国の政府機関である雇用機関基準検査局（The Employment Agency Standards Inspectorate : EASI）は、人材派遣会社、雇用者、求職者と協力し、特に弱い立場の人材派遣労働者の雇用権を遵守し、民間人材派遣会社のサービスを利用する人が公正に扱われるよう仲介業者の取り締まりに取り組んでいる³⁷³。ギャングマスターがサービスを提供するにはライセンスが必要であり、英国全土における労働搾取の防止、検出、対処を目的とした規制、法執行、コンプライアンス機関のギャングマスター労働違反防止局（The Gangmasters and Labour Abuse Authority : GLAA）が監視している³⁷⁴。また、ライセンスを持たないギャングマスターを使用することは違法である。

3.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

移民受け入れに関しての政策や方針を協議するため、政府の諮問機関である移住諮問委員会（MAC）によって会議が定期的に行われる。本会議は毎月第3金曜日に開催され、MAC議長、MAC事務局、ソーシャルケア専門家などが出席する³⁷⁵。

3.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

(1) 地方自治体との連携

英国の地方自治体は、中央政府から委託された施策を実施する。地方都市の自治体が国に政策に直接関与することはないが、独自の取組を行っている地方自治体がある。地方において教育や住宅は、一般行政サービスの一環として提供されているが、例えば、バーミンガム市議会は、3つのNGOと連携し、EU Settlement Schemeを利用する人や亡命者や移民に対し、法的アドバイスや申請サポートなど行っている³⁷⁶。

ロンドンにおいては、個別に移民連携の枠組みを掲げている（London Strategic Migration Partnership : LSMP）。本枠組みは、移民を含む社会的包摂の目的の下、中央・地方政府、市民、地域社会などの関係者間が協力し、ロンドンにおける移民、難民、亡命者に関する主要課題への取組を促進するために策定された³⁷⁷。

³⁷³ Migration Advisory Committee, 2014, “Migrants in low-skilled work”, p.3

³⁷⁴ Gangmasters and Labour Abuse Authority, 2021, “Gangmasters and Labour Abuse Authority Annual Report and Accounts”,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1051154/GLAA_ARA_2020-21_HC_1041_Web_Accessible.pdf, pp.1-2

³⁷⁵ Gov.UK, 2021, “Migration Advisory Committee meeting minutes 2021”,
<https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-meeting-minutes-2021>（2022年9月1日閲覧）

³⁷⁶ Gov.UK, “List of Organizations - EU Settlement Community Support for Vulnerable Citizens”,
<https://www.gov.uk/government/publications/eu-settlement-community-support-for-vulnerable-citizens/list-of-organisations>（2022年8月26日閲覧）

³⁷⁷ Mayor of London, n.d., “London Strategic Migration Partnership (LSMP)”

LSMP 理事会は四半期に 1 回開催され、社会包摂、社会的流動性、コミュニティ エンゲージメント担当 (Social Integration, Social Mobility and Community Engagement) の副市長が議長を務めている。LSMP は移民・難民に関するアドバイザー業務をおこなっている the Mayor’s Migrant & Refugee Advisory Panel : (MRAP) およびホームレス移住者諮問委員会 (the Homeless Migrants Advisory Panel :) によって支援されている。MRAP は、LSMP や大ロンドン市当局 (Greater London Authority) の移住、亡命、難民に関する課題への取組について助言を行っている³⁷⁸。

(2) 公的資金

公的資金として分類される手当やサービスは、1999 年移民・亡命法第 115 条および移民法規則第 6 項に定められている。一部の例外を除き、入国許可が必要な人 (許可を持っていない人も含む) には、一般的に入国・滞在許可に公的資金への不使用 (no recourse to public funds : NRPF) 条件が付されている。NRPF を付されている移民は、通常、上述の第 115 条と第 6 項に規定されている納税者が出資する給付金やサービスを利用する権利を有していない。非英国国籍者が特定の給付金やその他の支援や援助を受けるためには、英国に居住し (例えば、永住権保持者、または滞在に期限がない査証保持者)、NRPF 条件が付されていないことが必要となる。以下は、対象となる外国人に対し、公的資金を供与している省庁の例である³⁷⁹。

図表 3-15 各省庁が供与する公的資金の例

英国歳入税関庁 (HMRC)	労働・年金省 (DWP)	地方公共団体
子供税額控除 (Child Tax Credit)	ユニバーサル・クレジット (低所得層向けの給付制度)	地方税手当 (Council Tax Benefit)
労働者タックスクレジット (低所得者向けの公的扶助)	介護福祉士手当	地方税減税 (Council Tax Reduction)
児童手当	障害者生活支援給付金	住宅・ホームレス支援
	雇用・所得補償 (Employment and Support Allowance)	住宅手当
	所得ベースの求職者手当	裁量的支援金 (ソーシャルファンドの支払いが行われていた場合など)
	所得補助金	スコットランドの地方自治体が管理するスコットランド福祉基金からの支払額
	個人所得補償	

<https://www.london.gov.uk/what-we-do/communities/migrants-and-refugees/london-strategic-migration-partnership-lsmp> (2022 年 9 月 6 日閲覧)

³⁷⁸ Mayor of London, n.d., “London Strategic Migration Partnership (LSMP) Board: Terms of Reference”,

https://www.london.gov.uk/sites/default/files/london_strategic_migration_partnership_lsmp_board_terms_of_reference_2.pdf, pp1-2

³⁷⁹ Home Office, 2021, “Public Funds”,

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1013601/public-funds-v18.pdf, pp11-12

	(Personal Independence Payment)	
	重度障害者手当	

(資料) Home office, 2021, “Public Funds”,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1013601/public-funds-v18.pdfより弊法人作成

(3) NGO や民間組織との連携

英国には、NGO や民間組織と連携し移民に対する支援やサポートを提供している自治体がある。前述の通りバーミンガム市議会では、3 つの NGO と協働で EU Settlement Scheme に関する支援を提供している。カルダーデール市議会では、EU Settlement Scheme だけでなく亡命者に対する支援なども提供している。英国への移住を希望する人々を支援する NGO も多く存在し、手続のナビゲート、法的支援、基本的なリソースの提供などの支援やアドバイスを行っている³⁸⁰。

英国には移民や難民支援に焦点を当てた NGO が多く存在する。ロンドンを拠点に活動する NGO は特に、数多く存在している。そのため、他の地域の NGO と連携し移民支援を行っている NGO も多く存在する³⁸¹。

(4) 外国人材募集・斡旋の費用負担やその補助の状況

外国人労働者雇用の仲介は原則、GLAA からライセンスを受けたギャングマスターのみが行うことができる。雇用に係る費用やギャングマスターの提供する支援やサービスは法令 (The Gangmasters (Licensing Conditions) Rules) で規定されている。ライセンス保有者は、仕事探しサービスに対して、労働者に手数料を課してはならないと規定されている。また、生じた費用の内訳や目的を明らかにし申告する必要がある³⁸²。

3.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

英国では国内での雇用前提として、一定の英語能力、当該の雇用に要する技能を有していることが前提となる。そのため、移民に対して語学研修や職業訓練などのコースは提供されていない。しかし、英語が第一言語ではない移民のための支援は提供している。

2018 年、英国政府はコミュニティ統合戦略に関する政策提案書 (Integrated Communities Strategy green paper) を策定した。同戦略には、地域や学校における社会

³⁸⁰ Gov.UK, "List of Organizations - EU Settlement Community Support for Vulnerable Citizens", <https://www.gov.uk/government/publications/eu-settlement-scheme-community-support-for-vulnerable-citizens/list-of-organisations> (2022 年 8 月 26 日閲覧)

³⁸¹ Migrants' Rights Network ヒアリングより。

³⁸² Legislation.gov.uk, "The Gangmasters (Licensing Conditions) Rules 2009", <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/307/made>, (2022 年 12 月 1 日閲覧)

包摂の欠如、失業、英語能力の低さなど、社会統合の欠如の根本原因に取り組むための目標が掲げられている。中央政府、地方自治体、市民社会、企業、そしてコミュニティが取るべき態度、行動などが明記されている。本戦略の一部において、移民とその受け入れコミュニティの支援が定められ、移民のための基金（Controlling Migration Fund³⁸³）への予算が組まれた³⁸⁴。その一環として、英語が第一言語ではない人のために ESOL（English Speakers of Other languages）コースを各地域で提供することとなった。この取組は、英語レベルが著しく低い地域の人々が英語でコミュニケーションする能力を向上させ、英国人コミュニティとの共生を支援する目的で実施された。

語学支援の背景として、2016年に英語の能力が乏しい移民に対する英語教育プログラムの効果を図るための実証が行われた。この結果、英語能力のある人々の方が人間関係の形成や、病院や公的機関での対応力、一人で行動する自信が高く、社会的活動が多くあることが分かった³⁸⁵。これにより、強固で団結したコミュニティ構築に向けた英語能力の重要性が強調され、政府は、英語が話せないことで孤立している人々の英語能力を向上させることに重点を置いた、コミュニティ統合のための英語教育プログラム（Integrated Communities English Language Programme）を策定した。同プログラムでは、ESOL 学習者のプリエントリーレベルからレベル 1 までのレベルに対応することを目的としている。新しく来た移民に限定しておらず、今まで英語能力向上のサポートを受けることができなかった英国在住の移民も対象となる³⁸⁶。2020年にはイングランド全土の 30 地域における ESOL 開催に 510 万ポンド（8 億 4660 万円）の予算が組み込まれた³⁸⁷（財源確保方法は不明である）。コースの受講者対象は地域によって異なる。例えばロンドンでは、ESOL コースを無料で受講するには、英国国民であるか、EU Settlement Scheme に基づいて承認され、過去 3 年英国に滞在していた欧州圏からの移民であることが条件であり、非欧州からの移民は対象外である³⁸⁸。その他、グレーター・ロンドン・オーソリティ³⁸⁹においては、アフガニスタンやウクライナからの移民は対象になるなどの措置がとられている³⁹⁰。

日本の特定技能外国人に対する「生活オリエンテーション」とは、言語に特化している

³⁸³ 新しい移民がコミュニティに与える影響を考慮し、それらに対応する地方自治体を支援するために 2016 年に発足された基金

³⁸⁴ HM Government, 2018, “Integrated Communities Strategy Green Paper Building stronger, more united communities”, pp.20-25

³⁸⁵ Ministry of Housing, Communities and Local Government, 2018, “Measuring the impact of Community-Based English Language Provision”, pp.0-8

³⁸⁶ Ministry of Housing Communities and Local Government, 2018, “Integrated Communities English Language Programme”, p.4

³⁸⁷ Gov.UK, 2020, “Thousands to benefit from high-quality community based English language learning”, <https://www.gov.uk/government/news/thousands-to-benefit-from-high-quality-community-based-english-language-learning>（2022 年 8 月 12 日閲覧）

³⁸⁸ City of London, 2022, “ESOL Courses”, <https://www.cityoflondon.gov.uk/services/education-and-learning/adult-skills-and-learning/esol-courses>（2022 年 8 月 12 日閲覧）

³⁸⁹ ロンドン全域を管轄する広域的な地方自治体。直接選挙で選ばれるロンドン市長（Mayor of London）と同じく直接選挙で選ばれるロンドン議会（London Assembly）で構成される。財団法人自治体国際化協会「GLA（グレーター・ロンドン・オーソリティー）の現状と展望」、https://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/285.pdf

³⁹⁰ Mayor of London, 2022, “English Language (ESOL) for Resettlement”, <https://www.london.gov.uk/publications/english-language-esol-resettlement#13-esol-funding-eligibility-tables-pdfs>,（2022 年 8 月 12 日閲覧）

こと、新規の入国者に限定されていないこと、企業等による実施ではないことなどが異なっている。一方日本においては、日本語教育支援は、各地域の国際交流協会などが主催して行っている。その他、文化庁が日本語教育のため、オンラインでの動画や教材の提供をしているが、英国において英語を学ぶための動画などは作成されていないようである。また、英国では生活を円満に送るための新しく移動してきた移民向けの導入教育などは確認できなかった。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

英国では、移民のためのポータルサイトはないものの、移民向けのヘルスガイド (Migrant health guide) がある。健康改善・格差対策室 (Office for Health Improvement and Disparities) により作成され、オンラインで閲覧が可能である (英語のみでの閲覧が可能)。病院へのアクセス、歯科医療、ワクチン接種、婦人科、人身取引被害などに関する情報を得ることができる³⁹¹。

一方で、英国ではコミュニティに溶け込めない、仕事が見つからないなどの問題を抱えた移民や難民への支援は主に NGO により行われており、移民・難民を支援するための NGO や民間団体などが多く存在する。例えば、ウルヴァーハンプトンを拠点に活動する NGO 「Refugee & Migrant Centre (RMC)」では、ウルヴァーハンプトン市やバーミンガム市の地方議会、ヨーロッパ連合などとパートナーシップを組み、移民に対して支援を提供している。例えば、ウルヴァーハンプトン市議会との連携では、RMC がコミュニティにおける移民の相談窓口として紹介されるような体制が構築されている。RMC は教育や健康、子供に関することなど定住に関して問題を抱えている移民に対し、サポートを提供している³⁹²。また、マンチェスターを拠点に活動している NGO の Migrant Support では、移民や難民が地域に溶け込むことができるよう様々な支援を行っている。例えば地元の美術館や施設を巡り、地域への繋がりを深めると同時に、その場に関連した英語を学ぶアクティビティや、住居や医療・福祉サービスなどの利用についての相談、帰化や、永住権申請に係る支援の提供などを行っている。他にも、似たような環境下にある移民や難民の人々同士がコミュニケーションを図る機会の提供や、語学向上を目的とした社会活動の提供、カウンセリング機会の提供等を行っている³⁹³。その他、査証に関する法的アドバイスを行う民間団体なども存在し、永住権や学生査証など英国への移住を考えている移民に対して法的助言を提供している³⁹⁴。

³⁹¹ Gov.UK, “Migrant health guide”, <https://www.gov.uk/government/collections/migrant-health-guide>, (2022年12月1日閲覧)

³⁹² The Refugee & Migrant Centre, 2022, “City Service Project Launch”, <https://rmcentre.org.uk/city-service-project-launch/>, (2022年12月9日閲覧)

³⁹³ Migrant Support, n.d., “What We Do”, <http://www.migrantsupport.org.uk/index.html>, (2022年8月12日閲覧)

³⁹⁴ UK Immigration Lawyer in London, n.d., “About Us”, <https://uk-immigration.lawyer/about-us/>, (2022年8月12日閲覧)

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

【移民に対する医療制度】

医療に関しては、英国に滞在許可のある人であれば英国の国民健康保険 National Health Service (NHS)³⁹⁵を利用することが可能である。NHS への加入は必須であり、ビザの申請時に医療サービス料金を支払わなくてはならない(6か月以上滞在する場合のみ)。移民の負担額はビザの種類によって異なる。申請者が18歳未満の場合と学生またはユースモビリティスキーム(ワーキングホリデー)利用者は年間470ポンド(78,020円)、その他のビザ申請者は年間624ポンド(103,584円)である³⁹⁶。一方、NHSは税金で運営されており、英国国民は自分の収入により支払う額は異なる。NHS加入者は自己負担なく医師の診察を受けることができる。NHS イングランドの2022/23年度委託予算は、1530億ポンド(25,398億円)である。1078億ポンド(178,948億円)は、地域の医療サービスの委託に割り当てられる。298億ポンド(49,468億円)は、一部のプライマリーケアサービス、専門サービス、公衆衛生などのサービスを直接委託するために使われる。残りの資金は、NHSにおけるサービス開発・プログラム改善、および管理・プログラムコストに割り当てられる³⁹⁷。NHSの適用範囲で利用可能な診察は以下のとおりである。

1. A&E(事故及び緊急)科での病院での治療(これにはNHSの病院での治療は含まれない)
2. GP³⁹⁸診察で提供されるプライマリーケアと治療の相談を含むサービス
3. 感染症の診断と治療
4. 家族計画サービス(Family Planning Service)
5. (必要と診断された場合)精神医学的治療
6. 拷問被害、女性性器切除(FGM)、家庭内暴力、または性的暴力被害の治療

二次医療は無料で利用できない。また、歯科治療に関しても無料診察ではカバーされない。移民は6か月以上英国に滞在する場合、査証申請の際にNHSサービス料金を支払う必要がある。民間の健康保険に加入している場合でもこの手続は必要である³⁹⁹。

教育に関しては、義務教育対象年齢に該当する子供は無料で公立学校の教育を受けることができる。ただし、長期に渡る滞在許可を得ている者のみ対象であり、短期滞在は対象外である⁴⁰⁰。

³⁹⁵ NHSとは、英国の国民健康保険サービスである。所得に関係なく全ての国民がうけることのできる国民のサービスである。

³⁹⁶ Gov.UK, “Pay for UK healthcare as part of your immigration application”, <https://www.gov.uk/healthcare-immigration-application/how-much-pay>, (2022年11月29日閲覧)

³⁹⁷ NHS England, “Our Funding”, <https://www.england.nhs.uk/publications/business-plan/our-2022-23-business-plan/our-funding/>, (2022年12月9日閲覧)

³⁹⁸ GPとはGeneral Practitionerの略であり、かかりつけ医のことを指す。

³⁹⁹ Immigration Advice Service, n.d., “Are immigrants entitled to NHS”, <https://iasservices.org.uk/are-immigrants-entitled-to-nhs/> (2022年8月8日閲覧)

⁴⁰⁰ Gov.UK, n.d., “Types of school: Free schools”, <https://www.gov.uk/types-of-school/free-schools>, (2022年8月12日閲覧)

【スイスまたは EEA 圏からの移民に対する社会保障制度】

英国では、国民健康保険の NHS の他に、国民保険（National Insurance : NI）⁴⁰¹に加入しなければならない。しかし、EEA 圏およびスイス国と英国は社会保障協定を結んでいるため EEA 圏またはスイスからの移民は英国における NI の支払いをする必要はなく、居住地における社会保障費の支払いのみで良い。ただし、社会保障協定の対象外になる場合は以下の条件を満たす場合、最初の 52 週間は免除されるが、原則英国での NI の支払いが必要となる⁴⁰²。

- 英国外で英国以外の雇用主のために働いている場合
- 英国外の雇用主から英国で一時的に働かされる場合
- 英国滞在中、英国外の雇用主のもとで働き続ける場合（その雇用主が英国内に事業所を有している場合を含む）
- 英国に居住していない者

① 乳幼児期

英国で移民が出産した場合、下記を持っていた場合生まれた子供には英国市民権が与えられる⁴⁰³。

- 永住権保持者（ILR、Permanent Resident Status、Settled Status）
- 再入国許可者／right to re-admission（両親が英連邦加盟国の出身の場合 right to re-admission と記載されたパスポートを所持している）
- 居住権（英国国民とコモンウェルス市民にのみ与えられている。）
- EU 定住スキーム利用者

NHS の移民利用者で、4 歳以下の英国人の子供が 1 人以上おり、家族の手取り月収が 408 ポンド（67,728 円）以下で、公的資金を請求できない場合、ヘルス・スタート（Health Start）と呼ばれる NHS のサービスを受けることができる。対象者には、国内の店頭で利用できるお金が入ったヘルス・スタート・カードが送られる。このカードには、4 週間ご

⁴⁰¹ NI は年金、雇用手当、遺族関連給付、求職手当を含めた全国民を対象とした社会保険制度を一元化したものである。（医療手当は別途 NHS の加入が必要）。16 歳以上で、週給 242 ポンド（40,172 円）以上の会社員または自営業で、年間 11,908 ポンド（1,976,728 円）以上の利益を上げている者は NI の支払いが年金法（Pension Act）により義務付けられている。労働者に係る国民保険の保険料は、他の税金と一緒に支払うため、給料から国民保険が差し引かれる。保険料の税率は収入によって異なる。週に 242～967 ポンド（40,172 円～160,522 円）または月収が 1,048～4,189 ポンド（173,968 円～695,374 円）の場合は 12%、967 ポンド（160,522 円）以上の収入が各週ある場合または月収が 4,189 ポンド（695,374 円）以上の場合は 2%である。支払いが遅れたり、未払いが生じた場合は支払い責任のある者に罰金が科される。Gov.UK, “National Insurance: introduction”, <https://www.gov.uk/national-insurance>, (2022 年 12 月 9 日閲覧)

⁴⁰² Gov.UK, "Social security contributions for workers coming to UK from EU, Iceland, Liechtenstein, Norway or Switzerland, <https://www.gov.uk/guidance/social-security-contributions-for-workers-coming-to-the-uk-from-the-eea-or-switzerland#if-you-are-not-covered-by-a-social-security-agreement> (2022 年 8 月 27 日閲覧)

⁴⁰³ Gov.UK, “Check if you're a British citizen”, <https://www.gov.uk/check-british-citizenship/your-parents-immigration-status-when-you-were-born> (2022 年 12 月 1 日閲覧)

とに給付金が加算され、以下のものを購入することができる⁴⁰⁴。

- 牛乳（液体に限る）
- 果物や野菜の缶詰、冷凍食品、生鮮食品
- 豆類（生、乾燥、缶詰）
- 牛乳をベースにした乳児用粉ミルク

② 学齢期

【外国籍の子供とイングランド外に居住する子供の入学申請に関する規制】

英国政府は、外国籍の子供の入学申請に関する詳細な規制を設けている。18歳未満の子供は下記の要件で英国に入国することができる⁴⁰⁵。

- 英国に定住している外国籍の親の扶養家族として
- 就労ビザまたは学生ビザで英国に滞在している親の扶養家族として
- 香港の英国人（BNO）とその扶養家族のための移民ルートで英国に入国し居住している家族の一員として
- ウクライナ・スポンサーシップ・スキームまたはアフガン市民再定住スキーム（他のスキームも選択可能）に基づき英国に入国し居住する家族の一員として

英国に居住する外国籍の子供は、通常、イングランドの公立学校または私立学校に通う権利を有する。地方公共団体や公立学校の入学審査機関は、手続の一部として移民であることの証明を要求してはならない。しかし、外国籍の子供の保護者は、入学申請前に、子供が英国の入国条件の下で学校に入学する権利を持っていることを確認する責任がある。私立学校に関しては、外国籍の子供たちに留学受入確認書を発行する必要がある。ただし、同伴者のいない外国籍の子供が子供学生ビザまたは学生ビザで入国する場合は、公立の学校で学ぶことはできない⁴⁰⁶。

【不就学対策】

すべての地方自治体は、特別なニーズが必要とされる子供や障害を持つ子供、若者、家族のために適切な地域内の教育、健康、社会福祉サービスを提供しなければならない。これらは法律（Children Social Work Act 2014）に定められている。学校に通う子供であれば、移民の子供も対象となる。そのため、各自治体には「ローカルオファー（Local Offer）」とよばれる組織があり、地域内の特別なニーズや障害を持つ子供や若者を持つ家族にサー

⁴⁰⁴ NHS, “Get help to buy food and milk”, <https://www.healthystart.nhs.uk/>（2022年12月1日閲覧）

⁴⁰⁵ Gov.UK, “School applications for foreign national children and children resident outside England”, <https://www.gov.uk/guidance/schools-admissions-applications-from-overseas-children>（2022年8月27日閲覧）

⁴⁰⁶ Gov.UK, “School applications for foreign national children and children resident outside England”, <https://www.gov.uk/guidance/schools-admissions-applications-from-overseas-children>（2022年8月27日閲覧）

ビスやサポートを提供している⁴⁰⁷。学校に通う子供を持つ親であれば誰でも利用できる。詳しい支援内容は自治体によって異なるが、例えば、ハーフォードシャー州のローカルオファーは、不登校の子供を持つ親へのアドバイス提供、子供のメンタルケア、必要であれば、学校側との面談も行っている。また、出席率が80%以下であったり、欠席が増えたりした子供がいる場合は、学校側がローカルオファーに連絡し、支援を求めることも可能である。スタッフは定期的に学校訪問を行い、学校職員と対話をし、学校全体、あるいは個別のケースについて、アドバイスや指導を行っている⁴⁰⁸。また、移民の不就学問題が社会的に認知されているかどうかについては確認できなかった。

③ 青壮年期

【就労支援】

英国では、職務レベル3に相当する資格を持っていない人、持っていてでも失業中または国の最低賃金以下の収入しかない場合、無料でスキルアップのための研修を受けることができる。研修は主に各地域の教育機関により実施されており、移民にも適用される。オンライン、オフライン、パートタイムで受講が可能なものなどがある。内容も、会計や財政管理、建設、社会学、農学など幅広い分野における研修が提供されている。この無料研修を提供するプログラムは、国家技能基金（National Skills Fund : NSF）から9,500万ポンド（1,577,000万円）の資金を受け、実施されている⁴⁰⁹（政府は、25億ポンド（4,150億円）をNSFに投資しており、成人が研修を受け、スキルアップのために必要な貴重な能力を身につけることを支援している。）。日本との相違点としては、英国では、各地域の教育機関が教育省より委託を受け研修を提供しているが、日本において、地方の大学などが直接研修を提供していることは少ない。

【外国人留学生への支援】

英国外で、高等学校を卒業し、約13年間の教育期間を修了した、または修了予定の学生が英国の大学学士課程へ進学を希望する場合、多くはファウンデーションコースと呼ばれる大学進学準備コースに通わなくてはならない。ファウンデーションコースとは大学に付随して開講されている約1年間のコースで、大学の授業レベルについていける英語力や学習スキルを身につけるコースである。ファウンデーションコースは母国での学歴と、英国の大学で要求される入学条件をつなぐ役目がある。出願には、願書、IELTSスコア4.5以上もしくは同等の英語レベル、高等学校の卒業証明書、高等学校の成績証明書、高等学校の教師からの推薦状1通、志望動機書、パスポートと学生ビザのコピーが必要である。授業料は出願する学校によって異なる⁴¹⁰。

⁴⁰⁷ Department for Education, 2014, “SEND pathfinder programme: local offer”, pp.7.8

⁴⁰⁸ Hertfordshire’s Local Offer, “Help for children who aren't attending school regularly”, <https://www.hertfordshire.gov.uk/microsites/local-offer/education-support/get-help-to-access-learning/help-for-children-who-arent-attending-school-regularly.aspx>（2022年12月9日閲覧）

⁴⁰⁹ Gov.UK, 2020, “Adults to gain new skills on 400 free courses”, <https://www.gov.uk/government/news/adults-to-gain-new-skills-on-400-free-courses>,（2022年12月9日閲覧）

⁴¹⁰ SI-UK, “Foundation Courses in the UK”, <https://www.studyin-uk.com/study-options/foundation/>（2022年8月28日閲覧）

④ 高齢期

【公的年金制度 (State Pension)】⁴¹¹

英国に居住・就労する外国人は、定年を迎えると年金を請求できるほか、企業年金制度や個人年金制度に加入することが可能である。国民年金を受け取るには、通常、国民保険を10年支払っている必要がある(10年連続である必要はない。)10年間において少なくとも下記のうち1つ以上を満たしている必要がある。

- 働いて国民保険料を支払っていた
- 失業中や病気、介護者であった場合など、国民保険控除を受けていた。
- 任意の国民保険料を支払っていた

国民保険を払っていない者でも、週給123ポンドから242ポンド(20,418円～40,172円)の労働者、自営業で、月収が6,725ポンドから11,908ポンド(1,116,350円～1,976,728円)の間である場合は年金を受け取ることができる。国民年金受給年齢に達する2か月前には、被用者に通知が届くようになっている。年金は給与から天引きされるシステムとなっており、払いそびれた場合、支払い責任がある者に罰金が科される。また、外国人の保険料未払い問題が社会的に認知されているかどうかは確認できなかった。

日本との相違点としては、英国では、原則10年間国民年金への支払いが必要であるが、途中で英国を離れてしまった場合など、不足分を補うために任意加入の保険料を支払うことができる⁴¹²。

【医療・介護負担金 (Health and Social Care Levy)】

医療・介護制度を強化するため2022年4月から導入された新制度である。国民保険料の1.25%ポイントの引き上げを支払うことになっている。現在、国民保険料をベースにしているが、2023年から法的に分離され、新しい税金として支払うこととなる⁴¹³。これは、移民でも国民保険料を払っている者は対象となる。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組(外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組(統計、アンケート調査等)等)

① 外国人を支援する専門人材

英国には、入国の際にアドバイスを与える移民アドバイザーが存在する。彼らはOISCまたは、政府から承認された機関に属し、申請書類の記載から法廷での代理人など様々な業務を提供する。OISCへのアドバイザーとしての登録には特別な資格などは必要ないが、

⁴¹¹ Gov.UK, “The new State Pension”, <https://www.gov.uk/new-state-pension> (2022年9月2日閲覧)

⁴¹² Gov.UK, Voluntary National Insurance, <https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions>, (2022年12月12日閲覧)

⁴¹³ Gov.UK, 2022, “Prepare for the Health and Social Care Levy”, <https://www.gov.uk/guidance/prepare-for-the-health-and-social-care-levy>, (2022年12月9日閲覧)

適応性や能力の証明（下記に記したレベルに合った業務を提供できるか）が必要である。能力証明には、面接と筆記試験（選択問題や想定シナリオを基にした質問）が含まれる。加えて、アドバイスサービスに関連して発生する民事賠償責任に関しての適切な職業賠償保険への加入、クライアントケアレターの提出が必要である。クライアントケアレターとは、どのようなクライアントからどのような業務内容を提供するのか、予算など詳しく記載したものである⁴¹⁴。また、個人、組織どちらでの登録も可能である。アドバイザーは大きく以下の3つにレベル分けがされており、自分のレベルに合うアドバイザーに登録申請を出す。一方、OISCはそのようなアドバイザーの管理、サービスの質の担保管理などを行う⁴¹⁵。

レベル1：アドバイスとサポート

基本的な入国手続や永住権申請の支援、査証変更の手続支援を行うことができる。例えば、仕事と必要書類に問題がない場合、ビジネスビザの延長申請を行う。レベル1アドバイザーに付与されている権限は、入国審査、入国許可、残留許可、国籍・市民権、EU・EEA法などが含まれる。

レベル2：ケースワーク

レベル1の内容に加え、期限切れの手続申請、不服申し立ての対応、行政審査に関わる対応、不法入国、オーバーステイ、国外退去といったケースや、国務長官の保釈申請に関するUKVIへの代理人業務など、より複雑なケースを担当することができる。レベル2アドバイザーは、過去に入国審査で問題があるが、英国での滞在許可を希望するケースや、亡命申請、ビザ申請の審査結果レビュー（「行政審査レビュー」）、強制退去や強制送還された場合などにも対応することができる。

レベル3：アドボカシー

レベル3のアドバイザーは、レベル1と2に加え、裁判や審判の場において申請者の代理人となることができる。

このほか移民支援は多くの草の根団体によって行われている。Migrants' Rights Network (MRN) とよばれる NGO は、「Migrants' Aspiration Programme : MAP」と呼ばれるプログラムを実施している。同プログラムの目的は移住の経験を持つ人々が、自分たちのコミュニティでリーダーとなり、移民支援をリードできる存在になることである。プログラム始動時の参加者の募集にあたっては、スコットランドと北アイルランドの NGO と連携して行われ、英国各地から多数の応募者が集まった。MAP は4か月の研修であり、

⁴¹⁴ OISC, 2022, "OISC Application for Registration Guidance Notes", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1077791/Application_for_Registration_Guidance_Notes_May_2022.pdf, pp.19-22

⁴¹⁵ Gov.UK, "Find an immigration adviser: Search for an adviser", <https://www.gov.uk/find-an-immigration-adviser> (2022年9月2日閲覧)、OISC, 2021, "Guidance on competence 2021", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/993904/2021_Guidance_on_Competence.pdf, pp.5-8.

アドボカシー運動のやり方、メディアとの対話の仕方など、より総合的な訓練を受ける。これらのスキルに、移住の経験のある人の知見を活かし、移住者自身が社会変化をもたらす主体となることを目指している。プログラムの参加資格などはなく、参加費も無料である⁴¹⁶。

② 外国人の生活実態を把握するための取組

【受け入れ実態の統計】⁴¹⁷

英国では、英国への入国、滞在延長、市民権取得、亡命申請、拘留・退去、就労・就学・家族滞在のための移民に関する四半期・年次統計が Gov.UK のウェブサイトに掲載されている。現在の移民制度の説明から、受け入れ人数の統計（査証別）、難民受け入れの現状、永住権申請数、強制送還数、制度に変更があった際は変更点の詳細が記載される。

【移民受け入れに関する白書】⁴¹⁸

内務省は、Migrant journey と呼ばれる報告書を毎年公表している。Migrant journey は、英国における移民受け入れ制度、移民流入の傾向や変化などが記載されている。全体の移民受け入れの傾向、就労、就学、家族、亡命、その他と大きく 6 つのカテゴリー別に、現在の英国における移民の実態を記載している。これらの統計や調査は内務省の政策立案や業務を支援するために使われる。例えば 2021 年版の報告書では、最初に英国入国許可を得た時点から、その後の英国内での滞在延長の許可、永住、市民権、滞在許可の失効まで、毎年の移民の滞在状況を調査している。2016 年のデータと比較し、2016 年にビザを発行された人のほぼ 3 分の 1（31%）は、5 年後の 2021 年末時点でも有効な一時的滞在ビザまたは永住権を保有していたことが明らかになった。また、2021 年に永住権を付与された人の 4 分の 1 以上（29%）は、家族ビザで渡英しており、2016 年に家族ビザを付与された 33,000 人のうち、83%は 2021 年末時点でも有効な査証または永住権を有していることが分かった。

③ 啓発月間

英国では多様な文化を尊重し認識を高めるため、1 年を通して啓発月間を設けている。下記にその一例を記載する。

【インクルーシブ週間 (National Inclusion Week : NIW)】

NIW は多様性の受け入れを促進し、インクルーシブな職場づくりのために行動を起こすことを目的とした 1 週間である。2022 年は 9 月 26 日～10 月 2 日であった。毎年テーマ

⁴¹⁶ Migrants' Rights Network ヒアリングより。

⁴¹⁷ Gov.UK, "Immigration statistics quarterly release", <https://www.gov.uk/government/collections/immigration-statistics-quarterly-release>, (2022 年 12 月 9 日閲覧)

⁴¹⁸ Gov.UK, n.d., "Migrant journey", <https://www.gov.uk/government/collections/migrant-journey> (2022 年 9 月 2 日閲覧)

が掲げられており、2022年のテーマは「Time to Act: The Power of Now」であった。政府が多様性の尊重、社会包摂に関する声明を発表したり、オンラインでのウェビナーなどのイベントが開催されたりしている⁴¹⁹。

【黒人歴史月間 (Black History Month : BHM)】

10月は、英国における黒人の歴史、功績、貢献について学び、称える「黒人歴史月間」である。英国では、アフリカやカリブ海諸国出身の多くの人々が何世紀にもわたって居住し英国の歴史の根幹を担ってきた。その黒人の遺産と文化の影響を共有し、祝い、理解する機会を与えるため、英国企業や自治体が声明を出したり、美術館でのイベント等が開催されたりしている⁴²⁰。

【国際移民デー (International Migrants Day)】

毎年12月18日は国際移民デーであり、社会における移民の役割、積極的な貢献、そして彼らが抱える課題について考える日である。例えば、2021年はブリストル市長が声明ビデオを出し、英国IOMは「#ItTakesACommunity」というテーマのもと、英国内の40以上の団体から支援を受け、国全体の取組の一環として、国際移民デーアンバサダープログラム (International Migrants Day Ambassador Programme) を実施した。地域における功績と地域社会への日々の貢献が認められた者が、パートナー団体からアンバサダーとして推薦される。IOMのウェブサイトでは彼らのインタビューや体験談を読むことができる⁴²¹。

⁴¹⁹ Inclusive Employers, 2022, “National Inclusion Week 2022 webinar packages”, <https://www.inclusiveemployers.co.uk/national-inclusion-week/national-inclusion-week-2022-webinar-package/>, (2022年12月9日閲覧)

⁴²⁰ City of London, 2022, “Black History Month”, <https://www.cityoflondon.gov.uk/events/black-history-month>, (2022年12月9日閲覧)

⁴²¹ International Organisation for Migration UK, “International Migrant Day 2022”, <https://unitedkingdom.iom.int/international-migrants-day-2022>, (2022年12月9日閲覧)

3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

3.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

EU 離脱をめぐる国民投票が実施された 2016 年をピークに、EU 諸国からの就労目的の純流入数（流入者数から流出者数を除いたもの）が急速に減少しており、これと入れ違いに、2017 年半ば以降、EU 域外からの流入が増加している⁴²²。この背景として、EU 離脱に伴い移民受け入れ制度が変わり新ポイント制度が導入されたこと、それにより EEA 諸国からの移民流入を制限したことが考えられる。2020 年の新型コロナウイルス感染症により、EU 域外からの移民の流入が減少した⁴²³。しかし、2021 年のデータを見ると就労ビザ申請者が欧州内外からどちらとも徐々に増加している⁴²⁴。

英国内における出身別の就業率（18-64 歳）をみると、欧州出生者の割合が最も高く、2022 年 1-3 月間で 83.6%、次いで英国出生者（75.5%）、非欧州出生者（71.9%）の順となっている⁴²⁵。就労ビザの申請内訳（2021 年 1 月 1 日から 9 月 30 日の期間）を国籍別にみると、EEA および非 EEA 国籍の間で大きな差は見られず、それぞれ 86%および 91%の割合で高技能職務（RQF レベル 6）以上のビザ申請をしている⁴²⁶。新ポイント制度が導入されるまでの 2017-2019 年における労働者に占める職務水準ごとの比率を出生地別にみると、EEA 諸国からは RQF レベル 6 以下の職務に就いている人が多い。非 EEA 諸国からは EEA 諸国に比べると比較的 RQF レベル 6 以上の職に就いている人が多い⁴²⁷。2020 年の外国人労働者の受け入れや国内での就業状況について産業別にみると、ホスピタリティ産業（28%）、運輸業（26%）、ICT 産業（25%）、保健・ソーシャルワーク産業（21%）に占める外国人比率が顕著に高い⁴²⁸。

⁴²² House of Commons Library, 2021, “Employment by country of birth and nationality”, *Briefing paper*, Number 7056, pp.2-4

⁴²³ Office for National Statistics, 2020, “Employment in the UK: August 2020”, <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetype/s/bulletins/employmentintheuk/august2020>（2022 年 7 月 22 日閲覧）

⁴²⁴ Migration Advisory Committee, 2021, “MAC annual report 2021: data tables”, <https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-annual-report-2021>,（2022 年 7 月 28 日閲覧）

⁴²⁵ Office for National Statistics, 2022, “EMP06: Employment by country of birth and nationality”, <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetype/s/datasets/employmentbycountryofbirthandnationalityemp06>,（2022 年 7 月 28 日閲覧）

⁴²⁶ Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”, pp.13-19

⁴²⁷ Migration Advisory Committee, 2020, “Annual report 2020 – Data tables: migration in the UK”, <https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-annual-report-2020>（2022 年 7 月 28 日閲覧）

⁴²⁸ The Migration Observatory, 2022, “Migrants in the UK Labour Market: An Overview”, <https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-labour-market-an-overview/>（2022 年 7 月 22 日閲覧）

図表 3-16 出生別 RQF レベル別労働者割合

出生地	RQF レベル		
	RQF1-2	RQF3-5	RQF6+
英国	38%	31%	30%
EEA	49%	27%	24%
EEA 近年入国	58%	24%	18%
非 EEA	40%	26%	34%
非 EEA 近年入国	35%	21%	44%

(資料) Migration Advisory Committee, 2020, “Annual report 2020 - Data tables: migration in the UK”, (<https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-annual-report-2020>) より弊法人作成

新ポイント制度の導入により専門技術者ビザルートを通し RQF レベル 3-5 にあたるいわゆる低技能労働者の就労が可能になったにもかかわらず、RQF レベル 6 以下の申請が少ない理由として、雇用主が負担する費用の問題がある。就労ビザ取得に係る費用は申請者によって異なるが、基本的にビザ料金、健康保険料、Immigration Skills Charge (スキルに対して払われる費用)、スポンサーシップ証明書費用、ライセンス料金が含まれる。今まで EEA からの労働者 (RQF レベル 6 以下) に依存していた中小企業がそのような費用を負担することは困難であり、結果、多くの外国人労働者を雇用することができない⁴²⁹。加えて、2020 年に流行した新型コロナウイルス感染症蔓延により経済活動が低調になり、雇用状況が悪化した。この結果、EEA 諸国からの労働に頼っていた製造業や運輸・倉庫業、ホスピタリティ業、建設業、介護業は労働力不足に陥った。2021 年の産業別の求人率で最も高かったのは建設業 (78%)、次いで飲食産業 (68%)、製造業 (64%)、情報通信産業 (Information and Communication) (53%)、運輸・倉庫業 (51%) であった。

このように、外国人労働者が経済に与える影響は労働者のスキルによって短期的・長期的に異なる。短期的影響として、移民の参入は競争力を高め、賃金が低くなる傾向にある。それにより失業者が増えることも考えられる。しかし The Migration Observatory の調査によると、失業率は一般に循環するものであり、移民の流入が国全体の失業率に与える影響はほとんどないとしている⁴³⁰。一方で、Dustmann らの研究によると、外国人労働者の流入は低賃金労働者へは少しではあるが、悪影響を及ぼすとしている。彼らの研究によると、非移民に対する移民の比率が 1%pt⁴³¹増加すると、5 パーセンタイル⁴³²で労働者の賃金が 0.6%減少し、10 パーセンタイルで 0.5%減少することが分かった⁴³³。同様に別の研

⁴²⁹ Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”, pp.40-47

⁴³⁰ The Migration Observatory, 2020, “The Labour Market Effects of Immigration”, <https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/the-labour-market-effects-of-immigration/> (2022 年 7 月 29 日閲覧)

⁴³¹ %pt とは、パーセントで表示された数値同士を比較した差に使う単位である。

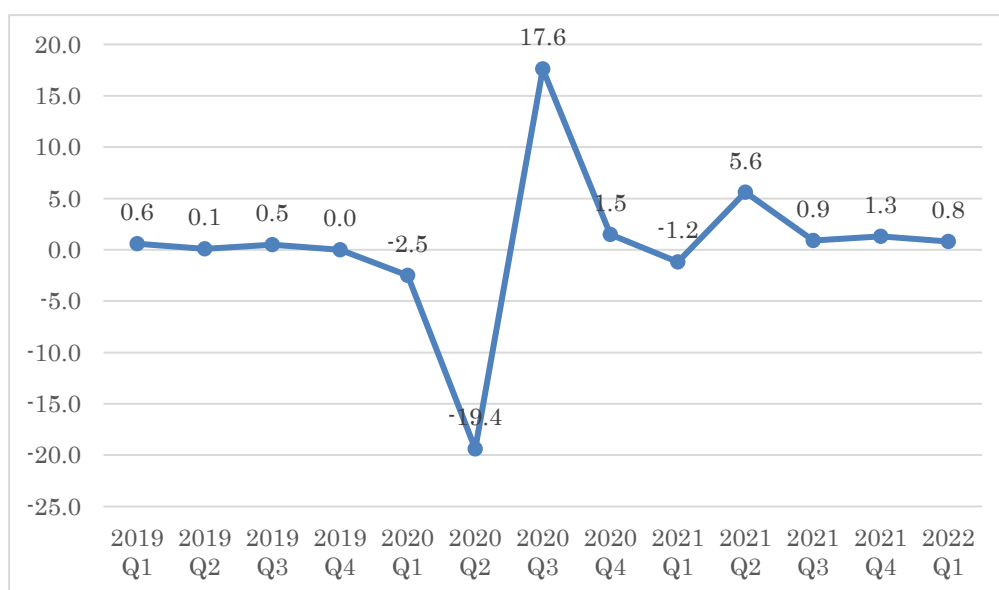
⁴³² 全体における位置を把握するための単位。データを小さい順に並べたとき、初めから数えて全体の % に位置する値をパーセンタイルと言う。

⁴³³ Dustmann, C., T.Frattini, and I. P. Preston., 2013, “The Effect of Immigration along the Distribution of Wages.” Review of Economic Studies 80, no 1 (2012): 145-173, p160

究では、低・中技術レベルのサービス産業において、移民の割合が 1%pt 上昇すると、その職業の平均賃金が約 0.2%減少することが分かったが、産業別に与える影響は非常に小さく、経済全体への影響はほとんどないとしている⁴³⁴。

英国の GDP 成長率は 2019 年から徐々に低下傾向にあり、2020 年の第 2 四半期は最も低く、マイナス 19.4%まで落ち込んだ。新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞したことが考えられる。しかし、第 3 四半期では 17.6%と大きな成長を見せた。新ポイント制度が導入された 2020 年第 4 四半期から 2021 年の第一四半期にかけて 2.7%減少しているが、その後は比較的安定しているため、移民による GDP への影響もあまりないことが窺える⁴³⁵。

図表 3-17 英国 GDP 成長率



(資料) Office for National Statistics, 2022, “Gross Domestic Product: Quarter on Quarter growth”, <https://www.ons.gov.uk/economy/grossdomesticproductgdp/timeseries/ihyq/qna> より
弊法人作成

3.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 社会保障

EU 離脱に伴い終了した EU 間における移動の自由は、ソーシャルケア産業に影響を及ぼした。高賃金に相当するシニアレベルのケアワーカーは新たなポイント制度で雇用が可能な一方で、今まで EEA 諸国の人材に頼っていた低技術レベルのケアワーカーは新ポイ

⁴³⁴ Nickell, S. and J. Salaheen, 2015, “The Impact of Immigration on Occupational Wages: Evidence from Britain.” Staff Working Paper No. 574, Bank of England, London, p24

⁴³⁵ Office for National Statistics, 2022, “Gross Domestic Product: Quarter on Quarter growth”, <https://www.ons.gov.uk/economy/grossdomesticproductgdp/timeseries/ihyq/qna> (2022 年 7 月 29 日閲覧)

ント制度を利用しての移動が困難であり、人材不足に陥った。ソーシャルケア産業で最も多い職種は大人に対しての介護ケアワーカーであり、全体の4分の3以上を占めている。高齢化が進む英国においてケアワーカーの需要は伸びており、看護師やケアワーカーなどソーシャルケア関連の求人は過去10年の間で増加傾向にある。2012年では英国における労働力の19%を占めていたが、2020年には24%と5%増加した。そのうち、2020年時点でのEEA諸国出身のケアワーカーは全体の6%、非EEA諸国出身のケアワーカーは18%である。また、ケアワーカー不足は地域によって異なる。特定の地域においては、非英国出身者のケアワーカーに依存していることが窺える。例えばロンドンでは、非EEA諸国出身のケアワーカーが労働力の55%を占めているが、ウェールズではたったの8%である。よって、地域によってケアワーカーの需要にばらつきが生じる。介護を必要とする人々は2016年以降増加傾向にある一方、実際に介護を受けている人の数は減少している。この傾向が長期に渡り続くことで、更に多くの人が必要とするケアを受けることができず産業全体に深刻な影響を及ぼす可能性がある⁴³⁶。

図表 3-18 地域における出生別ケアワーカーの割合

地域	非 EEA 出身	EEA 出身
東内陸部 (イングランド)	16%	8%
東イングランド	10%	5%
ロンドン	55%	9%
北東部 (イングランド)	9%	1%
北西部 (イングランド)	9%	6%
北アイルランド	2%	4%
スコットランド	10%	7%
南東部 (イングランド)	21%	8%
南西部 (イングランド)	12%	9%
ウェールズ	8%	5%
西内陸部 (イングランド)	23%	5%
ヨークシャー&ハンバー	11%	4%

(資料) Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”,

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040877/2021_Annual_Report_combined_FINAL_v3.pdfにより弊法人作成

これを受け、英国政府はケアワーカー（在宅含む）を労働力不足職種リストへ追加した⁴³⁷。これにより、雇用主はケアワーカーを基準より低い年収の20,480ポンド（3,399,680円）でスポンサーすることが可能となる。しかし、上記で記載したように雇用に係る費用

⁴³⁶ Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”, pp.33-35

⁴³⁷ Gov.UK, 2020, “Skilled Worker visa: shortage occupations”, <https://www.gov.uk/government/publications/skilled-worker-visa-shortage-occupations#full-publication-update-history> (2022年7月29日閲覧)

は高く、中・小企業にとっては痛手であることに変わりはない。MAC の報告書によると、問題の根本は公的介護サービスに関する不十分な予算措置にあり、外国人の受け入れ規制の緩和は、むしろ解決を先送りすることになっているとしている。介護分野における人手不足の問題は、長期化が想定されるため、受け入れ緩和措置も短期的な期限を設けるべきではないとして、労働力不足職種リストへの記載についても、1年に限定するのではなく、次回リストの見直しまで残すことを提言している⁴³⁸。

(2) 教育⁴³⁹

2018年1月時点で、イングランドの国公立の小学校では約7%、中学校では約10%が英国外で生まれた子供であった。このうち、半数強がEU諸国出身であった。

語学レベルでみると、英語を母国語としない生徒（EAL）の教育の達成度は、7歳時点では英語を母国語とする生徒より若干低いのが、16歳時点ではこの差はなくなっている。7歳時点では、両者の差は英語のリーディングと科学で最も大きく、英語のライティングと数学では両者の達成度がほぼ同じであった。英語のリーディングでは、生徒が6歳または7歳になる2年目の終わりに教師により行われる評価（2018年）では、第一言語英語の生徒の76%が期待される水準に達したのに対し、EALの生徒では73%であった。科学については、この数字はそれぞれ84%と79%であった。一方で、GCSEレベルでは、2018年のEALの生徒の達成度は、英語を第一言語とする生徒とほぼ同様であった。

移民は学校の労働力にも貢献しており、2015年から2017年にかけてイングランドの学校職員の約12%が英国外で生まれていることが分かった。しかし、北東部の4%からロンドンの31%と地域によって大きな差がある。

(3) 治安

英国内におけるヘイトクライムの数は2016年から増加傾向にあり、EU離脱に関する国民投票後にピークに達した。しかし、ヘイトクライムが報告されないこともあるため、実際の数字を明らかにするのは難しいと言える。また、MACの報告書によれば、EEAからの移民流入はイングランドやウェールズにおける犯罪増加に関係はないとしている⁴⁴⁰。

3.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

調査会社IPSOSが行った調査によると、外国人の流入を抑制すべきと考える人の割合は2015年初め（67%）をピークに急速に減少しており、2019年半ばには54%、2020年末には49%となっている。それでもなお、未だ回答者の約半数が移民の流入を抑制すべきと考えている。英国国民の45%は、移民の流入は国に良い影響をもたらしているとし、逆に

⁴³⁸ Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”, pp.33-39

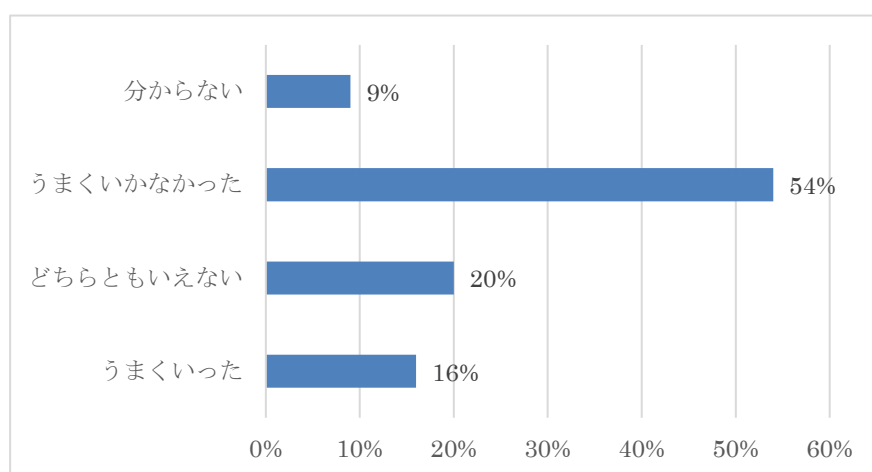
⁴³⁹ Office for National Statistics, 2019, “International migration and the education sector – what does the current evidence show?”, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/internationalmigrationandtheeducationsectorwhatdoesthecurrentevidenceshow/2019-05-03>, (2022年12月1日閲覧)

⁴⁴⁰ Migration Advisory Committee, 2018, “EEA migration in the UK: Final report”, p.112

悪影響をもたらしていると回答した人の割合は 31%であった。(24%は分からないと回答。) また、EU 離脱後も回答者の半数弱が EEA 出身者に対し温厚的であり、回答者の 52%が EEA 出身者には滞在許可を与えることを支持している。加えて、EEA 諸国からの医師 (45%) や看護師 (47%)、ケアワーカー (35%) の更なる受け入れを望んでいる (2020 年 11 月調査) ⁴⁴¹。

YouGov が実施した「EU 移行期間が 2020 年 12 月 31 日に終了したことを踏まえ、ブレグジットは成功だったと思うか否か」の調査によると、うまくいかなかったと答えた英国国民は 54%、うまくいったと答えた人は 16%であった⁴⁴² (図表 3-19)。この背景として、新ポイント制度導入によって起きた労働人材不足により、人々の生活に支障が出たことが考えられる。2021 年に起きた商品の輸送に必要な大型車両 (HGV) では、従来 HGV ドライバーの多くは EEA 諸国からの移民によって補われていたが、移民受け入れ制度が変わったことにより、要員が足らなくなった。2019 年 6 月から 2021 年 6 月の期間で、英国における HGV ドライバーの数は約 26,000 人減少し、EU からの HGV ドライバーの数は 12,000 人減少した⁴⁴³。同様に、農産業における短期労働者は主にルーマニアやブルガリアを始めとする EEA 諸国からの移民によって補われていたが、新制度の導入により実態維持が困難になった⁴⁴⁴。これらが英国内の生活に深刻な打撃を与えたことが、人々が EU 離脱に対しネガティブな姿勢を見せる結果に繋がっていると考えられる。

図表 3-19 EU 離脱は成功したと思うか



⁴⁴¹ IPSOS, 2021, “Proportion of Britons who want to see immigration reduced falls to lowest level since 2015”, <https://www.ipsos.com/en-uk/proportion-britons-who-want-see-immigration-reduced-falls-lowest-level-2015> (2022 年 7 月 29 日閲覧)

⁴⁴² YouGov, 2022, “The EU transition period ended on Dec 31st 2020. Since then, do you think Brexit has gone well or badly?” <https://yougov.co.uk/topics/politics/survey-results/daily/2022/06/28/8746b/2> (2022 年 7 月 21 日閲覧)

⁴⁴³ Gov.UK (2021) “Corporate report Migration Advisory Committee (MAC) annual report, 2021 (accessible version)” <https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-annual-report-2021/migration-advisory-committee-mac-annual-report-2021-accessible-version> (2021 年 7 月 15 日閲覧)

⁴⁴⁴ The Guardian, 2021, “‘The anxiety is off the scale’: UK farm sector worried by labour shortages”, <https://www.theguardian.com/business/2021/aug/25/the-anxiety-is-off-the-scale-uk-farm-sector-worried-by-labour-shortages> (2022 年 7 月 29 日閲覧)

(資料) YouGov, 2022, “The EU transition period ended on Dec 31st 2020. Since then, do you think Brexit has gone well or badly?” <https://yougov.co.uk/topics/politics/survey-results/daily/2022/06/28/8746b/2> より弊法人作成

2021年に起こった HGV ドライバー不足に関して、外国人労働者よりもより多くの英国人にトラックの運転手になるべきと考える人は 38%であったのに対し、外国人労働者のトラック運転手を増やすことが良いと考える人はわずか 6%であった。英国人・外国人どちらのトラック運転手も増やすべきという声も 38%上がった。調査では保守党支持者の有権者が、英国人ドライバーを増やすことは最も効果的な解決策である (55%) と考える傾向があることが分かった。他方、労働党の有権者は、英国のドライバーだけに焦点を当てる (25%) よりも、組み合わせたソリューションの方が効果的 (47%) であると考えられる傾向があることが分かった⁴⁴⁵。

一方、国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX (Migrant Integration Policy Index) 2019 では、英国の労働市場や教育、差別などに関して以下の評価を公表している。評価は 100 点満点で行われ、英国の総合点は 56 点で総合 18 位という結果であった。しかし、これは EU 離脱以前の 2014 年から 2019 年に渡る 5 年間の調査に基づいた結果であり、EU 離脱後の情報は反映されていない⁴⁴⁶。

図表 3-20 MIPEX2019 英国の評価

評価項目	点数	評価内容 (概要)
労働市場	48	非 EU 居住者の労働市場へのアクセスは、他の移民受入国と同様に良い。英国は非 EU 移民に対して英国市民同等に経済へのアクセス権を付与している。しかし、EU 圏域外からの新規の移民に対する高等教育へのアクセスに対する支援が限定的であり、結果、労働市場への参入が困難となっている。
家族統合	29	家族統合においては、MIPEX 諸国の中で下から 2 番目にランクしており、英国への非 EU 圏からの移民にとって依然として大きな障害となっている。家族統合に関する規制は、非 EU 移民にとって不利で制限的であるとしている。また、家族と再会しても、完全に安全な未来が保証されているわけではない。
教育	40	非 EU 移民の子供は、無料の義務教育を受けることができるが、英国で学校に通い、専門学校または高等教育への進学を望む非 EU 移民の生徒には追加料金の支払いが課される。一般に、新しく渡英した移民は、教育に関して何らかのサポートを受けることができる。
保健医療	75	移民は、英国の法的制限と行政上、NHS を受ける権利がわずかに弱い。2014 年の移民法は、移民が NHS での病院治療を受けることを制限したゆえに、問題を引き起こしている。しかし、移民は医療ケアにアクセスするための何らかのサポートを受けることが可能である (例: 情報提供、通訳の提供など)
政治参加	45	英連邦市民 (Commonwealth citizen) はすべての英国の選挙での投票権を有している。一方、英国の多くの移民および少数民族コミュニティは、組織化されておらず、彼らのニーズを把握することが困難である。
永住許可	58	対象となる居住移民は、特定の種類の許可では 5 年、就学ビザを含むその他のビザでは 10 年後に永住権を申請することができる。ただし、永住者資

⁴⁴⁵ YouGov (2021) “HGV driver shortage: Britons tend to prefer training British drivers to bringing in foreign drivers” <https://yougov.co.uk/topics/politics/articles-reports/2021/10/12/hgv-shortage-prefer-brits-foreign-workers> (2022 年 7 月 21 日閲覧)

⁴⁴⁶ MIPEX, 2019, “Key Findings”, <https://mipex.eu/united-kingdom> (2022 年 9 月 2 日閲覧)

		格の要件は、英国では定期的に変更されており、わずかに制限が厳しくなっている。
国籍取得	61	英国における移民とその子供は、5年間の滞在や永住権の取得などによって英国に滞在することが可能である。ただし、「Good character（良い性格）」を示す要件は、言語と包摂に係る制限に伴って、申請者にとって大きな障害となり、英国での帰化へ不安感を抱く事に繋がっている。
反差別	94	英国では、人種、民族、宗教、または国籍を理由とする差別は、どのような状況においても違法である。

(資料) MIPEX, 2019, “Key Findings”, (<https://mipex.eu/united-kingdom>)より弊法人作成

3.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 強制退去⁴⁴⁷

移民規制 (Immigration Rules) 第 13 項によると、強制退去の理由には以下が含まれる。

- 国務長官が個人の国外退去を「公益に資する、公共の利益に適う」と判断した場合。
- 国外退去者の配偶者、または 18 歳未満の子供であること。
- 禁固刑に処せられる犯罪で有罪となった 17 歳以上の者について、裁判所が強制退去を勧告する場合。
- 退去強制令書が発布された者は、通常、英国から退去させられる。

(2) 外国籍犯罪者の強制退去

外国籍犯罪者 (Foreign National Offenders : FNOs) に関する報告書によると、英国には 18,400 人の外国籍犯罪者がおり、そのうち 9,000 人が刑務所に収容されている (2019 年の刑務所総数 82,200 人のうち 11% を占める)。また、一般市民に紛れて生活している外国籍犯罪者の監視に欠陥があり、公共安全のリスクを高めていることが判明した。加えて、理想的には強制送還されるべきであった外国人犯罪者が再犯するケースもいくつかある⁴⁴⁸。英国国内では、以下の対応がなされている。

早期退去スキーム (Early Removal Scheme for foreign Offenders : 以下、ERS と呼ぶ。) は、法務省の管轄の下、FNO を英国から強制退去または強制送還することを目的として導入された。本スキーム は、「懲役刑」に服している拘留中の FNO にのみ適用される⁴⁴⁹。

また英国は、100 以上の送還協定 (Transfer Agreement) を世界の国々と結んでいる。しかし、これらの協定の下で、実際に英国から退去させられた人は非常に少ない。なぜなら、英国は刑務所に収容されている外国籍犯罪者を本人の同意なしに強制的に帰還させる協定は 6 つしかなく (アルバニア、ガーナ、リビア、ナイジェリア、ルワンダ、ソマリア)、

⁴⁴⁷ Gov.UK, n.d., “Immigration Rules”, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-part-13-deportation> (2022 年 9 月 2 日閲覧)

⁴⁴⁸ Migration Watch, 2020, “Foreign national offenders”, <https://www.migrationwatchuk.org/briefing-paper/484/foreign-national-offenders> (2022 年 9 月 2 日閲覧)

⁴⁴⁹ Home Office, 2016, “Criminal casework The early removal scheme (ERS)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/534168/early_removal_scheme_v7.pdf, pp.2-4,12

ほとんどは任意である。つまり、受刑者は帰国する義務がなく、英国の刑務所で留まることができる。加えて、受入国が囚人を拒否する権利があることも退去人数が低いことに起因している⁴⁵⁰。

その他、Tariff Expired Removal Scheme (TERS) や Facilitated Return Scheme と呼ばれる強制退去または釈放後の自発的帰国を目的としたスキームも存在する。TERS は英国における不定期刑に服役している全ての FNO に適用される。TERS と ERS との違いは、ERS は本人や受け入れ国の判断によって定められるが、TERS は英国省庁 (Her Majesty's Prison and Probation Service) によって判断される⁴⁵¹。後者のスキームの下では、FNO は強制送還と上訴権の放棄に同意することを条件に、本国に到着したときに財政支援を受けることができる⁴⁵²。(2010 年から 2014 年の間に、この後者のスキームの下で年間平均 1,800 人が退去させられたが、その使用は近年大幅に減少している⁴⁵³。)

(3) 不当な国外退去

英国では、2016 年から 2021 年の間に約 77 人が誤って強制送還され、海外から内務省の決定を覆す手続が執られた。内務省の「先に強制送還し、後で上訴する」という強制送還を急ぐ姿勢は、2018 年に明らかになった「ウィンドラッシュ事件」の一因となった。ウィンドラッシュ事件とは、ウィンドラッシュ世代⁴⁵⁴の英国に在住している子供たちが、公的な書類がないため不法滞在とされ、手当や医療を受けられず、職を失い、さらに強制送還された出来事を指す⁴⁵⁵。同事件では、160 人以上が拘留または国外追放された⁴⁵⁶。同事件をうけ、英国政府はウィンドラッシュ制度 (Windrush Scheme) を策定した。英国居住者で公的な書類を持っておらず、以下のいずれかに該当する場合、英国での居住・就労を証明する書類を無料で申請することができる。また、1973 年 1 月 1 日以前に英国に定住した英連邦市民、またはその子供は、無料で市民権を申請することができる場合がある⁴⁵⁷。

- 1973 年以前に英連邦国から英国に来た人

⁴⁵⁰ UK Parliament, 2019, “Prisoners: Repatriation”, <https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2019-02-12/220146> (2022 年 9 月 6 日閲覧)

⁴⁵¹ Home Office, 2017, “The Tariff Expired Removal Scheme (TERS)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/638876/tariff-expired-removal-scheme-v5.0EXT.pdf, pp.3-4

⁴⁵² Home Office, 2021, “The facilitated return Scheme (FRS)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1043444/The_Facilitated_Return_Scheme_FRS_.pdf, pp.5-7

⁴⁵³ Home Office, Ministry of Justice and Foreign & Commonwealth Office, 2014, “Managing and removing foreign national offenders”, pp.33-34

⁴⁵⁴ ウィンドラッシュ世代とは、1948 年～1971 年において英国での労働を目的に渡英したカリブ海地域の人々のことを指す。

⁴⁵⁵ Jack Barton, 2022, “UK wrongfully deported dozens over five years: Official data”, *Aljazeera*, <https://www.aljazeera.com/features/2022/6/15/uk-wrongfully-deported-dozens-over-five-years-official-data>, (2022 年 10 月 14 日閲覧)

⁴⁵⁶ Harriet Agerholm, 2018, “Windrush: Government admits 83 British citizens may have been wrongfully deported due to scandal but will only apologise to 18”, *The Independent*, <https://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/windrush-government-deportations-british-citizens-uk-caribbean-home-office-rudd-javid-a8501076.html>, (2022 年 10 月 14 日閲覧)

⁴⁵⁷ Gov.UK., “Windrush Scheme: get a document showing your right to be in the UK”, <https://www.gov.uk/windrush-prove-your-right-to-be-in-the-uk>, (2022 年 10 月 14 日)

- 両親が 1973 年以前に英連邦加盟国から渡英している人
1988 年 12 月 31 日以前に英国政府が指定するから英国に入国し、現在英国に定住している人

(4) テロ対策

英国では 2020 年には 3 件のテロ事件が発生しており、英国当局は、イスラム派によるテロを国家の安全保障に対する最大の脅威と分類しているが、「極右」テロとも呼ばれる人種・民族的動機による暴力的過激主義（Racially and Ethnically Motivated Violent Extremis：REMVE）の脅威も高まっていると認識している⁴⁵⁸。これらの脅威は、移民や一時的な滞在者に直接関係しないにもかかわらず、保護措置として移民に関してこのような事件に対抗するために外務・英連邦・開発問題担当長官（Secretary of State for Foreign, Commonwealth and Development Affairs）によって一定の措置が執られている。テロ対策（国際制裁）（EU 離脱）規制 2019（Counter-Terrorism（International Sanctions）（EU Exit）Regulations 2019）は 2001 年に策定された国連安全保障理事会決議 1373（「UNSCR1373」）に基づく英国の義務、および本規則に定められた法定目的を実現する目的で、金融、貿易、出入国に関する制裁を課している。この規則の主な効果は、移民制裁の対象となる、長官によって指定された人物に渡航禁止を課すことである。指名を受けた者は、トランジットの目的も含め、渡航のためのビザ申請はすべて拒否され、英国へ入国・滞在することができない。現在英国に滞在している外国人は、英国での滞在許可が取り消され、英国から退去しなければならない。入国管理局の制裁を受けた者が英国に渡航しようとした場合、航空会社はその者の搭乗を拒否することが義務付けられている⁴⁵⁹。

(5) 失踪問題

亡命希望者、不法入国で捕まった者、オーバーステイ者など、一部の外国人は、強制送還の可能性がある場合、移民センターや警察署に定期的に報告される。しかし、内務省の統計によると、2020 年 9 月末までの過去 30 年間に、英国に住む外国人 37,302 人が失踪している。その大半は、当局との音信不通、拘置所からの失踪者など、いわゆる「国内逃亡者」に分類される。また、英国への入国許可を得ずに国境警備を回避した「港湾逃亡者」と呼ばれる者も 134 人いた⁴⁶⁰。

⁴⁵⁸ U.S. Department of State, 2020, “Country Reports on Terrorism 2020: United Kingdom”, <https://www.state.gov/reports/country-reports-on-terrorism-2020/united-kingdom/>, (2022 年 10 月 14 日閲覧)

⁴⁵⁹ Gov.UK., “Counter-Terrorism International sanctions: guidance”, <https://www.gov.uk/government/publications/counter-terrorism-international-sanctions-guidance/counter-terrorism-international-sanctions-guidance>, (2022 年 10 月 14 日閲覧)

⁴⁶⁰ Daily Mail UK, “Home Office admits it has 'lost' 37,000 migrants in Britain who have skipped their immigration bail conditions or fled from detention centres”, <https://www.dailymail.co.uk/news/article-9071783/Home-Office-admits-lost-37-000-migrants-Britain.html>, (2022 年 10 月 21 日閲覧)

(6) 失踪、不法滞在に関する対応

外国人労働者の管理は雇用主に責任があり、移民ステータス含め、パスポート情報、就労に係る権利については理解しておく必要がある。不法滞在や違法労働を防ぐためにも、雇用主が責任をもって労働者の管理をしなくてはならない⁴⁶¹。英国では、スポンサーである雇用主に、受け入れた労働者に関する記録（パスポートや滞在・就労許可に関する書類の写し、最新の連絡先）の保持や、労働者の失踪や雇用等の契約の打ち切りなどについて所定の期限内に当局に報告を行うことなどが義務付けられている。雇用主が労働者の就労資格の有無を確認するためのオンラインシステムが整備されており、これに反して不法滞在者を雇用した場合には、中止命令や行政罰、あるいは刑事罰の対象となりうる。ただし、内務省はオーバーステイ者に対し強制的な送還よりも自発的な帰国を選好する傾向にあるとされている⁴⁶²。例えば、不法滞在者に対して、NHS や銀行など公的サービスを含むサービスの利用を妨げ、滞在を困難にすることで、自発的な帰国を促すことが意図されている⁴⁶³。

3.4 参考文献

- ・ 岡久慶、2014年、「【イギリス】 2014年移民法」『外国の立法』（2014.8）
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716579_po_02600203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- ・ 株式会社日本総合研究所（経済産業省委託調査）、2013年、「高度外国人材の受け入れニーズに関する調査」
- ・ 日本貿易振興機構、2021年、「新英国移民制度のガイドブック」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2021/609698ac2fa95087/202101.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2015/documents/0153.pdf>
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0249.pdf>
- ・ Dustmann, C., T.Frattini, and I. P. Preston., 2013, “The Effect of Immigration along the Distribution of Wages.” *Review of Economic Studies* 80, no 1 (2012): 145-173
<https://www.ucl.ac.uk/~uctpb21/Cpapers/Review%20of%20Economic%20Studies-2013-Dustmann-145-73.pdf>
- ・ HM Government, 2018, “Integrated Communities Strategy Green Paper Building stronger, more united communities”

⁴⁶¹ Gov.UK, “UK visa sponsorship for employers”, <https://www.gov.uk/uk-visa-sponsorship-employers/your-responsibilities>, (2022年12月8日閲覧)

⁴⁶² The Migration Observatory, 2022, “<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/irregular-migration-in-the-uk/>”, <https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/irregular-migration-in-the-uk/>, (2022年12月9日閲覧)

⁴⁶³ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0249.pdf>, pp.8,35,43-44

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/696993/Integrated Communities Strategy.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/696993/Integrated_Communities_Strategy.pdf)

- Home Office, Ministry of Justice and Foreign & Commonwealth Office, 2014, “Managing and removing foreign national offenders”
<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2014/10/Managing-and-removing-foreign-national-offenders.pdf>
- House of Commons Library, 2021, “Employment by country of birth and nationality”, Briefing paper, Number 7056
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN07056/SN07056.pdf>
- Migration Advisory Committee, 2014, “Migrants in low-skilled work”
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/333083/MAC-Migrants in low-skilled work Full report 2014.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/333083/MAC-Migrants_in_low-skilled_work_Full_report_2014.pdf)
- Migration Advisory Committee, 2018, “EEA migration in the UK: Final report”
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/741926/Final EEA report.PDF](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/741926/Final_EEA_report.PDF)
- Migration Advisory Committee, 2020, “Annual report 2020 – Data tables: migration in the UK”
<https://www.gov.uk/government/publications/migration-advisory-committee-annual-report-2020>
- Migration Advisory Committee, 2021, “MAC Annual Report 2021”
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040877/2021 Annual Report combined FINAL v3.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040877/2021_Annual_Report_combined_FINAL_v3.pdf)
- Ministry of Housing, Communities and Local Government, 2018, “Measuring the impact of Community-Based English Language Provision”
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/690084/Measuring the impact of community-based English language provision.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/690084/Measuring_the_impact_of_community-based_English_language_provision.pdf)
- Ministry of Housing Communities and Local Government, 2018, “Integrated Communities English Language Programme”
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/738193/Integrated communities English language programme prospectus.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/738193/Integrated_communities_English_language_programme_prospectus.pdf)
- Nickell, S. and J. Salaheen, 2015, “The Impact of Immigration on Occupational Wages: Evidence from Britain.” Staff Working Paper No. 574, Bank of England, London
<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/working-paper/2015/the-impact-of-immigration-on-occupational-wages-evidence-from-britain>
- Secretary of State for the Home Department, 2021, “Consultation on the New Plan for Immigration: Government Response”

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1005042/CCS207_CCS0621755000-](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1005042/CCS207_CCS0621755000-001_Consultation_Response_New_Plan_Immigration_Web_Accessible.pdf)

[001_Consultation_Response_New_Plan_Immigration_Web_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1005042/CCS207_CCS0621755000-001_Consultation_Response_New_Plan_Immigration_Web_Accessible.pdf)

- UK.GOV, 2022, “New Plan for Immigration: legal migration and border control strategy”

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1092488/CCS204_CCS0722436296-001_Plan_for_Immigration_E-](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1092488/CCS204_CCS0722436296-001_Plan_for_Immigration_E-Laying.pdf)

[Laying.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1092488/CCS204_CCS0722436296-001_Plan_for_Immigration_E-Laying.pdf)

第4章 米国

4.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

4.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 「外国人」「移民」の定義について⁴⁶⁴

米国が受け入れる外国人は、合法的な永住者として米国に入国した永住外国人（Permanent Resident Alien）と、特定の目的のために一時的に米国への入国を希望する非移民（Nonimmigrant）に分けられる。

永住権保持者は一般的に移民とも呼ばれるが、移民及び国籍法は移民を、特定の非移民カテゴリーで合法的に認められた者（移民及び国籍法セクション 101（a）（15））を除き、米国にいる全ての外国人と広く定義している。永住外国人は、海外の国務省から移民ビザを発行されるか、米国内の国土安全保障省から永住者の資格に調整されることがある。⁴⁶⁴

非移民（Nonimmigrant）は、海外に永住権を持ちほとんどの入国区分で、希望する非移民の資格を持っている必要がある。ほとんどの非移民は、配偶者や未婚の未成年（または被扶養者）の子供を同伴または同行することができる⁴⁶⁵。

なお、本項において以下に示す関連統計における外国人とは、米国以外の外国生まれの人口（海上で生まれた人口を除く）を示す。

(2) 総人口に対する外国人の割合

新型コロナウイルスに関連した渡航制限により、2019年から2020年にかけて、増加傾向が低下したものの、2010年以降、2020年に至るまで外国人人口は増加している。

図表 4-1 総人口に占める外国人の割合（2010年-2020年）

年	総人口（単位：人）	外国人人口（単位：人）	総人口に占める割合
2010	303,965,272	38,675,012	12.7%
2011	306,603,772	39,268,838	12.8%
2012	309,138,711	39,784,305	12.9%
2013	311,536,594	40,341,898	12.9%
2014	314,107,084	41,056,885	13.1%
2015	316,515,021	41,717,420	13.2%
2016	318,558,162	42,194,354	13.2%
2017	321,004,407	43,028,127	13.4%
2018	322,903,030	43,539,499	13.5%
2019	324,697,795	44,011,870	13.6%
2020	326,569,308	44,125,628	13.5%

⁴⁶⁴ U.S. Department of Homeland Security, “Definition of Terms”
https://www.dhs.gov/immigration-statistics/data-standards-and-definitions/definition-terms#permanent_resident_alien（2022年8月18日閲覧）

⁴⁶⁵ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、p.9

(資料) United States Census Bureau

(<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>) より弊法人作成。

(3) 出身地域別外国人数

出身地域別にみるとラテンアメリカが 50.0%でトップであり、次点でアジア (31.3%) 出身者が多い構成となっている。

図表 4-2 出身地域別外国人数 (2020 年時点)

出生地域	推計人口 (2020 年、単位：人)	外国人総人口に占める割合
ヨーロッパ	4,784,383	10.8%
アジア	13,794,873	31.3%
アフリカ	2,362,292	5.4%
オセアニア	283,505	0.6%
ラテンアメリカ	22,073,519	50.0%
北アメリカ	826,548	1.9%
合計	44,125,120	-

(資料) United States Census Bureau

(<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>) より弊法人作成。

(4) 男女別外国人数

米国以外の外国生まれの外国人は、男性の比率 (48.6%) が女性 (51.4%) よりも低い構成となっている⁴⁶⁶。

図表 4-3 男女別外国人数 (2020 年時点)

性別	推計人口 (2020 年、単位：人)	外国人総人口に占める割合
男性	21,445,055	48.6%
女性	22,680,573	51.4%
合計	44,125,628	-

(資料) United States Census Bureau

(<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSST5Y2020.S0502>) より弊法人作成。

(5) 年齢別外国人数

年齢別では、25-44 歳の占める割合が 37.2%と最も多く、次いで 45-54 歳が 19.5%と多い⁴⁶⁷。

⁴⁶⁶ United States Census Bureau, "Dp02 | Selected Social Characteristics In The United States", <https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>, (2022 年 8 月 3 日閲覧)。

⁴⁶⁷ United States Census Bureau, "Dp02 | Selected Social Characteristics In The United States", <https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>, (2022 年 8 月 3 日閲覧)。

図表 4-4 年齢別外国人数（2020年時点）

年齢層	外国出生者数	
	推計人口（2020年、単位：人）	外国人総人口に占める割合
5歳未満	308,879	0.7%
5-17歳	2,206,281	5.0%
18 - 24歳	2,824,040	6.4%
25 - 44歳	16,414,734	37.2%
45 - 54歳	8,604,497	19.5%
55 - 64歳	6,618,844	15.0%
65 - 74歳	4,147,809	9.4%
75 - 84歳	2,118,030	4.8%
85歳以上	882,513	2.0%

（資料）United States Census Bureau

（<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSST5Y2020.S0502>）より弊法人作成。

(6) 職業別外国人数

2020年時点では、経営、ビジネス、科学、芸術の各職種に就く外国人が34.3%と最も多く、次いでサービス業（22.5%）が多い。

図表 4-5 職業別外国人数（2020年時点）

職業	外国出生者数	
	推計人口（2020年、単位：人）	外国人総人口に占める割合
経営、ビジネス、科学、芸術の各職種	9,140,860	34.3%
サービス業	5,996,191	22.5%
営業・オフィス系職種	4,077,410	15.3%
天然資源、建設、メンテナンスの職業	3,304,568	12.4%
生産、輸送、資材運搬の職業	4,130,710	15.5%

（資料）United States Census Bureau

（<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSST5Y2020.S0502>）より弊法人作成。

(7) 在留資格等別外国人数

2021年の受入れ人数を見ると、移民ビザの区分別については、米国市民の近親者が最も多く全体の52.1%であり、雇用に基づく優遇、家族に基づく優遇、難民と亡命者等が続いている。また、非移民ビザの区分別については、観光ビザ等が最も多く全体の66.5%であ

り、一時滞在労働者とその家族、ビジネス来訪者等が続いている。

図表 4-6 在留資格別外国人受入数（移民ビザ、2021 年）

在留資格	人数	移民ビザ受入れ総数に占める割合
米国市民の近親者	385,396	52.1%
家族に基づく優遇	65,690	8.9%
雇用に基づく優遇	193,338	26.1%
移民多様性	15,145	2.0%
難民と亡命者	56,397	7.6%
その他	24,036	3.2%

（資料 United States Homeland Security（<https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2021>）より弊法人作成。

図表 4-7 在留資格別外国人受入数（非移民ビザ、2021 年）

在留資格	人数	非移民ビザ受入れ総数 ⁴⁶⁸ に占める割合
一時滞在労働者とその家族	1,843,944	13.5%
学生	798,977	5.9%
交換留学生とその家族	174,412	1.3%
外交官や国際組織職員等	161,041	1.2%
観光ビザ等	9,055,378	66.5%
ビジネス来訪者等	1,346,208	9.9%
米国を通過して他国へ向かう旅行者等	211,283	1.6%
その他	51,363	0.4%

（資料 United States Homeland Security（<https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2021>）より弊法人作成。

外国人のうち、帰化した米国市民が半数強を占める。

米国市民以外の外国人においては、調査時点は異なるものの、永住外国人が 1,311 万人（2021 年時点）、不法移民が 1,139 万人（2018 年時点）、非移民が 319 万人（2019 年時点）と推計されている⁴⁶⁹。

⁴⁶⁸ I-94 フォーム（外国人が入国時に移民審査官に提出するアメリカ合衆国に入国する外国人の出入国記録情報）で記録した非移民ビザ受入れ総数。

⁴⁶⁹ United States Census Bureau, "Dp02 | Selected Social Characteristics In The United States", <https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>,（2022 年 8 月 3 日閲覧）；

Bryan Baker, "Estimates of the Lawful Permanent Resident Population in the United States and the Subpopulation Eligible to Naturalize: 2019-2021", p. 7,（2022 年 8 月 3 日閲覧）；Bryan Baker, "Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2015-January 2018", p. 3,（2022 年 8 月 3 日閲覧）；Bryan Baker, "Population

図表 4-8 米国の人口における帰化した米国市民および米国市民以外の人数・割合（2020年時点）

カテゴリー	推計人口（調査年度）	外国人総人口に占める割合
帰化した米国市民	22,456,684	50.9%
米国市民以外	21,668,944	49.1%

（資料） United States Census Bureau

（<https://data.census.gov/cedsci/table?q=immigrant&tid=ACSDP5Y2020.DP02&moe=false>）より弊社法人作成

(8) 所得別外国人数

16歳以上かつ収入がある外国人のうち、所得別では、所得額が75,000ドル（10,425,000円⁴⁷⁰）以上の外国人の割合が26.3%と最も高く、次いで、35,000ドル（4,865,000円）から49,999ドル（6,949,861円）の間の所得額が多い構成となっている。米国籍保有者と比較すると、高所得者の占める割合が低い傾向にある。一方で、外国生まれの者であっても、帰化した者に関しては、高所得者の割合が高い傾向がある。

図表 4-9 外国人の所得（2020年時点）

所得額	外国生まれの人*に占める割合	米国籍保有者に占める割合	外国生まれかつ帰化した人に占める割合	外国生まれかつ米国民でない人に占める割合
1ドル以上9,999ドル未満または損失	1.7%	1.6%	1.4%	2.1%
10,000ドルから14,999ドル	3.4%	2.5%	2.4%	4.5%
15,000ドルから24,999ドル	14.6%	9.8%	10.1%	19.8%
25,000ドルから34,999ドル	17.9%	14.7%	14.6%	21.6%
35,000ドルから49,999ドル	18.3%	19.7%	18.5%	18.1%
50,000ドルから74,999ドル	17.7%	23.3%	20.8%	14.3%
75,000ドル以上	26.3%	28.4%	32.3%	19.6%

*母数は16歳以上かつ収入がある外国人19,592,170人とする。

（資料） United States Census Bureau

（<https://data.census.gov/cedsci/table?q=SELECTED%20CHARACTERISTICS%20OF%20THE%20FOREIGN-BORN%20POPULATION&tid=ACSST5Y2020.S0501&moe=false>）

Estimates of Nonimmigrants Residing in the United States: 2017-2019", p. 3, (2022年8月3日閲覧)。

<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/immigration->

⁴⁷⁰ 2022年12月1日時点のレート（1ドル=139円）により算出。以下同様。

4.1.2 関係法令

(1) 出入国管理に関する法令等

① 1924 年移民法 (Immigration Act of 1924)

1924 年移民法は 1890 年当時の人口構成に基づき、国外出生者の受入れ割合を国別に定めた。ヨーロッパからの移民に対して出身国ごとに割り当て上限を設定し、新しい移民送り出し国である南欧や東欧諸国からの移民を厳しく規制し、アジアからの移民を原則として排除した⁴⁷¹。

② 1952 年移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952)

1952 年法によって職業能力や家族関係等を基礎とする 4 つの優先順位の順にビザを割り当てる制度が創設された⁴⁷²。

③ 1965 年改正移民法 (Immigration and Nationality Act Amendments of October 3, 1965)

1924 年移民法が設けた出身国別の永住権の割当制限枠は、撤廃され、1952 年法で創設された優先順位制度を改正し、7 位までの順位を設定した⁴⁷³。

④ 1986 年移民改革統制法 (Immigration Reform and Control Act of 1986)

永住権や査証を持たない中南米諸国出身者や、就労可能期間をこえた不法滞在労働者とその家族の増加への対応として、外国人労働者の合法的な就労を目的に制定された⁴⁷⁴。

不法就労者を雇用する事業主に対する罰則を定める一方で、長期に不法で滞在している者の地位を合法化することを盛り込んでいる⁴⁷⁵。

⑤ 1990 年移民法 (Immigration Act of 1990)

低下傾向にあった米国の国際競争力を強化するために専門性の高い移民を多く受け入れられるよう⁴⁷⁶、1952 年移民及び国籍法において定められた職業能力に基づく基準を、家族の呼び寄せ、職業能力、多様化プログラムの 3 種に拡大し、また、高度技能者を対象とする「H1B」ビザを新設した⁴⁷⁷。

⑥ 1996 年反テロリズム・効果的死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996)

州および地方の法執行機関に、不法滞在している外国人や過去に米国で重罪の判決を受け、国外追放されたか、または有罪判決後に米国を出国したことがある外国人を逮捕・拘

⁴⁷¹ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、p.9

⁴⁷² 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、p.9

⁴⁷³ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、pp.9-10

⁴⁷⁴ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、p.85

⁴⁷⁵ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、p.10

⁴⁷⁶ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、p.11

⁴⁷⁷ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、p.85

留する権限を与えた⁴⁷⁸。

⑦ 2002年国土安全保障法（Homeland Security Act of 2002）

2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、1986年移民改革統制法で織り込まれていた非合法な入国を防ぐための施策に関する方向性が強化され、新たに国土安全保障省が創設された。これにより、査証を持たない外国人労働者の摘発、拘留、本国への送還が拡大した⁴⁷⁹。

(2) 労働関係法令

① 1998年米国の競争力及び労働力改善法（American Competitiveness and Workforce Improvement Act of 1998）

1990年移民法で新設された H1B ビザの発給数が拡大された⁴⁸⁰。

② 21世紀における米国の競争力法（American Competitiveness in the 21st Century Act of 2000）

H1B ビザの年間認可数を増加し、大学などの高等教育機関、政府の研究機関、非営利の研究機関における雇用者は、H1B ビザの年間認可枠の上限の対象外とした⁴⁸¹。

③ 2004年 H-1B ビザ改正法（H-1B Visa Reform Act of 2004）

2004年の「連結充当法」の一部として成立し、米国の大学院における修士号以上取得者に限り、H1B ビザ追加枠2万件が定められた⁴⁸²。

④ 2009年米国人労働者を雇用する法（Employ American Workers Act）

2008年のリーマンショックを受け、米国籍を持つ労働者の雇用を守るため、施行された。これにより、外国人を雇用するために米国籍を持つ労働者を解雇することが禁じられたほか、企業が H-1B ビザを持つ外国人を雇用する場合の基準が厳格化された⁴⁸³。

(3) 社会保障に関する法

① 1996年不法移民改正及び移民責任法（Illegal Immigration Reform and Immigrant

⁴⁷⁸ Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996, 「SEC. 439. AUTHORIZING STATE AND LOCAL LAW ENFORCEMENT OFFICIALS TO ARREST AND DETAIN CERTAIN ILLEGAL ALIENS.」 <https://www.congress.gov/104/plaws/publ132/PLAW-104publ132.pdf>, p.64

⁴⁷⁹ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、p.85

⁴⁸⁰ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、p.85

⁴⁸¹ 手塚沙織、「高度人材の受入れ政策をめぐる米国政治」『同志社アメリカ研究』第51号、2015年、p.25

⁴⁸² 手塚沙織、「高度人材の受入れ政策をめぐる米国政治」『同志社アメリカ研究』第51号、2015年、p.25

⁴⁸³ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」、p.85

Responsibility Act of 1996)

外国人に対する社会保障給付の制限についての規定が導入されたほか、不法滞在状態にある外国人の自動車運転免許の発給を取りやめるパイロットプログラムや、大学等の高等教育機関に進学する際に補助を受ける権利の喪失や、貧困層向けの住宅補助受給の制限等を定めた⁴⁸⁴。

② 1996年個人責任及び雇用機会調和法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)

1996年不法移民改正及び移民責任法第501条「虐待を受けた外国人社会保障除外の例外」として、配偶者、親、家族のほかの成員等により虐待を受けた者が必要とする社会保障が受けられるよう、関連する1996年個人責任及び雇用機会調和法第431条が修正された⁴⁸⁵。

4.1.3 関係機関

(1) 国土安全保障省

国土安全保障省(Department of Homeland Security)の市民権・移民サービス局(the United States Citizenship and Immigration Service; USCIS)が、移民の入国、滞在の許可を担っている。USCISは世界各地の250のオフィスに勤務する19,000人の職員から構成されている⁴⁸⁶。また、6万人以上の職員を要する税関・国境保安局(the United States Custom and Border Protection; CBP)は税関、移民、国境警備を担当している⁴⁸⁷。

移民税関捜査局(the United States Immigration and Custom Enforcement, ICE)は米国内および世界各地にある400以上の事務所に、2万人以上の法執行機関およびサポート要員を擁しており、その中でも、国土安全保障捜査局(Homeland Security Investigations)は、米国の関税・移民法を脅かし、利用しようとする国際犯罪組織(TCO)やテロリスト・ネットワークの捜査、破壊、解体を担当している。また、移民・執行局(Enforcement and Removal Operations)は、身元確認と逮捕、国内輸送、拘留、保釈金管理、拘留の代替手段を含む監視付き釈放など、移民法の執行プロセスのあらゆる側面を管理している⁴⁸⁸。

国家安全保障を維持するために、非移民の学生および交流訪問者に関連する重要なデータを政府機関が確実に入手できるようにするためのプログラムである学生・交流訪問者プログラム(Students and Exchange Visitor Program, SEVP)は、国土安全保障省のプログラムであり、同プログラムは学生・交流訪問者情報システム(Student and Exchange

⁴⁸⁴ 労働政策研究・研修機構、2018、「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」、p.92

⁴⁸⁵ 独立行政法人労働政策研究・研修機構、主要国の外国人労働者受入れ動向：アメリカ、https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html (2022年7月21日閲覧)

⁴⁸⁶ United States Department of State, “Overview-Citizenship and immigration Services”, <https://www.dhs.gov/citizenship-and-immigration-overview> (2022年7月21日閲覧)

⁴⁸⁷ U.S. Customs and Border Protection, “About CBP”, <https://www.cbp.gov/about> (2022年7月21日閲覧)

⁴⁸⁸ U.S. Immigration and Customs Enforcement, “Who We Are | ICE”, <https://www.ice.gov/about-ice> (2022年8月1日閲覧)

Visitor Information System, SEVIS) を管理している⁴⁸⁹。

(2) 労働省

労働省 (Department of Labor) の外国人労働許可局 (Office of Foreign Labor Certification) は外国人労働許可 (Foreign Labor Certification) の発出を担っている。また、労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) は、外国人労働者証明手続に使用するため、職業別雇用・賃金統計 (the Occupational Employment and Wage Statistics, OEWS) プログラムの下で収集された賃金データを提供している⁴⁹⁰。これらの情報の整備と提供は、労働省との契約に基づき、ユタ州が運営する外国労働許可データセンター (Foreign Labor Certification Data Center) が実施している⁴⁹¹。

(3) 国務省

国務省 (United States Department of State) の移民ビザ管理・報告部門 (Immigrant Visa Control and Reporting Division) では、法律で定められた移民数の制限の管理や、移民ビザおよび非移民ビザの発給と拒否に関する統計データの公開等を担当している⁴⁹²。

(4) 保健福祉省

保健福祉省 (Department of Health and Human Services) の子供家庭局 (Administration for Children and Families) に属している難民定住局 (The Office of Refugee Resettlement, ORR) では、他国から成人の保護者を伴わずに米国に入国した同伴者なしの不法移民の子供 (an unaccompanied child) を保護している⁴⁹³。

4.1.4 受入れる外国人のカテゴリー

(1) 滞在資格 (特に、移民としての受入れか、労働者としての受入れか) の種類

外国人労働者受入制度は、一定の資格要件を満たした雇用関係移民と、非移民 (短期就労者等) の2つで構成されている。移民の受入れに際しては、専門技術を持つ者を優先している。入国・滞在と就労はビザ (visa) システムで一元的に管理を実施しており、受入可能な外国人の資格要件をビザの種類で区分している⁴⁹⁴。

ビザの区分として、「移民」カテゴリーと、「非移民」カテゴリーがある (図表 4-10、図表 4-11)。移民ビザには、家族に基づく移民、雇用に基づく移民、移民多様化ビザのほか、

⁴⁸⁹ U.S. Immigration and Customs Enforcement, “Students and Exchange Visitor Program”, <https://www.ice.gov/sevis> (2022年7月21日閲覧)

⁴⁹⁰ U.S. Department of Labor, “Prevailing Wage Information and Resources”, <https://www.dol.gov/agencies/eta/foreign-labor/wages> (2022年7月21日閲覧)

⁴⁹¹ Foreign Labor Certification Data Center, <http://www.flcdatacenter.com/> (2022年7月21日閲覧)

⁴⁹² “The Foreign Affairs Manual”, https://fam.state.gov/search/viewer?format=html&query=visa&links=VISA&url=/FAM/01FAM/01FAM0250.html#M254_5_5 (2022年7月21日閲覧)

⁴⁹³ Office of Refugee Resettlement, “What We Do”, <https://www.acf.hhs.gov/orr/about/what-we-do> (2022年8月1日閲覧)

⁴⁹⁴ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.11

難民、臨時入国許可およびその他がある。また、非移民ビザには 5 段階の優先順位がある。

図表 4-10 移民のカテゴリー

ビザの種類	移民の種類
C5, T5, R5, I5	雇用創出・投資家
E1	プライオリティワーカー（雇用に基づくビザのうち、優先順位 1 位の労働者）
E2	高度な学位を有する専門家および卓越した能力を有する者
E3, EW3	専門職およびその他の労働者
F2A, F2B	配偶者、永住外国人の未婚の娘
IR1, CR1	米国市民の配偶者
IR2, Cr2, IR5, F1, F3, F4	米国市民の息子、娘、両親、兄弟姉妹
IR3, IH3, IR4, IH4	米国市民による国際養子縁組を受けた孤児
K-1	米国市民の外国籍の婚約者
K-3	米国市民の配偶者で、I-130（米国市民または永住外国人が、米国に移住する予定の近親者について米国移民局に対して提出する請願書）の承認を待っている者
S	特定の特別な移民
SD, SR	宗教関係者
SI	イラク人・アフガニスタン人翻訳者／通訳者
SQ	米国政府のために／米国政府のために働いたイラク人・アフガニスタン人

（資料）Travel.State.Gov U.S. Department of State Bureau of Consular Affairs
 (<https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/all-visa-categories.html#iv>) より弊法人作成。

図表 4-11 非移民のカテゴリー

ビザの種類	移民の種類
A	外国政府高官
A-2, NATO 1-6	在米外国軍関係者
B-1	アスリート（アマチュアまたはプロ）、ビジネス来訪者、国内社員
B-2	観光、バカンス、プレジャービジター、医療
BCC	メキシコからの国境を越えるためのカード
C	米国を通過して他国へ向かう途中の旅行者
CW-1	旧北マリアナ諸島連邦（Commonwealth of the Northern Mariana Islands）外国人労働者許可制度における労働者
D	クルーメンバー

E	貿易家・投資家
E-3	オーストラリア出身の専門職労働者
F、M	学業、職業訓練生
G1-G5、NATO	指定国際機関または NATO の職員
H-1B	高度な専門知識を必要とする分野における専門職
H-2B	農業臨時職員、季節労働
H-3	研修生または特別教育訪問者
I	メディア、ジャーナリスト
J	交換留学生、教授、学者、教師、等
L	企業内転勤者
P	アスリート、アーティスト、エンターテイナー
R	宗教家
T	人身売買の被害者
TN/TD	NAFTA のプロフェッショナルワーカー（メキシコ、カナダ）
U	犯罪の被害者
V	永住外国人の配偶者と子供

(資料) Travel.State.GovU.S. Department of State Bureau of Consular Affairs
 (https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/all-visa-categories.html#iv) より弊法人作成。

(2) 滞在資格ごとの滞在期間及び家族の帯同の可否等について

① 移民労働者

移民ビザの種類毎の滞在期間、家族の帯同可否とその条件については、以下の図表 4-12 の通りである。

図表 4-12 移民ビザの種類別滞在期間、家族の帯同可否、その条件

ビザの種類	滞在期間	家族の可否	家族同伴の条件
EB-1 第一優先 並外れた能力を持つ者	永住	可能（対象：配偶者および 21 歳未満の未婚の子供）	I-140（将来の雇用主が、米国で永続的に働くことを希望する外国人について米国移民局に提出する請願書）が承認された場合、以下の条件で申請可能
EB-1 第一優先 優秀な教授または研究者			E-14（E11、E16、E12、E17、E13、または E18 に分類される労働者の配偶者）
EB-1 第一優先 多国籍企業幹部またはマネージャー			E-15（E11、E16、E12、E17、E13、または E18 に分類される労働者の子供）

EB-2 第二優先 知的労働者			I-140 が承認された場合、以下の条件 で申請可能 E-21 (高度な学位を有する専門家、ま たは卓越した能力を有する専門家) E-22 (E21 または E26 に分類される 外国人の配偶者)
EB-3 第三優先 専門職、熟練・非熟 練労働者			I-140 が承認された場合、以下の条件 で申請可能 E-34 (熟練労働者/専門職の配偶者) EW4 (他の労働者の配偶者) E35 (熟練労働者・専門職の子) EW5 (その他の労働者の子)
EB-4 第四優先 特別移民		特定の分類 の下で可能	N/A
EB-5 第五優先 投資家		可能 (対 象：配偶者 および 21 歳 未満の未婚 の子供)	N/A

(資料) U.S. Citizenship and Immigration Services (<https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/permanent-workers>) より弊法人作成。

② 非移民労働者

非移民ビザの種類毎の滞在期間、家族の帯同可否とその条件については、以下の図表 4-13 の通りである。

図表 4-13 非移民ビザの種類別滞在期間、家族の帯同可否、その条件

ビザの種類	滞在期間	家族の可否	家族同伴の条件
CW-1：旧北マリアナ諸島連邦外国人労働者許可制度における労働者	最長 1 年 (3 年に延長の可能性あり)	可能 (CW-2 (CW-1 労働者の扶養家族ビザ) がある場合)	申請者は、CW-1 ビザで北マリアナ諸島連邦に入国するか、I-94 (米国に入国する外国人の出入国記録のための出入国カード) を添付した承認通知を受け取ってから、CW-1 ステータスを取得する
E-1 貿易家	当初は最長 2 年、延長は無制限で、それぞれ最長 2 年まで在	可能 (対象：配偶者および 21 歳未満の未婚の子供)	国籍は貿易家と同じである必要はなく、扶養家族として E-1 ビザを申請可能

	籍可能		
E-2C 北マリアナ諸島連邦限定の投資家	当初は2年間、2029年12月31日まで2年単位で延長可能	可能（対象：配偶者と未成年の子供）	N/A
E-2 投資家	当初は2年まで、2年単位で無制限に延長可能	可能（対象：配偶者および21歳未満の未婚の子供）	国籍は投資家と同じである必要はなく、扶養家族としてE-2ビザを申請可能
E-3 オーストラリア出身の専門職労働者			有効なE-3またはE-3S ⁴⁹⁵ 資格を持つE-3労働者の配偶者は、資格に付随する雇用許可とみなされる
H-1B 高度な専門知識を必要とする分野での専門職	当初は3年、最大6年まで延長可能		扶養家族としてH-4 ⁴⁹⁶ 非移民のカテゴリーで申請する配偶者は、申請者が雇用に基づく永住外国人ステータスの取得を開始している場合、I-765 ⁴⁹⁷ を記入可能
H-2A 一時的農業労働者 H-2B 非農業系臨時労働者	最長3年		特に条件はないが、H-4ステータスの間は家族も就労対象外
H-3 研修生または特別教育訪問者(SEEV)	研修生：最長2年まで 特別教育交流員：最長18か月		H-4カテゴリーの非移民として申請するが、就労は許可されない
I メディア、ジャーナリスト	I-94（米国に入学する外国人の出入国記録のための出入国カード）で指定した期間の滞在が許可される（メディア担当者が同じ雇用主のため		就学目的のI非移民ビザを申請する資格があり、米国ビザ免除プログラムの資格があれば休暇旅行が可能

⁴⁹⁵ 2022年1月30日より、USCISとCBPはE-3労働者の配偶者に対し、雇用許可証としてE-3Sビザを発行している。

⁴⁹⁶ H-4ビザは、H-1B、H-1B1、H-2A、H-2B、H-3ビザ保有者の扶養家族に対し、主たるビザ保有者に同行または再会するために米国に渡航するために発行される米国ビザである。

⁴⁹⁷ 労働許可証を申請するために、米国移民局(USCIS)に提出する請願書である。

	に同じ情報媒体で働き続ける限り、滞在延長の申請をする必要はない)		
L-1A 管理職や経営幹部の企業内転勤者 L-1B 専門知識を必要とする職種の企業内転勤者	L-1A は最大 7 年、L-1B は最大 5 年まで延長可能		配偶者が雇用許可を受けている間は、L-2 (L1 資格に付随する扶養配偶者に対する雇用許可) ビザを申請する資格がある
O-1 科学、教育、ビジネス、スポーツ、芸術の分野で卓越した能力を有する者、または映画・テレビ業界で卓越した業績を有する者	当初は 3 年まで、その後 1 年まで延長可能		O-3 (O-1 および O-2 ビザ保持者の配偶者または子供向け非移民ビザ) を申請する資格があり、申請者と同じ入国期間と制限が適用される
P-1A アスリートまたはアスリートグループの一員	当初はイベント／コンペティションの完了に必要な期間、個人は最大 10 年、団体は最大 1 年まで延長可能		P-4 (P ビザ保持者の配偶者または 21 歳未満の子供向け非移民ビザ) を申請することができ、学校/大学に通うことができるが、就労は許可されない
P-2 相互交流プログラムに基づく公演を行う実演家またはグループ	当初は 1 年以内のイベント完了に必要な期間、最大 1 年単位で設定		
P-3 カルチュラル・ユニーク・プログラムに参加するアーティスト			
Q 文化交流	最長 15 か月	同伴不可	非移民としての資格を独自に取得する必要がある

R-1 非移民宗教 家労働者	当初は 30 か月、 合計で 60 か月を 超えることはで きない		扶養家族として R-2 (R-1 ビザ保持者の配偶者または 21 歳未満の子供向け非 移民ビザ) を申請する資格 があるが、就労は許可され ていない
TN NAFTA (北 米自由貿易協 定) プロフェッ ショナル	当初は 3 年ま で。I-129 (雇用 者または雇用予 定者が非移民ビ ザを持つ労働者 を雇用するため に米国移民局に 提出する請願 書) により延長 可能	可能 (対象: 配 偶者および 21 歳 未満の未婚の子 供)	カナダ人: 同行する家族の ビザは不要 メキシコ人: TD 非移民カ テゴリービザが必要 非カナダ人・非メキシコ人 の場合: ケース毎に異なる

(資料) U.S. Citizenship and Immigration Services (<https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/temporary-nonimmigrant-workers>) より弊法人作成。

4.1.5 外国人受入れに係る基準等⁴⁹⁸

(1) 滞在資格ごとの許可基準

① 移民労働者

移民ビザの種類別許可基準については図表 4-14 の通りである。

図表 4-14 移民ビザの種類別許可基準

労働者の区分	許可基準
EB-1 第一優先	1. 10 項目 ⁴⁹⁹ のうち 3 項目以上を満たすか、1 回限りの業績 (ピュ

⁴⁹⁸ US Immigration, "What is PERM application for Green Card?", <https://www.usimmigration.org/faq/what-is-a-perm-application-for-green-card>, (2022 年 8 月 6 日閲覧); "PERM Labor Certificate", USA Immigration Lawyers PLLC, <https://usa-immigration-law.com/perm/>, (2022 年 8 月 6 日閲覧)。

⁴⁹⁹ 以下の 10 項目のうち 3 項目 (いずれかの項目に該当しにくい場合は同等の証拠) を含めることが必要となる。

- 国内または国際的に認知度の低い優秀賞や賞を受賞していることを証明するもの
- 会員に優れた業績を要求する当該分野の団体に所属していることの証明
- 専門誌、主要業界誌、その他主要メディアであなたに関する記事が掲載されていることの証明
- 個人またはパネルで、他者の作品の審査を依頼されたことがあることを証明するもの
- 科学、学術、芸術、スポーツ、ビジネス関連の分野で重要な意義を持つ独自の貢献をしていることを示す証拠
- 専門誌、主要業界誌、その他主要メディアにおいて学術論文を執筆したことの証明
- 芸術的な展覧会やショーケースに作品が展示されたことを証明するもの
- 著名な組織で指導的または重要な役割を担っている証拠
- その分野の他の人と比較して、高給またはその他の著しく高い報酬を得ている証拠
- パフォーミングアーツにおける商業的成功を証明するもの

並外れた能力を持つ者	ーリッツァー、オスカー、オリンピックメダルなど)のほか、 今後も専門分野で活躍することを示す証拠を提出すること 2. 雇用の申し出や労働証明は必要ない
EB-1 第一優先 優秀な教授または 研究者	1. 6つの基準 ⁵⁰⁰ のうち2つ以上を満たし、米国での雇用予定先からの雇用オファーを提出する必要がある 2. 民間雇用主は、文書による業績と、少なくとも3名の常勤研究者を雇用していることを示す必要がある 3. 労働証明書は必要ない
EB-1 第一優先 多国籍企業幹部またはマネージャー	1. 請願書を提出する雇用主は米国の雇用主であり、該当者を管理職または経営者の立場で雇用する必要がある 2. 申請前の3年間に、米国外で1年以上雇用されていること 3. 米国請願者は、申請者の事業体と適格な関係を持ち、少なくとも1年以上事業を行っていること 4. 労働許可証は必要ない
EB-2 第二優先 知的労働者	上級学位保持者 ：米国の上級学位、またはそれに相当する学位を有していること 卓越した能力を有する者 ：科学、芸術、ビジネスにおいて、少なくとも3つの基準 ⁵⁰¹ を満たすことにより、通常よりも著しく高い専門性を実証すること ⁵⁰²
EB-3 第三優先	共通基準

⁵⁰⁰ 以下の6つの基準のうち2つ（またはいずれかの基準が容易に当てはまらない場合は同等の証拠）を含める必要がある。

- 優れた業績に対する主要な賞や表彰を受けていることの証明
- 優れた業績を証明することを会員に義務付けている団体の会員であることを示す証拠
- 学術分野における非移民の業績について、他者が書いた専門誌に掲載された資料があることの証拠
- 同じ学術分野または関連する学術分野の他者の業績について、審査員としてパネルまたは個人で参加した証拠
- その分野における独創的な科学的または学術的研究への貢献の証拠
- その分野における学術的な書籍や論文（国際的に流通している学術雑誌に掲載されたもの）の著者であることを証明するもの

⁵⁰¹ 以下の基準より3つを満たす必要がある。

- 卓越した能力に関連する大学、カレッジ、学校、その他の教育機関から学位、卒業証書、証明書、または同様の賞を授与されたことを示す公式の学歴証明書
- 現在または過去の雇用主からの職業における少なくとも10年間のフルタイムの経験を証明する書類
- 職業免許または職業証明書
- 卓越した能力を証明するサービスに対して、給与またはその他の報酬を受け取ったことを証明する書類
- 職業団体の会員であること
- 同業者、政府機関、専門家または企業団体から、業績および業界または分野への多大な貢献が認められたこと
- その他、同等の資格証明

⁵⁰² U.S. Citizenship and Immigration Services, "Employment-Based Immigration: Second Preference EB-2", <https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/permanent-workers/employment-based-immigration-second-preference-eb-2>, (2022年8月6日閲覧)

<p>専門職、熟練・非熟練労働者</p>	<p>1. 請願書には、労働省から承認された個別の労働証明書を添付する必要がある</p> <p>2. 米国から正社員の求人</p> <p>3. 米国内で適格な労働者が得られない仕事を行うこと</p> <p>熟練労働者の場合：2年以上の職務経験、教育、または職務上の要件を満たす訓練を受けていること</p> <p>プロフェッショナルの場合：米国の学士またはそれに相当する外国の学位を有すること</p> <p>未熟練労働者の場合：一時的または季節的性質を持たない未熟練労働（2年未満の訓練または経験を必要とする）を行う能力を証明すること</p>
<p>EB-4 第四優先特別移民</p>	<p>1. 雇用主は、I-360 請願書（Petition for Amerasian, Widow(er), or Special Immigrant）を提出する必要がある</p> <p>2. 宗教関係者、青少年、特定の放送局員、G-4 国際機関／NATO-6 の退役将校、米軍メンバー、特定の医師、アフガニスタンまたはイラクの翻訳者、米国政府に雇用されるイラク人またはアフガニスタン人など、カテゴリーごとに特定の条件が規定されている⁵⁰³</p>
<p>EB-5 第五優先投資家</p>	<p>1. 投資家は、1990年11月29日以降に設立された新しい営利企業（または1990年11月29日以前に設立された場合は投資によって拡大された企業）に投資する必要がある</p> <p>2. 新規事業への投資は、米国で働く資格を持つ従業員10名以上のフルタイムポジションを創出する必要がある</p> <p>3. 最低投資額は180万米ドル（2億5020万円）</p> <p>4. 対象となる雇用地域への最低投資額は9百万米ドル（12億5100万円）</p>

（資料）U.S. Citizenship and Immigration Services（<https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/permanent-workers>）より弊法人作成。

② 非移民労働者

非移民ビザの種類別許可基準については図表 4-15 の通りである。

図表 4-15 非移民ビザの種類別許可基準

ビザの種類	許可基準
<p>CW-1：旧北マリアナ諸島連邦外国人労働者許可制度</p>	<p>1. 他の雇用に基づく非移民のステータスに不適格であること</p> <p>2. 北マリアナ諸島連邦での合法的滞在のみ</p> <p>3. 請願書は、北マリアナ諸島連邦でビジネスを行っている合法</p>

⁵⁰³ U.S. Citizenship and Immigration Services, "Employment-Based Immigration: Second Preference EB-4", <https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/permanent-workers/employment-based-immigration-fourth-preference-eb-4>, (2022年8月6日閲覧)

における労働者	<p>的な雇用主によって提出される必要がある</p> <p>4. 米国（労働省⁵⁰⁴）から承認された一時的労働許可証</p>
E-1 貿易家	<p>1. 条約加盟国の国民であること</p> <p>2. 取引会社は、条約国の国籍を有すること</p> <p>3. 高度な専門性を有すること</p> <p>4. 50%以上の貿易が米国と条約締結国の間で行われていること</p>
E-2C 北マリアナ諸島連邦限定の投資家	<p>1. 2009年11月28日以前に北マリアナ諸島連邦移民法に基づく長期投資家ビザで北マリアナ諸島連邦に入国した者であること</p> <p>2. 長期投資家の資格で北マリアナ諸島連邦に継続的に滞在していること</p> <p>3. 北マリアナ諸島連邦長期投資家資格の基礎となった投資を現在も継続していること</p> <p>4. E-2 北マリアナ諸島連邦投資家請願書による投資の維持を示す証拠</p>
E-2 投資家	<p>1. 条約国の市民権を有していること</p> <p>2. 事業の場合、少なくとも50%を条約国の国籍を有する者が所有していること</p> <p>3. 事業の運営を確実に成功させるために十分な投資額があること</p> <p>4. 申請者は、企業の開発・指導のために渡米すること</p>
E-3 オーストラリア出身の専門職労働者	<p>1. オーストラリア国籍であること</p> <p>2. 米国での合法的な雇用のオファー</p> <p>3. 応募者は専門職種にのみ位置づけられること</p> <p>4. 労働省から認可された労働条件申請書(LCA)</p> <p>5. 必要な学力（特定の専門分野における学士号以上の学位、またはそれと同等の学位）を有していること</p>
H-1B 高度な専門知識を必要とする分野での専門職	<p>労働省から認可された労働条件申請書(LCA)</p> <p>専門職の場合</p> <p>1. 特定の専門分野で学士号以上の学位を取得していること</p> <p>2. 高度に専門化した知識体系を理論的・実践的に応用すること</p> <p>3. 認定された大学において、専門職種で必要とされる米国の学士号または外国の同等の学位を取得していること</p> <p>4. 専門的な職業に従事することを許可するライセンス</p> <p>ファッションモデルの場合</p> <p>1. ファッションモデルとして優れた資質と能力を有する者</p>
H-2A 一時的農業	<p>1. 労働省による臨時労働許可証</p>

⁵⁰⁴ 米国内の雇用者が市民権・移民サービス局（USCIS）への申請に先駆けて労働省から外国人労働許可の発行を受ける。

<p>労働者 H-2B 非農業系臨時労働者</p>	<p>2. 申請者は、国務長官が指定する適格国の出身者でなければならない⁵⁰⁵</p> <p>3. 申立人から一時的または季節的な役割の仕事のオファーがあること (H-2A の場合のみ)</p> <p>4. 申請者は、一回限り/季節的/ピークロード/断続的な必要性のためにのみ雇用される (H-2B の場合のみ)</p>
<p>H-3 研修生または特別教育訪問者 (SEEV)</p>	<p>1. 申請者の母国では、提案された研修が受けられないこと</p> <p>2. トレーニングに関連しない生産的な仕事に従事していない</p> <p>3. 交流訪問者プログラムの詳細を記載した I-129 (雇用者または雇用予定者が非移民ビザを持つ労働者を雇用するために米国移民局に提出する請願書) を請願者が提出すること</p>
<p>I メディア、ジャーナリスト</p>	<p>1. 外国メディアの善意の代理人であることを示すこと</p> <p>2. 応募者の活動がメディアハウスの機能にとって不可欠なものであること</p> <p>3. 資格のある活動は、米国大使館の領事部によって決定される</p>
<p>L-1A 管理職や経営幹部の企業内転勤者 L-1B 専門知識を必要とする職種の企業内転勤者</p>	<p>1. 過去 3 年以内に、海外の同一事業者に 1 年間継続して雇用されていること</p> <p>2. 同一の雇用主に対して、役員または管理職としての職務 (L-1B の場合は専門的知識) を提供する必要がある</p> <p>3. 雇用主が外国企業と適格な関係を有していること</p>
<p>O-1 科学、教育、ビジネス、スポーツ、芸術の分野で卓越した能力を有する者、または映画・テレビ業界で卓越した業績を有する者</p>	<p>1. 国際的な評価や実績により、並外れた能力または実績を証明する必要がある</p> <p>2. 米国の雇用主は、必要な証拠とともに申請者のために I-129 を提出する必要がある</p>
<p>P-1A アスリートまたはアスリートグループの一員</p>	<p>1. 国際的に認知されたレベルの持続的な業績を必要とする</p> <p>2. また、競技者の支援に不可欠なサービスを提供する者にも適用される</p> <p>3. スポンサー/代理人は、I-129 を、相談書、出来事に関する説明、日付と共に提出する必要がある</p>
<p>P-2 相互交流プログラムに基づく公</p>	<p>1. 政府の相互交流プログラムに認定されていること</p> <p>2. 米国内のアーティストや米国外のエンターテイナーと同等の</p>

⁵⁰⁵ U.S. Citizenship and Immigration Services, "H-2A Temporary Agricultural Workers", <https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/temporary-workers/h-2a-temporary-agricultural-workers>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) .

演を行う実演家またはグループ	<p>スキルを有していること</p> <p>3. 正式な相互交流協定書のコピー、協議書、技能の裏付けとなる証拠とともに、I-129 を提出すること</p>
P-3 カルチュラル・ユニーク・プログラムに参加するアーティスト	<p>1. 応募者は、独自の民族的、民俗的、文化的、音楽的、演劇的、または芸術的パフォーマンスを開発、解釈、表現、指導する目的で到着すること</p> <p>2. 応募者の参加は、それぞれのアートフォームの理解や発展を促進するものである必要がある</p> <p>3. I-129za に、請願者と受益者の契約書のコピー、相談書、技能の裏付けを添えて提出すること</p>
Q 文化交流	<p>1. 申請は、文化交流プログラムを運営する適格な雇用主のみが行うことができる</p> <p>2. 文化的要素は申請者の職務の不可欠な部分でなければならない</p> <p>3. 18 歳以上、サービスまたはトレーニングの実施に必要な資格を有すること</p> <p>4. 自国の文化的属性について効果的に伝えることができること</p>
R-1 非移民宗教家労働者	<p>1. 牧師または宗教的職業に週 20 時間以上従事している</p> <p>2. 米国の非営利の宗教団体に就職</p> <p>3. 申請直前 2 年以上、米国内の真正な非営利宗教団体のメンバーであること</p>
TN NAFTA（北米自由貿易協定）プロフェッショナル	<p>1. 応募資格は、メキシコまたはカナダの市民であること</p> <p>2. 対象となる職業は、会計士、エンジニア、弁護士、薬剤師、科学者、教師など</p> <p>3. 米国の雇用主との間で、フルタイムまたはパートタイムの仕事を事前に取り決めていること</p> <p>4. カナダ市民はビザを必要とせず、カナダ市民であることを証明する書類が必要である</p>

(資料) U.S. Citizenship and Immigration Services (<https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/temporary-nonimmigrant-workers>) より弊法人作成。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度(受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。)等の有無及び詳細

① 外国人受入れのための滞在者労働市場テスト⁵⁰⁶

2005 年に開始されたプログラム評価審査プログラム (Program Electronic Review Management: PERM) は、雇用主が米国で永続的に働く外国人労働者を雇用すること

⁵⁰⁶ US Immigration, “What is a PERM application for Green Card?”, <https://www.usimmigration.org/faq/what-is-a-perm-application-for-green-card> (2022 年 8 月 6 日閲覧) ; “PERM Labor Certificate”, USA Immigration Lawyers PLLC, <https://usa-immigration-law.com/perm/> (2022 年 8 月 6 日閲覧) .

を可能にするものである。

PERM の下では、永住権保持者 (EB-2 および EB-3) の雇用予定者は、外国人労働者を受け入れるために国土安全保障省に請願書を提出する前に、労働長官に労働許可証を申請する必要がある。

労働許可証を申請する前に、雇用主は以下のことを確認する必要がある。

- 雇用主が外国人従業員を働かせようとする地域の当該職種の標準給与で、当該職務を引き受ける能力、資格、意思を持つ応募者が米国内に存在しないこと、および
- 外国人労働者を雇用することで、同様に雇用されている米国人労働者の賃金や労働条件に悪影響が及ぶことはないこと

上記の条件を満たし、ウェブサイトの印刷物、新聞広告のハードコピー、求人票などで証明されると、雇用主は労働許可証の手続を行うことができる。

PERM の場合、以下の資格条件を満たす必要がある。

- 求人は、正社員の募集であることが条件である。
- 米国人労働者が利用できる善意の求人がある。
- 仕事の条件は、米国でその職業に慣習的に必要とされるものに従わなければならないが、外国人労働者の資格に合わせることはできない。雇用主は、少なくとも雇用予定地域におけるその職業の一般的な賃金を支払わなければならない。

② 外国人受入人数枠

「家族関係 (Family-sponsored)」「雇用関係 (Employment based)」「多様性 (Diversity)⁵⁰⁷」の三種類の移民ビザについては、1990 年移民法に基づき数量的な制限を設けている。

「家族関係 (Family-sponsored)」は年間 48 万人の受入れ枠があり、ビザの割り当て数上限には 4 段階の優先順位が設けられている。米国民の直近の親族 (米国民の配偶者又は 21 歳未満の未婚の子供、21 歳以上の米国民の親) に数量制限は設けていないが、この人数枠から差し引かれる。この人数枠のうち 22 万 6,000 人は「直近の親族以外」に割り当てることが求められている⁵⁰⁸。

図表 4-16 家族関係 (Family-sponsored) ビザの割当数

カテゴリー	数値上限
家族関係 (Family-sponsored) 移民ビザの上限人数	480,000 人/年 ⁵⁰⁹

⁵⁰⁷ ビザ発給の多い国以外からの外国人に移民の機会を与えるため、コンピュータによるランダムな抽選によって発給している。2022 会計年度は 55,000 人を上限に、6 つの地域ごとに割り当て数が決められる。一つの国が当該ビザ発給数の 7% を超えてはならない。また、過去 5 年間に 50,000 人以上の移民を米国に送り出した国 (中国、韓国、ベトナム、ブラジル、インド、メキシコ等) は対象にならない

(Travel.State.Gov U.S. DEPARTMENT of STATE — BUREAU of CONSULAR AFFAIRS, https://travel.state.gov/content/dam/visas/Diversity-Visa/DV-InstructionsTranslations/DV-2022-Instructions-Translations/DV-2022-Instructions-and-FAQs_English.pdf)

⁵⁰⁸ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、pdf,p12

⁵⁰⁹ United States Code, "§1151.Worldwide level of immigration",

直近の親族	米国市民の配偶者、21歳未満の未婚の子供、21歳以上の米国市民の両親	上限なし (ただし、本人数枠の割当数が上限人数から差し引かれる)
直近の親族以外		226,000人 (上限人数のうち本人数枠は「直近の親族以外」に割り当てることが求められている)
第一優先	米国市民の未婚の子息・娘	23,400人を超えない数でビザが割り当てられ、第四優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第二優先	2A: 永住外国人の配偶者及び未成年の子。 2B: 永住外国人の未婚の子息・娘	114,200人を超えない数でビザが割り当てられ、第一優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第三優先	米国市民の既婚の子息・子女	23,400人を超えない数でビザが割り当てられ、第1・2優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第四優先	成人の米国市民の兄弟姉妹	65,000人を超えない数でビザが割り当てられ、第1・2・3優先枠で必要ないビザが割り当てられる

(資料) Travel.State.Gov U.S. Department of State Bureau of Consular Affairs

(<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=%28title%3A8+section%3A1153+edition%3Aprelim%29#>) より弊法人作成。

図表 4-17 雇用関係 (Employment based) ビザの割当数

カテゴリー	数値上限
雇用関係 (Employment based) 移民ビザの上限人数	140,000人 ⁵¹⁰

[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:8%20section:1151%20edition:prelim\)%20OR%\(granuleid:USC-prelim-title8-section1151\)&f=treesort&num=0&edition=prelim](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:8%20section:1151%20edition:prelim)%20OR%(granuleid:USC-prelim-title8-section1151)&f=treesort&num=0&edition=prelim), (2022年8月6日閲覧)。

⁵¹⁰ United States Code, "§1151.Worldwide level of immigration",

[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:8%20section:1151%20edition:prelim\)%20OR%\(granuleid:USC-prelim-title8-section1151\)&f=treesort&num=0&edition=prelim](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:8%20section:1151%20edition:prelim)%20OR%(granuleid:USC-prelim-title8-section1151)&f=treesort&num=0&edition=prelim), (2022年8月6日閲覧)

第一優先	芸術、科学、教育、ビジネス、スポーツの分野で並外れた能力を持つ人、優秀な教授や研究者、特定の多国籍企業幹部や管理職	全体の 28.6%を超えない数でビザが割り当てられ、第四・五優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第二優先	高度な学位を有する専門職、または科学、芸術、ビジネスにおいて卓越した能力を有する者	全体の 28.6%を超えない数でビザが割り当てられ、第一優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第三優先	2年以上の訓練または経験を積んだスキル不足の労働者、学士を持つ専門家	全体の 28.6%を超えない数でビザが割り当てられ、第一・二優先枠で必要ないビザが割り当てられる
第四優先	特別移民：宗教の聖職者、聖職者以外の宗教従事者、在外米国政府の特定の職員など	全体の 7.1%を超えない数でビザが割り当てられる（宗教関係者は 5,000 人に制限）
第五優先	雇用創出投資家	全体の 7.1%を超えない数でビザが割り当てられる（地方または高失業率地域の投資家に最低 3,000 人を確保）

(資料) Travel.State.GovU.S. Department of State Bureau of Consular Affairs
 (https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=%28title%3A8+section%3A1153+edition%3Aprelim%29#) より弊法人作成。

図表 4-18 H-1B、H-1B1、E-3 ビザ専門職労働者の割当数

カテゴリー		数値上限
H-1B	専門的な職業に就いている人、またはファッションモデルで、優れた功績と能力を持つ人	65,000 人 (加えて、上級学位免除者（米国の修士号以上を取得者に対する H-1B ビザの上限免除）：20,000 人)
H-1B1	チリ、シンガポールの専門職の労働者	チリ：1,400 人 シンガポール：5,400 人
E-3	オーストラリアからの専門職の労働者	10,500 人

(資料) U.S. Department of Labor (https://www.dol.gov/agencies/eta/foreign-labor/programs/h-1b) より弊法人作成。

③ 外国人の転職の制限について⁵¹¹

外国人の転職やその制限に関する規定は、移民及び国籍法第 204 条(j)に記載されており、

⁵¹¹ U.S. Citizenship and Immigration Services, "Chapter 5 - Job Portability after Adjustment Filing and Other AC21 Provisions", https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-7-part-e-

外国人労働者は、以下の条件が満たされた場合にのみ、転職が認められる。

- 申立先による雇用の申し出が継続中である。
- 申請者は、適格請願書に基づいて提供された雇用と同一または類似の職業分類において、請願書提出雇用主または別の米国雇用主からの新規雇用オファー、あるいは自営業に基づく新規オファーを受けていること
- 申請者とその雇用予定者は、申請者が合法的永住権を付与された後、一定期間内に、上記の継続または新規雇用オファー(自営業を含む)の下で雇用する意図を示すこと。

④ 外国人の状況を管理・報告するためのシステム⁵¹²

E-Verify は、国土安全保障省 (Department of Homeland Security) と社会保障庁 (Social Security Administration) により開発、導入されたシステムである。同システムを利用することで、インターネット上で、雇用者が被雇用者の就労資格等に問題がないか、無料で確認することが出来る⁵¹³。

移住者教育局では、移民学生のために、移民学生情報交換 (MSIX) プログラムが設置され、州から州へ移動し、複数の州の情報システムに記録を持つ移民児童の教育および健康情報を州が共有できるようになった。MSIX の利用は、学校への入学の適時性を高め、不必要な予防接種の発生を減らし、移民の子供たちの教育参加を高めることに貢献している。

移民税関捜査局では、最新のテクノロジーとケースマネジメントを活用し、特定のコンプライアンス要件に従うことを条件に拘束されない不法移民を綿密に監視する「拘束代替策・集中監視出頭プログラム (ATD-ISAP III)」を設立している。監視方法には、GPS 追跡、スマートフォンアプリケーション、本人のコンプライアンスレベルに応じた頻繁な自宅やオフィスへの訪問などがある。

(3) 永住・帰化の可否及び基準(永住許可を得るために必要な在位留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。)

① 永住権 (グリーンカード) 資格の有無⁵¹⁴

永住権保持者とは、米国の移民法に規定された米国における「永住者」の資格を持つ者である。永住権保持者には通常、「グリーンカード」とも呼ばれる永住権カードが与えられる。申請者は、資格要件に基づき、以下のいずれかのカテゴリーで永住権を取得すること

chapter-5, (2022年8月6日閲覧)。

⁵¹² U.S. Department of Homeland Security, "Immigration Data and Statistics", <https://www.dhs.gov/immigration-statistics>, (2022年8月6日閲覧) ; "ABOUT E-Verify", U.S. Department of Homeland Security, <https://www.e-verify.gov/about-e-verify>, (2022年8月6日閲覧) ;

"Migrant Student Records Exchange Initiative", Office of Elementary & Secondary Education, <https://oese.ed.gov/offices/office-of-migrant-education/migrant-student-records-exchange-initiative/>, (2022年8月6日閲覧) ;

"Detention Management", U.S. Immigration and Customs Enforcement, <https://www.ice.gov/detain/detention-management>, (2022年8月6日閲覧)

⁵¹³ 在アトランタ日本国総領事館、「E-Verify」、<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/everify.html> (2022年10月20日閲覧)

⁵¹⁴ U.S. Citizenship and Immigration Services, "Green Card Eligibility Categories", <https://www.uscis.gov/green-card/green-card-eligibility-categories>, (2022年8月6日閲覧)

ができる。

- 家族を通じたグリーンカード
- 雇用によるグリーンカード
- 特別移民としてのグリーンカード
- 難民・非難民の地位によるグリーンカード
- 人身売買や犯罪の被害者のためのグリーンカード
- その他のカテゴリーによるグリーンカード
- レジストリ⁵¹⁵によるグリーンカード

米国滞在中にグリーンカードを取得するための以下のような一般的な資格基準がある。

- I-485（永住権登録・地位変更申請書）を提出すること
- 過去に審査を受けて米国に入学、または、仮入学したことがあること
- I-485 の提出時に米国内に滞在していること
- 移民ビザを取得する資格があること

さらに、グリーンカード申請者の各カテゴリーには、満たす必要のある特定の資格基準⁵¹⁶がある。

② 帰化の可否⁵¹⁷

帰化は、移民が米国の市民になる方法である。毎年、米国政府は、以下の 7 つの条件に基づいて、何千人もの適格な候補者に帰化の資格を与えている。

- **永住権保持者としての期間**：永住権者として一定期間米国に滞在すること
- **継続的に滞在すること**：定期的に滞在し、長期にわたって米国を離れないこと
- **物理的に滞在すること**：特定の期間、米国に物理的に滞在していること
- **州または USCIS 地区での滞在時間**：州または USCIS 地区（USCIS によって定義され、USCIS の地区事務所の 1 つが管轄する地理的な地域）で一定期間滞在していること
- **善良な徳性を備えていること**：合法的かつ容認できる方法で行動していること
- **英語と公民**：基本的な英語と米国の歴史や政府に関する情報を知っていること
- **憲法への忠誠**：米国憲法の原則を理解し、受け入れること

⁵¹⁵ レジストリとは、1972 年 1 月 1 日以降に米国に滞在している特定の個人に対して、現在米国に不法滞在していてもグリーンカード（永住権）を申請できるようにする移民法の一項目である。以下の条件をすべて満たす場合、登録規定に基づいてグリーンカード（永住権）を取得する資格がある。

- ・ 1972 年 1 月 1 日より前に米国に入学している
- ・ 米国に入学して以来、継続して米国に居住している
- ・ 善良な人格者であること
- ・ 帰化（市民権）を取得する資格がない
- ・ 移民国籍法第 237 条における国外追放(deportable)に該当しない。INA 第 212 条に基づき、犯罪者、調達者、麻薬法違反者、密入学者等でないこと。

⁵¹⁶ 各カテゴリーの条件の詳細については、USCIS ウェブサイト (<https://www.uscis.gov/green-card/green-card-eligibility-categories>) を参照。

⁵¹⁷ 米国市民権・移民局, "Who Is Eligible for Naturalization?", <https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/chapter4.pdf>, pp.18-21, (2022 年 8 月 6 日閲覧)

帰化の条件は図表 4-19 の通りであり、申請者の 9 割が下記のカテゴリーに該当する。残りの 1 割は、申請者のタイプ（例：米国市民と結婚している、軍隊に所属している、米国船舶に勤務しているなど）によって、条件が異なる。

図表 4-19 帰化の条件

詳細	永住権保持者としての期間	継続的な滞在期間	米国における実質的な滞在期間	州または USCIS 地区での滞在期間	倫理観と良好な人格	英語と公民の知識	憲法への忠誠
18 歳以上で、特別な事情がない場合	5 年	6 か月以上米国を離れることなく 5 年間	30 か月	3 か月	必須	必須	必須

(資料) 米国市民権・移民局資料

(<https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/chapter4.pdf>) より弊法人作成。

③ 永住・帰化の資格基準（永住権を失わず海外に滞在できる期間とその手続の詳細）

518

帰化のための法律では、帰化希望者は、継続的な在留資格を維持するため、長い期間外国に滞在することができない。長期の外国滞在の場合には、継続的な在留資格に抵触しないよう、十分な根拠を示す必要がある。詳細は下表のとおりである。

図表 4-20 在留期間と永住権の喪失

海外滞在期間	継続的な在留資格への影響	その他の注意事項
6 か月未満	帰化に影響なし	-
6-12 か月	継続滞在条項の中断	滞在の継続を示すエビデンスが必要
12 か月以上	再入国許可を得ているにもかかわらず、継続的な滞在が困難であること	出国前に米国に滞在していた期間は、継続滞在期間としてカウントされないが、出国前の 364 日間は継続滞在の要件にカウントされる。

(資料) 米国市民権・移民局資料

(<https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/chapter4.pdf>) より弊法人作成。

(4) 永住資格を喪失する要件（一定の事由の発生により自動的に喪失する要件であるか、入国

⁵¹⁸"Who Is Eligible for Naturalization?",

<https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/chapter4.pdf>, p.22, (2022 年 8 月 6 日閲覧)

管理当局の調査・処分により当局側が喪失させるものであるか⁵¹⁹

永住外国人としての資格を失う要件としては、下記の通り、法律の運用による場合と、自発的な場合がある。

- 移民及び国籍法 212 条および 237 条に記載されている理由に基づいて移民審査官が最終的な退去命令を出した場合、その人は永住権を失う。その理由には以下のものがある。
 - グリーンカードの申請を承認した時点で、グリーンカードを取得する資格がなかったと判断された場合。
他の法律の規定により、グリーンカードを取得する資格がなかった場合。
 - 悪質な犯罪、重罪など有罪判決を受けた者
 - 登録の不履行および書類の改ざん
 - 公訴の有罪判決を受けた者
 - テロ組織との関わり
- 永住権が条件付きで付与された場合（移民及び国籍法 216 条に基づく結婚、移民及び国籍法 216A 条に基づく投資）、その後、条件を満たす際に詐欺行為があったことが判明した場合、その者の永住権は抹消される。
- 次のような場合、意図的に永住権を放棄することで、永住権を失うことがある。
 - 外国に移住し、そこに永住すること
 - 米国での納税申告で「非移民」であることを申告すること
 - 米国外での長期滞在

⁵¹⁹ U.S. Citizenship and Immigration Services, "Maintaining Permanent Residence", <https://www.uscis.gov/green-card/after-we-grant-your-green-card/maintaining-permanent-residence>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) ;
United States Code, "§1182.Inadmissible aliens", <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1182&num=0&edition=prelim>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) ;
United States Code, "§1227.Deportable aliens", <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1227&num=0&edition=prelim>, (2022 年 8 月 6 日閲覧)

4.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

4.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針⁵²⁰

外国人受入れに係る政策について、過去 30 年間、米国議会は合法的なビザ制度を改革・再構築するための新たな法案を通過させることができなかった。そのため、新しい政策の導入は、米国大統領による大統領令により行われてきたが、多くの場合、これら的大統領令は大統領の見解と嗜好を反映した内容となっている⁵²¹。

(1) オバマ政権

2012 年、オバマ政権の「Deferred Action for Childhood Arrivals (DACA)」において、無許可で子供時代に親と国境を越えた人たちを強制送還から保護するため、国外退去の一時的な免除を与える大統領令を発表した。また、移民税関捜査局と地方執行機関の間で結ばれた既存の 287(g)協定（連邦政府の監督の下で、特別な訓練を受けた州および地方の法執行官に特定の移民法執行機能を委任することを可能にするプログラム）を失効させる規制変更を実施した。

2013 年には、合法的移民制度の見直しを目的とした 2013 年国境安全・経済機会・移民近代化法が上院で可決されたものの、下院では審議されなかった。その後、オバマ政権は、米国市民の子供を持つ数百万人の無許可の親に同様の一時的救済を与えることを目的とした 2 つ目の大統領令を発表したが、この大統領令は 26 の州によって起こされた差止命令によって阻止され、命令は発効されることはなかった⁵²²。

2014 年 11 月の中間選挙の結果、連邦議会は上院、下院ともに共和党議員が過半数を占め、移民法改革の見通しが立たなくなったことから、オバマ大統領は **President Action**⁵²³ を発表した。内容としては、不法滞在状態の外国人の本国への送還の留保や、ホワイトハウス内における移民制度改革のための省庁横断的なタスクフォース設立などが含まれていた。不法滞在状態の外国人の本国への送還の留保の対象者は、5 年以上の米国滞在歴があり、子供が市民権を持つ、または合法的な滞在査証を有しており、犯罪歴がなく、かつ、納税の意志があつて登録した者に限定される⁵²⁴。

(2) トランプ政権

2017 年には、トランプ政権より 3 つの大統領令が発表された。1 つ目の大統領令では、

⁵²⁰ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、pp8-11

⁵²¹ The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences, 2020, “The Legal Landscape of U.S. Immigration: An Introduction”, <https://www.rsfsjournal.org/content/6/3/1>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

⁵²² The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences, 2020, “The Legal Landscape of U.S. Immigration: An Introduction”, <https://www.rsfsjournal.org/content/6/3/1>

⁵²³ **President Action** は、議会に対して法的効力を有する大統領令（Executive Order）と異なり、行政機関を通じて実行可能なものに限られる。双方ともに議会や裁判所によって覆すことが可能であるが、大統領令との異なる点として、**President Action** はより議論が必要な課題について、議会における議論と採決を促すことを目的としていることである。

⁵²⁴ 労働政策研究・研修機構、2018、「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」pp.85-86

国土安全保障省に対して、国境の壁の計画と建設、収容施設の増設、非市民の拘束・排除の全国展開、人道的仮釈放のケースバイケースでの適用、等を指示した。2 つ目の大統領令では、聖域都市（不法移民に対して寛容な政策をとっている自治体）が連邦政府から資金を受け取ることを禁止し、国土安全保障省に地元コミュニティとの 287(g)協定を再開させ、地元管轄区に拘束中の全ての不法移民に対する拘束を要求し、非市民送還の優先リストを拡大し、さらに 1 万人の移民税関捜査局捜査官を雇用し、治安向上を目指すとしていた。3 つ目の大統領令では、イラン、リビア、北朝鮮、ソマリア、シリア、イエメン、そしてベネズエラの一部の出身者への移民ビザを停止した。2020 年初頭、トランプ政権はナイジェリア、ミャンマー、エリトリア、キルギス出身の非市民の永住権取得につながるビザの停止を拡大し、スーダン、タンザニア出身の住民の多様性ビザプログラムへの参加も禁じた⁵²⁵。

(3) バイデン政権⁵²⁶

2021 年 2 月 2 日、バイデン政権は、外国人の統合、受け入れ、市民権取得を目的とした戦略の開発に焦点を当てた新しい大統領令を発表した。

① 基本方針

バイデン政権は、大統領令において、外国人の統合、受け入れ、市民権取得を目的とした戦略の開発に焦点を当てており、移民、難民、一時滞在労働者が給付金や政府サービスを円滑に利用できるように、法律や規制を合理化することを目指している。

バイデン政権では、不法移民に対して、条件付きで市民権の申請を可能にする移民法案の成立をめざしている。与党民主党は、幼少時に親とともに不法入国した「ドリーマーズ DREAMers」と呼ばれる若者を対象とした American Dream and Promise Act of 2021 や農業労働者を対象とした Farm Workforce Modernization Act of 2021 を提出し、2021 年 3 月 18 日に下院で可決されたが、上院における可決の見通しはたっていない⁵²⁷。

② 合法的移民制度への信頼回復

バイデン政権においては、合法的移民制度への信頼回復のため、国務長官、司法長官、および国土安全保障省長官は、上記の方針と矛盾する可能性のある、既存の規制、命令、指導文書、方針、およびその他類似の省庁の活動について、以下の方法で見直すとしている。

⁵²⁵ The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences, 2020, “The Legal Landscape of U.S. Immigration: An Introduction”, <https://www.rsjournal.org/content/6/3/1>

⁵²⁶ "Executive Order on Restoring Faith in Our Legal Immigration Systems and Strengthening Integration and Inclusion Efforts for New Americans", The White House, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/02/executive-order-restoring-faith-in-our-legal-immigration-systems-and-strengthening-integration-and-inclusion-efforts-for-new-americans/> (2022 年 9 月 6 日閲覧)

⁵²⁷ U.S. Congress, “American Dream and Promise Act of 2021”, <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/housebill/6/text/eh> (2022 年 7 月 11 日閲覧)
Farm Workforce Modernization Act of 2021 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/housebill/1603/text/eh> (2022 年 7 月 11 日閲覧)

- 移民給付金および公正で効率的な審査の利用を妨げている障害を特定し、適切かつ適法に合致するよう、これらの障害を取り除く方法について勧告する。
- 合法的な移民制度の利用を促進することができない機関の行動を特定する。
 - 国務長官、司法長官、国土安全保障長官はそれぞれ、上記の通り定められた政策を進めるためにそれぞれの機関が取る措置を記載した計画を大統領に提出しなければならない。
 - 上記計画の提出から 180 日以内に、国務長官、司法長官、国土安全保障長官はそれぞれ、計画に従って策定した計画の実施に向けたそれぞれの機関の進捗を説明し、計画の実施に懸念や障害がある分野を認識する報告書を経理に提出しなければならない。

③ 公職追放に関する省庁の措置に対する審査

国務長官、司法長官、国土安全保障長官、およびその他の関係省庁の長は、必要に応じて、移民国籍法第 212 条の公的責任による不許可事由および移民国籍法第 237 条の退去強制事由に関するすべての省庁の行動を見直すものとしている。また、公費負担政策の効果や意味を検討する際には、農務長官、保健福祉長官、住宅都市開発長官を含む関連省庁の長と協議するものとしている。

④ 帰化の促進

国務長官、司法長官、国土安全保障長官のもと、帰化プロセス（申請、指紋採取、身元調査、面接、公民・英語試験、忠誠宣誓）の包括的な見直し・改善を行い、現在の帰化手続に要する時間を大幅に短縮する。また、帰化手数料の引き下げや手数料免除の復活を含め、帰化手続をすべての有資格者がより利用しやすいものにする。

国務長官、司法長官、国土安全保障長官はそれぞれ、上記の帰化促進計画の実施の進捗状況、計画実施の障害、適格者が公平かつ効率的に帰化申請できるようにするために取り組むべき追加の懸念事項についての報告書を経理に提出する。

4.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

(1) 国内政策協議会（Domestic Policy Council , DPC）

バイデン政権の国内政策目標の策定と実施のための調整として、ホワイトハウスに国内政策協議会（Domestic Policy Council , DPC）が設けられている。国内政策協議会は、行政府の各省庁を招集し、難民を含む移民を歓迎し支援するための連邦政府の取組を調整し、州および地方の統合と包摂の取組を促進する。これらの目標を推進するため、DPC は、移民社会に影響を与える政策を実施する機関のメンバーを含む、新米国人に関するタスクフォースを召集している⁵²⁸。

⁵²⁸ "Executive Order on Restoring Faith in Our Legal Immigration Systems and Strengthening Integration and Inclusion Efforts for New Americans", The White House, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/02/executive-order-restoring-faith-in-our-legal-immigration-systems-and-strengthening-integration-and-inclusion-efforts-for-new-americans/>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

(2) 帰化ワーキンググループ (The Naturalization Working Group)

帰化を促進する国家戦略を策定するために、帰化促進に関する省庁間ワーキンググループ（帰化ワーキンググループ）を設けている。帰化ワーキンググループは国土安全保障省長官または同長官に指名された者が議長を務め、以下の機関の長または各機関の長が指名する高官で構成される⁵²⁹。

- 労働長官
- 保健福祉長官
- 住宅都市開発長官
- 教育省長官
- 国土安全保障省長官
- 社会保障局長
- ワーキンググループ議長が参加を要請したその他の機関の長

(3) パブリックコメント制度⁵³⁰

USCIS は、様々な外部関係者向けのイベントを開催し、USCIS のプログラムや政策について情報を共有し、フィードバックを得ている。また、USCIS の活動、懸念事項、追加情報の要請などに関する意見を収集するための専用メールアドレスである public.engagement@uscis.dhs.gov を開設し、満足度調査を代行する専門調査会社（Barbaricum）を雇用している。

(4) 外国政府との協議や二国間協定⁵³¹

税関・国境保安局（the United States Custom and Border Protection; CBP）は、オーストラリア、カナダ、英国、台湾、シンガポールなど 17 のパートナー国と協定を結び、外国人の米国への入国を円滑にするための取組を行っている。米国への入国を希望するパートナー国の国民は、CBP のウェブサイトからグローバル・エントリーに申請し、所定の料金を支払う必要がある。グローバル・エントリーの主な利点は、ペーパーワークが不

⁵²⁹ "Executive Order on Restoring Faith in Our Legal Immigration Systems and Strengthening Integration and Inclusion Efforts for New Americans", The White House, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/02/executive-order-restoring-faith-in-our-legal-immigration-systems-and-strengthening-integration-and-inclusion-efforts-for-new-americans/>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

⁵³⁰ "Citizenship and Civic Integration Resources for Local Governments", U.S. Citizenship and Immigration Services, <https://www.uscis.gov/outreach/upcoming-national-engagements>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

⁵³¹ "International Arrangements", U.S. Customs and Border Protection, <https://www.cbp.gov/travel/trusted-traveler-programs/global-entry/international-arrangements>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

"International Migration", U.S. Department of State, <https://www.state.gov/other-policy-issues/international-migration/>（2022 年 9 月 6 日閲覧）

要であること、手続の待ち時間がないこと、他国への入国が迅速であることなどである。

人口難民移住局（Bureau of Population Refugees, and Migration）は、二国間および多国間の外交と、能力開発プログラムを通じて、適切に管理された合法的な移民を促進するために活動している。また、国連、米州機構、欧州安全保障協力機構、経済協力開発機構、G7、G20 などの国際機関と協議し、移民に関する米国の優先事項を推進するために活動している。加えて、国境管理、データ共有、難民保護、人身売買や密入国対策に関する政府間協力を促進するため、世界各地の地域協議プロセスにも資金を提供している。

4.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

米国においては連邦政府が入国管理を管轄しており、永住および期限付き滞在の資格取得に関わる行政機関としては、労働省（Department of Labor）、国土安全保障省（Department of Homeland Security）、国務省（Department of State）がある。手続の順序としては、まず、労働省が労働市場テストを実施し、国土安全保障省が入国、滞在の許可を行い、国務省がビザの発給を行う。移民や帰化申請を処理する機能は、国土安全保障省の下にある市民権・移民サービス局（USCIS）が担っており、国境の規制や移民を取り締まる機能は国境・整備局（U. S. Customs and Border Protection）が担っている。また、雇用証明の認証に関する不服申し立てに関する機関は、ワシントン DC に置かれており、行政法審判官によって組織されている外国人雇用証明不服申立局（Board of Alien Labor Certification Appeals）が担っている⁵³²。

教育省では、移民や難民を対象とした英語教育プログラムと、これらの対象者の教育を支援するための助成金プログラムを実施しており、前者は成人教育・識字率向上局キャリア・技術・成人教育室（The Office of Career, Technical, and Adult Education, OCTAE, Division of Adult Education and Literacy）が、後者は移民教育局（the Office of Migrant Education, OME）が管轄している⁵³³。

また、前述した通り、国内政策協議会（Domestic Policy Council , DPC）では、行政府の各省庁を招集し、難民を含む移民を歓迎し支援するための連邦政府の取組を調整し、州および地方の統合と包摂の取組を促進する。これらの目標を推進するため、DPC は、移民社会に影響を与える政策を実施する機関のメンバーを含む、新米国人に関するタスクフォースを召集している。

また、帰化を促進する国家戦略を策定するために、帰化促進に関する省庁間ワーキンググループ（帰化ワーキンググループ）を設けている。

4.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分

⁵³² 独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」、<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2009/documents/058.pdf>

⁵³³ U.S. Department of Education ヒアリング及び入手資料；U.S. Department of Education, “Office of Migrant Education”, <https://oese.ed.gov/offices/office-of-migrant-education/>（2022年11月25日閲覧）

担、連携体制、財政的負担等)

後述の通り、労働力革新・機会法 (Workforce Innovation and Opportunity Act, WIOA) のもとで、移民や非移民に対する教育訓練プログラムが実施されている。

後述の「全国農業労働者仕事プログラム (National Farmworker Jobs Program, NFJP) は労働省雇用訓練局労働力投資室 (The Office of Workforce Investment, Employment and Training Administration, Department of Labor) が管轄している。同プログラムは移民や季節的農業労働者 (滞在資格のある外国籍の者を含む) を対象としており、労働省が米国とプエルトリコの地域組織や公的機関が実施する職業訓練に助成金を拠出し、必要なスキルの育成を支援している。NFJP のもとでは、連邦、州、地方のレベルでモニターアドボケート (Monitor Advocate System) ⁵³⁴が設けられており、それぞれのレベルで政府機関と連携を取りながら、提供されるサービスの品質管理や改善を行っている⁵³⁵。また、NFJP は公共職業安定所であるアメリカンジョブセンター (American Job Centers, AJC) ⁵³⁶の全国ネットワークのパートナーである。アメリカンジョブセンターはすべての求職者を対象に職業紹介や教区・職業訓練の紹介などのサービスを1か所で紹介するワンストップセンターであり、NFJP プログラムの対象者に対して、連邦、州、地方政府が出資するその他のプログラムの紹介等を行っている⁵³⁷。

米国労働省は、公共労働力制度 (Public Workforce System) というシステムのもと、連邦、州、地方政府が出資する機関やプログラムのネットワークを構築しており、NFJP もこのシステムに組み込まれている。公共労働力制度のもとでは、労働力とその質を確保するため、州および地方において労働力開発委員会 (Workforce Development Boards, WDBs) を組織している。同委員会は、企業、労働者、地域団体、公務員など、州および地方レベルの関係者が全面的に関与するよう設計されており、これらを通じて、制度運営に関する政策、解釈、指針、および定義を策定し、制度の形成に役立っている。州委員会は地方委員会を監督し、地方委員会はアメリカンジョブセンターを監督している⁵³⁸。

労働力革新・機会法のもとで実施されているプログラムとして、後述の成人教育・家庭識字法補助金プログラム (Adult Education And Family Literacy Act Grant Program) は、教育省成人教育・識字率向上局キャリア・技術・成人教育室 (The Office of Career,

⁵³⁴ Monitor Advocate System は、移民・季節労働者が American Job Centers が提供するキャリアサービス、技能開発、労働力保護を公平に利用できるようにし、彼らの生活・労働条件を改善するための連邦・州の監視システムである。

⁵³⁵ U.S. Department of Labor ヒアリング及び入手資料より

⁵³⁶ アメリカンジョブセンターは、求職者に対する包括的な支援を提供することを目的に、労働力投資法に基づいて設立され、2014年の労働力革新機会法によって再承認された。同センターでは、研修の紹介、キャリアカウンセリング、求人情報、および同様の雇用関連サービスを提供している。利用者は直接センターを訪れるか、オンラインまたはキオスクのリモートアクセスを通じてセンターの情報に接続することができる。アメリカンジョブセンターのシステムは、米国労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration, ETA) によって調整されている。

⁵³⁷ リクルートワークス研究所、2019年、「米国の労働政策」、[https://www.works-](https://www.works-i.com/research/university/item/wu_us2019_10.pdf)

[i.com/research/university/item/wu_us2019_10.pdf](https://www.works-i.com/research/university/item/wu_us2019_10.pdf); The Association of Farmworker Opportunity Programs (AFOP), “NATIONAL FARMWORKER JOBS PROGRAM Program Guide”, <https://www.fldoe.org/core/fileparse.php/5654/urlt/NFJP-ProgramGuide.pdf>

⁵³⁸ U.S. Department of Labor ヒアリング及び入手資料; The Association of Farmworker Opportunity Programs (AFOP), “NATIONAL FARMWORKER JOBS PROGRAM Program Guide”, <https://www.fldoe.org/core/fileparse.php/5654/urlt/NFJP-ProgramGuide.pdf>

Technical, and Adult Education, OCTAE, Division of Adult Education and Literacy, Department of Labor) が管轄しており、各州の教育局や専門学校、労働局などが補助金の申請窓口となっている。これらの窓口機関は各州において実施機関を選出するために競争入札を行い、選出された地域の教育機関や、ボランティア組織、高等教育機関、図書館等の教育機関等においてプログラムが実施される。また、教育省の独立した超党派の統計・調査・評価部門である教育科学研究所 (Institute of Education Sciences, IES) は各州における研究機関に対する資金提供や共同研究を実施し、同プログラムの評価を実施している⁵³⁹。

上述の通り、米国においては連邦政府が入国管理を管轄している一方で、入国後の支援について、米国の多くの州では新米国人のための部門 (Office for New Americans) が設置されており、移民や難民を対象に支援サービスが提供されている。ニューヨーク州の Office for New Americans では、ニューヨーク州に住む移民や難民を対象に、州の市民生活や経済活動に十分に参加できるよう英語教育や事業支援などの支援活動を実施している⁵⁴⁰。

4.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

① 概論

受入れ対象となる外国人労働者は、所定のスキルを取得している者や、米国人の労働者が確保できない職種で働く労働者であるが、非熟練移民労働者や難民らが言語の問題等により、十分な技能を身につけられず、低賃金労働から抜け出せない状況が社会問題化しており、こうした移民労働者を想定した職業訓練や語学教育が行われている⁵⁴¹。

英語の能力が十分でない移民、難民らに対する語学教育については、各州において、16歳以上で、現在学校に通っていない、高校卒業資格を持たない、または、雇用や経済的自立のために必要な知識や技能を持っていない人を対象とした中等教育レベル以下の教育機会を提供する成人教育・家庭識字法補助金プログラム (Adult Education And Family Literacy Act Grant Program) が実施されている。このプログラムは高校レベル以下の基礎能力指導、高校レベルの指導、英語リテラシーと市民教育、英語習得指導の4つの分野からなるプログラムで提供されている⁵⁴²。同プログラムは成人教育・家庭識字法 (the Adult Education and Family Literacy Act, AEFLA) と労働力革新・機会法 (Title II of the Workforce Innovation and Opportunity Act, WIOA) に基づき、連邦政府より補助金が提

⁵³⁹ U.S. Department of Education ヒアリング及び入手資料; U.S. Department of Education, “Adult Education & Literacy”, <https://aefta.ed.gov/> (2022年11月25日閲覧)

⁵⁴⁰ U.S. Department of Education ヒアリング及び入手資料; New York State, “Office for New Americans”, <https://dos.ny.gov/office-new-americans-0> (2022年11月25日閲覧)

⁵⁴¹ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

⁵⁴² Department of Education, “ADULT EDUCATION AND FAMILY LITERACY ACT GRANT PROGRAM ADMINISTERED BY THE DIVISION OF ADULT EDUCATION AND LITERACY”, <https://aefta.ed.gov/about-aefta> (2022年11月25日閲覧)

供されており、前者は成人教育・識字率向上局キャリア・技術・成人教育室（The Office of Career, Technical, and Adult Education, OCTAE, Division of Adult Education and Literacy）が補助金プログラムの管理を行っている⁵⁴³。

成人教育プログラムに対しては、2021 会計年度（2020 年 10 月～2021 年 9 月）において、連邦教育省に対して約 6 億 8 千万ドル（945 億 2 千万円）の予算が割り当てられた⁵⁴⁴。そのうち、約 6 億ドル（834 億円）が成人基礎教育および識字教育に関する州補助金（Adult Basic and Literacy Education State Grants）として、約 8 千万ドル（111 万 2 千円）が英語識字率向上および公民権教育に関する州補助金（English Literacy and Civics Education State Grants）として、各州に割り当てられている⁵⁴⁵。また、成人教育プログラムの実施事業者が受講者に対してサービス料を徴収することは義務付けられていないが、サービス利用者や利用団体のニーズに合わせてプログラム内容を調整する場合などはサービス料を徴収する場合がある⁵⁴⁶。

② ニューヨーク州における取組

全米最大の大都市であるニューヨーク市を擁するニューヨーク州の公立学校では、新しく転入する生徒の保護者に対し、家庭言語調査（Home Language Identification Survey）を実施している。同調査等の結果から、主に英語以外の言語を家庭で使用している生徒は、ニューヨーク州英語学習児童生徒検定テスト（New York State Identification Test for English Language Learners）を受験することになる。テストの結果、英語学習支援が必要な生徒（English language learner, ELL）と判定されると、市が提供するプログラムによる学習支援を受ける。

この教育プログラムの費用は、ニューヨークの州法「Commissioner Regulations」第 154 条に基づき、主に市や区などの資金によって賄われるが、州の援助（州のバイリンガルカテゴリー資金として知られ、英語に不自由のある（Limited English Proficiency, LEP）人を対象とした補助金）によっても補われる。また、ニューヨーク州では、州で特定された重要なニーズに対処するために、ニューヨーク州教育局のバイリンガル教育・世界言語局（New York State Education Department's Office of Bilingual Education and World Languages, OBEWL）によって管理される追加資金を認可している⁵⁴⁷。なお、2022-2023

⁵⁴³ U.S. Department of Education, "Adult Education and Literacy", <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ovae/pi/AdultEd/index.html>（2022 年 7 月 8 日閲覧）

U.S. Department of Education, "Adult Education and Literacy", <https://aefla.ed.gov/media/53/download>（2022 年 7 月 11 日閲覧）

⁵⁴⁴ U.S. Department of Education, "Department of Education Budget History Tables", <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww2.ed.gov%2Fabout%2Foverview%2Fbudget%2Fhistory%2Fedhistory.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>（2022 年 10 月 12 日閲覧）

⁵⁴⁵ U.S. Department of Education, "Fiscal Years 2021-2023 State Tables for the U.S. Department of Education", <https://www2.ed.gov/about/overview/budget/statetables/index.html>（2022 年 10 月 12 日閲覧）

⁵⁴⁶ National Archives, "PART 463 - ADULT EDUCATION AND FAMILY LITERACY ACT", [https://www.ecfr.gov/current/title-34/subtitle-B/chapter-IV/part-463#p-463.435\(b\)](https://www.ecfr.gov/current/title-34/subtitle-B/chapter-IV/part-463#p-463.435(b))（2022 年 12 月 12 日閲覧）

⁵⁴⁷ New York State Education Department, "English Language Learner and Multilingual Learner Regulations & Compliance", <http://www.nysed.gov/bilingual-ed/english-language-learner-and->

年度においては、約 1,850 万ドル（25 億 7150 万円）がバイリンガル教育補助金として、ニューヨーク州から提供されている⁵⁴⁸。

地区への指導・支援を通して、ELL へより良いサービスを提供するために、OBEWL は下記の取組を実施している⁵⁴⁹。

- 幼児教育における ELL のニーズに対応する
- ELL の支援のための第 2 言語としての英語と母語を教える教師を確保する学区に対して、必要な資源と技術支援を提供する
- 移住や養育環境など様々な原因により教育を受けた期間に空白期間がある ELL のための指導方針を策定する
- ELL の読み書き能力の発達を支援するためのコンテンツを作成する

ELL の生徒に対しては、市より以下 3 種類のプログラムが提供されている。

①二か国語同時教育課程（Dual Language program）

②国語移行二か国語教育課程（Transitional Bilingual Education）

③新しい言語としての英語（English as a New Language）

①、②ともに母語の言語能力を維持することを目標にしており、授業は英語および母国語で実施される。ただし、①のクラスは共通の母国語を話す ELL と英語が堪能な生徒で構成され、英語と母国語は同様に用いられることで、二か国語の読み書きと会話能力の習得や多文化に対する理解を深めることを目標としているのに対し、②においては、生徒の英語の習熟度に合わせて母国語による授業の割合が減り、英語中心の授業に移行していく⁵⁵⁰。③の新しい言語としての英語（English as a New Language）プログラムの目標は、生徒が英語を使いこなせるようになるのをサポートすることであり、教師は生徒と一緒に、生徒の母国語のサポートを使いながら、英語で話す、書く、読む、聞く能力を身につけるための指導を行う⁵⁵¹。なお、ELL を対象としたプログラムを担当する教員は、通常の教員免許のみならず、ニューヨーク州の ESOL（English for Speakers of Other Languages：他言語話者への英語）⁵⁵²やバイリンガル教育の資格が求められる⁵⁵³。

multilingual-learner-regulations-compliance（2022 年 10 月 13 日閲覧）

⁵⁴⁸ New York State, Division of the Budget, “DESCRIPTION OF 2022-23 NEW YORK STATE SCHOOL AID PROGRAMS”,

<https://www.budget.ny.gov/pubs/archive/fy23/ex/local/school/2223schoolaid.pdf>（2022 年 10 月 13 日閲覧）

⁵⁴⁹ New York State Education Department, “English Language Learner and Multilingual Learner Regulations & Compliance”, <http://www.nysed.gov/bilingual-ed/english-language-learner-and-multilingual-learner-regulations-compliance>（2022 年 10 月 13 日閲覧）

⁵⁵⁰ 自治体国際化協会、2022、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイドランスなどの実施状況について②（アメリカ）」

⁵⁵¹ New York City Department of Education, “Program Options”,

<https://www.schools.nyc.gov/learning/multilingual-learners/programs-for-english-language-learners>（2022 年 11 月 25 日閲覧）

⁵⁵² ニューヨーク州では、ESOL 教師として働くために、以下の条件を満たすことで、ESOL 認定証を取得することができる。

- 有効なニューヨーク州教員免許
- 大学での 12 時間の講座受講（読み書き能力の教授法、英語以外の言語を話す人への英語教授法）
- ESOL 分野テストの合格

http://www.nysed.gov/common/nysed/files/memo_supp_cert_content.pdf

⁵⁵³ 自治体国際化協会、2022、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイド

また、ニューヨーク州では、外国人児童生徒専門の教育機関を設置している。クイーンズ区では、主に移民の生徒への学業・生活上の支援を提供する公立学校として、「New Comer High School」が設立された。同校では、生徒の保護者を対象に、査証手続の説明会やパソコン等の技術教育に加えて、新生活への適応支援を実施している。学業面での支援に加えて、第二言語である英語の習得や、母国語の維持、自身の文化背景を理解するための講座も提供されている⁵⁵⁴。

③ 文化オリエンテーション⁵⁵⁵

文化オリエンテーションの目的は、難民が米国に定住して新しい生活に適応するために必要な知識、技能、態度を習得する機会を提供することである。文化オリエンテーションの対象者は、米国への定住が承認された15歳以上のすべての難民である。難民の文化オリエンテーションへの参加は強く推奨されているものの、その受講は強制ではない。一般的に、難民は定住を承認された後、米国への渡航前1か月以内に受講する人が多い。文化オリエンテーションの受講時間は難民のニーズによって異なるが、ほとんどの難民は16～21時間のオリエンテーションを受けているとされている⁵⁵⁶。

文化オリエンテーションは海外の定住支援センター（Resettlement Support Centers）⁵⁵⁷と米国に9つある定住機関（Resettlement Agencies）⁵⁵⁸で実施されている。海外の文化オリエンテーションプログラムの内容は、難民のためのガイドブック（Welcome to the United States: A Guidebook for Refugees）⁵⁵⁹を基に作成されている。このガイドブックは、英語以外に17か国語（アムハラ語、アラビア語、ミャンマー語、チン語、ダリー語、ファールシー語（ペルシャ語）、フランス語、カレン語、ルワンダ語、ルンディ語、ネパール語、ロシア語、ソマリ語、スペイン語、スワヒリ語、ティグリニャ語、ベトナム語）で提供されており、難民が米国で生活する最初の数か月に必要な基本的な情報を提供している。海外における文化オリエンテーションでは、以下の12トピックを取り上げている⁵⁶⁰。

- 出国前の手続と渡航
 - 出国前から移住先への到着までの乗り継ぎ手続の各段階に関する理解
- 定住機関の役割

ンスなどの実施状況について②（アメリカ）」

⁵⁵⁴ 自治体国際化協会、2022、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイド」

ンスなどの実施状況について②（アメリカ）」

⁵⁵⁵ Cultural Orientation Resource Exchange, “About Cultural Orientation”,

<https://coresourceexchange.org/about-cultural-orientation/>（2022年11月29日）

⁵⁵⁶ Cultural Orientation Resource Center, “Orientation FAQs”,

<http://www.culturalorientation.net/providing-orientation/faqs>（2022年11月30日閲覧）

⁵⁵⁷ 定住支援センター（Resettlement Support Centers）は、国務省との米国難民認定プログラム

（The United States Refugee Admissions Program, USRAP）に基づき、国際機関または非政府組織で構成されている。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/refugees-and-asylum/usrap>

⁵⁵⁸ 定住機関（Resettlement Agencies）は、米国難民認定プログラム（The United States Refugee Admissions Program, USRAP）において米国政府と協力関係にある非営利組織である。

⁵⁵⁹ Cultural Orientation Resource Exchange, “Welcome Guides”,

<https://coresourceexchange.org/welcome-guides/>（2022年12月22日）

⁵⁶⁰ Cultural Orientation Resource Center, “Overseas CO”,

<http://www.culturalorientation.net/providing-orientation/overseas#6>（2022年11月30日閲覧）

- 難民を担当するケースマネージャーと他の定住機関スタッフの役割の理解
- 定住機関から受ける支援内容
- 住居
 - 住宅の種類と費用
 - 低コストの住宅を探す方法
 - 住宅の賃貸契約と法律
- 健康
 - 出身国の医療と対比した米国の医療に関する基礎知識
 - 健康保険
- 文化的適応
 - カルチャーショック
 - 利用可能な地域における支援
 - 家族の役割の変化
- 権利と責任（米国の法律）
 - 難民の家族と地位に関する規制
 - 難民が遭遇する一般的な法的問題（無免許運転など）
 - 米国の習慣と対立する可能性のある文化的慣習
 - 家庭内暴力に関する法律
- 雇用
 - 早期自立の重要性
 - 求職活動
 - 就職面接
 - 米国での仕事の種類
 - 給与控除
 - 雇用手当
 - 雇用に必要な法的書類
- 教育
 - 米国における大人と子供の教育機会
- 英語の学習
 - 英語を学ぶことの重要性
 - 英語を学ぶことで定住を円滑にする方法
- お金の管理
 - 毎月の予算の概念と実践例
 - 米国の銀行システム
 - お金の節約方法
- 地域社会サービス
 - 地域の社会サービス
 - 公的支援
 - 難民が利用できる民間のサービス
 - 宗教施設や公園やレクリエーションセンター、図書館、その他の施設に関する情

報

- 交通手段
 - 難民が地域で利用できる交通手段
 - 自動車の所有と運転に関する法律や情報

米国に入国後は、米国に 9 つある定住機関のうちの一つに割り当てられ、それらの機関においてオリエンテーションが実施される。難民は、到着後 5 営業日以内に住居と身の安全に関するオリエンテーションを、到着後 30 日以内に他のトピックに関するオリエンテーションを受けることが義務付けられている⁵⁶¹。国内の文化オリエンテーションで扱うべきとされている必須事項は以下の通りであるが、オリエンテーション実施機関は、参加者のニーズや特性、定住先地域コミュニティに合わせて、内容や提供方法を調整している⁵⁶²。

- 定住機関の役割
- 英語学習
- 公的支援
- 米国の法律
- 定住地域のコミュニティ
- 雇用
- 健康
- お金の管理
- 住居
- 衛生規範・公衆衛生
- 防犯・安全対策
- 文化的適応
- 教育
- 交通手段

保健福祉省（Department of Health and Human Services）難民定住局（The Office of Refugee Resettlement, ORR）では、海外の定住支援センターと米国の定住機関およびその関連機関で働く文化オリエンテーションプログラムおよびスタッフ間の連携を強化するための技術支援プログラムである Cultural Orientation Resource Exchange (CORE) を提供している。CORE は、国内および海外の文化オリエンテーション提供者だけでなく、難民を地域社会に迎え入れる組織に対して、情報提供や教材提供を行っている⁵⁶³。

日本の特定技能外国人を対象とした生活オリエンテーションと比較すると、オリエンテーションで提供する内容について、金融機関や医療機関、交通機関の利用方法や違法とな

⁵⁶¹ Cultural Orientation Resource Center, “Orientation FAQs”,
<http://www.culturalorientation.net/providing-orientation/faqs> (2022 年 11 月 30 日閲覧)

⁵⁶² Cultural Orientation Resource Exchange, “Cultural Orientation Objectives and Indicators”,
<https://coresourceexchange.org/curriculum-lesson-plans/#objectives-indicators> (2022 年 11 月 29 日)

⁵⁶³ Cultural Orientation Resource Exchange, “About Cultural Orientation”,
<https://coresourceexchange.org/about-cultural-orientation/> (2022 年 11 月 29 日)

る行為などの生活に関する情報提供を行っているなど類似する部分がある一方で、オリエンテーションの対象者が難民のみとなっている点やオリエンテーションの受講が任意となっている点、入国前後でオリエンテーションを実施している点などが相違点としてあげられる。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

① 外国人向けの情報発信

【連邦政府の取組】

市民権・移民サービス局 (the United States Citizenship and Immigration Service; USCIS) のウェブサイトである多言語リソースセンター (Multilingual Resource Center) では市民権やグリーンカード、詐欺に関する報告、移民関連詐欺の回避方法や人道的プログラム等についての情報を以下の 35 言語で提供している⁵⁶⁴。

- アムハラ語
- アラビア語
- アルメニア語
- アメリカ手話
- ベンガル語
- 点字
- ミャンマー語
- 中国語
- クレオール語
- ダリー語
- フランス語
- ハイチ語
- ヒンディー語
- インドネシア語
- イタリア語
- ベンベ語
- ルワンダ語
- キスワヒリ
- 韓国語
- マレー語
- ネパール語
- パシュトゥー語
- ポーランド語
- ポルトガル語
- パンジャブ語

⁵⁶⁴ U.S. Citizenship and Immigration Services, “Multilingual Resource Center”, <https://www.uscis.gov/tools/multilingual-resource-center> (2022 年 12 月 12 日閲覧)

- ロヒンギャ語
- ロシア語
- ソマリ語
- スペイン語
- スワヒリ語
- タガログ語
- ティグリニャ語
- ウクライナ語
- ウルドゥー語
- ベトナム語

教育省では、移民、難民、亡命者の学生とその家族を対象に、教育に関する情報をまとめたウェブサイトを開示している。ウェブサイトは英語で作成されているが、非英語話者を対象に、スペイン語や中国語、ベトナム語、韓国語での無料の翻訳サービスを提供している⁵⁶⁵。

日本の外国人生活支援ポータルサイトでは、主に日本での生活・就労に関して、15の言語で「生活・就労ブック」の情報を提供しているが、米国においては、上述の通り、国務省市民権・移民サービス局や教育省が各省に関連する内容について個別に多言語での情報発信を行っている。

【ニューヨーク州の取組】

就学中の児童の保護者と学校側とのコミュニケーションにおける言語的な支援として、ニューヨーク州では、支援員の派遣を実施している他、市教育局のウェブページに掲載している保護者向けの就学ガイドを、25か国語（英語、アラビア語、ベンガル語、ミャンマー語、中国語簡体字、中国語繁体字、フランス語、ドイツ語、ハイチ語、ヒンディー語、イタリア語、日本語、カレン語、韓国語、ネパール語、ポルトガル語、パンジャブ語、ロシア語、ソマリ語、スペイン語、スワヒリ語、ウクライナ語、ウルドゥー語、ウズベク語、ベトナム語）で作成・公開している⁵⁶⁶。

ニューヨーク州教育局のバイリンガル教育・世界言語局（New York State Education Department's Office of Bilingual Education and World Languages, OBEWL）は、ニューヨーク州内において、多言語学習者（Multilingual Learners）と英語学習者（English Language Learners）を対象とした様々なサービスを提供している組織のリストを含む「移民のための地域密着型組織へのガイド」を作成している。各組織は、さまざまなサービスを提供しており、これらのサービスの中には、アドボカシーとコミュニティへの参加、へ

⁵⁶⁵ Department of Education, “Educational Resources for Immigrants, Refugees, Asylees and other New Americans”, <https://www2.ed.gov/about/overview/focus/immigration-resources.html> (2022年12月12日閲覧)

⁵⁶⁶ 自治体国際化協会、2022、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイドンスなどの実施状況について②（アメリカ）」

ルスケアと保険、住宅、労働と雇用、法律サービスと合法的な地位⁵⁶⁷、公的支援、安全、若者と教育などが含まれている。同リストは、ニューヨーク州の地域別に構成されている⁵⁶⁸。

② 外国人向けの相談体制

【全米人身取引ホットライン】

国務省のウェブサイトでは、米国で働く一時滞在労働者の権利保護を目的としたホットライン（National Human Trafficking Hotline）を紹介している。このホットラインは、非政府組織が運営する秘密厳守のホットラインで、24時間365日稼働している。200以上の言語に対応しており、電話相談の際には名前や身分を明かす必要はなく、訓練を受けた専門家が対応を行っている⁵⁶⁹。

国務省のウェブサイトでは、米国で働く一時滞在労働者の権利を説明するためのパンフレットを以下の50言語で紹介している。また、そのうち20の言語では、パンフレットの内容を紹介する字幕付き動画が提供されている⁵⁷⁰。

字幕付き動画のある言語	その他の言語
アラビア語、アゼルバイジャン語、ブルガリア語、カスティール語（スペイン語）、中国語繁体字、クロアチア語、ダリー語、英語、フィリピン・タガログ語、フランス語、ヒンディー語、日本語、ネパール語、ポルトガル語、ルーマニア語、セルビア語、スペイン語、タイ語、トルコ語、ベトナム語	アルバニア語、アムハラ語、ベンガル語、ボスニア語、ブラジル・ポルトガル語、中国語簡体字、チェコ語、ファールシー語（ペルシャ語）、ドイツ語、ギリシャ語、ハイチ・クレオール語、ヘブライ語、ハンガリー語、インドネシア語、イタリア語、カンナダ語、韓国語、リトアニア語、マラヤーラム語、モンゴル語、ポーランド語、パンジャブ語、ロシア語、スロバキア語、スワヒリ語、タミル語、テルグ語、チベット語、ウクライナ語、ウルドゥー語

パンフレットには一時滞在労働者のニーズに合わせた情報サイトが掲載されている。パンフレットで紹介されている項目は以下の通りである。

図表 4-21 パンフレットで紹介されているウェブサイト

項目名	ウェブサイト
-----	--------

⁵⁶⁷ 米国市民または外国人であり、米国での永住または一時居住を合法的に認められた者、米国での条件付永住資格を有する者、米国での亡命申請が承認された者、または難民として米国に入国した者である。

⁵⁶⁸ New York State Education Department, “A Guide to Community-Based Organizations for Immigrants,” <http://www.nysed.gov/bilingual-ed/guide-community-based-organizations-immigrants> (2022年8月8日閲覧)

⁵⁶⁹ Department of States, “Rights and Protections for Temporary Workers”, <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/temporary-workers.html> (2022年12月12日閲覧)

⁵⁷⁰ Department of States, “Rights and Protections for Temporary Workers”, <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/temporary-workers.html> (2022年12月12日閲覧)

人身取引	www.state.gov/j/tip
職場での差別を受けない権利、および差別訴訟を提起する権利	www.eeoc.gov
職場の安全への権利等	https://www.osha.gov/
未払いの賃金を雇用主から得る方法	webapps.dol.gov/wow
賃金に関する苦情の申し立て方法を含む、公正な支払いを受ける権利	www.dol.gov/WHD/immigration
市民権資格を理由とする差別を受けない権利と差別に関する苦情申し立ての権利	www.justice.gov/crt/filing-charge
給与や労働条件を改善するために他の労働者と結束する権利	www.nlr.gov
健康保険に対する権利、義務、免除事項	localhelp.healthcare.gov

(資料) United States Department of State

(<https://travel.state.gov/content/dam/visas/LegalRightsandProtections/Wilberforce/Wilberforce-JAP-332017.pdf>) より弊法人作成。

(1) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

① 「乳幼児期」、「学齢期」

子供の教育について、教育省の管轄の下、各州の教育省や教育委員会が連邦政府の助成金により、外国人の子弟に対する教育を進めている⁵⁷¹。教育省成人教育・識字率向上局キャリア・技術・成人教育室(The Office of Career, Technical, and Adult Education, OCTAE, Division of Adult Education and Literacy)は、成人教育、識字率向上、職業・技術教育、コミュニティカレッジに関連するプログラムを管轄している。成人教育・識字率向上部門は、成人が就職や経済的自立のために必要な知識や技能を習得し、中等教育修了、家庭生活の充実、市民権の獲得、職業訓練や再訓練プログラムへの参加などの恩恵を受けられるようにすることを責務としている。職業・技術教育部門は、すべての児童が学問的・技術的な能力を身につけ、21世紀の世界経済における専門的で賃金及び需要が高い職業に就くための支援を行っている。また、若者や成人の高等教育へのアクセスを拡大し、人材開発を進める上で、コミュニティカレッジの役割強化を推進する役割を担っている⁵⁷²。

また、教育省移民教育局(Office of Migrant Education)では、移民の子供、若者、農業従事者、漁師、およびその家族に教育機会を提供し、学業における成功を実現するため、以下の助成金プログラムを提供している⁵⁷³。

- 移民大学支援プログラム(College Assistance Migrant Program, CAMP)：移住または季節労働者(またはその子弟)で、高等教育機関の学部1年次に在籍する学生を支

⁵⁷¹ 労働政策研究・研修機構、2018、「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」、p.95

⁵⁷² U.S. Department of Education, “Office of Career, Technical, and Adult Education”, <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ovae/index.html> (2022年11月25日閲覧)

⁵⁷³ U.S. Department of Education, “Office of Migrant Education”, <https://oese.ed.gov/offices/office-of-migrant-education/> (2022年11月25日閲覧)

援する。

- 高校卒業資格プログラム (High School Equivalency Program, HEP) : 16 歳以上で現在学校に通っていない移民・季節労働者 (またはその子女) が、高校卒業資格に相当するものを取得し、その後就職するか、中等後教育・訓練を開始できるよう支援する。
- タイトル I パート C⁵⁷⁴、移民教育プログラム (Title I, Part C: Migrant Education Program, MEP) : 農漁業に従事するために移住してきた家族の子弟のための学業および支援サービスに資金を提供する。
- MEP コンソーシアム奨励金プログラム (MEP Consortium Incentive Grant (CIG) Program) : このプログラムは、米国への移住等を理由に教育を受けた期間に空白期間がある児童を対象としたサービスの改善に努める州の教育機関に対して資金提供を行う。

【外国人の子供の不就学問題】

日本の外国人の不就学の背景の一つとして、日本では外国人児童には教育の義務がないことがあると考えられる。一方で、米国に居住するすべての子供たちは、本人または親の国籍、市民権、移民権の有無にかかわらず、公立の初等・中等教育を平等に受ける権利がある。これには、最近米国に到着した同伴者なしの子供も含まれる⁵⁷⁵。

② 青壮年期

移民・季節労働者とその扶養家族に対する職業訓練制度として、全国規模で運営される「The National Farmworker Jobs Program (NFJP)」というサービスプログラムがあり、移民・季節労働者とその家族がより大きな経済的安定を達成できるよう、米国とプエルトリコの地域組織や公的機関に対して、連邦労働省が 53 のキャリアサービス・トレーニング助成金 (雇用・トレーニング助成金とも呼ばれる) と 9 つの住宅助成金を提供している⁵⁷⁶。このプログラムは、移民・季節労働者が農業分野の仕事を獲得、維持、昇進するため、または新しいキャリアを始めるために必要なスキルの習得を支援しており、地域団体や州の労働力機関と提携して実施されている。NFJP は 1964 年公民権法の下で設立され、現在は労働力革新・機会法 167 条の下で認可されている⁵⁷⁷。

⁵⁷⁴ 移民教育プログラムは、1966 年改正初中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act, ESEA) の第 1 章における、米国内の経済的に恵まれない生徒を支援するための枠組みに盛り込まれている。

⁵⁷⁵ U.S. Department of Education, “Educational Services for Immigrant Children and Those Recently Arrived to the United States”, <https://www2.ed.gov/policy/rights/guid/unaccompanied-children.html> (2022 年 12 月 19 日閲覧)

⁵⁷⁶ U.S. Department of Labor, “OFFICE OF WORKFORCE INVESTMENT Fact Sheet”, https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ETA/Farmworker/pdfs/NFJP_Fact_Sheet_October_2021_Final.pdf (2022 年 8 月 21 日閲覧)、p.2

⁵⁷⁷ U.S. Department of Labor, “OFFICE OF WORKFORCE INVESTMENT Fact Sheet” https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ETA/Farmworker/pdfs/NFJP_Fact_Sheet_October_2021_Final.pdf (2022 年 7 月 8 日閲覧)、p.1

Employment And Training Administration, United States Department Of Labor, “QUARTERLY WORKFORCE SYSTEM RESULTS”, p.18 (2022 年 10 月 14 日閲覧)

2022年のプログラムでは、米国各州（アラスカ州とコロンビア特別区を除く）とプエルトリコに対して、総額 88,160 千ドル（122 億 5424 万円）の NFJP キャリアサービス・トレーニング助成金と総額 6,447 千ドル（8 億 9613 万円）の NFJP 住宅助成金が労働省から提供された⁵⁷⁸。

労働力革新・機会法の下で実施されるプログラムの効果測定指標として、以下の項目が採用されている。

- 雇用率（プログラム修了後第 2 四半期）：プログラム修了後、第 2 四半期に助成金のない雇用⁵⁷⁹に就いた参加者の割合
- 雇用率（プログラム修了後第 4 四半期）：プログラム修了後第 4 四半期に助成金のない雇用⁵⁷⁹に就いた参加者の割合
- 収入：助成金のない雇用⁵⁷⁹に就いたプログラム参加者が、プログラム修了後第 2 四半期に得た収入の中央値
- 雇用主へのサービス提供の効果：州は、以下の 3 つのアプローチのうち 2 つを選択する必要がある
 1. リテンション（人材の流出を防止するための施策）
 2. リピーター（過去 3 年以内にサービスを利用した雇用主の割合）
 3. 雇用主普及率（州内の全雇用主のうち、サービスを利用している雇用主の割合）
- 資格取得率：参加中またはプログラム修了後 1 年以内に、公認の中等後教育資格または中等学校卒業資格を取得した参加者の割合
- 測定可能なスキルの向上：プログラム参加年度中に、資格取得または雇用につながる教育を受け、測定可能な向上を達成した参加者の割合

③ 高齢期

高齢期の外国人はメディケアプログラム（高齢者および障害者向け公的医療保険制度であり、連邦政府が管轄している社会保障プログラム）とサプリメント・セキュリティ・インカム（障害児、障害者、65 歳以上の米国市民・国民に現金を支給するプログラム）を利用することができる。これらのプログラムを受けるには、適格な移民資格（または市民権）を有し、居住地、職歴、障害判定、収入などの給付プログラムの要件を満たす必要がある。これらの条件は州によって異なる場合がある⁵⁸⁰。メディケアは、4 つのプログラム（パート A（入院費用などの病院保険）、パート B（外来診療などの補足的医療保険）、パート C（メディケア・アドバンテージ）、パート D（外来処方薬給付））に分かれている。これら 4 つのプログラムはそれぞれ財源が異なっているが、メディケア全体としては、連邦政府

⁵⁷⁸ U.S. Department of Labor, “National Farmworker Jobs Program Fact Sheet”, https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ETA/Farmworker/pdfs/NFJP_Fact_Sheet-September_2022_Final_9-1-22.pdf（2022 年 10 月 13 日閲覧）

⁵⁷⁹ 民間企業または公的機関において、個人を雇用するための賃金および費用の一部または全部を相殺する公的資金による補助金を雇用主が受けていない雇用

⁵⁸⁰ American Bar Association, “Older Immigrants' Rough Road Map to Public Benefits”, https://www.americanbar.org/groups/law_aging/publications/bifocal/vol-40/volume-40-issue-6/older-immigrants/（2022 年 9 月 6 日閲覧）

の一般会計と給与税で大半が賄われている⁵⁸¹。

なお、介護・年金等の社会保険に関する外国人への制度周知方法について、民間医療機関のウェブサイトにおいて、外国人を対象としたメディケアに関する多言語対応のウェブサイト⁵⁸²を確認することはできたが、公的な取組としてメディケアの周知を行っている情報媒体については確認できなかった。

(2) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

【外国人を支援する専門人材】

日本では、公的な日本語教師の資格はないが、主に留学生を対象として日本語を教える法務省告示機関で教員になる場合は、一定の要件を満たす必要がある。また、地域日本語教室においては、この要件を満たす「有資格者」が教える場合もあるが、資格を持たないボランティアが教える場合もある。一方、ニューヨーク州の公立学校では、英語学習支援が必要な生徒（English language learner:ELL）を対象としたプログラムを担当する教員は、通常の教員免許のみならず、ニューヨーク州の ESOL やバイリンガル教育の資格が要求される⁵⁸³。

【外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等】

(1)外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育で記載した通り、ニューヨーク州の公立学校では、新しく転入する生徒の保護者に対し、家庭言語調査（Home Language Identification Survey）を実施しており、家庭において使用している言語について調査を実施している。

上記の他、一定期間に国境で逮捕された人の特徴から、合法的永住権（LPR）取得から市民権取得までの間の移民の州間移動に関する報告まで、幅広く様々なトピックに関する移民統計ファクトシートを発表している。また、大統領、長官、議会の指令に応じた特別報告書も発行されている。加えて、国土安全保障省は、各会計年度に米国を離れると予想される外国人旅行者の出国および超過滞在に関するデータを国別に提供するために、出入国超過滞在報告書を作成している⁵⁸⁴。

【啓発月間】

2014年以降、毎年6月に、移民が米国内の地域社会にもたらした貢献を振り返り、称え

⁵⁸¹ 大和総研、2014年、「米国の公的医療保険、メディケア（その1）」、https://www.dir.co.jp/report/research/economics/usa/20141027_009074.pdf, pp2-3

⁵⁸² Medicare Plans, “Medicare Resources for Immigrant Populations”, <https://www.medicareplans.com/medicare-coverage-resource-of-immigrant-populations/>（2022年12月19日閲覧）

⁵⁸³ 自治体国際化協会、2022年、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイドダンスなどの実施状況について②（アメリカ）」

⁵⁸⁴ "Immigration Data and Statistics", U.S. Department of Homeland Security, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics>（2022年8月6日閲覧）；"ABOUT E-Verify", U.S. Department of Homeland Security, <https://www.e-verify.gov/about-e-verify>（2022年9月6日閲覧）

るために、移民ヘリテージ月間（Immigrant Heritage Month）を開催している。この月間は、移民や難民が自らのバックグラウンドを探求し、称える機会を提供するとともに、多様性と移民がともに米国の社会基盤にとって不可欠な要素であることを認識させることを目的としている⁵⁸⁵。移民ヘリテージ月間には、ホワイトハウスが移民をルーツに持つ政府関係者や一般の米国人のストーリーを紹介するブログの掲載⁵⁸⁶や州において移民コミュニティを招いたイベント⁵⁸⁷などが開催されている。2022年に開催されたイベントの例としては以下の通りである。

- フィラデルフィア・ラテン映画祭
- フィリピン国旗掲揚（第124回フィリピン独立記念週間を記念し、フィリピン人執行評議会が自国の国旗を掲揚する）
- アフリカン・ビジネス・ラウンドテーブル
- シュガーケーン・フェスティバル（Asociación de Puertorriqueños en Marcha (APM) 主催のプエルトリコにおけるサトウキビ作物の歴史的意義を称えるイベント）
- 中国文化祭（中国文化に関するパフォーマンス（獅子舞、書道、絵画、伝統楽器、民族舞踊、中国茶道、カンフーパーフォーマンス、京劇など）の実施）

⁵⁸⁵ "Remitly celebrates #ImmigrantHeritageMonth", Remitly, <https://blog.remitly.com/global-community/remitly-celebrates-immigrantheritagemonth/>（2022年8月6日閲覧）

⁵⁸⁶ The White House, "Immigrant Heritage Month – Celebrating Immigrants' American Stories", <https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2015/06/05/immigrant-heritage-month-celebrating-immigrants-american-stories>（2022年11月25日閲覧）

⁵⁸⁷ City of Philadelphia, "Immigrant Heritage Month 2022", <https://www.phila.gov/spotlight/immigrant-heritage-month-2022/>（2022年11月25日閲覧）

4.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

4.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響(自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。)

全米科学・工学・医学アカデミー⁵⁸⁸の報告書では、外国生まれの労働者は、長期的には経済にとって正味のプラス成長を返すと結論付けている。報告書の予測によると、今後 75 年間、米国における移民の財政的影響は、おそらく連邦レベルでは純増であるが、州や地方レベルでは概してマイナスであった。この違いは、州や地方政府が移民の教育費を負担しているにもかかわらず、徴税によってその費用をあまり回収できないために生じる、と報告書は述べている。

同報告書では、移民の受入れは労働者の賃金や雇用に影響を与えたが、こうした悪影響は移民一世や米国生まれの高校中退者に限られたものであり、移民一世が、主に州や地方レベルで政府コストの上昇を招いた一方で、移民二世は財政・経済への貢献度が最も高かった、としている。これは、主に高学歴・高収入のため、移民一世やその他の米国生まれの国民よりも税金を多く納めることになり、政府収入にプラスの影響を及ぼしたためである。

同報告書では、その他の経済的な観点として、移民は育児、食事の準備、家の掃除や修理、建設など、いくつかの労働活動のコストを下げ、より多くの住宅需要を提供している、と述べている。加えて、1 人当たりの特許取得数が増加したことから、イノベーションの増加との関連も示唆しており、経済学者のジェニファー・ハントとマルジョレーヌ・ゴージェ・ロワゼルは、大卒の移民の人口比率が 1%ポイント上昇すると、一人当たりの特許が 9%から 18%増加することを発見した⁵⁸⁹。

カリフォルニア大学のジョバンニ・ペリによると、移民が低技能の米国生まれの国民の賃金を抑制するという議論があるが、移民がこれらの賃金に与える影響は比較的小さく、抑制されていることが示されている⁵⁹⁰。

2007 年のデータを調査したエコノミック・ポリシー・インスティテュートの研究⁵⁹¹では、賃金がわずかに上昇している可能性が示唆されており、1994 年から移民が賃金を低下させるかどうかについて、移民は米国生まれの労働者の賃金を 0.4% (週当たり 3.68 ドル (512 円)) 上げ、外国生まれの労働者の賃金を 4.6% (週当たり 33.11 ドル (4,602 円)) 低下させると発表している。高卒未満の米国生まれの労働者は、0.3%の賃金上昇 (週当たり 1.58 ドル (220 円)) であったことを示している。

移民を制限することが必ずしも米国生まれの労働者の賃金上昇につながらないことを示唆する研究もある。1920 年の移民割当に関する 2019 年の全米経済研究所の調査⁵⁹²で

⁵⁸⁸ The National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine., 2017, "New Report Assesses the Economic and Fiscal Consequences of Immigration.", pp.1-14,

⁵⁸⁹ Jennifer Hunt and Marjolaine Gauthier-Loiselle, 2010, "How Much Does Immigration Boost Innovation?", p.31

⁵⁹⁰ Giovanni Peri, "Do immigrant workers depress the wages of native workers?", <https://wol.iza.org/articles/do-immigrant-workers-depress-the-wages-of-native-workers/long> (2022 年 7 月 15 日閲覧)

⁵⁹¹ Heidi Shierhorz, 2010, "Immigration and Wages: Methodological advancements confirm modest gains for native workers", <https://www.epi.org/publication/bp255/> (2022 年 7 月 15 日閲覧)

⁵⁹² National Bureau of Economic Research, 2019, "The Effects of Immigration on the Economy:

は、移民は削減されたものの、移民割当は米国生まれの労働者の賃金上昇にはつながらず、むしろ賃金はわずかに低下したと報告されている。

4.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育

移民の受入による教育への影響について、1940年から2010年までの国勢調査データに基づく州別パネルを用いて、移民が米国における米国生まれの人々の高校卒業に与える影響を検証した研究では、11歳から64歳の人口に占める移民の割合が1%ポイント増加すると、11歳から17歳の米国生まれの学生が最終的に12年間の学校教育を修了する確率は0.3%ポイント増加し、米国生まれの黒人では0.4%ポイント増加した⁵⁹³

また、移民の増加により家庭で英語以外の言語を話す児童の割合も増えており、幼稚園児から高校生までの10人に1人⁵⁹⁴は英語に不自由がある、**limited English proficient (LEP)**または、**English Language Learners(ELL)**と呼ばれている。州議会は公立学校に対し、これらの英語学習者の言語ニーズに対応するよう求めており、学校のリソースに負担をかける可能性がある。一方で、LEPのための教育プログラムが、LEPでない生徒にプラスの効果をもたらすことを示した研究⁵⁹⁵もあり、テキサス州の学校パネルデータにおいては、バイリンガル教育を提供している学区における非LEP生の成績に有意な正の影響が見られ、LEP生に対する教育プログラムが非LEP生に波及することを示唆している。

2012年PISA（Programme for International Student Assessment）の数学の成績におけるデータを用いて、移民のいる学校に通っていない移民3世以上の生徒と移民家庭の生徒と接している移民3世生徒の成績を比較したところ、平均して、移民のいる学校に通っていない生徒は、移民の生徒が通う学校の生徒よりもテストのスコアが低いことがわかった。この結果は、生徒の背景（性別、人種、親の教育、家庭の裕福さ）や学校の特徴（学校の場所、学校の種類（公立か私立か）、学校やクラスの規模、学校の雰囲気など）を考慮しても、一貫していた⁵⁹⁶。

(2) 社会保障

2019年、給与税を通じて、移民は社会保障に1659億ドル（23兆601億円）、メディケ

Lessons From the 1920S Border Closure.

⁵⁹³ Jennifer Hunt, 2012, “The Impact of Immigration on the Educational Attainment of Natives”, https://www.nber.org/system/files/working_papers/w18047/w18047.pdf, pp25-27

⁵⁹⁴ NPR, “English Language Learners: How Your State Is Doing”, <https://www.npr.org/sections/ed/2017/02/23/512451228/5-million-english-language-learners-a-vast-pool-of-talent-at-risk> (2022年7月15日閲覧)

⁵⁹⁵ Aimee Chin, N. Meltem Daysa, Scott A. Imberman, “Impact of bilingual education programs on limited English proficient students and their peers: Regression discontinuity evidence from Texas” <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0047272713001679?via%3Dihub> (2022年7月15日閲覧)

⁵⁹⁶ Pivovarova, M. and Powers, J. M. 2019, “Does isolation from immigrant students benefit or harm third-plus generation students?. Education Policy Analysis Archives, 27, 76.”, <https://doi.org/10.14507/epaa.27.4349>

ア⁵⁹⁷に 451 億ドル (6 兆 2689 億円) を拠出した⁵⁹⁸。また、最近の調査⁵⁹⁹では、移民は 2012 年から 2018 年の間に、メディケアに支払う税金として、メディケアに支払われるサービスで使用した金額よりも 510 億ドル (7 兆 890 億円) 多く支払っていることがわかっている。特に、非移民は、同じ期間に彼らが使用したよりも 750 億ドル (10 兆 4250 億円) 近く多く貢献した。一方で、米国生まれの市民は、税金で信託基金に拠出した額よりも 980 億ドル (13 兆 6220 億円) 多く使用している。

Institute on Taxation and Economic Policy (ITEP) のレポート⁶⁰⁰によると、少なくとも 50% の非正規移民が、偽の社会保障番号または個人納税番号 (ITIN) を使って個人所得税を納めていると推定されている。非正規移民は、資格がないために公的給付を受けることはほとんどないため、社会保障制度を含む公的プログラムの財政状態に正味のプラスの影響を与えるという分析結果もある⁶⁰¹。

税収面について、2019 年には移民全体で州税、地方税、連邦税に 4924 億ドル (68 兆 4436 億円) (非正規移民のみで 306 億ドル (4 兆 2534 億円)) の税金を負担していると推計されている⁶⁰²。これらの税金は、学校、病院、緊急対応サービス、高速道路、その他の重要なサービスの財源となっている。また、非正規移民に法的地位が与えられた場合、これらの収入は年間 21 億 8000 万ドル (3030 億 2 千万円) 増加する⁶⁰³。また、現在の永住権ビザの発給数を現行法に比べて 50% 削減した場合、退職・遺族・障害保険制度 (OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance) における歳入は歳出より早く減少し、未積立債務の現在価値を今後 75 年間で 1.5 兆ドル (208 兆 5000 億円) (13%) 上昇させるとの試算がある⁶⁰⁴。

(3) 治安

ユタ州立大学の The Center for Growth and Opportunity の調査⁶⁰⁵によると、移民は米国生まれの市民に比べて暴力犯罪や財産犯罪を起こす可能性が低く、移民の多い地域の暴力犯罪や財産犯罪の発生率は移民の少ない地域と同様か低いことが圧倒的に多いことが

⁵⁹⁷ メディケアとは、65 才以上の高齢者と障害者のための医療保険で、国が運営する制度であり、以下の条件を満たす人がメディケアを受給できる。①65 才以上で、米国滞在 5 年以上の、米国市民権または永住権保持者、②65 才未満の身体障害者で、一定の資格を満たす人、③末期の腎臓病または Lou Gehrig 病 (筋萎縮性側索硬化症) の人

⁵⁹⁸ American Immigration Council, 2022, "Immigrants Punch Above Their Weight as Taxpayers", <https://immigrationimpact.com/2022/04/14/immigrants-as-taxpayers-2022/#:~:text=In%202019%2C%20immigrants%20contributed%20%24165.9,American%20seniors%20and%20disabled%20individuals.>

⁵⁹⁹ New American Economy, 2021, "Keeping Medicare Solvent", p2

⁶⁰⁰ The Institute on Taxation & Economic Policy, 2016, "Undocumented Immigrants' State & Local Tax Contributions"

⁶⁰¹ Social Security Administration, "Effects of Unauthorized Immigration on The Actuarial Status of The Social Security Trust Funds", https://www.ssa.gov/oact/NOTES/pdf_notes/note151.pdf

⁶⁰² New American Economy, "U.S. Immigration Statistics", <https://www.newamericaneconomy.org/locations/national/> (2022 年 7 月 15 日閲覧)

⁶⁰³ Institute on taxation and economic policy, "Undocumented Immigrants' State & Local Tax Contributions", <https://itep.org/undocumented-immigrants-state-local-tax-contributions-2017/> (2022 年 7 月 15 日閲覧)

⁶⁰⁴ Damir Cosic and Richard W. Johnson, 2017, "How Might Restricting Immigration Affect Social Security's Finances?", pp.1-4

⁶⁰⁵ Pia Orrenius and Madeline Zavodny, 2019, "Do Immigrants Threaten US Public Safety?"

わかった。不法移民の犯罪行為に特化した研究は比較的少ないが、限られた研究から、不法移民は永住外国人よりも犯罪傾向が高い可能性はあるものの、米国生まれの市民よりも犯罪を起こす傾向が低いことが示唆されている。また、同調査では、不法移民の合法化プログラムが犯罪率を低下させることが示されている一方で、国境警備の強化は、不法移民の流入を減らす効果はあるものの、犯罪率への効果はそれほどないとされている。

4.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

2020年のギャラップ社の世論調査⁶⁰⁶によると、調査対象の米国人の77%が移民は米国にとって良いことだと考えており、この20年間で最も高い水準になった。しかし同時に、過半数が不法移民は大きな脅威であり、移民は同レベルに保たれるか、減少させるべきだと感じている。

また、VoxとData for Progressが2021年に行った別の世論調査⁶⁰⁷では、69%の有権者が一定の要件を満たせば不法移民に市民権を与える道を支持し、その比率は共和党員でも過半数に達した。また、ドリーマーと呼ばれる未成年の時に米国に連れてこられた移民の市民権取得を支持する人は72%と、より高い割合を占めた。

H-2B（非農業季節労働者の非移民ビザ）を増加する措置について、北米建築業組合（North America's Building Trades Unions）、縫製・繊維・ホテル・レストラン労組（UNITE HERE）、全米食品商業労組（United Food and Commercial Workers）などの労働組合は「H-2Bビザの上位職種には何百万人もの失業者がおり、この上限引き上げは、あらゆる身分の労働者を立ち直らせる努力を台無しにするだろう」「より多くのH-2B労働者が、このプログラムに蔓延する悪質な乱用にさらされることになる」と批判した。また、造園業者を代表するLIUNAは、「この分野の労働者はH-2Bビザを持つ外国人労働者にとって代われ、低賃金で劣悪な労働条件のもとで働かされる可能性がある」と指摘している。

そのうえで労働組合連合は、失業率6%以上の産業、つまり労働力が余っている産業ではH-2Bの認定を拒否し、季節労働者に関する賃金と安全に関する法律に違反する雇用主の禁止措置を強化するなど、H-2B制度を改め、労働者の保護を強化するよう要求した。

一方、H-2Bプログラムを利用する2,000以上の雇用主を代表する擁護団体である季節雇用同盟（Seasonal Employment Alliance）は「極度の労働力不足に陥っている季節労働者の苦境を行政が認識してくれたことに感謝する」と評価している。全米商工会議所（U.S. Chamber of commerce）は「いくつかの業界の企業では、毎年、かなりの数の季節的な求人が埋まっていないが、これはH-2Bビザ発行の年間割り当てが恣意的に低いことが大きな原因である」と指摘し、発給数の増加を求めている⁶⁰⁸。

国レベルの移民統合政策を評価しているMIPEX（Migrant Integration Policy Index）2019では、米国の労働市場や教育、差別等に関して以下の評価を公表している。評価は

⁶⁰⁶ Gallup, IN DEPTH: TOPICS A TO Z Immigration, <https://news.gallup.com/poll/1660/immigration.aspx>（2022年7月12日閲覧）

⁶⁰⁷ Vox, Data for progress, <https://www.filesforprogress.org/datasets/2021/2/dfp-vox-biden-immigration-agenda.pdf>（2022年7月12日閲覧）

⁶⁰⁸ Bloomberg Law, 2021, Seasonal Worker Visa Boost a Loss for Unions Backing Biden (1) <https://news.bloomberglaw.com/daily-labor-report/dhs-unveils-seasonal-worker-visa-rollout-amid-union-opposition-1?context=search&index=0>

100 点満点で行われ、米国の総合点は 73 点で総合 6 位という結果であった（日本は 47 点で 35 位）。

図表 4-22 MIPEX2019 米国の評価

評価項目	点数	評価内容（概要）
労働市場	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国はブラジル、イタリア、スペインのように平等なアクセスを提供しているが、対象を絞り込んだ支援はほとんどない。 ● 2014 年以降、英語と職業訓練に関する支援のための投資を強化し、ほとんどの合法的滞在者に仕事を見つける機会を与えている一方で、官僚主義や外国人資格を認定するためのサポートが限られているため、外国人労働者の仕事の内容が外国人労働者が有しているスキルをはるかに下回る可能性がある。
家族統合	62	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国の伝統的な家族優遇政策は、2019 年の政権の「Public Charge⁶⁰⁹」と、申請者を拒否する裁量的根拠によって、深刻に損なわれている。 ● 分離した家族が米国で再会することは難しくなり、アイスランド、日本、中央ヨーロッパ数か国などに匹敵するようになった。
教育	83	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育分野ではカナダと北欧諸国のすぐ下の 4 位にランクインした米国の学校は、2015 年の「Every Student Succeeds Act」の下、移民の生徒の平等なアクセス、サポート、機会について一定のサポートを提供している。 ● 米国の政策は、移民の生徒が教室の教育へのアクセスやニーズへの対処に重点を置いている。
保健医療	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑な受給規則を満たすことができる移民に対しては、アクセスしやすく、使い勝手の良い医療サービスを提供している。 ● 他の英語圏の国々と同様、米国は移民や少数民族の健康に他の国よりも大きな関心を払っており、これは、少数民族健康局（Office of Minority Health）による医療アクセス等を考慮した連邦政策によるものである。
政治参加	40	<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙期間中以外は、移民はほとんど情報を与えられず、相談もされず、地域の市民社会にも参加できない。移民が主導する市民社会に対して基本的な情報や支援を提供している州はほんの一握りである。 ● 米国は他の 20 の MIPEX 諸国（オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、北欧諸国など）よりも民主的な機会を提供していない。

⁶⁰⁹ Public Charge は、米政府による経済的な公的扶助を意味しており、米国移民法では Public Charge となる可能性のある外国人はビザの取得や、米国への入国や永住が禁止されている。2019 年の変更により、Public Charge の対象となるかの審査において、今までにはなかった外国人側の要素・条件の審査について、移民局に大幅な裁量権が与えられた。

永住許可	63	<ul style="list-style-type: none"> ● 「Public Charge」ルールを改定する 2019 年の決定は、トランプ政権下で一時滞在者が法的永住者（永住外国人、通称グリーンカード保持者）になることがより困難になっていることを示している。 ● 2015 年の MIPEX では、米国は多くのカテゴリーの移民に対して合法的な永住への道を狭めており、永住資格のある者は他の多くの MIPEX 加盟国よりも比較的高い手数料や限られた権利に直面していると指摘されている。
国籍取得	88	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国の市民権に関する基本原則は、5 年間の滞在、二重国籍、子供の市民権取得など、その基準に触発された多くの相手先国との間で共有されている。 ● 米国籍を取得するための手続は、他の MIPEX 加盟国よりも費用がかかり、官僚的である。
反差別	97	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国の差別撤廃法と平等政策は、差別に対する認識、信頼、報告において高い水準を確保しており、差別撤廃に関するトップ 10 にランクインしている。 ● 米国の潜在的な差別被害者は、差別を是正するための政策等を頼りに法の執行を要求することができ、米国で設定されたこれらの基準は、欧州や先進国中の法律や政策に影響を与えている。

（資料）MIPEX2019 USA, KEY FINDINGS (<https://mipex.eu/usa>) より弊法人作成。

4.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）

(1) 不法滞在

国土安全保障省の推計では、不法移民の数は 2018 年 1 月時点で 1,139 万人にのぼる⁶¹⁰。また、ピューリサーチセンターによる推計では、2017 年の不法移民の数は 1,050 万人となっており、国・地域別では、半数近く（495 万人）がメキシコ出身者であり、エルサルバドルやグアテマラなどの中央米国諸国が 190 万人などとなっている⁶¹¹。1986 年移民改革統制法において、就労資格のない者を雇った者に制裁を科す「雇用主処罰制度（Employer Sanctions）」が導入されたが、導入以前は不法就労者の雇用自体禁止されていなかった。また、このような制度の導入によって外国人に対する雇用差別を助長する懸念があることから、(1)不法就労の長期滞在者であっても一定の要件を満たした場合にはその地位を合法化し、(2)適法就労者に対しては、出身国や国籍による差別を禁じる「移民関連不当労働行

⁶¹⁰ U.S. Department of Homeland Security, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/populationestimates/unauthorized-resident>（2022 年 7 月 11 日閲覧）

⁶¹¹ Pew Research Center, "Key facts about the changing U.S. unauthorized immigrant population", <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2021/04/13/key-facts-about-the-changing-u-s-unauthorized-immigrant-population/>（2022 年 7 月 11 日閲覧）

為制度（Immigration-Related Unfair Employment Practices）」を策定した⁶¹²。

2021年3月以降、税関・国境警備局（CBP）がメキシコとの南西部国境で拘束した不法移民の数は、月当たり15万人を超す高水準で推移している⁶¹³。不法滞在者の強制送還は、その扶養家族、特に子供たちに対して、経済的な不安定さとともに、心的外傷後ストレス障害という形で影響を与える。移民税関捜査局（ICE）による大規模な家宅捜索は、家宅捜索の対象となった友人や家族を持つ生徒の出席率にまで影響を与えるとされている⁶¹⁴。このような状況において、米国国土安全保障省とICEに対しては、暴力的虐待、医療における怠慢、人種的ハラスメントに関する苦情が、16の市民権団体より提出されている⁶¹⁵。

米国政府は、不法滞在の非市民を円滑かつ早期に国外退去させるために、以下のような方策をとっている⁶¹⁶。

- 即時国外退去（Immediate Deportation）：米国に2年以上継続して滞在していることを証明できない移民は、直ちに強制送還されるという新しい規則が導入された。ただし、この規則は、米国に2週間未満滞在していた国境付近の拘留者にのみ適用される。
- 収容所（Detention Centres）：不法滞在者を適切に監視するため、ICEによって収容所が設置されている。ICEは、被収容者が安全、安心、かつ人道的な環境と適切な収容条件のもとに居住することを保証している。これらの収容施設は、適切な医療体制を整え、家族の居住基準を維持するとともに、ICEの国家収容基準を確実に遵守するための施設検査が行われている。
- 執行・撤去業務（Enforcement and Removal Operations, ERO）：不法滞在者の円滑な移送を確実にするため、ICEは執行・移送業務を実施している。この業務は、全国での送還を計画・調整し、不法滞在者を出身国へ返還する戦略を立案・実施している。

これらの不法移民のうち、難民定住局（ORR）は、同伴者のいない子供（an unaccompanied child）を保護する⁶¹⁷。難民定住局は「同伴者のいない子供」について、(1)米国内において合法的な移民の地位を保持しておらず、(2)18歳未満、(3)米国に親または法定後見人（または世話をを行うことが出来る親・法定後見人）がいない、条件を満たす者と定義している⁶¹⁸。これらの子供達に対し、州や地方における公共機関は、移民のステ

⁶¹² 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」

⁶¹³ U.S. Customs and Border Protection, <https://www.cbp.gov/newsroom/stats/southwest-land-borderencounters> (2022年7月11日閲覧)

⁶¹⁴ American Immigration Council, “U.S. Citizen Children Impacted by Immigration Enforcement”, <https://www.americanimmigrationcouncil.org/research/us-citizen-children-impacted-immigration-enforcement> (2022年10月12日閲覧)

⁶¹⁵ msn, “Federal complaint claims 'a living hell' for immigrants inside ICE's Baker County Detention Center”, <https://www.msn.com/en-us/news/us/federal-complaint-claims-a-living-hell-for-immigrants-inside-ice-s-baker-county-detention-center/ar-AAZYLwM> (2022年10月12日閲覧)

⁶¹⁶ US Immigration and Customs Enforcement, “Detain”, <https://www.ice.gov/detain> (2022年9月6日閲覧)；US Immigration and Customs Enforcement, “Removal”, <https://www.ice.gov/remove/removal> (2022年10月12日閲覧)

⁶¹⁷ The Office of Refugee Resettlement, <https://www.acf.hhs.gov/orr/policyguidance/children-entering-united-states-unaccompanied> (2022年7月11日閲覧)

⁶¹⁸ The Office of Refugee Resettlement, <https://www.acf.hhs.gov/orr/programs/ucs/about> (2022年7月11日閲覧)

ータスに関係なく、初中等教育レベルの公教育へのアクセスを提供する義務がある⁶¹⁹。

バイデン政権では前述の通り、不法移民に対して米国市民権を付与するための移民法案成立をめざしている。与党民主党は、幼少時に親に連れられ不法入国した若者（「ドリーマーズ DREAMers」と呼ばれる）や農業労働者に対して、一定の条件のもと、市民権の申請を可能にする法案（前者は American Dream and Promise Act of 2021、後者は Farm Workforce Modernization Act of 2021 で規定）を提出し、3月18日に下院で可決されたものの、上院における可決の見通しは未だたっていない⁶²⁰。これらの法案の内容の一部は、下院予算委員会が2021年11月5日に発表した「より良き再建法案（Build Back Better Act）－米国の家族と経済への変革的投資」に含まれている。同法案では、2011年以前に入国した数百万人の不法移民（undocumented immigrants）に対して、一時的な猶予保護措置（temporary parole protection）を提供する旨を記載している⁶²¹。

(2) テロ対策⁶²²

米国議会は、移民及び国籍法のセクション 212(f)において、大統領が国益に反すると判断した外国人の入国を一時停止する権限を与えている。この権限は、1952年に移民及び国籍法が制定されて以来、何十年にもわたって繰り返し行使されており、移民法の根幹をなしている。

2017年3月6日に署名された大統領令では、外国人によるテロリストや犯罪者の侵入を防ぐため、指定した国の国民の米国への入国を90日間停止する措置を講じた。対象となる国は、議会とオバマ政権がビザ免除プログラムの下で米国へのビザなし渡航に関して国家安全保障上のリスクをもたらすと判断した国である。

2017年の大統領令の下では、90日間、スーダン、シリア、イラン、リビア、ソマリア、イエメン出身の外国人で、大統領令の発効日に米国外にあり、有効なビザを持っていなかった者は、米国に渡航する資格が停止された。

90日間という期間は、外国人によるテロや犯罪の侵入を防ぐための適切な検討と基準の確立を可能にするための期間として設定されている。90日間のうち、最初の20日間で、国土安全保障省は、米国ビザおよびその他の移民給付の決定を支援するために各国が米国政府に提供している身元情報およびセキュリティ情報について、国ごとにグローバルな見直しを実施する。その後、各国は50日以内に米国政府からの要請に応じ、提供する情報の更新や質の向上を図ることになる。

この大統領令は、米国の永住外国人、命令の発効日以降に米国に入国した外国人、命令の発効日またはそれ以降に米国への旅行を許可する有効な文書を持つ個人、非指定国発行

⁶¹⁹ US Department of Education U.S. Department of Education、<https://www2.ed.gov/policy/rights/guid/unaccompanied-children.htm>（2022年7月11日閲覧）

⁶²⁰ U.S. Congress, “American Dream and Promise Act of 2021”, <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/housebill/6/text/eh>（2022年7月11日閲覧）
Farm Workforce Modernization Act of 2021 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/housebill/1603/text/eh>（2022年7月11日閲覧）

⁶²¹ House Budget Committee Democrats、<https://budget.house.gov/publications/report/build-back-better-act-transformative-investments-america-s-families-economy>（2022年7月11日閲覧）

⁶²² U.S. Department of Homeland Security、<https://www.dhs.gov/news/2017/03/06/fact-sheet-protecting-nation-foreign-terrorist-entry-united-states>（2022年8月3日閲覧）

のパスポートで旅行する二重国籍者、外交、NATO、特定のビザ（C-2、G-1、G-2、G-3、G-4 ビザ）で旅行する外国人、命令の発効日前に米国ですでに亡命または難民の地位を与えられている人たちなど、特定の個人には適用されない。

国土安全保障省と国務省は、大統領令で指定された国の国民が、入国拒否が不当な苦難をもたらすこと、その入国が国家の安全に対する脅威とならないこと、およびその入国が国益にかなうことを証明した場合、ケースバイケースで、ビザを発行したり、入国を許可したりする裁量権を有している。

2017年の大統領令の下では、難民受入れプログラムについても、国土安全保障省と関係省庁合同で、今後受け入れられる難民が米国に安全保障上のリスクをもたらさないよう審査手順を見直す間、120日間一時的に停止された。この120日間の期間中、ビザの免除権限と同様に、国務長官と国土安全保障省長官は、難民として米国に入国することが国益に適い、米国の安全または福祉に脅威を与えないと判断する限り、それぞれの裁量で、個人を難民として米国に受け入れることを共同で決定することができる。

また、合衆国法典の第8章は、テロリストと疑われる外国人を司法審問まで強制的に拘束することを規定している。裁判官は、疑いのある外国人がテロリストであると信じるに足る理由があり、かつ退去が米国の国家安全保障に危険をもたらすと判断した場合、拘束を求める申請を許可するとしている。一方、その外国人が最終的に送還可能ではないと判断された場合、この拘束は終了するとされている⁶²³。

それとともに、テロ対策局は、人種的・民族的動機によるテロ（REMT）に対抗するための取組を強化している。REMT、特に白人至上主義者のテロは、白人至上主義や帰化主義者の運動や個人が、特にユダヤ人、イスラム教徒、その他の宗教的少数派出身の移民を標的とするようになっているため、テロ対策局が大きな脅威とみなしている。

米国民に対してより透明性を高め、国益にかなう政策や実務をより効果的に実施するために、国土安全保障省は180日ごとに情報を公開している。具体的には、司法省と連携し、米国滞在中にテロ関連犯罪で起訴された外国人、米国滞在中にテロ関連犯罪で有罪判決を受けた外国人、テロ関連活動、テロ関連組織への所属または物質的支援、その他国家安全保障上の理由に基づき米国から排除された外国人の数に関する情報、いわゆる「名誉殺人」を含む米国内での外国人による女性に対する性別に基づく暴力の件数および種類に関する情報を一般に開示している。

(3) 失踪問題⁶²⁴

米国政府は保護下から解放された数千人の移民の子供たちと連絡が取れなくなっており、2022年1月から2022年5月にかけて、解放された移民の子供たちやそのスポンサーにかけた電話のおよそ3分の1は応答がなかった。具体的には、保健福祉省が運営するシェルターから解放された移民の未成年者を確認するために、介護提供者は14,600件の必

⁶²³ US Code, “§1226a. Mandatory detention of suspected terrorists; habeas corpus; judicial review”, <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1226a&num=0&edition=prelim> (2022年10月12日閲覧)

⁶²⁴ Axios, 2021, “Exclusive: Government can't reach one-in-three released migrant kids”, https://www.axios.com/2021/09/01/migrant-children-biden-administration?utm_campaign=organic&utm_medium=socialshare (2022年8月4日閲覧)

要な電話をかけたが、そのうち 4,890 件は、移民本人ともスポンサーとも連絡が取れなかった。電話がつながらない割合は、1 月の 26%から 5 月には 37%へと増加した。通常、これらの未成年者は、親族やその他の審査に合格したスポンサーに引き取られることとなっている。保健福祉省⁶²⁵の広報担当者は、多くのスポンサーが電話を返さなかったり、連絡を取られることを望んでいなかったりするケースがあるとコメントしている。

また、解放された子供の半数は子供の安全を確認するためのフォローアップの電話を 30 日の間受けていない可能性があることが示されている。保健福祉省のウェブサイトにあるガイダンスによると、“保護者は、出所日から 30 日後に、同伴者のいない子供とその世話人に対して、安全と幸福のためのフォローアップ電話をかけなければならない”としている⁶²⁶。

4.4 参考文献

- ・ 自治体国際化協会、2022、「外国人移住者受入政策としての言語教育・新規入国者への生活ガイダンスなどの実施状況について②（アメリカ）」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/docs/02newyork2.pdf>
- ・ 手塚沙織、2015、「高度人材の受入れ政策をめぐる米国政治」『同志社アメリカ研究』第 51 号
https://doshisha.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=23246&item_no=1&page_id=13&block_id=100
- ・ 労働政策研究・研修機構、2009、「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2009/documents/058.pdf>
- ・ 労働政策研究・研修機構、2015、「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2015/documents/0153.pdf>
- ・ 労働政策研究・研修機構、2018、「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2018/documents/207.pdf>
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0249.pdf>
- ・ Bryan Baker, "Estimates of the Lawful Permanent Resident Population in the United States and the Subpopulation Eligible to Naturalize: 2019-2021"
https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-05/22_0405_plcy_lpr_population_estimates_2019_-_2021.pdf
- ・ Bryan Baker, "Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2015-January 2018"

⁶²⁵ 同省の児童家庭局は未成年の移民のケアと保護を監督している

⁶²⁶ U.S. Department of Health & Human Services, “Section 2.8.4 Safety and Well Being Follow Up Call”, <https://www.acf.hhs.gov/orr/policy-guidance/unaccompanied-children-program-policy-guide-section-2> (2022 年 8 月 4 日閲覧)

https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/immigration-statistics/Pop_Estimate/UnauthImmigrant/unauthorized_immigrant_population_estimates_2015_-_2018.pdf

- Bryan Baker, "Population Estimates of Nonimmigrants Residing in the United States: 2017-2019"
https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/immigration-statistics/Pop_Estimate/NI/ni_population_estimates_fiscal_years_2017_-_2019v2.pdf
- Damir Cosic and Richard W. Johnson, 2017, "How Might Restricting Immigration Affect Social Security's Finances?"
https://www.urban.org/sites/default/files/publication/95451/immigration_social_security_finances_0.pdf,
- Employment And Training Administration, United States Department Of Labor, "QUARTERLY WORKFORCE SYSTEM RESULTS"
<https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ETA/Performance/pdfs/FINAL%20QWSR%202021%20Q3.pdf>
- The Institute on Taxation & Economic Policy, 2016, " Undocumented Immigrants' State & Local Tax Contributions"
<https://itep.sfo2.digitaloceanspaces.com/immigration2016.pdf>
- Jennifer Hunt, 2012, " The Impact of Immigration on the Educational Attainment of Natives"
https://www.nber.org/system/files/working_papers/w18047/w18047.pdf
- Jennifer Hunt and Marjolaine Gauthier-Loiselle, 2010, "How Much Does Immigration Boost Innovation?"
<https://pubs.aeaweb.org/doi/pdf/10.1257/mac.2.2.31>
- The National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine., 2017, "New Report Assesses the Economic and Fiscal Consequences of Immigration."
<https://www.nationalacademies.org/news/2016/09/new-report-assesses-the-economic-and-fiscal-consequences-of-immigration>
- National Bureau of Economic Research, 2019, "The Effects of Immigration on the Economy: Lessons From the 1920S Border Closure."
https://www.nber.org/system/files/working_papers/w26536/revisions/w26536.rev0.pdf
- New American Economy,2021, " Keeping Medicare Solvent"
https://research.newamericaneconomy.org/wp-content/uploads/sites/2/2021/05/NAE_Medicare_Report.pdf
- Pia Orrenius and Madeline Zavodny, 2019, "Do Immigrants Threaten US Public Safety?"
<https://www.thecgo.org/wp-content/uploads/2020/10/Do-Immigrants-Threaten-US-Public-Safety.pdf>

- Social Security Administration, “ Effects of Unauthorized Immigration on The Actuarial Status of The Social Security Trust Funds”
https://www.ssa.gov/oact/NOTES/pdf_notes/note151.pdf

第5章 カナダ

5.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

5.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 総人口に占める外国出生者数

カナダに住む外国出生者の数は増加傾向にあり、2016年には全人口の21.9%を占めた。

図表 5-1 外国出生者数と人口に占める比率の推移

年	人数（人）	比率
1991	4,342,890	16.1%
2001	5,448,480	18.4%
2006	6,186,950	19.8%
2011	6,775,765	20.6%
2016	7,540,830	21.9%

（資料）Statistics Canada, 2020, “Focus on Geography Series, 2016 Census”,
<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/as-sa/fogs-spg/desc/Facts-desc-imm-eto.cfm?LANG=Eng&GK=CAN&GC=01&TOPIC=7>より弊法人作成

(2) 国・地域別外国人数

カナダにおける外国出生者の中では、中東を含むアジアが最も多く（48.1%）、次いでヨーロッパ（イギリス諸島を除く）（20.7%）、カリブ海、バミューダ、中南米（11.6%）となっている。

図表 5-2 出生地別外国出生者数の割合（2016年）

出生地	比率（n= 7,540,830）
アジア（中東を含む）	48.1%
ヨーロッパ（イギリス諸島を除く）	20.7%
カリブ海、バミューダ、中南米	11.6%
アフリカ	8.5%
イギリス諸島	7.0%
米国	3.4%
オセアニア・その他	0.8%
合計	100.0%

（資料）Statistics Canada, 2017, “Distribution of foreign-born population, by region of birth, Canada, 1871 to 2036”, <https://www.statcan.gc.ca/en/dai/btd/othervisuals/other009>より弊法人作成

2020年の永住権取得者の出生国は、インドが最も多く（23%）、次いで中国（9%）、フ

イリピン（6%）となっている。

図表 5-3 永住権取得者の出生国（2020年）

順位	国	人数（人）	比率（%）	女性（人）	男性（人）
1	インド	42,876	23	19,887	22,989
2	中国	16,535	9	9,224	7,311
3	フィリピン	10,969	6	6,100	4,869
4	米国	6,384	3	3,282	3,100
5	ナイジェリア	6,357	3	3,229	3,128
6	パキスタン	6,228	3	3,090	3,138
7	シリア	4,882	3	2,275	2,607
8	フランス	4,605	2	2,183	2,422
9	イラン	3,812	2	1,967	1,844
10	ブラジル	3,693	2	1,918	1,775
TOP10 合計		106,341	58	53,155	53,183
その他の国		78,265	42	40,003	38,260
総合計		184,606	100	93,158	91,443

（資料）Government of Canada, 2021, p.36, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, <https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf> より弊法人作成

(3) 性別移民増加数

カナダにおける移民増加数の性別における大きな偏りは見られない。過去数年は女性の割合の方が若干数高い傾向にあり、2021-2022年においては男性の割合が女性を上回っている。

図表 5-4 男女別移民増加数内訳

	2017 / 2018	2018 / 2019	2019 / 2020	2020 / 2021	2021 / 2022
移民増加数	303,325	313,601	284,157	226,308	492,984
男性	150,431	153,572	140,951	113,198	250,100
比率	49.6%	49.0%	49.6%	50.0%	50.7%
女性	152,894	160,029	143,206	113,110	242,884
比率	50.4%	51.0%	50.4%	50.0%	49.3%

（資料）Statistics Canada, 2022, “Estimates of the components of international migration, by age and sex, annual”, <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710001401> より弊法人作成

(4) 年齢別移民増加数

年齢別データを見ると、移民増加数のうち 25-34 歳が 39.2% を占める（2021/2022 年）。

図表 5-5 年齢別移民増加数

(単位：人)

年齢	2018 / 2019	2019 / 2020	2020 / 2021	2021 / 2022	比率
15 歳以下	57,853	51,098	34,633	77,644	15.7%
15-24 歳	37,837	33,812	31,764	84,693	17.2%
25-34 歳	121,091	118,289	95,211	193,044	39.2%
35-44 歳	51,496	47,814	38,428	79,968	16.2%
45-54 歳	18,047	15,020	12,239	27,666	5.6%
55-64 歳	13,795	9,570	7,486	15,657	3.2%
65 歳以上	13,482	8,554	6,547	14,312	2.9%
合計	313,601	284,157	226,308	492,984	100.0%

(資料) Statistics Canada, 2022, “Estimates of the components of international migration, by age and sex, annual”, <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710001401> より弊社
人作成

(5) 産業別移民労働者数

全雇用者数に占める移民の比率は全産業では 26%であるのに対し、宿泊・飲食、金融・保険・不動産・リース、運輸・倉庫、専門・科学・技術的サービス、製造業などでは移民の占める割合が高い。一方で、行政、教育サービス業などでは、移民労働者の割合は少ない。

図表 5-6 産業別 全雇用者数に占める移民労働者の比率 (2017 年)

産業名	比率
全産業	25.8%
宿泊・飲食	34.7%
金融・保険・不動産・リース	33.7%
運輸・倉庫	32.5%
専門・科学・技術的サービス	32.0%
製造業	31.6%
ビジネス・ビルディング・その他サポートサービス ⁶²⁷	30.3%
その他のサービス	26.4%
ヘルスケアおよび社会福祉	25.5%
卸売・小売業	25.4%
建設業	19.0%
教育サービス	17.1%

⁶²⁷ ビジネス、ビルディング、その他サポートサービスは、「経営」と「アドミニストレーション」の 2 つに分類される。経営には、他の企業を運営する企業と他の企業の全部または一部を所有する企業の 2 種類が含まれる。アドミニストレーション、その他サポートには、オフィス、ビジネス、施設管理などを行う企業が含まれる。

行政	15.7%
----	-------

(資料) Statistics Canada, 2018, “The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/71-606-x/71-606-x2018001-eng.htm> より弊社法人作成

(6) 在留目的別外国人数

在留目的別にみると、2020年の永住者の入国許可数は184,606人で、このうち約58%を経済移民が占めている。次いで、家族滞在許可が27%、難民・保護対象者が14%、人道的目的および関連目的の申請が2%となっている。一時滞在から永住者への移行者は51,011人であった。一方で、一時的就労者の入国数については、一時的外国人労働者プログラム保持者(TFWP)は84,609人、International Mobility Program (IMP)は242,130人であった。また、学生ビザは256,740人であった⁶²⁸。

図表 5-7 目的別 永住者の入国許可数 (2020年)

名目	人数 (人)	比率
経済移民	106,422	58%
(Federal Economic) 技能労働者	49,922	
(Federal Economic) ケアギバー	2,864	
(Federal Economic) ビジネス	575	
州推薦プログラム (Province Nominee Program : PNP)	38,729	
ケベック州の熟練労働者 (Quebec Skilled Workers :)	11,477	
ケベック州の経済移民 (Quebec Business Immigrants)	1,107	
地方および北部移民パイロットプログラム (Rural and Northern Immigration Pilot : RNIP)	49	
アトランティックカナダ・移民パイロットプログラム (Atlantic Immigration Pilot Program : AIPP)	1,699	
家族滞在許可	49,290	27%
配偶者・子ども	38,607	
両親・祖父母	10,459	
その他家族関連	224	
難民・保護対象者	25,486	14%
個人スポンサーを受けている難民	5,313	
カナダ国内の被保護者、および海外の被扶養者	16,250	

⁶²⁸ Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, <https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf>, (2022年12月13日閲覧)

政府支援難民	3,871	
官民連携により受け入れられた難民 (Blended Visa Office-Referrred : BVOR)	52	
人道的目的・その他	3,408	2%
合計	184,606	100%

(資料) Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”,
(<https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf>) より弊法人作成

(7) 賃金に係る統計

大卒者の平均週間賃金についてみると、移民は 1,150 カナダドル (118,540 円⁶²⁹) であり、これはカナダ出生者を 1 とした場合の 0.87 にとどまっている (2017 年)。一方、カナダでの滞在期間別にみると、5 年以内に移住した移民に関してはその比率が 0.70 であるのに対し、10 年以上前に移住した移民に関してはその比率は 0.96 と比較的高く、カナダでの滞在期間が平均賃金に影響していることが窺える⁶³⁰。

図表 5-8 大卒者の平均週間賃金 (2017 年)

	平均週間賃金 (カナダドル)	移民とカナダ出生者の賃金比率 ⁶³¹
移民	1,150.40	0.87
5 年以内に移住した	925.36	0.70
5 年以上 10 年未満前に移住した	1,032.26	0.78
10 年以上前に移住した	1,270.11	0.96
カナダ出生者	1,326.67	-

(資料) Statistics Canada, 2018, “The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/en/pub/71-606-x/71-606-x2018001-eng.pdf?st=TS4HRedV> より弊法人作成

5.1.2 関係法令

(1) 出入国管理関係法令

① 1985 年市民権法 (Citizenship Act)⁶³²

同法では、帰化した市民はカナダで生まれた市民のすべての権利、権限、特権を与えられ、すべての義務、責務、責任に服することが定められている。加えて、帰化によるカナダ市民はカナダ出生市民と同じ地位を有すると明記されている。したがって、帰化した市民は、連邦および州選挙の投票権と候補者としての立候補権、カナダへの入国、滞在、出

⁶²⁹ 2022 年 12 月 1 日時点のレート (1 カナダドル=103 円) により算出。以下同様。

⁶³⁰ Statistics Canada, 2018, “The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017”, p.19

⁶³¹ カナダ出生者の平均週間賃金を 1 として算出。

⁶³² Government of Canada, “Citizenship Act (R.S.C., 1985, c. C-29)”, <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-29/index.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

国の権利、特定の少数民族教育言語権、およびカナダのパスポートを申請する権利が付与される。同法には主に市民権を得る権利、市民権の喪失、市民権の再取得、市民権の証拠、カナダの人のステータスに関する記載が含まれている。

② カナダ旅券令 (Canadian Passport Order) ⁶³³

カナダ旅券令は、1981年に「市民権法」の規定に基づいて制定された。同令では、カナダのパスポートを取得できる対象者、および取得のための手続と申請方法が規定されている。同令下では、総督に、指定された理由でパスポートを取り消したり、拒否したりする権限が与えられている。

③ 移民・難民保護法 (Immigration and Refugee Protection Act : IRPA) ⁶³⁴

IRPAは、移民・難民保護規則を施行するための法律である。同法下では、カナダ移民・難民局 (Immigration and Refugee Board of Canada : IRB) に移民・難民問題を審理・決定する権限が付与されている。IRBの各部門では、それぞれの規制や慣行がある。同法下では、規則の法的権限が明記されている。その他記載されている内容は以下の通りである。

- 第一部：
カナダ入国前の要件、審査、カナダへの入国と滞在、入国不許可、資格喪失と退去、拘留と釈放、上訴権、司法審査、情報保護について規定している。また、外国人の受け入れに関する移民関連の規制、規則、規定についても明記している。第一部の10章にて、外国人の社会保障について記載されている。大臣はカナダ雇用保険委員会 (Canada Employment Insurance Commission) に、カナダ国民または永住者以外の人に、カナダで働く許可を得るため、社会保険番号 (SIN) を割り当てるように義務付けられている。
- 第二部：
難民保護について扱っている。重犯罪者、安全保障上の脅威、および繰り返し難民保護を請求する者に対する不適格規定の強化について明記している。
- 第三部：
人身取引に関して記載している。また、外国人の受け入れに関する刑法の規則と立法も規定している。第36条(1)には、犯罪を起こした外国人または永住者がカナダに入国することが許されない状況が明記されている。
- 第四部：
移民・難民審査会の設立について規定し、その機能と手続を定義している。
- 第五部：
経過措置に関する記載がされている。

⁶³³ Government of Canada, “Canadian Passport Order”, <https://laws.justice.gc.ca/eng/regulations/SI-81-86/page-1.html>, (2022年10月3日閲覧)

⁶³⁴ Government of Canada, “Immigration and Refugee Protection Act (S.C. 2001, c. 27)”, <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-2.5/page-11.html#h-275393>, (2022年10月3日閲覧)

④ 移民・難民保護規制（Immigration and Refugee Protection Regulations : IRPR）⁶³⁵

同規制は、一時的な外国人労働者、学生、入国希望者の審査、永住権カード、居住義務、家族統合、技能労働者や経済移民の選定、難民、人道的配慮、不許可、拘留と解放、退去前リスク評価、その他の執行関連事項に関する規則である。2002年に施行され、2012年に改正された。重要な改正のひとつに、難民保護課における難民保護請求の処理期限を定めた「移民・難民保護規則の改正規則」が含まれる。

(2) 労働関係法令

① 移民・難民保護法（Immigration and Refugee Protection Act : IRPA）

同法には、労働許可証の申請に関する規定があり、労働許可証を与える所定の権限とともに、条件と必要書類が規定されている。また、熟練労働者、投資家、起業家などが永住権を申請する際の一般的な要件や基準（入国前の必要書類、情報開示、生体情報の確認、ビザの発行、カナダ入国の認可など）、そしてそれが拒否される場合の状況についても規定されている。

(3) 社会保障関係法令

① 社会保障協定（Social Security Agreements）⁶³⁶

カナダの社会保障協定は、老齢保障法（Old Age Security Act）および年金制度（Canada Pension Plan : CPP）を指す。これらは、国際法に基づく二国間条約であり、二国間の社会保障法を調整するものである。カナダと50の国の間でこのような規定がなされている。これらの協定の主な目的は、次のとおりである。

- 労働者が2つの国の社会保障制度に拠出しなければならないようなケースをなくし、CPPの適用が中断されないようにする。
- 居住または就労したことのある2つの国の年金制度を協調させる。他の国に居住または就労したことのある人は、その国またはカナダから社会保障給付を受けることができる。

カナダと労働者が就労している国の間に社会保障協定がある場合、その協定に基づいて、労働者が年金支給対象かどうか決められる。例外対象でなく、雇用主がカナダで事業を運営しているまたは、雇用主が従業員負担分と雇用主負担分の両方を支払い、必要な情報を申告する場合は年金制度の対象となる。

⁶³⁵ Immigration and Refugee Board of Canada, “Act, rules and regulations”, <https://irb.gc.ca/en/legal-policy/act-rules-regulations/Pages/index.aspx>, (2022年10月3日閲覧)

⁶³⁶ Government of Canada, “Canada’s international social security agreements”, <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/canada-pension-plan-cpp-employment-insurance-ei-rulings/cpp-ei-explained/canada-pension-plan-employment-insurance-explained-13.html>, (2022年10月3日閲覧)

(4) 教育関連法令

① 移民・難民保護規制（Immigration and Refugee Protection Regulations : IRPR）⁶³⁷

同規制の第 12 条には教育に関する規定が明記されている。原則外国人は、許可されない限り、カナダで就学することはできない。大臣は、留学生を受け入れる学習機関に関して協定を結んだ州ごとのリストを公表している。指定教育機関から、留学が許可されたことを記した書面がない限り、就学許可証は発行されない。第 12 条には、一般規制や就学許可証の申請・発行関連事項が記載されている。

5.1.3 関係機関

カナダの省（Department）は、大臣の権限と指揮監督の責務を定めた個々の法律に基づいて設置されている。省は政府の政策や事業を実現する上で最も主要な行政組織の類型であり、幅広い行政権限を有している⁶³⁸。下記に、移民受け入れに係る関連機関を記載する。

(1) 移民・難民・市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship : IRCC）

同省は、移民受け入れ、難民保護、移民の定住を支援するためのプログラムを提供している。市民権の付与、旅行書類（パスポートなど）の発行も行っている。IRCC の任務は、市民権・移民省法（Department of Citizenship and Immigration Act）に規定されている。IRCC の大臣は市民権法（Citizenship Act）と、移民・難民保護法（IRPA）の管理に関して公安大臣と密接に連携している⁶³⁹。

また、IRCC は、Case Processing Centres（CPC）、Centralized Intake Offices（CIO）、Operations Support Centres（OSC）などで構成されるカナダ国内の「市民権・移民センター（Citizenship and Immigration Centres : CIC）」と、海外の大使館、高等弁務官事務所、領事館の運営を担当している。CPC、CIO、OSC は、市民権や移民の申請を受け付け、手続を行う組織である。これらのオフィスには申請書を郵送することができるが、申請に関する支援は行っていない⁶⁴⁰。

(2) 公安省（Public Safety Canada : PSC）⁶⁴¹

PSC は、2003 年にカナダの国、地方、州のさまざまな安全保障機関間の調整を改善するため設立された。PSC は、5 つの機関と 3 つの審査機関と連携している。そのうちの 1 つに国境管理、税関、出入国管理を担当する法執行機関であるカナダ国境サービス庁

⁶³⁷ Immigration and Refugee Board of Canada, “Act, rules and regulations”, <https://laws.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2002-227/page-28.html#docCont>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶³⁸ 大迫丈志、2015、「カナダの行政組織とその再編」、『レファレンス』, 65(9), p.89

⁶³⁹ Government of Canada, “Immigration, Refugees and Citizenship Canada”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶⁴⁰ Government of Canada, “Immigration, Refugees and Citizenship Canada (IRCC) Offices”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/contact-ircc/offices.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶⁴¹ Government of Canada, “About Public Safety Canada”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/bt/index-en.aspx>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

(Canada Border Services Agency: CBSA)が含まれる。他にも民間企業や他国と協力し、国家安全保障、国境戦略、犯罪対策、緊急管理問題、その他の安全・安心に取り組んでいる。PSCの業務は、主に下記の5つで構成されている⁶⁴²。

1. Beyond the Border

Beyond the Borderはカナダ政府と米国政府により発表された境界線の安全保障と経済競争力のための共有ビジョンである。両国の安全保障を強化し、人、物、サービスの合法的な流れを加速するために、協力関係を強化し、共通目標の追求を目的として掲げている。

2. 出入国管理

戦略的・運用的な国境政策の問題に関するカナダ・米国間の継続的な対話を支援し、陸路および海路の入港地とその間の物品の移動に関する国境を越えた法執行の実践とモデルの開発と導入を行う。その他、国境問題に関する公安機関および他の連邦省庁への政策的助言、指導、水平連携も行っている。

3. 国境法の施行

移民関連のさまざまな国境問題について連邦政府の政策指導と調整を行い、合法的な貿易と旅行の流れを、安全性とセキュリティの向上とともに、促進している。

4. カナダと米国におけるプリクリアランス（事前審査）業務

合法的な旅行や貿易の流れを促進し、プロセスの早い段階で脅威を特定することで国境警備強化を図っている。

5. カナダ・米国越境犯罪フォーラム (Canada United-States Cross-Border Crime Forum: CBCF)

PSCを始めとする政府機関（カナダ司法省、米国司法省、米国国土安全保障省）が主催する閣僚級合同フォーラムである。同フォーラムには、カナダと米国の法執行機関や司法の高官が参加する。

上記に基づき、PSCは、連邦政府の政策立案者、法執行機関、他国の国境当局との連携調整を行っている。PSCは、関連機関や主要な国際パートナーとの連携のもと、カナダの国境の完全性と効率的な管理を強化するため、連邦政策のリーダーシップを発揮し、カナダ人の健康と安全を引き続き保護することを目標としている。これには、移民および国境の法執行に関する政策、規制、プログラムの策定に関する助言などが含まれる。

(3) 雇用・社会開発省 (Employment and Social Development Canada : ESDC)

ESDCは、カナダの移民制度において重要な役割を担っている。カナダで働く外国人労働者への支援を行うと同時に、海外からの熟練労働者を始めとする外国人労働者がカナダ人労働者に悪影響を与えないよう監視している⁶⁴³。また、ESDCは、労働市場影響評価

⁶⁴² Government of Canada, “Border Strategies”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/brdr-strtg/index-en.aspx>, (2022年10月12日閲覧)

⁶⁴³ Government of Canada, “Raison d’être, operating context and key risks”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/corporate/reports/departamental-plan/2018-2019/mandate-role-operating-context-risks.html#h2.1>, (2022年10月3日閲覧)

(Labour Market Impact Assessment : LMIA) として知られる労働市場テストの監督をも行っている。ESDC は、CPC を通じて、一時的な外国人労働者の雇用許可を求める雇用主からの申請を審査し、これらの労働者がカナダの労働市場に与えるであろう影響を判断するため、LMIA を実施している⁶⁴⁴。

ESDC が実施している外国人資格認定プログラム (Foreign Credential Recognition Program) は、熟練労働者の労働市場への統合を支援するものである。このプログラムの目的は、熟練労働者を支援し、カナダの労働市場への参加を促進するため障壁を削減することである⁶⁴⁵。その他 ESDC は、カナダ人の生涯に影響を与える様々なプログラムやサービスも提供している。例えば、高齢者に対する所得保障、失業者支援、中等教育後の資金調達支援、幼い子供を育てている親に対する支援などが挙げられる⁶⁴⁶。

(4) カナダ移民難民局 (The Immigration and Refugee Board of Canada : IRB) ⁶⁴⁷

1989 年に設立された IRB は、移民と難民に関する決定を行う独立した行政裁判所である。IRB は、個人による難民保護の申請の決議を行う。IRB は移民・難民・市民権大臣を通じて議会に報告する義務があるが、IRCC および大臣からは独立している。IRB に関する事項は、移民・難民保護法 (IRPA) に基づいて管理されている。また、IRB は、カナダの「移民・難民保護規則」、「移民部門規則」、「移民上訴部門規則」、「難民保護部門規則」に従事している。IRB を構成する 4 つの部は以下の通りである。

- 移民局 (Immigration Division : ID)
カナダ国境サービス庁 (CBSA) または IRCC の要請により、移民局 (ID) は、カナダに入国できない、または法律によりカナダから追放されると考えられる外国人または永住者に対して入国許可審問を行う。
- 移民局不服申し立て部 (Immigration Appeals Division : IAD)
移民関連事項の不服申し立てを受け付けている。
- 難民保護課 (Refugee Protection Division : RPD)
移民・難民保護法 (IRPA) とジュネーブ国際条約に従い、カナダで行われる難民保護の請求を審理、決議を行う。
- 難民不服申し立て部 (Refugee Appeals Division : RAD)
難民保護の申請を許可または却下する RPD の決定に対する不服申し立てに関する決定を行う。

⁶⁴⁴ Government of Canada, “Temporary Foreign Worker”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/programs/temporary-foreign-worker.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶⁴⁵ Government of Canada, “Foreign Credential Recognition Program”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/programs/foreign-credential-recognition-program.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶⁴⁶ Government of Canada, “Portfolio”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/corporate/portfolio.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁶⁴⁷ Immigration and Refugee Board of Canada, “About the Board”, <https://irb.gc.ca/en/board/Pages/index.aspx>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

(5) World Education Services (WES)

WES は、留学生、移民、難民がカナダで教育やキャリアの目標を達成できるよう支援する非営利団体である。WES Mariam Assefa Fund は、WES が持つファンドであり、助成金、インパクト投資、パートナーシップを通じ、移民・難民の経済的・社会的包摂を促進することを目的としている⁶⁴⁸。また、WES はカナダ移民・難民・市民権省 (IRCC) に公認された教育資格審査 (Educational credential assessment : ECA) の提供を行う機関である。ECA とは、外国の学位、卒業証書、証明書 (または資格の他の証明) がカナダのものと同様であることを証明するためのものである。ECA は、IRCC の実施するプログラムに申請する際に必要となる。WES から発行された ECA は発行日から約 5 年間有効である⁶⁴⁹。

(6) Immigrant Employment Council of BC (IEC-BC)

IEC-BC は、ブリティッシュ・コロンビア州 (BC 州) の雇用主が優秀な外国人人材を惹きつけ、雇用し、維持するために必要なソリューション、ツール、リソースを提供する非営利組織である。IEC-BC は、雇用主、政府、その他の関係者と協力し、BC 州の雇用主がグローバルな人材を効果的に取り込むことができるよう、取り組んでいる。また、雇用主との定期的な協議を行い、移民雇用政策、プログラム、サービスの開発において、雇用主の声をより強く反映できるよう努めている。BC 州では、熟練外国人労働者の早期統合を目的とした複数のプログラムを運営している⁶⁵⁰。以下にその例を示す⁶⁵¹。

- **FAST** : 熟練外国人労働者がカナダで働くための準備を整え、雇用者と国際的な訓練を受けた労働者をつなぐ、無料の包括的なオンラインツールおよびリソース。
- **SPRINT (Skills Passport for Newcomers in Tech)** : IEC-BC の FAST プログラムの下で実施される新しい取組であり、カナダで成長中のハイテクおよびバイオテクノロジー産業において、国際的に訓練を受けた人々が迅速に雇用されるための「スキルパスポート」の概念を検証するために立ち上げられた。SPRINT は、マルチセクターとのパートナーシップにより、移民専門家に一連のサービスを提供し、雇用者と熟練人材との橋渡しをしている。
- **BC JobConnect** : BC 州の雇用者と即戦力となる新入社員をつなぐ、カスタマイズされたオンラインツールである。同ウェブサイトは、求職者が自分のスキル、学歴、職歴を掲載し、労働者を探している BC 州の雇用者がそれらの情報を閲覧できるようになっている。
- **ASCEN (Applied Skills Curriculum to Empower Newcomer Development)** : カナダ

⁶⁴⁸ World Education Services, “About WES”, <https://www.wes.org/about-wes/>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁴⁹ World Education Services, “Evaluations for Immigration (ECA)”, <https://www.wes.org/ca/eca/>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵⁰ Immigrant Employment Council of BC, “About Us”, <https://iecbc.ca/our-work/about-us/>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵¹ Immigrant Employment Council of BC, “Programs”, <https://iecbc.ca/our-work/programs/>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

の新社会人のソフトスキル能力を開発するために作られたオンラインプログラムである。同プログラムは、雇用主、人事専門家、サービス・デリバリー・パートナー、熟練外国人労働者の協力のもと、新人の雇用、入社、職場への定着における課題の解決を目的に開発された。

- **PowerHack**：オンラインのハッカソン⁶⁵²であり、雇用主と情報・技術分野における高度外国人人材との交流の場となっている。**PowerHack**を通じて、雇用主は抱える問題を解決できる高度外国人人材の技術経験やコラボレーションスキルを確認することができる。

5.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

カナダとビザ免除または電子渡航認証（e-TA）協定を結んでいない国からの入国者は、入国するためにビザを取得する必要がある。現在、147 か国からの人々がカナダを訪問、就労する際にビザの取得が義務付けられている⁶⁵³。

(1) 一時滞在ビザ（Temporary Resident Visa）⁶⁵⁴

一時滞在用ビザはビジタービザとも呼ばれ、その長さは、通常最大 6 か月と定められている。一時滞在ビザには、シングルエントリまたはマルチエントリービザの 2 種類がある。シングルエントリービザは、一度のみカナダへの入国が許可されており、6 か月間滞在した後は帰国しなければならない。マルチエントリービザは、ビザが切れるまで何度もカナダに入国し、一時的に滞在することが可能である⁶⁵⁵。観光目的の場合は、国によって必要となる書類は異なるが、TRV（ビジタービザ）への申請が必要である。また、観光以外が目的の場合は、目的別に一時滞在ビザ（TRV）を申請する必要がある。家族と一緒に渡航する場合は、家族のメンバー個々がビザを申請する必要がある。（申請の際に一緒に書類を提出し、一度の支払いで済ませることは可能。）

査証タイプ	概要
カナダ・スーパービザ ⁶⁵⁶	カナダの永住資格またはカナダ市民の両親や祖父母が

⁶⁵² ハッカソンとは、プログラマーたちが集まり、集中的にプログラムを開発するイベントのことを指す。

⁶⁵³ Government of Canada, “Entry requirements by country or territory”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/entry-requirements-country.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵⁴ Government of Canada, “Applying for a visitor visa (temporary resident visa)”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/application/application-forms-guides/guide-5256-applying-visitor-visa-temporary-resident-visa.html> (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁶⁵⁵ Government of Canada, “Visitor visa: About the document”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/about-visitor-visa.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵⁶ Government of Canada, “Temporary residents: Super visa”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/visitors/super-visa.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

	彼らの子供や孫を訪問する。複数回の入国が可能で、最長 10 年、各入国の許可期間は最長 5 年である。
外交官・官公庁ビザ ⁶⁵⁷	外交官や外国の役人が公務のためにカナダを訪問することを許可する。
表敬訪問ビザ ⁶⁵⁸	外交・公用ビザを取得する資格がないが、その資格に相当すると判断した場合に付与される。
カナダで出産するためのビザ ⁶⁵⁹	カナダで出産を希望する妊娠中の女性のためのもの。ただし、取得には一定の条件を満たす必要がある。(カナダで生まれた子供は、自動的にカナダ国民になる。)
臓器提供者ビザ ⁶⁶⁰	カナダの永住権保持者または市民に臓器を提供するためにカナダへ渡航する人に与えられる。
カナダファシリテーションビザ ⁶⁶¹	二重国籍を持っているが、カナダのパスポートを持っていないカナダ国民に付与される。

① ビジネスビザ⁶⁶²

カナダの労働市場に参加することなく、国際的なビジネス活動への参加、ビジネス拡大目的のためカナダを訪れる人のための査証。6 か月以上の滞在は認められておらず、滞在中にカナダの労働市場へ参画することはできない。しかし、下記に記載の活動を行うことは許可される場合がある。

- 外国の企業または政府のため、カナダの商品またはサービスを購入する
- 商品またはサービスの注文を受ける
- 会議、カンファレンス、コンベンション、見本市へ参加する
- 保証または販売契約の一環としてアフターサービスを提供する

⁶⁵⁷ Government of Canada, “Diplomatic or official visitor visa applications”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/diplomatic-official-visitor-visa.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵⁸ Government of Canada, “Temporary resident: Courtesy visas”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/visitors/courtesy-visas.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁵⁹ Government of Canada, “Temporary residents: Persons wishing to enter Canada for the purpose of giving birth”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/visitors/persons-wishing-enter-canada-purpose-giving-birth.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁶⁰ Government of Canada, “Temporary resident applications from intending organ donors”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/visitors/applications-intending-organ-donors.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁶¹ Government of Canada, “Temporary resident: Facilitation visas”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/visitors/facilitation-visas.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁶² Government of Canada, “How to visit Canada on business”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/business/eligibility.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

- カナダ国外にあるカナダの親会社で働く従業員の研修を受ける
- 外国企業のカナダ支店の従業員を訓練する
- 機器やサービスを販売したカナダ企業の訓練を受ける

上記のビジネス目的にカナダへ渡航する場合、ビジタービザ、eTA（電子渡航認証）または米国パスポート（グリーンカード）が必要である。

(2) 学生ビザ⁶⁶³

カナダの大学からの入学許可証を持っている人に付与される。申請者が6か月未満の就学のためにカナダに渡航する場合、TRV（Temporary Resident Visa）の申請が必要だが、6か月以上滞在する場合は、学生ビザが必要となる。

(3) 労働許可証（Work Permit）⁶⁶⁴

固定の雇用主の下、決められた期間・場所でのみカナダにおいて就労が可能である。同ビザを申請する前に、雇用主は下記を提出する必要がある。

- 雇用契約書のコピー
- 以下のうち1つ
 - LMIA の写し
 - 雇用オファー番号（LMIA 免除労働者の場合）

一方、オープン・ワーク・パーミット（Open work permit）と呼ばれるビザは雇用主が特定されておらず、期間中どの雇用主のもとでも就労が可能である（職種や場所が固定される場合もある）。しかし本ビザは特定の状況でのみ可能である。例えば、指定された大学を卒業した留学生、雇用主固定の労働許可証のもと雇用主から虐待を受けている・受ける危険がある環境にいる人、などである。以下のような雇用主を除き、カナダ国内のどのような雇用主のもとでも就労が可能である。

- 条件を遵守しなかった雇用者のリストに不適格として記載されている
- 卑猥なサービスの提供者または性的搾取目的

Work Permit 保持者は、家族も観光や就労、就学など目的別のビザを申請しなくてはならない。

⁶⁶³ Government of Canada, “Study in Canada as an international student”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁶⁴ Government of Canada, “Work permit: About the process”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/work-permit.html>, (2022年10月12日閲覧)

① 一時的外国人労働者プログラム（Temporary Foreign Worker Program : TFWP）⁶⁶⁵

同プログラム下において、カナダの雇用主はカナダ人や永住者の間において労働者が見つからない場合に限り、外国人労働者を雇うことができる。同プログラムを利用する場合は、LMIA 申請を行い、承認を得なくてはならない。

TFWP では、労働者は高賃金と低賃金労働者に区分される。高賃金に分類された労働者は Global Talent Stream やアカデミアルートなどを利用することができ、分類によって利用できるルートが異なる。区分は州・準州の中央値賃金に基づき異なり、各州における賃金中央値を下回る職種は低賃金、上回る賃金は高賃金と分類される。高賃金労働者への LMIA 申請書を提出する雇用主は、最大 3 年の雇用期間を要求することができる（低賃金労働者は 2 年）。高・低賃金労働者へはジョブマッチングサービスが Job Match という政府が管理するウェブサイトにて提供されている。雇用主は求人広告に記載されたスキルや条件と一致する求職者のプロフィールを匿名で閲覧することができる。マッチングした求職者は、1 つ星から 5 つ星の間で評価され、星の数が多いほど、求人案件と求職者の相性が良いことを示している⁶⁶⁶。移民・難民保護規則（Immigration and Refugee Protection Regulations : IRPR）の下、TFW を雇用している企業はプログラムの規定を順守しているか視察を受ける。また、家族帯同の可否は州ごとによって異なる。下記に TFWP の種類を示す。

種類		概要
Global Talent Stream		ビジネスを拡大・成長させる目的の下、独自のスキルを持つ人材や需要の高い人材を厳選して採用する。本ストリームを利用する場合、雇用主は「労働市場利益計画」を策定しなくてはならない。これは、カナダの労働市場に永続的に良い効果をもたらすことを証明するものである。これに沿って、毎年雇用主の計画進捗状況が評価される。高賃金労働者のみが本ルートを利用することが可能。
農業関連職		農業に関連する職業や活動に従事する外国人農業従事者を一時的に雇用する。高・低賃金労働者どちらも本ルートを利用することが可能。
	季節農業労働者プログラム（ Seasonal Agricultural Worker	メキシコまたはカリブ海諸国加盟国からの労働者に限定されている。生産物が国家商品リストに含まれていなければならない。

⁶⁶⁵ Government of Canada, “Hire a temporary foreign worker with a Labour Market Impact Assessment”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁶⁶⁶ Government of Canada, “Hire a temporary foreign worker in a high-wage or low-wage position”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers/median-wage.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

	Programme)	
	農業ストリーム (Agricultural Stream)	どの国からも受け入れ可能。生産物が国家商品リストに含まれていなければならない。
ケアギバー		子供、高齢者、医療を必要とする人のケアをするために外国人労働者を雇用する。ケアギバーとして TEFP を申請する場合、フルタイムの雇用 (週 30 時間以上)、ケアが必要とされる個人宅での勤務であることが必要である。個人事業主は、他の事業主 (最大 2 社まで) と提携し、雇用を分担することができる。高・低賃金労働者が本ルートを利用することが可能。
アカデミア		カナダ国内の学位取得可能な中等後教育機関において外国人教員を雇用する。高技能労働者は申請が可能。学術コンサルタントおよび試験官、大学院生アシスタント、自費の研究者は LMIA 申請と労働許可書申請の必要がない。その他、研究賞受賞者やポスドクフェロー、客員教授、二国間協定を利用する場合は LMIA 申請が不要。高賃金労働者のみが本ルートを利用することが可能。
永住権取得を希望する熟練労働者向け		一時的に技能外国人労働者を雇用し、移民プログラムを通じて彼らの永住権をサポートする。家族帯同は可能。
	Federal Skilled Worker Program (FSWP)	国が定める職種分類リスト (National Occupational Classification : NOC) の定める管理職、専門職、科学技術職、貿易職ポジション (TEER 0/1/2/3)、フルタイム勤務 (週 30 時間以上)、最低 1 年以上の雇用期間、非季節的な職種であることが条件。
	Federal Trades Program (FSTP)	適格な熟練した職業または技術的職業、フルタイム勤務 (週 30 時間以上)、最低 1 年以上の雇用期間であることが条件。雇用の申し出は最大 2 つの雇用主から受けることができる。
	Canadian Experience Class (CEC)	管理職、専門職、科学技術職、貿易職、(NOC TEER 0/1/2/3)、フルタイム勤務 (週 30 時間以上)、最低 1 年以上の雇用期間、非季節的

		な職種であることが条件。外国人労働者は永住権申請前の 36 か月以内にカナダで少なくとも 12 か月のフルタイム（またはパートタイムで同等の）経験が必要となる。
ケベック州における雇用		ケベック州での雇用のために、通常のプロセスまたは簡易プロセスで一時的な外国人労働者を雇用する。

（資料）Government of Canada, “Hire a temporary foreign worker with a Labour Market Impact Assessment”, (<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers.html>) より弊法人作成

カナダには国が定める職種分類リスト（National Occupational Classification : NOC）があり、5つの分類に分けられる。熟練労働者には TEER0 から TEER3 までが含まれる。過去 10 年以内に申請時に希望する職種と類似の職歴を得ていること、インターンやボランティアではなく有給で 1 年以上の継続勤務または合計 1,560 時間（週 30 時間）以上の勤務をしていたことが求められる。非熟練は TEER4 と TEER5 に該当する労働者のことを指す。しかしこれらの基準は Federal Skilled Worker の場合であり、PNP など地方受け入れのプログラムの場合は各州・準州により基準が異なる場合がある⁶⁶⁷。

図表 5-9 職種分類リスト 2021 年版（National Occupational Classification : NOC）

	分類	
熟練	TEER 0	管理職
	TEER 1	通常、大卒の学位が必要とされる職業
	TEER 2	大学卒業資格 2 年以上の見習い研修、または管理的職業
	TEER 3	大学卒業資格 2 年未満の見習い研修、または 6 か月以上の OJT
非熟練	TEER 4	高校卒業資格、または数週間の OJT
	TEER 5	通常、短期間の労働実証と正規の教育を必要としない職業

（資料）Government of Canada, “Find your National Occupation Classification (NOC)”, (<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/find-national-occupation-code.html>) より弊法人作成

② International Mobility Program (IMP)

該当職種がカナダの文化的・経済的利益に資する場合、労働市場影響評価（LMIA、後述）なしで外国人労働者を雇用することができる。

⁶⁶⁷ Government of Canada, “Eligibility to apply as a Federal Skilled Worker (Express Entry)”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/federal-skilled-workers.html#minimum>, (2022 年 11 月 28 日閲覧)

【企業内転勤（Intra Corporate Transferees：ICT）⁶⁶⁸】

最初の申請で最長3年の就労許可証が取得可能である。延長することも可能。経営責任者（executives）、管理職（managers）、専門職（specialists）の職種が、企業内転勤者として認められる。条件として、企業内転勤者として査証申請する際には、申請前の3年間のうち1年間、当該企業の経営者もしくは従業員である必要がある。

【The Post Graduation Work Permit Program⁶⁶⁹】

カナダの指定教育機関（DLI）で学び、卒業した人が利用できるプログラム。

【Youth Exchange Agreements⁶⁷⁰】

インターナショナル・エクスペリエンス・カナダ（International Experience Canada：IEC）を始めとするカナダでの旅行や仕事を希望する18歳から30歳（35歳）までの人を対象とする制度。IECの下では2年間カナダでの滞在が許可されている。

図表 5-10 IECに含まれる制度

種類	概要
ワーキングホリデー制度	カナダ企業からのオファーがなくても利用できる。取得できる労働許可証の種類は、オープンワークパーミットと呼ばれるものであり、カナダのほぼすべての雇用者の下での就労が可能。（例外有）
ヤング・プロフェッショナル	カナダにおいて、キャリアアップにつながる仕事のオファーがあり、滞在中、同じ場所で同じ雇用主のもとで働く場合に利用できる。自営ではなく、有給である必要がある。
International Co-op（インターンシップ）	高等教育機関の学生であり、インターンシップのオファーを受けていることが条件である。学業を完了するために、インターンシップを行う必要がある場合などに利用される。カナダ滞在中は、同じ場所で同じ雇用主のもとで働く必要がある。

（資料）Government of Canada, “International Experience Canada: About the process”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/iec/about.html> より弊法人作成

⁶⁶⁸ JETRO, 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用”,

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/ca/invest_05.html, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁶⁹ Government of Canada, “Post-Graduation Work Permit Program (PGWPP)”,

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/study-permits/post-graduation-work-permit-program.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁷⁰ Government of Canada, “International Experience Canada: About the process”,

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/iec/about.html>, (2022年10月4日閲覧)

【国際自由貿易協定（International Free Trade Agreements：FTAs）⁶⁷¹】

ビジネスパーソンの一時的な入国を相互的に促進するための規定が含まれる。FTAに基づき入国する適格者は、通常、労働許可証が必要となるが、労働市場影響評価（LMIA）が免除される。FTAsにはカナダ・米国・メキシコ協定（Canada–United States–Mexico Agreement：CUSMA）やCETA（Canada-European Union Comprehensive Economic and Trade Agreement）なども含まれる。

【The Bridging Open Work Permit⁶⁷²】

永住権取得への移行期にあり、カナダでの就労を希望している人のための滞在許可証。

【カナダへ社会的・経済的貢献をする人へのビザ⁶⁷³】

Mobilité Francophone Program⁶⁷⁴などのプログラムを通じて、カナダに大きく貢献できる人への滞在許可。申請者の過去の成功例や、関連する専門分野の人からの推薦や証言が必要となる。

(4) 地方の受け入れプログラム

① 州推薦プログラム（Provincial Nominee Programme：PNP）

PNPは特定の州または準州の経済に貢献できる技能、教育、職務経験があり、その州に住むことを希望し永住権取得を希望する人のためのプログラムである。州によって求める人材は異なり、学生からビジネス目的労働者、熟練・非熟練労働者まで幅広くターゲットにしている。州により求められる要件が異なり、受け入れは各州に一任されていることから、労働者は希望する州へ直接申請する必要がある⁶⁷⁵。家族帯同の可否は州によって異なる。

⁶⁷¹ Government of Canada, “International Mobility Program: International Free Trade Agreements”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/foreign-workers/international-free-trade-agreements.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁷² Government of Canada, “Bridging open work permits for certain economic class permanent residence applicants [R205(a) - A75] – International Mobility Program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/foreign-workers/provincial-nominees-permanent-resident-applicants/bridging-open-work-permits.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁷³ Government of Canada, “Significant benefit to Canada [R205(a) – C10] – Canadian interests – International Mobility Program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/foreign-workers/exemption-codes/canadian-interests-significant-benefit-general-guidelines-r205-c10.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁷⁴ フランス系カナダ人の維持を目的としており、フランス語話者を新たにカナダに採用し、フランス語が主要言語であるケベック州以外の地域社会の形成と再確認に貢献している。

⁶⁷⁵ Government of Canada, “How the Provincial Nominee Program (PNP) works”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/provincial-nominees/works.html>, (2022年11月25日閲覧)

② アトランティック移民プログラム（Atlantic Immigration Program : AIP）

本プログラムはカナダのアトランティック地方 4 州のいずれかで働き、生活することを希望する熟練労働者やカナダの留学生を対象としたプログラムである。本プログラム利用者には永住権申請の権利が与えられる。アトランティック地方における雇用主が国民だけでは不足している労働力を補うために導入された雇用主主導のプログラムである。このプログラムに参加するには、アトランティック地方の指定された雇用主からジョブオファーを受ける必要がある。対象者は、アトランティック地方の公認高等教育機関を卒業した者、または熟練労働者である。海外に住んでいる方、またはすでに一時的な居住者としてカナダに滞在している人も申請可能である⁶⁷⁶。家族帯同は可能である。

③ 地方および北部移民パイロットプログラム（Rural and Northern Immigration Pilot : RNIP）

AIP を受けて導入されたのが本パイロットプログラムである。RNIP はコミュニティ主導のプログラムであり、コミュニティで就労・生活することを希望する熟練労働者に永住権獲得の権利を与えることにより、経済移民の恩恵をより小さなコミュニティに広めることを目的としている。申請要件は、すでに地域推薦を申請したかどうか、またいつ申請したかによって異なるが、主に必要となる基準は実務経験、言語レベル、教育、資金、参加コミュニティからの求人、コミュニティに住む意図、順応性である⁶⁷⁷。家族帯同は可能である。

(5) 永住権のある滞在資格

5.1.5(4)を参照。

5.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準

① ビジネスビザ⁶⁷⁸

同査証申請には以下のいずれかの書類が必要となる。

- ビジタービザ
- 電子渡航認証(eTA)
- その他の書類
- 有効な米国のパスポート

⁶⁷⁶ Government of Canada, “Immigrate through the Atlantic Immigration Program: How you can take part in the program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/atlantic-immigration/how-to-immigrate.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁷⁷ Government of Canada, “Rural and Northern Immigration Pilot: about the pilot”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/rural-northern-immigration-pilot.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁷⁸ Government of Canada, “How to visit Canada on business”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/business/eligibility.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

- 米国での滞在を証明する公的書類（グリーンカードなど）および母国語の有効なパスポート

また、到着時には下記の書類を入国審査の際に提出する必要がある。

- 滞在期間中有効なパスポートまたは旅行証明書
 - 有効な観光ビザ（該当する場合）
- ※eTAが必要な場合、申請時に使用したパスポートを使用して渡航しなければならない。
- 米国の永住権保持者の場合、有効なグリーンカード（または米国での地位を証明する同等の公的書類）および国籍国の有効なパスポート（または同等の書類）
 - 親会社からのサポートレター、カナダの受け入れ企業からの招待状、またはカナダ国境サービス庁（Canada Border Services Agency）からの承認書（Letter of Recognition）
 - 保証またはサービス契約、または契約などの他の文書（該当する場合）
 - 受け入れ企業の連絡先の詳細（24時間コンタクト可能な）
 - カナダでの滞在と帰国のための十分な資金を持っていることを証明するもの

② 学生ビザ⁶⁷⁹

以下の条件を満たすことができる場合、カナダに留学するための学生ビザを申請することができる。

- 指定学習機関に登録されている学校に在籍している
- 学費を支払う十分な資金があることを証明できる
- 自身と同伴家族のための生活費がある
- 自身と同伴家族の帰国手配ができる資金がある
- 法律を遵守し、犯罪歴がなく、警察証明書（必要な場合）を取得できる
- 健康状態が良好で、健康診断を受けている（必要な場合）
- 就学許可証の期限が切れた際、カナダを出国することを係官に証明する

申請時には、学校からの承認状、身分証明、残高証明を提示する必要がある。場合によっては、志願書（なぜカナダに留学したいのか）、ケベック州に留学を希望する場合は、ケベック承認証明（QAC）、未成年の場合は親権者申告書などは必要になる場合がある。

③ 労働許可証⁶⁸⁰

カナダ国内・外から申請が可能であり、申請場所により要件が異なる。下記は共通して

⁶⁷⁹ Government of Canada, “Study in Canada as an international student”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁸⁰ Government of Canada, “Work permit: Who can apply”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/eligibility.html>, (2022年10月20日閲覧)

満たす必要がある。

- ワークパーミットの期限が切れた時点でカナダを離れることを係官に証明する
- カナダ滞在中における自身と家族の生活費、帰国するための十分な資金があることを証明する
- 法律を遵守し、犯罪歴がないこと（必要によって犯罪証明書の提出が必要）
- カナダの安全保障にとって危険でない
- 健康であり、必要であれば健康診断を受ける
- "ineligible（不適合）"と記載されている雇用主のもとで働く予定がない
- 性的搾取をする雇用主のもとで働く予定がない
- その他、入国を証明するために警察官から要求された書類を提出する

オープン・ワーク・パーミットを申請する場合は、以下を満たしている必要がある。

- 指定教育機関を卒業し、卒業後就労許可プログラムの対象となる留学生である
- 留学費用をまかなうことができなくなった学生（貧困学生）
- カナダでの永住権を申請している
- 永住権を申請した人の扶養家族である
- 技術労働者または留学生の配偶者または内縁のパートナーである
- アトランティックカナダ・移民パイロットプログラムの申請者の配偶者または内縁のパートナーである
- 難民、難民申請者、被保護者またはその家族である
- 強制力のない退去命令を受けている
- 一時居住許可証保持者
- 特別プログラムに参加している若年労働者

④ Global Talent Stream

指定機関からグローバルタレントストリームに推薦され、ユニークで専門的な才能を持つ個人を採用する場合、グローバルタレントストリームのカテゴリAに分類される。しかし、希望職種がグローバル人材職種リストに含まれている場合は、カテゴリBの申請として処理され、カテゴリBの要件を満たす必要がある（職種により要件は異なる）。または、グローバル人材職業リストに掲載されている需要の高い職業のポジションを埋めるために、高度な技能を持つ外国人労働者を雇用しようとしている場合、カテゴリBが適用される場合がある。カテゴリBが適用される場合は、機関からの紹介や推薦は必要ない⁶⁸¹。

⁶⁸¹ Government of Canada, “Program requirements for the Global Talent Stream”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers/global-talent/requirements.html#gtol>, (2022年11月25日閲覧)

⑤ Federal Skilled Worker Program (FSWP)

本プログラムは国が定める職種分類リスト（National Occupational Classification : NOC）の定める管理職、専門職、科学技術職、貿易職ポジション（TEER 0/1/2/3）、フルタイム勤務（週 30 時間以上）、最低 1 年以上の雇用期間、非季節的な職種であることが条件となっている。また、年齢（最大 12 ポイント）、学歴（最大 25 ポイント）、職務経験（最大 15 ポイント）、有効な仕事のオファーがあるかどうか（最大 10 ポイント）、英語またはフランス語のスキル（最大 28 ポイント）、適応性（この国にどの程度定着できそうなのか）（最大 10 ポイント）、の 6 つの要素に基づき 100 点満点で評価される。上記 6 つの要素それぞれについて、どれだけ優れているかでポイントが加算される。現在の合格点は 67 点である⁶⁸²。

⑥ Federal Skilled Trades Program (FSTP)

適格な熟練した職業または技術的職業、フルタイム勤務（週 30 時間以上）、最低 1 年以上の雇用期間であることが条件。雇用の申し出は最大 2 つの雇用主から受けることができる。本プログラム対象となる最低要件としては、言語のレベルを満たしていること（ライティング・リーディング・スピーキング・リスニング）、応募前 5 年以内に、少なくとも 2 年間のフルタイム（または同量のパートタイム）技能職の経験があること、実務経験は有給であること（有給、歩合制、ボランティア、無給インターンシップは含まれない）、資格証明書が必要な場合を除き、NOC に規定されている技能職の職務要件を満たしていること、通算 1 年以上の有効な正社員雇用の求人票、またはカナダの州、準州、または連邦政府機関によって発行された当該技能職の資格証明書を有していることが条件となる⁶⁸³。

⑦ Canadian Experience Class (CEC)

管理職、専門職、科学技術職、貿易職、（NOC TEER 0/1/2/3）、フルタイム勤務（週 30 時間以上）、最低 1 年以上の雇用期間、非季節的な職種であることが条件。外国人労働者は永住権申請前の 36 か月以内にカナダで少なくとも 12 か月のフルタイム（またはパートタイムで同等の）経験が必要となる。本プログラム対象となる最低要件としては、言語のレベルを満たしていること（ライティング・リーディング・スピーキング・リスニング）、申請前の過去 3 年間に、カナダで少なくとも 1 年間の技能職経験があること、就労許可のある一時居住者の資格でカナダに滞在し、就労経験を積んでいることが条件となる⁶⁸⁴。

⁶⁸² Government of Canada, “Eligibility to apply as a Federal Skilled Worker (Express Entry)”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/federal-skilled-workers.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁸³ Government of Canada, “Eligibility to apply for the Federal Skilled Trades Program (Express Entry)”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/skilled-trades.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁸⁴ Government of Canada, “Eligibility to apply for the Canadian Experience Class (Express Entry)”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/canadian-experience-class.html#minimum>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⑧ 州推薦プログラム (PNP)

PNP を申請するには、州または準州の求める最低要件を満たしており、かつ、その州または準州から推薦を受けていることが必要となる。推薦を受けるには希望の州に推薦を受けるための申請をしなければならない。PNP は各州のニーズに合った人が採用されるため、熟練労働者だけでなく、非熟練労働者の受け入れも行っている。つまり、高技能労働者でなくても永住権獲得は可能である⁶⁸⁵。

⑨ アトランティック移民プログラム (AIP)

AIP 申請には、過去 5 年間で、1,560 時間以上働いていることが必要である。かつ、その仕事は国家職業分類 (NOC) 2021 の訓練、教育、経験、責任のいずれかに該当するものでなければならず、NOC に記載されている職の説明分や職務に合致していなければならない。内定を得た職種 of NOC における分類によって必要となる教育レベルも異なる。カナダ以外で就学をしている場合は、5 年以内に受けた教育資格審査 (ECA) を提出する必要がある。その他語学能力、資産金なども要件に含まれる⁶⁸⁶。

⑩ 地方および北部移民パイロットプログラム (RNIP)

RNIP 申請には、適格な実務経験を有する (過去 5 年間で、1,560 時間以上働いていること)、希望コミュニティの公立高等教育機関を卒業した者であること、言語能力、学歴、地域社会への移住を支援する十分な資金があることを証明できること、その地域に住む意思があること、地域が求める条件を満たしていること、一時居住者であること (申請時にカナダに滞在している場合) の全てを満たしている必要がある⁶⁸⁷。

⑪ 企業内転勤 (Intra Corporate Transferees : ICT)⁶⁸⁸

企業内転勤者申請者は国籍がオーストラリア、日本、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、または、オーストラリア、ニュージーランドの永住者でなくてはならない。また、過去 3 年間のうち、少なくとも 1 年間は転勤先の企業で継続的に雇用されていること、雇用またはパートナーシップが CPTPP⁶⁸⁹加盟国の企業であったこと、そして、カナダ国内の適格な企業に転勤することが要件となる。申請者は、エグゼクティブ、スペシャリスト

⁶⁸⁵ Government of Canada, "How the Provincial Nominee Program (PNP) works", <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/provincial-nominees/works.html>, (2022 年 11 月 28 日閲覧)

⁶⁸⁶ Government of Canada, "Immigrate through the Atlantic Immigration Program: Who can apply", <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/atlantic-immigration/how-to-immigrate/eligibility.html>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁸⁷ Government of Canada, "Rural and Northern Immigration Pilot: who can apply", <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/rural-northern-immigration-pilot/pr-eligibility.html#experience>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁶⁸⁸ Government of Canada, "Intra-corporate transferees – CPTPP [R204(a) – T51] – Agreements or arrangements – International Mobility Program", <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/foreign-workers/international-free-trade-agreements/trans-pacific/intracorporate.html#eligibility>, (2022 年 10 月 20 日閲覧)

⁶⁸⁹ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)

またはマネージャーのポジションである必要がある。

⑫ The Post Graduation Work Permit Program⁶⁹⁰

同プログラムは1度のみ利用可能であり、取得のためには、申請者は現在有効な一時的滞在許可を保持しているか、カナダを出国している必要がある。また、指定教育機関(DLI)を卒業した者のみ申請が可能である。申請には、以下の基準をすべて満たしていることを示す明確な証拠を提出しなければならない。

- 承認された教育機関で、学位、ディプロマ、または証書取得につながる8か月以上の学術的、職業的、または専門的なトレーニング・プログラムを修了している。
- 修了プログラム、または学習プログラムの各学期において、フルタイムの学生としての地位を維持している。
- 成績証明書と、修了要件を満たしていることを確認する教育機関からの正式な手紙を受け取っている。

卒業から180日以内に申請しなければならず、その間申請者は以下の基準のうちのいずれかを満たしている必要がある。

- 有効な就学許可証を持っている。
- 就学許可証を持っていた。
- 移民・難民保護規則の第188項(1)(a)および(b)に基づき、就学許可証を取得する必要なくカナダでの就学が許可された。

同プログラムによって発行される査証はオープン・ワーク・パーミットであり、職種問わず就労することが可能である。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度(受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。)等の有無及び詳細

① 労働市場テスト

カナダにおける居住者労働市場テストは、労働市場影響評価(Labour Market Impact Assessment : LMIA)と呼ばれている。LMIAは、雇用・社会開発省(ESDC)が発行する文書で、外国人を雇用した場合のカナダ国内の労働者への影響を評価するものである。高評価なLMIAは、ポジションを埋めるためにカナダ市民または永住者が存在しないことを示し、それによって雇用主は外国人を雇うことができる。一方、低評価のLMIAは、ポジションがカナダ市民または永住者によって補うことが可能であることを示す⁶⁹¹。

⁶⁹⁰ Government of Canada, “Post-graduation work permit eligibility requirements”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/study-permits/post-graduation-work-permit-program/eligibility.html>, (2022年10月20日閲覧)

⁶⁹¹ Government of Canada, “What is a Labour Market Impact Assessment?”,

LMIA を必要としない労働許可証もあるが（IMP、CUSMA、ICT に基づく労働者）、一時的外国人労働者プログラム（Temporary Foreign Worker Program : TFWP）利用者は、必ず LMIA を取得する必要がある⁶⁹²。

LMIA 申請にあたり、雇用主は国内での求人広告を出すことが必要である。LMIA 申請の 3 か月前に求人を出しており、最低でも連続した 4 週間にわたる求人であればならない。LMIA の結果が出るまで継続して出している必要がある⁶⁹³。

② 受入人数枠

カナダ政府は、2022 年から 2024 年の移民受入計画を策定し、受け入れる新永住者を定めている。カナダは 2022 年に 431,645 人、2023 年に 447,055 人、2024 年に 451,000 人の移民を受け入れることを目標としている。この 3 年に渡る目標は、州・準州、関係団体、一般市民との協議のもと、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してカナダの労働市場を基に作成された⁶⁹⁴。

図表 5-11 2022 年-2024 年の移民受け入れ数（分類別）

	2022		2023		2024	
	低レンジ	高レンジ	低レンジ	高レンジ	低レンジ	高レンジ
目標	431,645		447,055		451,000	
経済移民	210,000	248,000	222,000	259,000	235,000	273,000
家族統合	90,000	109,000	94,000	113,000	99,000	117,000
難民・保護・人的支援など	60,000	88,000	64,000	93,000	56,000	85,000
合計	360,000	445,000	380,000	465,000	390,000	475,000

（資料）Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, (<https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf>) より弊社作成

図表 5-12 2022 年-2024 年の永住者受け入れ数内訳

	2022	2023	2024
経済移民	241,850	253,000	267,750
（Federal Economic）	55,900	75,750	1,11,500

<https://www.cic.gc.ca/english/helpcentre/answer.asp?qnum=163&top=17>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁹² Government of Canada, “Find out if you need a Labour Market Impact Assessment (LMIA), and how to hire a temporary foreign worker”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/hire-temporary-foreign/find-need-labour-market-impact-assessment.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁹³ Government of Canada, “Hire a temporary foreign worker with a Labour Market Impact Assessment”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁶⁹⁴ Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, p.29

高技能労働者			
(Federal Economic) 公共政策	40,000	32,000	-
(Federal Economic) ビジネス	1,000	1,000	1,500
(Economic Pilots) ケアギバー	10,250	11,250	12,750
Atlantic Immigration Program	6,250	6,500	6,500
Provincial Nominee Program	83,500	86,000	93,000
ケベック州の熟練労働者	44,950	確認中	確認中
家族	105,000	109,500	113,000
配偶者、子供	80,000	81,000	81,000
両親、祖父母	25,000	28,500	32,000
難民保護	76,545	74,055	62,500
カナダ国内の被保護者、および海外の被扶養者	24,500	25,000	25,500
定住難民（政府支援）	19,790	17,260	13,000
再定住難民（民間支援）	31,255	30,795	23,000
官民連携により受け入れられた難民（BVOR）	1,000	1,000	1,000
人的支援含むその他	8,250	10,500	7,750
合計	431,645	447,055	451,000

(資料) Government of Canada, “Notice – Supplementary Information for the 2022-2024 Immigration Levels Plan”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/notices/supplementary-immigration-levels-2022-2024.html> より弊法人作成

(3) 転職数の制限

雇用主指定の労働許可証を持っている人が転職を希望する場合、新しい雇用主のもとで新しい労働許可証を申請する必要がある。オープン就労許可証保持者は、就労許可証が有効である限り、いつでも雇用主を変更することが可能である。

IEC 利用者は、IEC の労働許可証で雇用主を変えることができるかどうかを確認する必要がある。申請者がワーキングホリデーのカテゴリーで労働許可証を持っている場合は、いつでも雇用主を変更することが可能である。ヤング・プロフェッショナルと International Co-op（インターンシップ）カテゴリーでは、下記のような正当な理由があ

る場合にのみ雇用主を変更することができる⁶⁹⁵。

- 申請者の就労先が閉業した
- 約束の賃金を受け取っていない
- 労働条件が安全でない、または契約と異なる
- 解雇（一時的なものを含む）されたことがある

(4) 外国人の滞在状況の管理

① Employment and Social Development Canada (ESDC) inspection authority⁶⁹⁶

ESDC は、雇用主の不正行為から一時的外国人労働者（Temporary Foreign Workers : TFWs）を支援・保護するため、定期的に雇用主に対して調査を行い、雇用主が必要な一時的外国人労働者プログラムの制度の規範を守っているのか検証している。2020年7月、カナダ政府は特に農産業に対する調査体制を強化し、雇用主のコンプライアンス違反や疑惑に対処する方法を改善するために、1620万カナダドル（16億6860万円）を拠出した。2021年3月には、虐待の申し立てを簡単にするため、外国人労働者を念頭に置いた通報窓口の整備を行った。これには、200以上の言語に対応したコールセンターの改良と（AI対応ではない）、オンライン通報フォームの簡素化が含まれる。

一時的労働者受け入れ後は、基本的に雇用主に移民管理の責任があり、雇用主の管理を政府が行っている。特に、低賃金労働者または第一農業従事者の場合、雇用主は適切で手頃な価格の住宅を確保しなくてはならない。雇用主は、住居費および水道・電気代などの経費を給与から差し引くことも可能である。また、季節的農業労働者プログラム（Seasonal Agricultural Worker Program）の労働者の場合、雇用主は適切な住居を無償で提供しなければならない（雇用主が宿泊費を給与から控除できるブリティッシュ・コロンビア州を除く）。すべての給与控除は、雇用契約書に記載されている必要がある。控除の詳細は、州によって異なる。メキシコまたはカリブ海出身の場合、住居費と光熱費は署名された雇用契約書に記載されていなければならない⁶⁹⁷。

(5) 永住権獲得

永住権はカナダ政府が導入している永住権申請審査システム「Express Entry」を通して申請することができる。カナダ経済に貢献するスキルと能力に基づいて、永住権を与え

⁶⁹⁵ Government of Canada, "Extend or change the conditions on your work permit: Changing jobs or employers", <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/extend/change-jobs-employers.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁹⁶ Government of Canada, "Protecting Temporary Foreign Workers", <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2021/12/protecting-temporary-foreign-workers.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁶⁹⁷ Government of Canada, "Temporary foreign workers: Your rights are protected", <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers/protected-rights.html#h2.10>, (2022年11月24日閲覧)

このように基本的に移民労働者の権利を守ることは雇用主の責任だが、その責務が果たされているのかどうかを政府が管理しなければならない。Manitoba Association of Newcomer Serving Organizations (MANSO)マネージャーDon Boddy氏ヒアリングより。

る熟練労働者が選抜される。以下の対象プログラムに登録している移民は Express Entry に登録することができる⁶⁹⁸。

種類	概要
Federal Skilled Worker Program (FSWP)	<p>外国での職務経験を持つ熟練労働者がカナダに移住するためのプログラム。申請には下記の条件を満たしていることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語またはフランス語の高い語学力(レベル 7)。 2. 管理職、大学の学位を必要とする専門職、大学の卒業証書や実習を必要とする技術職に該当する職業である。 3. 過去 10 年以内に、特定の職業で 1 年間の継続的な実務経験がある。
Federal Skilled Trades Program (FSTP)	<p>外国での職務経験がある特定の職業の熟練労働者を対象としたプログラムである。申請には下記を満たしている必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語またはフランス語の語学力がレベル 5 または 4 である。 2. 大学卒業資格または実習資格を必要とする技術職に該当する職業である。 3. 過去 5 年以内に 2 年間の職務経験がある。 4. カナダ企業からの有効なジョブオファーと、その職業における高度な技術を有することを証明する書類。
Canadian Experience Class (CEC)	<p>カナダ国内での職務経験を持つ熟練労働者のためのプログラム。申請には下記を満たしている必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語またはフランス語の語学力がレベル 5 または 7 である。(職種により必要な語学力のレベルが異なる)⁶⁹⁹ 2. 管理職、専門職、技術職のいずれかに該当する職業である。 3. 過去 3 年間にカナダで 1 年間の職務経験がある。
Provincial Nominee Program	カナダの各州がそれぞれの州のニーズに合った特

⁶⁹⁸ Government of Canada, “How Express Entry works”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/works.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁶⁹⁹ 職種により必要な語学レベルは、National Occupational Classification (NOC) system と呼ばれる制度により分類されている。語学のレベル (Canadian Language Benchmark: CLB) には 12 まであり、基礎 (1-4)、中級 (5-8)、アドバンス (9-12) レベルに分類されている。

(PNP)	定の労働者を指名するために作られたプログラムである。州や準州のニーズに合わせた労働者が雇用されることから、学生からビジネス目的労働者、熟練・非熟練労働者まで幅広く対象にしている。
-------	---

(資料) Government of Canada, “How Express Entry works”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/works.html> より弊法人作成

登録した人の中から選ばれた人に移民局から ITA (Invitation to Apply) という永住権申請許可書が届く。この ITA が無いと永住権申請はできない。ITA は 60 日間のみ有効であり、申請者は有効期限が切れる前に、オンラインフォームから申請をする必要がある⁷⁰⁰。その際提出が必要となる書類は以下の通りである⁷⁰¹。

- パスポート
 - ※ベネズエラのパスポート保持者は追加の手続が必要な場合がある。
- 語学証明書
- カナダでの学歴証明書または ECA (以下のいずれかに当てはまる場合)
 - Federal Skilled Workers Program を通じて申請する場合
 - カナダ国外で取得した教育に対するポイントを取得したい場合
- 州の推薦状 (持っている場合)
- カナダの雇用主からの推薦状 (持っている場合)、職務経歴証明、カナダの州または地域が発行する貿易職業資格証明書 (持っている場合)。
- 資金証明書
- 警察証明書
- 健康診断書
- 出生証明書 (扶養家族を申告する場合)

Comprehensive Ranking System (CRS)に基づき、登録者それぞれに点数が割り当てられる。また、PNP 申請者のうち推薦証を受けた申請者には、追加で 600 点が与えられる。CRS で得られる点数には、600 点までの基本点と 600 点の追加点があり、(A) ~ (C) の合計 1,200 点満点での計算となる⁷⁰²。高い点数を得た人にも、永住権申請の権利が与えられる⁷⁰³。

⁷⁰⁰ Government of Canada, “Apply for permanent residence: Express Entry”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/apply-permanent-residence.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰¹ Government of Canada, “Documents for Express Entry”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/documents.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰² Government of Canada, “Comprehensive Ranking System (CRS) Criteria – Express Entry”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/criteria-comprehensive-ranking-system/grid.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰³ Government of Canada, “How we rank your Express Entry profile”,
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express->

図表 5-13 ポイント評価内容

(A) 申請者		
	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
年齢	100	110
教育レベル	140	150
語学レベル	150	160
カナダにおける就労経験	70	80

(B) 配偶者	
教育レベル	10
語学レベル	20
カナダにおける就労経験	10

(C) Skill Transferability Factors	
教育レベル	
優れた公用語能力を持ち、中等教育後の学位を取得している	50
カナダでの就労経験があり、かつ高等教育を修了している	50
海外での就労経験	
優れた公用語能力（CLB7以上）と海外勤務経験を有する	50
カナダおよび海外での実務経験を有する	50
資格証明書（貿易職の人向け）	
優れた公用語能力を持ち、資格証明書を有する	50
追加点	
カナダ在住の兄弟姉妹を持つ（市民権または永住権保持者）	15
フランス語スキル	50
カナダでの中等教育修了	30
Arranged Employment ⁷⁰⁴	200
PNP 推薦	600
合計	1,200

（資料）Government of Canada, “Comprehensive Ranking System (CRS) Criteria – Express Entry”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/criteria-comprehensive-ranking-system/grid.html> より弊法人作成

[entry/eligibility/criteria-comprehensive-ranking-system.html](https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/criteria-comprehensive-ranking-system.html), (2022年10月4日閲覧)

⁷⁰⁴ FSWP の下では、Arranged Employment と呼ばれる、カナダの雇用主から有効な仕事のオファーを受けていることを指す。

その他、下記のプログラムを利用して永住権を獲得することも可能である。

プログラム名	概要
Start-up Visa Program ⁷⁰⁵	カナダにおける起業を支援するプログラム。以下の要件を満たしている必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 対象となる事業がある 指定された団体からのサポートレターがある 語学要件を満たしている 十分な資金がある
Self-employed Persons Program ⁷⁰⁶	同プログラムを通し、申請者は自営業者としてカナダに永住することができる。ただし、以下の要件を満たしている必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 類似経験を有する カナダで自営業をする意思と能力がある プログラムの選考基準を満たす 医療、セキュリティ、その他の条件を満たしている
Quebec-Selected Skilled Worker Program (QSWP) ⁷⁰⁷	ケベック州で必要とされる職種で、フランス語に堪能な申請者は、同プログラムに申請することにより、同州への移住と永住が可能となる。
Family-Sponsorship Program ⁷⁰⁸	カナダ市民または永住権保持者の配偶者や扶養している子供たちがカナダでの永住権を獲得できる。
Live-in Caregiver Program (LCP) ⁷⁰⁹	高齢者、障害者、または子供の世話をする資格を持ち、カナダ国内の個人宅に住みこみで就労する介護士に与えられる。
アトランティック移民プログラム (AIP)	カナダのアトランティック地方 4 州のいずれかで働き、生活することを希望する熟練労働者やカナダの留学生を対象としたプログラムである。本プログラム利用者には永住権申請の権利が与えられる。アトランティック地方における雇用主が国民だけでは不足している労働力を補うために導入された。

⁷⁰⁵ Government of Canada, “Immigrate with a start-up visa: Who can apply”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa/eligibility.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰⁶ Government of Canada, “Self-employed person: Who can apply”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/self-employed/eligibility.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰⁷ Government of Canada, “Quebec-selected skilled workers: About the process”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/quebec-skilled-workers.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰⁸ Government of Canada, “Family Sponsorship”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/family-sponsorship.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁰⁹ Government of Canada, “Live-in Caregiver Program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/caregiver-program.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

地方および北部移民パイロットプログラム (Rural and Northern Immigration Pilot) ⁷¹⁰	カナダの小規模コミュニティが地域経済を支える目的の下、永住権への道を与え、移民を受け入れるプログラム。
Temporary resident to permanent resident pathway ⁷¹¹	現在カナダで働いている特定の一時的居住者とその家族のためのもの。カナダにおいて重要な職業 (Essential occupation)、または健康や医療サービス分野での就労経験がある場合。またはカナダの中等後教育機関を卒業した場合永住権を申請できる。
Economic Mobility Pathways Pilot ⁷¹²	スキルのある難民として、経済的永住権を取得することができる。
Permanent residence pathways for Hong Kong residents ⁷¹³	カナダに居住している香港の有資格者が永住権を取得することができる。

(6) 永住資格を喪失する要件⁷¹⁴

永住権を維持するには、過去 5 年間に少なくとも 730 日間カナダに滞在している必要がある (継続的でなくとも可)。以下の場合、永住者の資格を失う可能性がある。また、公式に決定が下されるまで自動的に永住権が失われることはないが、自主的に永住権を放棄することは可能である。

- 審査の結果、裁定者が永住者でないと決定した場合
- 自発的に永住者の資格を放棄した場合
- 退去命令が出された場合
- カナダ国民へと帰化した場合

⁷¹⁰ Government of Canada, “Rural and Northern Immigration Pilot: About the pilot”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/rural-northern-immigration-pilot.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁷¹¹ Government of Canada, “Temporary public policies: Temporary resident to permanent resident pathway – About the program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/tr-pr-pathway.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁷¹² Government of Canada, “Economic Mobility Pathways Pilot”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/refugees/economic-mobility-pathways-pilot.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁷¹³ Government of Canada, “Permanent residence pathways for Hong Kong residents: About the public policy”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/hong-kong-residents-permanent-residence.html>, (2022 年 10 月 19 日閲覧)

⁷¹⁴ Government of Canada, “Understand permanent resident status”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/pr-card/understand-pr-status.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

(7) 帰化⁷¹⁵

カナダ人へと帰化するには、以下の要件を満たしている必要がある。

- 永住権保持者である
- 過去 5 年間のうち少なくとも 3 年間（1,095 日）カナダに居住している
- 税金申告している
- 市民権テストに合格している
- 英語またはフランス語の語学力を証明できる

この他、下記に当てはまる場合は別途要件が適用される場合がある。

- 未成年者（18 歳未満）の申請
- カナダ人が、カナダ国外で生まれた養子を申請する
- カナダ軍（Canadian Armed Forces : CAF）の現隊員または元隊員で、ファスト・トラック⁷¹⁶で申請する
- 過去のカナダ市民（現在および過去の CAF のメンバーを含む）。

ただし、カナダ国内外で犯罪の前科がある人は、一定期間帰化する権利を持たない場合がある。懲役刑、仮釈放、執行猶予中の期間は、カナダに住んでいた時間としてカウントされない。

(8) 市民権はく奪⁷¹⁷

市民権のはく奪に関しては市民法に規定されている。第 10 条 1 項において、虚偽表示、詐欺、または故意に重要な状況を隠すことでカナダ市民権を取得、保持、放棄、再開した場合、大臣にその人のカナダ市民権または市民権の放棄を取り消す権限が与えられている。

⁷¹⁵ Government of Canada, “Apply for citizenship: Who can apply”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/canadian-citizenship/become-canadian-citizen/eligibility.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷¹⁶ ファスト・トラックを利用することで、市民権申請手続を迅速に行うことが可能となる。

⁷¹⁷ Government of Canada, “Revocation of citizenship”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/canadian-citizenship/acquisition-loss/revocation.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

5.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

5.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

(1) The 2022–23 Departmental Plan for Immigration, Refugees and Citizenship Canada

本計画は IRCC によって策定された部門政策方針である。新型コロナウイルス感染症大流行からのカナダの経済復興を強化し、深刻な労働力不足に対処し、多様性を支援し、将来に向けてコミュニティを構築する目的の下、移民受け入れを推進する同省の計画が概説されている⁷¹⁸。また、IRCC は計画やプログラムの全体的なパフォーマンスを測定するために、一定の基準や KPI を設定している。例えば、移民・難民が経済的自立を果たし、労働力の増加に貢献するために建てられた基準は下記のとおりである⁷¹⁹。

図表 5-14 移民・難民の経済的自立と労働力増加への貢献度を図る指標

指標	目標	期限	過去の結果
新規移民のうち、雇用されている人の割合	≥65%	各暦年末	2018: 71% 2019: 70% 2020: 70%
移民・難民のうち、中所得者層以上の割合	≥50%	各年度末	2018–19: 56% 2019–20: 55% 2020–21: 56%
カナダの労働力人口に占める移民・難民の割合	≥25%	各暦年末	2018: 27% 2019: 28% 2020: 28%

(資料) Government of Canada, “Immigration, Refugees and Citizenship Canada Departmental Plan 2022-2023”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/departmental-plan-2022-2023/departmental-plan.html#s2> より弊法人作成

PNP に関する権限は、IRCC に委ねられている。まず、PNP 傘下のプログラム立ち上げに際しては州・準州は IRCC との協定を締結しなくてはならない。PNP 導入にあたり審議会を設置するなどのプロセスが必要である。その後、IRCC のディレクターが承認を各州・準州に出し、プログラムが立ち上げられる。ただし、プログラムの内容が比較的斬新であった場合、その仮のプロジェクトを検証するために国レベルのパイロットプログラムなどでテストを行うこともある。政治的な背景から首相官邸 (Prime minister’s Office: PMO) に指示を仰ぐこともあるがほとんどの場合は IRCC が移民プログラムの管理を行っている。一方で、連邦政府のプログラムを設計する場合、規模が小さいプログラムや PNP 傘下にあるストリームを作る場合とは、承認プロセスが異なる。AIP に関してはアトラン

⁷¹⁸ Government of Canada, “Immigration, Refugees and Citizenship Canada Departmental Plan 2022-2023”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/departmental-plan-2022-2023/departmental-plan.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁷¹⁹ Government of Canada, “Immigration, Refugees and Citizenship Canada Departmental Plan 2022-2023”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/departmental-plan-2022-2023/departmental-plan.html#s2>, (2022年10月4日閲覧)

ティック地方と共同で運営される連邦プログラムであるため、大臣や内閣府からの承認が必要であった。さらに、アトランティック地方の各州は、閣議決定を経て、連邦議会の承認を得なければならなかった。そのため、連邦政府のプログラムは、設計の最終承認を得るにはより高いレベルの承認が必要となり、より長い時間がかかる⁷²⁰。

5.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

(1) 2022 immigration levels plan

5.1.5 (2) で記載したように、カナダ政府は 2022 年に移民受入計画 (2022 immigration levels plan) を策定し、2022 年から 2024 年にかけて受け入れる移民数を定めている。この計画に先立ち、州・準州、関係団体、一般市民と IRCC の間で協議が行われ、主に、カナダの経済回復と成長を支援するための移民と移民統合支援について議論された。具体的には、経済移民への対応、コミュニティへの影響と移民の増加に対する受け入れコミュニティの整備と育成といったテーマが含まれた。議論にあたり、オンラインでのアンケート調査が行われ、地域ごとのタウンホールミーティングも実施された (連邦・州・準州レベルの協議は IRPA によって義務付けられている)。また、本協議には世論調査などで集められた一般市民の声も反映されている⁷²¹。

(2) 二国間協定⁷²²

カナダは他国と国際自由貿易協定 (International Free Trade Agreements : FTA) を結んでいる。FTAs には、ビジネスパーソンの一時的な入国を相互的に促進するための規定が含まれており、FTA に基づき入国する者には、LMIA が免除される。下記はその一例である。

- カナダ・欧州包括的経済貿易協定 (Canada-European Comprehensive Economic and Trade Agreement : CETA)
- カナダとグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の貿易継続に関する協定 (The Agreement on Trade Continuity between Canada and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland : CUKTCA)
- カナダ・米国・メキシコ協定 (Canada-United States-Mexico Agreement : CUSMA)。
- カナダ-チリ FTA/カナダ-ペルー FTA/カナダ-コロンビア FTA/カナダ-韓国 FTA
- カナダ・パナマ自由貿易協定 (Canada-Panama Free Trade Agreement)

⁷²⁰ IRCC ヒアリングより。

⁷²¹ Government of Canada, “2021 consultations on immigration levels and responsive economic immigration – final report”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/consultations/2021-consultations-immigration-levels.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷²² Government of Canada, “International Mobility Program: International Free Trade Agreements”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/temporary-residents/foreign-workers/international-free-trade-agreements.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

(3) 大都市圏集中防止策⁷²³

カナダでは1990年代ごろから「州推薦プログラム (Provincial Nominee Program)」が州独自の労働需要に対応するため導入された。60年代、70年代におけるカナダでは、人材不足を補う目的であったが、80年代後半ごろより、高度熟練労働者、いわゆる **Transferable** なスキルを持つ人材の受け入れを始めた。しかし、地方においては非熟練労働も必要であり、各州の需要に対応する必要があったことが導入の背景として挙げられる。

一方、ノバスコシア州やニューファンドランド州を含む東部沿岸地域では、中心部への人口流出を防ぐため、連邦政府と4つの州が連携し「アトランティック・移民プログラム」を導入した。さらにこれに倣い、農村部・北部の人口の維持・人手不足を解消するため「地方及び北部移民パイロットプログラム」が作られた。現在、地方におけるニーズへの対応のため、市町村レベルでの移民受け入れプラン「Municipal Nominee Program (MNP)」の導入がIRCCによってコミュニティメンバーやコミュニティにおける経済団体、NGO、市町村や州・準州政府との協議をもとに進められている。

地方や各州の課題に対応するためには特定の地域やコミュニティにおける移民の定着は非常に重要である。地方受け入れプログラムを通し移動してきた移民を移住先に定着させるには移民が定住しやすい環境作りが必要である。州やコミュニティによっても移民受け入れに対しては差があるが、例えばマニトバ州では商工会議所が積極的にインクルーシブなコミュニティを築き、多くの移民に定住してもらうためのイニチアチブを行っている。取組の一つとして、The Newcomer Employment Hub と呼ばれる移民求職者とマニトバ州の雇用主との質の高い仕事のマッチングを実現するオンライン求人ツールがある。これは、ウィニペグ商工会議所とNGOのImmigration Partnership Winnipeg が共同で行っている取組である。マッチングサービスだけでなく、職場における多様性、包括性、公平性 (Commitment to Opportunity, Diversity & Equity : CODE) を促進するためのグループ「CODE Coalition」を立ち上げウィニペグで働く移民の支援を行っている⁷²⁴。

(4) 仲介・マッチング機能

高・低賃金労働者へはジョブマッチングサービスがJob Match という政府が管理するウェブサイトにおいて提供されている。雇用主は求人広告に記載されたスキルや条件と一致する求職者のプロフィールを匿名で閲覧することができる。マッチングした求職者は、1つ星から5つ星の間で評価され、星の数が多いほど、求人案件と求職者の相性が良いことを示している⁷²⁵。

また、The College of Immigration and Citizenship Consultants (カレッジ) (旧 : Immigration Consultants of Canada Regulatory Council : ICCRC) は、カナダの移民顧

⁷²³ 徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編著『地方発 多文化共生の仕組みづくり』晃洋書房、近刊予定

⁷²⁴ The Winnipeg Chamber of Commerce, “Our Commitment to Opportunity, Diversity and Equity (CODE)”, <https://winnipeg-chamber.com/dei/>, (2022年11月28日閲覧)

⁷²⁵ Government of Canada, “Hire a temporary foreign worker in a high-wage or low-wage position”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/foreign-workers/median-wage.html>, (2022年11月25日閲覧)

間やコンサルタントからサービスを利用する個人を保護するために、カナダ政府（Department of Citizenship & Immigration Canada）によって任命されている規制当局である。移民にサービスを提供するカナダ国内または海外で活動するすべての移民コンサルタントやエージェントは、カレッジに登録することが法で義務付けられており、カレッジからカナダ移民コンサルタント（Regulated Canadian Immigration Consultant: RCIC）または留学生に特化したアドバイザー（Regulated International Student Immigration Advisors: RISIA）として認定される必要がある。カレッジの責務や法的権限は法律（The College of Immigration and Citizenship Consultants Act、The Immigration and Refugee Protection Act、The Citizenship Act）によって定められている⁷²⁶。

5.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

(1) 市民権・移民常任委員会（Standing Committee on Citizenship and Immigration: C IMM）

C IMM は、IRCC と IRB を監督し、連邦の多文化主義政策のモニタリングを行っている。これらの各組織の運営体制、任務、管理状況などを調査し報告する。特に、法令、移民申請の滞留状況、プログラムや政策の目的、効果などを調査している⁷²⁷。

加えて C IMM は、経済回復と成長、人道的支援を必要とする移民への安全な場所の提供、世界的危機（アフガニスタンからの同盟国への撤退を含む）への対応、家族の再統合など、多岐に渡った支援を行っている⁷²⁸。2022 年には、カナダの移民制度の改善に関する 3 つの重点分野（下記参照）を定めた数年に渡るレベル計画（2022-2024 Multi-Year Levels Plan）を発表している⁷²⁹。

1. カナダにとって長期的な利益を実現する。
2. 短期的な経済成長への貢献と、各地域の労働市場のニーズへの対応。
3. 国民の信頼を維持し、適切に管理された移民制度を確保する。

5.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

(1) カナダ移民・難民局協議委員会（Immigration and Refugee Board of Canada

⁷²⁶ The College of Immigration and Citizenship Consultants, “About the College”, <https://college-ic.ca/about-the-college/who-we-are>, (2022 年 11 月 25 日閲覧)

⁷²⁷ House of Commons Canada, “Committees: C IMM”, <https://www.ourcommons.ca/Committees/en/C IMM>, (2022 年 10 月 20 日閲覧)

⁷²⁸ Government of Canada, “C IMM – Budget 2022 – May 12, 2022”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/committees/cimm-may-12-2022/budget-2022.html>, (2022 年 10 月 20 日閲覧)

⁷²⁹ Government of Canada, “C IMM – 2022-2024 Multi-Year Levels Plan – May 12, 2022”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/committees/cimm-may-12-2022/2022-2024-multi-year-levels-plan.html>, (2022 年 10 月 20 日閲覧)

Consultative Committee : IRBCC) ⁷³⁰

カナダ移民・難民局（IRB）の諮問委員会（IRBCC）は、専門的な知識や経験を持つ利害関係者と IRB の上級管理職が集まり、隔年で開催される。同委員会では、利害関係者と頻繁かつ正式に関わることで、事業をより包括的に理解し、さまざまな取組やプロセスの開発・検討を強化することが狙いである。IRBCC の会議は、国および地域レベルで開催される。国レベルの会議では、現在および今後発生するであろう課題を扱い、IRB の運営が利害関係者に与える影響に焦点を当てている。一方、定期的に行われる地域別会議は、全国会議を補完するものである。地域会議は通常、国内の実務や手続が地域に与える影響を始めとした地域的な問題に焦点を当てる。IRB 地域事務局は、地域会議の準備を調整する責任を担っている。

また、IRB の優先事項、新しい政策やイニシアチブに関するコンサルテーションも実施される。独立した連邦政府機関として、IRB は独自の優先順位を設定し、運営方針を策定する責任がある。IRBCC のメンバーは、IRB の戦略的優先事項を知らされるグループの一つであり、時には、新しい方針とイニシアチブについて協議が行われる。IRB は、コンサルテーションにおいてステークホルダーから寄せられたコメントを慎重に検討し、必要に応じて政策や活動に反映させなければならない。

5.2.5 外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

カナダ政府は移民がカナダに定住できるよう様々なプログラムを提供している。その主なものが「移民統合プログラム（Canadian Immigrant Integration Program : CIIP）」と「定住プログラム（Citizenship and Immigration Canada : CIC Settlement Program）」である。どちらも、移民に対しカナダの社会、生活様式、仕事のスキル、学校教育などについての十分な入門教育を提供することを目的としている。両者とも CIC の予算で行われている。2021-2022 年における CIC の移民・難民の選抜と統合に関する予算は 2,472,352,828 カナダドル（254,652,341,284 円）であった⁷³¹。

① 移民統合プログラム（Canadian Immigrant Integration Program : CIIP）⁷³²

CIIP は 2007 年にパイロットプログラムとして始動し、2010 年から本格的に導入され

⁷³⁰ Immigration and Refugee Board of Canada, “Immigration and Refugee Board of Canada Consultative Committee”, <https://irb.gc.ca/en/transparency/consultations/Pages/irbcc-cccisr.aspx>, (2022 年 10 月 20 日閲覧)

⁷³¹ Government of Canada, “2021–22 Expenditures by Purpose”, <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/planned-government-spending/government-expenditure-plan-main-estimates/2021-22-estimates/2021-22-expenditures-purpose.html>, (2022 年 12 月 12 日閲覧)

⁷³² Government of Canada, Canadian Immigrant Integration Program, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/partners-service-providers/immigrant-serving-organizations/best-practices/canadian-immigrant-integration>

たカナダ政府、カナダコミュニティカレッジ協会（Association of Canadian Community Colleges: ACCC）、およびカナダ国内のパートナー企業のネットワークによる取組である。FSWP、PNP 利用者およびその配偶者と扶養家族に対し、入国前のオリエンテーションを無料で提供している。同プログラムは、CIC による支援資金を受けており、カナダ国内の支援団体を通じて情報共有、計画設計などのオンラインサポートを提供し、移民の経済的成功に向けたより良い準備を支援している。

CIIP は大きく 3 段階に分かれている。第一段階は、1 日のオリエンテーションである。オリエンテーションでは、カナダにおける就労基礎情報、就職準備、職探し（人材会社や教育機関の紹介）、雇用の維持（カナダの職場とその文化を理解する）が含まれる。第二段階では個人の就労計画、およびカナダ到着前後に取るべき行動に焦点を当てた個別計画の策定支援である。第三段階では、カナダの支援団体が提供するオンラインアドバイスやツール、その他のリソースの活用、およびカナダの雇用主との直接のコンタクトである。このように、CIIP は移住者だけでなく、雇用主やその他の関連機関が集まる統合プラットフォームとしての役割も果たしている。基本的に言語は英語だが、必要であればフランス語での対応も可能である。日本の特定技能外国人向け「生活オリエンテーション」が生活面に重点を置いているのに対し、CIIP は就労面に重点を置いており、就職準備・職探しの段階からのサポートを含むのが特徴である。オリエンテーションの実施時期も入国前であり、入国後に行われる「生活オリエンテーション」と異なっている。

② 定住プログラム（Settlement Program）⁷³³

市民権・移民センター（CIC）によって策定されたプログラムである。永住権を持つ移民・難民がカナダ社会で快適に暮らし、カナダの社会・文化・市民・経済生活に参加できるよう、移民や難民の人々が抱く特有の障害を無くすための支援を行う地方自治体や NGO に対しての支援プログラムである。地方や組織が実施する定住プログラムの内容としては、地域への定住と統合を目的に、言語スキル支援、コミュニティ内でのネットワーク構築支援などが挙げられる。CIC は、カナダ国内および国外での定住プログラムの実施に資金を提供している。対象者は、永住権を持つカナダ在住外国人に加え、カナダ国外にいる難民および被保護者で、カナダ市民権・移民省によりカナダへの再定住が選定された者なども含まれる。CIC が資金提供を行うことで、組織やコミュニティの能力強化・向上も目的としている。これらには、LIPs（(4)を参照）に係る活動や、移民を受け入れるための地域社会や雇用主への支援などが含まれる。

定住プログラムには、効果を測定するための戦略（Performance Measurement Strategy: PM 戦略）も組み込まれている。同戦略には、定住プログラムの目的、定住支援提供に関する CIC とその他の関係者の役割と責任、および当プログラムに期待される結果や評価指標が記載されている。期待される効果として、国が提供しているサービスへの移民の人々のアクセスが向上すること、ニーズに対する理解が高まること、コミュニティ

[program.html](#), (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷³³ Government of Canada, “Settlement Program”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/program-terms-conditions/settlement.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

でのつながりができることなどが挙げられる。評価指標としては、CIC の管理データシステムによって収集されたクライアント（移民）の人口統計、サービス利用状況や支出、サービスプロバイダーや資金提供者から報告されたプログラム活動/サービス/コストと結果、顧客ベースの調査やプログラム評価から収集した成果情報、新しく来た移民の統合を支援するための関連組織の関与、地域社会の受け入れ態勢整備の進捗状況、サービスの地理的分布、政策・プログラム指導、財政管理、プロジェクト管理、モニタリングの適切性が含まれる。

③ LINC (Language Instruction for Newcomers to Canada) ⁷³⁴

LINC は、新しくカナダに移住してきた人たち向けに無料で英語のクラスを提供するプログラムである。クラスは初級 (pre-literacy) から CLB6 まで用意されている。英語学習の一環として、受講者はカナダ社会に適応するため、就労に必要な英語スキルを学ぶだけでなく、新しいコミュニティの情報、社会福祉、法律、権利など、カナダでの生活に関する知識も学ぶことができる。CIC が原則、直接あるいは州政府等を通じて間接的に LINC プログラムの全ての資金を拠出して、各自治体に設置されている。そのため、受講者の受講料負担は無い。LINC プログラムを受講できるのは基本的には永住権保持者、かつ 18 歳以上に限られている。カナダ国民、一時滞在者、一時的な外国人労働者、難民認定申請の判決を受けていない難民申請者は対象外である ⁷³⁵。しかし、受講対象者は州によって異なる場合がある ⁷³⁶。

LINC の運営主体は、非営利セクター (Service Provider Organization : SPO⁷³⁷) であり、これらについても CIC が直接審査、あるいは CIC から委託を受けた州政府等の機関が間接的に審査を行っている ⁷³⁸。

④ 外国人児童専門の教育機関

州によって異なるが、一般的には公設公営の外国人児童専門の教育機関が多い。一方、カナダの学校教育に関する権限は各州の教育省に委ねられ、各州に置かれた教育省が独自にカリキュラムや教育水準を設定しているため、州によりその教育政策は大きく異なる。ESL⁷³⁹ に関しては州が資金を拠出しているが、ESL の運営は公立学校を管轄する教育委員会が行う。カナダでは一般的に教育委員会の運営は市町村から独立しており、市町村は教育委員会に対して補助金を提供している ⁷⁴⁰。

⁷³⁴ 株式会社 SELC (出入国在留管理庁委託事業)「諸外国における外国人との共生に係る制度等の調査報告書」にて初級の言語教育プログラムとして記載有。

⁷³⁵ DIVERSEcity Community Resources Society, “Language Instruction for Newcomers to Canada (LINC)”, <https://www.dcrs.ca/our-services/english-language-programs/language-instruction-for-newcomers-to-canada-linc/>, (2022 年 10 月 5 日閲覧)

⁷³⁶ BC 州における LINC は 17 歳以上が対象のため、未成年も場合によっては含まれる (BC 州の成人は 19 歳)。

⁷³⁷ CIC から資金提供を受け、授業を行う非営利セクターであり、各自治体に置かれている。

⁷³⁸ 自治体国際化協会、2022 年、「諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査」、p.2

⁷³⁹ ESL は English as a Second Language の略であり、英語が第二言語の人向けの語学学校・語学コースを指す。

⁷⁴⁰ 自治体国際化協会、2022 年、「諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査」、pp.2-7

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

カナダ政府は、短期滞在者やすでに居住している外国人に情報を周知するため、さまざまな手段や情報源を使用している。その一つが、新しく来た移民向けのガイドブックである。CICによって公表されている。基本的に英語での記載であるが、複数言語対応しているものもある。例えば、個人情報の取り扱いに関する情報は15言語（英語、アラビア語、ベンガル語、中国語、ダリー語、ペルシャ語、グジャラート語、韓国語、パンジャブ語、ロシア語、ソマリ語、スペイン語、タガログ語、タミル語、ウルドゥー語）で紹介されている。難民受け入れに関する情報は11言語（アムハラ語、アラビア語、ダリー語、英語、ペルシャ語、フランス語、オロモ語、ソマリア語、スペイン語、スワヒリ語、ティグリニア語）で記載がある。予算及び財源の確保方法については確認できなかった。日本との相違点としては、カナダは多くの難民を受け入れていることから、難民の出生地の言語で情報発信をしていることである。一方で連邦政府は、各州に行政窓口としてワンストップで行政サービスが利用できるサービス・カナダ・オフィス（Service Canada Office）を構えており、対面での問合せに応じている。サービス・カナダはESDCの管轄下であり、社会保障番号の取得、各種給付、就労・再雇用支援等、連邦の管轄する各種サービスを移民・難民も受けることができる。基本的には英語のみでの対応だが、オフィスによってはフランス語対応をしているところもある。サービス・カナダは英語とフランス語版のTwitterを持っており、Twitterを通して情報発信をしている⁷⁴¹。加えて、上記に記載した通り、カナダ移民統合プログラム（CIIP）を通じて、これからカナダにやってくる外国人にも就労支援や定住のための情報提供を行っている（詳細は上記を参照）⁷⁴²。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

① 乳幼児期

カナダ市民権法の3(1)(a)により、カナダで生まれた人は、自動的にカナダ市民として認定される。この権利は、両親の市民権の有無にかかわらず、すべての新生児にこの規則が適用される。つまり、カナダ人でない親がカナダで子供を出産しても、新生児にはカナダ市民権が与えられるということである。カナダでは毎年約38万人の出生のうち、0.1%から1.0%が非居住者であると言われている⁷⁴³。18歳未満の外国人永住者には、カナダ児童手当（CCB）が提供される。ケベック州に住む外国人は、CCBに加え、児童扶養手当を受けられることも可能である。ただし、この援助を受けるためには、カナダでの所得税申告と

⁷⁴¹ Government of Canada, “Service Canada”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/corporate/portfolio/service-canada.html>, (2022年11月28日閲覧)

⁷⁴² Government of Canada, Canadian Immigrant Integration Program, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/partners-service-providers/immigrant-serving-organizations/best-practices/canadian-immigrant-integration-program.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁷⁴³ Government of Canada, “Having a baby”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/benefits/having-baby.html>, (2022年11月28日閲覧)

ともに、カナダへの移民証明とカナダ国外で生まれた子供の出生証明の提出が必要となる。援助額は、家族の収入、子供の数、子供の年齢、居住している州や準州によって異なる⁷⁴⁴。詳細は州によって異なるが、例えばブリティッシュ・コロンビア州では州の保険「Medical Services Plan」に加入していれば出産・入院に係る費用はない（ワクチンなど任意のものに対する費用は発生する）⁷⁴⁵。また、親はカナダ公衆衛生局（Public Health Agency of Canada）のウェブサイトから子育てに関するあらゆる情報を得ることができる⁷⁴⁶。予算額は州・準州によって異なるものの、カナダ政府はカナダ全体の子供の早期学習やチャイルドケアに関する予算を 2023-2024 から 4 年に渡り 6 億 2500 万カナダドル（643 億 7500 万円）を ESDC に充てるとしている⁷⁴⁷。

② 学齢期

移民の定住を支援するサービスには、学校生活中や放課後の支援、レクリエーション活動、リーダーシップやメンタープログラム、スキルアップの支援、就職準備の支援などが含まれている⁷⁴⁸。

【Settlement Workers in Schools (SWIS)】

カナダにおける義務教育は、州・準州によって機関やカリキュラムが異なる。学校の種類としては、授業料は無料の公立学校、私費の私立学校、他にもホームスクールと呼ばれる学校に通学せず家庭において学習を行う学習方法、フランス語学校が存在する。公立学校はカナダに居住している者であれば授業料は無料である（短期滞在は含まれない）⁷⁴⁹。SWIS は、移民の新入生とその家族が学校や地域社会に慣れることを目的とした、学校を拠点としたアウトリーチ・プログラムである。文化的な認識と理解を生徒にもたらすことで、社会包摂を目指している。カナダ国内（ケベック州を除く）に、SWIS を提供する機関は約 500 以上ある⁷⁵⁰。これは IRCC と地域の教育機関によるパートナーシップによって実施されている。具体的な活動内容としては、地域サービスの紹介、家族と学校の面談支

⁷⁴⁴ Government of Canada, “Who can apply - Canada child benefit (CCB)”, <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-child-benefit-overview/canada-child-benefit-before-you-apply.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁴⁵ Government of British Columbia, “Midwives”, <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/practitioner-professional-resources/msp/midwives>, (2022 年 11 月 28 日閲覧)

⁷⁴⁶ Government of Canada, “Healthy living”, <https://www.canada.ca/en/services/health/healthy-living.html>, (2022 年 10 月 5 日閲覧)

⁷⁴⁷ Department of Finance Canada, “Supporting Early Learning and Child Care”, <https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2022/04/supporting-early-learning-and-child-care.html>, (2022 年 12 月 12 日閲覧)

⁷⁴⁸ Government of Canada, “Services for newcomer youth”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/new-life-canada/youth-services.html#provider>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁴⁹ Government of Canada, “Education in Canada: Elementary and secondary school”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/new-life-canada/education/types-school/elementary-secondary.html#contact>, (2022 年 12 月 13 日閲覧)

⁷⁵⁰ Government of Canada, “Services for newcomer youth”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/new-life-canada/youth-services.html#provider>, (2022 年 12 月 12 日閲覧)

援、学区における SWIS プログラムの周知活動、言語サポート、新しく来た移民へのリーダーシップ研修の提供、相談支援、必要に応じて家庭訪問などを行っている⁷⁵¹。SWIS の予算額及び財源確保方法については確認できなかった。なお、外国人の子供の不就学問題については確認できなかった。

日本の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」においては、「外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。」とし、その対策として就学案内の徹底、外国人児童の就学実態の把握等が示されているところであるが⁷⁵²、SWIS のような新入生及びその家族を対象とする国 (IRCC) と地域の教育機関とが連携した取組は参考となると考えられる。

③ 青壮年期

【外国人資格認定プログラム (Foreign Credential Recognition Program : FCRP)】

ESDC が実施している熟練労働者の労働市場への統合を支援するプログラムである。カナダ政府は、外国資格認定プログラム (FCRP) を通じて、カナダにおける外国資格認定を支援するための資金を政府および団体に提供している。受給した州・準州政府や組織は、個人が他国で取得した国際的な資格や職務経験を評価・認定するためのプログラムにこの資金を活用している⁷⁵³。このプログラムの目的は、熟練労働者を支援し、カナダの労働市場への参加を促進するため障壁を削減することである⁷⁵⁴。2022 年に発表された予算額によると、5 年間で 1 億 1500 万カナダドル (11,845,000,000 円) を予算に当てることが明記されている⁷⁵⁵。

【Job Bank】

カナダには Job Bank と呼ばれる政府が管理する求人サイトがある。カナダで最も人気のある求人情報サイトのひとつである。すべての求人情報は、カナダの公用語である英語とフランス語の二か国語で表示される。毎年 100 万件以上、毎日数千件の求人広告が掲載される。カナダ政府のウェブサイトには履歴書の書き方や地域に根差す支援センター (公

⁷⁵¹ Southeast Newcomer Services, “Settlement Workers in Schools”, <https://www.southeastnewcomer.com/programs/settlement-workers-in-schools-swis#:~:text=SWIS%20stands%20for%20SETTLEMENT%20WORKERS%20IN%20SCHOOLS.%20It,promote%20integration%20by%20bringing%20cultural%20awareness%20and%20understanding.> (2022 年 11 月 24 日閲覧)

⁷⁵² 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和 4 年度改訂)」

⁷⁵³ Government of Canada, “Funding: Foreign Credential Recognition Program – Overview”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/funding/foreign-credential-recognition.html>, (2022 年 10 月 12 日閲覧)

⁷⁵⁴ Government of Canada, “Foreign Credential Recognition Program”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/programs/foreign-credential-recognition-program.html>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁷⁵⁵ Her Majesty the Queen in Right of Canada, 2022, “A Plan to Grow Our Economy and Make Life More Affordable”, p.123

的・民間)の検索などができるようになっている⁷⁵⁶。

④ 高齢期

カナダにおける社会保障制度と日本との相違点として、カナダは連邦国家であるため、保健医療、公衆衛生、福祉等の事項は州や準州によって異なる。しかし、年金に関しては連邦政府と州政府が共管する分野も存在する。カナダにおける年金制度は3本柱で構成されている。第一の柱は連邦政府と州政府が運営する社会保険方式で所得比例のカナダ年金制度 (Canada Pension Plan)、第二の柱は連邦政府が運営する税方式の老齢年金制度 (OAS)、第三の柱は企業年金や個人年金の私的年金である⁷⁵⁷。外国人への周知、保険料未払問題の有無に関しては確認できなかった。

【退職年金制度】

カナダには、カナダ年金制度 (Canada Pension Plan) と呼ばれる退職年金が存在する⁷⁵⁸。これは、一定規模の積立金を確保し、CPP 投資委員会 (CPP Investment Board) により市場で運用が行われている。ESDC が制度の企画立案を行い、給付はサービス・カナダが実施する。保険料の徴収はカナダ歳入庁である⁷⁵⁹。60歳以上の人を受給できるいわゆる厚生年金である。受給には、60歳以上であることと、CPPに一度でも拠出したことが条件となる。(年金の受給開始年齢は65歳が一般だが、早ければ60歳から、遅くても70歳から受け取ることができる。)ケベック州以外のカナダの州で就労し、最低額(年間3,500カナダドル(36万500円))以上の収入を得ている18歳以上のすべての人は、カナダ年金制度(CPP)を納める必要がある。70歳以上は就労していてもCPPを納める必要はない。拠出額は、給与所得に応じて異なる⁷⁶⁰。CPP退職年金を受給している場合でも、年金額を減らさずに働くことが可能であり、退職後の給付を増やすことができる。ケベック州では、独自の退職年金制度(Québec Pension Plan: QPP)があり、CPPと連携し、すべての拠出者が退職年金を受け取れるように協力している⁷⁶¹。

【老齢年金制度】

カナダにはOAS (Old Age Security) と呼ばれる老齢年金制度がある。ESDC が制度設計の役割を担い、実際に給付を行うのはサービス・カナダである⁷⁶²。これは、最低10年間カナダに在住(18歳以降)している65歳以上のカナダ人または合法的な居住者に適用さ

⁷⁵⁶ Government of Canada, “Finding a job in Canada”, <https://www.jobbank.gc.ca/findajob/resources>, (2022年11月28日閲覧)

⁷⁵⁷ 厚生労働省、2021年、「北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向」、p.1-3

⁷⁵⁸ Government of Canada, “Support for senior citizens”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/new-life-canada/plan-finances/senior-benefits.html>, (2022年10月4日閲覧)

⁷⁵⁹ 厚生労働省、2021年、「北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向」、p.2

⁷⁶⁰ Government of Canada, “Contributions to the Canada Pension Plan”, <https://www.canada.ca/en/services/benefits/publicpensions/cpp/contributions.html>, (2022年11月24日閲覧)

⁷⁶¹ Government of Canada, “Overview”, <https://www.canada.ca/en/services/benefits/publicpensions/cpp.html>, (2022年10月12日閲覧)

⁷⁶² 厚生労働省、2021年、「北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向」、p.1-3

れる。国外に居住している者でも、65歳以上であり、カナダ人またはカナダを出国する前日においてカナダに合法的に居住していた者、かつ、20年以上カナダに居住（18歳以降）していたことがある者には OAS を受ける権利がある。

加えて、低所得者であり、OAS を受けることのできる人は、保証所得補足（Guaranteed Income Supplement : GIS）を受け取ることができる。GIS は課税対象ではない。GIS 受給資格のある者の配偶者または未亡人は、60～64 歳の場合であり、カナダ人またはカナダに合法的に居住している、18 歳以降最低 10 年カナダに居住している、年間所得の合計が手当の年間所得限度額以下であることを満たせば、手当を受け取ることができる⁷⁶³。予算は 2022-23 年に 682 億カナダドル（7,024,600,000 円）、2026-27 年に 872 億カナダドル（8,981,600,000 円）である。2022 年 2 月現在、OAS の受給者は約 690 万人で、そのうち GIS の受給者は 220 万人、さらに手当の受給者は約 7 万 2000 人である⁷⁶⁴。

【介護保険】

カナダでは、高齢者及び福祉に関しては州政府が管理しているため、介護施設に関する連邦レベルでの統一した基準は存在しない。高齢者介護に係る公的医療保険の対象も限られている。つまり、歯科、眼科、リハビリ、介護費等については、カナダ保健法で解釈される公的医療保険の対象とはされず、私費での支払いが原則となる。そのため、老人ホームのような居住型介護施設において提供される部屋や食事、薬などのサービスは、カナダ保険法で規定しない各州の基準に従い定められており、各州における独自の基準に従い、入居者の自己負担額も各州により異なる⁷⁶⁵。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

① 外国人の生活実態を把握するための取組

カナダ政府は、カナダにおける外国人の生活状況を把握するため、さまざまな取組を行っている。2020 年、カナダ政府は、外国人労働者の生活環境の改善に重点を置いて、州・準州、雇用主、労働者、その他の利害関係者と協議を行った。また、協議指針に基づき、453 人の農産業に従事する外国人労働者からのフィードバックと 330 人へのアンケートを基に、Migrant Rights Network と Food & Farmworkers Working Group が実態調査を実施した⁷⁶⁶。

上記の調査に加え、2020 年には、新型コロナウイルス感染症流行前と流行中（2018 年～2020 年）のカナダにおける生活満足度を分析する調査がカナダ統計局によって行われた。本調査はオンラインの調査票にてカナダ人、移民を含めた約 53,400 人に行われた。本

⁷⁶³ Government of Canada, “Overview”, <https://www.canada.ca/en/services/benefits/publicpensions/cpp/old-age-security.html>, (2022 年 10 月 12 日閲覧)

⁷⁶⁴ Her Majesty the Queen in Right of Canada, 2022, “A Plan to Grow Our Economy and Make Life More Affordable”, p.188

⁷⁶⁵ 厚生労働省、2021 年、「北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向」、pp.7.8.14

⁷⁶⁶ Migrant Workers Alliance for Change, 2020, “Decent & Dignified Housing for Migrant Farmworkers”, pp.5-7, 26-30

調査の結果、平均生活満足度の低下は、移民の間で比較的大きいことが分かった。アジア出身者では 1.82 ポイント、米国、ヨーロッパ、オーストラリア出身者では 1.74 ポイントの低下が観察され、カナダ出身者の間では 1.30 ポイントの低下であった⁷⁶⁷。日本の「在留外国人に対する基礎調査」と異なり、カナダ人も含めた調査であり、回答結果についてカナダ人と移民との比較が可能であることが特徴である。

② 啓発月間等

IRCC が毎年 3 月を「不正行為防止月間 (Fraud Prevention Month)」と定め、不正行為に対する認識や理解を高めることを目的としたキャンペーン (Fraud Awareness Campaign) を実施している⁷⁶⁸。カナダでは、違法エージェントや移民コンサルタントのなりすましが問題になっており、移民たちが被害を受けている。カナダ移民コンサルタント協会 (Immigration Consultants of Canada Regulatory Council : ICCRC) も、移民や市民権の支援を提供する人物が偽装でないこと確認するために信頼のできるサービスを利用するよう呼びかけのキャンペーンを展開している。Facebook や Twitter などのソーシャルメディアを介し、様々な言語で情報発信がなされた⁷⁶⁹。同月間に関する予算及び財源確保方法については確認できなかった。

このほかカナダでは、それぞれの文化や多様性を尊重し、理解を深めるための月間をいくつか設けている。例えば、5 月はアジアの文化を見直す月 (Asian Heritage Month) とされており、今のカナダを作り上げる上でアジア系カナダ人が行ってきた功績や貢献を学び直す機会とされている。年によってテーマが変更され、2022 年は「偉大な遺産の継承」のテーマのもと、ICCRC により、あらゆる形態の反アジア人種主義や差別と闘うことを喚起する目的でソーシャルメディアを介しての啓発活動やアジア系カナダ人が残した功績についてのショートムービーが作成された⁷⁷⁰。他にも、6 月 27 日を多文化主義の日とし (Canadian Multiculturalism Day)、文化の多様性をたたえ、平等、包括、相互尊重へのコミットメントを見直す日になっている。首相が声明文を発表したり、政府や会社や NGO などがショートムービーを作成したりと、カナダ各州で多文化主義を謳うイベントが行われる⁷⁷¹。このように、多様な国や地域にフォーカスした啓発月間やイベント等が行われている。

⁷⁶⁷ Statistics Canada, 2020, “Life Satisfaction in Canada Before and During the COVID-19 Pandemic”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/11f0019m/11f0019m2020020-eng.htm#a2>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁶⁸ Government of Canada, “Fraud awareness and reporting”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/corporate/transparency/access-information/fraud-awareness.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁶⁹ Immigration Consultants of Canada Regulatory Council, 2021, “ICCRC participates in Fraud Prevention Month 2021 #FPM2021”, <https://www.globenewswire.com/news-release/2021/03/01/2184630/0/en/ICCRC-participates-in-Fraud-Prevention-Month-2021-FPM2021.html>, (2022 年 10 月 4 日閲覧)

⁷⁷⁰ Government of Canada, “May is Asian Heritage Month”, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/campaigns/asian-heritage-month.html>, (2022 年 11 月 30 日閲覧)

⁷⁷¹ Government of Canada, “Canadian Multiculturalism Day”, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/campaigns/celebrate-canada/multiculturalism-day.html>, (2022 年 11 月 30 日閲覧)

③ 外国人を支援する専門人材

カナダには Local Immigration Partnerships (LIPs) と呼ばれる移民に対する定住・統合サービスを提供する取組がある。LIP は移民とコミュニティを繋ぐ役割を果たしており、外国人支援を行う専門人材の集団となっている⁷⁷²。LIPs は、IRCC の資金援助を受けており、主に、各地域における NGO や民間団体とパートナーシップを結ぶことが多い。移民が経済的、社会的、政治的、文化的な分野に参画できる、包括的なコミュニティ育成のための調査や計画、支援を行っている。ニーズは地域によって異なるため、実際に行われる支援や取組も様々であるが、移民がコミュニティに定住する上で直面している問題や自治体に求められるアクションなどの調査、また、移民の公共サービスへのアクセス促進などを行っている。現在、カナダ国内には 80 以上の LIP が存在する⁷⁷³。LIP は様々な組織とのパートナーシップを通じて、地域パートナーシップの構築、能力開発、好事例の共有などを行う。このパートナーシップには通常、自治体やその他の行政機関、定住サービス業者、雇用主、地元の商工会議所、教育委員会、フランス語圏移民ネットワーク (Réseaux en immigration francophone)、保健所、民族文化や信仰に基づく団体、その他移民や新来者の定住に関心のある地域のパートナーなど、幅広い関係者が参加している。2013 年においては、LIP1 団体あたりに係る費用は年間最大 200,000 カナダドル (20,600,000 円) であると言われていたが、最新の予算は確認できなかった⁷⁷⁴。日本でも自治体や NPO 法人等が各地域において外国人支援を行っている事例が多数みられるが、上述のような幅広い関係者が参加して支援が行われているところにカナダの特徴があると言える。

⁷⁷² LIP は IRCC から資金支援を受けているものの活動は NGO 団体をメインに行われている。LIP に関与するための訓練や資格などはなく、例えばマニトバ州では、移民として移住し、永住権を取得した人たちが自分たちの経験をもとに支援を提供している。University of Winnipeg 教授 Dr. Ray Silvius ヒアリングより。

⁷⁷³ The Langley Local Immigration Partnership, “Who We Are”, <https://langleylip.ca/who-we-are/>, (2022 年 10 月 21 日閲覧)

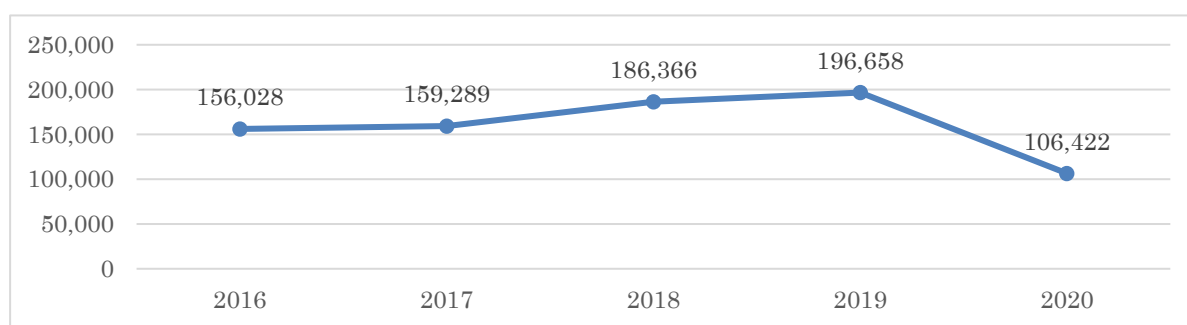
⁷⁷⁴ Citizenship and Immigration Canada, 2013, “Local Immigration Partnership Handbook”, pp.6-7

5.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

5.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

カナダにおける人口増加の75%は移民によるものであり、移民のほとんどが経済移民である。外国人労働者はカナダの労働力不足を満たすため、カナダにおいて重要な役割を担っている。例えば、1971年、カナダの労働者と退職者の比率は約7対1であったが、2035年までには500万人のカナダ人が定年退職を迎え、その比率は2対1になると言われている⁷⁷⁵。しかし、2020年においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人労働者の流入が2019年に比べて46%減少し、外国人労働者の受け入れの必要性が高まった⁷⁷⁶。

図表 5-15 経済移民流入の推移



（資料）Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, (<https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf>) より弊法人作成

2021年、新移民（カナダ滞在10年以下）は雇用労働力全体の8%を占め、宿泊・飲食サービス業で13%、専門サービス業で11%、製造業・運輸業で10%を占めた。また、新型コロナウイルス感染症拡大までの数年間で、最近の移民の労働市場の成果は大幅に改善された。2010年代初めから、中心年齢（25歳から54歳）の近年の移民は、カナダ生まれの労働者よりも雇用率の伸びが速く、2010年から2021年にかけて8%ポイント上昇したのに対し、カナダ生まれの労働者は2%ポイントの上昇にとどまった。2021年の就業率は、最近の移民で77%、長期移民で81%、カナダ生まれで84%であった。また、新たな経済移民の初期収入も着実に増加している。最初の1年間の収入は、2010年から2018年の入国者間において、新移民全体で35%上昇した。収入の伸びは経済移民の間では39%家族統合目的の移民間では27%、難民は9%、それぞれ増加した⁷⁷⁷。

⁷⁷⁵ Government of Canada, 2022, “Immigration and Economic Growth”, <https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/infographic/2840-imm+ecogrowthprogressreportfinal-en.pdf>, p.1

⁷⁷⁶ Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”, p.18

⁷⁷⁷ Statistics Canada, 2022, “Immigration as a source of labour supply”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/220622/dq220622c-eng.htm>, (2022年9月28日閲覧)

5.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育

2019年現在、カナダで有効な就学許可証を持っている留学生は82万7586人であり、数学、コンピュータ、情報学科では全生徒の27%、建築、工学、関連学科では全生徒の19%を占めている。全体として、カナダの学生の30%は、移民であるか、少なくとも片方の親が外国生まれである。このような様々な背景を持つ学生らは、他の学生を新しい文化やアイデアに触れさせる機会となり、間接的に経済や社会に大きな影響を与えているとIRCCの報告書は述べている⁷⁷⁸。

しかし、就労の観点から見ると、カナダ生まれの学生に対して、外国人の就労や学業への取組方には違いがある。大卒資格を持つ新移民は、大卒以下の学歴を必要とする仕事に集中するようになる。一方、大卒のカナダ生まれの若者は、高卒以下の学歴を必要とする職に就くことが少なくなっている。カナダでは移民人口が多く、その規模も拡大しているため、大学教育を受けた移民の教育過剰の傾向は、カナダ全体の傾向にも影響を与える⁷⁷⁹。

2019年のカナダ統計局の調査によると、移民の子供はカナダ人よりも中等教育修了率が高く、20代半ば以降も収入が多いと推定されている。2019年における中等教育修了以降の参加率は、カナダ全体の人口が約59%であるのに対し、20歳の移民は約70%である。同様に、20歳の時点で、子供の時に入国した移民の賃金中央値（10,900カナダドル（1,122,700円））は、カナダ人全体（12,900カナダドル（1,328,700円））より低い。これは、同年齢のカナダ人人口（58.9%）と比較して、移民の中等後教育への参加率が高いこと（70.3%）と関連している。25歳時点での移民の賃金中央値は31,500カナダドル（3,244,500円）に達し、カナダ人全体（30,290カナダドル（3,119,870円））よりも高い⁷⁸⁰。

(2) 社会保障

国勢調査2016年のデータによると、33万5千人以上の移民が健康・保険関係の職業に就いている。近年受け入れた移民の80%以上は45歳以下と、移民の多くは若年層であり、経済的に活発である。外国人労働者を含む労働者が支払う所得税は、退職したカナダ人の医療やその他の支援に充てられている。高齢化社会のニーズを支える上で外国人労働者は重要な役割を担っており、移民がいなければ、退職したカナダ人に現在と同じ社会保障を提供することは困難であり、若年層カナダ人は一人当たり、より多くの所得税を支払うこ

⁷⁷⁸ Immigration, Refugees and Citizenship Canada, “2020 Annual Report to Parliament on Immigration”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/annual-report-parliament-immigration-2020.html>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁷⁹ Statistics Canada, “Recent Trends in Over-education by Immigration Status”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/11f0019m/11f0019m2019024-eng.htm>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁸⁰ Statistics Canada, “Socioeconomic outcomes of immigrants admitted to Canada as children, 2019”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/220203/dq220203b-eng.htm?CMP=mstatcan>, (2022年10月21日閲覧)

とになる⁷⁸¹。

他方、2016年において、シニア移民は65歳以上の人口全体の31%を占めた。カナダの高齢者全体のうち、約2%が過去1年から10年の間にカナダに移住した高齢者移民で、さらに2%が過去11年から20年の間に移住している。国勢調査の1～10年前に移住した高齢移民の現在の収入は、ほとんどが個人年金や雇用によるものであった。これは、他の高齢者移民の収入が、老齢保障（OAS）制度などの公的年金によるものが多いことと対照的である。カナダ政府は、申請者がより多くの給付金を受け取る代わりに、OAS給付金の受け取りを延期することを認めているが、ほとんどの高齢移民はこの給付金の受け取りを延期していない。したがって、政府は、高齢の外国人への老齢年金の支払いに多大な費用をかけなければならない⁷⁸²。

(3) 治安

カナダ統計局が発表したデータによると、新型コロナウイルス感染症の流行開始以来、カナダでは宗教、性的指向、人種を標的としたヘイトクライムが急増している。2019年から2021年にかけてヘイトクライムの発生率が72%増加した。人種・民族を標的とした犯罪は前年に比べて6%増加した。この増加は、パンデミックによって安全性や差別の問題が露呈し、悪化したことが一因であると考えられている。中国系カナダ人は、中国の武漢がウイルスの震源地であることから、差別が増えたと報告している⁷⁸³。

一方で、カナダで凶悪犯罪を起こす外国人は、一般に公共の安全に対する大きな脅威と見なされている。カナダ国境サービス庁（Canada Border Services Agency：CBSA）は、国家安全保障、組織犯罪、犯罪者などに関わる退去事案を最優先課題としている。また、入国港に到着した難民申請者の失敗例も、カナダの亡命制度に影響を与えるため、優先的に取り扱われる。2019-20年にCBSAは11,444件の退去命令を出した。これは、過去5年間において最も多い数である⁷⁸⁴。

2021年に、移民や難民に関するカナダ国民の意見を調査するため、「フォーカス・カナダ」が実施された。同調査では、「もしカナダが移民をもっと受け入れるとしたら、排除すべき集団はありますか？」という質問に対し、「国の安全や治安を脅かす人々を締め出すべきだ」と答える人が最も多いことが明らかになった。（特定の国、地域、文化圏によって異なる）。この中には、犯罪者や危険人物（18%）、テロリスト（17%）、過激派（7%）が含

⁷⁸¹ Government of Canada, “#ImmigrationMatters: Canada’s immigration track record”, <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/campaigns/immigration-matters/track-record.html#economy>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁸² Statistics Canada, 2019, “Results from the 2016 Census: Examining the effect of public pension benefits on the low income of senior immigrants”, <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/75-006-x/2019001/article/00017-eng.htm>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁸³ Reuters, 2022, “Hate crimes surge in Canada during pandemic”, <https://www.reuters.com/world/americas/hate-crimes-surge-canada-during-pandemic-2022-08-05/>, (2022年10月12日閲覧)

⁷⁸⁴ Canada, Border Service Agency, “Arrests, detentions and removals”, <https://cbsa-asfc.gc.ca/security-securite/arr-det-eng.html>, (2022年10月21日閲覧)

まれ、いずれの場合も 2004 年の記録よりやや高い割合になっている⁷⁸⁵。

図表 5-16 排除すべき団体

排除すべき団体 2004-2021	2004-2021	
	2004 (%)	2021 (%)
犯罪者／危険人物	12%	18%
テロリスト	11%	17%
過激派	1%	7%
カナダの文化・生活様式に適応しようとししない人	1%	6%
失業者／未熟練者	2%	5%
新型コロナウイルス感染者／ワクチン未接種者	-	4%
ムスリム教徒	2%	2%
アラブ人／中東の人々／タリバン	1%	2%
その他	8%	9%
特にいない。(誰でも受け入れる)	65%	55%
無回答	4%	4%

(資料) The Environics Institute, 2022, “Focus Canada – Fall 2021 Canadian public opinion about immigration and refugees”, (https://www.environicsinstitute.org/docs/default-source/project-documents/focus-canada-fall-2021/focus-canada-fall-2021---canadian-public-opinion-about-immigration-refugees---final-report.pdf?sfvrsn=977f51d4_2)より弊法人作成

5.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

世論調査を行う研究所 Environics Institute は、半年に一度、2,000 人のカナダ人を対象に、移民・難民に関する意見を聴取している。2021 年に行った調査では、「自国が多くの移民を受け入れすぎているか」の問いに対して、回答者の 65%が反対しているのに対し、29%が賛成と回答している。回答者の出身地によっても回答傾向が異なり、移民に対する肯定的な意見はカナダ平原部で最も少なく、2020 年秋以降、「移民が多すぎる」ことに対する反対意見はマニトバ州とサスカチュワン州（53%、8 ポイント減）で減少したが、アルバータ州（62%、3 ポイント増）で増加した。また、教育水準や世帯収入によっても回答が異なる。どのグループでも少なくとも過半数のカナダ人が「移民が多すぎる」という意見に反対しているが、学歴と収入が最も低い人は、最も高い人のほぼ 2 倍の割合で、受け入れられている移民の数に懸念を示している（収入が 3 万ドル（309 万円）以下の人の 41%に対し、10 万ドル（1030 万円）以上の人の 24%）。

同調査の下で、政府はもっと起業家の受け入れを促進すべきか、という質問がされた。回答全体としては、76%がこの意見に賛成し、39%は強く賛成している。一方で、19%が反対している（強く反対しているのは 8%）。この質問の回答も、州により違いが見受けられた。賛成が最も多いのはカナダ大西洋州（79%）とオンタリオ州（81%）であった。個別にみると、カナダ人一世／First Generation Canadians（82%）と自由党支持者（85%）

⁷⁸⁵ The Environics Institute, 2022, “Focus Canada – Fall 2021 Canadian public opinion about immigration and refugees”（2022 年 10 月 21 日閲覧）

で、いずれも半数近くが「強く賛成する」と答えている。一方、同問への反対が多いのは、アルバータ州(28%)、マニトバ州、サスカチュワン州(25%)、カナダ人民党支持者(38%)である⁷⁸⁶。

一方、国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX (Migrant Integration Policy Index) 2019 では、カナダの労働市場や教育、差別などに関して以下の評価を公表している。評価は 100 点満点で行われ、カナダの総合点は 80 点で総合 4 位という結果であった⁷⁸⁷。

図表 5-17 MIPEX2019 カナダの評価

評価項目	点数	評価内容(概要)
労働市場	76	永住権保持者、家族、一部の派遣労働者は、他の移住先と比較して、安定した質の高い雇用につながる機会を享受している。
家族統合	88	カナダの移民政策は伝統的に家族にとって温厚的だが、2017年に若干の改善が見られたものの、成人した子供、両親、祖父母がカナダで再会するためには、上位10位に入っている他の国よりも大きな障害に直面する。
教育	86	カナダでは、多文化教育や平等政策が発展しており、様々なバックグラウンドを持つ子供たちが、安心して学校に通えるようになっている。しかし、カリキュラム、教職、高等教育におけるより良い取組が求められている。
保健医療	73	まだ取り払うべき障害は残っているが、カナダの医療サービスは、移民患者にとってより利用しやすくなっている。身体的だけでなく、精神的健康面にも言えることである。
政治参加	50	移民は市民として地域社会で活動することが可能だが、カナダは他の主要な移住先とは異なり、投票権や協議の仕組みを拡大することなどは行っていない。
永住許可	77	永住権や市民権の授与は、カナダが確実な統合成果を得るための手段であるが、増え続ける一時的移民労働者にとっては獲得が困難である。
国籍取得	88	カナダの市民権取得方法は柔軟性があり、帰化率、政治参加率、国への帰属率が高いのが特徴である。
反差別	100	カナダは世界でもトップレベルの差別禁止法と政策により、差別に関する高い意識、信頼を持ち、説明責任を果たしている。

(資料) MIPEX, 2019, “Key Findings”, (<https://mipex.eu/canada>)より弊法人作成

⁷⁸⁶ Environics Institute, 2022, “Focus Canada – Fall 2021 Canadian public opinion about immigration and refugees”, pp.1-2,4

⁷⁸⁷ MIPEX, 2019, “Key Findings”, <https://mipex.eu/canada> (2022年10月14日閲覧)

5.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 不法滞在⁷⁸⁸

退去命令は、IRCC、または CBSA によって発行され、3 つの種類がある。

出国命令 (Departure Order)

- 命令が発効されてから 30 日以内にカナダを出国しなければならない。また、出国港の CBSA で出国を証明する必要がある。カナダを出国し、これらの手続を行えば、入国要件を満たしている限り、カナダに戻ってくる事が可能である。
- 30 日以降にカナダを出国する場合、または CBSA に出国証明を行わない場合、出国命令は自動的に強制送還命令となる。この場合、将来カナダに入国するには、カナダへの帰国許可証 (Authorization to Return to Canada : ARC) を取得する必要がある。

排除命令 (Exclusion Orders)

- 同命令を受けた者は、1 年間はカナダに入国することができない。12 か月が経過する前に帰国を希望する場合は、ARC を申請する必要がある。
- 虚偽の陳述により排除命令が出された場合、5 年間はカナダに入国することができない。
- CBSA がカナダからの退去費用を支払った場合、費用を返済することが義務付けられている。

強制退去命令 (Deportation Orders)

- 同命令を受けた者は、カナダへの帰国が永久に禁止され、ARC を申請しない限り帰国することはできない。
- CBSA がカナダからの退去費用を負担した場合、帰国前にその費用も返済しなければならない。

退去命令が発効された場合、本人は直ちにカナダを出国しなければならない。退去に係る面接や予定された退去日に現れなかった場合は、CBSA によって逮捕状がカナダ全域に発行される。逮捕された場合、CBSA によって強制退去前に収容施設に拘束される場合がある。このような事態を避けるため CBSA は、命令を受けた人が確実にカナダを出国できるよう、出国をサポートするエスコートオフィサーを付けることがある。

2016 年 4 月から 2020 年 3 月の間に、カナダでは不法移民として約 32,000 人の移民被収容者を拘束している。年間の移民被拘束者数は毎年増加しており、2019-2020 年度には 8,825 人でピークに達している⁷⁸⁹。

⁷⁸⁸ Government of Canada, "Removal from Canada", <https://cbsa-asfc.gc.ca/security-secure/rem-ren-eng.html>, (2022 年 10 月 12 日閲覧)

⁷⁸⁹ The Global Detention Project, 2021, "Immigration Detention in Canada: Progressive Reforms and Missed Opportunities", p.37

図表 5-18 移民被収容者人数

年	拘束者（人）
2016-17	6,268
2017-18	8,355
2018-19	8,781
2019-20	8,825

（資料）The Global Detention Project, 2021, “Immigration Detention in Canada: Progressive Reforms and Missed Opportunities”, (<https://www.globaldetentionproject.org/wp-content/uploads/2021/04/GDP-Immigration-Detention-in-Canada-2021.pdf>) より弊法人作成

しかし、ほとんどの移民被収容者は、公共の安全の懸念とは無関係な理由で拘束されている。2016年4月から2020年3月にかけて、入国管理局留置者の約94%が、聴聞会や国外退去のために出頭しない可能性があるとして、逃亡リスク疑惑を掛けられたために、身分調査の目的に留置されている。2012～2019年の統計によると、留置されている理由として、公共の安全を脅かす危険性があるとされたのは5～7%に過ぎず、81～86%は「逃亡の危険性がある」であった⁷⁹⁰。それ以外にも、ジャマイカ（51人の犯罪者の強制送還が滞っている）やキューバ、インド、中国など、送還者の帰国を認める旅券を発行しない外国政府があることも問題になっている。また、犯罪を取り締まる警察官の数があまりにも少なすぎることも課題の一つである⁷⁹¹。

雇用者と労働者をより良く支援するための政府の取組の一環として、2021年にESDCは一時滞在ビザ保持者保護のための新しい規制を発表した。規制には下記の3点が含まれる⁷⁹²。

（1）雇用主が一時的な外国人労働者にカナダでの権利に関する情報を提供することを義務付け、苦情を申し出た労働者に対する雇用主の報復を禁止し、すべての雇用主がヘルスケア・サービスを合理的に利用できるようにし、雇用主が必要に応じて健康保険を提供する。また、労働者への人材紹介料の請求を禁止する。

（2）新規雇用主からの申請書の審査を強化し、コンプライアンス違反が疑われる場合は労働市場影響評価（LMIA）の処理を延期することにより、悪質業者を防止する。

（3）効果的に移民の職務環境を調査するための政府の能力強化を行う。

⁷⁹⁰ Human Rights Watch, 2021, “I Didn’t Feel Like a Human in There”, <https://www.hrw.org/report/2021/06/17/i-didnt-feel-human-there/immigration-detention-canada-and-its-impact-mental>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁹¹ Stewart Bell & Andrew Russell, 2018, *Global News*, “Canada is failing to deport criminals. Here’s why it can take years, sometimes decades”, <https://globalnews.ca/news/4087292/canada-deporting-dangerous-criminals-ineffective-still-here/>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁹² Employment and Social Development Canada, 2021, “Government of Canada proposes new regulations to improve protection of temporary foreign workers”, <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2021/07/government-of-canada-proposes-new-regulations-to-improve-protection-of-temporary-foreign-workers.html>, (2022年12月12日閲覧)

カナダでは、一時滞在ビザ保持者に対する保護や取り締まりを規制することにより、逃亡や、不法滞在などの問題回避を狙っていると考えられる。

(2) テロ対策⁷⁹³

カナダでは、米国同時多発テロを受け、2001年に反テロリズム法 (Anti-Terrorism Act) を制定した。同法律には主にカナダ国内外におけるテロリズムへの対抗のためのセキュリティ強化や有事の際の対抗計画の成立等を施策とすることが明記されている。制定当時、約 900 億カナダドル (9 兆 2700 億円) もの予算が割り当てられた⁷⁹⁴。

2012年には、カナダ初のテロ対策戦略「Building Resilience Against Terrorism (テロに対する強靱性の構築)」が発表された。同戦略には、国民と国の利益を守るため、国内および国際的なテロリズムに対する国家的アプローチが明記されている。テロの脅威に対して「予防、探知、拒否、対応」の4つの柱に基づいて対策が取られている。20以上の連邦省庁がよりよい連携を行うための指針となっている。同戦略は公安省大臣の管轄下にある⁷⁹⁵。一方、連邦テロ対応計画 (Federal Terrorism Response Plan : FTRP) は、安全保障と情報機関間の連携を強化し、カナダ国内で発生したテロ脅威や事件への対応を促進することを目的としている。同計画では、国内のテロ事件に対応する省庁の役割と責任、情報共有プロセス、国家テロ脅威レベルとの関連性が概説されている⁷⁹⁶。

同時に、カナダ政府は国民に対しテロの脅威に関する理解を高めるため、報告書を公開している。最新の報告書である「カナダに対するテロリズムの脅威に関する 2018 年報告書 (2018 Public Report on the Terrorism Threat to Canada)」では、現在の脅威環境と、カナダに対するテロの脅威の性質を形成し続けている海外での紛争について記載されている。また、テロの脅威に対する政府の対応についても明記されており、テロ関連で起こりうる問題についても言及されている⁷⁹⁷。

カナダ人過激派旅行者 (Canadian Extremist Travellers : CETs) とは、過激派活動に従事するために海外に渡航した疑いのある個人を指す。これには、武力戦闘への参加、資金調達、過激化、勧誘、メディア制作、その他の活動が含まれる。カナダの国家法執行機関である Royal Canadian Mounted Police (RCMP) は、情報機関や他の法執行機関と連携し、カナダにおける国家安全保障関連の犯罪の脅威を捜査する主要な責任を担っている。RCMP は国内だけでなく、国外の法執行機関とも緊密に連携し、高リスクの旅行者やその

⁷⁹³ Public Safety Canada, “Counter-terrorism”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrt/ctr-trrrsm/index-en.aspx>, (2022年10月13日閲覧)

⁷⁹⁴ 内閣府犯罪被害者等施策推進室、2010年、「諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」、(2022年10月13日閲覧)

⁷⁹⁵ Public Safety Canada, “Building Resilience Against Terrorism: Canada's Counter-terrorism Strategy”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/rslnc-gnst-trrrsm/index-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁹⁶ Public Safety Canada, “Federal terrorism response plan: Domestic concept of operations”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/fdrl-trrrsm-rspns-pln/index-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁹⁷ Public Safety Canada, “Public Reports on the Terrorist Threat to Canada”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrt/ctr-trrrsm/pblc-rprts-trrrst-thrt-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

他の国家安全保障上の脅威への対処に努めている⁷⁹⁸。また、カナダの国家安全保障情報機関である Canadian Security Intelligence Service (CSIS) は、CET の脅威となる活動やカナダに帰還する可能性に関する調査を行っている。CSIS はその権限の下、パートナー機関と協力し、CET の捜査または起訴において法執行機関に情報を開示し、脅威を軽減するために活動している⁷⁹⁹。

カナダ政府は、暴力の過激化防止にも取り組んでいる。カナダ地域社会参加・暴力防止センター (Canada Centre for Community Engagement and Prevention of Violence : CCCEPV) は、人材や専門家との連携、地域社会への働きかけの動員・支援、この分野における研究の強化を通じて、暴力の過激化に対応している⁸⁰⁰。

5.4 参考文献

- ・ 大迫丈志、2015、「カナダの行政組織とその再編」、『レファレンス』, 65(9)
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9497214_po_077604.pdf?contentNo=1
- ・ 自治体国際化協会、2022年、「諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/01newyork1.pdf>
- ・ 徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編著『地方発 多文化共生の仕組みづくり』晃洋書房、近刊予定
- ・ 内閣府犯罪被害者等施策推進室、2010年、「諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h21-4/index.html>
- ・ Citizenship and Immigration Canada, “Local Immigration Partnership Handbook”
<http://p2pcanada.ca/wp-content/uploads/2013/02/CIC-Local-Immigration-Partnerships-Handbook.pdf>
- ・ The Environics Institute, 2022, “Focus Canada – Fall 2021 Canadian public opinion about immigration and refugees”
https://www.environicsinstitute.org/docs/default-source/project-documents/focus-canada-fall-2021/focus-canada-fall-2021---canadian-public-opinion-about-immigration-refugees---final-report.pdf?sfvrsn=977f51d4_2
- ・ The Global Detention Project, 2021, “Immigration Detention in Canada: Progressive Reforms and Missed Opportunities”
<https://www.globaldetentionproject.org/wp-content/uploads/2021/04/GDP-Immigration-Detention-in-Canada-2021.pdf>

⁷⁹⁸ Public Safety Canada, “Canadian Extremist Travellers”,
<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/trnsprnc/brfng-mtrls/prlmntry-bndrs/20200621/009/index-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

⁷⁹⁹ Public Safety Canada, “Mitigating the Threat Posed By Canadian Extremist Travellers”,
<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrtr/entr-trrrsm/cndn-xtrmst-trvllrs/index-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

⁸⁰⁰ Public Safety Canada, “Canada Centre for Community Engagement and Prevention of Violence”, <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/bt/cc/index-en.aspx>, (2022年10月21日閲覧)

- Government of Canada, 2021, “2021 Annual Report to Parliament on Immigration”
<https://www.canada.ca/content/dam/ircc/documents/pdf/english/corporate/publications-manuals/annual-report-2021-en.pdf>
- Migrant Workers Alliance for Change, 2020, “Decent & Dignified Housing for Migrant Farmworkers”
<https://migrantworkersalliance.org/wp-content/uploads/2020/12/MRN-Submission-Decent-Dignified-Housing-for-Migrant-Farmworkers.pdf>
- Statistics Canada, 2018, “The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017”
<https://www150.statcan.gc.ca/n1/en/pub/71-606-x/71-606-x2018001-eng.pdf?st=TS4HRedV>

第6章 オーストラリア

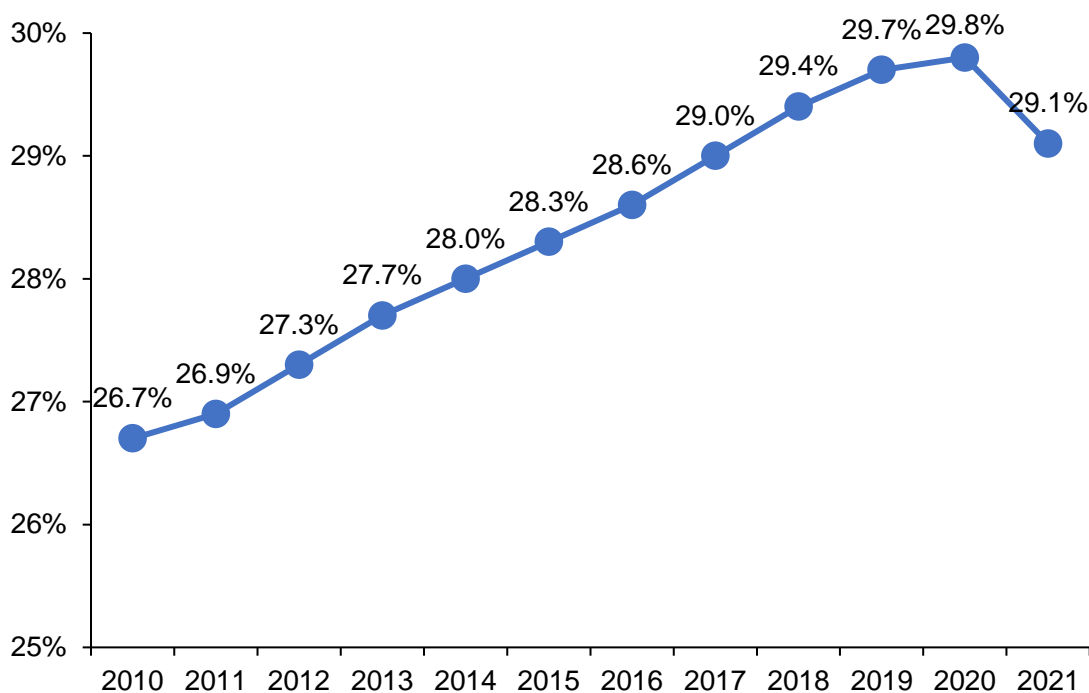
6.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

6.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 総人口に占める海外出生者の割合⁸⁰¹

2021年時点では、オーストラリアの人口の29.1%が海外生まれであり、2020年の29.8%より減少した。オーストラリアの海外出身者の割合が減少したのは2000年以降初めてであった。

図表 6-1 オーストラリアにおける海外出身者の割合



(資料) Australian Bureau of Statistics, “Population by country of birth -Percentage of Overseas Born in Australia”, <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release>より弊社作成。

(2) 国籍別（地域別）海外出生者数（2021年）⁸⁰²

2021年のオーストラリアの居住者のうち、オーストラリアを除き出身国で最も多いのはイングランド（3.8%）生まれであり、続いて、インド（2.8%）、中国（2.3%）となって

⁸⁰¹ Australian Bureau of Statistics, “Population by country of birth -Percentage of Overseas Born in Australia”, <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release> (2022年9月12日閲覧)

⁸⁰² Australian Bureau of Statistics, “Australia's overseas-born population by country of birth”, <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release> (2022年9月12日閲覧)

いる。

図表 6-2 出生地域別居住者人口（2021年）

出生地域	推計人口（単位：人）	割合
オセアニア・南極	18,985,020	73.8%
北西ヨーロッパ	1,531,580	6.0%
南欧・東欧	713,340	2.8%
北アフリカ・中近東	494,830	1.9%
東南アジア	1,086,110	4.2%
北東アジア	912,290	3.5%
南アジア・中央アジア	1,227,370	4.8%
アメリカ大陸	374,940	1.5%
サハラ以南のアフリカ	412,680	1.6%
海外（計）	7,502,450	29.1%
オーストラリア生まれ	18,235,690	70.9%
合計（総居住者人口）	25,738,140	100.0%

（資料） Australian Bureau of Statistics, “Australia's overseas-born population by country of birth” (https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.abs.gov.au%2Fstatistics%2Fpeople%2Fpopulation%2Faustralias-population-country-birth%2F2021%2F34090DO001_202021.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)より弊法人作成。

図表 6-3 出身国別外国人海外出生者数（2021年時点、上位10か国）

出生国	推計人口（単位：人）	割合
イングランド	967,390	3.8%
インド	710,380	2.8%
中国	595,630	2.3%
ニュージーランド	559,980	2.2%
フィリピン	310,620	1.2%
ベトナム	268,170	1.0%
南アフリカ	201,930	0.8%
マレーシア	172,250	0.7%
イタリア	171,520	0.7%
スリランカ	145,790	0.6%

（資料） Australian Bureau of Statistics, “Australia's overseas-born population by country of birth” (<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release>)より弊法人作成。

(3) 男女別海外出生者数（2021年）⁸⁰³

海外出生者数を男女別にみると、男性（約365万人）が女性（約386万人）よりも少ない。

図表 6-4 男女別海外出生者数（2021年時点）

性別	推計人口（単位：人）	割合
男性	3,645,720	48.6%
女性	3,857,540	51.4%
合計	7,502,450	100.0%

（資料）Australian Bureau of Statistics, “Estimated resident population, Country of birth, Age and sex - as at 30 June 1996 onwards”
[https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc\[dimensions\]=Country%20of%20Birth&hc\[People\]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df\[ds\]=PEOPLE_TOPICS&df\[id\]=ERP_COB&df\[ag\]=ABS&df\[vs\]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly\[rs\]=SEX&ly\[rw\]=COUNTRY_BIRTH](https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc[dimensions]=Country%20of%20Birth&hc[People]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df[ds]=PEOPLE_TOPICS&df[id]=ERP_COB&df[ag]=ABS&df[vs]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly[rs]=SEX&ly[rw]=COUNTRY_BIRTH)より弊社作成。

(4) 年齢別海外出生者数（2021年）⁸⁰⁴

海外出生者数を年齢階層別にみると、「35 - 39歳」が約76万人と最も多く、次いで「75歳以上」（約74万人）、「30 - 34歳」（約72万人）が多い。

図表 6-5 年齢別海外出生者数（2021年時点）

年齢層（歳）	推計人口（単位：人）	割合
0 - 4	40,190	0.5%
5 - 9	142,960	1.9%
10 - 14	195,070	2.6%
15 - 19	232,950	3.1%
20 - 24	408,420	5.4%
25 - 29	600,830	8.0%
30 - 34	722,010	9.6%
35 - 39	759,540	10.1%

⁸⁰³ Australian Bureau of Statistics, “Estimated resident population, Country of birth, Age and sex - as at 30 June 1996 onwards” ,
[https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc\[dimensions\]=Country%20of%20Birth&hc\[People\]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df\[ds\]=PEOPLE_TOPICS&df\[id\]=ERP_COB&df\[ag\]=ABS&df\[vs\]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly\[rs\]=SEX&ly\[rw\]=COUNTRY_BIRTH](https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc[dimensions]=Country%20of%20Birth&hc[People]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df[ds]=PEOPLE_TOPICS&df[id]=ERP_COB&df[ag]=ABS&df[vs]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly[rs]=SEX&ly[rw]=COUNTRY_BIRTH)（2022年9月30日閲覧）

⁸⁰⁴ オーストラリア統計局、「出生国別年齢層、2021年」、
<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release>、（2022年7月29日閲覧）

40 - 44	642,120	8.6%
45 - 49	556,230	7.4%
50 - 54	534,980	7.1%
55 - 59	545,400	7.3%
60 - 64	501,420	6.7%
65 - 69	446,210	5.9%
70 - 74	432,780	5.8%
75 歳以上	742,140	9.9%

(資料) Australian Bureau of Statistics, “Estimated resident population, Country of birth, Age and sex - as at 30 June 1996 onwards”
[https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc\[dimensions\]=Country%20of%20Birth&hc\[People\]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df\[ds\]=PEOPLE_TOPICS&df\[id\]=ERP_COB&df\[ag\]=ABS&df\[vs\]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly\[rs\]=SEX&ly\[rw\]=COUNTRY_BIRTH](https://explore.data.abs.gov.au/vis?tm=estimated%20resident%20population%20by%20country%20of%20birth&pg=0&hc[dimensions]=Country%20of%20Birth&hc[People]=Population%20%3E%20Estimated%20Resident%20Population&df[ds]=PEOPLE_TOPICS&df[id]=ERP_COB&df[ag]=ABS&df[vs]=1.0.0&pd=2021%2C&dq=TOT.2%2B1%2B3.1101%2BTOT.AUS.A&ly[rs]=SEX&ly[rw]=COUNTRY_BIRTH)より弊社法人作成。

(5) 職業別海外出生者数 (2019 年) ⁸⁰⁵

15 歳以上の海外出生者の職業は、「専門職」が最も多く (約 78 万人)、次いで「サービス業および店舗・市場販売員」(約 51 万人)が多い。

図表 6-6 職業別海外出生者数 (2016 年)

職業	推計人口 (単位: 人)	割合
軍隊	3,517	0.1%
議員、高官、管理職	376,273	10.7%
専門職	778,182	22.2%
技術者、準専門家	370,734	10.6%
事務員	284,602	8.1%
サービス業および店舗・市場販売員	512,015	14.6%
熟練した農業および漁業労働者	29,363	0.8%
工芸品および関連産業労働者	260,034	7.4%
工場、機械オペレーター、組立工	202,665	5.8%
初級職業 ⁸⁰⁶	330,360	9.4%
失業者	276,835	7.9%

⁸⁰⁵ Department of Home Affairs, “Migration Program Report (2020- 2021)- Visa Granted for occupations”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/report-migration-program-2020-21.pdf> (2022 年 9 月 12 日閲覧)

⁸⁰⁶ 初級職業は、主に手持ちの工具を使用し、しばしば多少の肉体労働を必要とする単純で日常的な作業で構成される仕事を指す。初級職種⁸⁰⁶の労働者が行う仕事には、路上や公共の場での商品の販売、様々な路上サービス、清掃、洗濯、プレス、アパート、ホテル、オフィス、その他の建物の管理、建物の窓やガラス面の洗浄、メッセージや商品の配達、荷物運び、等がある。

その他	81,002	2.3%
-----	--------	------

(注) 上記の推計人口は 15 歳以上のオーストラリア国外で生まれた者を対象としている。

(資料) UN data, “Economically active foreign-born population by occupation, age, sex and urban/rural residence” (<http://data.un.org/Data.aspx?d=POP&f=tableCode:43>)より弊法人作成。

(6) 在留資格別推計人口⁸⁰⁷

在留資格別の推計人口は以下の通りである。

図表 6-7 在留資格別推計人口 (2019 年)

滞在資格の種類	推計人口 (単位：千人)	割合	
オーストラリア出身者	13,427.7	66.0%	-
海外出身者	6,913.8	34.0%	-
2008 年以前に渡豪	4,718.3	23.2%	-
2009 年以降に渡豪	2,196.9	10.8%	-
うち渡豪時 15 歳以上	2,068.2	10.2%	
移民・一時滞在者	1,858.4	9.1%	100.0%
移民	935.5	4.6%	50.3%
オーストラリア市民権取得者	321.5	1.6%	17.3%
永住権保持者	615.2	3.0%	33.1%
技能・就労ビザ	315.3	1.5%	17.0%
家族ビザ	230.4	1.1%	12.4%
人道主義ビザ	60.8	0.3%	3.3%
その他	12.0	0.1%	0.6%
一時滞在者	847.1	4.2%	45.6%
学生	562.8	2.8%	30.3%
その他	285.7	1.4%	15.4%
地位未確定	74.7	0.4%	4.0%
オーストラリア国籍で渡豪	21.8	0.1%	-
ニュージーランド国籍	190.9	0.9%	-
合計	20,342.4	100.0%	-

(資料) Australia Bureau of Statistics, “Characteristics of recent migrants- Table 1”

(https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/characteristics-recent-migrants/nov-2019/62500do001_201911.xls)より弊法人作成。

⁸⁰⁷ Australia Bureau of Statistics, “Characteristics of recent migrants- Table 1”, https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/characteristics-recent-migrants/nov-2019/62500do001_201911.xls (2022 年 9 月 29 日閲覧)

(7) 所得別海外出生者人口⁸⁰⁸

週当たり収入の中央値を出身国別及びフルタイム・パートタイム別に見ると、フルタイムでは、北西ヨーロッパ出身者の収入の中央値が最も高く、パートタイムでは、サブサハラ・アフリカ出身者の収入の中央値が最も高い。

図表 6-8 フルタイム・パートタイム別にみた出身国別海外出生者の週当たり収入の中央値 (2021年)

出身国	全体		
	フルタイム	パートタイム	合計
オーストラリア生まれ	\$1,490	\$580	\$1,200
海外生まれ	\$1,500	\$624	\$1,200
オセアニア・南極大陸	\$1,425	\$719	\$1,210
北西ヨーロッパ	\$1,726	\$650	\$1,450
南・東欧	\$1,500	\$684	\$1,237
北アフリカ・中近東	\$1,493	\$550	\$1,200
南・東アジア	\$1,332	\$564	\$1,118
北東アジア	\$1,376	\$600	\$1,100
南・中央アジア	\$1,359	\$600	\$1,125
米州	\$1,657	\$664	\$1,250
サブサハラ・アフリカ	\$1,628	\$747	\$1,332

(資料) Australian Bureau of Statistics, “Characteristics of Employment, Australia”

(<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/earnings-and-working-conditions/characteristics-employment-australia/latest-release>)より弊社作成。

出身国別職種割合を見ると、「その他」の回答が多く、一概に比較するのは困難であるものの、前述の北西ヨーロッパ出身者とサブサハラ・アフリカ出身者においては、管理職及び専門職に就いていると回答した割合が比較的高い結果となっている。

図表 6-9 出身国別職種割合 (2021年)

⁸⁰⁸ Australian Bureau of Statistics, “Characteristics of Employment -Median weekly earnings for employees by demographic characteristics and full-time or part-time, Australia, 2021”, <https://www.abs.gov.au/statistics/labour/earnings-and-working-conditions/characteristics-employment-australia/latest-release>. (2022年8月19日閲覧) ; Australian Bureau of Statistics, “Characteristics of Employment 2019”, <https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/characteristics-recent-migrants/latest-release#household-income> (2022年8月19日閲覧)

国名	管理職	専門職	技術者・技能職	地域・対人サービス職	事務・管理職	販売職	機械オペレーター・運転手	労働者	その他（記載不十分、記載なし等）	合計人数（人）
オセアニア・南極大陸	6.7%	10.7%	6.5%	5.4%	6.4%	4.3%	3.0%	4.1%	52.7%	17,708,639
北西ヨーロッパ	9.1%	14.7%	6.5%	5.2%	6.5%	3.2%	2.1%	3.0%	49.8%	1,459,833
南・東欧	5.2%	8.5%	5.3%	3.6%	4.6%	2.4%	2.5%	3.8%	64.2%	658,197
北アフリカ・中近東	4.9%	10.7%	4.9%	4.4%	3.8%	2.6%	3.1%	3.3%	62.4%	454,856
南・東アジア	5.5%	14.2%	6.8%	7.8%	6.2%	3.6%	3.9%	9.3%	42.7%	1,051,437
北東アジア	7.0%	16.7%	6.0%	5.7%	6.0%	4.1%	1.9%	5.1%	47.4%	854,800
南・中央アジア	6.7%	19.3%	6.5%	8.6%	6.4%	4.5%	6.3%	6.7%	35.1%	1,150,155
米州	8.8%	19.4%	6.4%	7.7%	6.9%	3.3%	2.9%	7.1%	37.4%	339,618
サブサハラ・アフリカ	9.4%	21.1%	6.4%	9.6%	7.5%	3.5%	2.9%	4.1%	35.5%	372,151

（資料） Australian Bureau of Statistics, “Characteristics of Employment, Australia”
<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/earnings-and-working-conditions/characteristics-employment-australia/latest-release>より弊社作成。

6.1.2 関係法令

(1) 出入国管理に関する法令等⁸⁰⁹

① 1958年移民法（Migration Act 1958）

オーストラリアは1958年に制定された「移民法（Migration Act 1958）」を基本とし、この法律を改正することにより移民や外国人の受入れを行っている⁸¹⁰。この法律に基づくすべての規定は、オーストラリアに移民として、または一時的に入学しようとする者に適

⁸⁰⁹ Australia Legislations, "Migration Act 1958", <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00337>, (2022年9月26日閲覧) ; Australia Legislations, "Migration Regulations 1994", <https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00377>, (2022年9月26日閲覧) ; "Australian Citizenship Act 2007", Australia Legislations, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00309>, (2022年9月26日閲覧) ; Australia Legislations, "Judiciary Act 1903", <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00836>, (2022年9月26日閲覧) .

⁸¹⁰ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.140

用される。

本法律の主な目的は次のとおり。

- 国益のために、非市民のオーストラリアへの入国および滞在を規制すること。
- 非市民がオーストラリアに入国または滞在することを許可するビザを規定する。国会は、この法律を、非市民が入国または滞在する権利の唯一の根拠とすることを意図している。
- 非市民と市民に個人識別情報の提供を義務付ける。
- この法律によりオーストラリアでの滞在が許可されていない非市民の排除または国外退去を規定する。
- 無許可で海路にてオーストラリアに到着した人々は、地域処理国（Regional Processing country）⁸¹¹に移送することを規定する。

② 1994 年移民規制（Migration Regulations 1994）

移民政策や様々なカテゴリーのビザに関する手続に関する様々な規則を定めている。後述する 2000 年留学生を対象とする教育サービス法（Education Services for Overseas Students Act 2000）に基づく停止規定も含まれているほか、入国審査、情報収集、家族への暴力に関する規定も含まれている。

③ 2007 年オーストラリア市民権法（Australian Citizenship Act 2007）

本法律は主に、外国人がオーストラリアの市民になる方法、市民権を失う状況、市民権に関連するその他の事項を扱っている。

(2) 労働関係法令⁸¹²

① 2009 年公正労働法（Fair Work Act 2009）

「2009 年公正労働法（Fair Work Act 2009）」およびその他の関連法規において、オーストラリアのすべての労働者は、基本的な就労権およびその他の権利⁸¹³を享受することができる。同法によって設立された独立した法定機関である「公正労働オンブズマン（Fair Work Ombudsman: FWO）」は、雇用主と労働者のためのオーストラリアの雇用法に関する無料のアドバイスと情報を 27 か国語で提供しており、加えて、職場の法律の遵守の促進・監視、法律違反の調査、法律違反があった場合の適切な強制措置の実施等を行っている

⁸¹¹ オーストラリアは海上ルートでの違法入国者について、ナウル共和国にて受け入れる協定を結んでおり、彼らは出国まで滞在することが許可されている。<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/what-we-do/border-protection/regional-processing-and-resettlement>

⁸¹² Australia Legislation, "Migration Instrument 2019", <https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C01118/>, (2022 年 9 月 26 日閲覧) ; FAIRWORK Official, "FAIRWORK OMBUDSMAN", <https://www.fairwork.gov.au/find-help-for/visa-holders-migrants>, (2022 年 9 月 26 日閲覧) ; FAIRWORK Official, "FAIRWORK OMBUDSMAN", <https://www.fairwork.gov.au/tools-and-resources/fact-sheets/rights-and-obligations/visa-holders-and-migrant-workers-workplace-rights-and-entitlements> (2022 年 9 月 26 日閲覧)

⁸¹³ これには、法定最低賃金の支払い、労働時間、休憩、病欠、休暇等の最低労働条件のほか、雇用契約書に規定されている最低の権利が含まれる。

る⁸¹⁴。

(3) 社会保障関連法令⁸¹⁵

① 1991年社会保障法（Social Security Act 1991）

本法律は、1991年にオーストラリア議会で可決され、オーストラリアの社会保障給付受給のために、オーストラリアの居住者であることが条件となることを定めている。本法律に基づき移民が利用できる保障給付のための制度として、難民のためのメンテナンス手当（Maintenance Allowance for Refugees）と呼ばれる手当を支給する制度や成人移住者教育プログラム（Adult Migrant Education Program Living Allowance）生活手当と呼ばれる手当を支給する制度がある。

(4) 教育関連法令⁸¹⁶

① 1971年移民教育法（Immigration (Education) Act 1971）

1971年には移民教育法(Immigration (Education) Act 1971)が制定され、AMEP(Adult Migrant English Program) とよばれる成人移民等を対象とする英語教育プログラムが法制化された。AMEPについては 6.2.5 外国人との共生のために講じている施策で後述する。

② 2000年留学生向け教育サービス法（Education Services for Overseas Students Act 2000, ESOS）

2000年留学生向け教育サービス法（Education Services for Overseas Students Act 2000, ESOS）は、オーストラリアの教育機関が留学生に教育・訓練サービスを提供する際に満たすべき基準を定めた枠組みである。同法は、教育サービス事業者の責任を概説し、オーストラリアで学ぶ留学生の権利を保護するためのものであり、内容は以下のとおりである。

- 留学生が、入学前に教育機関および教育機関の代理人から、コース、料金、学習方

⁸¹⁴ Australian Government, Fair Work Ombudsman(2020). “Compliance and Enforcement Policy”, p.2 (2022年9月26日閲覧)

⁸¹⁵Australia Legislation, "Social Security Act 1991", <https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00158>, (2022年9月26日閲覧); DSS Government, “Social Security Payments-Residence Criteria” <https://www.dss.gov.au/about-the-department/international/policy/social-security-payments-residence-criteria>, (2022年9月26日閲覧) DSS Government, “Assurance of Support”, <https://www.dss.gov.au/about-the-department/international/policy/social-security-payments-residence-criteria> (2022年9月26日閲覧)

⁸¹⁶ Parliament of Australia Government, “Immigration Education Amendment bill 2020”, https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6615, (2022年8月4日閲覧); Australia Legislation, “Migration Regulations 1994”, <https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00377> (2022年8月4日閲覧); Study Australia government, “Education Services for Overseas Students act 2000”, <https://www.studyaustralia.gov.au/english/study/education-system/esos-act>, (2022年8月4日閲覧); ESOS, “Education Services for Overseas Students act 2000”, <https://internationaleducation.gov.au/regulatory-information/Education-Services-for-Overseas-Students-ESOS-Legislative-Framework/ESOS-Regulations/Pages/default.aspx>, (2022年8月4日閲覧) .

法、その他の情報についての最新かつ正確な情報を受け取る権利

- 留学生が料金を支払う前に、提供されるサービス、支払うべき料金、および受講料の払い戻しに関する情報を記載した契約書を、申請する教育機関と取り交わす権利
- また、ESOS は、教育機関が所定のコースを教えることができない場合の、留学生のための返金サービスである授業料保護サービス (Tuition Protection Service: TPS) についても規定している。

加えて、留学生に対する教育および訓練の提供者のための全国実施規範 (National Code of Practice for Providers of Education and Training to Overseas Students) において、留学生向け教育訓練登録事業者の行動とそのコースの登録について、全国的に一貫した基準を定めている。この基準は、留学生向け教育訓練コースの提供者が、規範の下での義務を明確に理解し、遵守できるようにするための要件と手順を定めたものである。

2000 年留学生向け教育サービス法は以下に適用される。

- 国際教育事業者の登録手続と義務
- 授業料保護サービス
- 執行・遵守体制

6.1.3 関係機関

(1) 外国人受け入れに関わる政府機関とその役割⁸¹⁷

① 内務省移民・市民権局 (Department of immigration and citizenship, Department of Home Affairs)

ビザの審査・発行、移民法違反の取り締まり、国境管理、移民、難民、市民権を管轄している⁸¹⁸。オーストラリアで学ぶ海外からの学生のための教育、訓練、プログラムの管理や、移住計画、ワーキングホリデープログラム、技能移住プログラム等も実施している。

② 内務省移住エージェント登録局 (Office of Migration Agents Registration Authority, OMARA)⁸¹⁹

移住エージェント登録局 (Office of Migration Agents Registration Authority OMARA) は、内務省の一部門である。同局の役割は、移住相談サービスを受ける消費者を保護するために、一定の資格要件を満たした移住エージェントを登録することに加えて、登録されたエージェントに対する苦情を調査することである。移住エージェント登録局の主な責務は以下の通りである。

- 移民支援を必要とする人が自分の権利を理解できるようにする
- 移住エージェントに、その義務を理解させる
- 移住エージェントの登録簿を保管する

⁸¹⁷ Department of Home Affairs, 「Dept of Home Affairs: Immigration and Citizenship」, <https://immi.homeaffairs.gov.au/what-we-do>, (2022 年 9 月 26 日閲覧)

⁸¹⁸ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.142

⁸¹⁹ Migration Agents Dept official, "OMARA", <https://www.mara.gov.au/about-us/what-we-do>, (2022 年 7 月 28 日閲覧) .

- 移住エージェントが、顧客に正確なアドバイスをするために必要な知識を保持していることを確認する
- 移住エージェント業者に関する苦情を処理する
- 移住エージェントが行動規範を満たさない場合、懲戒処分を行う

(2) 外国人受け入れに関わる州政府とその役割

オーストラリアでは、州や準州の労働市場におけるスキル不足を補い、州へのビジネスや投資を誘致するために、ステートノミネーション（後述）という仕組みの下、幅広い業種の技能・就労ビザ（技能州推薦型ビザ（サブクラス 190）、技能労働地方（一時滞在）（サブクラス 491））に対して、州からの推薦を提供できるようになっている。ステートノミネーションの仕組みについては、6.1.5 外国人受け入れに係る基準等で後述する⁸²⁰。

(3) 外国人受け入れに関わる民間団体とその役割⁸²¹

外国人の移住に携わる民間組織は多くないが、ビザ申請に関しては、内務省の許可を得て、オーストラリアへの渡航希望者を支援できる民間団体がある。この支援は、移民支援と呼ばれ、個人が移民支援を行う者を指名する場合、以下の3者のいずれかである必要がある。

- 移住エージェント（Registered migration agent）：OMARA に登録されたエージェント
- 法律実務家：法律家は、法律業務に関連して移民支援を提供することができる。この場合、OMARA に登録する必要はない。
- その他：登録移住エージェントまたは法律家ではない、国会議員、外交団の一員、領事館の一員、国際組織の一員など。

6.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー⁸²²

(1) 滞在資格（特に、移民としての受け入れか、労働者としての受け入れか）の種類⁸²³

ニュージーランド国民以外の外国人が一時的に滞在し就労するためには、「就労・技能ビザ（Working and skilled visas）」を取得する必要がある。図表 6-10 で示している通り、外国人に発給されるビザには、滞在期間、訪問目的、同行者、政府の規制などに応じて、いくつかの種類がある。これらのビザは、大きく分けて以下のように分類される。

⁸²⁰ Migration Queensland, “What is state nomination?”, <https://migration.qld.gov.au/nomination-process/what-is-state-nomination>（2022年10月3日閲覧）

⁸²¹ Department of Home Affairs – Immigration official, “Immigration and Citizenship Assistance”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/who-can-help-with-your-application>,（2022年9月26日閲覧）。

⁸²² 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、pp.140-150

⁸²³ Department of Home Affairs, “Visa List”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>（2022年9月26日閲覧）

- 就学・研修ビザ
- 就労ビザ・技能ビザ
- 訪問者ビザ
- 家族・パートナービザ
- 難民・人道支援ビザ
- その他のビザ

図表 6-10 主なビザの種類

就学・研修ビザ	訪問者ビザ
学生ビザ (サブクラス 500)	電子渡航認証 (サブクラス 601)
学生ガーディアンビザ (サブクラス 590)	イービジター (eVisitor) (サブクラス 651)
研修ビザ (サブクラス 407)	トランジットビザ (サブクラス 771)
就労ビザ・技能ビザ	訪問者ビザ (サブクラス 600)
事業革新および投資ビザ (永住) (サブクラス 888)	ワークアンドホリデービザ (サブクラス 462)
事業革新および投資ビザ (一時滞在) (サブクラス 188)	ワーキングホリデービザ (サブクラス 417)
ビジネスオーナー (サブクラス 890)	家族・パートナービザ
グローバルタレントビザ (サブクラス 858)	養子縁組ビザ (サブクラス 102)
雇用主推薦型ビザ (サブクラス 186)	高齢扶養親族ビザ (サブクラス 114)。
投資家ビザ (サブクラス 891)	高齢扶養親族ビザ (サブクラス 838)。
技能地方永住ビザ (サブクラス 191)	高齢家族ビザ (サブクラス 804)
地方推薦移住制度 (サブクラス 187)	介護者ビザ (サブクラス 836)
技能雇用主推薦型地方 (一時滞在) (サブクラス 494)	介護者ビザ (サブクラス 116)
技能独立ビザ (サブクラス 189)	子供ビザ (サブクラス 101)
技能州推薦型ビザ (サブクラス 190)	子供ビザ (サブクラス 802)
技能一認定された一時的卒業生ビザ (サブクラス 476)	寄与付き高年齢親一時滞在ビザ (サブクラス 884)
技能地域ビザ (一時滞在) (サブクラス 489)	寄与付き高年齢親ビザ (サブクラス 864)
技能地方ビザ (サブクラス 887)	寄与付き親ビザ (サブクラス 173)
技能労働地方 (一時滞在) (サブクラス 491)	寄与付き親ビザ (サブクラス 143)
州・準州推薦型ビジネスオーナービザ (サブクラス 892)	扶養家族ビザ (サブクラス 445)
州・準州推薦型投資家ビザ (サブクラス 893)	ニュージーランド国籍の家族関係 (一時的) ビザ (サブクラス 461)。
一時的活動ビザ (サブクラス 408)	孤児親族ビザ (サブクラス 117)

一時的卒業生ビザ (サブクラス 485)	孤児親族ビザ (サブクラス 837)
一時的就労 (国際関係) ビザ (サブクラス 403)	親ビザ (サブクラス 103)
一時的就労 (短期滞在スペシャリスト) (サブクラス 400)	パートナー (暫定) ビザ (サブクラス 309)
一時的技能不足 (サブクラス 482)	パートナー (移民) ビザ (サブクラス 100)
	パートナー一時滞在ビザ (サブクラス 820)
	パートナー永住ビザ (サブクラス 801)
	婚約者ビザ (サブクラス 300)
	残留親族ビザ (サブクラス 115)
	残留親族ビザ (サブクラス 835)
	親呼び寄せ一時滞在ビザ (サブクラス 870)

(資料) 内務省ビザリスト (<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>) より
弊法人作成。

上表のビザのうち、単純労働者に該当するビザとして、以下があげられる。

- 一時的就労ビザ (国際関係) ビザ (サブクラス 403) 太平洋オーストラリア労働ストリーム (Pacific Australia Labour Mobility stream)
- ワークアンドホリデービザ (サブクラス 462)
- ワーキングホリデービザ (サブクラス 417)

一時的就労ビザ (国際関係) ビザ (サブクラス 403) 太平洋オーストラリア労働ストリームは、太平洋諸島と東ティモールの労働者を対象としたビザであり、これらの労働者にオーストラリアでの仕事を提供することで、労働者が能力を身につけ、収入を獲得し、故郷の家族を支えることを目的としている⁸²⁴。

(2) 滞在資格ごとの滞在期間及び家族の帯同の可否等について⁸²⁵

① 留学・研修ビザ

オーストラリアに留学する場合、学生は扶養家族を連れてくることのできる。申請者は、最初の学生ビザ申請時に同伴するか、オーストラリアでコースを開始した後に同伴を申請することができる。配偶者、パートナー、18歳未満の未婚の子供が扶養家族ビザの対象となる。

学生ビザ申請時に扶養家族を含める場合は、学生ビザ申請書 (Form 157A) に家族全員

⁸²⁴ Department of Foreign Affairs and Trade, "Pacific Labour Mobility", <https://www.dfat.gov.au/geo/pacific/engagement/pacific-labour-mobility> (2022年12月13日閲覧)

⁸²⁵ Department of Home Affairs, "Visa List", <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing> (2022年8月5日閲覧) ; Immigration Direct (Third party), "Dependent Visa", <https://www.immigrationdirect.com.au/family-visa/dependent-visa.html>, (2022年9月26日閲覧)

を記載する必要がある。

図表 6-11 留学・研修ビザの滞在期間及び家族の帯同可否

就学・研修ビザ	滞在期間	家族の帯同可否
学生ビザ（サブクラス 500）	最長 5 年間	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアに家族を呼び寄せることができる
学生ガーディアンビザ（サブクラス 590）	学生ビザの保有者の滞在期間と年齢によって決定される	<ul style="list-style-type: none"> 例外的に、18 歳未満またはそれ以上の学生ビザ保持者のケアやサポートを行うためにオーストラリアに入国することが出来る
研修ビザ（サブクラス 407）	2 年以内	<ul style="list-style-type: none"> 一緒にビザを申請しなかった家族も、ビザ取得後に後発入国者として申請することができる場合がある

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より弊法人作成。

② 就労・技能ビザ

就労・技能ビザの滞在期間・家族の帯同可否については以下の通りである。

図表 6-12 就労ビザ・技能ビザの滞在期間及び家族の帯同可否

就労ビザ・技能ビザ	滞在期間	家族の帯同可否
事業革新および投資ビザ（永住）（サブクラス 888）	永住	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18 歳未満、または 18 歳以上 23 歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23 歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
事業革新および投資ビザ（一時滞在）（サブクラス 188）	最長 5 年	
ビジネスオーナー（サブクラス 890）	永住	
グローバルタレントビザ（サブクラス 858）		<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者

	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 上記の子供の扶養家族 ● 申請者が18歳未満の場合は、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> ● 親 ● 両親の家族構成員
<p>雇用主推薦型ビザ (サブクラス 186)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● パートナー ● 扶養している子供または継子 ● パートナーの扶養している子供または継子 ● 主申請者またはパートナーの扶養している子供、または継子 ● サブクラス 457 ビザまたはサブクラス 482 ビザ保持者である親族
<p>投資家ビザ (サブクラス 891)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 主申請者の配偶者または事実上のパートナー ● 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者
<p>技能地方永住ビザ (サブクラス 191)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 上記の子供の扶養家族
<p>地方推薦移住制度 (サブクラス 187)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● パートナー ● 扶養している子供または継子 ● パートナーの扶養している子供または継子 ● 主申請者またはパートナーの扶養している子供、または継子

		<ul style="list-style-type: none"> サブクラス 457 ビザまたはサブクラス 482 ビザ保持者である親族
技能雇用主推薦型地方（一時滞在）（サブクラス 494）	5 年以内	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18 歳未満、または 18 歳以上 23 歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23 歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
技能独立ビザ（サブクラス 189）	永住	
技能州推薦型ビザ（サブクラス 190）		
技能認定された一時的卒業生ビザ（サブクラス 476）	最長 18 か月	
技能地域ビザ（一時滞在）（サブクラス 489）	4 年間、またはその家族が持っているビザが終了するまで	
技能地方ビザ（サブクラス 887）	永住	<ul style="list-style-type: none"> 以下の家族構成員が現在ビザを所持している場合、その家族構成員も申請書に含めることができる。申請の際には、このビザの申請資格がある家族構成員を含める必要があり、申請書を提出した後に家族を追加することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18 歳未満、または 18 歳以上 23 歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23 歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
技能労働地方（一時滞在）（サブクラス 491）	5 年間、またはその家族が持っているビザが終了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者

		<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
州・準州推薦型ビジネスオーナービザ (サブクラス 892)	永住	<ul style="list-style-type: none"> 以下の家族構成員が現在ビザを所持している場合、その家族構成員も申請書に含めることができる。申請の際には、このビザの申請資格がある家族構成員を含める必要があり、申請書を提出した後に家族を追加することはできない。 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
州・準州推薦型投資家ビザ (サブクラス 893)		<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能
一時的活動ビザ (サブクラス 408)	イベント開催期間中 (最大4年間)	<ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
一時的卒業生ビザ (サブクラス 485)	通常18か月間まで (2021年12月1日以降発給のビザは一時的に24か月に引き上げ) 香港、英国国	<ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族

	籍の海外パスポート保持者は5年滞在可能	
一時的就労（国際関係）ビザ（サブクラス 403）	最長2年	
一時的就労（短期滞在スペシャリスト）（サブクラス 400）	最長6か月間	
一時的技能不足（サブクラス 482）	最長2年（国際貿易義務（ITO） ⁸²⁶ が適用される場合は最長4年、香港のパスポート保持者は、最長5年）	<ul style="list-style-type: none"> • ビザ申請の際に他の家族を含めることができるが、追加できる家族は、主申請者が現在サブクラス 457 または一時的技能不足（サブクラス 482）を保持しているかどうかによって異なる • 以前にサブクラス 457 または一時的技能不足（サブクラス 482）を保持していない場合 <ul style="list-style-type: none"> • 主申請者の配偶者または事実上のパートナー • 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 • 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 • 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 • 上記の子供の扶養家族 • 現在、サブクラス 457 または一時的技能不足（サブクラス 482）保持者

⁸²⁶ オーストラリアは現在、中国、日本、韓国、マレーシア、タイ、シンガポール、チリ、ニュージーランドとの自由貿易協定や、1994年に世界貿易機関（WTO）加盟国が署名した「サービスの貿易に関する一般協定」を含む10の協定から国際貿易義務を負っており、国際貿易の義務が存在する国同士の人の移動に関して、一定の相互譲歩が行われている。

		<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、サブクラス 457 または一時的技能不足（サブクラス 482）を現在所有している者で、現在以下のいずれかに該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18 歳未満、または 18 歳以上 23 歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23 歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
--	--	--

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より弊法人作成。

③ 訪問者ビザ

訪問者ビザの滞在期間・家族の帯同可否については以下の通りである。

図表 6-13 訪問者ビザの滞在期間及び家族の帯同可否

訪問者ビザ	滞在期間	家族の帯同可否
電子渡航認証（サブクラス 601）	12 か月間で最大 3 か月まで滞在可能	<ul style="list-style-type: none"> ビザ申請書に家族を含めることはできない
イービジター（eVisitor）（サブクラス 651）		
トランジットビザ（サブクラス 771）	72 時間以内	
訪問者ビザ（サブクラス 600）	最長 12 か月	
ワークアンドホリデービザ（サブクラス 462）		
ワーキングホリデービザ（サブクラス 417）		

(資料) 内務省ビザリスト (<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>) より
弊法人作成。

④ 家族・パートナービザ

家族・パートナービザの滞在期間・家族の帯同可否については以下の通りである。

図表 6-14 家族・パートナービザの滞在期間及び家族の帯同可否

家族・パートナービザ	滞在期間	家族の帯同可否
養子縁組ビザ (サブクラス 102)	永住	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹で申請する場合は、兄弟姉妹で別々に申請する必要がある 子供の扶養家族は、申請時、または申請受理前であればいつでも応募書類に記載することができる
高齢扶養親族ビザ (サブクラス 114)。		<ul style="list-style-type: none"> ビザ申請の際に、扶養している子供と継子を含めることが可能。
高齢扶養親族ビザ (サブクラス 838)。		
高齢家族ビザ (サブクラス 804)		<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
介護者ビザ (サブクラス 836)		
介護者ビザ (サブクラス 116)		
子供ビザ (サブクラス 101)		<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹で申請する場合は、兄弟姉妹で別々に申請する必要がある 子供の扶養家族は、申請時、または申請受理前であればいつでも応募書類に記載することができる
子供ビザ (サブクラス 802)		

寄与付き高年齢親 一時滞在ビザ (サブクラス 884)	2年	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 主申請者の配偶者または事実上のパートナー ● 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 ● 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 上記の子供の扶養家族
寄与付き高年齢親 ビザ (サブクラス 864)	永住	
寄与付き親ビザ (サブクラス 173)	2年	
寄与付き親ビザ (サブクラス 143)	永住	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 主申請者の配偶者または事実上のパートナー ● 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 ● 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 ● 上記の子供の扶養家族 ● ただし、定年退職者としてこのビザを申請する場合、パートナーも退職者である場合、パートナーも一緒に申請することができるが、子供を申請者に含めることはできない
扶養家族ビザ (サブ クラス 445)	政府が親に永 住権を与える まで、一時的 に	<ul style="list-style-type: none"> ● 兄弟姉妹で申請する場合は、兄弟姉妹で別々に申請する必要がある ● 子供の扶養家族は、申請時、または申請受理前であればいつでも応募書類に記載することができる
ニュージーランド 国籍の家族関係 (一時的) ビザ (サブクラス 461)。	5年	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 主申請者の配偶者または事実上のパートナー ● 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者

		<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
孤児親族ビザ（サブクラス 117）	永住	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹で申請する場合は、兄弟姉妹で別々に申請する必要がある 子供の扶養家族は、申請時、または申請受理前であればいつでも応募書類に記載することができる
孤児親族ビザ（サブクラス 837）		
親ビザ（サブクラス 103）		<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 23歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族 ただし、定年退職者としてこのビザを申請する場合、パートナーも退職者である場合、パートナーも一緒に申請することができるが、子供を申請者に含めることはできない
パートナー（暫定）ビザ（サブクラス 309）	パートナー（移民）ビザ（サブクラス 100）の申請が完了するまで、または申請を取り下げるまで	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる以下の親族の帯同が可能 <ul style="list-style-type: none"> 主申請者の配偶者または事実上のパートナー 主申請者の子供、またはそのパートナーの子供で、婚約、結婚、事実上の交際をしていない者 18歳未満、または18歳以上23歳未満で、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供
パートナー（移民）ビザ（サブク	永住	

ラス 100)		<ul style="list-style-type: none"> 23 歳以上で、身体または精神の一部または全部が不自由なため、主申請者または主申請者のパートナーに扶養されている子供 上記の子供の扶養家族
パートナー一時滞在ビザ (サブクラス 820)	パートナー永住ビザ (サブクラス 801) の申請が完了するまで、または申請を取り下げるまで	
パートナー永住ビザ (サブクラス 801)	永住	
婚約者ビザ (サブクラス 300)	ビザ交付日から 9 か月以上 15 か月以内。	
残留親族ビザ (サブクラス 115)	永住	
残留親族ビザ (サブクラス 835)		
親呼び寄せ一時滞在ビザ (サブクラス 870)	3～5 年 (10 年認定申請中)	<ul style="list-style-type: none"> ビザの申請には、家族を含めることはできない

(資料) 内務省ビザリスト (<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>) より弊法人作成。

6.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準⁸²⁷

① 留学・研修ビザ

留学・研修ビザの許可基準は以下の通りである。

図表 6-15 留学・研修ビザの許可基準

就学・研修ビザ	許可基準
学生ビザ (サブクラス 500)	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアで学べるコースに在籍していること。

⁸²⁷ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、pp.143-150

	<ul style="list-style-type: none"> 海外留学生健康保険（Overseas Student Health Cover, OSHC）を持っている、または免責事項に該当すること 6歳以上であること 18歳未満の場合、生活保護を受けていること
学生ガーディアンビザ（サブクラス 590）	<ul style="list-style-type: none"> 21歳以上の生徒の親、親権者、または親戚であること 宿泊施設や福利厚生などのサポートができること
研修ビザ（サブクラス 407）	<ul style="list-style-type: none"> 推薦者が連邦政府機関でない場合、有資格者に推薦されていること スポンサーが連邦政府機関の場合、該当機関に招待されていること

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より弊法人作成。

② 就労・技能ビザ

いくつかの就労・技能ビザのサブクラス（および受け入れストリーム⁸²⁸）では、スキルアセスメントの取得が必要となる。スキルアセスメントは、関連するスキルアセスメント機関から発行される。スキルアセスメント機関は、申請者の技能が関連する職業で働くために設定された基準を満たしているかどうかを確認している。

また、事業革新および投資ビザやいくつかの技能ビザ（サブクラス 189、190、489、491）においては、ポイント制が導入されており、年齢、教育、技能、語学スキルなどをポイント化して評価している。65点が永住ビザ申請資格の最低点であり、80~85点程度の高いポイントを得ると、オーストラリア永住申請の招待を受ける可能性が高くなる⁸²⁹。

同様に、いくつかのビザのサブクラス（および受け入れストリーム）では、技能移民職業リストに掲載された職業であることが申請要件になっている。技能移民職業リストには、短期技能職業リスト（Short-term Skilled Occupation List, STSOL）、中長期戦略技能リスト（Medium and Long-term Strategic Skills List, MLTSSL）、地方職業リスト（Regional Occupation List, ROL）、地方スポンサー移住スキームリスト（Regional Sponsored Migration Scheme, RSMS）の4種類あり、2022年9月時点でリストに掲載されている職業数は、それぞれ216種、216種、250種、23種である。

これら技能移民職業リストは2017年4月の導入以降、オーストラリアの労働市場のスキルニーズを反映させるために、定期的な見直しが行われている。2020年7月に設置さ

⁸²⁸ オーストラリアでは、ビザの種類を示すサブクラスの下に、同一サブクラス内における異なる申請方法を示すためのストリーム（Stream）が設けられており、受け入れストリームによって申請条件や滞在期間が異なる場合がある。

⁸²⁹ Australian Government, Department of Home Affairs, “Points calculator”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/tools/points-calculator>（2022年9月26日閲覧）

⁸²⁹ 翁百合、2019、「第6章 オーストラリアの移民政策の現状と評価—注意深い開国政策による人口増加で成長を実現—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71, p.103

れた国家技能委員会（National Skills Commission: NSC）は、技能移民職業リスト更新についての助言を行っている。同委員会による助言においては、国全体・州・特別地域別の労働不足状況（「不足」「不足なし」の 2 段階評価）や、国全体の今後 5 年間の職業需要予測（「強」「中」「弱」の 3 段階評価）を記した優先技能リスト（Skills Priority List: SPL）が中心となっている⁸³⁰。優先技能リスト作成の根拠としては、労働市場データの分析や、雇用主調査、業界団体・連邦政府・州政府機関と利害関係者との協議、その他の利用可能なデータや情報源の検討などが含まれる。

同委員会より助言を受けた雇用・技能・小企業・家族経営企業大臣（Minister for Employment, Skills, Small and Family Business）は、技能移民職業リストの更新に最終決定権を持つ移民・市民権・移民サービス・多文化大臣（Minister for Immigration, Citizenship, Migrant Services and Multicultural Affairs）に勧告を行う。技能移民職業リストには、オーストラリアの国際的な義務や政府のより広範な目的を支援するための、労働力が不足していることを証拠に加えられた職業とは異なる職業も含まれている⁸³¹。

前述した通り、オーストラリアでは、州や準州の労働市場におけるスキル不足を補い、州へのビジネスや投資を誘致するために、技能州推薦型ビザ（サブクラス 190）と技能労働地方（一時滞在）（サブクラス 491）に対して、州からの推薦を提供できるようになっている。

ビザ申請者が州からの推薦を受けるためには以下の手続が必要となる⁸³²。

1. 内務省のスキルセレクト（SkillSelect）データベースに、適格な関心表明（EOI）を提出する⁸³³。

EOI には以下が必要となる。

- いずれかの州・準州からの推薦を希望していることを示すこと
- 内務省のポイントテストで 65 点以上獲得していること。これには、関心表明（EOI）に自動的に含まれる州からの推薦のためのポイント（サブクラス 190：5 ポイント、サブクラス 491：15 ポイント）が含まれる
- 指名された職業での永住に適したスキルアセスメントの証拠を持っていること。
- 希望するビザのサブクラスで利用可能な指定職業が州の技能移住職業リストに掲載

⁸³⁰ Australian Government, National Skills Commission(2021), “Skills Priority List Methodology”, https://www.nationalskillscommission.gov.au/sites/default/files/2021-12/Skills%20Priority%20List%20Methodology_0.pdf, pp.5-6

⁸³¹ Australian Government, National Skills Commission(2021), “Inquiry into Australia's skilled migration program: Submission from the National Skills Commissioner to the Joint Standing Committee on Migration”, p4

⁸³² Government of Western Australia, “How to apply for State nomination”, <https://migration.wa.gov.au/services/skilled-migration-western-australia/how-to-apply-for-state-nomination> (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁸³³ オーストラリアへの移住を希望する海外の熟練労働者やビジネスパーソンは、スキルセレクト（SkillSelect）のプラットフォームを使って関心表明（Expression of Interest, EOI）を作成することができる。EOI 提出後、EOI は「スキルセレクト・システム（SkillSelectSystem）」を介したポイントテストの結果を使用して、スキルセレクト・データベースにおいて自動的にランク付けを行う。プログラムによっては、スキルアセスメントまたは適切なポイントテストへの参加が求められる場合がある。合格点に達しない場合でも EOI を提出することは可能となっているが、ビザ申請への招待を受けることはできない。

- されていること
- 英語能力に関する要件を満たしていることを示すこと（ただし、英国、カナダ、ニュージーランド、米国、アイルランドのパスポート保持者は英語の試験を受ける必要はない）
 - 45歳未満であること
2. 各州の移民局はスキルセレクト（SkillSelect）で関心表明（EOI）を審査し、資格のある申請者をランキングシステムに基づいて州推薦の申請者として招待する
- 招待された申請者は、州推薦申請書へのリンクが記載された E メールから申請書の記入を行う。
 - 州に承認されるために、申請者は州の推薦基準をすべて満たしていることを示す書類を提出する必要がある。
3. 申請が成功すると、州移民局はスキルセレクト（SkillSelect）で申請者を指名し、申請者は内務省からビザ申請のための招待状を受け取ることが出来る。

図表 6-16 就労ビザ・技能ビザの許可基準

ビザの種類	許可基準
事業革新および投資ビザ（永住）（サブクラス 888）	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス・イノベーション受け入れストリームのサブクラス 188 ビザ、サブクラス 444 ビザ、サブクラス 457 ビザの保有者であること ● 継続的なビジネスへの関与を示すことができること
事業革新および投資ビザ（一時滞在）（サブクラス 188）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スキルセレクト・システム（SkillSelectSystem）」上に、自身の情報（個人情報、学歴・資格、英語能力等）および志望するビザの種類を登録し「関心表明（Expression of Interest: EoI）」を提出する。 ● ポイントテストで合計 65 ポイント以上 ● 州または準州の政府機関から指名されること ● 一定額以上の投資または事業の成功を証明する書類を提出すること
一時的就労（短期滞在スペシャリスト）（サブクラス 400）	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリアのビジネスに役立ち、かつオーストラリアでは合理的に見つけることができない高度に専門的なスキル、知識または経験を有していること ● ビザが発給された仕事または活動のみに従事すること ● 一般的に、3 か月を超える滞在期間については、申請時に強力なビジネスケースを提供する必要がある

	<p>オーストラリアでこのビザを申請することや、このビザを延長して長く滞在することはできない</p>
<p>グローバルタレントビザ (サブクラス 858)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア国内または国外にいるが、ビザの申請・許可時に入国審査を受けていないこと • 以下の分野で国際的に認められた卓越した業績があること <ul style="list-style-type: none"> • 職業 • スポーツ • 芸術 • 学問・研究 • 才能のある分野で世界的な名声を得ており、近い将来に衰退する見込みのない、持続的な業績があること
<p>ビジネスオーナー (サブクラス 890)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適格なビザ (サブクラス 160、161、162、163、164、165) を保持していること • 申請直前の 2 年間のうち、そのビザでオーストラリアに 12 か月以上居住し、このビザを所持していること • 申請直前の 2 年間、オーストラリアで事業を運営していたこと
<p>雇用主推薦型ビザ (サブクラス 186)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務に必要なスキルを有していること • オーストラリアの雇用主からの推薦 • 関連する技能職業リストに掲載されている職業に就いていること • 申請する職業と関連のある職業で、少なくとも 3 年間の実務経験があること • 英語力の最低基準 (IELTS の各スコアで少なくとも 6 のスコア) を満たしていること
<p>投資家ビザ (サブクラス 891)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 投資家ビザ (一時滞在) (サブクラス 162) の保有者であること • 150 万豪ドル (1 億 3950 万円⁸³⁴) の指定投資案件を 4 年間保有していること • 過去 4 年間のうち 2 年間はオーストラリアに住んでいること
<p>技能地方永住ビザ (サ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適格なビザ (サブクラス 491、494) を保持していること

⁸³⁴ 2022 年 12 月 1 日時点のレート (1 豪ドル=93 円) により算出。以下同様。

<p>ブクラス 191)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定された地域内に 3 年以上居住していること ビザを所持している間、3 年以上、特定の所得基準以上の課税所得があること
<p>地方推薦移住制度 (サブクラス 187)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの雇用主から推薦され、オーストラリアの地方で就職すること オーストラリア国内の雇用主のもとで、最低 2 年間は雇用を継続することに同意していること 45 歳未満であること 関連する技能職業リストに掲載されている職業に就いていること 申請する職業と関連のある職業で、少なくとも 3 年間の実務経験があること 英語力の最低基準 (IELTS の各スコアで少なくとも 6 のスコア) を満たしていること
<p>技能雇用主推薦型地方 (一時滞在) (サブクラス 494)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 承認されたワークスポンサーから推薦されること 関連する技能職業リストに掲載されている職業に就いていること 申請する職業と関連のある職業で、少なくとも 3 年間の実務経験があること 職種に応じた適切なスキルアセスメントを受けていること 45 歳未満であること 英語力の最低基準 (IELTS の各スコアで少なくとも 6 のスコア) を満たしていること
<p>技能独立ビザ (サブクラス 189)</p>	<p>ポイントテスト受け入れストリーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイントテストで合計 65 ポイント以上 関連する技能職業リストに掲載されている職業に就いていること 職種に応じた適切なスキルアセスメントを受けていること 英語力の最低基準 (IELTS の各スコアで少なくとも 6 のスコア) を満たしていること 45 歳以下であること <p>ニュージーランド受け入れストリーム</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • ニュージーランドのスペシャルカテゴリー（サブクラス 444）ビザを所持していること • 少なくとも過去 5 年間はオーストラリアに居住していること • 2016 年 2 月 19 日以前に居住を開始していること <p>香港受け入れストリーム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 香港のパスポートまたは英国国民（海外）のパスポートを所持していること • ビザの条件を満たしていること • 特定の居住条件を満たしていること
技能州推薦型ビザ（サブクラス 190）	<ul style="list-style-type: none"> • ポイントテストで合計 65 ポイント以上 • 関連する技能職業リストに掲載されている職業に就いていること • 職種に応じた適切なスキルアセスメントを受けていること • 英語力の最低基準（IELTS の各スコアで少なくとも 6 のスコア）を満たしていること • このビザを申請するために推薦されていること
技能地域ビザ（一時滞在）（サブクラス 489）	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアの特定地域に居住、就労、就学する必要がある • 475, 487, 489, 495, 496 のいずれかのビザを持つ人の家族の一員であること
技能地方ビザ（サブクラス 887）	<ul style="list-style-type: none"> • 適格なビザ⁸³⁵を所持している、または適格なビザを所持していたが、特別措置期間⁸³⁶中にオーストラリア国外で失効したことがある。 • 特定の地域に少なくとも 2 年間居住し、少なくとも 1 年間フルタイムで勤務したことがあること。

⁸³⁵ サブクラス 489、495、496、475、または 487 ビザ、またはサブクラス 489、495、487 ビザの有効な申請を行った後のブリッジング・ビザ A またはブリッジング・ビザ B、またはサブクラス 887 ビザが譲歩期間中にオーストラリア国外で申請された場合は、譲歩期間中にオーストラリア国外にいた間に失効した上記のビザ。

⁸³⁶ 内務省は、新型コロナウイルスパンデミック関連の渡航規制により影響を受けた人を対象に、サブクラス 887 を含む一部のビザについて、2020 年 2 月 1 日を期間の開始日として、特別措置を実施している。<https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Documents/visa-information/covid-19-visa-concessions-japanese.pdf>

<p>技能労働地方（一時滞在）（サブクラス 491）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 州または準州の政府機関から応募の推薦を受けるか、資格のある親族がスポンサーになる必要がある ● 職種に応じた適切なスキルアセスメントを受けていること ● ポイントテストで合計 65 ポイント以上 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育資格（卒業証書・貿易資格 10、職業資格 10、学士 15、博士 20） ● 申請する職業、または関連性の高い職業での実務経験 0～20 <ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア外での実務経験（3～5 年未満 5 ポイント、5～8 年未満 10 ポイント、8 年以上 15 ポイント） ● オーストラリアでの実務経験（1～3 年未満 5 ポイント、3～5 年未満 10 ポイント、5～8 年未満 15 ポイント、8 年以上 20 ポイント） ● 年齢（原則 45 歳未満、18～25 歳未満 25 ポイント、25～33 歳未満 30 ポイント、33～40 歳 未満 25 ポイント、40～45 歳未満 15 ポイント） ● 英語能力（IELTS テストの各セクションで少なくともスコア 6、スコア 7 で 10 ポイント、スコア 8 で 20 ポイント） ● 申請のために招待されていること
<p>州・準州推薦型ビジネスオーナービザ（サブクラス 892）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適格なビザ（サブクラス 160、161、162、163、164、165）を保持していること ● このビザを所持しながら、申請直前の 2 年間に 12 か月以上、そのビザでオーストラリアに滞在していたこと ● 申請直前の 2 年以上、オーストラリアでビジネスを所有し、運営していること
<p>州・準州推薦型投資家ビザ（サブクラス 893）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 州・準州推薦型投資家ビザ（一時滞在）（サブクラス 165）ビザを所持していること ● オーストラリアでのビジネスまたは投資活動を継続することを確約していること
<p>一時的技能不足（サブクラス 482）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 承認されたスポンサーから技能職として推薦されること ● 仕事をするのに適したスキルがあること ● 申請する職業・関連分野で、少なくとも 2 年間の実務経験があること

	<ul style="list-style-type: none"> 英語能力（「短期就労」の場合、IELTS テストの各科目で最低「4.5」以上かつ全体平均「5」以上のスコア。「中期就労」の場合、IELTS の各科目で最低「5」以上かつ全体平均「5」以上のスコア）
一時的活動ビザ（サブクラス 408）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアで実施する活動を行うためのスキルを有していること 申請者の状況に応じたスポンサーやサポーターがいること 該当する受け入れストリームの追加要件を満たしていること
一時的卒業生ビザ（サブクラス 485）	<ul style="list-style-type: none"> 50 歳未満であること 有効なビザを所持していること 過去 6 か月以内に学生ビザを取得していること 申請時に申請者全員が十分な健康保険に加入していることの証拠を提出すること 犯罪経歴証明書（AFP（Australian Federal Police） check）を受けていることを証明する書類を提出すること 必要な英語力を証明する書類を申請時に提出すること 該当する受け入れストリームの追加要件を満たしていること
技能一認定された一時的卒業生ビザ（サブクラス 476）	<ul style="list-style-type: none"> 31 歳未満であること 過去 2 年以内に所定の教育機関において工学の学位を取得した者 過去にサブクラス 476 ビザまたはサブクラス 485 ビザの主申請者でなかったこと
一時的就労（国際関係）ビザ（サブクラス 403）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアと他国との二国間協定の条件下で雇用または従事すること

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より
 弊法人作成。

下表の通り、オーストラリアの就労・技能ビザのうち、多くのビザが上述した技能移民職業リストに基づいた職業に就いていることが条件となる。また、技能移民職業リストに関連する一時滞在地方ビザ保有者を対象に、地方への永住へとつながる地方永住ビザもある。そのほかの技能移民職業リストに関連のない就労・技能ビザとしては、事業革新および投資ビザや投資家ビザ、その他の一時滞在ビザや永住ビザ等がある。

図表 6-17 就労・技能ビザの分類

区分	ビザの種類
技能移民職業リストに基づくビザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用主推薦型ビザ (サブクラス 186) ● 地方推薦移住制度 (サブクラス 187) ● 技能独立ビザ (サブクラス 189) ● 技能州推薦型ビザ (サブクラス 190) ● 一時的技能不足 (サブクラス 482) ● 一時的卒業生ビザ (サブクラス 485) ● 技能地域ビザ (一時滞在) (サブクラス 489) ● 技能労働地方 (一時滞在) (サブクラス 491) ● 技能雇用主推薦型地方 (一時滞在) (サブクラス 494)
起業家、投資家、ビジネスオーナービザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業革新および投資ビザ (サブクラス 188、888) ● ビジネスオーナー (サブクラス 890) ● 投資家ビザ (サブクラス 891) ● 州・準州推薦型ビジネスオーナービザ (サブクラス 892) ● 州・準州推薦型投資家ビザ (サブクラス 893)
地方一時滞在ビザ 保有者を対象とした地方永住ビザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能地方永住ビザ (サブクラス 191) ● 技能地方ビザ (サブクラス 887)
その他 (一時滞在ビザ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時的就労 (短期滞在スペシャリスト) (サブクラス 400) ● 一時的就労 (国際関係) ビザ (サブクラス 403) ● 一時的活動ビザ (サブクラス 408) ● 技能—認定された一時的卒業生ビザ (サブクラス 476)
その他 (永住ビザ)	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバルタレントビザ (サブクラス 858)

(資料) 内務省ビザリスト (<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>) より
弊法人作成。

③ 訪問者ビザ

訪問者ビザの許可基準は以下のとおりである。

図表 6-18 訪問者ビザの許可基準

訪問者ビザ	許可基準
電子渡航認証（サブクラス 601） イービジター（eVisitor）（サブクラス 651）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア国外からの申請であること 対象パスポート保持者であること
トランジットビザ（サブクラス 771）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア国外に居住し、オーストラリア到着後 72 時間以内に他国への渡航予約が確定しており、その国に入国するための適切な書類を所持していること 非軍事船の乗組員になる場合、申請者はオーストラリア国外におり、船員（Maritime Crew）ビザおよび必要な乗組員書類を持っている必要がある
訪問者ビザ（サブクラス 600）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアに観光目的で訪れようとしていること オーストラリアでの滞在に十分な資金があること 申請時にオーストラリア国外に居住していること。
ワークアンドホリデービザ（サブクラス 462）	<ul style="list-style-type: none"> 対象国・地域のパスポートを所持していること。 18 歳以上 30 歳未満（国によっては 35 歳以上）であること。 オーストラリア国外からオンラインで申請すること
ワーキングホリデービザ（サブクラス 417）	<ul style="list-style-type: none"> 扶養している子供を同伴していないこと 過去にサブクラス 417 または 462 ビザでオーストラリアに入国したことがないこと 過去にサブクラス 417/462 ビザでオーストラリアに入国したことがある場合は、サブクラス 417/462 ビザで 3 か月間（2 回目の場合）/6 か月（3 回目の場合）就労していること

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より
弊法人作成。

④ 家族・パートナービザ

家族・パートナービザの許可基準は以下のとおりである。

図表 6-19 家族・パートナービザの許可基準

家族・パートナービザ	許可基準
養子縁組ビザ（サブクラス 102）	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に養子縁組をした年齢が 18 歳未満であること スポンサーとなる親の養子である、または養子縁組の手続を行っていること 入学前に結婚または事実上の交際をしていないこと
高齢扶養親族ビザ（サブクラス 114）。	<ul style="list-style-type: none"> ビザで指定された人物がオーストラリアに入国する前に、オーストラリアに入国してはならない 入学前に結婚または事実上の交際をしていないこと
高齢扶養親族ビザ（サブクラス 838）。	<ul style="list-style-type: none"> このビザを申請するとき、および政府が申請を決定するとき、オーストラリア国内において、入国審査を受けていないこと 親族または親族のパートナーがスポンサーになっていること
高齢家族ビザ（サブクラス 804）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア市民、オーストラリア永住権保持者、またはニュージーランド市民として定住している適格な子供を持つこと オーストラリアで年齢年金を受給できる年齢であり、このビザを申請する際にすでに親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していないこと、または保持していないこと
介護者ビザ（サブクラス 836）	<ul style="list-style-type: none"> ビザ申請時、およびビザが承認された時、または不承認の時にオーストラリアにいること 介護を必要とするオーストラリア人の親族、または同居している介護を必要とする家族のうち、オーストラリア国内で合理的に介護を受けることができない人の介護者であること 適格なスポンサーがいること
介護者ビザ（サブクラス 116）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアでの最初の 2 年間は、親族またはそのパートナーにスポンサーになってもらうこと オーストラリア国内で介護の選択肢を合理的に利用できない親族がいる、または同居の家族のために介護を提供する必要性があること
子供ビザ（サブクラス 101）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア市民、ニュージーランド市民、オーストラリア永住権保持者の親の扶養家族であること

	<ul style="list-style-type: none"> • 18歳未満、18歳以上25歳未満のフルタイムの学生で経済的に親に依存している、または18歳以上で障害により働くことができないこと • 独身で親に依存していること
子供ビザ（サブクラス 802）	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア市民、ニュージーランド市民、オーストラリア永住権保持者の親の扶養家族であること • 18歳未満、18歳以上25歳未満のフルタイムの学生、または18歳以上で障害により就労できないこと • 独身で親に依存していること • 申請時および政府決定時にオーストラリアに滞在していること
寄与付き高年齢親一時滞在ビザ（サブクラス 884）	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア市民、オーストラリア永住権保持者、またはニュージーランド市民で、適格な子供を持つこと • このビザの申請時および決定時に、オーストラリアに滞在し、入国審査を受けていないこと • このビザを申請する際に、すでに親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していない、または保持していないこと
寄与付き高年齢親ビザ（サブクラス 864）	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア市民、オーストラリア永住権保持者、またはニュージーランド市民として定住している適格な子供がいる場合 • オーストラリアで年齢年金を受給できる年齢であること • このビザを申請する際に、すでに親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していない、または保持していないこと
寄与付き親ビザ（サブクラス 173）	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア市民、オーストラリア永住権保持者、またはニュージーランド市民である適格な子供がスポンサーであること • バランスオブファミリーテスト⁸³⁷を満たすこと • ビザの条件を満たし、オーストラリアの法律に従っていること • このビザを申請する際に、すでに親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していないこと、または保持していないこと

⁸³⁷ バランスオブファミリーテストは、親ビザ申請者の家族とオーストラリアとのつながりを測定するテストである。このテストは、親とオーストラリアにいる子供や継子とのつながりの程度を判断し、オーストラリアと密接な関係にある人だけが親ビザを取得できるようにするものである。
<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/contributory-aged-parent-864/balance-of-family-test>

<p>寄与付き親ビザ (サブクラス 143)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア市民、永住権保持者、またはニュージーランド市民で、定住している適格な子供がいること（ただし、リタイアメント・パスウェイ⁸³⁸に申請する場合を除く リタイアメント・パスウェイを申請する場合、またはサブクラス 173 ビザを保持する場合を除き、バランスオブファミリーテストに適合していること リタイアメント・パスウェイを申請している場合を除き、サポート保証があること このビザを申請する際に、すでに親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していない、または保持していないこと
<p>扶養家族ビザ（サブクラス 445）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ビザを保有する親の扶養家族であること 推薦者またはビザを保有する親のスポンサーがいること
<p>ニュージーランド国籍の家族関係（一時的）ビザ（サブクラス 461）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 応募時にニュージーランド国籍でないこと 特定の適格基準を満たすこと
<p>孤児親族ビザ（サブクラス 117）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満で独身、親がいないこと オーストラリア市民、ニュージーランド市民、またはオーストラリア永住権保持者の親族がいる 申請時および政府決定時にはオーストラリア国外にいること
<p>孤児親族ビザ（サブクラス 837）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満で独身、親がいないこと オーストラリア市民、ニュージーランド市民、またはオーストラリア永住権保持者の親族がいる 申請時および政府決定時に、オーストラリアに滞在しているが、入国審査権がないこと
<p>親ビザ（サブクラス 103）</p>	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア市民、オーストラリア永住権保持者、またはニュージーランド市民として定住している適格な子供を持つこと 適用される全てのビザ条件を満たし、オーストラリアの法律に従っていること

⁸³⁸ オーストラリア政府は、資格のある退職者のために永住権取得への道を提供している。有資格者となるのは、2018年5月8日に、以下の条件を満たす者である。

- リタイアメントビザ（サブクラス 410）または投資リタイアメント（サブクラス 405）ビザを所持していた者
- 最後の実質的なビザがリタイアメントビザ（サブクラス 410）または投資リタイアメント（サブクラス 405）ビザであった場合

	<ul style="list-style-type: none"> このビザを申請する際に、既に親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）を申請していないこと、または保持していないこと
パートナー（暫定および移民）ビザ（サブクラス 309 100）	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件に該当する配偶者または事実上のパートナーと交際をしている者であること <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア国民 オーストラリア永住権保持者 適格なニュージーランド国民
パートナービザ（サブクラス 820 801）	
婚約者ビザ（サブクラス 300）	<ul style="list-style-type: none"> 18 歳以上であること オーストラリア市民、永住権保持者、または資格を有するニュージーランド市民をスポンサーとすること 在留期間内に結婚する予定があること
残留親族ビザ（サブクラス 115）	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア市民または永住権保持者、またはニュージーランド市民で適格なスポンサーを持つ者の親族であること
残留親族ビザ（サブクラス 835）	<ul style="list-style-type: none"> 申請時および申請決定時にオーストラリアに滞在していること オーストラリア市民または永住権保持者、またはニュージーランド市民で適格なスポンサーを持つ者の親族であること
親呼び寄せ一時滞在ビザ（サブクラス 870）	<ul style="list-style-type: none"> このビザを申請する前に、承認されたペアレントスポンサーが必要 スポンサーシップの承認後 6 か月以内、またはオーストラリアでの申請許可を得た場合は 60 日以内にビザを申請すること

（資料）内務省ビザリスト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing>）より弊法人作成。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度（受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。）等の有無及び詳細

① 労働市場テスト⁸³⁹

ビザの種類によっては、雇用主がオーストラリア政府に対して、その職務に適したオーストラリア人労働者を見つけることができないことを示さなければならないものもある。これらのビザにおいて、雇用主が海外の労働者を指名する場合、現地の労働市場をテストする必要がある。労働市場テストには、一般的にオーストラリア国内でその職種の広告を

⁸³⁹ Department of Home Affairs, “Nominating a position”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/employing-and-sponsoring-someone/sponsoring-workers/nominating-a-position/labour-market-testing>（2022年8月5日閲覧）

出すことが含まれる。労働市場テストの実施方法や実施時期、必要な証明書類は、どの受け入れストリームで労働者を指名するかによって異なる。

大半の申請において、スポンサーは、特定の職種ごとに、資格と経験のあるオーストラリア人を採用するために2回労働市場テストを試みた証拠を提出する必要がある。これらの試みは、ノミネーション申請前の過去12か月間に行われたものである必要がある。

図表 6-20 労働市場テストの方法と証拠例

テストに活用する方法	証拠
グローバルな雇用プラットフォーム（例：LinkedIn Jobs）を含む人材募集サイト	求人広告のコピー
	人材紹介のサブスクリプションサービスの請求書
	求人広告のデータ指標
事業者自身のウェブサイト	求人広告のコピー
ヘッドハンティングサービス	人材紹介サービスの料金または請求書
	実施した調査の概要
	企業とエグゼクティブサーチ会社の契約
ネットワークまたは紹介により、海外からグローバルに活躍する人材を発掘する場合	その分野の業界リーダー/専門家による、特定の個人が海外で唯一の人物、またはごく少数の人物であり、オーストラリア人労働者がいない理由を説明した書面による紹介または推薦

（資料）内務省 移民局 (<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/employing-and-sponsoring-someone/sponsoring-workers/nominating-a-position/labor-market-testing>) より弊法人作成。

ただし、以下のように、オーストラリアの国際貿易協定に該当する場合は、労働市場テストは必要ない。

- 指名される労働者が、中国、日本、メキシコ、タイ、ベトナムの市民・国民、またはカナダ、チリ、韓国、ニュージーランド、シンガポールの市民・国民・永住権保持者であること。

- 指名される労働者が、雇用主の事業の関連団体である事業の現在の従業員で、関連団体が東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国（ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、カナダ、チリ、中国、日本、メキシコ、韓国、ニュージーランドのいずれかに存在する場合。
- 指名される労働者が雇用主の事業の関連団体の現在の従業員であり、その関連団体が世界貿易機関（WTO）加盟国で事業を行っており、指名される職業が ITO の目的であるエグゼクティブまたはシニアマネージャーの職業であり、指名される者がオーストラリアでの自社事業の全体または相当部分に責任を持つこと。
- 雇用者の事業が現在 WTO 加盟国または地域で運営されており、オーストラリアでの事業立ち上げを希望しており、ITO の目的上、推薦される職業がエグゼクティブまたはシニアマネージャーの職業であること。
- 指名される労働者は、WTO 加盟国・地域の市民または適格な永住者であり、過去 2 年間、オーストラリアで指名された職種で雇用主のためにフルタイムで働いていたこと。

② 受入人数枠⁸⁴⁰

2022-23 年移民プログラムは、以下の構成で 16 万人の定員を計画している。受け入れ人数枠の策定については、6.2.3 政府内関係機関間の連携と 6.2.4 政府・他機関間の連携で後述する通り、内務省移民計画・政策機構局（Immigration Planning and Policy Framework Branch）を中心に複数の政府・非政府組織が関与している。

- 就労・技能（109,900 人）：このプログラムは、経済の生産能力を向上させ、オーストラリアの地方を含む労働市場における技能の不足を補うことを目的としている。
- 家族・パートナー（50,000 人）：オーストラリア人が海外にいる家族と再会し、市民権を取得できるようにするためのパートナービザが主な対象。
 - a) 2022-23 年からは、家族の再統合を促進するために、パートナービザは需要に応じて付与されるようになる。これにより、多くの申請者にとって、パートナービザのパイプラインと処理時間が短縮される。
 - b) 2022-23 年のパートナービザは、計画上 40,500 人と見積もられているが、この見積もりには上限がないことに留意する必要がある。
 - c) 2022-23 年の期間において、3,000 人の子供ビザを推定している。
- 特別な資格（Special Eligibility）（定員 100 名）：このストリームは、海外からオーストラリアに戻る永住者を含む、特別な状況にある人のためのビザを扱う。

移民・市民権・移住サービス・多文化問題担当大臣は、経済状況の変化に対応するため、継続的にスキルストリームビザカテゴリー間の定員を再配分することができる。2021-22 年と 2022-23 年の連邦予算の一部として発表された移民プログラムの計画水準は以下の通

⁸⁴⁰ Department of Home Affairs, "Visa Category Budget allocates for Visa streams", <https://immi.homeaffairs.gov.au/what-we-do/migration-program-planning-levels>, (2022 年 9 月 26 日閲覧)。

りである。

図表 6-21 ビザカテゴリーの定員配分

ビザの受け入れスト リーム	ビザの種類	2021-22	2022-23
就労・技能	雇用主推薦型ビザ（サブクラス 482、186、494、407）	22,000	30,000
	技能独立ビザ（サブクラス 189）	6,500	16,652
	地域ビザ（サブクラス 491、494、191）	11,200	25,000
	州/地域推薦ビザ（サブクラス 190、491）	11,200	20,000
	起業家投資家ビザ（サブクラス 888、188）	13,500	9,500
	グローバルタレントビザ（サブクラス 858）	15,000	8,448
	卓越技能	200	300
就労・技能合計		79,600	109,900
家族・パートナー	パートナー（サブクラス 309、100、820、801） ※需要に応じて見積もり、上限なし	72,300	40,500
	親（サブクラス 884、864、173、143、103）	4,500	6,000
	子供（101、802） ※需要に応じて見積もり、上限なし	3,000	3,000
	その他の家族	500	500
家族・パートナー合計		77,300**	50,000
特別参加資格		100	100
合計		160,000	160,000

（資料）内務省移民計画（<https://immi.homeaffairs.gov.au/what-we-do/migration-program-planning-levels>）より弊法人作成。

図表 6-22 州・準州の指名ビザの割り当て（2022-23年）

状態	技能州推薦型ビザ （サブクラス 190）	技能労働地方（一時 滞在）（サブクラス 491）	事業革新および投資 （サブクラス 888、 188）
オーストラリ	800	1,920	10

ア首都特別地 域			
ニューサウス ウェールズ州	7,160	4,870	260
北部準州	600	840	15
クイーンズラ ンド州	3,000	1,200	235
南オーストラ リア州	2,700	3,180	70
タスマニア州	2,000	1,350	10
ビクトリア州	9,000	2,400	170
西オーストラ リア州	5,350	2,790	40
合計	30,610	18,550	810

(資料) 内務省移民計画 (<https://immi.homeaffairs.gov.au/what-we-do/migration-program-planning-levels>) より弊法人作成。

③ 転職の制限⁸⁴¹

オーストラリアの就労ビザの多くは、雇用主の変更に制限がなく、他のオーストラリア国民と同様に変更することができる。これには、ワーキングホリデービザや技能独立ビザが含まれる。オーストラリアの就労ビザで、外国人従業員がビザの一部として雇用主からスポンサーシップを受けている場合、従業員は転職することができるが、最初のスポンサーシップと同じ職業であれば、そのスポンサーシップは新しい雇用主に引き継ぐ必要がある。

新しい雇用主は、内務省にノミネーションを提出し、スタンダード・ビジネス・スポンサーになる必要がある（またはスポンサーになるための申請をする必要がある）。ノミネーションとスポンサーシップが承認されるまで、新しい雇用主のもとで働き始めることはできない。このプロセスは最低でも1か月を要するため、外国人労働者はこの期間を雇用計画に組み込む必要がある。また、別のビザを申請することも可能となっている。

④ 外国人の滞在状況の管理・報告制度

【VEVO⁸⁴² - オンラインビザ申請資格確認 (Visa Entitlement Verification Online)】

ビザ保有者、雇用主、教育機関、その他の組織がビザの詳細と条件を確認することができる。VEVOは、現在有効なビザに関連する以下の情報を提供している。

- ビザの種類

⁸⁴¹ Michael Page, “A guide to switching jobs when on an Australian work visa”, <https://www.michaelpage.com.au/advice/career-advice/guide-switching-jobs-when-australian-work-visa> (2022年8月19日閲覧)

⁸⁴² Department of Home Affairs, “Check visa details and conditions”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/already-have-a-visa/check-visa-details-and-conditions/check-conditions-online> (2022年8月6日閲覧)

- ビザの有効期限
- 在留期間
- ビザ取得者が許可されていること

VEVOでは、「有効期限内」のビザに関する詳細な情報は提供できない。例えば、個人がブリッジング・ビザ⁸⁴³を保持しているが、実質的なビザがまだ有効期限内である場合などである。また、政府機関に登録されている個人に関する情報のみ提供することができる。1990年以前にオーストラリアに移住し、その後オーストラリアから出国していない場合、検索可能な記録がない可能性がある。また、その場合、電子ビザ記録を申請する必要がある場合がある。

(3) 永住・帰化の可否及び基準(永住許可を得るために必要な在位留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。)⁸⁴⁴

① 永住権

外国人は、オーストラリアに無期限で滞在できる永住ビザを申請し、許可されることでオーストラリアの永住者になることができる。内務省が発行する永住ビザには様々な種類があり、これらすべてのビザの種類とそれぞれの資格基準については、6.1.4 受け入れる外国人のカテゴリーと 6.1.5 外国人受入れに係る基準等に記載している。

② 帰化

オーストラリア国籍を取得する方法は、年齢、家族関係、申請者の出生国などによって様々である。必要な資格要件を満たした人は、授与、世襲、養子縁組のいずれかの方法で市民権を申請することができる。

オーストラリア国籍取得の対象となるのは以下の通り。

- 永住権保持者またはニュージーランド国民
- 60歳以上の人
- 親がオーストラリア市民である海外生まれの人
- 15歳以下の子供が単独で申請する場合
- 元オーストラリア国民の間に生まれた人
- オーストラリア国民がハーグ養子縁組条約/二国間協定に基づき養子となった子供
- 1975年の独立前にパプアニューギニアで生まれた人
- オーストラリアで出生した無国籍者

上記の対象者がオーストラリア国籍を取得するための最も重要な一般的要件として、以

⁸⁴³ 現在保持のビザ有効期限内にオーストラリアで新たなビザを申請、現在保持のビザ有効期限内に新しいビザの結果が出ない場合、新しいビザの結果が出るまでの間のビザのこと。

⁸⁴⁴ Department of Home Affairs, "Permanent Residence", <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/permanent-resident/overview>, (2022年9月26日閲覧) ; Department of Home Affairs, "Become an Australian Citizen", <https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/become-a-citizen>, (2022年9月26日閲覧) ; Department of Home Affairs, "Residence Calculator", <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/tools/residence-calculator>, (2022年9月26日閲覧) .

下のような要件がある。

- 申請者は有効な永住許可証の所有者であること
- 応募者は、警察によるチェックを受けていること
- 善良な人格者であること
- オーストラリアに過去 4 年間以上、継続して合法的に居住していること（その 4 年間のうち少なくとも 12 か月は永住者である必要がある）
- 過去 1 年間にオーストラリアに 90 日以上滞在していない期間がないこと
- 申請者は、市民権テスト⁸⁴⁵を受けて 75%以上のスコアを獲得し、オーストラリアの価値観に関する 5 つの質問全てに正しく答えることで、知識要件を満たす必要がある
- 申請者はオーストラリアに長期滞在する意思があり、海外滞在中もオーストラリアと密接かつ継続的な関係を維持することを証明する必要がある

内務省では、オーストラリア市民権申請時にオーストラリアに居住していた日数を推定するのに役立つ居住地計算機（Residence Calculator）と呼ばれるオンラインツールを提供している。これは、その人が居住資格を満たしているかどうかを確認するのに役立つ。

また、16 歳未満の子供は、永住者であれば居住条件を満たす必要がなく、両親の申請に含めることができる。また、オーストラリア国籍を取得するために、申請者が満たさなければならないカテゴリー別の資格条件がある。

③ 永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続⁸⁴⁶

永住ビザを取得した場合、通常 5 年間の旅行が許可される。これは、ビザが有効である限り、永住権が与えられた日から 5 年間、何度でもオーストラリアを出国・再入国できることを意味する。5 年を過ぎた場合には、永住者としてオーストラリアに再入国するか、オーストラリアの市民権を獲得し、オーストラリアの市民として旅行するか選択する必要がある。

永住ビザの渡航期限が切れている時に一時的なビザでオーストラリアに入国した場合、永住に不利な影響を与える可能性がある。上記のいずれにも該当せず、永住者としてオーストラリアに戻ることを希望する場合は、元居住者ビザ、家族ビザ、技能ビザなどの永住ビザを再度申請しなければならない場合がある。申請者は VEVO を通して、永住ビザにおける旅行する権利の失効日を確認することができる。

(4) 永住資格を喪失する要件（一定の事由の発生により自動的に喪失する要件であるか、入国

⁸⁴⁵ 2007 年より移民の市民権取得（選挙権等が認められる）のため、市民権テストが導入された。市民権テストは、永住権を得てから 4 年間滞在している移民が対象であり、英語力やオーストラリアの歴史、社会や基本的価値を有しているかどうかを試験や面接を通して確認する。

労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.156

⁸⁴⁶ Department of Home Affairs - Immigration official, "Overseas travel as a PR", <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/permanent-resident/overseas-travel#content-index-2>, (2022 年 7 月 29 日閲覧)。

管理当局の調査・処分により当局側が喪失させるものであるか⁸⁴⁷

永住ビザ取得者は、以下のような理由により、ビザを失う可能性がある。

- 法的規範に反する犯罪行為
- 公共の利益を害する行為
- 不正な手段で入国すること
- 永住ビザ申請時に虚偽の情報を提供した場合
- 永住ビザ申請時に虚偽の書類を提出した場合
- オーストラリア政府の規則に違反した場合
- 経営する事業が、法律や企業倫理に反することに関与している場合
- ビザの条件に違反した場合
- 12 か月を超える懲役刑
- ビザの主申請者のビザが取り消された場合（主申請者の家族のビザが取り消される）

永住ビザ保持者（およびニュージーランドからの特別ビザ保持者）が犯罪を起こし、12 か月以上の懲役刑を言い渡された場合、10 年ルールが適用される。このルールは、罪を犯す前に少なくとも 10 年間オーストラリアに合法的に居住していた場合、強制送還されるのを防ぐものである。この規則は、10 年間居住した非移民はオーストラリア社会の一員となり、たとえ重い罪を犯したとしても、それが認められるべきであるという前提に立っている。

⁸⁴⁷ Australian Citizen test, “Losing Australian PR”, <https://www.australiancitizentest.com/can-you-lose-australian-permanent-residency>, (2022 年 8 月 5 日閲覧) ; Parliament of Australia official , “House of Representatives- Criminal Deportation- Ten-year Rule”, https://www.aph.gov.au/parliamentary_business/committees/house_of_representatives_committees?url=mig/report/criminal_deportation/chapter4.pdf, (2022 年 8 月 5 日閲覧) .

6.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

6.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

(1) 2022-2023 年移民プログラムの策定プロセス⁸⁴⁸

オーストラリアの移民プログラムは、オーストラリアの経済、人口統計、労働市場のニーズを満たすために、技能移民に重点を置いて設計されている。2022-23 年の移民プログラムは、オーストラリアの経済回復を後押しし、パンデミック後の環境におけるポジティブな社会的結束の成果を促進することを目指しており、経済、社会、人口動態の目標と優先順位のバランスをとることを前提に策定された。

2022-2023 年の移民プログラムは、以下の手順で作成されている。

- オーストラリア政府は、年次予算プロセスの一環として計画策定し、これらのプログラムで発行するビザの定員数を決定している。2022-23 年のプログラム年度は、2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までとなる。
- 2022-23 年移民プログラム策定のため、内務省は 2021 年 11 月から 12 月にかけて、州・準州政府代表、学术界、労働組合、産業関係者やコミュニティ組織と広く協議を実施した。また、内務省では、ディスカッションペーパーとパブリックコメントの呼びかけをウェブページで公開した。
- 政府は、オーストラリア政府の人口声明⁸⁴⁹や 2021 年世代間報告書に示された傾向に留意しつつ、2022-23 年移民プログラムの規模および構成に関する意見等、オーストラリアの永住権取得の必要性に関する意見を募った。寄せられた意見は、短期的には COVID-19 の影響からのオーストラリアの回復を支援し、2030 年およびそれ以降のオーストラリアの将来を支援するために、オーストラリアの移民プログラムの設定に反映された。

(2) 当該計画等の実施状況を検証するための K P I の設定の有無及び評価手法

移民プログラムの評価は、プログラムで設定された定員上限数を超えていないか、優先技能移民職業リスト（The Priority Skilled Migration Occupation List, PMSOL）や大臣指示の実施などを反映し各年を通して政府が定めた優先順位に沿った受け入れが実施されているか、などの観点で評価される。また、ビザの種類ごとの発給数、申請数等についても内務省のアンニュアルレポートにて公表している⁸⁵⁰。

⁸⁴⁸ Department of Home Affairs – Immigration official, “Migration Program FAQ”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/programs-subsite/files/faq-2022-23-migration-program.pdf>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) ; Department of Home Affairs Consultations, “Migration Planning 2022-23”, <https://www.homeaffairs.gov.au/help-and-support/how-to-engage-us/consultations/australias-22-23-migration-program>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) ; Department of Home Affairs, “Planning Australias 2022-23 Migration Program”, <https://www.homeaffairs.gov.au/how-to-engage-us-subsite/files/planning-australias-2022-23-migration-program.pdf>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) .

⁸⁴⁹ 2021 年に発表された人口声明では、COVID-19 によるパンデミックがオーストラリアの人口に与える初期の影響について詳述し、今後 10 年間の影響を予測している。

⁸⁵⁰ Department of Home Affairs, 2021-2022 Annual Report, <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/home-affairs-annual-report-2021-22.pdf>, pp.98-100, 2022 年 11 月 18 日閲覧

6.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

(1) 関係行政機関による会議

① 移民に関する合同常任委員会（The Joint Standing Committee on Migration）⁸⁵¹

移民に関する合同常任委員会は、下院が管理する 10 の合同委員会の一つであり、2022 年 7 月 26 日に下院、7 月 27 日に上院で可決された任命決議により設置された。

移民に関する合同常任委員会は、以下の事項を調査し、報告するために任命される。

- 1958 年移民法の下で策定された、または策定される予定の規制
- 1958 年移民法および関連法のすべての改正案
- 大臣または国会の両院から付託された、移民に関するその他の事項

委員会の構成は、政府代表が指名する下院議員 3 名、野党代表または少数派・無所属議員が指名する下院議員 3 名、上院の政府代表が指名する上院議員 2 名、上院の野党代表が指名する上院議員 1 名、少数派・無所属議員が指名する上院議員 1 名の計 10 名である。

2021 年 2 月、移民・市民権・移民サービス・多文化問題担当大臣は、移民に関する合同常任委員会に対し、オーストラリアの技能移住プログラムについて調査・報告するよう要請した。同委員会は 2021 年 8 月 9 日に最終報告書を発表し、技能職リストの改訂と統合、一時滞在から永住への明確な経路の設定、地域ビザに対する新型コロナウイルス特別措置の拡大、労働市場テストとスキリング・オーストラリア基金の徴収要件の合理化など、技能移民制度の合理化を勧告した。

(2) 有識者による審議会等

オーストラリアでは、移民や外国人労働者に関連する様々な事柄について専門知識を提供するために、様々な審議会や委員会が設置されている。これらの審議会の役割については、以下のとおりである。

① 移民アドバイス産業アドバイザリーグループ（Migration Advice Industry Advisory Group）⁸⁵²

税関・地域安全・多文化問題担当大臣補佐官は、2020 年 10 月に移民アドバイス産業アドバイザリーグループを設立した。同アドバイザリーグループは、移民アドバイス産業に関連する事項（業界を管理する法的枠組みの潜在的な改革を含む）について、オーストラ

⁸⁵¹ Parliament of Australia official, "Role of joint committee", https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/Role_of_the_Committee, (2022 年 8 月 6 日閲覧) ; Department of Home Affairs, "Planning Australia's 2022-23 Migration Program", <https://www.homeaffairs.gov.au/how-to-engage-us-subsite/files/planning-australias-2022-23-migration-program.pdf> (2022 年 8 月 6 日閲覧) ; Parliament of Australia official, "Joint committee resolution", https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/Resolution (2022 年 8 月 6 日閲覧)

⁸⁵² Department of Home Affairs official, "Migration Advice Industry Advisory Group", <https://www.homeaffairs.gov.au/help-and-support/how-to-engage-us/committees-and-fora/migration-advice-industry-advisory-group>, (2022 年 8 月 6 日閲覧) .

リア政府に専門的な助言を提供している。これには以下が含まれる。

- 1958年移民法、1998年移住エージェント規則および関連文書を含む、内務省によって行われている移住エージェント関連文書見直しの支援
- 資格基準、専門的基準の改善、不正行為や違法行為への対処を含む、移民アドバイス産業界の発展に関する助言の提供
- 産業界との関わりに関する政府の戦略の形成
- その他、業界の効率的な機能と将来の成長に関連するあらゆる事柄について、公正かつ率直なアドバイスの提供

アドバイザーグループの会議は、政務次官（Assistant Ministers）の要請により、テレビ会議を通じて行われる。メンバーには業務や会議への出席に対する報酬はなく、旅費が発生する場合には自己負担となる。このグループには、産業界、学界、地域社会、政府部門から幅広い代表者が参加している。

② 技能移住に関する閣僚諮問委員会（Ministerial Advisory Council on Skilled Migration, MACSM）⁸⁵³

MACSMは、産業界、労働組合、州・準州政府代表、および移民・市民権・移住サービス・多文化問題担当大臣が指名するその他のメンバーからなる三者構成組織であり、内務省が事務局をサポートしている。MACSMは、オーストラリアの一時的および永続的な技能移住プログラムおよび関連事項に関して大臣に助言を行う。MACSMが行う助言は以下の内容を含む。

- 地方を含むオーストラリア経済への技能移住の貢献と、優秀な人材の誘致を最適化するための政策設定
- オーストラリアの一時的および永続的な技能移住プログラムの規模および構成
- 国内の労働力および国内の訓練・教育プログラムでは対応できない労働市場のスキル不足
- スキルのある労働者の欠員を補うためにビザプログラムの活用を検討するオーストラリア企業に関する規制緩和とコストの削減
- オーストラリア人労働者が労働市場において優先的に扱われるようにするための政策
- 技能移住とビジネス移住における州・準州政府の役割
- 移住プログラムの意図に反した行為を内務省が検知・防止するための規制権限の妥当性
- オーストラリアの移民プログラムが COVID-19 後のオーストラリアの安全保障、繁栄、経済回復に確実に貢献するための戦略

③ 一時的移住に関する特別委員会（Senate Select Committee on Temporary Migration）

⁸⁵³ Department of Home Affairs official, “Ministerial Advisory Council on Skilled Migration”, <https://www.homeaffairs.gov.au/help-and-support/how-to-engage-us/committees-and-fora/ministerial-advisory-council-on-skilled-migration>, (2022年8月7日閲覧)。

2019年、上院は一時移民に関する特別委員会(Senate Select Committee on Temporary Migration)を設立し、下記を含む、一時移民がオーストラリア経済、賃金と雇用、社会的結束、職場の権利と条件に与える影響について調査し、報告することを決議した。

- 政府の政策設定(オーストラリア人の雇用の見通しや社会的結束への影響を含む)
- 一時的な熟練・非熟練移民がオーストラリアの労働市場に与える影響
- 一時的な移住がもたらす問題への政策的対応
- 永住権取得がオーストラリア経済、オーストラリア人労働者、社会的結束にとってより良い長期的利益をもたらすかどうか
- 賃金窃盗、職場の権利と条件の違反、現代の奴隷制度、人身売買が一時的移民に与える影響
- その他、関連する事項

(3) パブリックコメント制度の活用の有無⁸⁵⁵

6.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針で前述した通り、移民プログラム策定の際には、計画プロセスの一環として一般からの意見提出を募り、プログラムの策定に反映している。

また、内務省では、ビジネス機会の認識を高め、内務省のサービスの質をさらに高めるために、オンラインのフィードバックフォームまたは内務省への郵送を通じて、フィードバックを募っている。これらのフィードバックは、政府の政策、プロセス、システムの改善・改良に役立てられる。肯定的なフィードバックは、政府がサービスやパフォーマンスに関するコミュニティの基準を満たし、またはそれを上回っていることを部門が認識するのに役立つ。

(4) 州特定・地方圏移住制度(State Specific and Regional Migration (SSRM) scheme)

近年、都市部の人口が急増したことにより、都市部のインフラ不足が生じている。具体的には、深刻な交通渋滞や住宅の不足、環境汚染の進行等が懸念されており、結果として、都市部における不動産価格の大幅な上昇を招いたとされている⁸⁵⁶。

こういった状況に対し、1995年以降、政府は州特定・地方圏移住制度(State Specific and Regional Migration, SSRM)を導入し、地方への移住を奨励してきた。この制度の下で、特定の州や地方圏における雇用・居住(歴)を優遇または必須にした複数のビザが提

⁸⁵⁴ Commonwealth of Australia, 2021, "Select committee on temporary migration", (2022年8月7日閲覧)。

⁸⁵⁵ Department of Home Affairs Consultations, "Migration Planning 2022-23", <https://www.homeaffairs.gov.au/help-and-support/how-to-engage-us/consultations/australias-22-23-migration-program>, (2022年9月26日閲覧); Department of Home Affairs, "Feedback platform- Department of Home Affairs", <https://www.homeaffairs.gov.au/help-and-support/departmental-forms/online-forms/complaints-compliments-and-suggestions>, (2022年9月26日閲覧)。

⁸⁵⁶ 翁百合、2019、「第6章 オーストラリアの移民政策の現状と評価—注意深い開国政策による人口増加で成長を実現—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71, p.106

供されてきた。具体的には、指定された地域に一定の期間定住することで、ポイントテストでの加算や他のビザよりも広範な職種リスト、ビザ発給期間の短縮等の利点があげられる。SSRMの対象地域は、種別によって異なるが、地方圏を対象としたビザでは基本的に三大都市（シドニー、メルボルン、ブリスベン）以外の地域となっている⁸⁵⁷。

しかし、本制度の対象となる移民の人数が少ないことに加えて、永住権取得後に地方で2年間過ごすことが定められているにもかかわらず、地方で過ごすことなく離職している等の問題があった。さらに、多くの移民が永住権のビザ要件が満たされると同時に大都市に移動しており、移民の地方定住は依然として課題となっている⁸⁵⁸。

これらの問題に対処するため、モリソン保守連合政権は2019年3月、永住移民（技能、家族ビザ等）の年度当たりの上限を19万から16万に削減するとともに、6.1.4受け入れる外国人のカテゴリーで前述した地方における2つの一時滞在ビザ（技能労働地方（一時滞在）ビザ、技能雇用主推薦型地方（一時滞在）ビザ）を新たに設置し、2019年11月より運用を開始した。その後、同年第1四半期に地方ビザ全体の付与数が前例にないほど増加したことを受け、10月に発給数上限を23,000件から25,000件まで増加させた⁸⁵⁹。

(5) 外国政府との協議や二国間協定の活用の可否⁸⁶⁰

オーストラリア政府は、オーストラリアへの移民および地元市民の出入りを円滑にするため、さまざまな国と複数の協定を結んでいる。主なものを以下に紹介する。

① タスマン海峡旅行協定（Trans-Tasman Travel Arrangement）

1973年にニュージーランドとの間で締結されたタスマン海峡旅行協定に基づき、ニュージーランド国民は、原則としてオーストラリアで自由に滞在・就労することが認められている⁸⁶¹。

② EUとオーストラリアの二国間ビザ免除協定

EU加盟国のうち12か国がオーストラリアと二国間ビザ免除協定を結んでいる。例えばドイツに関しては、EUのビザ自由化政策と本ビザ免除協定の下で、オーストラリア国民は、シェンゲン領域内であれば3か月、その後ドイツにのみ3か月滞在することができる⁸⁶²。

⁸⁵⁷ 花岡和聖、2019、「近年のオーストラリアにおける新規流入移民の居住地分布」 pp.85-86

⁸⁵⁸ The Treasury / Department of Home Affairs, 2018, "SHAPING A NATION: Population growth and immigration over time", p.47

⁸⁵⁹ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、pp.155-156

⁸⁶⁰ Parliament of Australia, "Agreement between US and Australia", https://www.aph.gov.au/-/media/02_Parliamentary_Business/24_Committees/244_Joint_Committees/JSCT/2014/2september2014/Report_145/Chapter4.pdf?la=en&hash=38D378EA9120D074EDE96CE27B93EE100726D824 (2022年8月25日閲覧)

⁸⁶¹ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.140
ニュージーランド国民が入国する際に自動的に付与される特別カテゴリービザ（Special Category visa: SCV）は暫定的であるため、所得支援を含むさまざまな社会保障規定の対象にはならない。これら特典を利用するためには、新たに永住ビザを申請して付与される必要がある。

⁸⁶² ETIAS, "Bilateral agreement between EU and Australia", <https://www.etiasvisa.com/etias->

(6) 仲介・マッチング機能

オーストラリアにおける州立の職業訓練専門学校である TAFE (Technical and Further Education) は、後述する成人英語教育プログラム (Adult Migrant English Program, AMEP) をはじめとする英語コースや職業訓練コースを提供しているが、講座の提供に加えて、受講生と企業のマッチング機能も果たしている。TAFE は地域の産業界や企業と幅広いパートナーシップを構築しており、受講生のキャリアに関する希望を踏まえて、希望する業界で事業を行っているパートナー企業と提携して、受講生に就業経験を提供している。また、TAFE は受講生に対して履歴書や職務経歴書の書き方、面接の受け答えの仕方に関する支援も行っている⁸⁶³。

6.2.3 政府内関係機関間の連携(外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等)

オーストラリアにおける移民に関する政策については、内務省 (Department of Home Affairs) が大きな役割を担っており、受け入れる移民の規模や、移民への教育、通訳サービス、市民権、社会的統合、移民が地域に与える影響等、移民に関する幅広い分野に関する業務を行っている。

内務省移民計画・政策機構局 (Immigration Planning and Policy Framework Branch) では、移民プログラム制度の規模と構成に関して、内閣に提言を行う役割を担っている。内閣は、内務省の提言内容について、費用と収入の面から検討し、賛成または反対を表明し、移民プログラムに関する予算が決定される。内務省が移民プログラムを検討する際には、多角的な観点 (財政、経済、社会、産業) から移民がオーストラリアに与える影響を評価するが、財政的な影響については、財務省が開発した財政影響モデル (The Fiscal Impact of New Australians model, FIONA)⁸⁶⁴を用いて評価している。移民プログラムに関する産業界における評価については、雇用・職場関係省 (Department of Employment and Workforce Relations) が管轄している国家技能委員会 (National Skills Commission) が各業界における人材需要の予測等について情報提供を行っているほか、財務省が管轄している生産性委員会 (Productivity Commission) がミクロ経済政策や規制、その他様々な社会・環境問題に関して助言を行っている。上記に加えて、移民プログラムの規模に応じ、社会福祉省 (Department of Social Services) と連携し、移民に関する福祉制度・サービスに要するコストの算出を行い、移民プログラムに関する提言内容に反映している⁸⁶⁵。

内務省移民英語・言語サービス局 (Migrant English and Language Services Branch) では、後述する成人移民英語教育プログラム (Adult Migrant English Program, AMEP)

news/eu-bilateral-visa-waiver-agreements (2022年8月26日閲覧)

⁸⁶³ TAFW Queensland ヒアリング及び入手資料より

⁸⁶⁴ 本モデルは永住移民が豪州での生涯を通じて与える財政影響を推計したものである。この試算は、連邦政府、州政府、準州政府が負担する、移民に直接起因する税収と政府経費を対象としている。

<https://treasury.gov.au/publication/p2021-220773>

⁸⁶⁵ 内務省移民計画・政策機構局 (Immigration Planning and Policy Framework Branch) ヒアリング及び入手資料より

と翻訳・通訳サービス（Translating and Interpreting service, TIS）を運営している。移民を対象とした教育プログラムとしては、雇用・職場関係省が運営している、就職や高度な教育への参加を目的とした教育・雇用のための技能（Skills for education and employment, SEE）プログラムがある。AMEP と SEE は、以前は一つの部署が担当していた歴史もあり、プログラム間での連携が行われている。また、AMEP と SEE の実施事業者に対して、どちらのプログラムを受講させるべきかを示したガイダンスを作成している⁸⁶⁶。

また、内務省定住プログラム運営局（Settlement Program Operations Branch）は、難民の定住・自立支援のためのプログラムを提供しており、難民の社会参加を支援している⁸⁶⁷。

6.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

上述した通り、内務省移民計画・政策機構局（Immigration Planning and Policy Framework Branch）が移民プログラムに関する提言を作成する際には、多角的な観点（財政、経済、社会、産業）から移民がオーストラリアに与える影響を評価する。

このうち、経済、特に労働市場に関する評価については、オーストラリア移民継続調査（The Continuous Survey of Australia's Migrants , CSAM）⁸⁶⁸の結果をもとに評価を行う。同調査は、オーストラリア国立大学の研究機関である社会研究センター（Social Research Centre）がオーストラリア政府から資金提供を受けて実施しており、対象となる移民に対する調査を通して、労働市場の状況の変化や、移民がどのようにオーストラリアの労働力に統合されたかを調査する。これらの調査結果は内務省のデータ部門に共有され、調査結果の分析を行い、調査報告書を作成している。移民プログラムに関する評価のうち、社会的な評価については、民間組織であるスキャンロン財団研究所の社会的統合に関する移民、人口等の関連事項についての調査結果を反映している⁸⁶⁹。

なお、州・準州の指名ビザの割り当て数を検討する際には、内務省から各州の移民局に対して、各州における次年度移民プログラムに対する要望を聴取し、内務省移民計画・政策機構局がそれらの要望を検討したうえで、内閣へ提出する提言の内容を検討する⁸⁷⁰。

上記に加えて、民間企業や非営利団体などとのパブリック・コンサルテーションの機会を持っており、業界団体や研究機関、組合代表者、地域組織など幅広いステークホルダー

⁸⁶⁶ 内務省移民英語・言語サービス局（Migrant English and Language Services Branch）ヒアリング及び入手資料より

⁸⁶⁷ 内務省定住プログラム運営局（Settlement Program Operations Branch）ヒアリング及び入手資料より

⁸⁶⁸ Department of Home Affairs, “Continuous Survey of Australia's Migrants”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/research/live/continuous-survey-australia-migrant>, 2022年11月18日閲覧

⁸⁶⁹ 内務省移民計画・政策機構局（Immigration Planning and Policy Framework Branch）ヒアリング及び入手資料より

⁸⁷⁰ 内務省移民計画・政策機構局（Immigration Planning and Policy Framework Branch）ヒアリング及び入手資料より

と協議を行っている⁸⁷¹。

また、オーストラリアでは、移民関連政策について政府に情報提供を行う NGO が数多く存在している。これらの組織は各分野の事業者等の代表機関として機能しており、政府機関はこれらの組織に対して、関連施策の検討・運用に資する調査依頼や、情報提供の依頼を行っている。具体的な組織としては、オーストラリア移民評議会（Migration Council of Australia）やオーストラリア定住評議会（Settlement Council of Australia）、多文化青年アドボカシーネットワーク（Multicultural Youth Advocacy Network）、オーストラリア多様性協議会（Diversity Council of Australia）、オーストラリア難民評議会（Refugee Council of Australia）等がある⁸⁷²。

オーストラリアにおける連邦政府と州政府の関係性については、連邦政府が上記の AMEP を代表とする移民に対する包括的な支援プログラムを提供している一方で、州政府においても、州ごとのニーズに合わせた独自の移民支援プログラムやサービスを提供している。こうした背景により、オーストラリアでは多数の支援プログラムやサービスが提供されているが、連邦政府と州政府の間で十分な連携が行われていないために、連邦政府と州政府で似通った支援プログラムやサービスが提供されているケースがみられる。例えば、内務省は上述の翻訳・通訳サービス（Translating and Interpreting service, TIS）を提供しているが、後述する通りニューサウスウェールズ州においても州独自の通訳サービスを提供している⁸⁷³。

6.2.5 外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）

オーストラリアでは、連邦政府、州・準州政府、地方政府の三者が協力して、移民と新規入国者の定住をサポートするためのサービスを、効果的に計画および提供するための「全国定住フレームワーク（The National Settlement Framework）」がある。同フレームワークにおいては、9つの重点分野（言語サービス、雇用、教育・訓練、住宅、健康・幸福、交通、市民参加、家族と社会的支援、正義）が定められている⁸⁷⁴。

外国人との共生のために講じている施策に関する財源確保について、オーストラリアの税制⁸⁷⁵における目的税としてはメディケア税が存在するものの、共生施策に関連する目的税は本調査においては確認することが出来なかった。また、手数料の徴収について、翻訳・通訳サービス（TIS）や移住手続認定代行業者は手数料を徴収する場合があるものの、AMEP、SEE、NSW 州医療翻訳サービス、Workforce Australia は無料で提供されている。

⁸⁷¹ 内務省移民計画・政策機構局（Immigration Planning and Policy Framework Branch）ヒアリング及び入手資料より

⁸⁷² 内務省定住プログラム運営局（Settlement Program Operations Branch）ヒアリング及び入手資料より

⁸⁷³ 内務省移民英語・言語サービス局（Migrant English and Language Services Branch）ならびに TAFE Queensland ヒアリング及び入手資料より

⁸⁷⁴ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、p.150

⁸⁷⁵ JETRO、「税制」、https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/invest_04.html（2022年12月19日閲覧）

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育⁸⁷⁶

① オーストラリア文化オリエンテーションプログラム (Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program)

オーストラリア文化オリエンテーション (Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program) は、オーストラリアへ入国する前の 5 歳以上の難民・特別人道主義プログラム入国者を対象に 5 日間の期間で提供されている。プログラムは、アフリカ、南アジア、東南アジア、中東の 4 地域で提供されており、その他の地域においても必要に応じて提供されている。また、オリエンテーションプログラムで使用される教材は、英語とその他 9 言語で用意されている。教材の内容は、オーストラリアの概要や現地の住宅、医療等に関する基本的な情報に加えて、受講生がプログラム受講中や自宅でできるアクティビティ (オーストラリアと他の国を様々な観点から比較する、オーストラリアの各施設で得られる情報を書き出す、など) が含まれている⁸⁷⁷。

オーストラリア文化オリエンテーションプログラムには以下の内容が含まれている⁸⁷⁸。

- 税関と入国管理局の手続きを含む、渡航に必要な事項に関するセッション
- オーストラリア到着後の初期サポートについて
- オーストラリアのライフスタイル、社会的、文化的規範の紹介
- 生活能力に関する研修 (宿泊施設、交通機関、銀行、健康、その他日常的な事柄への対処方法)
- 法律と秩序、男女平等、権利と責任に関するオーストラリアの価値観の理解
- 法律で保護されている自由 (宗教、表現、集会、非差別)

プログラムのセッションは参加者の母国語、または資格のある通訳を介して行われる。セッションは講師と参加者の双方向形式で行われ、動画や音声を含む様々な教材が使用されている。教育方法は学習者中心であり、オリエンテーションを受けるグループのプロフィールによって異なる。AUSCO には、統合に関連するトピックを網羅したカリキュラムがあり、大人、読み書きを覚えていない人、若者、子供向けのクラスが開かれている⁸⁷⁹。

プログラムは、内務省が資金を提供し、国際移住機関 (International Organization for Migration, IOM) が委託を受けて実施している。また、社会サービス省は、上記のプログラムに関する小冊子や DVD、地図、ポスター、オーストラリアに関する書籍など、授業で

⁸⁷⁶ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、pp.21-36

⁸⁷⁷ Department of Home Affairs, “Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/ausco/about-the-program> (2022 年 11 月 30 日閲覧)

⁸⁷⁸ International Organization for Migration, “AUSTRALIAN CULTURAL ORIENTATION”, <https://www.iom.int/australian-cultural-orientation> (2022 年 11 月 30 日閲覧)

⁸⁷⁹ Department of Home Affairs, “Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/ausco/about-the-program> (2022 年 11 月 30 日閲覧)

使用する教材や参考文献を提供している⁸⁸⁰。

日本の特定技能外国人を対象とした生活オリエンテーションと比較すると、オリエンテーションで提供する内容について、生活全般や法律等に関する情報提供が行われている点は類似している一方、オリエンテーションの対象者が難民である点や入国前にオリエンテーションが実施されている点、オリエンテーションの実施期間が5日間と比較的長い点などが相違点としてあげられる。

なお、利用者負担の有無について、上述の通り、オーストラリア内務省から資金提供を受けてオリエンテーションプログラムが実施されていることが記載されているが、利用者負担の有無については同プログラムに関する内務省ウェブサイト⁸⁸¹や国際移住機関ウェブサイト⁸⁸²において明確な記載は確認できなかった。また、同プログラム予算額について、内務省アニュアルレポート（2021-2022）⁸⁸³や予算編成に関して内務省から連邦議会に情報提供を行うための内務省予算ポートフォリオ（2022-2023）⁸⁸⁴において、オリエンテーションプログラムの予算額に関する記載は確認できなかった。

② AMEP（Adult Migrant English Program）の概要

AMEPとは内務省移民・市民権局による英語教育プログラムであり、成人移民又は難民・人道支援ビザにて入国した者を対象に、無料の英語教育機会を提供している。同プログラムの目的は、プログラムの受講者が国内での就業、日常生活に必要な技術を習得し、コミュニティへの参加を促すことである⁸⁸⁵。連邦教育省は、同プログラムに対し、年間約2億5千万ドル（232億5千万円）を支出している⁸⁸⁶。

AMEPは受講者の出身国の構成を公表しており、2013年7月から2018年12月までの期間において197か国から267言語を話す生徒がAMEPの授業を受けた⁸⁸⁷。

同プログラムの評価を行うため、2018年には、ソーシャルコンパスという民間の調査期間がAMEPのビジネスモデルに関する外部評価を実施している。この評価では、AMEPのデータセットの分析に加え、AMEPの生徒、教師、サービス提供者、地域社会や専門家

⁸⁸⁰ Department of Home Affairs, “Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/ausco/about-the-program> (2022年11月30日閲覧)

⁸⁸¹ Department of Home Affairs, “Australian Cultural Orientation (AUSCO) Program”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/ausco/overview> (2022年12月19日閲覧)

⁸⁸² International Organization for Migration, “AUSTRALIAN CULTURAL ORIENTATION”, <https://www.iom.int/australian-cultural-orientation> (2022年12月19日閲覧)

⁸⁸³ Department of Home Affairs, “2021-22 Annual Report”, <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/home-affairs-annual-report-2021-22.pdf> (2022年12月19日閲覧)

⁸⁸⁴ Department of Home Affairs, “Portfolio Budget Statements 2022-23”, <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/budgets/2022-23-home-affairs-pbs-full.pdf> (2022年12月19日閲覧)

⁸⁸⁵ Department of Home Affairs, Adult Migrant English Program (AMEP), <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> (2022年8月9日閲覧)

⁸⁸⁶ Budget Initiatives and Explanations of Appropriations Specified by Outcomes and Programs by Entity, Budget 2019-20, https://www.transparency.gov.au/sites/default/files/education_and_training_portfolio_budget_statements_2019-20.pdf, p.56

⁸⁸⁷ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model, p.8

の関係者との協議や、AMEPの利用者を対象としたグループインタビューを実施した。評価の結果として、AMEP参加後、受講生から、英語力の向上、日常生活での自信と自立の増加、社会とのつながりの確立などの良い結果が得られたことが語られた。一方で、すでに高い英語力を持つ受講生については、510時間のAMEPの授業が、機能的な英語力を身につけるために十分であると考える生徒は少数派であった。また、受講生の学習を支える最も大きな要因としては教師の存在があり、その他の重要な要因としては、クラスの環境、保育や交通の便、自分自身のモチベーションやコミットメントがあげられた。一方で、受講生がAMEPへの参加やその学習を行うにあたって、性的役割分担に関する固定概念（女性の家事負担や男性を家族の主要な稼ぎ手とする考え方）が課題となっていることが分かった⁸⁸⁸。

日本では、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するとともに、「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、日本語教育を推進している。その中で、国の役割は、日本語教育推進施策の策定・実施、法制上の措置及び財政上の支援等にとどまり、主体的な日本語教育現場の整備・運営に関しては、地方公共団体、地域国際化協会等に委ねられている。一方で、オーストラリア連邦政府は、AMEPによる教育機会の提供をAMEP提供機関に委託しているものの、英語学習機会の提供に係る費用を負担し、AMEP提供機関の選定、指導、監査等を行い、より主体的に英語学習を支援している⁸⁸⁹。

③ AMEPの提供機関

AMEP提供機関は、各州において競争入札形式で選ばれる。内務省移民英語・言語サービス局（Migrant English and Language Services Branch）は実施事業者と直接契約を結び、プログラムを実施するための資金を提供している。選定に際しては、授業提供価格のみならず、場所、職員の質や経験値等も考慮される⁸⁹⁰。

連邦政府は、州等を更に小さな地域に分け、各地域につき一つのAMEP提供機関にAMEPの授業を委託している。受講希望者は、希望する学習場所や授業時間帯等を踏まえ、AMEP提供機関を選び、直接連絡して受講を開始することが出来る。

オーストラリアでは、TAFE⁸⁹¹、Navitas⁸⁹²、AMES⁸⁹³等の機関が移民等に対して英語学習の機会を提供しており、AMEPはこれらの機関が提供する英語学習機会の一つとして提供されている。

日本国内において無料で授業を受けることができる学習場所は、基本的には地域日本語教室のみである。一方で、オーストラリアでは、上述の通り、州等が出資して運営されている職業訓練校、連邦政府からの委託を受けて教育プログラム等を提供する教育機関等が、AMEPや後述するSEEに基づく無料学習の機会を提供している。また、日本においては、地域日本語教室の授業時間と学習者の参加可能時間帯との齟齬により、参加したくても参

⁸⁸⁸ Department of Home Affairs, “Adult Migrant English Program (AMEP) - Background”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>

⁸⁸⁹ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.40

⁸⁹⁰ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.29

⁸⁹¹ オーストラリアの州・特別地域が出資して運営されている職業訓練校

⁸⁹² 連邦政府からの委託を受けて教育プログラム等を提供する教育機関

⁸⁹³ ビクトリア州発祥の移民を支援する組織

加できない学習者が存在している。AMEP においては、夜間や休日にも授業を提供している機関があり、さらには、後述するボランティアチューターと生徒との調整で都合のよい時間に都合のよい場所で学習できる仕組みが整っている⁸⁹⁴。

④ AMEP の対象者

AMEP の対象者としては、18 歳以上かつ受講開始時に職業レベルの英語能力 (vocational English) を持っていない者を対象⁸⁹⁵とし、高度な英語能力を必要とする一定のビザを取得して入国する者等を対象外としている。連邦政府は職業レベルの英語能力の基準について、図表 6-21 のように定めており、このいずれにも満たない英語力の者が AMEP のもとで英語学習に取り組むことができる。

受講を希望する者は AMEP 提供機関に行き、1 時間程度の英語力チェックを受け、職業レベルの英語力を持っていると判断されれば、受講を断られる。この英語力チェックは、受講にあたってのクラス分けにも利用されている。

18 歳以下の者については、以下の 3 条件を満たす者を対象とし、個々の状況によりケースバイケースで参加の可否が決定される⁸⁹⁶。

- 15 歳から 17 歳の移民、または、15 歳から 17 歳の人道的理由による入国者
- 職業レベルの英語能力 (vocational English) を持っていない
- (特別な支援が不要な人向けの) 主流学校教育を受けていない人

図表 6-23 職業レベルの英語能力 (Vocational English) を有する者の基準

テスト名	スコア
International English Language Testing System (IELTS Academic or General Training)	リスニング、リーディング、ライティング及びスピーキングにおいてバンド 5 以上
Test of English as a Foreign Language internet-based Test (TOEFL iBT)	リスニング、リーディングにおいて 4 以上、ライティング、スピーキングにおいて 14 以上
Pearson Test of English Academic (PTE Academic)	リスニング、リーディング、ライティング及びスピーキングにおいて 36 以上
Occupational English Test (OET)	リスニング、リーディング、ライティング及びスピーキングにおいてグレード B 以上
Cambridge C1 Advanced test	リスニング、リーディング、ライティング及びスピーキングにおいて 154 以上

(資料) Department of Home Affairs 職業レベルの英語能力 (vocational English)

⁸⁹⁴ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、pp.40-41

⁸⁹⁵ 近年の変更により、受講者の条件である英語レベルは、「実用的英語能力 (functional English) を備えていない者」から「職業レベルの英語能力 (vocational English) を備えていない者」に緩和された。また、受講開始時期の制限 (オーストラリア到着日又はビザの開始日から 1 年以内に英語の受講を開始しなければならない) も撤廃すると発表された。

⁸⁹⁶ Department of Home Affairs, Adult Migrant English Program (AMEP), <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> (2022 年 8 月 9 日閲覧)

(<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english>) より弊法人作成。

⑤ AMEP の学習内容

AMEP の授業では、英語能力のみならず、オーストラリアの文化、法律、教育システム、医療制度、交通システム等の情報を学習者に提供している。AMEP 提供機関は、就職のための英語クラス（職場で役立つ英語、または、持続的な雇用につながるスキルの強化のための英語を学ぶクラス）と英会話クラス（地域社会で人々と交流し、自立した生活を送るために必要な英会話能力を向上させるクラス）の 2 種類のクラスを提供しており、受講者はいずれかのクラス、または、両クラスを組み合わせ受講する⁸⁹⁷。

英語の理解度が著しく低い生徒に対しては、該当生徒の第 1 言語を話すことが可能なアシスタントとともに指導を行うが、適当なアシスタントが存在しない場合は、自動翻訳機を活用するほか、図表や絵を用いて指導を行う⁸⁹⁸。

AMEP の主な目的は定住支援であるが、就労年代の受講者に対しては、就職のために必要な英語教育を実施するなど、個々のニーズに対応した教育を提供している⁸⁹⁹。

⑥ AMEP の授業形態

AMEP には以下の通り 3 種類の授業形態（通学授業、遠隔授業、ボランティアチューターによる補助）があり、受講者はそれらのうち 1 つもしくは複数の形態を選択して受講することが可能である⁹⁰⁰。

- 通学授業：AMEP 提供機関が提供する学習場所に通学し、授業を受ける。なお、AMEP 提供機関によっては平日の朝から夕方時間帯のみならず、週末や夜間のクラスで授業を受けること可能である。
- 電話やインターネットによる遠隔授業：ビデオ通話や電話を活用し、教師とのマンツーマンの授業を受講したり、オンラインクラスに参加したりすることが可能である。2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、全ての AMEP 提供機関により遠隔授業が提供されることとなった⁹⁰¹。
- ボランティアチューターによる教室外の授業（Volunteer Tutor Scheme (VTS)）：(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組において後述する通り、トレーニングを受けたボランティアチューターによるマンツーマンで英語のサポートが提供されている⁹⁰²。

⁸⁹⁷ Department of Home Affairs, Adult Migrant English Program (AMEP),

<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> (2022 年 8 月 9 日閲覧)

⁸⁹⁸ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.28

⁸⁹⁹ Department of Home Affairs, Adult Migrant English Program (AMEP),

<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> (2022 年 8 月 9 日閲覧)

⁹⁰⁰ Department of Home Affairs, Adult Migrant English Program (AMEP),

<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> (2022 年 8 月 9 日閲覧)

⁹⁰¹ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.29

⁹⁰² Department of Social Services, 2017, Multicultural Access and Equity in Australian Government Services Report.

⑦ AMEP における学習を促進する工夫

連邦政府と AMEP 提供機関は、子育て中の生徒が学習を続けやすいよう、就学前の子供を対象とする無料の託児サービスを提供することが求められている。AMEP 提供機関が既存の託児施設と契約して託児サービスを提供している場合や、独自に託児所を運営している場合がある。AMEP 提供機関の学習場所に通学する生徒の 11.5%が託児サービスを利用し、特に女性やひとり親の方から重宝されている⁹⁰³。

上記に加えて、生徒の個人情報（語学レベル、受講時間数など）は AMEP 共通データベースに登録されており、生徒の引っ越しなどに伴い AMEP 提供機関を変更する必要がある場合であっても引継ぎができる仕組みが整っている⁹⁰⁴。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

① サービス・オーストラリア（Services Australia）

サービス・オーストラリアは、オーストラリアの行政機関であり、サービス提供政策の策定や、社会、医療、その他の支払いやサービスへのアクセスを提供している⁹⁰⁵。サービス・オーストラリアはウェブサイト上において、オーストラリアで生活する移民、難民、難民申請者を対象としたページを設けている。サービス・オーストラリアがオーストラリアへの渡航前や渡航、難民を対象とした情報を記載しているのに対し、日本の外国人生活支援ポータルサイトでは、主に日本での生活・就労に関する情報提供を行っている。また、日本の外国人生活支援ポータルサイトは 15 の言語で「生活・就労ガイドブック」の情報を提供しているが、サービス・オーストラリアでは英語を含む 82 の言語で情報提供が行われている。サービス・オーストラリアでは、以下の内容について情報を掲載している⁹⁰⁶。

- オーストラリアへの訪問
 - コロナウイルス（COVID-19）渡航関連のアドバイス
 - 渡航前の注意点
 - オーストラリアでの就労や就学における注意点
 - 渡航時の健康管理
- 移住
 - 多言語でのサービス・オーストラリア上の情報提供
 - 状況に応じた金銭的な支援
 - 就労に役立つツールや情報
 - 医療機関の受診方法
 - 英語の学習方法
 - オーストラリア国籍の取得方法

⁹⁰³ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model, p.75

⁹⁰⁴ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.30

⁹⁰⁵ Department of Health and Aged Care, “Services Australia”, <https://www.health.gov.au/contacts/services-australia> (2022年12月8日閲覧)

⁹⁰⁶ Services Australia, “Moving to Australia”, <https://www.servicesaustralia.gov.au/moving-to-australia> (2022年12月8日閲覧)

- 難民と難民申請者
 - 難民、人道的入国者、難民申請者を対象とした支援

② 外国人向けの相談体制

外国人向けの相談体制について、日本においては、入国手続や在留手続等に関する各種の問合せに応じるための外国人在留総合インフォメーションセンターや、地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が日本で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続や生活に関する相談及び情報提供を行うためのワンストップ型相談センター、外国人在留支援センター（FRESC）など、困難を抱えた外国人を対象とした一元的な相談窓口がある。一方、オーストラリアにおいては、外国人が生活の中で直面する困難に対して、それぞれの問題に応じた相談窓口が設置されており、各相談窓口については「オーストラリアで生活を始める（Beginning a Life in Australia）」の中で紹介されている。こうした相談窓口で相談する際に英語でのコミュニケーションが難しい場合は TIS National（翻訳・通訳サービス）に電話し、オペレーターに希望する言語を伝えることで通訳者が手配される。そして、通訳者に相談先の組織を伝えることで、電話で通訳サービスを受けることができる。「オーストラリアで生活を始める（Beginning a Life in Australia）」では、以下の項目に関連する電話相談窓口が紹介されている⁹⁰⁷。

- 医療・健康
 - 精神的な苦痛へのカウンセリング
 - 自殺防止サービス
 - ファミリーカウンセリング
 - 育児サポートサービス
 - 健康に関するアドバイス
 - 医薬品と処方箋
- 雇用
 - 求職者のための補助金やサービス
 - 職場での権利（正当な賃金、労働条件、雇用主への苦情等）
 - 職場での安全と衛生
- 法律
 - 家庭内暴力
- 住まい
 - 住民の法的権利と義務
 - 政府が所有する公共住宅の賃貸
- 税や金銭問題のアドバイス

⁹⁰⁷ Department of Home Affairs, “オーストラリアで生活を始める”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settlement-services-subsite/files/beginning-a-life-in-australia-japanese.pdf> (2022年12月9日閲覧)

③ AMEP の周知方法

連邦政府と AMEP 提供機関は AMEP の授業を受けることができる移民等にもれなく情報が伝わるよう、該当するビザの発給通知書に掲載したりするほか、多言語放送のラジオや新聞で広告を実施している⁹⁰⁸。

一方、日本における地域日本語教室の周知方法は各教室によって異なるものの、主に地方公共団体の広報やホームページ、学習者からの紹介や口コミで周知されている。ただし、地域日本語教室の場所が分からないことを理由に受講をあきらめる外国人等も少なくなく、地域日本語教室に関する情報がすべての日本語教育を必要とする外国人等にいきわたっているとは言い難い状況にある⁹⁰⁹。

④ 翻訳・通訳サービス (Translating and interpreting service(TIS) National)

内務省は、英語を母語としない人に対して、翻訳・通訳サービスを無料で提供している。通訳には、電話と対面 (予約制) の 2 種類があり、政府機関や地域団体、企業、医師等とのやり取りの際に利用できる。電話通訳サービスは 365 日 24 時間対応しており、160 か国語以上の言語で利用することが出来る⁹¹⁰。

同サービスは、英語を話せず通訳を必要とする人に対して、通訳の必要性を周囲に伝えるための「通訳が必要です (I need an interpreter) カード」をホームページ等で提供している。このカードには、母語記入欄と通訳サービスの電話番号の記載があり、カードを提示することで通訳の必要性を示すことが出来、カードを見た医療機関担当者がスムーズに通訳サービスに連絡することを可能にしている。

また、同サービスにおいては、英語を母語としない人が医療機関を受診する際に話すことが出来る言語を示すための言語確認 (Language identification) カード⁹¹¹もホームページ等で提供している⁹¹²。

翻訳・通訳サービスは有料で通訳サービスを提供しており、費用は専用の見積もりページ⁹¹³で計算することが出来る。ただし、以下の団体を利用するメディケアの対象となるオーストラリア国内の人々に対しては、無料通訳サービスを提供している⁹¹⁴。

- 医療従事者
- 薬局
- 非政府組織 (社会福祉事業ケースワークと救急サービスを提供する場合、また、その組織がサービスを提供するために政府から多額の資金援助を受けていない場合)

⁹⁰⁸ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.30

⁹⁰⁹ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.4

⁹¹⁰ 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」、p.14

⁹¹¹ 同カードには 29 の言語が記載されており、英語を母語としない医療機関受診者は、それらの言語の中から、話すことが出来る言語を記載する。

⁹¹² 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」、p.14

⁹¹³ Department of Home Affairs, “Calculate the cost of your booking”, <https://www.tisnational.gov.au/en/Agencies/Charges-and-free-services/Cost-calculator.aspx> (2022 年 12 月 9 日閲覧)

⁹¹⁴ Department of Home Affairs, “Charges and free services”, <https://www.tisnational.gov.au/en/Agencies/Charges-and-free-services> (2022 年 12 月 9 日閲覧)

- 不動産会社（個人の住宅地に関する問題について話し合う場合）
- 地方自治体（地方自治体のサービスに関する連絡を目的とする場合）
- 労働組合（労働者がサポートやアドバイスを受ける場合）
- 国会議員（選挙区での活動に資する場合）

内務省は、対面での通訳に対し年間約 500 万ドル（4 億 6500 万円）、電話での通訳に対して年間約 4500 万ドル（41 億 8500 万円）を支出している⁹¹⁵。

⑤ 医療通訳サービス（ニューサウスウェールズ（NSW）州）

オーストラリア最大の都市、シドニーを擁する NSW 州内の州立医療機関では、英語を流暢に話せない人との意思疎通は、通訳を介して行うことが義務付けられており、医療機関は通訳を手配する責務を負っている。NSW 州政府は、大都市地域 3 つ、郊外地域 2 つの計 5 区分において、週 7 日 24 時間対応可能な手話を含む 120 以上の言語に対応する通訳サービスを提供している。英語を母国語としない患者、その家族、介護者、またはろう者は、公的医療サービスを利用する際に、無料で、秘密厳守の、専門的な通訳を利用することが出来る。通訳形式は主に対面であるが、電話やテレビ会議による通訳にも対応している。

上述した 5 つの地域のうち、シドニー地域を管轄する地域健康局は、2018 年度において、医療機関の予約が約 6 万回、利用は約 16 万回あり、84 の言語において通訳サービスを提供した。同地域健康局によると、医療通訳の需要は年々増加しており、2017 年度から 2018 年度にかけて予約数が 24% 増加したとしている⁹¹⁶。

なお、同サービス予算額について、同サービスを紹介している NSW 州保健省のウェブサイト⁹¹⁷や NSW 州予算説明資料⁹¹⁸、同サービスを管轄している NSW 州保健省の 2021-2022 年のメディアリリース⁹¹⁹において、予算額に関する記載を確認することはできなかった。

⑥ 文化支援プログラム（NSW 州）

NSW 州政府では、文化的・言語的に多様な背景を持つ移民コミュニティを対象に、文化支援員（Cultural Support Worker）による支援プログラムを実施している。同プログラムでは、NSW 州政府がバイリンガルの臨時職員を雇用し、文化支援員として、移民コミュニティに対して、健康や医療に関する情報を発信することで、移民コミュニティの医療アクセスを促すことを目的としている。

⁹¹⁵ Department of Home Affairs, “Portfolio Budget Statements 2015-2016”,

<https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Budgets/2015-16-pbs-full.pdf>, p.60

⁹¹⁶ 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」、pp.14-15

⁹¹⁷ NSW Health, “NSW Health Care Interpreting Services”,

<https://www.health.nsw.gov.au/multicultural/Pages/Health-Care-Interpreting-and-Translating-Services.aspx>（2022 年 12 月 19 日閲覧）

⁹¹⁸ NSW Government, “NSW Budget 2022-23”,

https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-06/2022-23_03_Budget-Paper-No-1-Budget-Statement.pdf（2022 年 12 月 19 日閲覧）

⁹¹⁹ NSW Health, “NSW Health Budget 2021-22”,

<https://www.health.nsw.gov.au/about/budget/pages/default.aspx>（2022 年 12 月 19 日閲覧）

2019年8月時点では、127人の臨時職員が雇用されており、30以上の言語に対応している。採用された職員は、医療や社会福祉、コミュニティサービスなどさまざまな分野での経験を有しており、文化支援員としての職務の実施前に必要な研修を受講する。

文化支援員の具体的な取組としては以下のような事例がある。こうした取組により、移民コミュニティが健康や医療に関する知識を深めることができ、病気の予防や早期発見につながり、医療費の削減に寄与すると考えられている⁹²⁰。

- 中国人コミュニティにおけるがんの検査に関するプレゼンテーション
- ベトナム語による州立病院のガイドツアーの実施
- HIV 予防啓発のためのパンフレット翻訳
- 健康に関するプロジェクトやプログラムについての説明実施

なお、同サービス予算額について、同サービスを管轄している NSW 州保健省の 2021-2022 年のメディアリリース⁹²¹やシドニー医療地区における同プログラム紹介ウェブサイト⁹²²、NSW 州シドニー医療地区における予算説明資料⁹²³において、予算額に関する記載を確認することはできなかった。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

① 乳幼児期・学齢期

【オーストラリアで生まれた子供への支援】⁹²⁴

オーストラリアで生まれた子供は、子供が生まれた時点で少なくとも片方の親がオーストラリア市民または永住者であれば、自動的にオーストラリア国籍を取得する。出生時に両親のどちらもオーストラリア市民またはオーストラリア永住権を持っていない場合、その子供は一時居住者と呼ばれ、親の一時居住者ビザと同じビザのサブクラスを保持することになる。子供がどの種類のビザを所持しているかによって、子供の医療受給資格が決定される。親がオーストラリアに住んでいる場合、以下のビザを保有しているものはメディケア⁹²⁵のサービスを受けられる。

- 永住ビザ：現在永住ビザを申請中で、オーストラリアで働く権利を持っている、またはオーストラリア市民もしくは永住権保持者、またはニュージーランド市民（オース

⁹²⁰ 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」、p.15

⁹²¹ NSW Health, “NSW Health Budget 2021-22”, <https://www.health.nsw.gov.au/about/budget/pages/default.aspx> (2022年12月19日閲覧)

⁹²² NSW Government, “Cultural Support Program”, <https://www.slhd.nsw.gov.au/PopulationHealth/diversity-CSP.html> (2022年12月19日閲覧)

⁹²³ NSW Government, “Budge2022-23”, <https://slhd.health.nsw.gov.au/budget-2022-23> (2022年12月19日閲覧)

⁹²⁴ Private - Pregnancy and New-born visa guide, “Pregnancy and New-born care visa”, <https://www.pregnancybirthbaby.org.au/pregnancy-care-on-a-visa-in-australia>, (2022年9月26日閲覧)

⁹²⁵ メディケアはオーストラリアの国民健康保険であり、加入対象者はオーストラリアの永住権保持者、市民権保持者、永住権申請中である。メディケアにより公立病院の基本的なサービスを無料で受けることができる。

トラリア居住者)の親、配偶者、子供がいる場合

- オーストラリアと相互医療協定 (Reciprocal Health Care Agreements) ⁹²⁶に含まれる 11 か国⁹²⁷の出身の一時滞在ビザ保持者

【外国人児童の不就学問題の有無】

日本の外国人の不就学の背景の一つとして、日本では外国人児童には教育の義務がないことがあると考えられる。オーストラリアにおいては、6歳から16歳までが義務教育期間となっている⁹²⁸が、義務教育の対象となる児童の親のビザについて本調査においては確認することが出来なかった。ただし、西オーストラリア州政府のウェブサイト⁹²⁹においては、永住権を持つ12年生まで(日本の小学校から高等学校に該当する)のすべての子供には、地元の公立学校への入学が保証されていることが確認された。また、児童が一時就労ビザ(サブクラス457)の扶養家族である場合、1家族あたり年間4,000ドル(372,000円)の学費を支払う必要があること、特定のビザを持つ子供についても、学費を支払う正規の学生として入学する必要がある場合がある。

② 青壮年期

【SEE (Skills for Education and Employment)】⁹³⁰

移民等の就職支援を目的に雇用・職場関係省 (Department of Employment and Workplace Relations) が実施している SEE (Skills for Education and Employment) プログラムは、対象となる求職者に対して、読み、書き、数学、基本的なコンピュータのスキルを身につけるためのトレーニングを提供し、言語、読み書き、数学のスキルを向上させることで、希望する仕事に就くために必要なスキルを無料で習得できるよう支援している。SEE プログラムは、AMEP と同様、TAFE、Navitas、AMES 等の登録研修機関によってオーストラリア全土で実施されている。教育機関は、オーストラリア全土の首都圏、多くの地方都市に設置されている。SEE を受けるためには、以下の条件を満たす必要がある。

- 15歳以上、年金受給年齢未満であること。
- 求職者またはボランティア求職者として登録されていること。
- プログラムへの参加を妨げるような障害がなく、プログラムに適していると判断されること。
- オーストラリア市民または永住権保持者、もしくはオーストラリアで働く権利を有す

⁹²⁶ Services Australia, “Reciprocal Health Care Agreements”,

<https://www.servicesaustralia.gov.au/reciprocal-health-care-agreements>, 2022年11月18日閲覧

⁹²⁷ ベルギー、フィンランド、イタリア、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、アイルランド共和国、スロベニア、スウェーデン、英国

⁹²⁸ Australian Government, “教育制度”, <https://www.studyaustralia.gov.au/japanese/australian-education/education-system> (2022年12月19日閲覧)

⁹²⁹ Government of Western Australia, “Education”,

<https://migration.wa.gov.au/services/settlement-information/children-and-education/education> (2022年12月19日閲覧)

⁹³⁰ Department of Employment and Workplace Relations, “Skills for Education and Employment”, <https://www.dewr.gov.au/skills-education-and-employment> (2022年10月3日閲覧)

ること。

上述した AMEP には、2022 年まで 510 時間の受講制限が設けられており、受講制限に達した受講生は、雇用・職場関係省 (Department of Employment and Workforce Relations) が提供している SEE プログラムへ移行するが多かったが、2020 年の制度改正により上述の受講制限が撤廃されてからは、受講生のほとんどが AMEP にとどまっている。⁹³¹

連邦教育省は、同プログラムに対し、年間 1 億 2500 万ドル (116 億 2500 万円) を支出している⁹³²。

【ユースハブ (Youth Hubs)】

内務省移民・市民権局が実施しているユースハブは、社会的弱者の多い地域や移民の多い地域を対象として、学校、教育機関、社会福祉施設、企業グループ、政府などと連携して運営され、12 歳から 21 歳までの若い移民に対して、地域に根ざしたサービスや支援プログラムを提供している。3 つの実施事業者のうちの一つである Brotherhood of St Laurence の The Pathways Enterprise Centre では、学校教育や職業訓練、ビクトリア州応用学習証明書 (Victorian Certificate of Applied Learning, VCAL)⁹³³に相当する教育等を実施している他、職業紹介所も併設している。これらの事業者は各地域において支援対象者を支援するためのコミュニティを設立し、コミュニティの参加者に利用可能な支援プログラムやサービスを紹介している。これにより、連邦、州、準州、地方政府の既存のサービスへのアクセスが向上し、参加しやすくなることが期待される。ユースハブは、若者の家族やコミュニティなど、若者以外の顧客に対しても、雇用に関する情報やアドバイスなどのサービスを提供している⁹³⁴。

なお、予算額について、ユースハブについて紹介している内務省ウェブサイト⁹³⁵や内務省アニュアルレポート (2021-2022)⁹³⁶や予算編成に関して内務省から連邦議会に情報提供を行うための内務省予算ポートフォリオ (2022-2023)⁹³⁷において、ユースハブの予算額に関する記載を確認することはできなかった。

⁹³¹ 内務省移民英語・言語サービス局 (Migrant English and Language Services Branch) ヒアリング及び入手資料より

⁹³² Department of Education, "Portfolio Budget Statement 2022-2023", <https://www.education.gov.au/about-us/resources/portfolio-budget-statements-2022-23>, p.72

⁹³³ Victorian Certificate of Applied Learning (VCAL) は、ビクトリア州における高等学校の後任資格であり、ビクトリア州で 11 年生と 12 年生を修了した中高生に授与される資格である。

⁹³⁴ Department of Home Affairs, "Support for young refugees", <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/support-for-young-refugees/youth-transition-support-services>, (2022 年 9 月 26 日閲覧) ; Multicultural Australia, "Youth Hubs and Employment Team Leader", https://www.multiculturalaustralia.org.au/youth_hubs_and_employment_team_leader (2022 年 10 月 3 日閲覧)

⁹³⁵ Department of Home Affairs, "Youth Hubs Trial", <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/support-for-young-refugees/youth-hubs-trial> (2022 年 12 月 19 日閲覧)

⁹³⁶ Department of Home Affairs, "2021-22 Annual Report", <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/home-affairs-annual-report-2021-22.pdf> (2022 年 12 月 19 日閲覧)

⁹³⁷ Department of Home Affairs, "Portfolio Budget Statements 2022-23", <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/budgets/2022-23-home-affairs-pbs-full.pdf> (2022 年 12 月 19 日閲覧)

【若者移行支援サービス（Youth Transition Support services, YTS）】

内務省移民・市民権局が実施している若者移行支援サービス（Youth Transition Support services, YTS）は、15歳から25歳までの若い難民・人道支援ビザ保持者と困窮状態にある移民の労働と教育への参加を支援している。同サービスは、19の地方行政区で6つの事業者により提供されている。事業者は、地元地域の他の定住サービス、企業、学校、TAFE⁹³⁸、大学、その他のコミュニティやスポーツ組織と提携し、職業訓練やその他の進学の手続き、青少年のためのスポーツ活動の参加機会等を提供することで、支援対象者が社会参加への準備を整え、社会との結びつきを作ることを支援している⁹³⁹。

若者移行支援サービス事業者は内務省から資金提供を受けている。予算額については、2015-16年度連邦予算では、2017年6月までの予算として2200万ドル（20億4600万円）が計上された。また、2019年12月までサービスを継続するために、さらに1890万ドル（17億5770万円）の資金が割り当てられた⁹⁴⁰。

【Workforce Australia】

雇用・職場関係省（Department of Employment and Workplace Relations）が運営しているWorkforce Australiaはオーストラリア最大の無料オンライン求人ウェブサイトである。同ウェブサイトにおいては、地元の雇用者、登録済みの訓練組織、政府、コミュニティ、医療機関が連携することで、利用者の就職支援を行っている。オーストラリア全土の求人情報を検索できるほか、履歴書の作成や面接のテクニック等の情報も提供している⁹⁴¹。

連邦教育省は、同プログラムに対し、②2022-2023年度の期間において、約13億ドル（1209億円）を支出している⁹⁴²。

③ 高齢期

オーストラリアの年金制度には、スーパーアニュエーション（Superannuation）と老齢年金（Age Pension）がある。これらの制度については上述したサービス・オーストラリア（Services Australia）にて制度の内容や受給条件等に関する情報が掲載されている⁹⁴³。

⁹³⁸ TAFE（Technical and Further Education）は、オーストラリアの職業教育機関。中等教育（Secondary education）後の第3期の教育（Tertiary education）として州政府によって運営されている職業訓練校である。

⁹³⁹ Department of Home affairs, "Youth Transition Support services", <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/support-for-young-refugees/youth-transition-support-services>, (2022年9月26日閲覧) ; Synergistiq, "Youth Transition Support (YTS) Pilot Period (January 2016 to June 2017) Evaluation Report", p.5 (2022年10月3日閲覧)

⁹⁴⁰ Parliament of Australia, 2019, "Youth Transition Support (YTS) Services Final Evaluation", <https://immi.homeaffairs.gov.au/settlement-services-subsite/files/yts-final-evaluation-report.pdf> (2022年12月9日閲覧)

⁹⁴¹ Department of Employment and Workplace Relations, "jobactive", <https://www.dewr.gov.au/jobactive> (2022年10月3日閲覧)

⁹⁴² Department of Education, "Portfolio Budget Statement 2022-2023", <https://www.education.gov.au/about-us/resources/portfolio-budget-statements-2022-23>, p.77

⁹⁴³ Services Australia, "Age Pension", <https://www.servicesaustralia.gov.au/age-pension> (2022年12月12日閲覧) ; Services Australia, "Superannuation",

スーパーアニュエーションは、主に確定拠出型の年金制度であり、18歳以上70歳未満で月収450豪ドル（約42,000円）以上、労働時間が週30時間以上の被用者を加入させることを義務付け、正規社員のみならずパートタイム労働者や外国人労働者などで一時的にオーストラリアに居住する労働者も含まれる。企業は賃金の10%の拠出が義務付けられている。2021年以降毎年0.5%ずつ引き上げ、2025年7月1日以降は12%に引き上げられることが予定されている⁹⁴⁴。一時滞在ビザ保有者がオーストラリアで働いている間にスーパーアニュエーションを獲得した場合、オーストラリア出国後に出国時スーパーアニュエーション支払い制度（Departing Australia Superannuation Payment, DASP）を利用し、獲得したスーパーアニュエーションを受け取る権利がある。以下の項目に該当する場合、オーストラリア退職年金支払額（DASP）を請求することができる⁹⁴⁵。

- 1958年移民法に基づき発行された一時滞在ビザ（サブクラス405および410を除く）でオーストラリアで働いている間に退職年金積立金を積み立てた場合。
- ビザが効力を失った場合（有効期限が切れた、またはキャンセルされた）
- オーストラリアを出国し、他の有効なオーストラリアのビザを保持していない場合。
- オーストラリアまたはニュージーランドの市民でない、あるいはオーストラリアの永住者でない場合。

老齢年金は全額租税により賄われており、国内に10年以上居住し、年金請求時に国内に居住していることを要件に、66.5歳から支給が開始される。（2023年には67歳支給開始となる予定）。なお、受給開始可能年齢の繰り上げや繰り下げ制度はない。老齢年金は、現役時代の所得や納付税額と関係なく一定額が支給される。受給に際しては、所得調査と資産調査があり、一定以上の所得や資産がある場合に年金額が減額または支給停止される。⁹⁴⁶老齢年金を受給するためには、上記の通り、合計10年以上オーストラリアに居住していることが必要であり、このうち少なくとも5年間は、居住を中断していないことが必要となる。ただし、受給申請者が難民または元難民の場合はこの条件は免除される。また、老齢年金の対象者は上記の条件を満たしたオーストラリア市民、永住ビザ保有者であるが、新技能地方労働ビザ法案（New Skilled Regional Visas Bill 2019）が成立した場合、技能雇用主推薦型地方（一時滞在）（サブクラス494）と技能労働地方（一時滞在）（サブクラス491）保有者についても、永住ビザ保有者と同様に受給申請対象者となる⁹⁴⁷。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を

<https://www.servicesaustralia.gov.au/superannuation>（2022年12月12日閲覧）

⁹⁴⁴ 三菱UFJ信託銀行、2019年、「オーストラリアの年金制度について」

https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kaigai_nenkin_08.pdf（2022年12月12日閲覧）

⁹⁴⁵ Australian Taxation Office, “Eligibility for DASP”,

<https://www.ato.gov.au/Individuals/Super/In-detail/Temporary-residents-and-super/Super-information-for-temporary-residents-departing-Australia/?anchor=EligibilityforDASP#EligibilityforDASP>（2022年12月12日閲覧）

⁹⁴⁶ 三菱UFJ信託銀行、2019年、「オーストラリアの年金制度について」

https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kaigai_nenkin_08.pdf（2022年12月12日閲覧）

⁹⁴⁷ Services Australia, “Residence descriptions”, <https://www.servicesaustralia.gov.au/residence-descriptions?context=22526#ausresident>（2022年12月12日閲覧）

把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

① 外国人を支援する専門人材

【AMEP 教師資格要件】

AMEP の教師には、カリキュラムに応じた資格の保有が求められている（図表 6-24）。AMEP で提供されている 3 つのカリキュラムすべてにおいて、教師には学士号又はそれに相当するものが求められている。加えて、TESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) ⁹⁴⁸修士号取得又はこれと同等の要件を満たすことも求められており、教育実習の要件も課されている。これらの資格要件を満たしているかの確認は、AMEP 提供機関が実施している。

日本では、公的な日本語教師の資格はないが、主に留学生を対象として日本語を教える法務省告示機関で教員になる場合は、一定の要件を満たす必要がある。また、地域日本語教室においては、この要件を満たす「有資格者」が教える場合もあるが、資格を持たないボランティアが教える場合もある⁹⁴⁹。

図表 6-24 AMEP 主要カリキュラムにおいて必要とされる教師の資格

	CSWE (Certificates in Spoken and Written English)	EAL FRAMEWORK (English as an Additional Language)	CSL (Core Skills for Learning)
オーストラリアにおける学士号又はそれに相当するもの	必要	必要	必要
TESOL 修士号	必要 (学士号が TESOL 専攻でない場合)	必要 (学士号が TESOL 専攻でない場合)	一定の要件を満たす場合は免除可能 ⁹⁵⁰
教育実習	少なくとも 60 時間	少なくとも 60 時間	必要

(資料) Department of Home Affairs” Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model” (<https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-evaluation-new-business-model.pdf>) p.56 より弊社作成。

【AMEP ボランティアチューター】

AMEP では、トレーニングを受けたボランティアチューターがインフォーマルな形での授業を実施したり、正規の授業を補助したりする制度 (Volunteer Tutor Scheme:VTS) が充実しており、AMEP において重要な役割を果たしている。

ボランティアチューター制度の運営方法について、各 AMEP 提供機関は、VTS を支えるボランティアコーディネーターを雇用し、VTS の運営を行っている。同コーディネータ

⁹⁴⁸ 英語が母国語ではない人々向けの英語教授法に関するコース

⁹⁴⁹ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.30

⁹⁵⁰ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model, p56

ーは、応募してきたチューター候補者に対し面接又は電話でインタビューを実施し、経歴、犯罪歴等をチェックして、チューターとしてふさわしいかどうか判断する。ふさわしいと判断された場合には、チューターとして登録され、指導を希望する生徒の学びたいことや住所、年齢、性別等を考慮し、生徒が紹介される。指導場所は、オンライン、生徒の家、カフェ、各 AMEP 提供機関施設等で、指導場所までのチューターの交通費は自費負担となる。チューターと生徒の意向等において齟齬が生じた場合には、チューターによる授業を開始した後でも、生徒はチューターを変更することができる⁹⁵¹。

ボランティアチューターには特段の資格は求められていないが、各 AMEP 提供機関実施する 15 時間の研修を受講する必要がある。AMEP 提供機関によっては、研修用の独自教材を作成している機関も存在する⁹⁵²。連邦政府が提供する研修教材はレベル（初級前、初級、初級後、中級）ごとに構成されており、チューター候補者は、これらの教材を通して、オーストラリアの社会、文化、法律、習慣等についての情報を英語学習者に提供できるように構成されている⁹⁵³。

ボランティアチューター募集については、各 AMEP 提供機関がそれぞれ募集する。現状、地域によってチューター登録者数に差があり、最も多い AMEP 提供機関では 979 人（2019 年時点）の登録者がいる一方で、チューター登録者が一人もない地方の機関も存在する⁹⁵⁴。また、生徒の 53% がチューターの指導を受けている AMEP 提供機関や、教室で行われる授業の 65% をチューターが補助している AMEP 提供機関がある一方で、チューターの支援が全くない AMEP 提供機関もある⁹⁵⁵。ただし、これらの問題は、オンライン授業の普及によって徐々に解消されつつある⁹⁵⁶。

【移住手続認定代行業者】

オーストラリアでは、移住手続認定代行業者、法律家、認定免除者⁹⁵⁷のみがオーストラリアで合法的に移民支援を行うことができる。移住手続認定代行業者は、オーストラリアで移住支援を行うために、内務省移住手続認定代行業者登録局（Office of Migration Agents Registration Authority, OMARA）に登録することが 1958 年移民法の下で要件と

⁹⁵¹ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.32

⁹⁵² 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.32

⁹⁵³ Department of Home Affairs, “Adult Migrant English Program (AMEP) - Volunteer Tutor Resources”, <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/volunteer-tutor-resources> (2022 年 8 月 10 日閲覧)

⁹⁵⁴ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model, p.80

⁹⁵⁵ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model, p.80

⁹⁵⁶ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」、p.41

⁹⁵⁷ 以下の該当者がビザ申請代行業務に対して料金を請求しない場合、合法的にビザ申請代行業務を行うことができる。

- ビザ申請者の推薦人、スポンサー、近親者。
- 国会議員や、外交使節団、領事部、国際機関のメンバー。
- Public Service Act 1999 に基づいて従事している者、または州や準州の公共サービスのメンバーで、業務の一環としてビザ申請代行業務を行う者。
- 大臣に提出する書類の作成を無料で援助する者。

されている⁹⁵⁸。移住手続認定代行業者は、内務省移住手続認定代行業者登録局から発行された固有の移住手続代行業者認定番号（Migration Agents Registration Number, MARN）を持っており、同局に登録された移住手続認定代行業者だけがビザ申請代行業務を実施することが出来る。ほとんどの移住手続認定代行業者は、そのサービスに対して料金を請求するが、代行業者の中には、オーストラリアの非営利組織で働き、そのサービスに対して手数料を請求しない場合もある⁹⁵⁹。

ビザ申請代行業務の内容は以下の通りである⁹⁶⁰。

- ビザ申請書やその他の書類の作成、または作成の援助。
- ビザ申請やビザに関する事項についてのアドバイス。
- ビザに関する事項について、裁判所や審査機関での手続の代理やその準備。

ビザ申請代行業務には以下の内容は含まれない⁹⁶¹。

- 申請書やその他の書類を作成する（または作成を手伝う）ための書類のスキャンや郵送などの事務作業。
- 翻訳・通訳サービスの提供。
- 他人にビザを申請するようにアドバイスする。
- 第三者が作成した情報を、その情報に関する実質的な意見や説明なしに伝える。

② 【医療通訳サービス（NSW 州）通訳者】

上述した NSW 州における通訳サービスにおいて派遣される通訳者は、通訳サービスの質を担保するため、全てオーストラリア翻訳・通訳資格認定機関（The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters: NAATI）の認定者であり、加えて、専門用語研修など必要な研修を受講した者のみに限定されている。

③ 【オーストラリア移民継続調査（The Continuous Survey of Australia’ s Migrants , CSAM）】

オーストラリア移民継続調査（The Continuous Survey of Australia’ s Migrants, CSAM）は、2009 年以降にオーストラリアに入国した、あるいは永住ビザや暫定ビザを取得した家族移民や技能移民の労働市場における成果を測定している。この調査は 2009 年から 2011 年にかけて初めて実施され、上述の通り、2013 年からは、オーストラリア国立大学の研究機関である社会研究センター（Social Research Centre）がオーストラリア政府から資金提供を受けて実施している。調査に参加する移民は、労働市場の状況の変化を

⁹⁵⁸Department of Home Affairs, “Steps to register as a migration agent”,
<https://www.mara.gov.au/steps-to-register>（2022 年 12 月 7 日閲覧）

⁹⁵⁹ Department of Home Affairs, “消費者向けガイド-移住手続認定代行業者”,
https://www.mara.gov.au/get-help-visa-subsite/Files/consumer_guide_japanese.pdf（2022 年 12 月 7 日閲覧）

⁹⁶⁰ Department of Home Affairs, “オーストラリアでビザ申請代行業務を行う”,
https://www.mara.gov.au/get-help-visa-subsite/Files/giving_immigration_assistance_in_australia_japanese.pdf（2022 年 12 月 7 日閲覧）

⁹⁶¹ Department of Home Affairs, “オーストラリアでビザ申請代行業務を行う”,
https://www.mara.gov.au/get-help-visa-subsite/Files/giving_immigration_assistance_in_australia_japanese.pdf（2022 年 12 月 7 日閲覧）

とらえ、移民がどのようにオーストラリアの労働力に統合されたかを測定するために、定住から6か月後、18か月後、30か月後の段階で調査を受ける⁹⁶²。

調査項目の例としては以下があげられる⁹⁶³。

- 雇用に関する指標
 - 失業率
 - 労働参加率
 - 労働時間
- 対象者の属性等
 - 人口動態
 - 言語特性
 - 年齢
 - 性別
 - 使用言語
 - 英語能力
 - オーストラリアへの到着年
 - 学位や専攻分野
 - 住居形態
- 初期調査とフォローアップ調査の比較

2018年11月実施された移住者のフォローアップ調査⁹⁶⁴の結果として、移住から6か月の段階で、技能ビザ移民は、雇用に関する指標（雇用率や労働参加率、年間所得等）において、オーストラリア人のグループと比較して高い結果となった。一方で技能ビザ移民の配偶者や家族・パートナービザ移民は雇用率や労働参加率はオーストラリア人のグループよりも高いものの、年間所得やフルタイム雇用の割合は低い結果となっている。

これらの調査結果は、移民の統合プロセスや、変化する労働市場に関する信頼性の高い情報源となり、オーストラリアの移民プログラムの規模や構成に反映される⁹⁶⁵。

④ 社会的結束に関する調査（Mapping Social Cohesion）⁹⁶⁶

上述した通り、移民プログラムに関する評価のうち、社会的な評価については、民間組織であるスキャンロン財団研究所（Scanlon Foundation Research Institute）の調査結果

⁹⁶² Department of Home Affairs, “Continuous Survey of Australia's Migrants”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/research/live/continuous-survey-australia-migrant>, 2022年11月18日閲覧

⁹⁶³ Department of Home Affairs, “Continuous Survey of Australia's Migrants Methodology Paper 2013 to 2019”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/csam-methodology-paper-2013-to-2019.pdf>, 2022年12月9日閲覧

⁹⁶⁴ Department of Home Affairs, “Continuous Survey of Australia's Migrants Cohort 6 Report—Introductory survey 2018”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/csam-cohort6-report-introductory-survey-2018.pdf>, 2022年12月9日閲覧

⁹⁶⁵ Department of Home Affairs, “Continuous Survey of Australia's Migrants”, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/research/live/continuous-survey-australia-migrant>, 2022年11月18日閲覧

⁹⁶⁶ Dr James O'Donnell, 2022, “Mapping Social Cohesion”, https://scanloninstitute.org.au/sites/default/files/2022-11/MS%202022_Report.pdf, 2022年12月9日閲覧

が反映されている。スキャンロン財団研究所（Scanlon Foundation Research Institute）は、多様化するオーストラリアの移民プログラムが社会に与える影響について理解を深めることを目的に、社会的結束、移民、人口問題についての社会調査である社会的結束に関する調査（Mapping Social Cohesion）を実施している。2022年の調査結果からは、オーストラリア人は、民族の多様性と多文化主義を高く評価していることがうかがえる。移民の受入れに関する考え方を尋ねる調査項目とその回答結果の概要は以下の通りである。

- 様々な国からの移民を受け入れることがオーストラリアを強くすると考える人の割合（2018年 63%、2022年 78%）
- 多文化主義はオーストラリアにとって良いことであると考えた人の割合（2018年 77%、2022年 88%）
- 移民は新しい考えや文化をもたらしてオーストラリア社会を良くすると考える人の割合（2018年 76%、2022年 86%）

⑤ 啓発月間・啓発イベント

クイーンズランド州政府は、毎年8月を Multicultural Queensland Month に設定しており、多様性を受け入れ、インクルージョンを促進し、コミュニティ内で新しいつながりを作るための活動の計画やそれらの活動への参加を奨励している。また、この啓発月間において、クイーンズランド州は設定されたテーマに関する無料のウェビナーを公開しており、2022年は「行動するインクルージョン」をテーマに、翻訳・通訳サービスの手配方法、インクルーシブな言葉を使うことの重要性、複数の言語を話すことのメリットなどのテーマに関するウェビナーが提供された。これらウェビナーは、2M Language Services、クイーンズランド大学言語学部、オーストラリア翻訳・通訳資格認定機関（The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters: NAATI）、グリフィス大学 MATE（Motivating Action Through Empowerment）プログラムの専門家等によって実施された⁹⁶⁷。

⑥ 共生施策の実施状況等を取りまとめた白書等の刊行物

本調査においては、共生施策の実施状況等を取りまとめた白書等の刊行物については確認することが出来なかった。

⁹⁶⁷ Queensland Government, “Multicultural Queensland Month”, <https://www.cyjma.qld.gov.au/campaign/multicultural-queensland-month/webinars> (2022年12月7日閲覧)

6.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

6.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

外国人労働者を対象とした移民プログラムは、労働参加率と雇用を増加させる。これは移民の特徴がオーストラリア生まれの人々と異なるためである。

移民審議会（Migration Council）の報告書⁹⁶⁸によると、オーストラリアの人口は2050年までに3,800万人になると予測されており、今後35年間は、移民が雇用の増加を牽引することになる。また、移民は働き盛りの年齢層に集中し、比較的高い教育を受けているため、雇用率にプラスの影響を与えている。移民はオーストラリアのGDPに1兆6250億ドル（151兆1250億円）貢献することになると予想されている。さらに、移民は労働参加率を15.7%向上させ、低技能労働者の税引き後実質賃金を21.9%向上させ、一人当たりのGDP成長率を5.9%向上させると推定されている。全体として、2050年までに、移民一人当たり平均約10%、オーストラリア生まれの国民よりもオーストラリア経済に貢献すると予想されている。

同様に移民審議会の報告書によると、移民が産業部門に与える影響は、産業別の一人当たりGDPに与える影響から理解することができる。鉱業分野のGDPは移民によって押し上げられるが、その割合は人口の増加に比例しない。これは、鉱業が制約のある天然資源に依存しているためである。そのため、鉱業のGDPは一人当たりで見るとかなり低い。同様に、一人当たりで見ると、政府サービス産業や農業分野の押し上げ効果はわずかである。製造業とその他のサービス業は、鉱業や農業のような自然的な制約がないため、どちらも移民から大きな利益を得ることができる。両業界とも、一人当たりの家計消費の大きな伸びと、より多くの高技能労働者の供給の利益を得るとされている。製造業もまた、一人当たりの投資需要の非常に大きな増加の恩恵を受ける⁹⁶⁹。

また、若年で入国し高いスキルを持つ移民は、低技能移民と比較して、オーストラリアでの滞在期間中に経済・財政的により大きな貢献をしていることが分かっている。これは、高技能移民が、まだ若いうちにオーストラリアに移住する傾向があるため労働時間が長く、加えて、労働参加率や労働生産性が高い可能性が高いことが主な理由である。年齢や技能以外にも、英語を話す能力、既存の労働力との補完性、起業家精神といった移民の特性も、高い経済・財政貢献と関連付けられている⁹⁷⁰。

財務省・内務省のレポート⁹⁷¹では、オーストラリアの持続的な経済成長が近年の技術移民の増加によってもたらされているとの様々な分析をしている。同レポートでは、技術移民の増加が労働参加率と生産性向上に結びついていることや、人種の多様性がイノベーションに貢献していることを指摘している。加えて、需要サイドの観点から、移民による人口増加が消費の拡大に寄与し、さらなる雇用を生むという好循環が生まれていることも指

⁹⁶⁸ Migration Council Australia, "The Economic Impact of Migration" (2022年9月13日閲覧)。

⁹⁶⁹ Migration Council Australia, "The Economic Impact of Migration" (2022年9月26日閲覧)

⁹⁷⁰ Department of Home Affairs, "Planning Migration Program 22-23- Economic Impact", <https://www.homeaffairs.gov.au/how-to-engage-us-subsite/files/planning-australias-2022-23-migration-program.pdf>, (2022年9月26日閲覧)；

⁹⁷¹ The Treasury / Department of Home Affairs, 2018, "Shaping a Nation", p.1

摘している。また、移民は、オーストラリア政府の財政に対して税収増というかたちでも貢献しているとしている。このように、オーストラリアの移民政策は、単なる労働力不足「対策」というよりは、「長期的な人口増加政策」であり、3つのP（participation, productivity, population）を高めたことにより、経済成長を実現してきた⁹⁷²。

6.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育⁹⁷³

連邦政府の独立委員会である生産性委員会の報告書によると、移民が現職の教育や訓練に与える影響を具体的に検証したオーストラリアの証拠はほとんどないが、移民と現地の人々の教育レベルを比較すると、一般的に移民はオーストラリア生まれの人々よりも高いレベルの教育を受けていることがわかるという。例えば、2011年の国勢調査によると、15歳以上の移民の29%が学士号以上の資格を持っているのに対し、オーストラリア出身者は18%であった。また、オーストラリア国勢調査・移民統合データセット（ACMID）によると、永住権を持つカテゴリーでは、技術受け入れストリーム移民の54%が学士号以上の資格を持ち、家族移民ビザの35%、難民・人道支援ビザ保持者の9%と比べても、学士号以上の資格を持っていた。

(2) 社会保障⁹⁷⁴

生産性委員会の報告書によると、オーストラリアの社会保障制度に与える外国人の影響は、移民の年齢層によって大きく異なる。技能を持つ若い移民は税収に大きく貢献する一方で、給付金や政府支出への影響は少ない。これとは対照的に、親ビザの取得者は病気や障害を持つ可能性が高く、雇用機会も少ないため、オーストラリアの医療、高齢者介護、社会保障制度にかなりの負担をかけており、その負荷は彼らの納税分を超えるものとなっている。したがって、その費用は地域社会全体で負担しなければならない状況となっている。

(3) 治安

3期にわたる国勢調査データと9年間の公式犯罪記録データを用いて、オーストラリアの2都市882地区における移民の集中度と多様性が暴力犯罪に及ぼす影響について調査した研究⁹⁷⁵では、移民人口の増加は、言語や宗教に関係なく、近隣の暴力犯罪の増加にはつながらないことが明らかになった。さらに、近隣地域の社会構造的・環境的特徴を考慮した場合、どの言語・宗教集団の集中も暴力犯罪の増加とは関連しないことがわかっ

⁹⁷² 翁百合、2019、「第6章 オーストラリアの移民政策の現状と評価—注意深い開国政策による人口増加で成長を実現—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71, p.108

⁹⁷³ Productivity commission report 2016, "Migrate Intake into Australia" (2022年9月26日閲覧)

⁹⁷⁴ Productivity commission report 2016, "Migrate Intake into Australia" (2022年9月26日閲覧)

⁹⁷⁵ Sydes M., "Immigration, Ethnicity, and Neighborhood Violence: Considering Both Concentration and Diversity Effects" (2022年9月7日閲覧)

た。実際、いくつかの民族グループの成長や集中は、暴力犯罪の減少につながっている。ただし、言語的、宗教的に多様な地域は、暴力犯罪の発生率が高い。

6.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

2019年にガーディアンによって実施された調査⁹⁷⁶では、オーストラリア人の半数近くが移民を減らすべきだと考えているが、熟練労働者や難民など最大の移民集団に対しては、否定的な意見よりも肯定的な意見が多いことが明らかになった。この調査において最も否定的な意見が多かったのは、「給付金を受け取りに来る人々」といった、オーストラリアの移民プログラムには存在しない移民についての意見であった。

一方で、2020年11月のScanlon Foundationによる調査⁹⁷⁷では移民の流入数が「ほぼ正しい」、「少なすぎる」と答えた国民は64%（前年比6%増）で、流入数が「多すぎる」と回答した国民は34%（前年比7%減）であった。また、国民の約84%（前年比4%増）が「多文化主義がオーストラリアにとって良いことである」という見解に同意している。ただし、イスラム教徒に対する否定的な意見が比較的多い事に加え、肌の色や民族、宗教に基づく差別を経験している人々の割合が増加しているなど、対照的な見方も存在している⁹⁷⁸。

国レベルの移民統合政策を評価しているMIPEX（Migrant Integration Policy Index）2019では、オーストラリアの労働市場や教育、差別等に関して以下の評価を公表している。評価は100点満点で行われ、オーストラリアの総合点は65点で総合9位という結果であった（日本は47点で35位）。

図表 6-25 MIPEX2019 オーストラリアの評価

評価項目	点数	評価内容（概要）
労働市場	37	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時滞在者や永住権保持者の多くはオーストラリア市民と同じ条件でほとんどの分野で働くことができるが、一般的で的を絞ったサポートはほとんどなく、新規入国者の適職やスキルへの投資を遅らせる政策がとられている。
家族統合	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの移民居住者は、家族生活を確保するため機会を得ている。 ● 少数の例外を除き、「平均的」な条件を満たす一時的および永住的移民は、家族と再会することができる。 ● しかし、家族は、スポンサーの地位によって、許可証が拒否され

⁹⁷⁶ Guardian Survey, "Public opinions", <https://www.theguardian.com/world/2019/may/02/almost-half-of-australians-believe-immigration-should-be-reduced-poll-finds>, (2022年9月26日閲覧)。

⁹⁷⁷ Scanlon Foundation Research institute et al., 2021, "Mapping Social Cohesion: THE SCANLON FOUNDATION SURVEYS 2020", pp.61-71

⁹⁷⁸ The Treasury / Department of Home Affairs(2018). op.cit., p.46

		たり、失効したりすることがある。
教育	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 上位 5 位にランクインしているように、オーストラリアのすべての子供たちは、教育を受ける暗黙の権利を有している。 ● 文化的、言語的に多様な背景を持つ子供たち（CALD）には、幼児教育や保育（IPSP）へのアクセスに特別なサポートが提供される。 ● また、オーストラリアの子供たちは、MIPEX の上位国と同様に、対象を絞った支援を受けている。
保健医療	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 上位 10 位以内にランクインしたオーストラリアの移民は、彼らの特定のニーズによく適応したシステムから医療給付を受ける権利があり、それを利用することができる。 ● しかし、移民は法的地位により、オーストラリアで医療を受ける際にいくつかの課題に直面する場合がある。
政治参加	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 移民は、ほぼすべての州と主要都市、および連邦レベル（多様性と社会的結束プログラム、DSCP）で、市民情報や多文化主義基金を通じて市民活動をするよう奨励されている。 ● しかし、移民が民主的プロセスに完全に参加することは、大きな障害となっている。例えば、移民には国政選挙と地方選挙の投票権がない、あるいは投票しようとしても大きな制限を受ける。
永住許可	46	<ul style="list-style-type: none"> ● 下位 10 位にランクインしたオーストラリアの永住権政策は、ほとんどの国よりも定住と統合に不利な条件となっている。 ● 2018 年に導入された変更により、必要な継続居住期間が長くなり、経済的要件も厳しくなっている。 ● 永住権保持者は社会保障や支援を平等に受けることが出来ない。
国籍取得	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 永住権保持者とその配偶者は 4 年後に帰化できる。 ● 移民は、市民権政策が統合の課題となっている他国よりも有利な条件や手続の下、国籍を取得することが奨励されている。
反差別	69	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリアの現行の連邦法は、あらゆる形態の人種、民族、宗教、国籍差別から住民を部分的にしかカバーしていない。

		● 差別被害者のため、法規制の施行と平等団体が機能している。
--	--	--------------------------------

(資料) MIPEx2019 Australia, KEY FINDINGS (<https://mipex.eu/australia>) より弊法人作成。

6.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在等々の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 失踪、不法滞在⁹⁷⁹

在留資格を持たずにオーストラリアに滞在する外国人は、不法な非市民 (unlawful non-citizens: UNC) として、強制退去の対象となる⁹⁸⁰。そのため、外国人はビザが失効する前に新しいビザを申請する、もしくは、オーストラリアを出国する必要がある。新しいビザを申請するにあたり、ビザの審査中に在留期限が切れてしまう場合には、「ブリッジング・ビザ (Bridging visa)」が付与され、申請中の別のビザの審査結果が出るまで有効となる。

内務省は移民法に基づき、不法な非市民を入国管理局へ拘留する、オーストラリアから退去させる、退去費用を請求する等の措置を講ずることができる。また、不法な非市民としてオーストラリアを出国した場合、新たなビザの発給を最長 3 年間拒否される可能性がある。2020 年 6 月 30 日時点において、オーストラリアに滞在する不法な非市民の数は、7 万人と推定されている⁹⁸¹。

(2) テロ対策

テロ対策調整センター (Centre for Counter Terrorism Coordination, CCTC) は、豪州のテロ防止・対策に関するあらゆる取組を統括している。CCTC は、過激派思想への挑戦からテロ攻撃発生時の効果的な対応と復旧まで、テロ対策に関するあらゆる問題について助言している。また、CCTC は、豪州・ニュージーランドテロ対策委員会などの重要な政府間フォーラムにおいて、英連邦テロ対策調整官を事務局として支援している。

オーストラリアにおけるテロ対策に関するツールであるクライム・ストッパーズは、オーストラリア国内の犯罪報告ツールであり、犯罪解決や犯罪防止において警察機関を支援するため、地域社会から提供された情報を収集している⁹⁸²。

2012 年以降、オーストラリアからシリア又はイラクの紛争地域に約 230 人が渡航し、そのうち約 80 人は現在もテロ支援活動が続いていると考えられている。これらのテロ活動が続いている人物の将来的な帰国が国家安全保障上の懸案となっていた⁹⁸³。2014 年以

⁹⁷⁹ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」、pp.151-152

⁹⁸⁰ 立松美也子「オーストラリアにおける退去強制制度－国内制度とその事例－」『山形大学紀要 (社会科学)』第 36 巻第 2 号、p.4

⁹⁸¹ Australian Government, Department of Home Affairs, 2021, "The Administration of the Immigration and Citizenship Programs", Seventh edition, p.54

⁹⁸² Department of Home Affairs- CCTC, "Centre for counter terrorism coordination", <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/national-security/countering-extremism-and-terrorism/centre-for-counter-terrorism-coordination> (2022 年 8 月 18 日閲覧) ;

⁹⁸³ Peter Dutton, "Second reading speech: Counter-Terrorism (Temporary Exclusion Orders) Bill 2019," House of Representatives, Debates, July 4, 2019,

降、連邦政府はそうした懸案に対し、法律制定を始めとして、様々なテロ対策措置を講じてきた。例えば 2019 年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法は、暫定入国拒否命令⁹⁸⁴と帰国許可（return permit）⁹⁸⁵の 2 つの権限を内務大臣に付与することを目的としている⁹⁸⁶。

6.4 参考文献

- ・ 翁百合、2019、「第 6 章 オーストラリアの移民政策の現状と評価—注意深い開国政策による人口増加で成長を実現—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11440.pdf>
- ・ 国立国会図書館 調査及び立法考査局、2020、「【オーストラリア】2019 年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法」
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11423768_po_02820103.pdf?contentNo=1
- ・ 自治体国際化協会、2018、「オーストラリア地方自治体における多文化主義政策の実践」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/458.pdf>
- ・ 自治体国際化協会、2020、「多文化共生施策最前線！～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～」
http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_364/04_sp.pdf
- ・ 自治体国際化協会、2021、「オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/516.pdf>
- ・ 立松美也子「オーストラリアにおける退去強制制度—国内制度とその事例—」『山形大学紀要（社会科学）』第 36 巻第 2 号
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8219064_po_kiyous-36-2-001to021.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- ・ 花岡和聖、2019、「近年のオーストラリアにおける新規流入移民の居住地分布」
<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/lt/rb/666/666PDF/hanaoka.pdf>
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryos/2022/documents/0249.pdf>
- ・ Commonwealth of Australia ,2021, “Select committee on temporary migration”
https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024510/toc_pdf/SelectCommitteeonTemporaryMigration.pdf;fileType=application%2Fpdf
- ・ Department of Home Affairs, 2019, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model

https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/ce759aa1-47bf-467d-a58b3bf640990032/0105/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf, p.297

⁹⁸⁴ 大臣は、海外に在り、オーストラリアへ帰国しようとする 14 歳以上のオーストラリア国民に対し、1 度に 2 年までの入国拒否を命ずることができる。

⁹⁸⁵ 大臣は、その者のオーストラリアへの入国に際し、再入国後最長 12 か月間従わなければならない条件を課すことができる。

⁹⁸⁶ 国立国会図書館 調査及び立法考査局、2020、「【オーストラリア】2019 年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法」、pp.6-7

<https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-evaluation-new-business-model.pdf>

- Department of Social Services, 2017, Multicultural Access and Equity in Australian Government Services Report
<https://www.homeaffairs.gov.au/mca/PDFs/multicultural-access-equity-ags-report-2013-15.pdf>
- Migration Council, “The Economic Impact of Migration”
<https://migrationcouncil.org.au/wp-content/uploads/2021/04/The-Economic-Impact-of-Migration.pdf>
- Productivity commission report 2016, "Migrate Intake into Australia"
<https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/migrant-intake/report/migrant-intake-report.pdf>
- Scanlon Foundation Research institute et al., 2021, “Mapping Social Cohesion: THE SCANLON FOUNDATION SURVEYS 2020”
<https://scanloninstitute.org.au/sites/default/files/2021-02/SC2020%20Report%20Final.pdf>
- Sydes M., "Immigration, Ethnicity, and Neighborhood Violence: Considering Both Concentration and Diversity Effects"
<https://journals.sagepub.com/doi/abs/10.1177/2153368719875183>
- Synergistiq, “ Youth Transition Support (YTS) Pilot Period (January 2016 to June 2017) Evaluation Report”
<https://immi.homeaffairs.gov.au/settlement-services-subsite/files/yts-pilot-period-evaluation-report.pdf>
- The Treasury / Department of Home Affairs, 2018, “SHAPING A NATION: Population growth and immigration over time”
<https://research.treasury.gov.au/sites/research.treasury.gov.au/files/2019-08/Shaping-a-Nation-1.pdf>

第7章 韓国

7.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

7.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 移民・外国人の定義

韓国では、出入国管理法において、「1.『国民』とは、大韓民国の国民をいう。」、「2.『外国人』とは、大韓民国の国籍を有しない者をいう」という定義が示されている⁹⁸⁷。統計上でも、上記の法律上の定義に従い関連統計が集計されている。なお、法務部が集計する外国人には、中長期滞在の外国人数だけでなく、短期滞在者も含まれる場合がある点には注意が必要である。また、韓国は韓民族が多くを占める国家であり、我が国同様、「移民」について法律上・統計上での特出した扱いはない。本章では、在留資格に基づく韓国に滞在する外国人に加え、帰化をした人も含めた概念を移民と定義している。

(2) 総人口に占める外国人の割合

2021年の総人口に占める外国人の割合は3%である。また、2019年まで増加傾向にあったが、2020年以降は減少傾向にある。

図表 7-1 2021年の総人口に占める外国人の割合

	総人口（人）	外国人（人）	総人口に占める外国人の割合（%）
合計	51,738,071	1,649,967	3.19
男性	25,608,502	788,663	3.08
女性	25,460,873	575,049	2.26

（資料）KOSIS 統計データベース 2021 (https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_1IN1502&conn_path=I2&language=en) より弊法人作成。

図表 7-2 総人口に占める外国人の割合の年次推移

年	総人口（人）	外国人人数（人）	総人口に占める外国人比率	総人口に占める外国人比率（男性）	総人口に占める外国人比率（女性）
2015	51,069,375	1,363,712	2.67%	3.08%	2.26%
2016	51,269,554	1,413,758	2.76%	3.17%	2.34%
2017	51,422,507	1,479,247	2.88%	3.28%	2.47%
2018	51,629,512	1,651,561	3.20%	3.65%	2.74%
2019	51,779,203	1,778,918	3.44%	3.92%	2.95%
2020	51,829,136	1,695,643	3.27%	3.64%	2.91%
2021	51,738,071	1,649,967	3.19%	3.51%	2.87%

（資料）KOSIS 統計データベース 2021 (<https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=>

⁹⁸⁷ 출입국관리법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>)（2022年10月1日閲覧）

(3) 出身地域別外国人数

2021年の韓国の外国人はアジア地域からの移民が最も多く、次いで北米地域、ヨーロッパ地域となる。

図表 7-3 2021年の出身地域別外国人数

カテゴリー	人数 (人)	人数 (%)
合計	1,956,781	100.00
アジア	1,679,199	85.81
北米	163,502	8.36
ヨーロッパ	77,356	3.95
アフリカ	19,258	0.98
オセアニア	11,181	0.57
南アメリカ	6,036	0.31
その他	249	0.01

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (<https://kosis.kr/index/index.do>) より弊法人作成。

(4) 男女別外国人数

国の総人口の男女比率は男女ではほぼ差はない状況であるが、外国人については、男性の方が若干多い傾向となっている。

図表 7-4 2021年の男女別外国人数

	合計 (人)	男性 (人)	男性 (%)	女性 (人)	女性 (%)
韓国の総人口	50,088,104	24,943,537	49.80	25,144,567	50.20
外国人総人口	1,649,967	906,507	54.94	743,460	45.06

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (<https://kosis.kr/index/index.do>) より弊法人作成。

(5) 年齢別移民・外国人数

韓国の外国人数は、15～29歳、30～39歳が約50%を占めており、帰化をした人は30～39歳が最も多い。

図表 7-5 2021年の男女別移民数

カテゴリー	年齢	人数 (千人)	人数 (%)
移民(外国人+帰化をした人の合計)	合計	1381.2	—
	15～29歳	361.5	26.17
	30～39歳	397	28.74
	40～49歳	221.5	16.04
	50～59歳	225.4	16.32
	60歳以上	175.8	12.73
外国人	合計	1331.8	—

	15~29 歳	350.6	26.33
	30~39 歳	376.4	28.26
	40~49 歳	213.8	16.05
	50~59 歳	220.2	16.53
	60 歳以上	170.7	12.82
帰化市民	合計	49.4	—
	15~29 歳	10.9	22.06
	30~39 歳	20.6	41.70
	40~49 歳	7.7	15.59
	50~59 歳	5.2	10.53
	60 歳以上	5	10.12

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_2FA005F&conn_path=I2&language=en) より弊法人作成。

(6) 職業別移民数

外国人の中で多い職業は「機械・操作・組立」や「単純労働」が最も多く、帰化市民の中でも同様である。

図表 7-6 2021 年の男女別移民数

職業区分	移民数 (千人)			外国人数 (千人)			帰化市民数 (千人)		
	合計	男	女性	合計	男	女性	合計	男	女性
合計	886.6	580.7	306.0	855.3	573.4	281.9	31.4	7.2	24.1
経営者、専門家、管理職	80.2	44.7	35.5	78.4	44.3	34.1	1.8	0.4	1.4
オフィスワーカー	34.0	15.7	18.3	32.2	15.2	16.9	1.8	0.4	1.4
サービス・営業	121.6	37.0	84.6	114.0	35.7	78.2	7.6	1.3	6.3
農林業・水産業	31.1	27.3	3.8	30.4	27.3	3.1	0.7	0.1	0.6
機械・操作・組立	344.1	293.7	50.5	334.3	290.0	44.4	9.8	3.7	6.1
単純労働	275.6	162.2	113.4	266.0	160.9	105.1	9.7	1.3	8.3

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_2FB018F&conn_path=I2) より弊法人作成。

(7) 移民の給与水準

外国人の月額給与水準は 200 万～300 万ウォン (20.6 万円～31 万円⁹⁸⁸) が最も多く、帰化市民は 100 万ウォン～200 万ウォン (10.3 万円～20.6 万円) が最も多い。

図表 7-7 2021 年の移民の月額給与水準

カテゴリー	合計 (千人)	100 万ウォン未満 (千人)	100 万ウォン～200 万ウォン (千人)	200 万～300 万ウォン (千人)	300 万ウォン以上 (千人)	
移民	合計	838.0	38.7	185.2	432.6	181.6
	男性	556.4	13.4	76.6	304.8	161.7
	女性	281.6	25.3	108.6	127.7	20.0
外国人	合計	811.3	36.0	174.2	423.7	177.4

⁹⁸⁸ 2022 年 11 月 28 日時点のレート (1 ウォン=0.1045 円) により算出 (百の位以下は切り捨て)。以下同様。

	男性	550.4	13.3	75.9	302.7	158.6
	女性	260.9	22.6	98.3	121.1	18.8
帰化 市民	合計	26.7	2.7	11.0	8.8	4.2
	男性	6.0	0.1	0.7	2.1	3.1
	女性	20.7	2.6	10.3	6.7	1.1

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_2FC001F&conn_path=I2) より弊法人作成。

韓国国民の月額給与水準は、150～250 万ウォン未満（15.7 万円～26.1 万円）が最も多く、次いで 250～350 万ウォン未満（26.1 万円～36.6 万円）となる。高額所得者の比率は移民のほうが小さい。

図表 7-8 2020 年の韓国国民の月額給与水準

カテゴリー		全体	男性	女性
平均所得 (万ウォン)	2019 年	309	360	236
	2020 年	320	371	247
所得区間 (%)	85 万ウォン未満	13.9	12.4	15.9
	85～150 万ウォン未満	10.2	8.2	13.0
	150～250 万ウォン未満	27.9	21.5	37.1
	250～350 万ウォン未満	17.1	18.1	15.7
	350～450 万ウォン未満	10.0	12.3	6.8
	450～550 万ウォン未満	6.6	8.3	4.2
	550～650 万ウォン未満	4.6	5.8	2.9
	650～800 万ウォン未満	4.6	6.0	2.4
	800～1000 万ウォン未満	2.6	3.7	1.0
	1000 万ウォン以上	2.6	3.7	0.9

(資料) 韓国統計局 雇用管理に関する統計 (http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/1/3/5/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=416858&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&searchInfo=&sTarget=title&sTxt=) より弊法人作成。

在留資格別の給与に関する統計情報はないものの、JOB KOREA では産業別の国民の給与情報を公表している（例えば建設業界では年収 4355 万ウォン（455 万円）、IT・インターネット業界は 4168 万ウォン（436 万円）、生産・製造業界は 3790 万ウォン（396 万円）、営業・顧客対応の業界は 3587 万ウォン（375 万円）等）⁹⁸⁹。雇用許可制による入国も含め、韓国に入国してくる外国人については、韓国人との給与の差別を行うことを禁止していることから、韓国人の給与水準に近い水準であると推測される。

(8) 在留資格別外国人数

F-4（在外同胞）が最も多く、次いで、E-9（非専門就業）、A-3（協定）、D-2（留学）が多い。

図表 7-9 2021 年の在留資格別外国人数

ビザのカテゴリー	合計（人）	男性（人）	女性（人）
全ての外国人	1,956,781	1,077,806	878,975

⁹⁸⁹ JOBKOREA (<https://www.jobkorea.co.kr/Salary/>) (2022 年 12 月 8 日閲覧)

ビザの 카테고리	合計 (人)	男性 (人)	女性 (人)
A-1 (外交)	5,179	2,690	2,489
A-2 (公務)	3,815	2,222	1,593
A-3 (協定)	165,869	82,370	83,499
B-2 (観光通過)	43,673	26,287	17,386
C-1 (一時取材)	18	14	4
C-3 (短期訪問)	97,225	64,352	32,873
C-4 (短期就業)	1,691	1,398	293
D-1 (文化芸術)	59	31	28
D-2 (留学)	111,178	49,663	61,515
D-3 (技術研修)	1,654	1,215	439
D-4 (一般研修)	53,870	27,918	25,952
D-5 (取材)	127	91	36
D-6 (宗教)	1,378	760	618
D-7 (駐在)	1,028	893	135
D-8 (企業投資)	5,955	5,271	684
D-9 (貿易経営)	2,053	1,813	240
D-10 (求職)	8,375	3,802	4,573
E-1 (教授)	2,017	1,496	521
E-2 (会話指導)	13,403	4,854	8,549
E-3 (研究)	3,638	2,926	712
E-4 (技術指導)	177	176	1
E-5 (専門職業)	257	254	3
E-6 (芸術興行)	3,285	1,027	2,258
E-7 (特定活動)	20,675	15,204	5,471
E-8 (季節就業)	383	320	63
E-9 (非専門就業)	217,729	198,566	19,163
E-10 (船舶就業)	17,921	17,918	3
F-1 (訪問同居)	96,015	38,784	57,231
F-2 (居住)	42,367	18,798	23,569
F-3 (同伴)	21,237	7,828	13,409
F-4 (在外同胞)	478,442	240,901	237,541
F-5 (永住)	168,118	79,207	88,911
F-6 (結婚移民)	134,285	27,309	106,976
G-1 (その他)	30,158	22,747	7,411
H-1 (観光就業)	327	93	234
H-2 (訪問就業)	125,493	74,085	51,408

(資料) KOSIS 統計データベース 2021 (https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=111&tblId=DT_1B040A5A&conn_path=I2) より弊法人作成。

7.1.2 関係法令

(1) 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る出入国管理関係法令

① 出入国管理法⁹⁹⁰

出入国管理法、韓国に入学、韓国から出国するすべての韓国国民と外国人の出入国管理を通じた安全な国境管理や韓国内に在留する外国人の在留管理及び難民認定手続等に関する事項を規定することを目的とした法律である。韓国国民の出入国に関する規定、外国人の入学及び上陸に関する規定、外国人の滞在と出国、強制退去といった我が国の出入国管理及び難民認定法にも規定される内容に加え、外国人の登録および社会統合プログラムに関する規定が盛り込まれている。特に社会統合プログラムに関する規定は、永住を取得しようとする外国人の社会適応を支援するため、教育、情報提供、相談などの社会統合プログラムを実施することに関する規定を 2012 年に新設している。当該法律の下に、出入国管理法施行令と出入国管理法施行規則が定められており、在留資格に関する事項は出入国管理法施行令で規定されている。

② 国籍法⁹⁹¹

1948 年に制定された国籍法では、2011 年 1 月、限定的に重国籍を認める改正国籍法が施行された。また、帰化の種類やその基準等に関する規定が盛り込まれている。

③ 在韓外国人処遇基本法⁹⁹²

韓国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境を作り、韓国の発展と社会統合に資することを目的に、2007 年に施行された。法務部長官が、関係中央行政機関の長と協議をして、5 年ごとに外国人政策の基本計画を策定し、中央行政機関および地方自治体は基本計画を土台に年度別の施行計画を策定し、施行することが規定されている。その他、国務総理を委員長とする「移民政務委員会」の設置や、移民者およびその子女、永住者、難民認定を受けた者など定住する外国人に対する韓国語教育、制度・文化の教育、子供の保育と教育支援、医療支援など社会適応の支援、差別防止と人権擁護に関する事項が規定されている。

(2) 労働関係法

外国人労働者の雇用に関する法律⁹⁹³において、産業技術制度、産業研修制度の下で、「研修生」名目で入学した外国人労働者の不法滞在化が問題視されるなかで、外国人労働者の

⁹⁹⁰ 출입국관리법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹¹ Law Viewer, NATIONALITY ACT (https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=48862&type=lawname&key=%20nationality+act) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹² Law Viewer, FRAMEWORK ACT ON TREATMENT OF FOREIGNERS RESIDING IN THE REPUBLIC OF KOREA (https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=29703&type=part&key=7#:~:text=The%20definitions%20of%20terms%20used,2) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹³ Law Viewer, ACT ON THE EMPLOYMENT OF FOREIGN WORKERS (https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=44287&type=sogan&key=%206) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

制度的な管理を通じて、経済とバランスのとれた発展を目的に 2003 年 8 月に施行された。本法律に基づき、2004 年から、合法的に非熟練外国人労働者を正面から受け入れることを認める「雇用許可制」が実施されている。本法律では外国人労働者の雇用手続や、外国人を雇用する際の義務等を規定している。また出入国管理法⁹⁹⁴においても外国人労働者の雇用手続を規定している。

(3) 社会保障関係法令

国民年金法⁹⁹⁵では、被保険者として外国人が該当する「事業所被保険者」や「地域被保険者」についての規定がある。事業所被保険者の枠組みでは、労働者と雇用主がそれぞれ保険料を負担し、保険料の合計は月収の 4.5%となる。

(4) 教育関連法

在韓外国人処遇基本法⁹⁹⁶では、韓国で生活するために必要な基本的な知識の習得を目的にすべての外国人に教育、情報、およびカウンセリングサービスや、韓国語と韓国文化の教育等を提供することを規定している。また、出入国管理法⁹⁹⁷では、外国人学生の管理を担当する職員を指定する等、学校における留学生受け入れのための体制に関する規定も設けている。

(5) 刑法

刑法⁹⁹⁸では、韓国人または外国人によって韓国で犯されたすべての犯罪に対する罰則を扱っている。本法律では、韓国で外国人に暴力を行使する、又は脅迫する場合、7 年以下の懲役に処すると規定されている。また、出入国管理法⁹⁹⁹においても、外国人の犯罪や不法入国に関する罰則等を定めている。

⁹⁹⁴ 출입국관리법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹⁵ KLRI, NATIONAL PENSION ACT (https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?lang=ENG&hseq=7712#:~:text=The%20purposes%20of%20this%20Act) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹⁶ Law Viewer, FRAMEWORK ACT ON TREATMENT OF FOREIGNERS RESIDING IN THE REPUBLIC OF KOREA (https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=29703&type=part&key=7#:~:text=The%20definitions%20of%20terms%20used,2) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹⁷ 출입국관리법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹⁸ KRUI, CRIMINAL ACT (https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=28627&lang=ENG) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

⁹⁹⁹ 출입국관리법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

7.1.3 関係機関

(1) 法務部¹⁰⁰⁰

法務部では外国人の入国管理、人権問題、刑事問題等の分野を管轄している。外国人受け入れ政策に関する各種取組を担当する韓国移民局は、以下の各課に分かれている。

図表 7-10 韓国移民局の課と担当業務

課	担当業務
入国管理計画課	政策の立案、予算配分、広報及び国際協力
国境管理課	入国審査業務、入国規制措置の立案
レジデンス&ビザ事業課	ビザの設計・発行
捜査執行課	不法移民の調査/追放、困窮した外国人の保護
IT 戦略・経営本部	外国人の受け入れ業務のデジタル化の推進や統計情報の分析
移民ビックデータ課	外国人住民の身分証明書等のデータベースの管理、データベースの構築
移民政策課	移民政策委員会の運営、移民政策基本計画の年次計画の策定、その実施・評価スキームの立案
国籍課	国籍取得・喪失、多国籍保有者の管理
移民統合課	移民のための社会統合政策の立案、多文化主義の理解を促進するための政策の立案
難民政策課	難民政策の立案、支援体制の構築、難民等の社会定着支援

(資料) Ministry of Justice (https://www.moj.go.kr/moj_eng/1780/subview.do) より弊法人作成。

(2) 雇用労働部¹⁰⁰¹

雇用労働部では、外国人労働者委員会を設置し、外国人の労働者に関する政策の審議立案を行っている。また、雇用許可制の運用・各国との協定の締結や、外国人労働者の生活情報等に関する調査を行っている。

(3) 地方自治体

地方自治体では、法務部の政策に基づき、行動計画を策定し、政策を実施する役割を果たしている。

(4) Migration Research and Training Center (MRTC) ¹⁰⁰²

韓国は、赤十字国際委員会 (ICRC)、国際移住機関 (IOM)、国連人権委員会 (UNCHR) などと積極的に関わりを持っており、IOM と協定を締結し、Migration Research and Training Centre (MRTC) を設立した。MRTC では、外国人受け入れ政策に関する文献レビュー・調査・分析や、専門家の育成、セミナー等を実施している。

¹⁰⁰⁰ Ministry of Justice (https://www.moj.go.kr/moj_eng/1780/subview.do) (2022年10月1日閲覧)

¹⁰⁰¹ Ministry of Employment and Labor (<https://www.moel.go.kr/english/>) (2022年10月1日閲覧)

¹⁰⁰² IOM MRTC, Migration Profile of the Republic of Korea (2022年10月1日閲覧)

(5) 韓国雇用情報院 (KEIS) ¹⁰⁰³

雇用労働部と提携し、雇用、キャリア、仕事に関する情報の収集、分析、提供、雇用サービスの高度化支援、情報システムの運営を担当している。雇用許可制の周知や労働許可申請、求職外国人労働者の登録及び外国人求職者台帳の管理、雇用動向や労働市場の主要課題の分析等を行っている。

(6) 韓国産業人力公団 (HRDK) ¹⁰⁰⁴

雇用許可制における求職者のリストの作成や、各国の送り出し機関との労働契約等に関するやり取り、EPS-TOPIK (韓国語の能力試験) の運営を行っている。

7.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

韓国法務部の定義によると、外国人労働者とは、韓国の国籍を有さず、韓国に所在する事業所において、賃金を目的とする労働を提供しようとする者とされる。外国人が韓国で働くためには、就労活動に従事するための在留資格を取得する必要がある¹⁰⁰⁵。

韓国で就労ができる外国人の在留資格は以下の通りであり、就労可能な在留資格は C-4、E-1～E-10、F-2、F-4～F-6、H-2 ビザのカテゴリーに限られる。

図表 7-11 韓国における就労可能な在留資格の種類

在留資格	カテゴリー	在留資格	カテゴリー
A-1	外交	E-2	会話指導
A-2	公務	E-3	研究
A-3	協定	E-4	技術指導
B-2	観光通過	E-5	専門職業
C-1	一時取材	E-6	芸術興行
C-3	短期訪問	E-7	特定活動
C-4	短期就業	E-8	季節就業
D-1	文化芸術	E-9	非専門就業
D-2	留学	E-10	船舶就業
D-3	技術研修	F-1	訪問同居
D-4	一般研修	F-2	居住
D-5	取材	F-3	同伴
D-6	宗教	F-4	在外同胞
D-7	駐在	F-5	永住
D-8	企業投資	F-6	結婚移民

¹⁰⁰³ Korea Employment Information Service (<https://eng.keis.or.kr/eng/index.do>) (2022年10月1日閲覧)

¹⁰⁰⁴ Human Resources Development Service of Korea (<https://www.hrdkorea.or.kr/ENG>) (2022年10月1日閲覧)

¹⁰⁰⁵ 법제처, 외국인근로자 취업 및 체류자격 (https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=3&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1&search_put=) (2022年8月24日閲覧)

在留資格	カテゴリー
D-9	貿易経営
D-10	求職
E-1	教授

在留資格	カテゴリー
G-1	その他
H-1	観光就業
H-2	訪問就業

(資料) 법제처, 외국인근로자 취업 및 체류자격 (https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=3&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1&search_put=) (2022年8月24日閲覧) より弊法人作成。

取得者数が多い、主な在留資格の滞在期間については以下の通りであり、滞在期間を超えて延長することも可能である¹⁰⁰⁶。

図表 7-12 主な在留資格の滞在期間

在留資格	最大滞在期間	延長の可否
E-9 (非専門就業)	3年	延長可
H-2 (訪問就業)	合意の上決定	
D-2 (留学)	2年	延長可
F-4 (在外同胞)	2年	延長可
F-5 (永住)	制限なし	
F-2 (居住)、F-6 (結婚移民)	3年	延長可

※E-9のカテゴリーでは滞在期間を4年10か月まで延長をしてから更に4年10か月延長をできる。

(資料) HI KOREA, 편리한 민원신청을 위해 온라인으로 신청하실 수 있는 서비스를 제공하고 있습니다(https://www.hikorea.go.kr/info/InfoDatail.pt?CAT_SEQ=170&PARENT_ID=19) (2022年10月2日閲覧) より弊法人作成。

また、以下のカテゴリーでは家族の帯同要件についての規定を設けている。E-9 ビザ(非専門職)の家族同行に関する規定はない¹⁰⁰⁷。

図表 7-13 家族の帯同の要件

在留資格	家族の帯同要件	最大滞在期間
F-1 (訪問同居)	A-1～A-3、F-4、H-2 の家族に付き添っている家族、被扶養者、家政婦	2年
F-2 (居住)	韓国国民または永住権(F-5)保有者の配偶者および未成年の子供、または難民として認定された者	5年
F-3 (同伴)	D1～E7のカテゴリーの20歳未満の配偶者または未婚の子供(D3を除く)	被扶養者と同じ
F-6 (結婚移民)	法務部が大韓民国の母または父として認めた者の配偶者または養子	3年

(資料) HI KOREA, 비자発行 가이드 매뉴얼 (<https://overseas.mofa.go.kr/viewer/skin/doc.html?fn=20201204052807851.pdf&rs=/viewer/result/202209>) より弊法人作成。

専門職人材は、外国人労働者の雇用に関する法律の適用を受けず、雇用許可なしに出入

¹⁰⁰⁶ HI KOREA, 편리한 민원신청을 위해 온라인으로 신청하실 수 있는 서비스를 제공하고 있습니다(https://www.hikorea.go.kr/info/InfoDatail.pt?CAT_SEQ=170&PARENT_ID=19) (2022年10月1日閲覧)

¹⁰⁰⁷ HI KOREA, 비자発行 가이드 매뉴얼 (<https://overseas.mofa.go.kr/viewer/skin/doc.html?fn=20201204052807851.pdf&rs=/viewer/result/202209>) (2022年10月1日閲覧)

国管理法が定める在留資格の範囲内で就業活動を行う事ができる。専門職人材の在留資格は、教授（E-1）、会話指導（E-2）、研究（E-3）、技術指導（E-4）、専門職業（E-5）、特定活動（E-7）である。

雇用許可制は、国内労働市場で必要な労働力を調達できない企業が単純労働業務に従事する外国人労働者を合法的に雇用することができる制度である。一般の外国人労働者を対象とする「一般雇用許可制」と韓国系外国人労働者を対象にする「特例雇用許可制」の2種類がある。在留資格は、一般雇用許可制が非専門就業（E-9）、特例雇用許可制が訪問就業（H-2）である。中小製造業（常用労働者 300 人未満または資本金 80 億ウォン（8 億 2680 万円）以下）、農畜産業、漁業（20 トン未満）、建設業、サービス業の分野の企業を対象に外国人労働者の雇用を許可し、労働力需給に応じて適正水準の受け入れ規模を決定する。具体的な需給調整方法として、労働市場テスト、受け入れ人数の総量規制（クォータ制）および業種や事業所規模別の雇用許可人数を採用している¹⁰⁰⁸。

雇用許可制は、常用雇用を前提としているため、農漁業分野で季節的に発生する人手不足に対応することが困難であった。そのため、2015 年に季節労働者制度が一部地域で試験導入され、2017 年から全国に拡大された。これにより、農漁業の繁忙期に限定して短期間、外国人労働者を季節労働（E-8）の在留資格で受け入れることが可能となった¹⁰⁰⁹。

7.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準

各在留資格の取得要件はそれぞれのカテゴリー毎に異なる。各カテゴリーの基準の詳細については、法務部が発行するビザ発行ガイドマニュアル¹⁰¹⁰に掲載されているため、以下では取得者数が多いカテゴリーの基準について示す。

図表 7-14 主な在留資格の取得基準

在留資格	基準
D-2（留学）	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学以上の教育機関または学術研究機関への留学または研究活動をする者 ・正規課程（学士、修士、博士）の受講や特定の研究を行いたい者
D-4（一般研修）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学付属の語学学校で韓国語を研修している者 ・留学資格を有する機関又は学術研究機関以外の教育機関で教育を受けている者 ・国公立の研究機関または研修機関において技術、技能等を研修する者 ・外資系企業でインターン（研修生）として働く者 ・教育若しくは訓練を受け、又は研究活動に従事している者

¹⁰⁰⁸ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」 pp.162-163

¹⁰⁰⁹ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」 pp.161-162

¹⁰¹⁰ HI KOREA, ビザ発行ガイドマニュアル (<https://overseas.mofa.go.kr/viewer/skin/doc.html?fn=20201204052807851.pdf&rs=/viewer/result/202209>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

在留資格	基準
E-7（特定活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・求人に関連する分野で修士号を取得していることや、学士号の場合は当該分野での1年以上の就労経験があること、求人に関連する分野で5年以上の実務経験があること（世界の時価総額TOP500の企業や世界大学ランキングの上位校出身者等の場合就労期間の要件等の緩和・免除になるケースもある） ・就労先の外国人の雇用率（原則として20%以内であるが、特定の産業では50～70%の場合もあり、就労先により異なる）や最低賃金以上の給与条件等
E-9（非専門就業）	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の雇用に関する法律の規定に基づく国内雇用 ・外国人労働者の雇用に関する法律に基づく国内雇用要件の遵守
F-4（在外同胞）	<ul style="list-style-type: none"> ・出生時に韓国国籍の者 ・外国籍を取得した者（設立前に海外に移住した韓国人を含む） ・直系の子孫として外国籍を取得した者
F-6（結婚移民）	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国国民の配偶者 ・父又は母として法務大臣が認めた者

（資料）HI KOREA, ビザ発行ガイドマニュアル（<https://overseas.mofa.go.kr/viewer/skin/doc.html?fn=20201204052807851.pdf&rs=/viewer/result/202209>）より弊法人作成。

雇用許可制による入国（E-9）を行う際には、リスニング問題 25 問と読解問題 25 問で構成される韓国語能力試験（EPS-TOPIK）の受験が必要となり、200 点満点中 80 点以上が求められる。また、2014 年にはポイント制度が導入され、言語能力以外にも仕事のスキルや、実務経験、資格等によって評価をする仕組みも導入されている¹⁰¹¹。また、雇用許可制では基本的には勤務先の変更はできなかったものの、現在では、3 回までは変更を申し込むことができる。また、この 3 回には労働者の責任によらない申請（例えば会社が潰れた等）は回数に数えないという仕組みとなっている。また、基本的な期限は 3 年であるが 4 年 10 か月までは延長をできることに加えて、勤勉に働く労働者については、事業主側からの申請により、再入国をして新たに 4 年 10 か月働くことができる。合計 9 年 8 か月が経過した労働者は基本的には EPS には年齢制限が 18～39 歳であるため、年齢制限に引っかかる人が多く、滞在資格を E7 等に変更して残るケースもある¹⁰¹²。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度(受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。)等の有無及び詳細

雇用許可制では、外国人を採用する企業は労働市場テストとして、一定期間（通常は 14 日間又は 7 日間にわたって）の韓国国民の採用活動を行う。採用に失敗した場合は、雇用センターに外国人を採用するための申請書を提出する必要がある。KEIS では、雇用主のランク付けを行い、ランクに応じて、雇用センターから候補者のリストが割り当てられる。雇用主はそのリストを見て、賃金や労働時間、休日、職場環境が明記された契約書を HRDK¹⁰¹³に送り、HRDK は各国の送り出し機関にオンラインで提出する¹⁰¹⁴。

雇用許可制に基づく非専門職人材の受け入れ政策は、国内の労働力が不足する分野で、

¹⁰¹¹ OECD iLibrary, Low-skilled labour migration in Korea (2022 年 10 月 1 日閲覧)

¹⁰¹² 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰¹³ Human Resources Development Service of Korea (<https://www.hrdkorea.or.kr/ENG>) (2022 年 10 月 1 日閲覧)

¹⁰¹⁴ OECD iLibrary, Low-skilled labour migration in Korea (2022 年 10 月 1 日閲覧)

外国人労働者を合法的かつ透明性をもって活用するため、以下の基本原則を設けている。

図表 7-15 雇用許可制の基本原則

原則	内容
第1原則	労働市場補完性（韓国人を優先雇用）
第2原則	透明性（公共部門が外国人の受け入れプロセスを管理）
第3原則	市場の需要尊重（市場の需要に合わせて外国人労働者を選抜・導入）
第4原則	短期循環（定住化の防止）
第5原則	差別禁止（労働関係法など韓国人と同等の取り扱い）

（資料）独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.163 より弊法人作成。

一方、短期循環を掲げながらも、国内の労働力不足に対応するために、就業許可期間が徐々に延長されており、正当な理由がある場合に限り、同一産業内で3回まで職場の異動が認められている。なお、外国人単純労働者の受け入れ制度を設けている他の国と同様に、家族の同伴は原則認められていない¹⁰¹⁵。

外国人受け入れ政策に関する省庁間の委員会である外国人労働力政策委員会では、毎年外国人の総雇用数や雇用産業、出身国の上限を含め、非専門職の外国人労働者の受け入れ数を決めている。受け入れの総数は年によって異なり、金融危機が発生した2009年には前年に比べて大幅に減少している。近年の受け入れ総数は安定しており、製造業の受け入れが多い状況となっている¹⁰¹⁶。

(3) 永住・帰化の可否及び基準(永住許可を得るために必要な在位留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。)

永住の要件について、出入国管理法では以下の3点に関する要件を定めている。また、以下の規定に関わらず、科学、経営、教育、文化及びスポーツ等の特定の分野において優れた能力を有する者及び大韓民国に一定以上の投資をした者等については基準の緩和等を行う可能性がある¹⁰¹⁷。

- 大韓民国の法令を遵守するなど、慎み深い行動をすること
- 自己又は生計を共にする家族の収入、財産等から生計を立てることができること
- 韓国語の語学力、韓国の社会・文化への理解など、大韓民国に住み続けるために必要な基礎的な能力を有すること。

また、出入国管理法施行規則では、法律に違反した回数や判決からの期間、出国命令や強制退去命令が出された日からの期間等に関する基準の詳細や所得の水準、社会統合プロ

¹⁰¹⁵ 野村 敦子、2019、第9章韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み—、JR I レビュー Vol.10, No.71、p.146

¹⁰¹⁶ OECD iLibrary, Low-skilled labour migration in Korea (2022年10月1日閲覧)

¹⁰¹⁷ 法務部、出入国管理法 (<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=001000000#J10:3>) (2022年9月26日閲覧)

グラムの受講や必要な点数に関する基準を設定している¹⁰¹⁸。

(4) 永住資格を喪失する要件(一定の事由の発生により自動的に喪失する要件であるか、入国管理当局の調査・処分により当局側が喪失させるものであるか)

出入国管理法施行規則では、永住権を取り消すことができる基準として以下の 5 つを設けている。また、永住権が取り消された場合には、韓国に留まる必要性が認められ、かつ、一般在留資格の要件が満たされたときには、一般在留資格を付与することができる¹⁰¹⁹。

- 虚偽その他不正の手段により永住権を取得した場合
- 「刑法」及び「性暴力罪等の処罰に関する特例法」等の法務部が定める法律に定める犯罪が確認され、懲役又は 2 年以上の懲役の刑が確定したとき
- 過去 5 年以内に、出入国管理法またはその他の法律に違反したとして懲役または懲役の刑を宣告され、確定した刑期の合計期間が 3 年以上である場合
- 大韓民国において一定額以上の投資資格を維持することを条件として永住権を取得している者等、大統領令で定める者が当該条件に違反したとき
- 国の安全、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為をしたとき

¹⁰¹⁸ 法務部、出入国管理法施行規則 (<https://www.law.go.kr/LSW/lumLsLinkPop.do?lspttninfSeq=149319&chrClsCd=010202>) (2022 年 9 月 26 日閲覧)

¹⁰¹⁹ 法務部、出入国管理法施行規則 (<https://www.law.go.kr/LSW/lumLsLinkPop.do?lspttninfSeq=149319&chrClsCd=010202>) (2022 年 9 月 26 日閲覧)

7.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

7.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

韓国で就業できる外国人は、出入国管理法施行規則¹⁰²⁰が定める在留資格の範囲内で就業活動が可能な専門職人材および主に外国人労働者の雇用に関する法律¹⁰²¹が定める雇用許可制に基づき就労が認められる非専門職人材の 2 種類に分けられる。雇用許可制では、製造業、建設業、農畜産業、サービス業の従業員 300 人未満の事業主は、国内で労働者を見つけることができなかつた場合、労働部の許可を得て、外国人労働者を雇用することができる。1991 年から 2003 年までは韓国の企業が海外の子会社で雇用した外国人を韓国で研修させた後、再び投資先国で雇用する産業技術研修生制度や産業研修制度、研修就業制度等が実施されていたが、2006 年末をもってそれらの制度も雇用許可制に統合されている。

雇用許可制は過去に実施してきた研修制度において仲介業者に支払われる高額な手数料を無くすことや、不法滞在者の削減を目指して導入がされ、実際に費用が削減できているとの調査結果も出ている¹⁰²²。2007 年には韓国人系外国人労働者を対象とする訪問就業制度、2017 年には季節労働者制度が導入されている。

図表 7-16 韓国における外国人労働者受入制度の変遷

時期	外国人労働者受入制度の変遷
1991 年	産業技術研修制度の導入
1993 年	産業研修制度の導入
2000 年	研修就業制度の導入
2002 年	就業管理制度の導入
2004 年	雇用許可制の導入
2007 年	訪問就業制度の導入
2017 年	季節労働者制度の導入

(資料) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」JILPT 資料シリーズ No.249、p.162 より弊社作成。

雇用許可制は、現地で希望者を選定する段階から入国、契約締結、雇用中の管理まですべて公共機関で実施する制度であり、不法滞在者の減少や、外国人の人権の保護等の観点から国連にも外国人受け入れ政策の優良事例として表彰をされた制度であるが、近年では非熟練分野の外国人労働者の国内への長期滞在が進み、定住化に伴う社会的コストの発生や、韓国人の非熟練労働者の雇用へのマイナスの影響も指摘されており、不法滞在者が、

¹⁰²⁰ 출입국관리법 시행령 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>) (2022 年 8 月 24 日閲覧)

¹⁰²¹ 외국인근로자의 고용 등에 관한 법률 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8%EA%B7%BC%EB%A1%9C%EC%9E%90%EC%9D%98%EA%B3%A0%EC%9A%A9%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0>) (2022 年 8 月 24 日閲覧)

¹⁰²² OECD iLIBRARY, Low-skilled labour migration in Korea (2022 年 10 月 3 日閲覧)

再び増加し始めていることから外国人の増加に対する国民の不満や不安が増大し、反移民感情の高まりなど社会的な不安に繋がる可能性が懸念されている。この様な状況の中、法務部の移民・外交政策本部において、2018年～2022年の外国人の受入れ・共生のための「第三次基本計画」を策定しており、第一・二次基本計画の成果の整理と共に、以下の5年間の政策目標と重点課題を掲げている¹⁰²³。

図表 7-17 第三次基本計画

政策目標	重点課題
国民から理解を得られる秩序ある受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 優秀な移民を惹き付ける ● 成長を促進するための移民の誘致と活用 ● 観光客や投資家の誘致による経済の活性化 ● 移民受入れ制度の高度化と滞在・国籍制度の改善
移民の自立と社会参加が一体化した社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 移民の定住を支援し、社会統合を促進する ● 社会統合のための福祉支援の拡充 ● コミュニティへの移民の参加の増加
市民と移民が共に築く安全な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全かつ迅速な国境管理システムの確立 ● 移民の管理システムの高度化
人権と多様性が尊重される公正な社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 移民の権利保護の強化 ● 女性や子供など立場の弱い移民の人権促進 ● 文化の多様性を促進し、移民の受容性を高める ● 国民との共生・発展を行うための環境づくり ● 国際社会が共感できる先進的な難民政策の推進
協力に基づく未来志向のガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 移民に関する国際協力の推進 ● 中央省庁、市町村、市民社会との協力の強化 ● 移民政策の研究基盤の確立

(資料) Ministry of Justice, 제 3 차 외국인정책 기본계획 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1609/subview.do>) より弊法人作成。

李(2018)によれば、第一次基本計画は「韓国人・韓国社会と密接なつながりを持つ外国人の韓国社会への適応」に重点が置かれ、外国人の就労支援や社会統合は極めて限定的であった。第二次基本計画では、より経済的な観点から「望まれる移民の受け入れと定着」を主眼に政策が講じられてきた。一方、第三次基本計画では、受け入れる側の韓国社会と外国人の win-win 関係の構築が強調されており、外国人の権利や義務にかかわる取組の強化など、社会包摂のプロセスにおける不安定要素を縮減していこうとする政策の意図が窺えるものとなっている¹⁰²⁴。

雇用許可制における受け入れ人数は今年度までは毎年5～7万人程度の規模であったが、新型コロナウイルスの拡大により、受け入れ数が減少したことから、2023年度は11万人の受け入れを行う予定である¹⁰²⁵。

¹⁰²³ 野村敦子、2019、第9章韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み—、JRI レビュー Vol.10, No.71, p.154

¹⁰²⁴ 李惠珍、2018、政策として移民とどう向かい合うか—韓国における現状と課題—、みらい No.16、日本国際交流センター

¹⁰²⁵ 雇用情報院へのヒアリングより

7.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

関係行政機関による会議、有識者による審議会等については、法務部において、移民政策諮問委員会を設けており、重要な移民政策の策定、立案及び実施に関する専門家の意見を募集し、反映させるために委員長 1 名及び副委員長 1 名を含む 15 名以内の委員の選定を行い、基本方針や長期・短期計画、政策課題等に関する議論の場を設けている¹⁰²⁶。また、国務総理を委員長とする出入国管理委員会では、基本計画の審査等を行っている¹⁰²⁷。

外国人受け入れ政策に関する省庁間の委員会である外国人労働政策委員会では、作業部会において、従業員や雇用主、NGO、政府高官が最大 25 名程度集まり、非専門職の外国人の雇用主からの需要や、受け入れの上限数に関する検討を行っている¹⁰²⁸。

外国人受け入れ政策に関するパブリックコメント制度については、法務部において、新たな政策等に関する意見聴取の仕組みを設けている。例えば、2022 年の 6 月には新型コロナウイルスの流行により発行が止まっていた短期訪問ビザや電子ビザの発行の再開について、国民からの意見聴取を行っている¹⁰²⁹。

二国間協定については、雇用許可制において、二国間協定を締結した国（16 か国）¹⁰³⁰の外国人を対象とする一般雇用許可制と韓国系外国人を対象とする特例雇用許可制を設けている。雇用許可制では、①雇用主に対する国内雇用の努力義務（労働市場テストの実施）、②雇用可能業種・事業規模を限定したうえでの雇用可能人数の制限、③二国間協定による送り出し国の責任の明確化を掲げ、韓国政府と送り出し国政府との間の二国間協定として、求職者の選抜要件・方法・期間と相互の権利義務等に関する覚書を交わし、送り出し国政府にも一定の責任があることを明確にしている。これは、産業研修生制度が民間団体やブローカーが介在することで不正が多く発生し、外国人労働者は多額のコスト負担を余儀なくされたことの教訓に基づいている¹⁰³¹。

その他、受入れに向けた環境整備として、韓国では、2012 年以降、教育科学部と法務部により大学の留学生の管理に関する年次評価を実施しており、留学生の 10%以上がオーバーステイ又は不法滞在をしていることが判明した場合、1 年間留学生の受入れが禁止される¹⁰³²。

地方自治体の取組事例として、ソウル市では外国人住民による協議会を設定している。男女比は半々で合計約 40 人の委員がおり、期間は 2 年間である（続投もできるため最長

¹⁰²⁶ 법무부 이민정책자문위원회규정 (<https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2000000100159>) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

¹⁰²⁷ Ministry of Justice, The 3rd MASTER PLAN FOR IMMIGRATION POLICY (https://www.immigration.go.kr/immigration_eng/1833/subview.do) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

¹⁰²⁸ OECD iLIBRARY, Low-skilled labour migration in Korea (2022 年 10 月 3 日閲覧)

¹⁰²⁹ 국민권익위원회, 국민생각함 (<https://www.immigration.go.kr/moj/205/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE88JTJGc2hhcmVBCGklMkZtb2olMkZzaGFyZUFwaS5kbyUzRmZpcnN0Um93JTNEMTklMjZ0YWJSb3clM0QxJTI2bGFzdFJvdyUzRDI3JTI2>) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

¹⁰³⁰ インドネシア、モンゴル、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、パキスタン、ウズベキスタン、バングラデシュ、中国、キルギス、ミャンマー、ネパール、東ティモール、ラオスと締結している。

¹⁰³¹ 野村敦子、2019、第 9 章韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み—、JRI レビュー Vol.10, No.71、p.147

¹⁰³² University World News, 18 universities barred from admitting foreign students (<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20220325102141568>) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

4年務めることができる)。委員はソウル市で募集をして選定を行い、3つの分科会を設けている。この協議会で検討された外国人住民からの提言を踏まえて、ソウル市内で検討を行い、政策立案に活かしている。四半期に一度分科会が開催され、年末に全体会議が行われる。分科会は外国人の生活環境改善や、外国人の人権・文化多様性、外国人の能力開発のテーマが設定される。また、ソウル市では協議会の他にも外国人によるモニタリング制度を設けている。本制度ではソウル市において、1年の委嘱期間で40名程度の外国人を選定する。選定された人はオリエンテーションを受けた後、専用のシステムに日々の生活や困ったことや気づいたことがあれば書き込みを行う。選ばれた人は基本的には月に2回以上書き込みを行う必要があり、1件当たりに報酬が支払われる。書き込みの内容は検討に値しないものもあるので、ソウル市で承認をしたコメントに対する対価として1件当たり、約2~3万ウォン（約2千円~3千円）が支払われる¹⁰³³。

7.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

外国人受け入れ政策に関する省庁間の委員会である外国人人力政策委員会では、作業部会において、各省庁の高官等が集まり、非専門職の外国人の雇用主からの需要や、受け入れの上限数に関する検討を行っている¹⁰³⁴。

雇用許可制の運用の役割分担について、雇用労働部は外国人を受け入れる企業の雇用許可の審査や外国人の採用を求める企業のリストの管理、雇用許可証の発行、外国人とのマッチング、労働契約の締結を担当している。また、産業人力公団では韓国に入国する前の人材プールの管理や認証、入国後の空港からのエスコートや入国後の研修の統括、送り出し国に設置しているEPSセンターの運営、入国後の外国人の生活・就労状況の調査、相談対応、通訳サービスの提供を行っている¹⁰³⁵。雇用許可制では、送り出し国で韓国語能力試験を受けることが義務付けられており、産業人力公団が現地のEPSセンターでの選抜にも関わることになっている。産業人力公団では現地の受け入れから入国後の具体的な支援を行っているが、韓国語試験の手数料や現地での教育の手数料による年間約165億ウォン（約17億830万円）の収益により、各種支援の費用が賄われている¹⁰³⁶。

雇用許可制では、2国間協定を結んでいる16か国と連携し、韓国での就労希望がある外国人と、外国人を雇用したい韓国企業のマッチングに向けたシステムを構築しており、外国人労働者の人数を韓国に入る前から、帰国するまで、体系的に管理できる。そのため、状況に応じた外国人の数のコントロールが可能である¹⁰³⁷。本システムの設置・運用は雇用情報院が担当しており、2国間協定を締結したのち、送り出し国でシステムの構築を行う。

¹⁰³³ ソウル市へのヒアリングより

¹⁰³⁴ OECD ILIBRARY, Low-skilled labour migration in Korea (<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/9789264307872-8-en/index.html?itemId=/content/component/9789264307872-8-en>) (2022年10月3日閲覧)

¹⁰³⁵ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰³⁶ 雇用情報院へのヒアリングより

¹⁰³⁷ 雇用情報院へのヒアリングより

7.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

第3次基本計画では、移民の地域社会への積極的な参加を促すための政策として、自治体のベストプラクティスを取集することや、地方自治体とネットワークを構築することが掲げられている。また、法務部が地方自治体の移民政策に関するコンサルティングを提供し、中央政府と地方政府の関係者間の協力を促進すると共に、地方自治体の移民政策に対する全面的または部分的な財政的支援のあり方を検討することが示されている。その他、移民政策の主要な課題について、地方自治体や市民社会と共同で詳細な分析を行い、その結果を1年後に策定される政策に適用するための政策評価とフィードバックシステムを確立することや地方自治体との協力協議体を組織し、協力体制を構築することが掲げられている¹⁰³⁸。

雇用許可制における入国後の研修については、2泊3日の就労教育を中小企業中央会や業種別の団体（例えば農協等）により実施し、受け入れ企業での就労が始まる。また、雇用労働部では、労働者向けの相談サービスとして、コールセンターを運営しており、各地方で通訳サービスも行っている。事業所に対する指導点検を行う費用や、広報費、外国人労働者の支援を行う非営利団体を外国人労働者支援センターに指定し、その人件費に対する費用の一部も出している。雇用許可制を運用するにあたり、雇用保険の基金から95億ウォンを外国人労働者支援センターや、産業人力公団での教育、帰国支援に充てている¹⁰³⁹。

地方自治体で行う政策には、補助金を活用して行う事業もある。対象となる事業は法律で定められた事業であり、多文化家族支援法に基づき実施する多文化家族支援センターがその代表的な例である。また、暴力被害を受けた外国人女性を保護するために設置するシェルターについても女性家族法で定められており、設置にかかる費用の一部について補助金を活用できる。実際にソウル市では、外国人に関連する事業の年間予算300億ウォン（31億370万円）のうち、55億ウォン（5億6901万円）が補助金で賄われている¹⁰⁴⁰。

7.2.5 外国人との共生のために講じている施策（外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。）

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

法務部では、長期滞在を目的に合法的に韓国に滞在している留学生や、労働者、配偶者等を対象にして、入国後に早期適応プログラムを実施している。本プログラムでは、留学生生活を成功させるためのアドバイスや、キャリア開発、コンプライアンスの意識、人権侵害が発生した場合の救済措置、在留・永住許可制度や国籍取得、生活情報、法律、文化、関連する諸制度等に関する研修を無料で実施している¹⁰⁴¹。その他、法務部では2009年か

¹⁰³⁸ Ministry of Justice, 제3차 외국인정책 기본계획 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1609/subview.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰³⁹ 雇用労働部へのヒアリングより

¹⁰⁴⁰ ソウル市へのヒアリングより

¹⁰⁴¹ Ministry of Justice, 이민자 조기적응프로그램(<https://www.socinet.go.kr/soci/contents/PgmHap>)

ら移民が社会に適応し自立するために不可欠な韓国語、文化、韓国社会への理解、憲法上の価値観など、基本的なリテラシーを育むための社会統合プログラムを運営している。本プログラムでは、出身国（本国）と異なる環境や法制度により韓国での生活が困難な移民のために、犯罪防止、労働、不動産取引、消費生活法などの生活に関する特別講義や、金融、経済、災害、安全教育など、移民向けのさまざまなプログラムを運営している。また、妊娠、出産、障がい、就労、遠隔地での生活などにより集団教育に参加できない移民を対象に9名を1グループとして、各グループに1名の講師がつき、パソコンのビデオカメラを通してリアルタイム研修を実施している¹⁰⁴²。本プログラム自体の予算やその財源の確保の方法に関する情報は把握できなかったものの、法務部における2022年度の「イミグレーション」のカテゴリーにおける予算は1211億1700万ウォン（126億5672万円）となり、本予算の中で入国管理施設の運営や、外国人の保護、社会統合のためのプログラムの実施、社会統合のための支援を行っている¹⁰⁴³。

産業人力公団では、雇用許可制について協定を締結した16か国に対して、無料で韓国語の教材を配布している。また、韓国の文化体育観光部では世宗学童という支部を各国に設けており、ここでは無料の韓国語講座も開かれている。配布している教材については、昔は紙媒体であったが、現在はオンラインテキストや、eラーニングのコンテンツも作成しており、雇用許可制で入国の際の試験の過去問題もオンラインで公開されている。雇用許可制の語学試験では、韓国のビジネスマナーや、常識等の問題も出され、語学の試験を受ける中で韓国文化を学ぶことができる。また、送り出し国では、韓国での就労が決まった人に対して韓国の労働基準法や入国後のサポート、セクハラ予防、産業安全等に関するテーマで教育を実施しているほか、韓国に入国後は各産業別にある団体（農業であれば例えば農協等）が研修を行う。内容は、16時間以上と定められており、基本的には職場環境1時間、関係法令5時間、相談の手續3時間、産業安全・技能7時間等の配分で研修を実施する。費用は全額受け入れ企業が負担する¹⁰⁴⁴。産業人力公団における本取組の予算は前掲の通り、韓国語試験の手数料や現地での教育の手数料による年間約165億ウォン（約17億2425万円）の収益や、雇用保険の基金から95億ウォン（9億9275万円）により賄われている¹⁰⁴⁵。

女性家族部では、乳幼児、児童、青年、大学生、大人、公務員、兵士、警察、施設職員等を対象にした多文化理解に関するオンライン教育プログラムや訪問教育プログラムを実施している¹⁰⁴⁶。その他、各地域に設置されている多文化教育支援センター¹⁰⁴⁷やファミリーセンター¹⁰⁴⁸において、移民のための語学教育に関する取組が展開されている。

pStar.jsp?q_global_menu_id=S_HS_SUB01) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁴² 法務部、移民の社会統合 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1518/subview.do>) (2022年12月8日閲覧)

¹⁰⁴³ 法務部、予算 (<https://moj.go.kr/moj/260/subview.do>) (2022年12月9日閲覧)

¹⁰⁴⁴ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁴⁵ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁴⁶ KOREA INSTITUTE FOR HEALTHY FAMILY, danurischool (<https://www.danurischool.kr/>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁴⁷ ソウル市多文化教育支援センター (<https://multiculture.sen.go.kr/160497/subMenu.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁴⁸ 서울시가족센터(<https://familyseoul.or.kr/search/node?keys=%ED%95%9C%EA%B5%AD%EC%96>)

上記の通り、韓国では入国後の外国人に対する言語や社会制度、文化等の教育を実施する体制を構築しており、近年は ICT ツールを活用した教育も行っている。日本においても「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」において生活場面に応じた日本語を学習できる ICT 教材の開発・提供や、生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討が進められており、韓国における取組と共通する部分も多い。一方、韓国では文化体育観光部が運営する世宗学童において無料の韓国語講座を開設していることや、雇用許可制における試験の手数料の収益や雇用保険の基金を予算として充てている等、海外での教育基盤や制度の運用にかかる費用の徴収方法の面で日本と異なる特徴もある。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

法務部では、大韓民国に居住する外国人の処遇に関する基本法に基づき、在留外国人が社会に適応できるようにカウンセリングや多言語での情報提供を行う移民相談センターを運営している。本センターでは、外国人の入国管理や、生活上の悩みに関する相談をすることができ、韓国語のほか、中国語や英語での相談が可能である¹⁰⁴⁹。また、各地域に設置されている多文化家族支援センターでは、ベトナム語や、中国語、英語、モンゴル語、タイ語、ロシア語、インドネシア語、クメール語、日本語、ネパール語の通訳・翻訳サービスや、法律に関する相談、就職のための研修、個人や夫婦でのカウンセリング、子育てのプログラム等を実施している¹⁰⁵⁰。生活のための情報提供についても、本センターを中心に、韓国の歴史や文化、国籍の取得、子育て、医療、就職、社会保障、子供の教育、外国人が利用できる支援サービス等に関する情報をガイドブックとして、13か国語（韓国語、英語、中国語、日本語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、タガログ語、クメール語、タイ語、ラオス語、ウズベク語、ネパール語）で発信をしている¹⁰⁵¹。一方、上記の各種センターを運営するための予算や、その財源の確保の方法については、本調査では把握ができなかった。

雇用労働部では、各地方にある雇用センターに通訳を配置しており、労働関係の相談や賃金の滞納が発生した際や事業主が面接を行う場合に通訳の支援を行っている。また、外国人を雇用する事業主が守らなければならない内容が記載された冊子を配る取組も実施している。そのほか、非営利団体を外国人労働者支援センターに指定し、外国人の就労に関する相談対応等を行っており、現在は韓国内で約40機関が指定されている¹⁰⁵²。

産業人力公団では、雇用許可制（Employment Permit System（EPS））により入国をしてきた外国人や受け入れ企業に対する支援として、EPS サポートーズという通訳と翻訳を

%B4&page=1) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁴⁹ 법무부, 이민 문의 센터 (1345)(https://www.immigration.go.kr/immigration_eng/1862/subview.do) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁵⁰ Danuri, 다문화가족지원센터 소개(<https://www.liveinkorea.kr/portal/USA/page/contents.do?menuSeq=3794&pageSeq=118>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁵¹ Danuri, 한국생활가이드북 제공언어 (<http://www.liveinkorea.kr/center/main/main.do?centerId=busannamgu>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁵² 雇用労働部へのヒアリングより

担当する制度を運用しており、外国人労働者と企業のコミュニケーションの支援を行っている。また、雇用許可制の期限が切れた後の不法滞在防止のために、出国の3か月前の段階で、もうすぐ帰国である旨を事業主と労働者に伝え、帰国の航空券の手配や保険金や退職金の情報も伝えている¹⁰⁵³。産業人力公団における本取組の予算は前掲の通り、韓国語試験の手数料や現地での教育の手数料による年間約165億ウォン（約17億2425万円）の収益や、雇用保険の基金からの95億ウォン（9億9275万円）により賄われている¹⁰⁵⁴。

女性家族部では、「美しいコミュニケーション、共有する文化」をスローガンとする外国人向けのポータルサイト（ダヌリ）を立ちあげ、家庭内、性的暴力の救済や医療や法律、警察サービスに関する情報提供・相談サービス、同時通訳サービスを提供している。ダヌリでは、近所にある多文化家族支援センターの情報を探すこともでき、トラブル時の電話での相談サービスも提供している。また、7か国語（韓国語、英語、日本語、ベトナム語、タイ語、スペイン語、フランス語）で学べる韓国語のオンライン学習のコンテンツも提供しているほか、韓国での生活に必要な文化やマナー等の情報発信も行っている¹⁰⁵⁵。

地方自治体における取組の例としては、ソウル市では外国人向けポータルサイトの運営や、コロナに関連する情報を発信している。また、非営利団体との連携について、多文化家族支援センターと暴力被害を受けた外国人女性を保護するために設置するシェルター等の相談支援を行う施設を50か所設置しているが、そのうち43か所はNPOやNGOへ委託をしている。ソウル市には、外国人が相談を行う総合窓口としてソウル外国人住民支援センターを設置しており、13か国語（韓国語、英語、中国語、日本語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、タガログ語、スペイン語、タイ語、ウズベク語、インドネシア語、アラビア語）¹⁰⁵⁶での相談に対応している。同センターでは対面での相談のほか、電話での相談にも対応できる¹⁰⁵⁷。

上記の通り、韓国では13言語でのガイドブックの情報発信や相談対応、非営利団体や民間企業との連携が進んでいる。日本でも外国人在留総合インフォメーションセンターの設置や外国人生活支援ポータルサイトを立ち上げ、韓国と同じように多言語での情報発信や相談体制を構築している。一方、韓国では不法滞在防止のために、雇用許可制により入国をしてきた労働者に対して、出国の3か月前の段階で、もうすぐ帰国である旨を事業主と労働者に伝え、帰国の航空券の手配や保険金や退職金の情報も伝えている。日本の場合、公的機関の側から労働者個人やその雇用主に対して情報発信をするような事例はまだ少ない状況であるため、不法滞在の防止を目的としたこれらの情報発信の取組は参考になると考えられる。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する

¹⁰⁵³ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁵⁴ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁵⁵ Danuri, Danuri Helpline (<https://www.liveinkorea.kr/portal/USA/page/contents.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁵⁶ ソウル市 HP、外国人ポータル (<https://global.seoul.go.kr/web/main.do>) (2022年12月8日閲覧)

¹⁰⁵⁷ ソウル市へのヒアリングより

支援)

前掲のダヌリでは、乳幼児期の親への支援や学齢期の子供の教育、健康・医療や社会保障制度、就労支援に関する情報を生活ガイドとして公表している。また、自治体独自の取組の例として、ソウル市では2022年5月31日に移民とその家族に対してライフサイクルベースの福祉プログラムを提供することを決定している。以下①～④が、乳幼児期から高齢期における具体的な取組内容であり、韓国では各ライフステージにおける支援サービスに関する情報発信や行っている。特に教育面において、家庭教師による個々の状況に応じた教育や、学校を中退した外国人のための教育機関の運営等、充実した体制が構築されている。本調査では各プログラムに関する詳細な予算額や、その財源の具体的な確保の方法に情報は把握することができなかった。

① 乳幼児期

ダヌリでは、妊娠前の検査と予防接種に関する情報として、風疹とB型肝炎、ジカ熱の検査や予防接種に関する情報を生活ガイドに掲載している。また、妊娠中の母親が受ける検査として、血液検査や検尿、超音波検査に関する情報のほか、健康な子供の出産に向けた留意事項を整理している。韓国では全ての妊婦は、妊娠すると保健所で以下の無料の医療サービスを受ける事ができる¹⁰⁵⁸。

図表 7-18 妊婦が受けることができる医療サービスの種類と内容

サービスの種類	内容
無料の出生前検査	保健所で妊娠早期診断検査、尿検査(糖尿病、タンパク質検査)、血液検査(ヘモグロビン、赤血球検査、白血球検査、血清梅毒検査、肝炎検査、血液型検査)を受けることができる。
出産準備のための教室	育児教室、マタニティ体操教室、出産準備教室、ベビーマッサージ教室を運営している。妊娠、出産に関する本、CD、ビデオのレンタル等も行っている。(各自自治体が教室を運営しているため、地域によって支援内容が異なる。)
鉄分の支援	妊娠 16 週以上の保健所に登録されている妊婦に鉄分のサプリメントが提供される。
葉酸薬の支援	保健所に登録されている妊婦には受胎日から最大3か月まで葉酸薬が提供される。
ハイリスクの妊婦への医療費補助	19 の高リスク妊娠疾患(早産、分娩関連出血、重度の子癩前症、羊膜早期破裂、胎盤剥離、前置胎盤、流産、羊水過多、羊水過少症、分娩前出血、頸部アトニー、高血圧、多胎妊娠、糖尿病、代謝障害を伴う妊娠の過度の嘔吐、腎疾患、心不全、子宮内発育制限、子宮および子宮付属器疾患)と診断され、入院治療を受けた妊婦で、世帯収入の中央値が180%以下の場合、高リスク妊婦の入院治療費の自己負担額の90%(300万ウォン(313,500円)以内)の医療費補助を受けることができる。
栄養プラス事業	乳幼児(6歳生後72か月まで)、妊婦、授乳中の母親に対して、栄養リスク因子のある妊婦・乳幼児への栄養教育・カウンセリングや、栄養危険因子の改善、自らの食生活管理能力の育成のための補助食品パッケージの提供を行っている。
妊婦インフルエンザ全国予防接種支援	妊婦(週数に関係なく)を対象に妊婦や胎児のインフルエンザ感染予防のため、妊婦にインフルエンザ予防接種を行っている。
国民幸福カード券(ポイント)の支給	出生子1人につき200万ウォン(209,000円)の国民幸福カード券(ポイント)を支給している。免税店、娯楽旅行業界を除くすべての業界(ネット購入を含む)で利用可能である。

(資料) Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) より弊法人作成。

¹⁰⁵⁸ Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) (2022年12月8日閲覧)

自治体独自の取組例としては、ソウル市では移民とその家族のための子供の出生前及び産後ケアサービスのための医療通訳の数を 35 人に増やすことや、医療通訳のオンライン予約システムも開始しており、トークセラピーやメンタリングサービスも利用できる。また、ソウル市のファミリーセンターでは外国人を対象にした保育サービスに関する支援もしており、語学教育のプログラム（年間 1200 人を対象にした訪問教育プログラムであり、家庭教師が外国人の子供や親に対して韓国語を教えている）も合わせて提供されている¹⁰⁵⁹。保育サービスに関する支援は、保育園に 5 人以上の外国人が在籍する場合、補助金を与えるような取組を行っている¹⁰⁶⁰。

日本では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」において、母子健康手帳の多言語化や保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関における多言語対応、子育て支援に関する各種支援に関する情報発信を行っており、韓国でも同様に出産や子育て支援に関する情報を発信している。ソウル市でも通訳等の体制整備を行っているほか、保育園への補助金や個人の状況に応じた訪問教育プログラムの実施等、充実した支援体制が構築されている。

② 学齢期

ダヌリでは、韓国の教育制度やカリキュラムに関する情報を発信している。韓国では、小・中・高等学校において、移民や留学生など韓国語能力の低い生徒のために韓国語クラスを設置し、韓国語や韓国文化の教育を行っている。全国 274 校（2021 年現在）で 404 の韓国語クラスを運営しており、学校で韓国語の授業を行っていない場合は家庭教師のサポートを受ける事ができる。また、本調査では外国人の不就学の問題が韓国内で社会的に認知されているか否かについて把握できなかったものの、学校を中退した外国人や、自分の特性に合わせて教育を受けたい外国人のための学校（多文化オルタナティブスクール）が全国で 5 つ運営されており、韓国語教育や就職のための技能を習得することができる仕組みが構築されている。その他、韓国には外国人学校もあり、現在、ソウルに 18 校、京畿道に 6 校、釜山に 5 校、仁川に 2 校、慶南に 2 校、大邱に 2 校、大田、光州、蔚山、江原に各 1 校の計 39 校が開校している。外国人学校の入学資格は両親または両親の一方が外国人の場合、外国に 3 年以上居住している韓国人（複数の国籍を含む）のほか、韓国語能力の著しい不足により授業についていけない学生や、文化の違いによる学校不適應に悩む生徒、その他、学校で勉強を続けることができない学生も対象にしている¹⁰⁶¹。

ソウル市では FC ソウルというサッカーチームと協定を結んで外国人向けのサッカーチームを作っているほか、グローバル青少年向け教育センターにて、学齢期向けの語学教育も実施している¹⁰⁶²。

¹⁰⁵⁹ SEOUL METROPOLITAN GOVERNMENT, 서울, 다문화가족 190,000 가구 지원 확대 (<http://english.seoul.go.kr/seoul-to-expand-support-for-190000-multicultural-families/>) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

¹⁰⁶⁰ ソウル市へのヒアリングより

¹⁰⁶¹ Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) (2022 年 12 月 8 日閲覧)

¹⁰⁶² ソウル市へのヒアリングより

日本では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」において、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等や、公立学校における、日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対する 1 人の教員の配置、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といった I C T を活用した支援等を行っている。韓国においても情報発信等の面で日本と共通した取組を実施している一方、学校を中退した外国人や、自分の特性に合わせて教育を受けたい外国人のための学校（多文化オルタナティブスクール）を開設する等の特徴もある。

③ 青壮年期

大学生のメンターと外国人大学生を一对一でマッチングするメンタリング制度を設けている。学校への適応や基礎的な学習のサポートを目的に、大学生のメンターが外国人大学生の通っている大学を訪問し、放課後や休暇中に学習を支援する取組である。外国人大学生は週 20 時間（休暇中は 40 時間）のメンタリングを受けることができ、大学で参加を申し込むことができる¹⁰⁶³。

韓国では就職のための支援として、以下の 4 つの機関で外国人向けの支援を行っている。各機関は HP でも求人情報を公開している¹⁰⁶⁴。

図表 7-19 外国人向けの支援を実施する機関と支援内容

機関	支援内容
雇用センター	雇用労働部によって運営されている機関であり、無料の就労相談や求人紹介を行っている。
就職情報センター	市、郡によって運営されている機関であり、住んでいる地域の事業者の求人情報を入手することができる。
女性のための就労センター	女性家族部と雇用労働部が共同で指定・運営する機関であり、職業相談、職業教育訓練、インターンシップ、キャリアブレイクの防止支援等、総合的な就労支援サービスを提供している。
多文化家族支援センター	外国人の家族のために設立された機関であり、就労や文化プログラムなど、様々なプログラムを運営している。

（資料）Danuri, 韓国での生活ガイド（<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>）より弊法人作成。

雇用労働部と雇用情報院では、ワークネットというポータルサイトにおいて就職情報に加えて進路や職業訓練などの全ての求人情報を提供している。過去の経験や教育・研修、資格の情報などの情報をビッグデータで分析することで、求職者に最適な仕事を推薦し、オンラインで推薦された仕事に応募できる仕組みを作っている。青少年や成人のキャリアの計画、採用、就職を支援するためにオンライン職業心理テスト、キャリア情報、学術情報、キャリアカウンセリングを提供し、合理的なキャリア決定を支援している¹⁰⁶⁵。

¹⁰⁶³ Danuri, 韓国での生活ガイド（<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>）（2022 年 12 月 8 日閲覧）

¹⁰⁶⁴ Danuri, 韓国での生活ガイド（<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>）（2022 年 12 月 8 日閲覧）

¹⁰⁶⁵ Danuri, 韓国での生活ガイド（<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>）（2022 年 12 月 8 日閲覧）

その他、雇用労働部が指定する就職のための研修にかかる費用の45～85%（上限500万ウォン（52万円））を負担する制度も設けており、公務員、私立学校の教職員、年収1億5000万ウォン（1567万円）以上の自営業者、大規模企業（45歳以上）の労働者、平均月収300万ウォン（31万円）以上の特殊技能者、卒業までの授業料が2年以上残っている大学生等の一部を除き、申請することができる¹⁰⁶⁶。

雇用労働部では、外国人を受け入れる企業に対して、指導点検も行っている。労働基準法や産業安全保健法、外国人雇用法、出入国管理法があり、これに対して違反をしているところがないかを点検し指導している。実際の指導点検は雇用センターで基本的に行うが、雇用センターの職員は労働基準監督官ではない。そのため、指導対象となる年間3000か所の事業所のうち、1000か所は合同点検として労働基準監督官と点検を行う。雇用センター単独で点検をする場合は、外国人雇用法に違反しているかどうかを重点的に確認している¹⁰⁶⁷。また、雇用許可制を運用するにあたり、韓国では外国人労働者専用の保険を設けている。具体的には帰国をする際にお金がもらえる出国満期保険や、帰国費用保険、賃金滞納保障保険、傷害保険がある¹⁰⁶⁸。

ソウル市では大学生が夏休みや冬休みに行うソウル市の中でのインターンシップの参加に向けた企業とのマッチング支援として、ソウル市からマッチングにかかる費用を一部出している。また、労働者向けの教育として、母国に帰ることを見据えた教育も行っている。具体的には、バリスタ教育や料理等、帰国をしてからも仕事ができるように支援することで不法滞在者も減り、韓国の魅力を高めることを目指している¹⁰⁶⁹。また、ソウルグローバルセンターでは、韓国の外国人向けの就職フェアや就労支援、就職情報を英語と中国語で発信している¹⁰⁷⁰。

日本では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」に基づき、オンラインジョブフェアや日本の就労環境等を紹介するセミナー等のイベントの開催を通じた日本企業への就職意欲を有する高度外国人材に対するPR・就職機会の提供、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を行っている。韓国でも類似の取組がされているほか、大学生が留学生に対して行う1対1のメンター制度や、ビッグデータの分析による仕事の推薦等の取組も行っている。

④ 高齢期

ダヌリでは、生活費や住居費、教育費、医療費等に関する社会保障制度について外国人に向けた情報発信をしている。一定の所得水準を満たす場合、韓国人と結婚し韓国に居住していることや、難民法第2条第2項により法務大臣が難民と認められた者として国内に在留していること等を要件に国民生活保障給付金が支給される。また、韓国に居住する外国人

¹⁰⁶⁶ Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) (2022年12月8日閲覧)

¹⁰⁶⁷ 雇用労働部へのヒアリングより

¹⁰⁶⁸ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁶⁹ ソウル市へのヒアリングより

¹⁰⁷⁰ Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) (2022年12月8日閲覧)

は、国民と同様に国民年金の対象となる。つまり、職場で労働者として働く 18 歳から 60 歳までの外国人が年金の加入者となる。ただし、外国人の本国が韓国国民の国民年金への加入を認めない場合、その国籍の外国人は韓国国民年金に加入することができない。外国人加入者は月収額の 4.5%の金額を毎月支払い（事業主も 4.5%負担する）、年金給付の受給要件（老齢、障害、遺族）を満たせば、老齢年金、障害年金、遺族年金を受け取ることができる¹⁰⁷¹。2019 年には、健康保険の保険料滞納の防止を目的に健康保険料を納めていない外国人に対してビザの延長を制限することに加え、滞納者には医療や介護費用の全額負担を求める等、保険料未払い問題の解決に向けた取組も始まっている¹⁰⁷²。日本では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」において、「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、外国人向け周知・広報を行っている。韓国においても類似の情報発信を行っているほか、特に医療や介護の費用についての保険料未納問題への対応として、滞納者には医療や介護費用の全額負担を求める取組も行っている。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

松岡（2018）によると、韓国は単一民族的社会であり、異なるものに対する反発や偏見が起りやすいことから、2007 年の在韓外国人処遇基本法施行以来、社会統合プログラム、多文化家族支援センター設置等の、外国人に対する適応支援施策を進めてきた。また、韓国人に対する外国人理解促進事業や、外国人地方参政権付与など、社会制度改革も実施してきている。自治体公務員、警察官、教員などに対する多文化受容性向上のための研修も実施しており、法務部研修院では、2011 年から公務員向けの研修を行い、結婚移民や外国人労働者に関連する基礎知識の習得や外国人との対話体験などにより受容性の向上を図っている。さらに、2018 年 5 月には多文化家族支援法改定が行われ、初中等教育教員に対する研修が法制化された。また、このような変容促進の任務を担う専門人材認定制度も設置している。ひとつは社会教育担当の「多文化社会専門家」で、法務部が指定する養成課程において指定の単位を修得（1 級（博士課程修了者）、2 級（学士・修士課程修了者））すれば認定される学位プログラムである。この多文化社会専門家は自治体公務員向けの研修や各地で実施される社会統合プログラムや早期適応プログラムの研修講師を務める。社会統合プログラムや、早期適応プログラムの講師は必ずしもこの認定が必要ではないものの、採用の際に有利な条件で働きやすくなる。専門家養成は法務部が認可した大学で行われ、移民政策法制、韓国社会の多文化状況などの講義のほか、多文化家族支援センター等での現場実習もカリキュラムに組み込まれている。修了後の具体的な進路としては、国内外の韓国語・韓国文化教育機関に加えて、外国人への支援を行う各種公的センターや非営利団

¹⁰⁷¹ Danuri, 韓国での生活ガイド (<https://krguide.kr/KOR/1168/contents.do>) (2022 年 12 月 8 日閲覧)

¹⁰⁷² DOOSAN, 외국인·재외국민 건강보험 당연 가입제도 (PG) (<https://www.yna.co.kr/view/AKR20190716067400004>) (2022 年 9 月 24 日閲覧)

体等への就職が考えられる¹⁰⁷³。一方、2021年の移民政務研究所の報告書によると、国家資格に切り替え、指定のカリキュラムを修了すれば永続的に資格を保持できる現行の制度から、資格の質を担保するために定期的な試験の実施等を行う必要性も示唆しており¹⁰⁷⁴、今後制度の改正が行われる可能性もある。

また、「多文化理解教育専門講師」は、女性家族部が管轄し、国家生涯教育振興院で人材管理を行っている。大学等において3レベル（各20時間研修）の専門家が養成され、多文化家族支援センター等の職員に対する研修はこの専門家が担当している¹⁰⁷⁵。

多文化家族支援センター以外にも、韓国には外国人労働者の支援を行う外国人労働者支援センターや多文化教育を推進する多文化教育支援センター、生活の支援を行う外国系住民支援センター等の機関が各地域に設置され、共生に向けた体制作りを行っている¹⁰⁷⁶。

産業人力公団では、雇用許可制により入国をしてきた外国人に対して、韓国に入ってから3か月間、どれだけ韓国に馴染んでいるかのモニタリングを行っている。モニタリングの内容は住まいの環境調査、勤務先の環境調査であり、労働環境基準を満たしていない場合はその事業所の許可を取り消す（産業人力公団には許可の取り消しの権限はないため、問題がある事業所には労働基準監督官に訪問をしてもらい、処罰を行う）。また、メンタルヘルスに関する調査も行い、問題がある場合、医者に診てもらう。入国してから3か月の間に、問題が生じるケースが多く、この期間には特に気を付けて調査を実施している。また、雇用許可制により外国人労働者を受け入れる企業に対する教育も行っている。教育の内容は雇用許可制の理解や外国人労働者の理解、労働安全意識の醸成等のテーマで実施している¹⁰⁷⁷。

韓国では多文化家族支援法に基づき、「多文化受容性調査」が3年に一度、女性家族部（Ministry of Gender Equality and Family）により実施される。2021年の本調査では、以下の項目について、中高生5,000人、19~74歳の成人5,000人を含む計1万人を対象にしたアンケート調査が実施され、スコア化されている¹⁰⁷⁸。

図表 7-20 多文化受容性調査の調査項目

大項目	小項目	内容
多様性	(1) 文化の開放性	移民が流入することへの認識
	(2) 国民性	市民における多様性の認識

¹⁰⁷³ 韓国サイバー大学、多文化社会専門家（https://practicum.cuk.edu/cms/FrCon/index.do?MENU_ID=690）（2022年12月8日閲覧）

¹⁰⁷⁴ The Migration Research and Training Centre, 다문화사회전문가국가자격증 제도화 방안（<http://ykl1215.tistory.com/527238>）（2022年12月8日閲覧）

¹⁰⁷⁵ 松岡洋子、2022、韓国における多文化受容性向上のための公共人材育成（2022年9月24日閲覧）

¹⁰⁷⁶ 李善仁、2018、韓国における多文化移住者支援の現状と課題—首都圏内の支援機関へのインタビューを通して—、日本社会福祉学会第68回秋季大会発表資料

¹⁰⁷⁷ 産業人力公団へのヒアリングより

¹⁰⁷⁸ Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2021년 국민다문화수용성조사（<https://www.korea.kr/docViewer/skin/doc.html?fn=be619a7ed65d48e74681a2f5dfd020f1&rs=/docViewer/result/2022.03/30/be619a7ed65d48e74681a2f5dfd020f1>）（2022年9月24日閲覧）

	(3) 固定観念と差別	移民への先入観やネガティブな意識
関係	(4) 同化への期待	移民に対する韓国文化への同化の要求
	(5) 拒絶・回避感情	不合理で感情的な否定的な感情
	(6) 交流意思	移民との親睦を深める意思
普遍	(7) 二重評価	経済発展のレベルと文化的背景の評価
	(8) 地球市民としての意欲	普遍的な価値を追求し、実践をする意思
多様性受容性指数		上記 8 つの測定値 (スコア) の合計

(資料) Ministry of Gender Equality and Family, 2021 년국민다문화수용성조사より弊法人が作成。

また、法務部では韓国統計庁と連携し、2021年に「移民の在留資格と就労に関する調査」を実施し、15歳以上の外国人2万人と帰化をした人5000人を対象に雇用や教育、住宅、生活環境、所得、消費等に関する詳細なアンケート調査を行っているほか¹⁰⁷⁹、2022年5月24日～6月7日にかけて移民の生活環境と労働力に関する調査を実施している。本調査では、韓国統計庁の職員が移民の自宅や職場、学校などを訪問し、教育や住居、生活環境等に関するヒアリング調査、又は記述式の調査票調査を行っている¹⁰⁸⁰。

また、法務部入国管理情報課では、月次の外国人に関する統計や在留資格の交付情報等を公開している¹⁰⁸¹。外務省では、外国人に関連する政策立案に向けたデータ分析を行うことを目的に、2022年4月25日に外国人の管理に関心のある市民や外国人(個人・又はチーム)を対象に、法務部の公開データ等を活用したデータ活用コンテストも開催している。優勝チームには200万ウォン(20万7千円)、優秀チームには100万ウォン(10万3千円)、プロモーション賞の受賞チームには50万(5万2千円)ウォンが支給されている¹⁰⁸²。

2007年に外国人処遇基本法が制定されたことに伴い、韓国国民と在韓外国人が互いの文化や伝統を尊重しながらともに暮らせる社会環境を整備するため、毎年5月20日を国際デー、国際デーから1週間を「国際人間週間」と定めている。全国の自治体ではこの期間に様々なイベントを開催するなど、移民の理解と意識を高める活動を積極的に推進している¹⁰⁸³。また、2010年から国際結婚の認知度向上や国際結婚の過程で生じる問題への対

¹⁰⁷⁹ 통계청 사회통계국 고용통계과・법무부 출입국외국인정책본부 외국인지정과, 2021년 이민자체류 실태및고용조사 결과 (https://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/214&fn=temp_1640218015451100) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁸⁰ 법무부, Survey on Immigrants' Living Conditions and Labour Force (https://www.immigration.go.kr/immigration_eng/1832/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGaW1taWdyYXRpb25fZW5nJTJGMjI5JTJGNTU5NDQ3JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNG) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁸¹ Ministry of Justice, 통계월보(<https://immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do>)(2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁸² 외교부, 제1회 외국인행정 공공데이터 활용 경진대회 개최 (<http://www.immigration.go.kr/immigration/3361/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGaW1taWdyYXRpb24lMkY0ODklMkY1NTg0MzY1MkZhcjRjbFZpZXcuZG8lM0ZwYXNzd29yZCUzRCUyNnJnc0JnbmRlU3RyJTNEJTI2YmJzQ2xTZXE1M0Q1MjZyZ3NFbmkRkZVN0ciUzRCUyNmlzVmllld01pbmU1M0RmYWxzZSUyNnBhZ2U1M0QxJTI2YmJzT3BlbldyZFNlcSUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0Q1MjZzcmNoV3JkJTNEJTI2>) (2022年8月24日閲覧)

¹⁰⁸³ 法務部, 移民の社会統合 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1518/subview.do>) (2022年12月8日閲覧)

応等を目的に国際結婚ガイドプログラムを実施している。本プログラムでは、韓国の社会制度や文化、マナーの紹介、ビザの発給手続や審査基準の紹介、市民団体による国際結婚をした人へのカウンセリングや、国際結婚をした人の経験談の紹介を行っている。法務部長官が指定した7か国（中国、ベトナム、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、タイ）の市民との結婚を希望する韓国人配偶者は、配偶者を招待するために本プログラムを修了する必要がある¹⁰⁸⁴。その他、法務部では移民の自発的な社会的ネットワークの形成を通じて移民同士が韓国生活に関する情報交換を行い、社会の健全なメンバーに成長することを支援するために、移民ネットワーク活動を行っている。本活動は移民ネットワークに所属する既婚移民者を外国人ボランティアとして委託し、法務部所管の全国の出入国管理事務所で通訳・通訳・民事指導員として業務を依頼し、移民の権利・利益を保護し、移民の滞在・国籍に関する苦情相談や困難の解決に活用することで、移民の社会適応を支援する活動である¹⁰⁸⁵。

¹⁰⁸⁴ 法務部，移民の社会統合（<https://www.immigration.go.kr/immigration/1518/subview.do>）（2022年12月8日閲覧）

¹⁰⁸⁵ 法務部，移民の社会統合（<https://www.immigration.go.kr/immigration/1518/subview.do>）（2022年12月8日閲覧）

7.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

7.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

野村（2019）によれば、雇用許可制の導入により、韓国の中小企業は必要な労働力を合法的に手当てすることが可能になった。国際移住機関・移民政策研究院（IOM MRTC）では、2016年における外国人労働者の経済効果は総額で74.1兆ウォン（7兆6693億5千万円）であり、2026年には162.2兆ウォン（16兆7670億円）に達すると推計している。また、外国人労働者の導入は、生産のみならず消費も増加させ、GDPに寄与するとしている。一方、韓国経済研究院の報告書では、生産年齢人口がこのまま減少を続けると、潜在成長率も急激に低下することになり、経済成長を維持するためには外国人労働者の受け入れ数を増加させる必要があると指摘している。外国人労働者の受け入れにより、必要な生産年齢人口が維持できる場合には、2060年の潜在成長率は2.1%となり、現状の予測値より高くなると結論付けている¹⁰⁸⁶。

また、韓国開発研究所（Korea Development Institute）の研究では、移民の流入が雇用の総量を減らすエビデンスはないとする一方、単純労働業務については、若干の減少傾向が見られるとし、移民の流入が国内雇用の全体的な習熟度の向上に向けて効果を上げていることを示唆している。そのため、韓国国民が強みを持つような分野における職業訓練の強化や、一つの地域に多くの外国人が集中しないように非大都市圏への定住促進等の制度の構築を進めることが重要であるとしている¹⁰⁸⁷。

7.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育

ミン・ジョンヨン（2019）によると、韓国国民の子供と外国人の子供の間には教育格差があり、家庭の経済格差が原因で外国人の子供の方が教育水準が低い事を示している¹⁰⁸⁸。また、移民が多く居住する地域では子供の学力が低い傾向にあることや¹⁰⁸⁹、小学校の教師が文化の違いから、移民の生徒のための指導が困難であることを示した研究もある¹⁰⁹⁰。

(2) 治安

移民の増加に伴い、犯罪数も増加する傾向にあり、移民の犯罪への懸念や移民が密集する地域の治安不安への対応に関する国民からの要請の声があがっている。移民の犯罪に関

¹⁰⁸⁶ 野村敦子、2019、「第9章韓国における外国人材政策・共生社会に向け試行錯誤する取り組み」
JRI レビュー、Vol.10、No.71

¹⁰⁸⁷ KDI, 외국인 및 이민자 유입이 노동시장에 미치는 영향 (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁸⁸ ミン・ジョンヨン, 2019, 移民学生とネイティブ学生の学力格差に及ぼす社会経済的地位の影響の検討 (2022年10月3日閲覧)

¹⁰⁸⁹ ソン・ヒョジュン, 2018, 移民の居住集中が学生の成績に及ぼす影響 (2022年10月3日閲覧)

¹⁰⁹⁰ イ・ジョンヒ, 2018, 移民児童生徒の指導に関する小学校教員の経験に関する研究 (2022年10月3日閲覧)

する各種先行研究によれば、移民の犯罪の減少策として、言語と文化教育を強化する必要性が示されており、犯罪への厳しい処罰を基本としつつ、合法的に滞在する外国人が韓国社会でより良い生活を行うための共生のための支援が求められている。また、移民が犯罪を行う理由として、差別機会理論（Differential Opportunity Theory）¹⁰⁹¹や、文化葛藤理論（Culture Conflict Theory）¹⁰⁹²、社会的絆理論（Social Bond Theory）¹⁰⁹³等が過去の研究より示されており、これらの理論に基づき、犯罪を防止する様な対応が求められている¹⁰⁹⁴。

7.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

女性家族部が実施した 5000 人の成人と 5000 人の未成年者を対象にした 2021 年の国民多文化受容性調査によると、2018 年に比べて成人の多文化受容性が若干低下しているものの、未成年者の多文化受容性は増加しており、全体として外国人の受け入れに対する受容度は過去最も高い水準にあることが示されている。また本調査では、日常生活で移民を頻繁に見かけると答えたグループと見たことがないと答えたグループで 5.17 ポイントの受容度の格差があり、移民を頻繁に見かけるほど外国人受入れに関する受容度が高まる傾向にあることが示されている。未成年者については、思春期の学生の 90%が外国人の学生が同じクラスになることに不快感を抱いていないと報告しており、多文化教育を受けた学生と受けていない学生を比較すると教育を受けた学生の方が受容度が高いことも明らかになっている。その他、成人の外国人受入れの受容度についてもイベントやボランティア活動等の参加により、受容度が上がることも分かっており、より一層の多文化共生に向けた教育と活動が求められている。本調査結果を受けて、女性家族部では、関係省庁と連携し、更なる多文化教育の推進のための関係者への研修等を行うことを示している¹⁰⁹⁵。

東アジア研究所（EAI）の 2020 年の調査によると、2010 年には国民の約 60.6%が多文化な国家を好むと回答をしていたものの、2020 年には 44.4%に減少している（民族的に均質な国を好むと回答をしたのは 39.1%であり、2010 年と比べても大きな変化はないが、どちらが良いか分からないと回答をした人の数が大きく増加している）。また、57.1%の国民が異なる人種、宗教、文化からの外国人を受け入れることには限界があると考えており、48.9%が国内の移民の数が増えるにつれて犯罪率が上昇すると回答している。一方、本調査では移民全般に関する質問であり、出身国や移民の経済力等により、回答は変わる可能性があり、過去の研究により、文化的に類似した、又は経済的に発展した国からの移民に

¹⁰⁹¹ 外国人は社会・経済的に隔離をされたような貧困地域に居住する機会が多く、他の地域との比較に伴う階層間の衝突意識により、犯罪が増加する傾向にあることを示す理論である。

¹⁰⁹² 文化や規範による衝突が外交人の犯罪増加に繋がることを示す理論である。

¹⁰⁹³ 4つの要素（愛着、コミットメント、関与、信念）で構成される社会的絆が弱まることにより、犯罪が増加する傾向にあることを示す理論である。

¹⁰⁹⁴ 法務部外国人政策課，2017，이민과 통합 (<https://www.moj.go.kr/bbs/moj/164/205210/download.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁹⁵ Ministry of Gender Equality and Family, 2021년 국민다문화수용성조사 (<https://www.korea.kr/docViewer/skin/doc.html?fn=be619a7ed65d48e74681a2f5dfd020f1&rs=/docViewer/result/2022.03/30/be619a7ed65d48e74681a2f5dfd020f1>) (2022年9月24日閲覧)

に対する受容度は高いことも明らかになっている¹⁰⁹⁶。

国レベルの移民統合政策における課題を検討する際に包括的な内容を揃えている¹⁰⁹⁷MIPEX2020では、以下の労働市場や教育、差別の禁止等に関する韓国の政策の評価を行っている。評価は100点満点で行われ、韓国の総合点は18位の56点である（日本は47点で35位）。

図表 7-21 MIPEX2020における韓国の評価

評価項目	点数	評価内容（概要）
労働市場	65	● 合法的に入国した移民であれば、民間企業や公的機関の仕事や自営業を営むための支援を受ける事ができるが、一時滞在者や移民の家族がスキルの獲得と仕事上での地位の向上をさせるための障害はある。
家族統合	54	● 特定の条件下により、子供や両親を呼び寄せる事ができるが広く開かれているわけではない。
教育	72	● 韓国の全ての移民の子供たちは教育を受けることができる。多文化家族支援法のもとであらゆる段階で語学指導と各人に応じたサポートを受ける事ができる。
保健医療	40	● 医療へのアクセスとサービスに関する情報提供はされるものの、他の国に比べてアクセスしづらい。
政治参加	65	● 地方選挙への参加は認められているものの、移民は政治家として立候補することができない。
永住許可	60	● 一般的なヨーロッパ諸国と同様に合法的に5年間滞在をした場合、永住者の申請を行う事ができる。また、永住申請の一環として、社会統合プログラムの受講を完了し、包括的な評価に合格をすることが求められている。
国籍取得	44	● 帰化をした全ての外国人の子供のための市民権と二重国籍を認めていないため、他の先進諸国に比べてアクセスはしづらい状況になっている。
反差別	51	● 差別防止に関する法律が施行され、日本よりは進んでいるが、実際の取組は他の先進諸国に比べてあまり進んでいない。

（資料）MIPEX2020 Korea, KEY FINDINGS (<https://www.mipex.eu/south-korea>) より弊法人作成。

7.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法

¹⁰⁹⁶ ISPI, South Koreans Support Immigration, But Conditions Apply (<https://www.ispionline.it/en/publicazione/south-koreans-support-immigration-conditions-apply-33979>) (2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁹⁷ 近藤敦、2022、「移民統合政策指数（MIPEX 2020）等にみる日本の課題と展望」移民政策研究 Vo 1.14、p.9

滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 不法滞在

韓国では2021年時点で約40万人の不法滞在者がおり、韓国に滞在する外国人の約20%が不法滞在者の状況となっている¹⁰⁹⁸。法務部では、不法滞在者の取り締まりを目的に2015年1月に首都圏広域取締チームを設置し、2016年以降に釜山・広州・大田・大邱・揚州の地方支部においても取り締まりチームを新設し、不法移民対策に向けた体制の整備を行っている。また、法務部では、不法入国や、不法就労の斡旋業者に関する調査を行う調査部隊も設置している¹⁰⁹⁹。

法務部では不法滞在の削減を目指して警察庁と連携を行い、外国人密集地域55箇所、特別取締地域36箇所を指定し、当該地域内の不法行為発生環境の持続的な把握やパトロール等の取組を行っている。また、自治体との連携により不法滞在防止キャンペーン等も実施しているほか、不法滞在者が多い国の大使館職員と連携をして自国への帰国を促す等の取組を行っている。2019年12月からは、6か月以上違法滞在をしている外国人の帰国を促すために、自発的に出国する不法滞在者の反則金の免除や入国禁止期間の短縮等を行い再入国の機会を付与する「不法滞在外国人特別出国制度」も設けている。また、2020年7月からは自発的な出国時に反則金を納付する場合、入国禁止の免除を行う制度も設け、2022年1月からは、新型コロナウイルスワクチンを3回接種した不法滞在者の反則金や入国禁止期間の短縮等が可能となる制度を構築している¹¹⁰⁰。

労働活動に従事するための在留資格を有していない外国人が就労した場合、3年以下の懲役または3000万ウォン(310万5千円)以下の罰金に処される。また、在留資格のない外国人を労働活動に従事させる場合、又は手配や勧誘をした場合も3年以下の懲役または3000万ウォン(310万5千円)以下の罰金の対象になる¹¹⁰¹。

雇用許可制では一部の国(現在はベトナムのみ)において、送り出し機関で500万(51万7500円)ウォンを保証金としてとり、帰国後に外国人に返金する仕組みを作っている。不法滞在が少ない国では、雇用許可制の割り当てを増やす等の対応も行っている。また、不法滞在の防止のために、帰国後の就労支援も行っている。具体的には自動車修理に関する教育や、韓国料理やスマートフォンの修理、韓国語の教え方等も教えている。現地のEPSセンターに帰国予定者のリストを送り、現地の韓国企業に対してマッチングをする取組も行っており、年間950人が母国にある韓国企業に就職している¹¹⁰²。

¹⁰⁹⁸ Ministry of Justice, 통계월보(<https://immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do>)(2022年9月24日閲覧)

¹⁰⁹⁹ Ministry Of Justice, 불법체류 외국인 관리 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1516/subview.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹¹⁰⁰ Ministry of Justice, 불법체류 외국인 관리 (<https://www.immigration.go.kr/immigration/1516/subview.do>) (2022年9月24日閲覧)

¹¹⁰¹ 법제처, 외국인근로자 취업 및 체류자격 (https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=3&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1&search_put=) (2022年8月24日閲覧)

¹¹⁰² 産業人力公団へのヒアリングより

(2) テロ対策

韓国では、2016年に初のテロ対策関連法（大韓民国の国民保護と公安のためのテロ対策に関する法律）が制定され、本法律において、テロリズムの防止やテロリズム対策活動等、テロリズムによる被害等の保障に必要な事項を規定し、テロリズムに対する国家及び公共の安全を確保するためにテロ行為・テロリストの定義や各種の対応等を定めている。また、全国的にテロ対策に関する取組を進めるための国家テロ対策委員会を設置するほか、国家テロ対策センター（NCTC）等の組織の設置についても定めている。

NCTCは、2016年に設立された全ての行政機関を統括・調整するために設置された関係機関の公務員で構成される組織であり、テロ対策活動やテロ対応策に関する協力・政策決定を行う。また、NCTCはテロの容疑者の情報（韓国内外の旅行日程、金融取引、その他の通信手段等）を収集し、外国人テロリストの韓国への出入国を監視・防止する権限を持っている。その他、テロリストに関与する者に対する処罰措置や、テロに関する情報提供者の保護や報酬、テロ行為による被害者への補償措置も確立しており、関係省庁の長と内閣総理大臣で構成される国家テロ対策委員会では、年2回及び臨時の有識者会議の開催により、テロ対策に関する課題の解決や政策の立案、活動を通じてNCTCの活動を支援することが求められている¹¹⁰³。

省庁間の連携・情報共有のみならず、韓国ではインターポール等の海外の情報機関、捜査機関との連携も行っている。例えば出入国管理庁（KIS）では、航空会社が韓国内の空港に到着する72時間前に全ての乗客情報をKISに送信するシステム「インタラクティブ・アドバンスド・パッセンジャー・インフォメーション（iAPI）」を導入している。このシステムにより米国国家情報局（NIS）や、インターポールからのハイリスク旅客に関する情報と照合し、韓国への入国の可否の判断を行っている。また、KISでは定期的に30か国以上と偽造書類の傾向や偽造書類の識別のためのグッドプラクティスを共有し、国内の関係者へのトレーニング等を実施している¹¹⁰⁴。

韓国のテロ対策の取組については、朝鮮半島のテロ活動への備えや予防を行うために多くの優れたテロ対策（法の整備や運営面でのインフラ整備、指揮系統のプロセス、国内外の機関間の連携等）を実施している。国連テロ対策センターにおいても、「Addendum to the Good Practices in the Area of Border Security and Management in the Context of Counterterrorism: The Republic of Korea Model」において韓国の多くの事例をグッドプラクティスとして掲げており、韓国モデルを参考に国連内部で研修等を実施している¹¹⁰⁵。

7.4 参考文献

- ・ 李惠珍、2018、政策として移民とどう向かい合うか—韓国における現状と課題—、みらい No.16、日本国際交流センター

¹¹⁰³ UNCCT, Addendum to the Good Practices in the Area of Border Security and Management in the Context of Counterterrorism: The Republic of Korea Model, pp.10-12

¹¹⁰⁴ UNCCT, Addendum to the Good Practices in the Area of Border Security and Management in the Context of Counterterrorism: The Republic of Korea Model, p.9

¹¹⁰⁵ UNCCT, Addendum to the Good Practices in the Area of Border Security and Management in the Context of Counterterrorism: The Republic of Korea Model, p.34

<https://theoutlook-foundation.org/archives/550>

- ・ 李善仁、2018、韓国における多文化移住民支援の現状と課題—首都圏内の支援機関へのインタビューを通して—、日本社会福祉学会第 68 回秋季大会発表資料
<https://www.jssw.jp/conf/68/pdf/E11-01.pdf>
- ・ 近藤敦、2022、「移民統合政策指数（MIPEX 2020）等に見る日本の課題と展望」移民政策研究 Vol.14
- ・ 野村 敦子、2019、第 9 章韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み—、JRI レビュー Vol.10, No.71
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11436.pdf>
- ・ 松岡 洋子、2022、韓国における多文化受容性向上のための公共人材育成
http://iminseisaku.org/top/conference/conf2018/181215_f203_matuoka.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0249.pdf>
- ・ IOM MRTC, Migration Profile of the Republic of Korea
https://publications.iom.int/system/files/pdf/mp_korea.pdf
- ・ OECD iLibrary, Low-skilled labour migration in Korea
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/9789264307872-8-en/index.html?itemId=/content/component/9789264307872-8-en>
- ・ UNCCT, Addendum to the Good Practices in the Area of Border Security and Management in the Context of Counterterrorism: The Republic of Korea Model
- ・ KDI, 외국인 및 이민자 유입이 노동시장에 미치는 영향
https://www.kdi.re.kr/research/reportView?pub_no=16926
- ・ イ・ジョンヒ, 2018, 移民児童生徒の指導に関する小学校教員の経験に関する研究
http://journal.kstudy.com/ISS_Detail.asp?key=3826439&tname=kiss2002&code=YqldZWtoSqVtJTNEMnYkNSUmN/B%20Z%20xLJTNERaFg2qU/M9Zn1rJoVH/kZSU nRDA=
- ・ ソン・ヒョジュン, 2018, 移民の居住集中が学生の成績に及ぼす影響
http://journal.kstudy.com/ISS_Detail.asp?key=3826831&tname=kiss2002&code=YqldZWtoSqVtJTNEMnYkNSUmN/B%20Z%20xLJTNERaFg2qU/M9Zn1rJoVH/kZSU nRDA=
- ・ ミン・ジョンヨン, 2019, 移民学生とネイティブ学生の学力格差に及ぼす社会経済的地位の影響の検討
http://journal.kstudy.com/ISS_Detail.asp?key=3826462&tname=kiss2002&code=YqldZWtoSqVtJTNEMnYkNSUmN/B%20Z%20xLJTNERaFg2qU/M9Zn1rJoVH/kZSU nRDA=

第8章 台湾

8.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

8.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 総人口に占める外国人の割合

ここでは台湾の外国人として後述の「居留外国人」の人口をみる。台湾は、総人口に占める居留外国人の割合が緩やかに拡大している。台湾の総人口は 2019 年をピークに減少に転じているが、居留外国人数は増加を続けており、総人口に占める居留外国人の比率は 2011 年の 2.01%から 2022 年 7 月には 3.22%に増加した。

図表 8-1 総人口に占める居留外国人の割合

年	台湾の総人口（人）	居留外国人（人）	居留外国人の割合
2011	23,225,000	466,206	2.01%
2012	23,316,000	483,921	2.08%
2013	23,374,000	525,109	2.25%
2014	23,434,000	629,633	2.69%
2015	23,492,000	637,843	2.72%
2016	23,540,000	671,375	2.85%
2017	23,571,000	717,736	3.04%
2018	23,589,000	758,583	3.22%
2019	23,603,000	785,341	3.33%
2020	23,561,000	797,122	3.38%
2021 年	23,375,000	752,900	3.22%
2022 年（7 月）	23,190,064	747,585	3.22%

（資料）以下資料より弊社作成。Ministry of the Interior, “Table 3. General situation of population”, https://eng.stat.gov.tw/public/data/dgbas03/bs2/yearbook_eng/v003.pdf; Ministry of Foreign Affairs, “2021-2022 Taiwan at a Glance”, [https://multilingual.mofa.gov.tw/web/web_UTF-8/MOFA/glance2021-2022/2021-2022%20Taiwan%20at%20a%20Glance%20\(English\).pdf](https://multilingual.mofa.gov.tw/web/web_UTF-8/MOFA/glance2021-2022/2021-2022%20Taiwan%20at%20a%20Glance%20(English).pdf), pp 16; Ministry of the Interior National Immigration Agency, “外国人居留人口推移表”, <https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/%E5%A4%96%E5%83%91%E5%B1%85%E7%95%99/?alias=settlement&sdate=201112&edate=202207>

(2) 国籍別外国人数

台湾の居留外国人 747,585 人のうち、約 60%がインドネシアとベトナムの 2 か国出身者である。フィリピン（20.05%）、タイ（9.32%）、マレーシア（2.67%）がそれぞれ続いている。台湾における東南アジア人の強い存在感を浮き彫りにしている。その他は、主にインド、韓国、フランス、英国、カナダなどの人々で構成され、台湾の総外国人人口の 4.27%を形成している。

図表 8-2 国籍別 居留外国人数（2022年7月）

国籍	人口	百分率
インドネシア	228,734	30.60%
ベトナム	224,378	30.01%
フィリピン	149,924	20.05%
タイ	69,652	9.32%
マレーシア	19,958	2.67%
日本	13,042	1.74%
米国	9,994	1.34%
その他	31,903	4.27%
合計	747,585	100.00%

（資料） Ministry of the Interior National Immigration Agency, “2022.7Foreign Residents by Nationality”, https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141478/141380/318482/cp_news より
弊法人作成

(3) 性別外国人数

全体として、女性の居留外国人の割合（50.88%）は男性（49.12%）よりわずかに高い。その原因は、インドネシアとフィリピンから来るかなりの数の女性労働者が、男性の数を上回っている一方、タイとベトナムの場合、男性の数は女性よりもかなり多い。結果、性別間で全体的にバランスの取れた数字になっている。

図表 8-3 性別・国籍別 居留外国人数（2022年7月）

国籍	合計人数（人）	男性（人）		女性（人）	
インドネシア	228,734	70,354	30.76%	158,380	69.24%
ベトナム	224,378	135,105	60.21%	89,273	39.79%
フィリピン	149,924	60,009	40.03%	89,915	59.97%
タイ	69,652	54,595	78.38%	15,057	21.62%
マレーシア	19,958	10,415	52.18%	9,543	47.82%
日本	13,042	8,188	62.78%	4,854	37.22%
米国	9,994	7,440	74.44%	2,554	25.56%
その他	31,903	21,144	66.28%	10,759	33.72%
合計	747,585	367,250	49.12%	380,335	50.88%

（資料） Ministry of the Interior National Immigration Agency, “2022.7Foreign Residents by Nationality”, https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141478/141380/318482/cp_news より
弊法人作成

(4) 年齢別外国人数

台湾の居留外国人のほとんどが 15 歳以上（99.24%）であり、15 歳未満はわずか 0.76% である。

図表 8-4 年齢別 居留外国人数 (2022 年 7 月)

年齢階層	人数 (人)	割合
15 歳未満	5,674	0.76%
15 歳以上	741,911	99.24%
合計	747,585	100.00%

(資料) Ministry of the Interior National Immigration Agency, “外国人居留人口推移表”,
<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/%E5%A4%96%E5%83%91%E5%B1%85%E7%95%99/?alias=settlement&sdate=201112&edate=202207> より弊法人作成

(5) 職業別 居留外国人数

台湾の居留外国人 747,585 人のうち、合計 608,460 人の外国人労働者が非熟練労働者として生産・社会福祉産業に従事しており、居留外国人の 81.4%を占めている。そのうち、製造業の従事者が最も多く (53.6%)、そのうち、男性が 69%を占めている。看護の従事者が非熟練労働者人口のなかで 2 番目に多く (24.5%)、そのほとんどが女性である。

図表 8-5 職業別 居留外国人数 (2022 年 7 月)

職業別	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	比率 (%)	
公務	2	1	3	0.0%	
商務	6,018	1,336	7,354	1.0%	
エンジニア	5,231	749	5,980	0.8%	
会計士	23	28	51	0.0%	
弁護士	42	14	56	0.0%	
記者	40	15	55	0.0%	
教師	5,430	2,156	7,586	1.0%	
医師	489	329	818	0.1%	
介護人材	11	37	48	0.0%	
宣教師	805	516	1,321	0.2%	
技術者	450	111	561	0.1%	
非熟練労働者	計	297,342	311,118	608,460	81.4%
	建設業	8,294	57	8,351	1.1%
	製造業	275,642	125,390	401,032	53.6%
	家庭ヘルパー	8	1,013	1,021	0.1%
	看護	1,796	181,597	183,393	24.5%
	非熟練労働者通訳員	311	432	743	0.1%
	非熟練労働者シェフ	39	2	41	0.0%
	乳牛飼育者	455	211	666	0.1%

	農業	199	88	287	0.0%
	船員（非熟練労働者）	7,465	34	7,499	1.0%
	その他（非熟練労働者）	3,133	2,294	5,427	0.7%
船員		590	1	591	0.1%
その他（有職者）		24,624	21,168	45,792	6.1%
失業		1,749	2,386	4,135	0.6%
家事		0	17,162	17,162	2.3%
学生		20,204	20,014	40,218	5.4%
その他（無職者）		1,292	428	1,720	0.2%
十五歳未満者		2,908	2,766	5,674	0.8%
合計		367,250	380,335	747,585	100.0%

（資料）Ministry of the Interior National Immigration Agency, “外国人居留人口推移表”,
<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/%E5%A4%96%E5%83%91%E5%B1%85%E7%95%99/?alias=settleddown&sdate=201112&edate=202207> より弊法人作成

非熟練労働者以外の労働者は台湾の一般労働者と同じ労働基準法を基にし、賃金など特化した規程がない。非熟練労働者のうち、建設業、製造業、機構看護及び海員については、最低賃金が労働基準法の所定基本賃金 25,250 台湾ドル（2022 年 1 月 1 日より）以上とする必要がある。また、家庭ヘルパーの賃金は基本雇用主と協議して決定するが、17,000 台湾ドル以上とする必要がある¹¹⁰⁶。

(6) 在留資格別外国人数

台湾では、在留資格は以下の 3 種類に分けられる。このうち居留外国人数は前述の通り 747,585 人である（2022 年 7 月 31 日時点、以下同様）。また、永久居留外国人は 30,095 人である（ただし台湾外在住者を含む）。なお、現地市民と結婚した外国人は合計 63,305 人（ただし台湾外在住者を含む）であり、うち居留外国人は 48,426 人、永久居留外国人は 14,879 人である¹¹⁰⁷。

図表 8-6 在留資格別外国人数（2022 年 7 月）

在留資格		人数（人）	
		台湾在住者 数のみ	台湾外在住 者を含む
居留外国人	居留ビザを有し、滞在期間 6 か月以上の者	747,585	856,597 人
永久居留外国人	永久居留証を有する者	-	30,095

¹¹⁰⁶ 台北市労働力重建運用処

https://fd.gov.taipei/News_Content.aspx?n=4D3DD171F182A498&s=787A0F9E06A33323

¹¹⁰⁷ Ministry of the Interior National Immigration Agency, “外国人居留人口推移表”,
<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/%E5%A4%96%E5%83%91%E5%B1%85%E7%95%99/?alias=settleddown&sdate=201112&edate=202207>

停留外国人	停留ビザまたはビザ免除形式で入国し、滞在期間 6 か月未満の者	-	-
-------	---------------------------------	---	---

(資料) 日本貿易振興機構「台湾：外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」
 (https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_05.html)、Ministry of the Interior National Immigration Agency, “外国人居留人口推移表”,
<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/%E5%A4%96%E5%83%91%E5%B1%85%E7%95%99/?alias=settledown&sdate=201112&edate=202207> より弊法人作成

8.1.2 関係法令

(1) 外国人の受入れに関する入国管理に関する法令

① 入出国及び移民法（入出國及移民法）¹¹⁰⁸

内政部によって施行された移民法は、出入国管理、国家安全保障、人権の保護、移民問題の規制、移民のガイダンスの実施を目的として制定された。法律全体は 12 章に分かれている。

② 人身売買防止法（人口販運防制法）¹¹⁰⁹

人身売買防止法は、人身売買を防止し、被害者の権利を保護するために制定されている。

(2) 外国人の受入れに関する労働関係法令

① 就業服務法（就業服務法）¹¹¹⁰

就業服務法は、社会経済の発展を強化する目的で、国民と外国人労働者の雇用を促進する目的で策定された。この法律は、国内外の従業員をどのように雇用できるかについての詳細なガイダンスを提供している。

このうち「第 5 章：外国人労働者の雇用と管理」における主な条項は次の通り。

- ・ 外国人労働者の雇用は、国民の雇用機会、雇用条件、または経済発展や社会的安定を妨げないこととする。
- ・ 外国人労働者は、申請後に雇用主が有効な労働許可証を取得していない限り、台湾で働くことはできない。
- ・ 外国人労働者が台湾で仕事に従事するために雇用されている場合、許可の期間は通常 3 年を超えない。しかし、ビジネスニーズに応じて雇用主による期間の延長ができる。
- ・ 外国人労働者を雇用する前に、地元の雇用主は、関連する文書とともに雇用許可証を中央所轄官庁に申請する必要がある。
- ・ 外国人労働者の雇用主は、所管官庁または指定された非営利団体が開催する雇用主トレーニングセッションを完了する必要がある。特に、外国人労働者が初めて在宅介護やホームメイトとして雇用される場合に必要である。

¹¹⁰⁸ 入出国及移民法

<https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080132&kw=%e5%85%a5%e5%87%ba%e5%9c%8b%e5%8f%8a%e7%a7%bb%e6%b0%91%e6%b3%95>

¹¹⁰⁹ 「人口販運防制法」 <https://law.moi.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0080177>

¹¹¹⁰ 「就業服務法」 <https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090001>

② 外国人労働者の雇用許可と管理に関する規則（雇主聘僱外国人許可及管理辦法）¹¹¹¹

外国人労働者の雇用許可と管理に関する規則は、就業服務法第 48 条第 2 項の規定により定められており、外国人労働者を 5 つの類型に分けたうえで、それぞれの雇用許可の申請等について定めている。

③ 高度専門人材の受入れに関する法律（外國專業人材延攬及僱用法）¹¹¹²

高度専門人材の受入れに関する法律は 2018 年 2 月から施行され、高度人材の受入を促進している。直近では、2021 年 7 月に改定され、永住申請の条件を緩和、社会保障や税務上の優遇を拡大し、高度人材及び優秀な海外大学卒業生の受入の加速化を図っている。改定版は同年 10 月に施行された¹¹¹³。

特徴的な内容は次の通り¹¹¹⁴。

- ・ 労働許可に関する規則：外国人専門人材や外国人特定専門人材とその家族に下記のような受入の優遇を提供する。
 - 教育部が発表した世界トップクラスの大学の卒業生は、2 年間の実務経験を必要とせず、台湾で専門的または技術的な仕事に従事することができる。
 - 専門職に就くために、長期的な就職活動期間を必要とする外国人専門人材には、「就職活動ビザ」が発行される。
 - 外国人特定専門人材は、就労許可証、在留ビザ、外国人住民票、再入国許可証を組み合わせた 4 インワンの就業ゴールドカード（個人就労許可証）を内政部移民署（NIA）に申請することができる。1～3 年間有効で、保有者に自由に就職、転職する利便性を与える。
 - 永住権を持つ外国人一般専門人材、外国人特定専門人材および外国人高度専門人材の成人した子供は、台湾での居住期間に関する特定の条件を満たしていれば、個人労働許可を申請することができる。
- ・ 居住に関する規則：台湾で専門職に従事するための就労許可証の取得を免除されている外国人専門人材および特定専門人材は、外国人住民証明書（ARC）を移民署に直接申請することができる。また、特定外国人材の場合、永住権を申請するために必要な台湾に継続的な居住期間が 5 年から 3 年に短縮される。
- ・ 外国人特定専門人材のための雇用ゴールドカード許可を管理する規則：外国人専門人材がゴールドカードを申請するための条件及び規制、申請の取り消し、拒否条件等を規定している。

¹¹¹¹ 「雇主聘僱外国人許可及管理辦法」

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAllPara.aspx?pcode=N0090027>

¹¹¹² 「外國專業人材延攬及僱用法」 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>

¹¹¹³ 2021 年「行政院核定新修正之「外國專業人才延攬及僱用法」」

https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/nc_12975_35328

¹¹¹⁴ National Development Council, “Act for the Recruitment and Employment of Foreign Professionals”,

https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/en/Content_List.aspx?n=6501F7D3D7CCA8A0

④ 非熟練労働者長期滞在計画（移工留才久用方案）¹¹¹⁵

2022年4月30日に、非熟練労働歴が長い、もしくは専門学位取得済みの外国人労働者を対象に、更新期限がない中等技能の仕事に従事できる「非熟練労働者長期滞在計画」（移工留才久用方案）を施行。日本の特定技能2号やシンガポールのS PASSに対抗し、製造業、農業、介護などの分野の「中級熟練人材」を確保する目的とみられる¹¹¹⁶。

本計画の主な内容は、以下の通り。

- ・ 台湾で少なくとも6年間働いた外国人労働者は、雇用主を通じて中級技能の人材となり、適切な給与またはスキル要件を満たしていれば長期滞在を申請できる。また、台湾で準学士号（専門学校卒業）以上の学位を取得した留学生にも適用する。
- ・ 対象となる雇用先は、製造、建設、農業、海洋漁業、介護老人ホームの介護者、家庭介護者、その他の指定された国家の主要産業である。
- ・ 経験豊かな出稼ぎ労働者および留学生で、少なくとも5年間中級技能人材として雇用され、移民法の関連規定を満たす者は、永住権を申請することができる。ただし、これは、移住労働者の月給が最低賃金の少なくとも2倍であり、または乙級専門技能証明書を取得した場合のみ適用される。
- ・ 台湾住民の就業状況を保証するために、雇用主が申請可能な中級技能人材数は、外国人非熟練労働者の25%を越えない、かつ外国人専門人材と合わせて、従業員全体の50%を超えないよう制限する。

(3) 外国人の受入れに関する社会保障関係法令

① 高度専門人材の受入れに関する法律¹¹¹⁷

社会保障に関連する規定が以下の通り定められている。

- ・ 専門職に従事する外国人専門人材、雇用主または自営業の事業主である外国人特定専門人材および高級専門人材は、6か月待つことなく国民健康保険制度に直接加入することができる。
- ・ 高級専門人材および外国人特定専門人材¹¹¹⁸は、関係法令により退職年金制度に含まれる。
- ・ 公立学校の専任教員や政府機関の専任研究者として雇用されている外国人専門人材には、退職金が支給される。永住権を与えられた外国人は、1回限りの年金一時金または毎月の年金のいずれかを選ぶことができる。

¹¹¹⁵ Executive Yuan, “Long-term retention of migrant workers”,

<https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/bad691ec-b013-4a38-9e35-92d2eff33623>

¹¹¹⁶ 行政院、2022年「推動移工留才久用方案 蘇揆：確保國人就業前提下 以最短時間補充特定產業人力」<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/cf10f207-dcec-46e4-bf01-03fb35669e5c>

¹¹¹⁷ Development Council, “Act for the Recruitment and Employment of Foreign Professionals”,
https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/en/Content_List.aspx?n=6501F7D3D7CCA8A0,

¹¹¹⁸ 外国人専門人材の分類は8.1.4を参照。

(4) 外国人の受入れに関する教育に関する法令

① 大学への新規移民の入学を規制する規則（新住民就讀大學辦法）¹¹¹⁹

同規則は、大学法第 25 条第 3 項の規定に従って策定されている。帰化市民に台湾で勉強するより良い機会を提供するために、各大学の学部には、帰化学生を受け入れるための追加の 2%のクォータが与えられている。移民学生の定員は追加されているため、台湾の学生の権利には影響しない。また、新しい移民は、これらの規定に従って大学に登録および入学できるのは 1 回のみである。

コンプライアンスの問題として、大学は、新しい移民申請者の数、入学した人数を教育部に報告する必要がある。また、大学は、偽造、捏造、改ざんされた書類があること、又は応募者が資格基準を満たしていないと発見した時、当該学生の資格を取り消すものとする。

② 外国人のための学校の設立及び管理に関する規則（私立高級中等以下外國僑民學校及附設幼兒園設立及管理辦法）¹¹²⁰

外国人住民のための学校の設置と管理に関する規則は、私立学校法第 83 条第 4 項に基づいている。この規則により、私立小学校、中学校及び高等学校並びに外国人住民のための附属幼稚園は、次のいずれかの者が設置することができる。

- ・ 台湾の一般住民
- ・ 台湾地域に居住する法的権利を有する外国人
- ・ 台湾の法律に従って承認および承認された外国の非営利法人

外国住民学校（SIR）の設立を申請する者は、そのような学校の創設者であり、公共の福祉のための教育事務を遂行する上で関連する経験を有していなければならない。また、外国住民学校は、主に台湾に居住する当該国の国民を最初に登録し、他の国籍の学生も入学可能とする。また、学校の設置申請の基準、設置計画の内容、理事会の設置、学校の合併等についても規定している。

(5) 外国人の受入れに関する刑法関係法令

① 入出国及び移民法¹¹²¹

移民法第 6 章と第 11 章は、主に、外国人または関連当事者が不正行為を行った場合に課せられる罰則と、台湾から強制的に拘留または強制送還される可能性のある状況を規定している。

¹¹¹⁹ 「新住民就讀大學辦法」<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030065>

¹¹²⁰ 「私立高級中等以下外國僑民學校及附設幼兒園設立及管理辦法」
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0060006>

¹¹²¹ 入出国及移民法

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080132&kw=%e5%85%a5%e5%87%ba%e5%9c%8b%e5%8f%8a%e7%a7%bb%e6%b0%91%e6%b3%95>

8.1.3 関係機関

(1) 外国人の受入れに関わる政府機関とその役割

① 内政部 移民署 (National Immigration Agency, NIA) ¹¹²²

入国管理局の機能を果たしている。出入国管理、入国審査から、移民のケアと支援、移民の人権確保、労働と性的搾取の防止、外国人の人身売買防止、また違法移民の摘発、移民法違反行為の取り締まり等、外国人に関連する幅広い事業を担当している。

移民署の下に4つの事務所、4つの部門（出入国管理課、入国管理課、国際法執行課、移民情報課）が設置されている。

また、移民署は、移民の人権と福祉を確保することを目的として、移民に関する法律の見直しと改正、友好的な環境の整備、あらゆる面での移民カウンセリングサービスの実施、新しい移民の台湾での生活への適応支援などの措置を実施している。

② 外交部 領事事務局 (Bureau of Consular Affairs) ¹¹²³

領事事務局 (BOCA) は、パスポートサービス、ビザサービス、文書認証、および海外の台湾市民への緊急支援の調整を提供している。BOCA は、ビザの発給プロセス全体を管理し、台湾を訪れる外国人の文書を認証することにより、国家安全保障、移民政策、外国人規制、外国人労働管理において重要な役割を果たしている。BOCA には、4つの部門が設置されている。

- ・ パスポート管理課：パスポート事務を担当。
- ・ ビザ課：外交、儀礼、住民、停留ビザに関する事務を担当。
- ・ 文書認証部：海外の台湾市民に対する文書認証と緊急支援の調整を担当。
- ・ パスポート発行課：パスポートの申請・発行を担当。

③ 労働部 (旧：労工委員会) 労働力発展署 (Workforce Development Agency, WDA)

¹¹²⁴

労働部は、台湾における労働者（国内外の労働者）の雇用を管理する最高機関である。2010年に、労工委員会が労働部、職業訓練局が労働力発展署として改編された。外国人労働者の雇用に関する許可、仲介事業者の管理・評価、外国人雇用における雇用主からの「就業安定費」の徴収等を行う。雇用、職場管理、労働者の永住権、社会保障、転職、解雇などの観点から、雇用主と外国人従業員の両方が従うべき規則と規制を規定している。労働部の主要な優先事項の1つは、台湾で働く外国人の権利と利益を保護し、国際労働問題の協力と交流に参加することによって、外国人の雇用と管理を強化することである。

¹¹²² Ministry of the Interior National Immigration Agency, “History and Vision”, <https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141386/141395/>

¹¹²³ Bureau of Consular Affairs, “Bureau of Consular Affairs”, <https://www.boca.gov.tw/cp-218-574-e3e12-2.html>

¹¹²⁴ Ministry of Labor, “Policy Objectives and Priorities of the Ministry of Labor 2022”, <https://english.mol.gov.tw/21004/21005/49299/49306/post>

④ 經濟部（Ministry of Economic Affairs）¹¹²⁵

經濟部は、産業と貿易、外国直接投資などの政策と法律を策定する責任があり、経済活動と成長、雇用の増加、台湾経済に不可欠な部門への投資を可能にする産業と経済政策を促進している。移民に関しては、經濟部は外国人労働者の募集を支援するために「Contact TAIWAN」として知られる全国的なインターネットプラットフォームを設立している。その使命は、台湾で働き、生活し、投資するために華僑と世界の才能を関与させることであり、台湾産業の成長を支援するために専門人材を積極的に結びつけるとともに、人材に優しいサービスと情報を提供している。

⑤ 教育部（Ministry of Education）¹¹²⁶

教育部は、台湾における外国人の教育に関する規則や規制を定めている。学校、短大、大学に対し、留学生の受入れ、採用する人材の資格、教鞭を執る外国語教員に関する指導を行っている。また、留学生が台湾で質の高い教育を受けられるよう、多様な奨学金制度を実施しているほか、所定の条件の下で留学生専用の学校を開校する許可を与えている。

(2) 外国人の受入れに関わる自治体とその役割

地方自治体は、外国人のそれぞれの領土への円滑な定住に重要な役割を果たしている。仕事/雇用、教育、社会への統合、健康関連の支援など、外国人に複数の重要な岐路で支援を提供している。一部の自治体が外国人に対して行っている主な支援は、以下の通り。

① 台北市

移民労働者と移民の両方のための多数の支援施設を設置している。台北市における外国人に関する取組は以下の通り。

- ・ **リビング・グロス・ワークショップ¹¹²⁷**：台北市に居住する配偶者を持つ新移民は、台北市民政局が実施する新移民の生活成長ワークショップに参加することができる。プログラムには、国語研修（台湾語、簡体字中国語と繁体字中国語の書面による比較）、食文化、手芸研修、文化的習慣の紹介、出生と優生学、居住と戸籍の援助、家計法、社会福祉教育リソースの導入などがある。
- ・ **カウンセリングと教育コース¹¹²⁸**：台北市政府は、カウンセリングと教育的コースなど新移民に複数のコースを提供している。これらのコースは、台北市社会福祉局、労働部、民事局、教育部によって提供されている。また、コースの内容は、志願者の年齢層によって異なる。

¹¹²⁵ Ministry of Economic Affairs, “About Us”,

<https://contacttaiwan.tw/company/docdetail.aspx?uid=424&pid=423&docid=104&lang=2>
https://www.moea.gov.tw/Mns/populace/EconomicHistory/EconomicHistory.aspx?menu_id=32771

¹¹²⁶ Ministry of Education, “About MOE”, <https://english.moe.gov.tw/np-1-1.html>

¹¹²⁷ New Immigrants Area Taipei City, “How can new immigrants attend living growth workshop?”, https://nite.taipei/News_Content.aspx?n=4C7514F8B4A00D69&sms=C3463A6B12E595FF&s=182BC18EE364FE52

¹¹²⁸ New Immigrants Area Taipei City, “Courses for New Immigrants”, https://nite.taipei/Content_List.aspx?n=00FB88CA833525E7

- ・ **ファミリーサービスセンター¹¹²⁹**: 女性新移民専用のファミリーサービスセンターが設立されている。結婚して台湾に来る女性新移民のための専門センターとして重要な役割を果たし、国境を越えた結婚のための相談窓口を提供し、相談ラインと社会促進プロジェクトやその他のサービスを通じて台北市の女性新移民の権利を支援する。
- ・ **新移民ホール¹¹³⁰**: 新移民が台湾社会にうまく適応するのを助け、台湾市民が多文化主義を受け入れることを可能にするために、台北市民務部は台湾初の「新移民ホール」を設立した。その目的は、新移民に多様なサービスを提供することである。移民は新聞や雑誌を読んだり、自国の新しい友達に会ったり、クラスに参加したりすることができ、支援を受けたり、困っている人を助けたりすることができる。
- ・ **台北の新移民コミュニティ¹¹³¹**: 新移民コミュニティは、新移民とその家族に関する情報とリソースを提供し、彼らがより良い方法で生活し、コミュニティリソースとのつながりを通じて多文化交流を促進するのを効果的に支援する。コミュニティは、ソーシャルワーカーのケアやインタビュー、コンサルティングサービス、新移民家族のためのサポートプログラムなど、複数のサービスを提供している。
- ・ **社会福祉プログラム¹¹³²**: 台北市社会福祉局は、新移民開発基金補助金に基づき、まだ世帯を登録していない、低・中所得世帯または低所得世帯に在籍する新移民に財政援助を行っている。
- ・ **移住労働者の健康サービス¹¹³³**: 台北市立病院家庭医学科は、移住労働者に保健サービスを提供している。出稼ぎ労働者は予約を取るだけの場合も、国民健康保険適用後の料金で支払う。また、経済的に困窮している移民は、台北市立病院のソーシャルワーカー課から支援を受けることもできる。

② 新北市

新住民とその家族のために、新北市教育局は共同サービスセンターを設置している。新しい入居者のためのシングルウィンドウとなって、通訳、リソース紹介、電話相談、法律サービスなど、あらゆるサービスを提供している。また、中国語、ベトナム語、インド語、タイ語、ミャンマー語、フィリピン語、英語などの多言語で話せるサービス要員を任命し、新しい居住者が情報を理解しやすくしている¹¹³⁴。

新北市はまた、家族のために生計を立てている住民が突然深刻な病気にかかった場合や失業に苦しむなどの場合に、登録された市内の住民（地元と外国人の両方）に緊急救援サ

¹¹²⁹ New Immigrants Area Taipei City, “Family Service Center For New Immigrant Women”, <https://nite.taipei/cp.aspx?n=3FD9049B408BF8F4>,

¹¹³⁰ New Immigrants Area Taipei City, “Mission Statement”, <https://nite.taipei/cp.aspx?n=2FE591FE8E6C3346>

¹¹³¹ New Immigrants Area Taipei City, “Care stronghold on Taipei new immigrants’ Community”, <https://nite.taipei/cp.aspx?n=22509C60A7265F12>

¹¹³² New Immigrants Area Taipei City, “Taipei City Department of Social Welfare Non-Registered New Immigrants Social Benefit Program”, <https://nite.taipei/cp.aspx?n=01E8142758388F25>

¹¹³³ New Immigrants Area Taipei City, “Migrant Workers’ Healthy Service of Taipei City Hospital Family Medicine”, <https://nite.taipei/cp.aspx?n=8ECD8B8D72856BBC>

¹¹³⁴ New Taipei City Government, “International Service Center”, <https://foreigner.ntpc.gov.tw/home.jsp?id=ed439e6bfe3eaf4d>

ービスを提供している¹¹³⁵。

③ 桃園市

桃園市では、社会福祉部が地区ファミリーサービスセンターを通じて、新住民世帯への社会福祉相談や介護訪問を行っている。それに伴い、グループ成長、講演会、友助講座など、市内では新しい住民を社会に融和させるための成長プログラムが多数開催されている。また、新住民のための多文化宣伝イベントを開催している¹¹³⁶。また、桃園に出入りする外国人の教育のために、市内にはさまざまなバイリンガルの小中学校が設置されている¹¹³⁷。

④ 台中市

外国人労働者の権利を保護するために、台中市労働局は台中外国人労働コンサルティングサービスセンターを設立している。外国人労働者と雇用主の両方に適切なサービスを提供し、告発と報告を処理し、外国人労働者の生活、労働、精神の問題の支援、労働紛争の解決の支援、関連規制のコンサルティングを提供している。さらに、サービスセンターは、専門人材、労働者、留学生、外国人配偶者などの身分に応じ、関連法規を知らせるほか、緊急連絡先も提供している¹¹³⁸。

台中には外国人のための公立幼稚園も設置されており、台中市に戸籍があり、市内に滞在する許可を持っている外国人の子供たちが学校への入学を申請できる。申請時に、各登録住民票の原本と写しの提出が必須である¹¹³⁹。

8.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

(1) 外国人の分類

台湾における外国人は下記図表のように、大きく 5 種類に分けられている。就業服務法第 46 条に規定された仕事①から⑥に従事する人は熟練労働者で、「第一類外国人」と分類されている。就業服務法第 46 条に規定された仕事⑧から⑩に従事する人は非熟練労働者で、「第二類外国人」と分類されている。就業服務法第 46 条に規定された仕事⑪に従事する人は「第三類外国人労働者」と分類されている。国内雇用できる専門人材の欠如のために、中央主管機構¹¹⁴⁰によって承認された専門的な仕事に従事する労働者のことである。そ

¹¹³⁵ New Taipei City Government, “Social Welfare Prospect”, <https://foreigner.ntpc.gov.tw/home.jsp?id=af4f5c98e2488b5d>

¹¹³⁶ Taoyuan City, “New Resident Service”, https://www.tycg.gov.tw/eng/home.jsp?id=63&parentpath=0.53&mcustomize=onemessages_view.jsp&dataserno=201706220023&aplistdn=ou=data.ou=resident.ou=entycg.ou=ap_root.o=tycg.c=tw&toolsflag=Y

¹¹³⁷ Taoyuan City, “Bilanguage School Inquiry”, https://www.tycg.gov.tw/eng/home.jsp?id=58&parentpath=0.53&mcustomize=onemessages_view.jsp&dataserno=201706210023&aplistdn=ou=data.ou=resident.ou=entycg.ou=ap_root.o=tycg.c=tw&toolsflag=Y

¹¹³⁸ Taichung City Government, “Introduction”, <https://english.taichung.gov.tw/797214/post>

¹¹³⁹ Taichung City Government “International students undertake studies at public kindergarten in Taichung”, <https://english.taichung.gov.tw/726207/post>

¹¹⁴⁰ 就業服務法における「主管機構」とは、レベルによって、労働部、直轄市政府、県（市）政府のいずれになる。中央主管機構は労働部となる。

の他、留学生は「第四類外国人」、難民や永住者ら、何の制限もなく仕事に従事することが許可されている外国人は「第五類外国人」と分類されている¹¹⁴¹。

図表 8-7 台湾における外国人の分類

第一類外国人	就業服務法第 46 条に規定された仕事①から⑥に従事する人
第二類外国人	就業服務法第 46 条に規定された仕事⑧から⑩に従事する人
第三類外国人	就業服務法第 46 条に規定された仕事⑪に従事する人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業服務法第 46 条に規定された仕事⑧から⑩に従事する人のための翻訳役、シェフ及び関連仕事 ・ 中級技能に関する仕事に従事する。主に、海洋漁業、施設介護スタッフ、家庭介護ヘルパー、製造、農業及びその他中央主管機構指定の仕事 ・ その他中央主管機関認定の仕事
第四類外国人	留学生（就業服務法第 50 条）
第五類外国人	難民、連続就労 5 年以上の者、台湾の戸籍を持つ人の直系親族、永住者（就業服務法第 51 条）

（資料）外国人労働者の雇用許可と管理に関する規則第 2 条より弊法人作成。

図表 8-8 就業服務法による外国人労働者の仕事の範囲

①専門性・技術性がある仕事
②政府の許可を受けた事業の経営者
③学校教師
④短期専任外国語教師
⑤スポーツ選手やコーチ
⑥宗教・芸術に関係ある仕事
⑦商船など交通部門の許可を受けた船のスタッフ
⑧海洋漁業
⑨家庭ヘルパーや介護スタッフ
⑩中央主管機構指定の重要プロジェクトや経済社会発展に関する職に従事する人
⑪国内人材不足のため、業務上外国人の採用が必要なその他の仕事（中央主管機構の許可を受ける）

（資料）就業服務法第 46 条より弊法人作成。

(2) 「①専門性・技術性がある仕事」への従事¹¹⁴²

「第一類外国人」のうち、「①専門性・技術性がある仕事」に従事する人は、下記の要件

¹¹⁴¹ 「雇主聘僱外國人許可及管理辦法」

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAllPara.aspx?pcode=N0090027>

¹¹⁴² 「外國人從事就業服務法第四十六條第一項第一款至第六款工作資格及審查標準」

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090031>

を満たす必要がある。

図表 8-9 「①専門性・技術性がある仕事」へ従事する人の要件

具体的な仕事種類	対象要件
下記の仕事のいずれに従事している ・ 建築技術 ・ 交通事業 ・ 税務や金融サービス ・ 不動産仲介 ・ 移民サービス ・ 弁護士、弁理士 ・ 技師 ・ 医療保険 ・ 環境保護 ・ 文化、運動及びエンターテインメントに関連するサービス ・ 学術研究 ・ 獣医者 ・ 製造業 ・ 卸売業 ・ その他中央主管機関より指定された仕事	・ 専門技術試験に合格した者、もしくは執業資格所有者 ・ 国内外大学における関連専門の修士学位取得者、もしくは学士学位取得者で 2 年以上関連就業経験がある人。 ・ グローバル企業に 1 年以上勤務し、社内異動で台湾に来た人。 ・ 5 年以上関連する仕事の経験を持ち、特別に優秀な人。

(資料)「外国人従事就業服務法第四十六條第一項第一款至第六款工作資格及審査標準」第 5 条
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090031>

また、留学生（学士学位取得者、もしくは専門学校卒業者で、製造、農業、介護、電子商取引など関連専門の副学士学位取得者）の場合、下記項目で 70 点以上達成できる人の場合は、上記要件の制限なく、「①専門性・技術性がある仕事」へ従事することが可能である¹¹⁴³。

図表 8-10 留学生が「①専門性・技術性がある仕事」へ従事する場合の評点

評価項目	レベル	得点
学歴	博士学位	30
	修士学位	20
	学士学位	10
	副学士学位（専門学校卒）	5
雇用報酬	月給 47,971 台湾ドル（215,870 円 ¹¹⁴⁴ ）以上	40

¹¹⁴³ 「外国人従事就業服務法第四十六條第一項第一款至第六款工作資格及審査標準」第 5-1 条
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090031>

¹¹⁴⁴ 2022 年 12 月 1 日時点のレート（1 台湾ドル=4.5 円）により算出、以下同様。

	月給 40,000 台湾ドル (180,000 円) 以上、47,971 台湾ドル未満	30
	月給 35,000 台湾ドル (157,500 円) 以上、40,000 台湾ドル未満	20
	月給 31,520 台湾ドル (141,840 円) 以上、35,000 台湾ドル未満	10
就労年数	2 年以上	20
	1 年以上 2 年未満	10
担当職務能力	企業が必要な特殊専門を持つ	20
中国語能力	中国語能力検定「流暢」レベル以上	30
	中国語能力検定「高級」レベル	25
	中国語能力検定「進級」レベル	20
他国語能力 もしくは他 国経験	中国語以外の言語能力を 2 種類持つ	20
	中国語以外の言語能力を 1 種類持つ、もしくは他国で連続 6 年以上居住経験あり	10
政府政策へ の適応性	産業発展政策に関連する企業に雇用されている	20
	関連政策に沿って開設された高等教育コースに入学した留学生	
在学期間内 の成績	政府奨学金取得者、もしくは成績が上位 30% の学生	10
	学校奨学金取得者、もしくは成績が上位 50% かつ GPA が 3 以上の学生	5

(資料)「外国人従事就業サービス法第四十六條第一項第一款至第六款工作資格及審査標準」付録
<https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090031>

(3) 専門人材

外国人専門人材受入の強化を目的として、2018 年に高度専門人材の受入れに関する法律が施行され、主に就業サービス法第 46 条に規定された仕事①から⑥に従事する外国人材を「一般専門人材」「特定専門人材」「高級専門人材」の 3 つのカテゴリーに分けている¹¹⁴⁵。

上記就業サービス法第 46 条に規定されている①から③、⑤、⑥、また、専門人材の子女向け教育及び特定の学科に関する研究に従事する仕事は「専門職業」と規定している。外国人専門人材の分類は下記の通り¹¹⁴⁶。

図表 8-11 外国人専門人材の分類

カテゴリー	対象者
-------	-----

¹¹⁴⁵ 労働政策研究・研修機構、2018 年「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」

¹¹⁴⁶ 高度専門人材の受入れに関する法律
<https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>

一般専門人材	専門職業に従事する外国人
特定専門人材	専門人材のうち、中央主管機関より公告されている下記の分野を専攻している人材。 ・化学、経済、教育、文化芸術、体育、金融、法律、建築設計、国防 ・その他中央主管機関が特別に認定した特殊な専門分野
高級専門人材	「入出国及び移民法」に認定されている高級専門人材 ・高級専門人材になる人は①特別の貢献がある人（例：中央政府の表彰対象、国際組織の表彰者もしくは国際試合の上位5位など台湾に大きい貢献がある人）②高級専門人材（例：特殊技術の持ち主、専門分野に重大の発明や成果がある人、中央主管機関の推薦者など） ¹¹⁴⁷

(資料) 高度専門人材の受入れに関する法律

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>より弊法人作成

【就業ゴールドカード】¹¹⁴⁸

特定分野の外国高度人材の誘致を加速するために、2017年より特定専門人材（外国特定専門人材）向けの就業ゴールドカード（就業金卡：Employment Gold Card）を新たに設けた。就業ゴールドカードは、「高度専門人材の受入れに関する法律」第8条に規定されており、労働部が発行する労働許可証、外交部が発行する在留ビザ、内政部入国管理局が発行する外国人の居住許可と重入国許可の4つの証明書を組み合わせた書類である。

ゴールドカードを所持する外国人材は、雇用先の制限、家族の滞在期限、所得税、社会保障など多数の優遇措置が適用される。2022年3月末までに4,248名の高度人材に発行し、うち経済領域（58.2%）の高度人材が最も多く、次いで科学技術領域（17.8%）であった¹¹⁴⁹。

ゴールドカードの申請対象は一般ホワイトカラーの外国人労働者である（就業服務法第46条第1項第1項から第6項に規定する業務）。

雇用ゴールド保有者は、以下の権利と利益を有する。

- I. 特定の雇用主によって雇用される必要はない：このカードを持つ外国人特定専門人材は、特定の雇用者の雇用がなくでも、申請なしに、期間中に、フリーランス的な仕事に従事することができる。
- II. 所得税の優遇措置：高度専門人材の受入れに関する法律第9条に規定する所得税の減免の優遇措置を享受する。
- III. 近親者の家族訪問ビザの滞在期間は、最大1年間に緩和される：高度専門人材の受

¹¹⁴⁷ 移民署「高度専門人材申請要件」

<https://www.immigration.gov.tw/5385/7244/7250/7317/%E6%B0%B8%E4%B9%85%E5%B1%85%E7%95%99/30038/>

¹¹⁴⁸ 雇用ゴールドカード：

<https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/cp.aspx?n=57ABC704441FFFC&s=55CD067C9A36F3F8>

¹¹⁴⁹ 内政部移民署「外国專業人才聯合審查平臺」就業金卡統計分析及圖表”、2022年

https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=317721B6F4014093

入れに関する法律第 13 条によると、その近親者は、外務省または在外公館に対し、滞在期間 6 か月以内で複数回入国可能な 1 年間の滞在ビザを申請することができる。滞在ビザの満了時には延長を申請することが可能である。ただし、1 回の合計滞在期間は最大 1 年間である。

IV. 就業ゴールドカード保有者の配偶者および未成年の子供は、台湾に居住する親権を申請する必要がある。

V. 健康保険の制限の緩和：雇用された就業ゴールドカード保有者は、配偶者、未成年の子供、および 20 歳以上であり、身体的および精神的障害のために自立できない子供は、居住証明書を受け取った者であれば、国民健康保険に直接加入することができる。滞在期間が 6 か月以上から申請可能という制限がない¹¹⁵⁰。

就業ゴールドカードの申請は、内政部移民署の外国人専門人材向けプラットフォームホーム¹¹⁵¹に限定されている。申請者は、海外または国内で申請することができる。

(4) 外国人労働者の在留期限

外国人労働者が従事する仕事によって、在留期間の規定が異なる。

図表 8-12 外国人労働者の在留期間

従事する仕事	在留期間の更新	在留期限
① 専門性・技術性がある仕事	許可期間は 3 年、継続的に雇用される場合、雇用主より在留期間の延長申請が可能	雇用契約完了後帰国した外国人は、雇用期間中に違法な事情がなく、健康検査に問題なければ、再入国して就職することが可能。 在留期限の上限はない。
② 政府の許可を受けた事業の経営者		
③ 学校教師		
④ 短期専任外国語教師		
⑤ スポーツ選手やコーチ		
⑥ 宗教・芸術に関係ある仕事		
⑦ 商船など交通部門の許可を受けた船のスタッフ		
⑩ 国内人材不足のため、業務上外国人の採用が必要なその他の仕事（中央主管機構の許可を受ける）	許可期間は 3 年。特殊な状況がある場合、雇用主より在留期間の延長申請が可能、延長期間が行政院より決定される。た	累計 12 年まで
⑧ 海洋漁業		累計 14 年まで
⑨ 家庭ヘルパーや介護スタッフ		累計 12 年まで
⑩ 中央主管機構指定の重要プロジェクトや経済社会発展に関する職に従事する人		

¹¹⁵⁰ 就業ゴールドカードオフィス：<https://goldcard.nat.gov.tw/zh/about/>

¹¹⁵¹ 就業ゴールドカード申請先ウェブサイト <https://coa.immigration.gov.tw/coa-frontend/four-in-one/entry/>

	だし、重要プロジェクトに関する職に従事する人の延長期間は最大 6 か月	
--	-------------------------------------	--

(資料) 就業服務法第 52 条より弊法人作成。

8.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準

外国人に発行されるビザ/証明書は主に以下のカテゴリーで、入国を規制する外国人に発行されている。

- ・ 停留ビザ
- ・ 居住ビザ
- ・ ワーキングホリデービザ
- ・ 上陸ビザ
- ・ ビザ免除入国
- ・ 渡航認証証明書

ビザカテゴリー毎の許可基準は下記の通り。

① 停留ビザ¹¹⁵²

通常のパスポートまたはその他の合法的な渡航書類を所持し、台湾に 6 か月以内に滞在する予定の外国人は、停留ビザを申請することができる。このビザは、台湾を訪れる外国人が、通過、見学、親族の訪問、訪問、視察ツアー、国際会議への出席、ビジネス出張、短期勉強、短期雇用、短期伝道活動、および外務省が承認したその他の活動に従事するために発行される。

【一般的な要件】¹¹⁵³

一般的な要件は以下のとおりである。

- ・ 少なくとも 6 か月間有効なパスポート。
- ・ 過去 6 か月以内に撮影された 2 枚の写真を含む、正式に記入された申請書。
- ・ 往路航空券または船舶の券の購入の検証可能な証明。
- ・ 訪問目的を証明する書類
- ・ 提出時のその他の関連書類は、所定の手数料とともに申請書に記入し、署名する。

【有効期間と滞在期間】¹¹⁵⁴

停留ビザは通常 3 か月から 1 年まで有効で、到着日から最大 90 日間台湾に滞在するこ

¹¹⁵² 外交部領事事務局 “停留簽證” <https://www.boca.gov.tw/lp-8-1.html>

¹¹⁵³ 外交部領事事務局 “停留簽證須知” <https://www.boca.gov.tw/cp-72-4-04a58-1.html>

¹¹⁵⁴ 外交部領事事務局 “停留簽證須知” <https://www.boca.gov.tw/cp-72-4-04a58-1.html>

とができる。一部の国の国民は、14日、30日、60日など、より短い滞在期間となる。また、60日間または90日間台湾に滞在することが許可されており、ビザに「延長なし」などの表示がない停留ビザ保有者は、移民署の現地サービスセンターで最大120日または90日間の延長を申請することができる。

図表 8-13 停留ビザの申請要件

申請者/訪問の目的	申請要件
就職希望ビザ	1.十分な財源(少なくとも NT\$100,000 またはそれに相当するもの)の証明 2.台湾での滞在期間中の健康と完全な入院保険の証明。 3.善行証明書 4.次のいずれかの条件を満たしている必要がある。 a) 過去 6 か月間の平均月給または報酬が NT\$47,971 以上の雇用経験を有すること。 b) 過去 1 年以内に文部科学省がリストアップした世界トップクラスの大学を卒業し、まだ雇用されていない者。 c) 中央主管機構との協議の結果、外務省が別段の資格を有すると認めること。
医療ビザ	1.診断の証拠、台湾の医療機関からの治療の提案、ビザ申請のための手紙。 2.台湾の医療機関が同意した銀行取引明細書または支払い計画。
ビジネスビザ	1.会社の雇用および職務割り当てレター/招待状/進行中の手紙、取引記録を通じて与えられた事業活動の証拠。 2.保証人の会社からの公式スタンプを持つ元の「ビザ申請のための保証状」。 3.商業ビジネス交換の証明(請求書、輸出入書類、出荷注文)。 4.保証書のパスポートのコピー。 5.台湾における会社の事業登記または経済部からの事業登記書類の修正。 6.電信の NT \$ 50 /ページのケーブル料金。追加ページまたは余分な添付ファイルごとにケーブル料金が請求される。 7.監査通知および信用保証状
6 か月未満の滞在中の外国人留学生	1.大学/カレッジまたは各レベルの教育行政当局が発行した承認書の原本とコピー1部。 2.入学予定の大学・カレッジが発行した入学許可書の原本とコピー1通 3.在籍校が発行する在外校の在籍記録、学生証、交換証明書の原本とコピー1通
中国語を勉強している	1.教育部の認定を受けた大学・機関に所属する中国語センターが

る学生	<p>発行する入学許可書</p> <p>2.チェンタン海外青少年語学センターから入学証明書を取得した者は、海外コミュニティ問題評議会の推薦書も提出必須。</p> <p>3.中国語を勉強する動機と計画の説明。</p> <p>4.銀行口座の残高または外国送金によって描かれた財政支援の証明。</p>
会議・展示会への出席	<p>1.招待状または出展証明書、申請者の身分証明書</p> <p>2.処理中に、旅行代理店の証明やeチケットなど、その他の追加書類が必要になる場合がある。</p> <p>3.応募者は、必要に応じて面接を受けなければならない場合がある。</p>
インターンシップビザ	<p>1.政府機関が発行する承認書</p> <p>2.内政部、經濟部、労働部より発行したインターンシップ許可証</p>
トレーニングコースビザ	<p>1.政府機関が発行した承認書</p> <p>2.内政部、經濟部、労働部より発行した許可証</p> <p>3.応募者は、必要に応じて面接を受ける場合がある。</p>
芸能パフォーマンスビザ	<p>1.労働省発行の承認書</p> <p>2.主催者/スポンサーまたは雇用主は、台湾労働部から労働許可証を申請する必要がある。</p> <p>3.応募者は、必要に応じて面接を受けなければならない場合がある。</p>
就労ビザ	<p>1.申請者は、台湾労働部発行の承認書を取得する必要がある。</p> <p>2.雇用主は労働省から労働許可証を申請しなければならない。</p> <p>3.申請者は、必要に応じて面接を受ける場合がある。</p>
訪問目的ビザ	<p>1.申請者は、招待団体から提供された招待状を所持している必要がある。</p> <p>2.銀行口座明細書による資金の証拠。</p> <p>3.旅行日程の提供。</p> <p>4.必要に応じて面接を受ける場合がある。</p>
親戚訪問	<p>1.申請者は、台湾に居住する親族の居住地の証明を提出しなければならない。これは、3か月以内に戸籍謄本、外国人住民票または永住者証明書で示すことができる。</p> <p>2.出生証明書、戸籍謄本その他関係書類を親族との関係を証明する書類として提出すること。</p> <p>3.必要に応じて面接を受ける場合がある。</p>
観光ビザ	<p>1.銀行口座明細書で確認された資金の証拠。</p> <p>2.申請書とともに旅行日程表の提出</p> <p>3.応募者は、必要に応じて面接を受けなければならない場合があります。</p>

(資料) 外交部領事事務局 “停留簽證” <https://www.boca.gov.tw/lp-8-1.html> より弊法人作成

② 居住ビザ¹¹⁵⁵

通常のパスポートまたはその他の合法的な渡航書類を所持し、台湾に6か月以上滞在する予定の外国人が居住ビザを申請することができる。このビザは、家族の一員となること、学業、就職、布教、公務、国際交流プログラムへの参加、その他外務省が許可した活動を目的として台湾を訪れる外国人に発給される。

【一般的な要件】

居住ビザ申請者は、以下の一般的な要件を満たす必要がある。

- ・ 少なくとも6か月間有効なパスポート。
- ・ 過去6か月以内に撮影された2枚の写真を含む、正式に記入された申請書。
- ・ 該当する場合は健康診断書。
- ・ 提出時のその他の関連書類は、所定の手数料とともに申請書に記入し、署名する。

【有効期間と滞在期間】

居住ビザの有効期限は3か月で、ビザ取得者は到着日の翌日から15日以内に移民署のサービスセンターで外国人居住証明書（ARC）と再入国許可証を申請する必要がある。これにより、外国人居留証の有効期限内（通常3年以内）であれば、台湾に滞在することができるようになる。また、ARCは有効期限が切れる前に更新することができる。

図表 8-14 居住ビザの申請要件

申請者/訪問の目的	申請要件
国外に滞在し、教育部指定の大学・専門学校・高等学校以下に同時在籍する華僑留学生	1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。 2.志願者は、在外コミュニティ問題審議会によって有資格の華僑学生として決定され、教育部または華僑学生のための大学入学委員会によって地元の学校に割り当てられなければならない。 3.最高学歴の卒業証書と成績証明書の原本とコピー1部。 4.原文の卒業証書、成績証明書、および中国語または英語の翻訳は、台湾の海外ミッション、または海外コミュニティアフェアーズ評議会によって指定された機関によって認証されなければならない。
入国後、教育部指定の高校以下に個別に振り分けられた華僑留学生	1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。 2.海外地域問題審議会及び教育部又は郡市教育局がそれぞれ発行した承認書及び譲渡通知書の原本及び写し1通 3.在籍・在籍記録または在学先の学校が発行した学生証：学生証の裏面には、在校登録スタンプが必要。

¹¹⁵⁵ 外交部領事事務局“居留簽證” <https://www.boca.gov.tw/lp-9-1.html>

	<p>4.以前に研究を中断し、研究を再開したい申請者は、研究の中断と再開の両方の証拠を提示。</p> <p>5.台湾にいる申請者の保護者の同意書の原本とコピー1部、戸籍謄本。</p> <p>6.財政的支援の証明、台湾を訪問する目的、台湾での参照による保証、親の同意または犯罪歴の証明などの他の補足文書。</p>
自ら大学・短大に直接出願する華僑学生	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.申請者は、華僑学生を独自に受け入れることを教育部が承認した大学・短大に限り、申請することができる。</p> <p>3.入学許可証は、入学許可書が発行する。</p> <p>4.すでに台湾で勉強していて、居住ビザを申請したい学生は、登録の記録と成績証明書も提示する。</p> <p>5.在外コミュニティ事案審議会が発行した、華僑学生の資格を確認する承認書</p> <p>6.最高学歴の卒業証書と成績証明書の原本とコピー1部。</p> <p>7.経済的支援の証明、台湾訪問の目的、親の同意または犯罪歴の証明などの他の補足文書。</p>
フルタイムの博士号、修士課程、学士課程、または高等学校以下の外国人留学生	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.入学許可証/入学通知書/入学登録記録の原本とコピー1部、成績証明書の記録。</p> <p>3.有効なビザを現行のビザから学生用居住ビザに変更する資格を有する申請者は、入学・登録記録と成績証明書を提示する。</p> <p>4.各年度の最高学歴の卒業証書と成績証明書の原本とコピー1部。</p> <p>5.申請者またはその親族から提供された銀行取引明細書や送金などの経済的支援の証明の原本とコピー1部。</p>
中国語を勉強している人	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地方病院の1つが3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.教育部が認定した大学に所属する北京語学習センターのいずれかが発行した入学証明書と登録記録。</p> <p>3.月曜日から金曜日までの毎週の出席時間は、15時間以上である。</p> <p>4.休暇中の者を含む欠席時間は、授業時間全体の4分の1を超えていない。</p> <p>5.在学期間中の成績証明書の原本およびコピー1部。</p> <p>6.銀行取引明細書などの財政支援の証明の原本とコピー1部。</p>
起業家ビザ	<p>1.応募者は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>a)国内外のベンチャーキャピタルから投資を受けた、行政院国家発展基金スタートアップ・エンジェル・プロジェクトから投資を受け</p>

	<p>た、または政府公認の国内外新興企業資金調達プラットフォームから少なくとも 200 万台湾ドル（900 万円）の投資（資金調達）を受けたことがあること。</p> <p>b)申請者は、所定のスタートアップグループまたはスタートインキュベータに常駐していること。</p> <p>c)外国で発明特許を取得、または国内で発明特許、意匠特許を取得、またはその他の専門性を証明できること。</p> <p>d)台湾で植物品種権、動物名称登録を取得したことがあり、権利譲渡や認可によって実施されたものは含まないこと。</p> <p>e)国内外の有力な創業・デザインコンペティションで受賞したことがある、または政府から海外企業家の対台湾投資奨励事業の認可を受けたことがあること。</p> <p>f)国内外のファッションショー、映画祭、国際的なスタイルアワードで最終選考に残った、または受賞したことがあること。</p> <p>g)その他、中央の主務官庁が指定または推薦するイノベーション能力を有していること。</p> <p>h)台湾で投資額が 100 万台湾ドル（450 万円）以上の企業を設立し、イノベーション能力を有する新興企業の認定基準を満たし、その企業の法定代表者、マネージャー、ディレクターを務めていること。</p>
投資ビザ	<ol style="list-style-type: none"> 1.台湾中央政府の管轄当局が発行した投資証明書の原本とコピー1部。 2.最低投資額 200,000 米ドル。 3.投資確認を申請する投資家は、投資家、投資家の代理人、投資事業又は投資事業の代理人に対し、資本金の発足後 2 か月以内に申請書を提出してもらう。 4 投資形態の審査を担当する所轄官庁より投資額を確認。
宗教教義を学ぶ人	<ol style="list-style-type: none"> 1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が 3 か月以内に発行した健康診断書。 2.申請者を招聘する宗教団体、またはその付属の宗教教義研究機関は、招聘する団体または機関の登録を取り扱う主務官庁に承認証明書を申請する必要がある。 3.前述の所管官庁が発行した承認証明書のコピー1部を提出する。
宗教就労ビザ	<ol style="list-style-type: none"> 1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が 3 か月以内に発行した健康診断書。 2.招待宗教団体または法人（台湾で合法的に登録されている寺院、教会または研究所）の登録証明書のコピー1部。 3.最高学歴の卒業証書と成績証明書の原本とコピー1部。中国語または英語以外の言語の場合、中国語または英語の翻訳版。

	<p>4.招待宗教団体が発行した招待状で、代表者の署名と組織の印鑑に、招待の理由などの関連情報、招待状の内容に関する宣誓供述書、招待団体が法的に登録され、非営利で適切に運営されている団体であることを証明するもの。</p> <p>5. 牧師、神父、僧侶、尼僧、導師など、宗教者としての公的資格を有し、その証明書が必要。</p> <p>6.申請者が所属する宗教団体が発行した申請者の資格情報の原本とコピー1部。担当者の署名があり、申請者の名前、国籍、宗教が記載されている、ビザ申請前の2年以上の宗教活動の記録。</p>
交換留学生ビザ	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.大学・短大交換留学生は、入学予定の大学・短大が発行する承認書。</p> <p>3.高校生は、教育部または市郡教育局が発行する承認書。</p> <p>4.交換留学生は、滞在中、「台湾における留学生留学に関する規程」の指示に従う。</p> <p>5.入学許可書の原本と写し1部、または入学予定の大学・カレッジが発行した入学許可書・登録簿謄本。</p> <p>6.在籍記録の原本と、出身地の在外校が発行した学生証の写し1部</p>
両親または祖父母に加わる20歳未満の未成年者	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。(6歳未満の未成年者は健康診断書の提出は不要)</p> <p>2.希望者が戸籍を有する台湾人である場合、3か月以内に発行された戸籍証明書の写し。</p> <p>3.台湾在住証明書、外国人永住者証明書、外国人住民票の原本及び写し1通:申請者が加入しようとする個人が戸籍のない台湾市民である場合。</p> <p>4.20歳未満で、戸籍のある台湾人の子供または孫である申請者の場合、申請者の両親は現在台湾で戸籍を所持し、3か月以内に発行された両親の結婚の登録を示す戸籍の原本証明書が必要。</p> <p>5.20歳未満で、戸籍のない台湾市民の子供または孫である申請者は、親の結婚証明書類。</p> <p>6.両親のフルネームが記載された出生証明書の原本とコピー1部。</p> <p>7.その他、入国時の状況に固有の補足書類</p>
戸籍がない台湾人の外国人配偶者、外国人、香港居住者、マカオ居住者、または中国本土市	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地方病院が3か月以内に発行した健康診断書(6歳未満の未成年者は健康診断書の提出は不要)。</p> <p>2.台湾在留資格認定証明書、外国人永住者証明書、外国人住民票、または入国管理庁が発行した6か月以上有効な各種在留許可証の</p>

民	<p>原本と写し1通</p> <p>3.中国語または英語の翻訳版の結婚証明書の原本とコピー1部（まだ翻訳されていない場合）。</p>
戸籍を有する台湾人の外国人配偶者	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.申請者の国の管轄当局によって発行された犯罪歴のない証拠の原本とコピー1部。居住ビザ申請の1年前までに発行されたもの。</p> <p>3.申請者の国の管轄当局が発行した婚姻届の原本とコピー1部。特定の国で婚姻届が届かない場合は、婚姻証明書の原本とコピー1部。</p> <p>4.婚姻届、外国人配偶者の氏名を母国語で記載した戸籍謄本</p>
インターンシップ	<p>1.台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地元の病院が3か月以内に発行した健康診断書。</p> <p>2.所轄官庁が発行した許可証で、示されたインターンシップ期間が6か月以上であること。</p>
ホワイトカラー労働者	<p>1.雇用主は、管轄当局から申請者の労働許可証を申請。</p> <p>2.就労ビザの申請時に、就労許可証に記載されている雇用の残存期間が6か月以上であること。</p> <p>3.その他の補足書類は、ケースバイケースで決定する</p>

(資料)：外交部領事事務局“居留簽證” <https://www.boca.gov.tw/lp-9-1.html> より弊法人作成

③ ワーキングホリデービザ及び上陸ビザ

ワーキングホリデービザ及び上陸ビザの概要は以下の通りである。

図表 8-15 上陸およびワーキングホリデービザ

ビザの種類	申請者	対象国	滞在期間	必要条件
ワーキングホリデービザ	台湾政府と契約を結んでいる国の外国人で、台湾に来てワーキングホリデー制度に参加できるようにする	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、日本、韓国、ルクセンブルク、オ	最大 180 日間、ビザがまだ有効である間に延長することができるが、入国日から1年を超えないこと	<p>1.申請者は、台湾ワーキングホリデービザの以前の受領者ではない者。</p> <p>2.申請者は、海外のビザの発行先に、主な目的が台湾での休暇であり、雇用が訪問の主な理由ではなく付随的であることを証明する。</p> <p>3 申請者の年齢は、各二国間協定の年齢層に応じて適格とする。</p>

		ランダ、ニュージーランド、ポーランド、スロバキア、英国		<p>4.申請者のパスポートは、台湾への到着予定時に 12 か月以上有効である。</p> <p>5.申請者は、往復航空券を所持しているか、購入能力の金銭的証拠を持っている。</p> <p>6.申請者は、台湾滞在中の生活費として少なくとも 100,000 台湾ドル (450,000 円) または同等の外貨を所持している。</p> <p>7.申請者は、台湾滞在中に完全な医療保険および入院保険に加入する。</p>
上陸ビザ	台湾に上陸した時点での特定の適格国の外国人。彼らは単に承認された港のいずれかに到着するだけで、着陸ビザを申請することができる。	<p>1.トルコのパスポートの有効期限が 6 か月を超える者</p> <p>2.ビザ免除入国の対象国 (有効期間が 6 か月を超える緊急または一時パスポートの所持者)</p>	到着の翌日から最大 30 日間、延長することはできない。	<p>1.確認済みの復路用航空券または航空券/海路航空券と次の目的地へのビザ、および出発の確定済み座席予約。</p> <p>2.1,600 台湾ドル (7,200 円) のビザ手数料 (相互協定を結んでいる国の市民は無償でビザが発行されるものとする) と 800 台湾ドル (3,600 円) の手数料。トルコ国民には手数料が免除。</p> <p>3.犯罪歴がないか、地方自治体によって禁止されていない。</p> <p>4.2 枚の写真で正式に記入された申請書。</p>

(資料) 外交部領事事務局 “度假打工” <https://www.boca.gov.tw/lp-82-1.html> ; “落地簽證” <https://www.boca.gov.tw/cp-10-195-0a976-1.html> より弊法人作成

④ ビザ免除入国¹¹⁵⁶

台湾は、対象国の国民が最大 30 日間または 90 日間台湾に入国および滞在できる協定をそれぞれ締結している。

¹¹⁵⁶ 外交部領事事務局 “免簽證” <https://www.boca.gov.tw/cp-10-4485-149c7-1.html>

以下の国の国民は、台湾に最大 30 日間滞在することができる。

- ・ ベリーズ
- ・ ドミニカ共和国
- ・ マレーシア
- ・ ナウル
- ・ セントクリストファー・ネイビス
- ・ セントルシア
- ・ セントビンセント・グレナディーン諸島
- ・ シンガポール

以下の国の国民は、台湾に最大 90 日間滞在することができる。

アンドラ	エストニア	アイスランド	モナコ	ルーマニア
オーストラリア	エスワティニ	アイルランド	オランダ	サンマリノ
オーストリア	フィンランド	イスラエル	ニュージーランド	スロバキア
ベルギー	フランス	イタリア	ニカラグア	スロベニア
ブルガリア	ドイツ	日本	北マケドニア	スペイン
カナダ	ギリシャ	ラトビア	ノルウェー	スウェーデン
クロアチア	グアテマラ	リヒテンシュタイン	パラオ	スイス
チリ	ハイチ	リトアニア	パラグアイ	ツバル
キプロス	ホンジュラス	ルクセンブルク	ポーランド	英国
チェコ共和国	ハンガリー	マルタ	ポルトガル	米国
デンマーク	フィリピン	マーシャル諸島	大韓民国	バチカン市国
ブルネイ	タイ	ロシア		

⑤ 渡航認証証明書¹¹⁵⁷

カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの国民は、内政部の移民署から台湾渡航認証証明書をオンラインで申請できる。この証明書により、上記の国の市民は、指定された期間台湾を訪問し、滞在することができる。

- ・ 申請者のパスポートの有効期限は、台湾到着日から少なくとも 6 か月間ある。
- ・ 申請者は、乗り継ぎ/復路の航空券またはフェリーのチケットを所持している。
- ・ 申請者は台湾でブルーカラー労働者として雇用されたことがない。

上記の要件に加えて、次の要件のいずれかも満たす必要がある。

- ・ 申請者は、オーストラリア、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド、EU およびシェンゲン協定加盟国、英国、または米国のいずれかが発行した以下の書類の少なくとも 1 つを所持している。
 - 有効な在留カードまたは永住者カード

¹¹⁵⁷ Bureau of Consular Affairs, "Online Application for R.O.C. (Taiwan) Travel Authorization Certificate from the National Immigration Agency, Ministry of the Interior.", <https://www.boca.gov.tw/cp-152-274-8c0e2-2.html>.

- 有効な入国ビザ（電子ビザでも可）
- 台湾到着日の10年未満前に有効期限が切れた在留カードまたはビザ

オーストラリアまたはニュージーランドが発行した電子ビザを必要書類として使用する申請者は、台湾に入国する際に有効なオーストラリアまたはニュージーランドの電子ビザを提示する必要がある。同様に、日本が発給するビザを必要書類として利用する申請者は、台湾に入国する際に、日本入国証明書または日本への入国確認済み航空券を提示する必要がある。

- ・ 申請者は、過去10年間に台湾が発行した入国ビザまたは在留カードを所持しており、台湾における入国不正または法律違反の記録はない。

旅行証明書は90日間有効で、所有者は到着の翌日から14日間台湾に滞在することができる。保有者が別の渡航認証証明書を申請する場合は、現在の証明書の有効期限が切れる7日前に申請する必要がある。

⑥ 家族の同行

領事局の規定によると、一般的に、配偶者や20歳未満の子供は、ホワイトカラー労働者、起業家、投資ビザ保持者など、本来の申請者が外国人永住権証明書、外国人居住証明書、または移民署が発行する他の種類の居住許可を取得すれば、本来の申請者と一緒になることができる。下記必要な条件をすべて満たすと、扶養家族に居住ビザが発給される。

ただし、非熟練労働者の家族帯同が不可となっている¹¹⁵⁸。

【20歳未満の未成年者の要件】¹¹⁵⁹

被扶養者および元の申請者は、以下の条件を満たしている必要がある。

- ・ 台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地方病院が3か月以内に発行した健康診断書（6歳未満の未成年者は健康診断書の提出は不要）
- ・ 台湾在留資格証明書、外国人永住者証明書または外国人住民票の原本とコピー1部
- ・ 親の結婚の証明
- ・ 両親のフルネームが記載された出生証明書の原本とコピー1部
- ・ その他、入国時の状況に固有の補足書類

【配偶者の要件】¹¹⁶⁰

外国人の配偶者および元の申請者は、以下の条件を満たしている必要がある。

- ・ 台湾保健福祉部疾病管理センターが指定する地方病院が3か月以内に発行した健康診断書。

¹¹⁵⁸ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（法務省委託）、2017年「諸外国における外国人受入制度に係る調査・研究報告書」

¹¹⁵⁹ Bureau of Consular Affairs, “Resident Visas for Minors Under Age 20 Joining Parents or Grand Parents”, <https://www.boca.gov.tw/cp-166-282-16c41-2.html>

¹¹⁶⁰ Bureau of Consular Affairs, “Resident Visas for Foreign Spouses of R.O.C.(Taiwan) Citizens Without Household Registration, Foreigners, Hong Kong Residents, Macau Residents, or Mainland Chinese Citizens”, <https://www.boca.gov.tw/cp-166-281-b948e-2.html>

- ・ 外国人住民票と住民票の有効期限が 6 か月以上あること。
- ・ 結婚証明書の原本とコピー 1 部。原文の文書とそれに付随する中国語または英語の翻訳（他の言語の場合）は、台湾の海外ミッションによって認証されている。

【特殊なケース】

上記の規制に加えて、特定のビザの種類と特定のカテゴリーの外国人には、いくつかの特別な規定がある。

- ・ **ワーキングホリデービザ¹¹⁶¹**：配偶者や子供を含む家族は、扶養家族としてビザを申請することはできない。
- ・ **治療のための訪問者ビザ¹¹⁶²**：同伴家族の扶養家族は 2 人を超えてはならず、申請者の配偶者または 3 親等以内の親族に限られる。同伴する家族にも関係証明書を提出する必要がある。
- ・ **外国人専門人材¹¹⁶³**：
 - 扶養親族（配偶者及び子）は、外国人専門人材に同行することができる。
 - 被扶養者は、在留ビザを必要とせずに、外国人専門人材とともに外国人住民票を直接申請することができる。
 - 永住外国人専門人材、外国人特定専門人材及び外国人高度専門人材の成年後の子供も、個人労働許可を申請することができる。
 - 外国人専門人材が永住権を取得し、かつ、その配偶者、成年未満の子及び心身の障害により自立して生活することができない成年上の児童が、台湾に 5 年又は 3 年間滞在した場合、自己扶養能力の証明を示さずに永住権を申請することができる。
 - 外国人特定・高度専門人材の直系親族とその配偶者は、親族を訪問するための観光ビザを申請することもでき、合計で最長 1 年間滞在することができる。
 - 外国人高度専門人材の扶養親族は、外国人高度専門人材とともに永住権を申請することができる。

(2) 労働市場テスト、受入人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度（受入後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。）等の有無及び詳細

① 労働市場テスト¹¹⁶⁴

就業服務法第 47 条により、外国人労働者の雇用を目指す事業主は、まず合理的な労働条件で国内採用に努めなければならない。雇用主は、外国人の募集許可を申請することができるが、その不足を補うために、国内で自分のビジネスのニーズを満たすのに十分な数

¹¹⁶¹ Bureau of Consular Affairs, “Qualifications for Visa Applicants”, <https://www.boca.gov.tw/cp-153-393-31c4a-2.html>

¹¹⁶² Bureau of Consular Affairs, “Visitor Visa for Medical Treatment Purpose”, <https://www.boca.gov.tw/cp-158-261-d40a8-2.html>

¹¹⁶³ National Development Council, “Act for the Recruitment and Employment of Foreign Professionals”, https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/en/Content_List.aspx?n=6501F7D3D7CCA8A0

¹¹⁶⁴ Laws and Regulations Database, “Chapter V Employment and Administration of Foreign Workers”, <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawParaDeatil.aspx?pcode=N0090001&bp=5>

の従業員が見つけられない場合に限る。また、現地で労働市場テストを実施している間は、公的雇用サービス機関から紹介された求職者の雇用を拒否することはできない。

下記の仕事に従事する外国人労働者に対して、労働市場テストが必須である

- ・ 海洋漁業
- ・ 家事支援と看護の仕事
- ・ 国家の主要な建設プロジェクトまたは経済的/社会的開発のニーズに応じて中央所轄官庁によって指定された労働者
- ・ 中央主管機構によって承認されたその他の専門労働者

また、労働市場テストについて、下記の規定が設けられている。

- ・ 雇用主は、雇用条件を提供し、地元の公共雇用サービス機関に求人を登録する必要がある。
- ・ 登録後、中央主管機構が設置した全国の雇用情報ネットワークで求人を宣伝し、最低 21 日間国内労働者の募集に努めなければならない。
- ・ 雇用主が中央主管機構の署名により、国内新聞に同時に 3 日間連続して求人広告を掲載した場合、広告期間終了後最低 14 日間は国内労働者の募集を求めることができる。
- ・ 広告は、職種、募集人数、必要な専門分野・資格、使用人の氏名、賃金・給与、勤務時間、勤務地、雇用期間、食事の提供の可否、登録処理を行った公務員サービス機関の氏名、住所、電話番号を明記するものとする。
- ・ 使用者は、労働組合又は募集に関与した事業体の労働者に通知し、従業員が容易に見ることができる場所で募集を公表することを求められる。

② 雇用率の上限設定

中央主管機構は、通常、関連する政府機関、労働者、雇用主、学者の代表者に相談し、仕事に従事するために毎年台湾に導入される外国人労働者の最大数を決定する。外国人労働者には、さまざまなクォータが課せられている。各雇用主が雇用する労働者の割合に関して制限されている業種がある一方、絶対的な制限がある業種もある。

図表 8-16 外国人専門人材と家事補助者の定員

外国人労働者の種類	採用者	クォータ
施設介護従事者 障がい者・患者の日常生活のケアおよび関連業務	長期療養施設、介護施設、老人ホーム、社会福祉団体	入居者の 3 人に 1 人、雇用されている家事介護者の 25% を超えない
	老人ホーム、慢性疾患患者病院、総合病院、一般病院、専門病院	合法的に登録された病院のベッドの 5 つに 1 つ、その合計は雇用されている家庭内介護者の 25% を超えない
	居住サービスを提供する介護施設	

住み込み介護従事者または中級技能住み込み介護従事者	配偶者、直接の血縁者、3親等以内の付随的な血縁関係、または 継父母、継子、配偶者の両親または継父母、子供の配偶者または継子	被介護者1人につき1人、ただし、特定の特別な状況では追加の介護者を雇うこともできる
外国人専門人材	該当なし	1,000 (2021)

(資料) Laws and Regulations Database, “Employment Service Act”, <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090001>
Bureau of Consular Affairs, “The number of foreign professionals applying for a visa to Taiwan in this (110) year is limited to 1,000”, <https://www.boca.gov.tw/ep-56-6511-99f0a-1.html>より弊法人作成

図表 8-17 職種別の外国人労働者の上限

従事する仕事	申請の上限
特殊な製造プロセスに基づく製造	自由貿易港湾地域の製造業：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における月平均従業員数の40%を超えない
	タイプA+産業*：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における1か月あたりの平均従業員数の35%を超えない
	タイプA産業：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における1か月あたりの平均従業員数の25%を超えない
	タイプB産業：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における1か月あたりの平均従業員数の20%を超えない
	タイプC産業：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における月平均従業員数の15%を超えない
	タイプD産業：雇用主が申請を行う前の2か月前の1年間における月平均従業員数の10%を超えない
製造派遣	サービス拠点の労働保険プログラムに加入している労働者の40%を超えない
建設	プロジェクトファイナンス手法と需要モデルに基づいて計算された数値の20%を超えない**
畜産	原則として、対象事業を担当する中央所轄官庁が確認書を発行する月の2か月前までの1年間の月平均従業員数の35%を超えないこと。ただし、40%までは雇用された外国人労働者ごとに1人あたり月額NT\$3,000の支払いで5%増やすことができる
農業と食品（ラン、食用キノコ、野菜）	
養殖	
農業派遣	雇用主が申請書を提出する2か月前の基準月の前1年間において、1か月あたり同一労働保険証番号の労働者の平均数を超えない
バイリンガル翻訳	16人を限度として、雇用代理店による申請日における労働保険加入者数の20%を超えない。
あらゆる農林業	中央主管機構が対象事業を担当する中央主管機構と協議の上発表

対象事業を担当する中央主管機構と協議の上、中央主管機構が指定する業務	
畜殺場	雇用主が申請書を提出する前の 2 か月に先立つ 1 年間の月間平均従業員数の 25%を超えないこと。ただし、就業安定費の支払い時に最大 40%まで増やすことができる
国境を越えた労働仲介に従事する民間の雇用サービス機関に雇われたシェフおよび関連業務	100-200 人の外国人労働者の管理：外国人シェフ 2 名と関係者 1 名
	200~300 人の外国人労働者の管理：外国人シェフ 3 名、関連社員 2 名
	300 人以上の外国人労働者の管理：外国人労働者 100 名につきシェフおよび関連社員 1 名を追加

* 各業種（A+型、A型、B型、C型、D型）には、さらに細かい分類がある。就業服務法第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号までに従事する外国人の資格・検定基準法「付表 5：製造業務に特化した業種」に一覧化されている

** 最大割当人数 = 総プロジェクトコスト (NT\$) x プロジェクト建設コスト率 (%) x 人件費比率 (%) / 平均賃金 (NT\$ / 人、日) x プロジェクト期間 (暦日 x 割り当て率 (%))

(資料) Laws and Regulations Database, “Review Standards and Employment Qualifications for Foreign Workers Engaging in Work Specified in Subparagraphs 8 to 11, Paragraph 1, Article 46 of the Employment Service Act”,

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090029> より弊法人作成

図表 8-18 各種産業における中級技能労働者の上限

従事する仕事	申請の上限
海洋漁業	漁業許可証に記載されている漁船員数の 25%から外洋航行漁船の乗組員の最小数を引いた数を超えない
製造業務	自由貿易港湾地域の製造会社の場合：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間に、1 か月あたりの平均従業員数の 10%を超えない
	タイプ A+産業*：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間ににおける 1 か月あたりの平均従業員数の 8.75%を超えない
	タイプ A 産業：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間ににおける 1 か月あたりの平均従業員数の 6.25%を超えない
	タイプ B 産業：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間に、1 か月あたりの平均従業員数の 5%を超えない
	タイプ C 産業：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間に、1 か月あたりの平均従業員数の 3.75%を超えない
	タイプ D 産業：雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間ににおける月平均従業員数の 2.50%を超えない

建設	プロジェクトファイナンス手法および需要モデルに基づいて計算された数値の 5%を超えない**
農作業の派遣	雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間に労働保険で毎月雇用された従業員の平均数の 25%を超えない
農作業（限定） 蘭、食用キノコ、 野菜	雇用主が申請を行う前の 2 か月前の 1 年間に、1 か月あたりの平均雇用従業員数の 8.75%を超えない

* 各業種（A+型、A型、B型、C型、D型）には、さらに細かい分類がある。就業服務法第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号までに従事する外国人の資格・検定基準法「付表 5：製造業務に特化した業種」に一覧化されている。

** 最大割当人数 = 総プロジェクトコスト (NT\$) x プロジェクト建設コスト率 (%) x 人件費比率 (%) / 平均賃金 (NT\$ / 人、日) x プロジェクト期間 (暦日 x 割り当て率 (%))

(資料) Laws and Regulations Database, “Review Standards and Employment Qualifications for Foreign Workers Engaging in Work Specified in Subparagraphs 8 to 11, Paragraph 1, Article 46 of the Employment Service Act”,

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090029> より弊法人作成

上記のクォータ要件に加えて、現地の雇用主によって雇用されている外国人労働者の総数は、これらの各仕事のカテゴリの合計として合計 50%を超えることはできない。

③ 就業安定費

第二類外国人（非熟練労働者）を雇用する際、雇用主は中央主管機構（労働部）の就業安定基金に、就業安定費を支払う義務がある¹¹⁶⁵。就業安定費は主に台湾人の就業促進、台湾人の職業訓練、外国人労働者の管理（講習、通訳の費用、地方の労働局の検査費用や査定など）の 3 つの目的に使用される。

ただし、雇用主や介護対象者¹¹⁶⁶が「社会救助法」の低収入・中低収入層、「障害者權益保障法」による生活補助費対象、又は、「老人福利法」の中低収入補助費対象であれば、家庭ヘルパーや介護スタッフを雇用する際の実業安定費が免除される。

政府が策定する就業安定費の変更には承認プロセスがいるため、短期間の規定変更は難しいが、就業安定費制度自体が一時的な雇用人数を調整する機能があるため、雇用主は自社の状況に応じて雇用人数を調整することができる。雇用主にとって、外国人を多く雇用すればするほど就業安定費の額が高くなり、コストも上昇する。雇用主は人手不足のリスクと外国人雇用のコストを考慮し、外国人の雇用を行うこととなる¹¹⁶⁷。

図表 8-19 就業安定費の月額（2022 年）

就業服務法規定従業項目	分類	就業安定費 (台湾ドル/ 人)
-------------	----	-----------------------

¹¹⁶⁵ 就業服務法第 55 条。

¹¹⁶⁶ 派遣でない場合には、雇用主が介護対象になる。

¹¹⁶⁷ 労働部労働力発展署ヒアリングより

⑧海洋漁業	海洋漁業	漁船船員	1,900
		海洋養殖、漁業	2,500
⑨家庭ヘルパーや介護スタッフ	家庭ヘルパー	台湾人の雇用主による申請	5,000
		外国人の雇用主による申請	10,000
	施設介護		2,000
	在宅介護	雇用主や介護対象者が「社会救助法」の低収入・中低収入層、「障害者權益保障法」による生活補助費対象、「老人福利法」の中低収入補助費対象	免除
		その他	2,000
派遣介護		2,000	
⑩中央主管機構指定の国の重要プロジェクトや経済社会発展に関する職に従事する人	製造業	一般製造業、重大投資（伝統産業）	2,000
		上記産業において、外国人雇用上限数を超えた場合	5,000～ 9,000
		重大投資（ハイテクノロジー）	2,400
		上記産業において、外国人雇用上限数を超えた場合	5,400～ 9,400
	派遣製造業	業務契約地に行く前	2,000
		業務契約地で業務を行う場合	2,000
		上記産業において、外国人雇用上限数を超えた場合	5,000～ 9,000
	建設業	一般建設業	1,900
		公共重大プロジェクト	3,000
	屠殺業	登録済屠殺場	2,000
		外国人雇用上限数を超えた場合	5,000～ 9,000
	中央主管機関より指定された牧畜業、農業、漁業など	牧畜業、農業、漁業など	2,000
		上記産業において、外国人雇用上限数を超えた場合	5,000
派遣農業		2,000	

（資料）修正「雇主聘僱外国人従事就業服務法第四十六條第一項第八款至第十款規定之工作應繳納就業安定費數額表」

https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=D33B55D537402BAA&s=F802532F113594B5

就業安定費の金額は、中央主管機構が、国家の経済発展、労働市場の需要と供給、およびその他の関連する労働条件に基づいて、関係当局と協議して決定する。

雇用主が期限内に就業安定費を支払わなかった場合、30日間の延長が認められる場合がある。ただし、当該期間内に支払いが受領されない場合、雇用主は、30日間の期間の翌日から支払い日の前日まで、未払い手数料総額の0.3%の割合で計算された違約金の遅延の

対象となる。遅延ペナルティは、未払い料金総額の 30%を超えてはならない。さらに違約金を支払わなかった場合、未払いの就業安定費および遅延した違約金に対して直接執行を受けることができ、雇用主の雇用許可の全部または一部を取り消すことができる¹¹⁶⁸。

④ 転職制限¹¹⁶⁹

就業サービス法第 53 条は、外国人の転職を扱い、外国人労働者が転職できる条件を定めている。雇用された外国人労働者が、既存の雇用許可証の期間内に新しい雇用主に転勤するか、2 人以上の雇用主に雇用されなければならない場合、新しい雇用主は新しい雇用許可を申請する必要がある、退職者の雇用許可は失効する。新しい雇用主はまた、新しい雇用許可証を申請する際に、以前の雇用の終了を証明する文書を提出する必要がある。ただし、外国人労働者が難民、永住者、または直線的な親戚と同居することが許可されている場合、この要件は中央所轄官庁の承認を得て免除される。

既存の雇用主と特定の仕事に従事するために雇用された外国人労働者は、雇用法の規定に従って、他の特定の仕事に従事することを禁じられている。

また、海洋漁業、家事支援・介護業、中央主管機構が指定する業務に従事する外国人労働者は、一般的に、新しい雇用主や新しい仕事にシフトすることはできない。ただし、下記の特別の事情がある場合には、中央主管機構の許可を得て、その転職することができる。

- ・ 本来の雇用主又は雇用されている外国人労働者の世話をする予定であった者が死亡又は移住したとき
- ・ 作業していた船舶が差し押さえられたか、沈没したか、または修理中のために作業の中止を強いられた場合
- ・ 元の雇用主が工場を閉鎖した、事業を停止した、または雇用契約に従って給与を支払わなかったという理由により解雇された場合
- ・ 上記以外に、雇用されている外国人労働者の責めに帰すべきでない類似の事情

(3) 永住・帰化の可否及び基準（永住許可を得るために必要な在留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。）

① 永住権¹¹⁷⁰

【永住権の申請基準】

下記は、一定の条件を満たすことで永住権を申請する資格がある。

- ・ 5 年間合法的かつ継続的に台湾に居住している外国人。
- ・ 戸籍を有する台湾地域に居住する国民の配偶者または子であり、かつ、10 年以上合法的に居住している外国人。
- ・ 専門的な仕事に従事し、5 年間合法的かつ継続的に居住している外国人専門人材。

¹¹⁶⁸ 「就業サービス法」第 55 条 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0090001>

¹¹⁶⁹ Ministry of Labor, “Employment Services Act”, <https://laws.mol.gov.tw/Eng/FLAWDAT0201.aspx?id=FL015128&beginpos=5>

¹¹⁷⁰ Ministry of Interior, “Instructions on Document Submission by Foreigners Applying for Permanent Residency”, https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141465/141808/152932/cp_news

- ・ 3年間、合法的かつ継続的に居住している外国人特定専門人材。
- ・ 2002年5月31日以前に20年以上合法的に居住していた外国人。

また、前述のように、台湾政府は2022年に、留学生と移住労働者が少なくとも5年間中級熟練人材として雇用されていると、永住権を申請可能という変更を行った¹¹⁷¹。

【永住の条件】

以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 台湾に居住し、毎年平均183日以上滞在。
- ・ 18歳以上の人。
- ・ 性格良好。
- ・ 自分で生計を立てることを可能にする財産、スキルを持つ。
- ・ 台湾の利益に合致している。

また、永住権の申請は、毎年183日を超える所要の在留期間を充足した後、2年以内に行うものとされている。

【外国人投資家の永住権】

投資移民を申請する外国人は、以下のいずれかの条件を満たした後、永住権を申請することができる。

- ・ 営利企業に15,000,000台湾ドル(67,500,000円)以上の価値を投資し、3年以上にわたって台湾住民に5つ以上の雇用機会を創出した。
- ・ 中央国債に30,000,000台湾ドル(135,000,000円)以上の投資を3年以上行ってきた。

【家族のための永住権】

元の申請者の以下の扶養家族も、所定の条件下で永住権を申請することができる。

- ・ 投資移民のカテゴリーに基づいて永住権を与えられた外国人の配偶者および/または18歳未満の子供。
- ・ 配偶者、未成年の子、および外国人高度専門職の心身の障害により自立して生活することができない成年以上の子供。
- ・ 配偶者、未成年の子及び外国人専門職又は外国人特定専門人材の心身の障害により自立して生活することができない成年者。

② 帰化¹¹⁷²

外国人または国籍を有しない、現在台湾に居住している外国人は、以下の条件を満たした上で帰化を申請することができる。

¹¹⁷¹ Executive Yuan, “Long-term retention of migrant workers”, <https://english.ey.gov.tw/News3/9E5540D592A5FECD/144d9ad7-4a42-4732-9ddd-1e8f8f6d501a>

¹¹⁷² Laws & Regulations of Database, “Nationality Act”, <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0030001>

- ・ 少なくとも 5 年連続で毎年 183 日以上台湾に合法的に居住している。
- ・ 台湾の法律と自国の法律に従って行動する能力を有すること。
- ・ 警察通関証明書で証明された悪行や犯罪歴がないこと。
- ・ 自分自身を支え、安定した生活を送るのに十分な財産や専門的スキルを持っている。
- ・ 中国語に関する基本的な習熟度と、台湾住民としての権利義務に関する基本的な知識を有している。

また、帰化を申請する外国人は、帰化の承認の日又は原国の法律により国籍を放棄できる年齢に達した日から 1 年以内に、原国籍の喪失証明書を提出しなければならない。これを怠ると帰化が拒否される可能性がある。

③ 永住権・帰化の基準（永住権を喪失しない海外在留期間の詳細及び在留手続）¹¹⁷³

一般的に、永住権を持つ外国人には台湾での最低滞在期間がある。外国人永住者カード（APRC）の発行の翌年から毎年 183 日間台湾に滞在することは、永住資格を維持する条件である。しかし、台湾を離れる理由を挙げて免除を申請することで、永住資格を維持しながら数年間海外に滞在できるという規定がある¹¹⁷⁴。

ただし、永住権を取得した一般専門人材、特定専門人材、高度専門人材、またはその配偶者、未成年の子、成年の子は、一度も台湾に帰国することなく、最長 5 年間海外に滞在することができる。海外での期間を 5 年以上延長したい場合は、少なくとも 5 年に 1 回は帰国する必要がある。再入国せずに 5 年以上台湾を出国した場合、NIA は永住許可を取り消し、外国人永住者証明書を取り消すことができる¹¹⁷⁵。

すべての永住権保有者は、無制限の有効期限を持つ外国人永住者証明書によって台湾に再入国ことができ、出国前に再入国許可を申請する必要はない。また彼らは海外滞在中に外国人永住権証明書と有効なパスポートで複数回再入国することができる¹¹⁷⁶。

(4) 永住資格を喪失する要件（一定の事由の発生により自動的に喪失する要件であるか、入国管理当局の調査・処分により当局側が喪失させるものであるか）

① 永住権の喪失

入管法第 33 条に基づき、NIA は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の永

¹¹⁷³ Ministry of Interior, “Instructions on Document Submission by Foreigners Applying for Permanent Residency”,

https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141465/141808/152932/cp_news, Laws & regulations Database, “Regulations Governing Visiting, Residency, and Permanent Residency of Aliens- Article 20”,

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080129>

¹¹⁷⁴ Laws & regulations Database, “Immigration Act- Article 34”,

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080132>

¹¹⁷⁵ Laws & regulations Database, “Act for the Recruitment and Employment of Foreign Professionals- Article 19”, <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>

¹¹⁷⁶ Ministry of Interior, “Exemption Approval Filing of APRC Holders”, https://necp.immigration.gov.tw/NIA_OnlineApply_inter/onlineExitCase/onlineExitCaseForm.action

住許可を取り消し、外国人永住者証明書を取り消すものとする¹¹⁷⁷。

- ・ 申請のために虚偽または虚偽の情報を提出した。
- ・ 違法に取得、偽造、または改変された文書を使用した。
- ・ 司法当局より 1 年以上の懲役刑を科された。ただし、過失により犯罪した者は免除される。
- ・ 永住期間中、毎年 183 日間居住していない。NIA より留学、治療の希望、その他の特別な理由により許可を得ている場合は、免除される。
- ・ 他の国の国籍を回復若しくは取得し、又は同時に国の国籍を取得した。
- ・ 台湾から強制送還された。

また、永住資格を有する外国人専門職、外国人特定専門職又は外国人高度専門職又はその扶養家族が再入国することなく 5 年以上在留した場合、NIA は家族とともに永住資格を取り消すことができる¹¹⁷⁸。

② 帰化の喪失¹¹⁷⁹

以下の状況で台湾の市民権を失う可能性がある。

- ・ 所定の期間内に元の国籍喪失証明書を提出しなかった場合。ただし、外交部が確認した原国の法的または行政上の制限により証明書を提出できない場合には、期限延長の申請をすることができる。
- ・ 帰化は、国籍法に基づく帰化の規定に適合しない状況を発見した後、内政部によって取り消されることもある。ただし、帰化が施行されてから 5 年以上が経過している場合は、帰化を取り消すことはできない。
- ・ 共謀して詐欺的な結婚または養子縁組を締結することによって帰化を得る人。

帰化を取り消す前に、内政部は、審査委員会を招集し、関係者に意見を述べる機会を与える。

¹¹⁷⁷ Laws & regulations Database, “Immigration Act- Article 33”,
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080132>

¹¹⁷⁸ Laws & regulations Database, “Act for the Recruitment and Employment of Foreign Professionals- Articles: 16-19”,
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>

¹¹⁷⁹ Laws & regulations Database, “Nationality Act”,
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0030001>

8.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

8.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

2022年9月末時点で台湾で働く外国人専門人材は52,000人を超えているが、同期間の台湾の総労働者数に占める割合は0.46%に過ぎず、シンガポールなど近隣のアジア諸国よりも低い水準となっている。一方、台湾は少子高齢化現象に直面しており、15～64歳の生産年齢人口が2015年をピークに減少し、高齢化が進んでいる。産業労働力の需要が高まる中、政府は国内の労働力の質と量を向上させながら、不足する労働力を補うために外国人経済移民の受け入れを強化している。将来の人口予測や産業界の人材需給によると、台湾の経済発展を維持するためには、2030年までにさらに40万人の外国人労働者が必要と判断されている。国家発展委員会は国内の人口動態や産業界の人材ニーズを把握し、移民・労働政策に関する最新の国際動向を参考にしながら、教育部、經濟部、労働部、華僑總會、関係省庁と連携し、外国人専門人材、留学生、外国人技能労働者に対する受入戦略を策定している。また、移民受入環境を整備し、国際的な人材が長期的に台湾に滞在する意欲を高めるようにしている¹¹⁸⁰。

(1) 国家開発計画（2021年～2024年）¹¹⁸¹

台湾の第18次中期計画「国家開発計画（110～113年）」は、2020年7月16日の第3710回理事会で議論され、2020年から実施されている。この計画は、政府の統治理念と政策方針に則り、「安定的に成長を追求し、変化の機を先取りする」という理念のもと、国際開発動向や島内の中長期的な課題を勘案し、4年間の全体的な経済目標と発展戦略を策定したものであり、政府部門のガバナンスの基礎と捉えている¹¹⁸²。

本計画は直近世界の環境を述べた上、台湾における中長期的な課題を検討し、2021年から2024年間の全体経済目標及び、発展戦略を策定し、目標を達成するために、2021年から2024年間の台湾の発展戦略を策定した。

発展戦略のうち、経済発展新モデル2.0の実施が最初の戦略として挙げられた。「新世代の優秀人材の育成」も9つの具体施策の一つである。特に「世界中の人材の受入と育成」を強調している。その具体的な取組は下記の通りである。

- ・ 世界各国からハイレベルな基幹人材を台湾に誘致・定着させる：グローバルな人材誘致を推進し、主要産業の人材不足を把握し、租税や従業員報酬を拡充し、ハイレベルな人材が台湾に来たり、定着したりするインセンティブを高める。
- ・ 人材確保に関する法規制の改善：外国人専門人材の台湾への出稼ぎや居住に関する規制をさらに緩和し、社会保障を充実させ、移民しやすい環境を整備する。
- ・ 全国人材ネットワークと関連プラットフォームの最適化と構築：人材政策の調整と推

¹¹⁸⁰ 国家発展委員会ヒアリングによる

¹¹⁸¹ 「國家發展計畫(110至113年)」

<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMzY3Ny8yNThmZGI0OC05MWFjLTRhMjktODM5Yy1lMzQ2YiVkJmM4NGEucGRm&n=5ZyL55m86KiI55Wr6Zmi5qC45a6a5pysKDExMDA1MDUpLnBkZg%3d%3d&icon=..pdf>

¹¹⁸² 「國家發展計畫(110至113年)」プレスリリース

https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=D61190201622DA50&upn=5E8A39A0E8888B41

進のための省庁間プラットフォームを構築し、省庁の資源を統合し、ハイレベルの重点人材を対象に仕事から生活までのワンストップサービスを提供し、台湾の人材ネットワーク「Contact TAIWAN」の機能を強化し、国際的な露出を強化する。

- ・ 国際的な友好環境の構築：国際的な視野を持った地元の人材を育成し、国際交流を促進する。
- ・ ブリッジ人材の育成：パートナー国・地域と連携し、双方向で質の高い教育、産業、職業訓練を提供し、二国間の人材交流を拡大し、二国間の教育協力プラットフォームを拡大し、海外の卒業生が台湾で就職できるよう定着率を高める。

8.2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等

(1) 政策の策定方法

経済、社会、産業、人的資源の発展に関する台湾の全体的な開発を促進するため¹¹⁸³、内政部、外交部、教育部、労働部、經濟部、衛生福利部など複数の省庁の大臣が参加する国家発展委員会（National Development Council：NDC）が設立されている¹¹⁸⁴。

NDC は、外国人の台湾への定住に関して非常に重要な役割を果たしている。NDC は、外国人専門人材が台湾で働くことを促進する「高度専門人材の受入れに関する法律」を制定し¹¹⁸⁵、また、同法の下で、台湾で働く外国人専門人材の募集と支援のための単一の連絡先として機能する「台湾就業ゴールドカード事務所¹¹⁸⁶」を設立している。また、外国人雇用と関係するプロジェクトとして、「アジア・シリコンバレー構想」「台湾で学んだ留学生（外国人）、海外で学んだ留学生（台湾人）を奨励するアクションプログラム」等がある¹¹⁸⁷。

NDC はまた、「外国人専門人材の採用強化」、「華僑学生の誘致と定着の拡大」、「外国人技能人材の定着の研究」のための 3 つのワーキンググループを設置している。このうち、「外国人技能人材の定着」の対象としては、副学士号（専門学校卒業）以上を取得した留学生も中級技術業務に従事する候補者とした。特定の業務に従事する 30 歳未満の外国人を対象に、副学士号取得のための勉強を奨励し、卒業後も台湾に滞在して専門技術業務または中級技術業務に従事することを選択してもらうことを促進することとした¹¹⁸⁸。

(2) 二国間協定等

台湾は、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム及びモンゴルとの間

¹¹⁸³ National Development Council, “Policy Guidelines set out by Premier Su”, <https://www.ndc.gov.tw/en/cp.aspx?n=5915DEE8FA27DD93&s=11DC5CDA9784494C>

¹¹⁸⁴ National Development Council, “Organization”, <https://www.ndc.gov.tw/en/cp.aspx?n=8EAFB7495DE76778&s=6548379386D6E093>

¹¹⁸⁵ National Development Council, “Organization”, <https://www.ndc.gov.tw/en/cp.aspx?n=8EAFB7495DE76778&s=6548379386D6E093>

¹¹⁸⁶ Taiwan Employment Gold Card Office, “About the Gold Card Office”, <https://goldcard.nat.gov.tw/en/gold-card-office/>

¹¹⁸⁷ National Development Council, “Policy Guidelines set out by Premier Su”, <https://www.ndc.gov.tw/en/cp.aspx?n=5915DEE8FA27DD93&s=11DC5CDA9784494C>

¹¹⁸⁸ Workforce Development Agency, “Retention of Foreign Intermediate Technical Work Manpower Plan”, <https://fw.wda.gov.tw/wda-employer/home/mid-foreign-labor/index/2c95efb3803f527d01804aa35aef57ed?locale=zh>

で、それぞれ協定を締結し、製造業と介護分野を中心に外国人労働者を受け入れている¹¹⁸⁹。

① フィリピンとの協定¹¹⁹⁰

台湾とフィリピンは 3 つの二国間協定に署名しており、労働者の権利に関する議論も、技術作業部会内で毎年行われている。

② ポーランドとの協力協定¹¹⁹¹

台湾とポーランドの両政府は、2018年7月27日、関連する協力と共同の努力をさらに強化することを目的として、科学と高等教育における協力に関する協定に署名した。合意に基づき、台湾とポーランドは、大学生、ポスドク、学者、科学・教育機関間の交流と協力を促進するために協力することとなった。この文書はまた、パートナー国の語学教師のための奨学金プログラムと教育の機会を促進している。

(3) 外国人労働者の雇用の仲介主体・マッチング機能

台湾では、求人と求職の間に民間仲介業者が多数介在している。仲介業者の役割は雇用主と外国人非熟練労働者とをマッチングするだけではなく、非熟練労働者がうまく雇用環境に慣れるために、雇用先との調整や斡旋も行う。その他、在留期間中の健康検査、居留証の申請、生活上のサポートもサービスの一部である。また、外国人非熟練労働者の雇用期間の更新手続のサポートや、帰国のサポート（航空券購入のサポートなど）も仲介業者より行う¹¹⁹²。

一方、仲介手数料や研修費など、外国人労働者が負担しなければならない費用が大きいという指摘がある¹¹⁹³。こうした指摘に対応し、現在仲介業者は労働部から許可証を得ないと、外国人非熟練労働者の仲介業務をできない仕組みになっている。許可証の有効期間は2年で、更新する度に、労働部への申請が必要である。また、仲介業者から雇用主や労働者に不適切な費用を要求することを防ぐために、雇用主から徴収する紹介費やサービス費、労働者から徴収するサービス費の上限金額が規定されている。また、外国人非熟練労働者による人材仲介業者の評価制度が導入されている。2004年から毎年評価が行われており、評価成績はA、B、Cの3レベルに分けられている。評価結果は労働部労働力発展署のホームページに掲載され、雇用主と外国人非熟練労働者に情報提供されている。2年連続でCレベル評価された仲介業者は、雇用許可期間の終了時に、市場から撤退しなければなら

¹¹⁸⁹ 施昭雄、2013、「台湾における外国人労働者問題」『国際問題』No.626、2013年11月。

¹¹⁹⁰ Five Corridors Project, “Philippines - Taiwan: Bilateral arrangements”, <https://fivecorridorsproject.org/philippines-taiwan/philippines-taiwan-bilateral-arrangements#:~:text=Taiwan's%20bilateral%20labour%20agreements%20are.Special%20Hiring%20Program%20for%20Taiwan>

¹¹⁹¹ Bureau of Consular Affairs, “Taiwan and Poland sign agreement on cooperation in science, higher education”, <https://www.boca.gov.tw/cp-220-4365-a53f2-2.html>

¹¹⁹² 労働力発展署ヒアリングより

¹¹⁹³ 「韓国・台湾の外国人労働者政策と日本への示唆－佐野福島大学教授に聞く／人口問題委員会企画部会」『週刊経団連タイムス』2016年1月21日

(http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2016/0121_11.html)。

ない¹¹⁹⁴。2年連続 A レベルと認定された仲介業者は1年間評価をスキップすることができる。

仲介業者には主に3つの方面から労働力発展署より評価されている。一つは顧客満足度である。ランダムに顧客である雇用主や外国人雇用者に電話し、仲介サービスに関する意見を聴取する。一つは法令規程違反状況の確認である。仲介業者が登録しているシステム上で確認を行う。そのうち、3か月以内の外国人雇用者の失踪者の比率も評価の一部となっている。また、品質管理を行っている。仲介業者の事務所など現場で関連資料の検査を実施する。その他に、外国人雇用者に関わる政策の通知も仲介業者の義務であるため、その通知状況も確認対象になっている¹¹⁹⁵。

この他、仲介手数料による支出を減らすため、政府は、雇用主による外国人労働者の直接雇用の推進活動等を行っている。2007年12月31日に「直接雇用総合サービスセンター」を労働部労働力発展署の下に設立し、雇用主が仲介業者を通さずに、自ら外国人非熟練労働者を雇用するのを支援している。さらに、「外国人非熟練労働者協力者アプリケーション」も配信し、スマートフォンで、労働者雇用費用の見積もりや雇用進捗の追跡、外国人非熟練労働者に関する法案の検索などを行えるようにしている¹¹⁹⁶。

8.2.3 政府内関係機関間の連携

(1) Contact TAIWAN

国家発展委員会は、これまで経済部や教育部等、各省庁がそれぞれ行ってきた海外人材誘致の窓口を一本化した、国が運営する海外人材誘致のポータルサイト「Contact TAIWAN」を設置することを2016年6月に発表した¹¹⁹⁷。

Contact TAIWANは、同月より経済部によって設立された。全国的なネットワーク・プラットフォームであり、主な目的は、国際的な人材とつながり、彼らが台湾で働き、生活し、投資することを支援すること、また、台湾企業と専門人材のマッチングや人材確保である¹¹⁹⁸。

Contact TAIWANの役割は下記の3点である。

- ・ オンライン・マッチング・プラットフォーム

Contact TAIWANは、企業と人材のオンラインマッチングサイトで、主に台湾企業と外国人専門人材（ホワイトカラー層）に無料でオンラインジョブマッチングサービスを提供している。外国人が理解しやすいために、サイト言語は中国語、英語で選択できるうえ、募集している仕事の内容も二か国語で表示している。

- ・ 個別相談窓口

¹¹⁹⁴ 労働部労働力発展署、「移工人力仲介」

<https://www.wda.gov.tw/News.aspx?n=8507FC2FF000528B&sms=347187DD56A98578>

¹¹⁹⁵ 労働部労働力発展署ヒアリングより

¹¹⁹⁶ 労働政策研究・研修機構、2018年「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」

¹¹⁹⁷ 台北駐日経済文化代表処、「海外人材誘致公式サイト「Contact Taiwan」構築へ」2016年6月13日 https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/32995.html

¹¹⁹⁸ 「Contact Taiwan」 <https://contacttaiwan.tw/main/index.html?1665884218>

經濟部投資促進センターでは、専用ホットラインを設置し、企業や人材が関連サイトの利用方法から労働許可、就労ビザなどに関する相談まで、即時対応（英語と中国語）をしている。

- ・ 採用活動の多角化

Contact TAIWAN は、他の非政府系サイトとは異なり、国内外でオフラインの採用イベントの開催も行っている。毎年国内で開催している台湾の留学生を対象とした就職フェアは、企業が留学生を採用する際の最も重要なチャネルの一つとなっている。海外では、經濟部の在外公館を通じ、企業のニーズに応じて米国、日本、欧州などの地域で海外採用説明会を開催している。企業が海外の主要大学や技術者協会とコンタクトを取り、その国で就職フェアや企業採用説明会を開催することを支援している。

台湾で働く外国人は、労働許可（労働部）や滞在許可証（内政部出入国管理局）など、他省庁の業務にも関わっているため、Contact TAIWAN では、他省庁にも活動に参加してもらい、法令に関する最新情報の普及や外国人の相談に対応できるようにしている¹¹⁹⁹。

8.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携

(1) 非熟練労働者の 24 時間ホットライン

外国人非熟練労働者の基本的な権益の保護を目的として、1998 年から「外国人非熟練労働者の 24 時間ホットライン」（1955 ホットライン）を新設した。外国人労働者は、中国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、英語などの言語で、24 時間、サービスを受けることができる。中央政府は、地方自治体に助成金を給付し、それによって各自自治体は労働者に関連法律の相談、情報の提供、メンタルヘルスのカウンセリング、不服申し立て業務、仕事への適応、労使紛争の処理・仲裁などのサービスの提供を行っている¹²⁰⁰。

(2) 民間団体による外国人労働者向け宿泊施設の提供

台湾における移住労働者の支援を積極的に行っている民間団体の一つに台北市に事務所を構える台湾国際勞工協會（TIWA）がある¹²⁰¹。

TIWA は 1999 年の設立以来、個々の外国人労働者を支援する団体である。台湾では、宗教的な背景を持たない数少ない外国人労働者向け人権団体 NGO である。外国人労働者及び外国人配偶者の権利を追求しながら、台湾における外国人労働者の共通の課題を整理し、労働者の権利に対する啓蒙活動を積極的に行っている。

TIWA は一部の外国人労働者に一時的な宿泊施設を提供している。特に、就労トラブルを起こし、その処理中に居住する場所がない外国人労働者を対象としている。TIWA は、こうした宿泊施設の需要に対処するため、2008 年に労働局の承認を得て、移転・再定住センターを正式に設立した。

¹¹⁹⁹ 經濟部投資處ヒアリングによる

¹²⁰⁰ 労働政策研究・研修機構、2018 年「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」

¹²⁰¹ 村上雄一、2021 年「台湾における移住労働者の権利擁護—コロナウイルス禍におけるインクルージョン（包摂）事例から」、『日本の科学者』Vol.56 No.9

そのほか、TIWA は、ボランティアによる中国語の授業を開催したり、手工芸品作りを体験させたりして、外国人労働者の台湾民俗文化への理解を高めている¹²⁰²。

(3) 外国人材の斡旋または手配に係る手数料や関連費用

前述のように台湾では、求人と求職の間に民間仲介業者が多数介在し、仲介手数料や研修費など、外国人労働者が負担しなければならない費用が大きいという指摘がある¹²⁰³。

そこで雇用主や外国人からの不適切な料金徴収を防ぐため、人材仲介会社が雇用主及び外国人非熟練労働者から徴収できる手数料の料金項目と金額基準が定められている。雇用主に対しては、非熟練労働者の登録・紹介料は初月給以下であり、サービス料が年間 2,000 台湾ドル (9,000 円) と決めている。外国人非熟練労働者にはサービス料として、初年度は月 1,800 台湾ドル (8,100 円) 以内の費用、2 年目は月 1,700 台湾ドル (7,650 円) 以内、3 年目以降は月 1,500 台湾ドル (6,750 円) 以内を請求できることが定められている¹²⁰⁴。

8.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

① 外国人向け中国語教育

教育部の資金によって、外国人(台湾人配偶者が主たる対象)は無料で「成人基礎中国語コース」を受けることができる。一部の小学校、中学校において「成人基礎中国語コース」を開催しており、15 歳以上基礎中国語教育のニーズがある一般市民以外に、外国人も地方政府に申請すれば、コースに参加できる。コースは 2、3 か月間土日限定のものもあれば、平日のみのコースもある。希望者の都合によって、参加することができる。外国人のなかにはこのような基礎中国語コースを通じて、台湾の高校や大学に正式に入学する人もいる。「成人基礎中国語コース」への参加は無料である¹²⁰⁵。なお、具体的な予算額や財源については確認できなかった。

② 外国人の母国語教育における教育制度¹²⁰⁶

2018 年、台湾の教育部は、台湾の新しい移民の子供たちに更に平等な発展の機会を与えるため、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語など移民の母国語を言語授

¹²⁰² 台湾国際勞工協會 (TIWA) :

<https://www.tiwa.org.tw/%e6%88%91%e5%80%91%e7%9a%84%e5%b7%a5%e4%bd%9c/>

¹²⁰³ 「韓国・台湾の外国人労働者政策と日本への示唆－佐野福島大学教授に聞く／人口問題委員会企画部会」『週刊経団連タイムス』2016 年 1 月 21 日

(http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2016/0121_11.html)。

¹²⁰⁴ 労働部労働力発展署、「移工人力仲介」

<https://www.wda.gov.tw/News.aspx?n=8507FC2FF000528B&sms=347187DD56A98578>

¹²⁰⁵ 移民署ヒアリングによる

¹²⁰⁶ Taiwan News, “Taiwan's new education plan to include new immigrant language courses”,

<https://www.taiwannews.com.tw/en/news/3563336>

業のカリキュラムに導入することを発表した。この決定は、特に東南アジア諸国からの多数の移民学生の流入を考慮して行われた。政府はまた、これに続くものとして、台湾の小学校の 2019 年のカリキュラムガイドラインは、国立小学校のカリキュラムで生徒が選択する必修科目のリストに東南アジアの 7 つの言語を含むように拡張された¹²⁰⁷。

新移民の言語カリキュラムガイドラインは、1 年生から始まり、週に 1 つのクラスがある。興味に応じてどの学習言語を選択するかは学生次第である。中学校では柔軟な学習カリキュラムの一環として選択科目とすることができ、高校では第二外国語カリキュラムで選択科目とされている。

また、教育部は「東南アジア言語における家庭教育」と題する一連の書籍もまとめた。これら第 1 部から第 3 部からなる 3 セットの 30 冊の本は、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ベトナム語をカバーしており、これらの言語を話す母親に子供の母国語で生活習慣などを教えるための新しい選択肢を与えている。これらは、印刷版及びデジタル版の本の両方で利用可能である。特にデジタル版を利用する場合、オンラインクイズや他の読者がオンラインで記録した発音メモも確認できる。第 1 部の書籍は、身体の部位の名称、数字、家庭生活に使われる単語、生活の場面に使用する挨拶文などに焦点を当てている。第 2 部の書籍は、子供がより長い文章を構築し、複雑な文の構造とオノマトペを使った言語スキルを発達させるのに役立ち、第 3 部の書籍は 5 歳から 2 年生までの子供に適している。段階が進むにつれて、語彙の難易度が高まるだけでなく、関連する多様な文化も学べるようになってきている¹²⁰⁸。デジタル版は無料で自治体ホームページよりアクセスできる¹²⁰⁹。

③ 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

台湾では、外国人居住者のために特別に設置されているインターナショナル・スクールがある。これらの学校のカリキュラムは、本国の指示に従って策定され、主に台湾に居住する母国の国民を最初に登録し、他の国籍の学生も申請できる。2020 年時点では、台湾では 7 都市に 21 校の学校が開校している¹²¹⁰。

台北市においては、新しい移民が社会に統合するためのさまざまなコースが提供されている。これらのコースは、台北市社会福祉局、労働局、市民問題局、教育局によって実施されている。カウンセリングコースもあれば、初級または成人の基礎教育もある。2022 年

¹²⁰⁷ CommonWealth Magazine, “New Immigrant Languages Added to List of Required Languages in Primary Schools - Why are Some Parents Up In Arms?”, <https://english.cw.com.tw/article/article.action?id=2498>

¹²⁰⁸ New Southbound Policy Portal, “The Linguistics of Love: Teaching Materials Launched for Seven Southeast-Asian Languages”, <https://nsp.p.mofa.gov.tw/nsppe/news.php?post=222561&unit=410&unitname=Stories&postname=The-Linguistics-of-Love:-Teaching-Materials-Launched-for-Seven-Southeast-Asian-Languages>
教育部「「新」繪本・「愛」傳承 新住民家庭母語教材研編與推廣計畫成果發表」

https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=CACD549A3C4B4531
¹²⁰⁹ 新北市國際教育資訊網 <https://www.international-education.ntpc.edu.tw/course?cid=37114>

¹²¹⁰ Ministry of Education, “Regulations for the Establishment and Management of Private Elementary Schools, Junior and Senior High Schools, and Affiliated Preschools for International Residents”, <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0060006>
Ministry of Education, “Education Institutions for International Residents”, <https://english.moe.gov.tw/lp-108-1.html>

度では、労働局は月 1 回の就労支援コースを提供し、一部エクセルの講座など実践コースも提供している。社会局は新しい女性移民、移民親子、40 歳以上の移民などの対象別に生活の支援コースを提供している。ボランティア希望がある外国人向けのコース（通訳者コース、母国語教師コース、イベント支援者コースなど）も多数開催している。民政局は多文化のイベント、母国語研修コースなど異文化交流のコースを定期的に開催している。教育局は主に成人の中国語基礎教育を提供し、地域によって、週 5 回の集中コースもあれば、長期間にわたり、週 2 回程度のコースもある¹²¹¹。

④ 生活適応のためのオリエンテーションサービス¹²¹²

移民署（NIA）は、さまざまなルートを利用し、イベントや教材を通じて、新しい移民（特に台湾人の配偶者である新移民）がコミュニティに適応するのを支援するために、22 の地方自治体に資金を提供している。具体的な予算額と財源については確認できなかった。

外国人が台湾の居留証を申請するためには、移民署所管のサービスセンターに行く必要があるため、そこに、台湾での衣食住、交通、税金申請など生活上の問題を含むパンフレットを多言語バージョンで配布している。また、居住自治体における就労支援から永住申請に関する情報を含む 1 日オリエンテーションも月 1 回の頻度で開催している。オリエンテーションのコースは、通訳者付きなので、母国語でオリエンテーションを受けることも可能になっている。また、自治体単位で新しい移民向けのサービスセンターも常設しており、個人的な悩み相談から法律問題のカウンセリング先の紹介まで幅広く対応している。

外国人配偶者については、入国以前に移民署の海外関連機関よりカウンセラー面談を実施し、台湾の文化や習慣など基礎情報の事前周知を行っている。

一方、非熟練労働者として入国した場合、労働部より入国の空港で台湾の法律、生活の基本、相談先（1955 ホットラインなど）などを紹介する簡単なオリエンテーションを行うエリアを設けている。その後は、仲介業者が非熟練労働者をサポートする役割を担っている。また、非熟練労働者の居住地のほとんどは工場が集中している産業エリアであるため、移民署もその周辺にサービスセンターを設置して、サポートしている。また、MOU（二国間協定）を結んでいる送り出し国に対して、現地での台湾の法律や生活習慣の事前研修も依頼している¹²¹³。

日本の特定技能外国人を対象とした生活オリエンテーションと比較すると、オリエンテーションで提供する内容については類似している一方で、オリエンテーションの実施主体が企業ではなく自治体や政府であること、受講が義務ではないことなどが異なっている。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

台湾政府は、台湾での旅行、生活、就労に関する情報を外国人に提供するために、多数のウェブサイトとホットラインを開設している。内政部移民署が開設した「ホットライン

¹²¹¹ Taipei city, “Courses for New Immigrants”,
https://nite.taipei/Content_List.aspx?n=00FB88CA833525E7

¹²¹² Ministry of Interior, “Care and Counseling for New Immigrants”,
https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141386/141401/234741/cp_news

¹²¹³ 移民署ヒアリングによる

1990¹²¹⁴」が、すべての外国人に向けて多言語対応（中国語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語）したホットラインとなっている。そして非熟練労働者には前述の「ホットライン 1955」が労働部により開設され、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語 4 か国語で 24 時間対応している¹²¹⁵。それ以外に、台湾を訪れる外国人のための最も一般的な情報源は、台湾観光局と NIA のウェブサイトにある。どちらも、複数の言語（中国語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語）で情報を提供するポータルサイトを運営している¹²¹⁶。ホットラインは 4 桁の電話番号で簡便であり、日本の類似の相談窓口の電話番号よりも覚えやすく使いやすいものとなっていることが特徴である。

外国人労働者に特化した情報発信サイトもいくつか設置されている。2017 年 7 月、台湾人雇用主、外国人非熟練労働者、民間就業仲介機関などを対象に外国籍労働者雇用業務や権益保護及び関連法律の理解を支援する目的で、労働部は「越境労働力権益保護カウンセリングサービス網」を設置した。このサービスは、5 か国（中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語）に対応している¹²¹⁷。また、国家発展委員会が設置した「台湾雇用ゴールドカード事務所」は、外国人への情報発信にも重要な役割を果たしており、台湾で働く外国人専門家の採用と支援のための単一の連絡先として機能している。ゴールドカード申請者・所有者を特化した専門の問合せ先も設けている¹²¹⁸。ホワイトカラーなどのより広い範囲の専門人材に対しては前述の「Contact Taiwan」プラットフォームが一元的に対応している。

なお、上記に関する予算及び財源については確認できなかった。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

全民健康保険法では、台湾に 6 か月間居住すると、台湾地域の有効な外国人住民票または住民票を持つ外国人（香港、マカオ、中国大陸からの人を含む）は、国民健康保険に登録しなければならないとする規定がある。労働許可証を取得する人々は、雇用された日から雇用先を通じて国民健康保険制度に参加する必要がある。国民健康保険は、以下のカテゴリーの外国人に適用される¹²¹⁹。

¹²¹⁴ 一般社団法人 日本海外ツアーオペレーター協会「台湾 / 外国人相談ホットライン、日本語対応は年中無休」https://www.otoa.com/news_detail.php?code=39089

¹²¹⁵ 内政部移民署ヒアリングより

¹²¹⁶ Ministry of Foreign Affairs, “Taiwan At a Glance”,
[https://multilingual.mofa.gov.tw/web/web_UTF-8/MOFA/glance2021-2022/2021-2022%20Taiwan%20at%20a%20Glance%20\(English\).pdf](https://multilingual.mofa.gov.tw/web/web_UTF-8/MOFA/glance2021-2022/2021-2022%20Taiwan%20at%20a%20Glance%20(English).pdf), pp 91

Ministry of Interior, “Care and Counseling for New Immigrants”,
https://www.immigration.gov.tw/5475/5478/141386/141401/234741/cp_news
¹²¹⁷ 労働政策研究・研修機構、2018 年「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」

¹²¹⁸ Taiwan Gold Card, “Help Desk”, <https://goldcard.nat.gov.tw/en/help-desk/>

¹²¹⁹ Ministry of Health and Welfare, “Foreign Nationals from Hong Kong, Macau, China, or Other Countries who Reside in Taiwan with an Alien Resident Certificate (ARC)”,
https://www.nhi.gov.tw/English/Content_List.aspx?n=C88B41A4EAB5E692&topn=778856C209BC E527

- ・ 新生児
- ・ 学生
- ・ 従業員
- ・ 外国人専門人材の配偶者、未成年の子供、障害のある成人の子供
- ・ 失業者（親族を通じて扶養家族として登録可能）

また、労働部は、外国人非熟練労働者を対象に、労働保険、職業災害保険や健康保険体系への組み入れを行ったが、家庭介護・家事労働者は個人に雇用されているので、職業災害保険の対象外であった。従業員 4 名以下の小規模事業者には雇用されている労働者を含むすべての労働者の生活上の権益保護を目的として、2022 年 5 月から「勞工職業災害保險及保護法」が施行され、外国人介護・家事労働者も職業災害保険の対象となり、雇用主には毎月 45 台湾ドル（203 円）の保険料を支払う義務が発生した¹²²⁰。

① 乳幼児期

全民健康保険法に基づき、2017 年 12 月 1 日より、台湾で生まれた外国籍の新生児で、居住証明書類を受け取った人は、生まれた日から国民健康保険制度に登録しなければならない¹²²¹。

② 学齢期

外国人留学生は、義務教育レベルで学生人口の 10%以上を占めている。これを念頭に置いて、台湾で勉強している留学生のために特定のプログラム/イニシアチブが実施されている。また、外国人専門人材に特化した子供の就学支援プラットフォームが提供されている。

- ・ **専門人材子女就学支援プラットフォーム**：一般専門人材、特定専門人材、高級専門人材の子供を対象に、外国籍専門人材子女が入学できる学校等の情報を検索できるプラットフォームを教育部が運営している。外国専門人材子女に特化したクラス（2 か所）や海外の教材を使用して授業を行うバイリンガルクラス、一般学校に入学前の中国語に特化したクラス、インターナショナル・スクールについての情報を集めている¹²²²。
- ・ **新移民の子供向け就学支援**：台湾において義務教育の保障の対象は「台湾籍」をもつ市民であり、外国籍の子供は対象とされていない。ただし、台湾人の父親と外国人の母親の場合、子供は「台湾籍」になる。その場合、一部の子供が母親の母国で成長し、台湾に就学する時、①台湾文化への不適應、②中国語理解の不十分さ、③幼い頃に身につけた言語や文化に対する葛藤、④自らのルーツに対する不安やアイデンティティの揺らぎなどの問題が生じうる。そうした子供が円滑に就学できるよう、台湾の内政部や教育部が移民学習センターの設置、アフタースクールの学習サポート、中国語の補習カリキュラムの実施、多文化教材の編集など、多様な支援の取組を通じて、新移

¹²²⁰ 労働部、2022 年、「勞工職業災害保險及保護法 111 年 5 月 1 日上路」

<https://www.bli.gov.tw/0107103.html>

¹²²¹ Ministry of Health and Welfare, “Handbook of Taiwan's National Health Insurance”, pp.13-14

¹²²² 教育部「海外攬才子女教育資源平臺」

<https://pro.k12ea.gov.tw/k12eagt/theme/themeAction!themeCourseTitle.so?themeCourseCode=7JDF57>

民の子供の台湾学校への適応のサポートを行うだけではなく、自身のアイデンティティの重視も配慮し、多文化共生を目指している¹²²³。

- ・ **新移民トーチプロジェクト**：2008年に新北市が開始した「トーチプログラム」は民間の寄付の支援を受けて、地元の小学校を新しい移民の社会統合を支援するための拠点にした。2012年、中央政府はこのアプローチを採用し、内政部と教育部が連携して「全国新移民トーチプロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトでは、10%または100人以上の新しい移民の子供がいる学校は、「新しい移民の子供のための学校」としてリスト化されている。リスト化された学校は、プロジェクトの資金を申請し、下記の実施することができる。①新しい移民の子供の家庭を訪問してカウンセリングを行う②親向け教育指導③多文化イベントの開催④学校内の教育方法の検討会⑤教師向け多文化研修⑥新しい移民の子供向け中国語追加支援⑦多文化教材の制作⑧学校独自で制作した多文化教材を用いた全国教材賞への申請⑨母国語研修¹²²⁴。
- ・ 2019年からは、毎週、小学校の生徒は新しい移民の言語（マレー語、クメール語、インドネシア語、ミャンマー語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語）、先住民族の言語、または中国語の方言のいずれかを学ぶことにした¹²²⁵。
- ・ **台湾奨学金プロジェクト**：このプロジェクトは、学位奨学金、中国語奨学金、博士課程奨学生奨学金など、外国人に提供されるさまざまな奨学金に関する情報を提供する政府のイニシアチブである。各奨学金の金額は異なり、必要な資格要件を満たす留学生が利用できる¹²²⁶。

③ 青壮年期

中央政府と地方政府は、北京語と台湾語と福建語クラスを無料で提供し、文化イベントを開催し、移住労働者の生活を描き、展示会を通じて彼らのユニークな声を放送している。これにより、労働者は地元の言語や社会のどこかに何らかの形で適応することができる。また、家事労働者を除くほぼすべての業種において、外国人労働者の週当たりの最長労働時間に関する規制が設けられている。例えば、第四類外国人労働者（留学生）は、いかなる状況においても、週に20時間以上働くことはできない¹²²⁷。

外国籍もしくは中国大陸籍の配偶者については、一般外国人と異なり、就業許可なしに台湾で働くことが可能であるので、その人たちのために、就業支援を行っている。

- ・ 直轄市や県政府より、各種就職のオリエンテーションコースを開催し、関連する雇用

¹²²³ 日暮トモ子、2018、「台湾における新住民子女の教育の現状と課題」『目白大学 総合科学研究』2018年3月

¹²²⁴ 教育部「四海一家—火炬計畫」

https://www.moe.gov.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&sms=169B8E91BB75571F&s=2EC2074B03A1CF03

¹²²⁵ Taiwan Insight, “Moving toward a more inclusive society: the educational policy of new immigrant children in Taiwan”, <https://taiwaninsight.org/2020/08/21/moving-toward-a-more-inclusive-society-the-educational-policy-of-new-immigrant-children-in-taiwan/>

¹²²⁶ Taiwan Fellowships and Scholarships, “About TFS”, <https://tafs.mofa.gov.tw/Contents.aspx?loc=tw>

¹²²⁷ The Diplomat, “Addressing Challenges Faced by Taiwan’s Migrant Workers”, <https://thediplomat.com/2021/12/addressing-challenges-faced-by-taiwans-migrant-workers/>

サービスを説明するスタッフを配置し、新移民が生活に慣れてから職場に溶け込めるように支援している。

- ・ 公共職業安定所は、新移民の雇用ニーズに応じ、就職相談、求人登録、紹介・マッチング、面接同行、通訳補助などの個別雇用サービスを提供するとともに、雇用市場の理解やキャリアの方向性を明確にするための雇用促進講座の受講を斡旋し、円滑な就職を支援している。
- ・ 「新規住民の雇用促進に関する指針」を定め、一時的就労手当、雇用奨励金、職業訓練・生活手当、求職交通費補助などを活用し、就職を支援している。
 - (1)一時的就労手当：新移民が職場に適応し、円滑に労働市場に参入できるように支援するために、中央主管機関の発表額に従い、基本給の月額を超えないよう、最長6か月間手当を支給する。
 - (2)雇用奨励金：雇用主の新移民雇用を促進するために、公共職業サービス機関から紹介された新移民数に応じて、1人当たり月額11,000台湾ドル(16,500円)、もしくは1時間当たり60台湾ドル(270円)を最大12か月間雇用主に支給する。
 - (3)職業訓練・生活手当：労働力発展署が企画、委託、補助する職業訓練コースに参加する新移民には、訓練費用の全額補助と、職業訓練に参加している間の基本生活を安定させるための職業訓練・生活手当が支給される。
 - (4)求職交通費補助：公共職業サービス機関より推薦された職場と居住地との距離が30キロメートル以上の場合、一人当たり500から1,250台湾ドル(2,250～5,625円)の範囲で、一人当たり年4回を限度として求職交通費補助が支給される。
- ・ 職場学習・再適応プログラムの活用：機関や民間団体の資源を活用し、新移民に職場学習・再適応の機会を提供する。雇用主にも事務・カウンセリング費用の補助を支給するほか、「職場学習・再適応手当」の実額の30%が最大3か月間支給される¹²²⁸。

日本における就労支援と比較して、外国人労働者や就業する企業に対する金銭的支援を含むことが特色となっている。

④ 高齢期¹²²⁹

台湾の外国人高齢者は以下の特典を得ることができる。

- ・ **労働年金制度**：労働年金法に基づき、労働保険局の労働年金の個人口座に、労働者の月給の6%以上の労働年金を拠出することが義務付けられた、労働年金制度が定められている。この制度は、すべての永住者と、高級専門人材にも適用される。労働者はまた、毎月の賃金の6%以内で自発的に労働年金に拠出することができる。60歳以上の労働者は、年金一時金を請求することができる。
- ・ **マッケイ・プロジェクト¹²³⁰**：このプロジェクトにより、台湾の人々のために長期的な

¹²²⁸ 労働力発展署「政府就業協助」

<https://job.taiwanjobs.gov.tw/Internet/special2/foreignspouse/docDetail.aspx?uk=1471&docid=19305>

¹²²⁹ Bureau of Labor Insurance, “Permanent Residents and Foreign Professionals with Permanent Residence”, <https://www.bli.gov.tw/en/0014502.html>

¹²³⁰ Ministry of Health and Welfare, “Mackay Project”,

<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Eng/Pages/VDetail.aspx?nodeid=234&pid=2426>

貢献をした外国人は、台湾の高齢者と同じ特権を共有することができる。例えば、国内公共交通機関の利用、公営の景勝地、遊園地、文化・教育施設の利用、在宅サービス、デイケア、家族支援サービス、在宅介護、在宅（コミュニティ）回復サービス、補助器具の購入・レンタルなどの長期介護の利用が含まれている。マッケイ・プロジェクトの参加資格は以下の通り。

- 65歳以上の外国籍の人。
- 台湾に20年以上居住し、毎年183日以上滞在していること。
- 内政部移民署（NIA）から外国人永住者カード（APRC）を発行されていること。
- 社会福祉、医療、宗教、教育、文化などの分野で、台湾に長期に渡って貢献した人。

なお、保険料の未払い問題については確認できなかった。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

① 外国人を支援する専門人材

外国人向けのオリエンテーションや地方政府（台北市、新北市、台中市、台南市、高雄市など）の相談窓口などには、通訳者が配置されている。通訳者のほとんどは外国人が担当している。各機関は各自のニーズに応じて、外国人の通訳者を訓練している。外国人は通訳資格を取得したら、関連部署の通訳者として外国人をサポートする側になる。一人の通訳者が複数の窓口を担当していることもある¹²³¹。

② 生活実態を把握する取組

本調査では確認できなかった。

③ 啓発月間等の取組

台湾における外国人の効果的な統合を推進するために、さまざまなキャンペーン、イベント、フォーラム、フェスティバルなどが、複数の政府および非政府機関によって組織されている。これらのキャンペーンは、台湾における移民の貢献、文化的多様性を祝い、外国人に対する地元の人々の意識を高めることに焦点を置いている。主な取組としては、以下がある。

- ・ **フィリピン独立記念日の祝賀会¹²³²**：台湾での「フィリピン独立記念日・移民労働者記念日共同祝賀会」はほぼ毎年実施されている、フィリピン人出稼ぎ労働者のためのフィリピン独立記念日のイベントである。2022年には、約2,000人のランナーが参加する3キロと1キロのレース、ヒップホップダンスのコンテスト、当局者からのスピーチなどが実施された。
- ・ **新しい移民フォーラム¹²³³**：台湾・アジア交流財団とNIAは、2022年7月に台湾の新

¹²³¹ 移民署ヒアリングによる

¹²³² Focus Taiwan, “Philippine Independence Day event returns for first time in 3 years”, <https://focustaiwan.tw/society/202206090012>

¹²³³ Radio Taiwan International, “Government and community reps attend forum on new immigrants”, <https://en.rti.org.tw/news/view/id/2007839>

南方政策と新移民に関するその他の政策に関するフォーラムを開催した。多くの政府関係者や移民コミュニティの代表者がイベントに出席し、社会における多文化の感受性の重要性が議論され、移民の言語教育、多文化主義、人材育成などの問題を重視する必要性が強調された。

- ・ **文化多様性フェスティバル¹²³⁴**：2018年12月、NIAは台湾の多様性と包摂性を祝うフェスティバルを開催した。2000年に国連総会によって世界の移民とその権利への認識を高めるために指定された12月18日の国際移民の日に先立ち、228平和記念公園で開催した。フェスティバルは、台湾で雇用されている外国生まれのブルーカラーとホワイトカラーの労働者の貢献を認めることを目的としていた。フェスティバルでは、パレード、文化公演、地元の料理や、多くの新しい移民の母国からの芸術品や工芸品のブースが行われた。主催者によると、3,000人近くが参加した。
- ・ **ランタンフェスト¹²³⁵**：NIAは2019年2月、台北市で第二世代の移民の地域文化を広めるイベントを開催した。音楽、ダンス、謎解きを取り上げたこのイベントには、2世代にわたる150人以上の新しい移民が参加した。

④ 共生施策の実施状況等を取りまとめた白書等

本調査では確認できなかった。

¹²³⁴ New Southbound Policy Portal, “Festival in Taipei celebrates migrants’ contributions, cultural diversity”, https://nspp.mofa.gov.tw/nspp/content_tt.php?post=126697&unit=346&unitname=Taiwan-Today&postname=Festival-in-Taipei-celebrates-migrants%E2%80%99-contributions,-cultural-diversity

¹²³⁵ Taiwan News, “Taiwan Nat. Immigration Agency holds Lantern Fest celebrations in Taipei”, <https://www.taiwannews.com.tw/en/news/3640126>

8.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

8.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

(1) 自国民雇用情勢への影響

政府は台湾への才能ある人の移住を奨励するために規制を変更している。2018年2月8日、外国人専門人材を台湾に滞在し、就労させるために、高度専門人材の受入れに関する法律が施行された。これは、必要な技能要件を満たし、一部の国内産業における労働力供給の不足と台湾の高齢化のために地元では満たすことができなかった国家競争力を強化するために行われた。その結果、2020年末には、有効な雇用ライセンスを持つ36,852人の外国人専門人材が台湾に滞在し、2019年から5,727人増加した。

また、台湾に留学・就労するために台湾に来た海外卒業生の採用を優先するため、経験などによって制限された専門職や技術職に応募するための給与や労働要件を緩和し、外国人留学生の評価のための新しいシステムを導入している¹²³⁶。

8.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 治安

内務省警察局の統計によると、2021年には移民労働者が関与する刑事事件が3,608件あった。このうち、公共の危険を伴う犯罪は32.1%、次いで薬物犯罪が20.1%、窃盗が10.3%、詐欺が9.9%と続いた。2020年と比較して、移民犯罪事件の数は133件増加したが、これは主に190件の薬物犯罪（4.7%ポイントの増加）の増加によるものである。また、2021年の移民労働者の容疑者数は3,647人で、移民犯罪人口の割合は人口10万人あたり528.9人であった。

2021年には外国人の容疑者の国籍を見ると、64.1%がベトナム人、タイ人が15.7%、インドネシア人が11.9%となっている。移住労働者が台湾の公共の安全に一定の悪影響を及ぼしていることを示した¹²³⁷。

8.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

国立成智大学ポルクラーシーラボは2018年11月、台湾の移民に関する世論調査を実施した。台湾人が移民の種類、特に東南アジアからの外国人労働者と一般的に熟練外国人労働者と未熟練外国人労働者のタイプを暗黙的または明示的に区別しているかを確認すること

¹²³⁶ Ministry of Labor, “Profile of foreign professionals at the end of 2020”, <https://www.mol.gov.tw/media/euohu0nl/109%E5%BA%95%E5%A4%96%E5%9C%8B%E5%B0%88%E6%A5%AD%E4%BA%BA%E5%93%A1%E6%A6%82%E6%B3%81.pdf>

¹²³⁷ Ministry of Labor, “Overview of industrial and social welfare migrant workers at the end of 2021”, <https://www.mol.gov.tw/media/xjiltazo/110%E5%B9%B4%E5%BA%95%E7%94%A2%E6%A5%AD%E5%8F%8A%E7%A4%BE%E7%A6%8F%E7%A7%BB%E5%B7%A5%E6%A6%82%E6%B3%81.pdf> (P4~5)

が目的であった。調査は 1,000 人の台湾人に実施され、以下の調査結果が発表された。

- ① 一般的に、台湾人は外国人の熟練労働者に好意的だが、東南アジアの外国人労働者には否定的である。
- ② 熟練労働者が言及されたとき、外国人労働者への支持は、まったく言及されていないのに比べて 45%増加したが、外国人労働者全般ではなく東南アジアの外国人に焦点を当てた場合、移民への支持は 26.6%減少した。
- ③ 回答者の 44.6%は、東南アジア諸国からの熟練した外国人労働者を支持していた。
- ④ 回答者のわずか 8.4%が、台湾が東南アジア諸国からの外国人労働者を奨励すべきであることに同意した。一方、台湾の外国人労働者の 90%以上が東南アジア出身で、主にインドネシア、ベトナム、フィリピンからの人である。

上記の調査結果は、地元の人々が東南アジア諸国から来た人々についてより懸念していることを明確に示唆しているが、これらの外国人労働者が熟練労働者の形をとっている場合、この懸念はやや薄れている¹²³⁸。

8.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

(1) 不法滞在

台湾では外国人労働者の逃亡が課題になっている。例えば、ベトナムからは 1999 年に労働者の受入れを開始しているが、逃亡率が高かったため、ベトナム政府は、帰国した労働者が、「行方不明者」であった場合、罰金と一定期間の再出国就業禁止の罰則を課すこと、台湾・ベトナム間で行方不明者に関する情報を交換すること、といった対応策がとられている¹²³⁹。

また、台湾地域の外国人非熟練労働者は当初予定していた雇用期間が終了した後、不法滞在者へと移行するケースが多い。1990 年から 2018 年 3 月 31 日までの時点で、外国人非熟練労働者の行方不明人数は累計 26 万 6,060 人となっている。このうち半数近くを占めるのはベトナム人の 12 万 553 人、次いでインドネシア人の 10 万 6,713 人、これにタイ、フィリピン、マレーシア、モンゴルと続く。「2016 年外国人非熟練労働者の管理及び運用に関する調査報告」¹²⁴⁰によると、行方不明になる理由として、製造業及び建設業の外国人非熟練労働者の場合は、「他の外国人非熟練労働者からのそそのかし」が最も高く、全体の 58.7%を占めている。次に、「よりよい待遇」が 30.8%、「雇用期間の終了が迫る」が 27.4%、と続いている。家庭介護者の場合、「他の外国人非熟練労働者のそそのかし」が 57.4%と最も高く、「コミュニケーション不良」が 36.9%、「雇用期間の終了が迫る」「よりよい待遇」が 26.6%と続いている。男女別でみると、行方不明者数にはインドネシア人女性の割合が多く、8 万 8,194 人に上る¹²⁴¹。

¹²³⁸ The Diplomat, “How Taiwanese Think About Immigration”, 2019
<https://thediplomat.com/2019/01/how-taiwanese-think-about-immigration/>

¹²³⁹ 中國時報「凍結逾 10 年 越勞 7 月解禁」2015 年 4 月 30 日
(<http://www.chinatimes.com/newspapers/20150430000532-260106>)。

¹²⁴⁰ 「105 年外籍勞工管理及運用調查報告」

¹²⁴¹ 労働政策研究・研修機構、2018 年「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ

また、不法移民の強制送還に関しても問題に直面している。特に収容中の逃亡が問題になっている。例えば、台湾には、拘禁を命じられた外国人を収容するための拘置所が設置されたが、2020年3月上旬に台湾南部沖で逮捕された不法移民31人のうち6人が台中市の拘禁施設から逃亡した¹²⁴²。

不法滞在者の逃亡問題に対処し、報告するために、少数民族問題委員会と司法・監獄行政問題委員会のメンバーで構成される管理院合同委員会が設立された。委員会は、国連拷問等禁止条約（UNCAT）の遵守状況について理解を深めるため、宜蘭拘置所を訪問した。視察後、非行少年の扱い、捜査の秘密、被収容者の移送時の安全、人権を侵害しない監視カメラの使用、トランスジェンダーの被収容者の扱い、成人と少年の分離、緊急通報システムなど、さまざまな問題について複数の提言をした。合同委員会は、台湾の拘禁慣行に関する現状をよりよく理解することができ、これらの慣行が国際基準に合致し、UNCATを遵守していることを確認するため、拘禁施設のフォローアップ検査を継続することとなった¹²⁴³。

(2) テロ対策

台湾は、過去に入国する外国人に対するテロ活動に関して様々な困難を経験してきた。これらのうちのいくつかは観光客の行方不明事件に関連しているが、他には移住労働者と直接関与したテロ活動もあった。

一部外国人のためのビザ免除制度を導入後、台湾の主要な国際ゲートウェイである台湾桃園国際空港にテロ対策センターが設立され、台湾の空港や港でリアルタイムで乗客を監視することができるようになった。それに加えて、以下の点にも予防策を取っている。

- 国際テロ組織やテロリストに攻撃されるおそれのある標的の配備を強化する。
- 台湾にやってくる不審な外国人の監視を強化する。
- テロ活動に関する情報収集を強化する。
- 台湾の友好的な機関とのデータ交換メカニズムを確立する。
- 国際テロ組織やテロリストが破壊活動に従事するのを効果的に防止する¹²⁴⁴。

8.4 参考文献

- ・ 労働政策研究・研修機構、2018、「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—」 https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2018/documents/207_06.pdf
- ・ 村上 雄一、2021、「台湾における移住労働者の権利擁護—コロナウイルス禍におけるインクルージョン（包摂）事例から」

—」

¹²⁴² Taiwan English News, “Six illegal immigrants on the run after breaking out of detention facility”, 2020, <https://taiwanenglishnews.com/six-illegal-immigrants-on-the-run-after-breaking-out-of-detention-facility/>

¹²⁴³ The Control Yuan, “Control Yuan Inspects Detention Facilities to Ensure Protection of Inmates’ Rights” 2018, https://www.cy.gov.tw/EN/News_Content.aspx?n=252&sms=8938&s=13583

¹²⁴⁴ Bureau of Investigation, “Major policies of the Bureau”, <https://www.mjib.gov.tw/EditPage/?PageID=750fb6eb-aad6-440e-84e8-6d3689b13e6f>

<https://jsa.gr.jp/04pub/2021/JJS202109murakami.pdf>

- 施昭雄、2013、「台湾における外国人労働者問題」『国際問題』No.626、2013年11月
- 日暮トモ子、2018、「台湾における新住民子女の教育の現状と課題」『目白大学 総合科学研究』2018年3月

<https://core.ac.uk/download/pdf/228933903.pdf>

- Ministry of Health and Welfare, “Handbook of Taiwan's National Health Insurance”
<https://ws.nhi.gov.tw/001/Upload/293/RelFile/Ebook/English.pdf>

第9章 シンガポール

9.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況

9.1.1 受入れている外国人の現状

(1) 総人口に占める外国人数

シンガポールでは、永住権を持つ外国人を「永住権保持者」とし、シンガポール国民とともに「居住者 (Resident)」と分類している。それ以外のシンガポールに定住している外国人は「非居住者 (Non-Resident)」としている¹²⁴⁵。

2021年におけるシンガポールの総人口は5,453,600人であり、そのうちの全人口のうち、居住者は3,986,800人と全体の約73%を占めている。一方、非居住者は1,466,700人で、全体の約27%である。外国国籍保持者（永住権保持者・非居住者）の割合は全体の約36%である。

図表 9-1 シンガポールにおける人口内訳

年	千人				
	総数	シンガポール居住者			非居住者
		合計	国民	永住権保持者	
2020	5,685.8	4,044.2	3,523.2	521.0	1,641.6
2021	5,453.6	3,986.8	3,498.2	488.7	1,466.7

(資料) Department of Statistics Singapore, “Population Trends 2021”,

(<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2021.ashx>)より弊社法人作成

シンガポールは積極的に高技能労働者を受け入れ、永住許可、国籍を付与することで、高技能労働者の定住化を促進してきた一方で、2021年には、外国人労働者が減少するという問題に直面した。シンガポールにおける総人口の3割弱を占める外国人が10%を超える減少となったのである。原因の1つとして挙げられるのは新型コロナウイルス感染症の拡大である。ウイルス流入を防ぐため、水際対策を強化した結果、入国者数が激減した。また、シンガポール国内における移民への反感も要因の一つとして挙げられる。後述するように国民の間では近年、「外国人に職を奪われている」との不満が高まっており、シンガポール政府はシンガポール人でも代替できる職務へのビザ発給を絞ってきた。専門職向けビザの取得に必要な月給額を2020年だけで2回引き上げ、条件を更に厳しくしている¹²⁴⁶。

¹²⁴⁵ 岩崎薫里、2019、「第8章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.127

¹²⁴⁶ 日本経済新聞、2021年9月28日、「シンガポールの人口、初の2年連続減 移民国家曲がり角」、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM27CLI0X20C21A9000000/> (2022年9月16日閲覧)

(2) 国籍別外国人数

2020年時点でシンガポールに居住する外国人の中でも最も多いのが、マレーシア人（45%）、次いで中国人（17%）、インドネシア人（6%）となっている¹²⁴⁷。

(3) 男女別外国人数

国連が2020年に発表した情報によると、シンガポール移民ストックに占める女性移住者の割合は約56%、男性は44%で、女性移民の方が多い¹²⁴⁸。

(4) 年齢別移民・外国人数

年齢別データを見ると、永住権保持者の50%以上が30-49歳の労働年齢層であることが分かる¹²⁴⁹。

図表 9-2 年齢別 居住者及び永住権保持者数（2020年）

合計（比率）	居住者総人口		永住権保持者	
	4,044,210	100%	521,019	100%
年齢層				
0 - 4	183,076	4.5%	10,680	2.0%
5 - 9	198,737	4.9%	20,613	4.0%
10 - 14	206,393	5.1%	24,796	4.8%
15 - 19	215,234	5.3%	21,445	4.1%
20 - 24	244,537	6.0%	18,715	3.6%
25 - 29	286,997	7.1%	38,482	7.4%
30 - 34	297,798	7.4%	62,196	11.9%
35 - 39	299,515	7.4%	73,201	14.0%
40 - 44	299,291	7.4%	74,930	14.4%
45 - 49	311,740	7.7%	63,503	12.2%
50 - 54	296,068	7.3%	44,616	8.6%
55 - 59	305,830	7.6%	28,278	5.4%
60 - 64	284,626	7.0%	15,740	3.0%
65 - 69	229,396	5.7%	10,121	1.9%
70 - 74	170,008	4.2%	6,436	1.2%
75 - 79	90,990	2.2%	3,680	0.7%

¹²⁴⁷ United Nations, 2020, “International Migrant Stock – Desitination and origin”, <https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock>, (2022年9月21日閲覧)

¹²⁴⁸ United Nations, 2020, “International Migrant Stock – Total, destination”, <https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock>, (2022年9月21日閲覧)

¹²⁴⁹ Department of Statistics Singapore, 2021, “Resident Population”, <https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/CT/17394>, (2022年9月13日閲覧)

80 - 84	66,513	1.6%	2,290	0.4%
85 - 89	36,586	0.9%	890	0.2%
90 歳以上	20,875	0.5%	407	0.1%

(資料) Department of Statistics Singapore, “Resident Population”,
<https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/CT/17394> より弊法人作成

(5) 在留資格別外国人労働者数

非居住者の外国人労働者数を査証タイプ別にみると、専門家・管理職レベルの「雇用パス」と、中技能労働者レベルの「S パス」は移民労働者全体のそれぞれ 13.5%、半熟練労働者レベルの「ワークパーミット」は 72.2%を占める。「ワークパーミット」のなかでは、家事労働と建設・海洋造船・加工産業が多く、「ワークパーミット」発行数のそれぞれ約 3 割、約 4 割を占めている¹²⁵⁰。

図表 9-3 査証タイプ別 外国人労働者数

査証タイプ	2019年12月 (人)	2020年12月 (人)	2021年12月 (人)	2022年6月	
					比率
雇用パス (EP)	193,700	177,100	161,700	168,800	12.9%
S パス	200,000	174,000	161,800	169,200	13.0%
その他	34,700	32,200	27,200	24,400	1.9%
ワークパーミット (計)	999,000	848,200	849,700	943,400	72.2%
－ うち家事労働者査証	261,800	247,400	246,300	256,300	-
－ うち建設、海洋造船、加工産業	370,100	311,000	318,400	369,400	-
就労ビザ合計 (人)	1,427,400	1,231,500	1,200,400	1,305,800	100.0%

(資料) Ministry of Manpower, “Foreign workforce numbers”,
<https://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>より弊法人作成

(6) 産業別外国人労働者数

業種別の雇用者数を居住者・非居住者別にみると、非居住者では製造業 (21.7%) や建設業 (30.4%) の従事比率が居住者よりも高いのが特徴である。また、統計表上は明記されていないが、家事労働者のほとんどは非居住者であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症に伴って行われた水際対策の影響を受け、2019年以降、ほとんどの業種において非居住者の雇用が減少した。2021年も引き続き、前年より雇用者数は

¹²⁵⁰ Ministry of Manpower, “Foreign workforce numbers”, <https://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>, (2022年9月13日閲覧)

マイナスであったが、建設産業においては前年よりもプラスで雇用者数が増加した¹²⁵¹。

図表 9-4 業種別、居住者・非居住者別 雇用者数（2021年）（単位：千人）

	雇用者全体				
		居住者		非居住者	
			比率		比率
全産業	3,643.5	2,443.1	-	1,200.4	-
全産業 (家事労働者を除く)	3,397.2	2,443.1	100.0%	954.1	100.0%
製造業	449.2	241.9	9.9%	207.3	21.7%
建設業	408.2	117.9	4.8%	290.3	30.4%
サービス業(家事労働者を除く)	2,513.1	2,061.2	84.4%	451.9	47.4%

（資料）Ministry of Manpower, 2022, “Labour Market Report 2021”,

(https://stats.mom.gov.sg/iMAS_PdfLibrary/mrsd-Labour-Market-Report-4Q-2021.pdf)より弊社人作成

(7) 賃金格差

SパスやEP申請者に対しては、シンガポールでの収入に関して最低収入の規定が定められているが、ワークパーミット申請者に関しては給与に関する規定がない。シンガポールでは、シンガポール人、外国人問わず、最低賃金の規定がなく、雇用主は従業員に対し、その人が持つスキルや能力に応じた賃金を支払う必要がある。そのために、競争力のある賃金体系は、企業の従業員のモチベーションを高め、貴重な人材の確保に繋がっている¹²⁵²。一方で、最低賃金が確約されていない移民労働者たちの中には、低賃金に悩む労働者も多くいる。加えて、給与の未払いも問題視されている。例えば、インドやバングラデシュからの労働者の月収が400～465SGD（40,400円～46,965円¹²⁵³）と言われている一方、シンガポールにおける基本月給は3,077SGD（310,777円）である¹²⁵⁴。

¹²⁵¹ Ministry of Manpower, 2022, “Labour Market Report 2021”, pp.5-6

¹²⁵² Ministry of Manpower, “Is there a prescribed minimum wage for migrant workers in Singapore?”, <https://www.mom.gov.sg/faq/work-permit-for-foreign-worker/is-there-a-prescribed-minimum-wage-for-foreign-workers-in-singapore>, (2022年12月8日閲覧)

¹²⁵³ 2022年12月1日時点のレート（1SGD=101円）により算出。以下同様。

¹²⁵⁴ Kirsten Han, 2018, “Singapore’s migrant workers struggle to get paid”, CNN, <https://www.cnn.com/2018/02/24/asia/singapore-migrant-workers-intl>, (2022年12月8日閲覧)

9.1.2 関係法令

(1) 出入国管理関係法令

① 移民法（1959年）（Immigration Act 1959）¹²⁵⁵

同法は、外国人の入国、滞在、出国を規制する。犯罪者や好ましくない人物のシンガポール入国を抑制する一方で、人々の移動を促進するための法的枠組みを提供している。同法は6つのパートに分かれており、下記が含まれる。

1. 監督官および入国管理官の任命と権限、大臣の権限

2. ビザを含むシンガポールへの入国と出国

入国の権利、禁止されている移民、管轄当局の関連権限、シンガポールのビザの効力

3. 入国および再入国許可

不法入国、許可証・証明書の取り消し、調査権限など

4. シンガポールへの入国と出国の手続

船舶、列車、航空機、車両など様々な入国方法に関する規定、人物審査

5. シンガポールからの退去

禁止／不法移民の退去、人の拘留、退去後の不法帰還、罪を犯した人の逮捕

6. その他

その他、シンガポールの移民規制に関する重要な事項

② 国家登記法（1965年）（National Registration Act, 1965）¹²⁵⁶

同法は、IDカードの発行およびそれらの関連業務のため、シンガポールにおける人の登録を規制するため策定された。同法に基づき、長官はこの法律に基づいて登録された、または登録が要求されたシンガポール国内のすべての人の登録簿を維持しなければならない。また、登録が取り消される条件、および関係者がコミッショナーにIDカードを引き渡さなければならない条件も規定されている。同法は2016年に改正され、ICAに下記の業務を行う権限が与えられた。

- 多くの個人識別情報を収集する
- 特定の種類の名称の登録を拒否する（階級を表す称号や略語、猥褻・不快な名前など）
- ICA以外の従業員を登録担当者に任命する
- 登録担当者に捜査の権限を与える

2016年における改正は、入国管理局（ICA）職員の業務上の有効性と効率性を強化し、ICAがより便利な登録サービスを国民に提供できるようにするとともに、シンガポールの

¹²⁵⁵ Singapore Statutes Online, 2021, "Immigration Act 1959", <https://sso.agc.gov.sg/Act/IA1959?WholeDoc=1>, (2022年9月21日閲覧)

¹²⁵⁶ Singapore Statutes Online, 2021, "National Registration Act 1965", <https://sso.agc.gov.sg/Act/NRA1965>, (2022年9月21日閲覧)

治安を向上させることを目的としている。

③ 旅券法（2007年）（Passports Act 2007）¹²⁵⁷

同法は、海外旅行をするシンガポール国民の身分および市民権の証明として使用されるシンガポールのパスポートおよびその他の旅行書類の発行を規定するものである。シンガポールのパスポートの使用とその関連事項を規制している。この法律は主にシンガポール国籍を取得した人に適用され、パスポートの発行、発行拒否、没収、取り消し、不正な情報に対する罰則などに関する規定が含まれている。この法律は2007年に改正され、下記が導入された。

- シンガポールのパスポートと旅行書類、および外国の旅行書類の乱用・悪用に対する対策を導入する。
- パスポートと旅券の発行と取り扱いのための包括的な体制を確立する。
- ICA がシンガポールのパスポートと旅行書類のセキュリティを強化するために新しい技術を採用することを認める。

(2) 労働関係法令

① 雇用法（1968年）（Employment Act, 1968）

同法はシンガポールの主たる労働関係法令の一つである。労働契約、給与、解雇、解雇予告通知期間などの基本的な労働基準・労働条件が規定されている。国籍関係なく、シンガポール国内で就労する全ての人に適用される。しかし、船員、家事労働者、法定機関または公務員、月給4,500SGD（454,500円）以上の管理職・幹部職として就労する場合は適用外である。第4章には、休日、労働時間、年次休暇などが規定されている。これは、月給4,500SGD以下の単純労働者、および月給2,500SGD（252,500円）以下の非単純労働者のみに適用される¹²⁵⁸。

•

② 外国人労働者雇用法（1990年）（Employment of Foreign Manpower Act, 1990）¹²⁵⁹

同法は、外国人従業員の雇用を規制し、その福利厚生を保護するものである。シンガポールで外国人従業員を雇用する際の責任と義務を規定し、労働許可証の規制や犯罪・違反に対する取り締まりを網羅している。雇用主は第7条に基づき労働許可証を発行された外国人従業員の名簿を保管する必要がある。同法に含まれる主な内容は以下の通りである。

• 適用範囲

¹²⁵⁷ Singapore Statutes Online, 2021, “Passports Act 2007”, <https://sso.agc.gov.sg/Act/PA2007>, (2022年9月21日閲覧)

¹²⁵⁸ Ministry of Manpower, “Employment Act: who it covers”, <https://www.mom.gov.sg/employment-practices/employment-act/who-is-covered>, (2022年10月18日閲覧)

¹²⁵⁹ Ministry of Manpower, “Employment of Foreign Manpower Act”, <https://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act>, (2022年9月13日閲覧)

外国人従業員の雇用主、および労働省からワークパスを発行された人が対象となる。ワークパスには、雇用パス、Sパス、ワークパーミットが含まれる。

- **主な責務**

同法は、申請、医療保険、徴収、取消し、本国送還など、労働許可証に関わる事項を記載している。また、給与、祝祭日、年次休暇、病気休暇、残業を含む労働時間に関する具体的な要件も規定されている。移民家事労働者についても、彼らの福利と権利が同法で規定されている。

③ 定年退職・再雇用法（Retirement and Re-employment Act）¹²⁶⁰

同法は主に従業員の最低退職年齢、従業員の再雇用、それらに関連する事項についての規定を含む。最低定年は 63 歳で、雇用主は従業員の年齢を理由に解雇することはできない。また、従業員は以下の場合、第 7 条 A 項に従って再雇用される資格を有している。

- 従業員が 1952 年 7 月 1 日以降に生まれた場合。
- 63 歳になるまでに 2 年以上勤務していること（55 歳以上採用の場合）。
- 雇用主が、その従業員を少なくとも満足いく仕事ぶりであると評価し、医学的にも仕事を続けるのに適していると判断した場合。

2022 年 7 月 1 日より、雇用主は 63 歳になった適格な従業員に対し、68 歳まで再雇用を提供し、組織での雇用を継続させる必要がある。また、雇用主が職を提供できない場合、雇用主は再雇用義務を他の雇用主に移す、または、3.5 か月分の給与に相当する、最低 6,250SGD（631,250 円）、最高 14,750SGD（1,489,750 円）の一回限りの雇用支援金（Employment Assistance Payment : EAP）を提供しなければならない。ただしこれらの規定は、シンガポール国民および永住権保持者にのみ適用されるため、移民労働者は対象外である。

④ 職業紹介所法（1958 年）（Employment Agencies Act, 1958）¹²⁶¹

同法は、主に職業紹介所（Employment Agency : EA）の規制について定めている。職業紹介所とは、求職者を雇用者に紹介する組織または個人を指す。このような業者は、シンガポールで営業するために、当初 3 年間有効であり、さらに更新が可能な職業紹介所ライセンスを取得しなければならない。職業紹介所ライセンスは、以下のいずれかを行う場合に必要となる。

- 求職者による雇用関連の応募を処理する目的で、当該求職者と連絡を取る。
- 求職者が雇用関係を構築するのを支援する目的で、求職者の経歴書や履歴書を照合する。

¹²⁶⁰ Singapore Statutes Online, 2022, “Retirement and Re-Employment Act 1993”, <https://sso.agc.gov.sg/Act/RRA1993?WholeDoc=1>, (2022 年 9 月 21 日閲覧)

¹²⁶¹ Singapore Statutes Online, 2022, “Employment Agencies Act 1958”, <https://sso.agc.gov.sg/Act/EAA1958>, (2022 年 9 月 21 日閲覧)

- 雇用主または求職者に代わって、ワークパスの申請書を提出する。
- 求職者と求人企業のマッチング支援。

ただし、EA ライセンスについては、以下のような免責事項がある。

- ウェブベースのジョブポータルサイト全般
- 求人掲示板を維持・運営し、それ以外のマッチングや紹介を行わない組織や個人
- ワークパスの申請書のみを提出し、それ以外のマッチングや配置を行わない組織
- 認定された大学または教育機関
- 地域開発協議会
- Employment and Employability Institute Pte Ltd
- SkillsFuture Singapore (SSG) and Workforce Singapore (WSG)

2011年4月には、効果的な雇用仲介により労働者の生産性を高めるため、労働省によって雇用仲介規制の枠組みが導入された。雇用仲介に関する規制枠組みの目的は、以下の通りである。

- 無免許で悪質な人材派遣会社に対する取り締まりを強化する。
- 業界関係者のプロ意識と説明責任を高める。
- 規定とプロセスが今日の文脈に適合していることを確認する。
- 業界内のさまざまなニーズに対応できる柔軟性を提供する。

(3) 刑法関係法令

① 移民法

同法は、検問所における効果を高め、国境警備を強化するために、2018年に改正が行われた。主な改正点は以下の通りである。

- 搜索、差し押さえ、逮捕に関する権限を含む、入国管理局（ICA）職員の権限の範囲を拡大。
- ICA に権限を与え、シンガポールを通過する旅行者の個人情報を収集し、より効果的なスクリーニングを可能にする。

また、移民法の第3部および第5部には、不法入国、禁止された移民の排除、およびシンガポールへの不法入国の際の罰則に関する規定が含まれている。主な規制は以下の通りである。

- シンガポール到着時の検査中に、入国者が違法移民（Prohibited Immigrant）であることが判明した場合、管理官はその者の入国を禁止するか、移民局または管理官の指定する場所に拘留することができる。
- 退去命令に違反した者は、有罪判決により 5,000SGD（505,000円）以上 10,000SGD（1,010,000円）以下の罰金、または 12 か月以下の懲役もしくはその両方の責任を負

わなければならない。

- 退去を命じられた者は、退去の手配期間中拘束される。
- 強制退去の義務を負う者は、一般的もしくは特別に管理者から権限を与えられた入国管理官または警察官により、令状なしに逮捕される。(第 10 条)
- 先にシンガポールから退去させられた者が、管理者の書面による許可なくシンガポールに入国または居住することは犯罪である。そのような者は、1 年以上 3 年以下の懲役に処せられ、また 6,000SGD (606,000 円) 以下の罰金、さらにシンガポールから追放される可能性がある。
- 滞在許可証または証明書の取り消し後にシンガポールに不法滞在した者は、下記の罰が課される。
 - a) 90 日以内の不法滞在に対して、4,000SGD (404,000 円) 以下の罰金または 6 か月以内の禁錮、またはその両方。
 - b) 90 日以上不法滞在に対して、6,000SGD (606,000 円) 以下の罰金および 6 か月以下の禁錮、またはその両方。

② 外国人労働者雇用法

同法には、外国人の雇用主が犯した犯罪や違反に対する罰則に関する規定が含まれる。違反が認められた者には、違反通知書が発行され、外国人労働者委員会の調査結果に反論する機会が与えられる。違反行為の詳細と罰則は、表のとおりである。

図表 9-5 犯罪行為と罰則

内容	罰則
有効な労働許可証のない外国人従業員の雇用	5,000～30,000SGD (505,000～3,030,000 円) の罰金、または 12 か月以下の禁固刑、またはその両方。以降の有罪判決に対しては、1 か月以上 12 か月以下の禁固刑と 1 万 SGD (101 万円) 以上 3 万 SGD (303 万円) 以下の罰金刑が義務付けられている。
ワークパス条件違反	10,000SGD (101 万円) 以下の罰金、または 12 か月以下の禁固刑、またはその両方。
ワークパス申請または更新時における虚偽	20,000SGD (202 万円) 以下の罰金、または 2 年以下の禁固刑、またはその両方。
外国人従業員雇用に関連する金銭の受領	30,000SGD (303 万円) 以下の罰金、または 2 年以下の禁固刑、またはその両方。
存在しない、または稼働していない、あるいは外国人従業員の雇用を必要としない事業のための外国人従業員の労働許可証の取得	6 か月以上 2 年以下の懲役及び 6,000SGD (606,000 円) 以下の罰金。

(資料) Ministry of Manpower, “Employment of Foreign Manpower Act”,

(<https://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act>) より弊法人作成

図表 9-6 違反行為と罰則

内容	罰則
外国人社員や家事労働者の不法派遣	最大 10,000SGD (101 万円) の罰金。
ワークパス規制条件の違反	最大 10,000SGD (101 万円) の罰金。
外国人従業員の給与から雇用コスト (例: 外国人雇用税) を控除	最大 20,000SGD (202 万円) の罰金。
存在しない労働者への CPF ¹²⁶² 拠出を基にしたワークパス申請	最大 20,000SGD (202 万円) の罰金。

(資料) Ministry of Manpower, “Employment of Foreign Manpower Act”,
<https://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act> より弊法人作成

9.1.3 関係機関

(1) 内務省 (Ministry of Home Affairs: MHA)

内務省 (MHA) は本部、7つの部署、3つの法定委員会で構成される。これらを総称してホームチームと呼ばれる。7つの部署とそれぞれの概要は下記の通りである¹²⁶³。

図表 9-7 内務省に属する部署とその概要

部署名	概要
シンガポール警察 (Singapore Police Force : SPF)	SPF の使命は、犯罪を防止、抑止、探知し、シンガポールの安全と安心を確保することである。
内部セキュリティ部 (Internal Security Department : ISD)	ISD は、シンガポール国内の安定と主権に対する安全保障上の脅威に対処し、すべてのシンガポール国民にとって安全で主権的な国を維持することを目的としている。
シンガポール民間防衛隊 (Singapore Civil Defence Force : SCDF)	SCDF は、消防、救助、緊急医療サービス、危険物回避のため活動している。火災や民間防衛シミュレーターに関する規制を策定し、実施、執行している。
入国管理局 (Immigration & Checkpoints Authority : ICA)	下記を参照。
シンガポール刑務所サービス (Singapore Prison Service : SPS)	SPS は、犯罪者を安全に保護し、国の安全のために犯罪者を更生させることを目的としている。受刑者の家族、アフターケア機関、地域社会のパートナーと密接に協力し、犯罪者が責任ある貢献的な市民となるよう指導している。
中央麻薬取締局	薬物行為に対する厳格な取り締まり、薬物予防教

¹²⁶² CPF とは、Central Provident Fund の略であり、労働者と雇用主の両方が拠出するシンガポールの社会保障貯蓄制度である。

¹²⁶³ Ministry of Home Affairs, “Who We Are”, <https://www.mha.gov.sg/who-we-are>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

(Central Narcotics Bureau : CNB)	育、地域社会への積極的な関与を通じて、薬物のない社会を目指している。
ホームチーム・アカデミー (Home Team Academy : HTA)	内務省のリーダーやオフィサーの育成を行う。国内外の専門機関や学術機関、専門分野のエキスパートと提携し、質の高いプログラム開発をしている。

(資料) Ministry of Home Affairs, “Who We Are”, (<https://www.mha.gov.sg/who-we-are>)より弊法人作成

(2) 入国管理局 (Immigration & Checkpoints Authority : ICA)

入国管理局 (ICA) は内務省のホームチームの一員である。陸路・空路・海路のチェックポイントを通じて、入国にあたり好ましくない人々や貨物に紛れての入国などに対して国境警備を行っている。また、シンガポール国民のパスポートや ID カード、外国人の入国査証や許可証の発行など、入国管理および登録業務も行っている他、ビザ申請や書類の確認など、外国人の入国管理・登録に関する法令を施行する役割も担っている¹²⁶⁴。

(3) 外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

外務省は、政治・経済問題を扱う 11 の部局と、プロトコルや領事問題、シンガポール協力プログラムなどを統括する 7 つの部局に分かれている。世界各地に 50 以上の在外公館を有している。中でも特に力を入れているのが、留学生の受入である。シンガポールには 30 校以上の外国人学校 (Foreign-system/International schools) が存在する¹²⁶⁵。

(4) 労働省 (Ministry of Manpower : MoM)

労働省はシンガポールの中央労働規制機関である。主な目的は、熟練した外国人労働力を維持して国内の労働力を補うことにより、生産性の高い労働力と進歩的な職場環境を発展させることである。MoM は 15 の部門と 3 つの法定委員会で構成されている¹²⁶⁶。なかでも、外国人労働者の職場基準引き上げや、外国人労働者政策の執行に関しては、外国人労働者管理部門 (Foreign Manpower Management Division : FMMD) が行っている。外国人労働者の雇用、労働許可証、資格、申請、更新などに関する情報を提供している。また、労働査証・民間の職業紹介所 (EA) の発行・管理・監督も所管している¹²⁶⁷。

人材計画・政策局 (Manpower Planning and Policy Division : MPPD) では、国内の労働力を増強し、経済成長を持続させるための労働力計画、労働市場政策、経済調査、人事部門の開発を担当している。MPPD 内の外国人労働力政策部 (Foreign Workforce Policy

¹²⁶⁴ Immigration & Checkpoints Authority, “Vision, Mission & Values”

¹²⁶⁵ Ministry of Foreign Affairs, “About MFA”, <https://www.mfa.gov.sg/About-MFA>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁶⁶ Ministry of Manpower, “Divisions and statutory boards”, <https://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁶⁷ Ministry of Manpower, “Foreign Manpower Management Division”, <https://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/foreign-manpower-management-division>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

Department : FWPD) では、外国人労働力政策の構築・調整を行っている¹²⁶⁸。

人材に関する調査・統計局 (Manpower Research and Statistics Department : MRSD) では、外国人労働者の総数から産業別の分布まで、外国人労働者に関するすべての統計データベースを管理し、外国人労働者の安全かつ健全な労働条件を提供している¹²⁶⁹。

労働査証局 (Work Pass Division : WPD) では、外国人雇用に関する管理・監督を行う。同局では、雇用パス、S パス、ワークパーミットを含むすべてのワークパスを管理している¹²⁷⁰。

(5) 文化社会青年省 (Ministry of Culture, Community and Youth : MCCY)

文化社会青年省は、移住者を支援するために多くのプログラムやイニシアチブを実施している。例えば 2017 年には、シンガポールにおける人種・宗教理解を深めるために、地域社会とのより多くのパートナーシップを築き、地域主導のイニシアチブを奨励するためのイニシアチブ「BRIDGE (Broadening Racial & Religious Interaction through Dialogue & General Education)」が発足した¹²⁷¹。

(6) People's Association (PA)¹²⁷²

PA は、草の根組織及び INC (後述) と連携し、新しい市民や永住者が地域社会に定着し、地域住民と交流し絆を深めるための機会を提供している。統合や社会包摂を目的とした様々なプログラムや草の根のプログラム、活動への参加を通じて、新しく移動してきた移民は、隣人や他の地域住民と友好を深め、相互理解を深めることができる。

(7) 経済開発庁 (Economic Development Board : EDB)

EDB は貿易産業省傘下の政府機関であり、ビジネス、イノベーション、人材のグローバルセンターとしてのシンガポールの地位を高めるための戦略を担当している。業務内容は、製造業および国際的取引が可能なサービス分野における投資促進と産業開発である。EDB が管轄している産業は、シンガポールの年間 GDP の 3 分の 1 以上を占めている。投資の促進に加え、シンガポールの既存の事業の変革や生産性の向上を促し、シンガポールから新規事業を成長させることでその周辺事業における成長をもたらすことを目的としている

¹²⁶⁸ Ministry of Manpower, “Manpower Planning and Policy Division”, <https://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-planning-and-policy-division>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁶⁹ Ministry of Manpower, “Manpower Research and Statistics Department”, <https://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-research-and-statistics-department>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁷⁰ Ministry of Manpower, “Work Pass Division”, <https://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/work-pass-division>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁷¹ Ministry of Culture, Community and Youth, “Community”, <https://www.mccy.gov.sg/sector/community>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹²⁷² People's Association, “Community Integration”, <https://www.pa.gov.sg/our-programmes/community-integration>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹²⁷³。後述の Tech Pass やグローバル投資プログラム (GIP) は EDB の管轄下にあり、GIP 申請に関しては、シンガポールへの移転や投資に興味を持つ起業家と事業経営者に対してシンガポールでの戦略的活動立ち上げの支援を行っている¹²⁷⁴。

(8) 受入後の管理に関わる機関

シンガポールでは外国人 (学生および労働者) のための特別な管理・運営機関は設立されていないが、公正な雇用のため、従業員の業績管理、解雇、再雇用、苦情処理などの管理に関するガイドライン (The Tripartite Guidelines on Fair Employment Practices : TGFEP) が発表されている。これらのガイドラインは、国内および外国人労働者の雇用主が従うべきものである。このガイドラインは TAFEP (Tripartite Alliance for Fair and Progressive Employment Practices) と呼ばれるアライアンスにより作成された。公正かつ革新的な雇用慣行を目的としたアライアンスは労働省 (Ministry of Manpower)、労働組合、シンガポール雇用者連盟の 3 つの組織によって 2006 年に設立された¹²⁷⁵。ガイドラインには下記が含まれる¹²⁷⁶。

- 移民労働者を解雇する雇用主は、労働許可証を取り消す前に、帰国のための航空券を用意しなければならない。
- 雇用主は、航空券の購入を含む本国送還の費用を負担しなければならない、労働許可証が取り消されるまで、彼らの課徴金および給与の責任を負い続けなければならない。
- 雇用した従業員がシンガポールに滞在する限り、彼らの維持・管理を行わなければならない。

9.1.4 受け入れる外国人のカテゴリー

(1) 就労ビザ

シンガポールにおける就労ビザは Work Pass(es)と総称される。就労ビザの発給は、申請者の個人情報 (学歴や職歴) および就労スポンサーとなる雇用企業情報 (事業内容や過去の業績、現地人に対する求人広告掲載など) の両方が MoM によって審査される。双方の申請要件が満たされた場合にのみ審査が行われる。下記は 2022 年 8 月時点で取得可能な査証一覧である。図表 9-8 が示すように、就労ビザのカテゴリーは、大きく分けて専門家・管理職、中技能及び半熟練労働者、研修生及び学生、帯同家族、その他と、大きく 5 種類がある¹²⁷⁷。

¹²⁷³ Singapore Economic Development Board, “What We Do”, <https://www.edb.gov.sg/ja/about-edb/what-we-do.html>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁷⁴ Singapore Economic Development Board, “Global Investor Programme”, <https://www.edb.gov.sg/ja/how-we-help/global-investor-programme.html>, (2022 年 9 月 21 日閲覧)

¹²⁷⁵ Tripartite Alliance for Fair & Progressive Employment Practices, “About Us”, <https://www.tal.sg/tafep/about-us>, (2022 年 9 月 26 日閲覧)

¹²⁷⁶ Tripartite Alliance for Fair & Progressive Employment Practices, “Employment Practices”, <https://www.tal.sg/tafep/employment-practices>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹²⁷⁷ Ministry of Manpower, “Work Pass” (<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits>) (2022 年 8 月 31 日閲覧)

図表 9-8 就労ビザ一覧

		家族帯同の可否
専門家・管理職 (Professionals)	雇用パス (Employment Pass)	可
	エントレパス (Entre Pass)	可
	個人雇用パス (Personalised Employment Pass : PEP)	可
	ONE パス (Overseas networks & Expertise Pass : ONE Pass) ※2023 年より導入	可
	テックパス (Tech. Pass)	可
中技能及び半熟練労働者 (Skilled & Semi-Skilled)	S パス	可
	移民向けワークパーミット	不可
	家事労働者向けワークパーミット	不可
	ベビーシッター向けワークパーミット	不可
	アーティスト向けワークパーミット	不可
研修生および学生	研修雇用パス (Training Employment Pass : TEP)	不可
	ワーキングホリデーパス	不可
	ワーキングホリデーパス(豪州との二国間協定)	不可
	研修用ワークパーミット (Training Work Permit)	不可
帯同家族	配偶者パス (Dependant's Pass)	-
	長期滞在パス (Long Term Visit pass)	-
	Pre-approved Letter of Consent	-
	Letter of Consent	-
その他	多目的就労パス (Miscellaneous Work Pass)	不可

(資料) Ministry of Manpower, “Work Pass” (<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits>)より弊社法人作成

(2) 学生ビザ保持者の就労¹²⁷⁸

学生ビザ保持者は、以下の条件をすべて満たす場合、ワークパスなしで休暇中に働くことができる。就労開始前の届け出も不要である。

- 政府認定の教育機関のいずれかに正規の学生として在籍している、または登録している。
- 移民検問局 (ICA) 発行の学生証を持っている。
- 14 歳以上である。

¹²⁷⁸ Ministry of Manpower, “Work pass exemption for foreign students”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-pass-exemption-for-foreign-students>, (2022 年 11 月 17 日閲覧)

以下の条件をすべて満たす場合、ワークパスなしで休暇以外でも働くことができる。

- 政府認定の教育機関のいずれかに正規の学生として在籍している、または登録している。
- 移民検問局（ICA）発行の学生証を持っている。
- 1週間に最大16時間の勤務である。

または

- 大学または教育機関が実施する派遣プログラムによるものである。派遣プログラムは卒業要件に含まれている必要がある。

9.1.5 外国人受入れに係る基準等

(1) 滞在資格ごとの許可基準

9.1.4 (1) で記載したように、一般に、シンガポールで就労する際に取得を検討するビザは、下記の11種類が存在する¹²⁷⁹。本項では主なものを説明する。

① 雇用パス（Employment Pass : EP）

外国人専門家、経営者、幹部向けのビザである。候補者は、月に少なくとも4,500SGD（454,500円）の収入があること、金融産業での就労の場合は月に5,000SGD（505,000円）の収入が必要だったが、2022年の9月からは月に少なくとも5,000SGD、金融産業就労者は5,500SGD（555,500円）の最低月収が必要となった¹²⁸⁰。このほか、優れた大学の学位、専門的な資格などを保持していることが求められる¹²⁸¹。

ビザへの申請は雇用主または指定された職業紹介所（EA）が行う。初回の申請でビザの有効期限は最大2年であるが、更新後は最大3年となる。

不足職種スキル（Shortage Occupation List: SOL）に指定されている業種の専門家は最長5年有効なビザを取得することが可能である。これはシンガポール国内において未発達の分野における労働不足と、同分野における技術力の強化を目的としている¹²⁸²。

またEPは、3つのカテゴリーに分類することができる。

図表 9-9 EP の概要

就労ビザ種類	申請条件	配偶者ビザの条件	配偶者の就労
EP(P1)	• 大卒以上または専門スキル	条件なし	可

¹²⁷⁹ 日本貿易振興機構、2020年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、p.1

¹²⁸⁰ Ministry of Manpower, “Updates to EP qualifying salary”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/upcoming-changes-to-employment-pass-eligibility/updates-to-ep-qualifying-salary>（2022年8月31日閲覧）

¹²⁸¹ Ministry of Manpower, “Eligibility for Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility>（2022年8月31日閲覧）

¹²⁸² Ministry of Manpower, “Key facts on Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/key-facts>（2022年8月31日閲覧）

	<ul style="list-style-type: none"> 月給 20,000 SGD (202 万円) 以上 		
EP(P2)	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業または専門スキル 月給 6,000 (~8,500) SGD (606,000 (~858,500) 円) 以上 	条件なし	可
EP(Q1)	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業または専門スキル 月給 3,900 (~4,500) SGD (393,900 (454,500) 円) 以上 	月額給与が 6,000SGD (606,000 円) 以上であること	可

【補完的評価フレームワーク (COMPASS)】

2023 年 9 月より、EP 審査における発給基準となる最低基本月給に加え、新ポイントシステム「補完的評価フレームワーク (COMPASS)」が導入される。COMPASS は、C1～C4 の 4 基準で申請者を審査する。4 基準でそれぞれ想定以上であれば 20 ポイント、想定どおりなら 10 ポイント、想定未满是 0 ポイントと評価する。加えて、人材が不足している職種では、20 ポイント、特定のイノベーション、国際化活動に携わるのであれば 10 ポイントが加算される。EP 取得には COMPASS で合計 40 ポイント以上を取得し、併せて最低基本月給の基準を満たす必要がある¹²⁸³。

図表 9-10 EP のための補完的評価フレームワーク (COMPASS) ポイント詳細

	個人評価	ポイント	企業の評価	ポイント
基礎要件	C1: 固定給与 同分野同年代の地元幹部・専門職の固定給与との比較		C3: 多様性 企業の幹部・専門職に占める申請者の国籍の割合	
	上位 10%	20	5%以下	20
	上位 10%未満、 上位 35%以上	10	5~25%	10
	上位 35%未満	0	25%以上	0
	C2: 学歴 EP 申請者の学歴		C4: 地元雇用創出への貢献 同業と比較しての幹部・専門職に占める国民の割合	
	一流大学卒	20	50%以上	20
	学卒相当資格	10	20~50%以上	10
学卒相当資格なし	0	20%以下	0	
加算ポイント	C5: スキル 人材不足が生じている職種	20	C6: 戦略的優先経済分野 特定のイノベーション、国際化活動に携わる企業	10

¹²⁸³ 日本貿易振興機構、2022 年、「外国人幹部・専門職向け就労査証、2023 年 9 月から新ポイントシステム導入へ」、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/f7f9a79e7f9e9245.html> (2022 年 9 月 26 日閲覧)

(資料) JETRO、「外国人幹部・専門職向け就労査証、2023年9月から新ポイントシステム導入へ」、
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/f7f9a79e7f9e9245.html>) より弊法人作成

② Sパス

基本月給が EP より低い、中技能向けの就労ビザ。駐在員や現地採用の日本人の多くに発給されているが、一般的には専門職や管理職ではない一般職または技術職・作業職に就く人物を対象としている¹²⁸⁴。最低月収は 2,500SGD (252,500 円) で、査証の有効期限は 2 年である。専門学校または短大卒業以上の資格を有し、類似の職務経験があることが必要だったが¹²⁸⁵、2022 年の 9 月から、最低月収ラインが引き上げになり、2022 年 9 月から 2023 年 9 月までの申請者は最低月に 3,000SGD (303,000 円) 収入が無ければならない(月収基準は年齢や経験によって異なり、40 代半ばの申請者は最低 4,500SGD (454,500 円) の月収が必要)。金融産業では最低 3,500SGD (353,500 円) が必要とされていたが(40 代半ばでは 5,500SGD (555,500 円))、2023 年 9 月から 2024 年 9 月の間では、それぞれ 3,150SGD (318,150 円) と 3,650SGD (368,650 円) に引き上げされ、2025 年 9 月から 2026 年 9 月の間は 3,300SGD (333,300 円) と 3,800SGD (383,800 円) に引き上げが予定されている¹²⁸⁶。

企業が雇用できる S パス所有者の数は、クォータによって制限されている。サービス産業では全従業員の 10%、建設、製造、海洋造船、加工産業では全体の 18%と制限が課されている(2023 年 1 月からは 15%に削減)。加えて、企業はこれらの労働者に対して毎月の外国人雇用税 (Levy) を支払わなければならない¹²⁸⁷。申請者の月収が 6,000SGD (606,000 円) 以上であった場合のみ、配偶者と子供の Dependant Pass 申請が可能である¹²⁸⁸。

③ 長期滞在パス (The Long-Term Visit Pass : LTVP) ¹²⁸⁹

LTVP は、EP または S パス保持者の内縁の配偶者、継子、障害児のためのパスである。申請者は必ず最低 6,000SGD (606,000 円) の固定月収がなくてはならない(世帯収入ではない)。また、シンガポールで登録されている企業(通常は雇用主)からスポンサーを受けていることが条件である。毎月、12,000SGD (1,212,000 円) 以上収入のあるパス保持者は、両親のためのパスも取得できる。

¹²⁸⁴ 日本貿易振興機構、2020 年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、pp.2-3

¹²⁸⁵ Ministry of Manpower, “Key facts on S Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/key-facts> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹²⁸⁶ Ministry of Manpower, “Upcoming changes to S Pass eligibility”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/upcoming-changes-to-s-pass-eligibility> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹²⁸⁷ Ministry of Manpower, “S Pass quota and levy requirements”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/quota-and-levy/levy-and-quota-requirements> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹²⁸⁸ Ministry of Manpower, “Eligibility for S Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/eligibility#passes-for-family-members> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹²⁸⁹ Ministry of Manpower, “Long Term Visit Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/long-term-visit-pass>, (2022 年 11 月 17 日閲覧)

④ ワークパーミット¹²⁹⁰ (Work Permit : WP)

中技能または半熟練労働者向けのビザである。WPは配偶者パス(Dependent Pass: DP)を保持しながら取得できる就労ビザであり、EPよりも申請から承認までのスピードが早い。

WPは以下の4つに分類されている。すなわち(i) 移民向けワークパーミット (Work Permit for Migrant Worker) : 建設、製造業、海洋造船業、加工またはサービス業での就労を可能にするWP、(ii) 家事労働者向けワークパーミット (Work Permit for Domestic Worker) : 家事労働者向けWP、(iii) ベビーシッター向けワークパーミット (Work Permit for Nanny) : ベビーシッター向けWP、(iv) アーティスト向けワークパーミット (Work Permit for Performing Artiste) : 大衆娯楽施設(バー、ホテル、ナイトクラブ)でのパフォーマンスアーティスト向けWP、である。

【移民向けワークパーミット】

移民向けワークパーミット (Work Permit for Migrant Worker) の労働許可期間は通常2年である(労働者のパスポート期限、保証金/セキュリティボンド、および雇用期間により異なる)。WPの更新は、有効期限の7~12週間前からオンラインで行うことができる。延長申請にあたり、寮に滞在する労働者や建設、海洋造船、加工産業で働く労働者は、WPの更新通知を受け取った後、プライマリーケアプランと呼ばれる保険を雇用主が必ず購入しなければならない。また、WPが更新される前に、WP Onlineで保険を購入したことを申告する必要がある¹²⁹¹。WP保持者がシンガポールにおいて就労できる最長年数は産業やレベルによって異なる。また、送り出し国が産業によっても限定されている¹²⁹²。

図表 9-11 移民向けワークパーミットの送り出し国と滞在可能最長期限

建設、海洋造船、加工産業従事者

送り出し国	求められる技能	滞在可能最長期限
インド、スリランカ、タイ、 バングラデシュ、ミャンマー、 フィリピン、中国	基礎スキル (R2)	14年
インド、スリランカ、タイ、 バングラデシュ、ミャンマー、 フィリピン、中国	高技能 (R1)	26年
香港、マカオ、韓国、台湾、 マレーシア	条件なし	上限なし

(資料) Ministry of Manpower, “Sector-specific rules for work permit”,

¹²⁹⁰ Ministry of Manpower, “Work Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits>, (2022年9月21日閲覧)

¹²⁹¹ Ministry of Manpower, “Renew a Work Permit”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/renew-a-work-permit>, (2022年11月17日閲覧)

¹²⁹² Ministry of Manpower, “Construction sector: Work Permit requirements”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules/construction-sector-requirements>, (2022年11月22日閲覧)

(<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules>)より弊法人作成

製造、サービス産業従事者

送り出し国	求められる技能	滞在可能最長期限
中国	基礎スキル (R2)	14 年
中国	高技能 (R1)	22 年
香港、マカオ、韓国、台湾、マレーシア	条件なし	上限なし

(資料) Ministry of Manpower, “Sector-specific rules for work permit”, (<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules>)より弊法人作成

最低給与の規定がなく、企業側には課されている雇用上限率により外国人雇用枠が限定されている。また、企業には外国人雇用税の支払い義務が課されている他、WP で雇用した従業員には企業負担で保険に加入させることが必須である¹²⁹³。

【家事労働者向けワークパーミット】

シンガポールにおいて、外国人が家事労働者として雇用される場合に必要なビザ。雇用者と雇用される外国人の両方が必要条件を満たしている必要がある。それぞれの必要条件は下記の通りである¹²⁹⁴。

図表 9-12 家事労働者として就労する際の要件

性別	女性
年齢	査証申請中に 23 歳から 50 歳未満である 50 歳以上の家事労働者は、60 歳までしか査証を更新できない
対象国	バングラデシュ、カンボジア、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、スリランカ、台湾、タイを含む承認された国または地域から。
教育	8 年以上の正規の教育を受け、認定された証明書を有する

(資料) Ministry of Manpower, “Migrant domestic worker eligibility”, (<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/fdw-eligibility>)より弊法人作成

このほか、家事労働者は下記を満たしている必要がある。

¹²⁹³ Ministry of Manpower, “Key facts on Work Permit for migrant worker”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/key-facts> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹²⁹⁴ Ministry of Manpower, “Migrant domestic worker eligibility”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/fdw-eligibility>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

- 雇用主の国民登録番号や国民登録番号カード（National Registration Identification Card : NRIC）に登録された住所での就労
- 初めて家事労働者になる場合は、Settling-In Programme（SIP）を受講
- 雇用主の関係者でないこと
- 労働許可証の申請期間中にシンガポールに滞在していないこと
- 雇用主は、In Principal Approval（IPA）レター（査証申請通過後に受け取る仮承認レター）を受け取り、5,000SGD（505,000円）のセキュリティボンドを購入した後のみ、家事労働者をシンガポールに呼び寄せることができる（注：マレーシア人労働者には適用されない）

雇用主にも要件が課されており、21歳以上であること、免責されていない破産者でないこと、使用者としての責任を十分に理解し、それを果たすことができる精神的能力を有していること、の3点を満たしている必要がある。更に、初めて家事労働者を雇用する場合、労働許可証を申請する前に雇用主オリエンテーション・プログラム（Employer Orientation Programme : EOP）を受講することが義務付けられている¹²⁹⁵。また、雇用主はマレーシア人家事労働者を除き、雇用1人につき5,000SGD（505,000円）の保証金を購入する必要がある。保証金の支払いを家事労働者に求めることはできない。これは、雇用主や家事労働者が法律や労働許可証の条件を破った場合に、政府にお金を支払うという拘束力のあるいわゆる誓約書である。保証金は、銀行または保険会社の保証という形で発行される¹²⁹⁶。

⑤ Letter of Consent（LOC）

EPの配偶者として、DPの発給を受けている人物が、シンガポールで就労するために必要となる書類。LOCには大きく2種類ある。ICAから発行された長期滞在ビザ（Long-Term visit Pass）を保持している者が対象のLOCと、シンガポールで起業を検討している者を対象にしたものである。前者は、シンガポール人と結婚している、または査証保持者の配偶者であることが条件である（21歳未満の子供も対象）¹²⁹⁷。後者は、(i)ACRA¹²⁹⁸登録事業の個人事業主、(ii)ACRA登録事業者の配偶者、(iii)ACRA登録事業の株式を少なくとも30%保有する会社の取締役、のいずれかに該当する必要がある¹²⁹⁹。

¹²⁹⁵ Ministry of Manpower, “Employer requirements for hiring an MDW”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/employer-requirements>, (2022年9月16日閲覧)

¹²⁹⁶ Ministry of Manpower, “Security bond requirements for MDWs”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/security-bond>, (2022年9月16日閲覧)

¹²⁹⁷ Ministry of Manpower, “Eligibility for Letter of Consent for ICA-issued LTVP/LTVP+ holders”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/loc-for-ica-issued-ltvp-holders/eligibility> (2022年8月31日閲覧)

¹²⁹⁸ ACRAとはAccounting and Corporate Regulatory Authorityの略称であり、会社法や会計基準の監督官庁である。

¹²⁹⁹ Ministry of Manpower, “Eligibility for LOC for DP holders who are business owners”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/loc-for-dependants-pass-business-owners/eligibility> (2022年8月31日閲覧)

⑥ 研修雇用パス (Training Employment Pass : TEP)

海外から大学生インターンシップの受け入れや、同一グループ企業内で研修の一環として研修生をシンガポールに派遣する場合には、TEPを利用することができる。留学生の場合、下記の3点を満たしている必要がある。すなわち、(i)シンガポールでの研修がカリキュラムの一環である、(ii)受け入れ可能な教育機関において就学するか、または月に3,000SGD (303,000円)の収入がある、(iii)シンガポールで登録された企業からのスポンサーシップを受けている、である。海外オフィスまたは子会社からの研修生は (i)最適月額3,000SGDの収入がある、(ii)シンガポールで登録された企業からスポンサーシップを受けている、の2点を満たしていることが求められる¹³⁰⁰。ビザの有効期限は3か月であり、外国人雇用税支払義務やクォータ制度による受け入れ人数の制限などはない¹³⁰¹。

⑦ 個人雇用パス (Personalised Employment Pass : PEP)

PEPは高度専門職に就き、高収入を得ている者に対して発給される。必要条件としては下記の2点が挙げられる。(i)海外の専門家または管理職に就いており、直近の月額給与が18,000SGD (1,818,000円)以上である、給与の最終支払はPEPビザ申請前6か月以内である、(ii)EP保持者で、固定月給が12,000SGD (1,212,000円)以上であること、である(2021年9月より固定月給がiとiiどちらの場合も22,500SGD (2,272,500円)に引き上げられた)。

企業からのスポンサーシップを受けているEP保持者、フリーランス、起業家やACRA登録されている企業の取締役、ジャーナリストなどはPEP申請することができない¹³⁰²。PEP取得者は、転職をする際など新たにEPを取得する必要はなく、最長6か月は無職であっても引き続き当地での滞在が許可されている。PEPの有効期限は最大3年であり、発行は1度だけだが、失効後にEPを取得することは可能である¹³⁰³。

⑧ ワーキングホリデー・パス (Work Holiday Pass (under Work Holiday Programme))

ワーキングホリデー制度を利用し、ワーキングホリデー・パスを取得することが可能である。ただし、期間は6か月間のみで、年齢制限(18歳以上25歳以下)が設けられている。さらに学歴制限もあり、日本、香港、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、ドイツ、スイス、英国、米国の有力大学に在学中の学生、または卒業者を対象としている

¹³⁰⁰ Ministry of Manpower, “Eligibility for Training Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-employment-pass/eligibility> (2022年8月31日閲覧)

¹³⁰¹ Ministry of Manpower, “Key facts on Training Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-employment-pass/key-facts> (2022年8月31日閲覧)

¹³⁰² Ministry of Manpower, “Eligibility and requirements for Personalised Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass/eligibility-and-requirements> (2022年8月31日閲覧)

¹³⁰³ 日本貿易振興機構、2020年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、p.4

1304。オーストラリアの学生と卒業生限定のワーキングホリデー・パスもあり、対象となるオーストラリアの学生と卒業生は、シンガポールで 12 か月間の就労と休暇を過ごすことが可能である¹³⁰⁵。

⑨ エントレパス (Entre Pass)

シンガポールで起業をする際に必要となるビザ。このビザの発給をうけるには、起業家・イノベーター・投資家のいずれかの要件を満たす必要がある。加えて、業種別制限が設けられている。このビザは、MoM の裁量により、その時々々の政府の経済政策に影響され、細かい要件が予告なく頻繁に変更されるため、取得申請を検討する際には特に留意が必要である¹³⁰⁶。初回は一律、有効期限 1 年間での発行のため、資金調達や売り上げによって、指定されたローカル社員を雇用できる場合のみ、2 年目以降の更新が可能¹³⁰⁷。

図表 9-13 業種別の規制

業種	規制
起業家	政府系ベンチャーキャピタルなどからの投資を受けていること、シンガポール政府がサポートするインキュベーターなどの支援を受けていること、顕著な起業経験があること。
イノベーター	シンガポール国外にて有する知的財産権に関連する事業を持つこと、シンガポールの高等教育機関などとの共同研究を行っていること、顕著な実績があること。
投資家	投資経験および、顕著な実績があること。

(資料) JETRO、2020 年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/a33790dee78d1aff/202012.pdf) より
弊法人作成

⑩ Global Investor Programme (GIP)

GIP はシンガポールで一定以上の規模の事業や投資を計画する外国人の起業家や経営者に対して永住権を与えるプログラムである。本プログラムは経済開発庁 (EDB) が管掌している。2020 年 3 月 1 日より制度の内容が変更され、申請対象の範囲が拡大されると同時に、年商要件が引き上げられた (5000 万 SGD (50 億 5 千万円) から 2 億 SGD (202 億円))。申請者のステータスによって必要条件は異なるが、全申請者は 250 万 SGD (2 億 5250 万円) の初期投資が必須である。十分な資金があることを証明するほか、優れた投資

¹³⁰⁴ 日本貿易振興機構、2020 年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、p.4

¹³⁰⁵ Ministry of Manpower, “Key facts on Work and Holiday Visa Programme”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-and-holiday-visa-programme/key-facts> (2022 年 8 月 31 日閲覧)

¹³⁰⁶ 日本貿易振興機構、2020 年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、p.4

¹³⁰⁷ Ministry of Manpower, “Renew an EntrePass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass/renew-a-pass#renewal-criteria>, (2022 年 9 月 21 日閲覧)

家・起業家としての実績や能力があることを示す必要がある¹³⁰⁸。

図表 9-14 GIP の適格性基準

	創業経営者	次世代経営者	急成長企業の経営者	家族経営者
要件	<p>a) 3年以上の起業・事業実績があること。</p> <p>b) 現在、申請直前の年の年間売上高が2億SGD(202億円)以上、申請直前の3年間の平均で年間2億SGD以上の会社1社を経営していること。</p> <p>c) 非上場企業の場合、30%以上の株式を保有していること。</p> <p>d) 指定されている業種のうち、1つ以上の業種に従事していること。</p>	<p>a) 肉親が30%以上の株式を保有している、または筆頭株主であること。</p> <p>b) 会社の年間売上高が、申請直前の1年間で、少なくとも5億SGD(505億円)であること。かつ、申請直前の3年間の平均で年間5億SGD以上であること。</p> <p>c) 会社の経営陣の一員であること。(例：経営陣／取締役会)</p> <p>d) 指定された産業のうちの1つ以上に従事していること。</p>	<p>a) 評価額5億SGD(505億円)以上の企業の創業者であり、個人大株主の一人であること。</p> <p>b) 信頼できるベンチャーキャピタル/未公開株式投資会社(プライベートエクイティ会社)から投資を受けていること。</p> <p>c) 指定された業種に従事する企業であること。</p>	<p>a) 5年以上の起業、投資、経営の実績があること。</p> <p>b) 少なくとも2億SGD(202億円)の純投資可能な資産を有していること。</p> <p>(注：純投資可能資産とは、銀行預金、資本市場商品、集団投資スキーム、生命保険契約に関する支払保険料、その他の投資商品など、不動産を除くすべての金融資産を指す)。</p>
投資 オプション	A：新規事業体または既存事業の拡張に250万SGD(2億5250万円)を投資する。		/	
	B：シンガポールの企業に投資するGIPファンド3へ250万SGD(2億5250万円)を投資する。			
	C：新規または既存のシンガポール拠点のシングルファミリーオフィス(運用資産額2億SGD(202億円)以上)に250万SGD(2億5250万円)を投資する。			

¹³⁰⁸ EDB Singapore, “Global Investor Programme”, <https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/global-investor-programme.html> (2022年8月31日閲覧)

(資料) EDB Singapore、「Global Investor Programme グローバル投資プログラム」、
(<https://www.edb.gov.sg/ja/how-we-help/global-investor-programme.html>) より弊法人作成

⑪ テックパス (Tech.Pass)

Tech.Pass は、2021年1月より新しく導入された、E-commerce、AI、サイバーセキュリティといった先端分野の産業における人材誘致するための就労ビザである。このビザの有効期限は2年である。申請のためには、以下の3つの要件のうち、少なくとも2つを満たす必要がある¹³⁰⁹。

- 直近(ただし1年以内に限る)の月額固定給が2万SGD(202万円)以上であること。
- 評価資本価格または時価総額が5億USドル(695億円¹³¹⁰)以上または3,000万USドル(41億7000万円)以上の資金を調達しているテクノロジー企業で、累計5年以上の主導的役割を担っていたこと。
- 月間のアクティブユーザーが10万人以上であるかまたは年間1億USドル(139億円)以上の収益のあるテクノロジー製品の開発において、累計5年以上の主導的役割を担っていたこと。

⑫ ONEパス (The Overseas Networks & Expertise Pass : ONE Pass)

ONEパスは2023年1月から導入予定のパスであり、ビジネス、芸術・文化、スポーツ、科学・技術、学術・研究分野における優秀な人材を対象とする。同パスは月給3万SGD(303万円)以上、もしくは芸術や文化、科学技術、研究、学識界で卓越した成果がある外国人を対象に付与される。同パスは、既存のEPの上位5%の給与に相当する。特徴として、新規取得の場合の有効期間は5年間と、通常のEPの有効期間(2年間)よりも長くなっている。加えて、同パスの新規申請の際には、EPやSパスを申請する前に義務付けられる地元人材を対象にした求人広告の掲載が免除となる。さらに、同パスはEP審査の新ポイントシステム「補完的評価フレームワーク (COMPASS) の対象にならない。代わりに、ONEパス保持者は毎年、人材省に自身の専門活動内容を報告する義務がある¹³¹¹。

テックパスとONEパスは、シンガポールが国際的競争力を高め維持するために導入された。シンガポールに貢献できる優秀なグローバル人材を求めため、テックパスとONEパスの受け入れ基準は比較的高くなっている¹³¹²。

¹³⁰⁹ 日本貿易振興機構、2020年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要とシンガポール人雇用促進について」、p.5

¹³¹⁰ 2022年12月1日時点のレート(1USドル=139円)により算出。以下同様。

¹³¹¹ 日本貿易振興機構、2022年、「月給3万Sドル以上者などに2023年1月から新たな高度人材ビザ発給へ」、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/b418e2cb02af73e5.html>、(2022年9月26日閲覧)

¹³¹² シンガポール政府ヒアリングより。

(2) 半熟練労働者の管理

シンガポールでは、半熟練労働者と熟練労働者、両者の受け入れを積極的に行ってきたが、半熟練労働者受け入れに関してはその管理のために様々な対策が取られている。低技能労働者の流入は厳格に管理されており、シンガポールにおける定住化の回避・社会における低所得階層、あるいは異文化コミュニティの形成を防ぎ、低技能労働者受け入れに伴う社会コストを最小限に抑えられている。例えば、半熟練移民労働者はワークパーミットを付与され、外国人雇用税、雇用上限率¹³¹³、保証金、などを通じて厳しく管理される¹³¹⁴。これらは、外国人労働者への依存度を下げるよう企業を奨励するため、外国人労働者の国内労働力に対する補完性を確保するため、(例えば、国内労働力が不足している需要の高い労働力を確保する)、そしてより生産性の高い産業を促進するために導入されている。例えば、高度な技術を持つ労働者や外国人労働者の割合が低い企業にはインセンティブを与えるため、より低い課税率が適用される。労働省は、これらの目的を達成するために、外国人雇用税及び雇用上限率について定期的な見直しを行っている¹³¹⁵。

① 外国人雇用税

本税金はワークパーミットまたはSパス保持者を雇用するごとに雇用主が毎月支払わなければならない。これには、移民労働者の雇用コストを引き上げ、安易な雇用を抑制する狙いがある。金額は、業種、就労査証のタイプによって定められる¹³¹⁶。また、建設業、製造業、海洋造船業、加工業、サービス業のうち、高技能労働者に見なされた場合は、課されている雇用税の額が低い¹³¹⁷。

② 雇用上限率（クォータ制度）

これは、企業における全従業員に占めるワークパーミットとSパス保持者の割合の上限を定めたものである。外国人雇用税同様に、業種別、出身国別、技能別（半熟練労働の範疇内）に定まっている。Sパス保持者に関しては、産業によって上限が決められている。サービス業では、企業の総労働力の10%、建設業、製造業、造船業、加工業では18%となっている¹³¹⁸。シンガポール政府は、外国人雇用税の税率と雇用上限率を変動させることによって、自国にとって望ましいように、低技能労働者の人数や中身を調整している¹³¹⁹。

¹³¹³ 外国人雇用税と雇用上限率の策定は、シンガポール国民への雇用機会を確保するためであり、安価な労働力である移民労働者に依存しないために導入された。税率や上限率はシンガポールにおける労働市場の状況によって随時更新されている。(シンガポール国立大学、Social Lab、Principal Research Fellow Head、Dr. Mathew Mathews ヒアリングより。)

¹³¹⁴ 岩崎薫里、2019、「第8章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.129,130

¹³¹⁵ シンガポール政府ヒアリングより。

¹³¹⁶ 岩崎薫里、2019、「第8章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.130

¹³¹⁷ Ministry of Manpower, “What is the foreign worker levy”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/foreign-worker-levy/what-is-the-foreign-worker-levy>, (2022年9月26日閲覧)

¹³¹⁸ Ministry of Manpower, “S Pass quota and levy requirements”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/quota-and-levy/levy-and-quota-requirements>, (2022年9月26日閲覧)

¹³¹⁹ 岩崎薫里、2019、「第8章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」

③ 保証金：外国人の滞在状況の管理

マレーシア出身者以外の WP 保持者を雇用するごとに雇用主は事前に 5,000SGD (505,000 円) を支払わなければならない。これは、移民労働者の雇用が終了し出身国に帰国すると雇用主に返金され、雇用主にとって移民労働者が逃亡や不法滞在などしないよう管理責任を全うするインセンティブとなっている。逃亡や不法滞在だけでなく、給与未払いの場合も保証金は失効する。

この他、WP を取得できる年齢は、50 歳以下と定められている（ただし、マレーシア人は 58 歳以下）。加えて、雇用契約が終了してから 7 日以内に国外に退去することが義務付けられている。これらはすべて半熟練労働者の定住化および政府の意図に反した増加を防ぐための措置である。基本的にシンガポールでは、雇用主に労働者管理の義務がある。保証金制度は責任を果たすための 1 手段である。このほか、S パスや WP 労働者を雇用する場合は、職種により給与、労働時間、宿泊先、食料手当、医療などを雇用主が労働者に対して保証することが法律により義務付けられており、違反が見つかった際は罰金や収監などのペナルティが課される¹³²⁰。

④ 労働市場テスト（Fair Consideration Framework：FCF）

これはシンガポール政府による、国民（及び永住者）に公平な雇用機会を与え、国民の雇用を促進するための政策である。2014 年 8 月に施行、開始された。内容には、(1) EP 申請における求人広告義務、(2) 差別に対する調査の 2 項目が含まれる。(1) では、EP または S パスを申請する雇用主は、申請の前に当該外国人労働者に対する労働条件と同等の条件でシンガポール人材を確保できないかを検討する必要がある。雇用主は、シンガポール労働力開発庁（Singapore Workforce Development Agency）が運営する Job Bank と呼ばれる求人募集サイトに最低 14 日間掲載することが義務付けられており、適切な候補者がいなかった場合、応募締め切りから 3 か月以内に限って、EP または S パスの申請をすることが可能である¹³²¹。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載義務が免除される¹³²²。

1. 従業員数が 10 人に満たない場合
2. 当該職位の給与が 20,000 SGD (2,020,000 円) 以上の場合
(2023 年 9 月 1 日より 22,500SGD (2,272,500 円) 以上に引き上げられる。)
3. グループ会社内の人事異動である場合

一」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.130

¹³²⁰ Ministry of Manpower, “Employment of Foreign Manpower Act”, <https://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act>, (2022 年 11 月 28 日閲覧)

¹³²¹ Ministry of Manpower, “Fair Consideration Framework (FCF)”, <https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework>, (2022 年 9 月 30 日閲覧)

¹³²² Ministry of Manpower, “Consider all candidates fairly before you apply for an Employment Pass”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/consider-all-candidates-fairly>, (2022 年 9 月 30 日閲覧)

4. 1 か月に満たない短期雇用である場合
5. シンガポール国内の転勤者、つまり、シンガポール国内の従業員が、シンガポール国内の他の関連支店、子会社、関連会社に転勤する場合。
6. 世界貿易機関（WTO）との協定またはシンガポールが加盟している自由貿易協定に基づく、海外企業内転勤者が就労する場合。（EP 申請の場合のみ適用）

(2) に関しては、専門家、管理職、経営幹部（Professional, Managers, and Executives : PME）におけるシンガポール人従業員の割合が著しく小さい企業や、労働者の国籍を基準とした採用慣行に対する不服申立が繰り返される企業に対して、国籍情報を含む組織図、従業員からの苦情処理手続、従業員の昇進手続、シンガポール人従業員の役割を高め外国人労働者への依存を改善するための計画書に関する情報提供が求められる可能性がある。これらの要求への対応が十分でなく、差別的な人事慣行を改善できない場合には、EP または S パスの申請又は更新の前後 60 日間、雇用されたシンガポール人従業員を解雇しないことを宣誓させられ、その後の EP・S パス申請の審査が厳格になり、審査期間が長引くことがある¹³²³。

(3) 転職の制限¹³²⁴

EP 保持者が転職を希望する場合、新しい雇用主に新しく EP 申請を依頼する必要がある。新しい EP の申請前に、既存の EP をキャンセルする必要はない。S パス、WP 保持者に関しては、基本的に雇用主を変更することは認められていない。しかし、2021 年 9 月にシンガポール建設業協会（Singapore Contractors Association Ltd : SCAL）との提携により、経験豊富な WP 保持者の雇用維持を促進し、建設部門の企業が人材ニーズを満たせるよう、リテンション・スキームが導入された。雇用が終了した労働者で、シンガポールでの就労継続を希望する者は、リテンション・スキームに登録される。SCAL は、労働者と追加人員を必要とする雇用主とのジョブマッチングを促進し、転職プロセスの仲介を行う。2021 年 10 月時点で、52 社がこのスキームの恩恵を受けている。また、製造業、建設業、造船業、プロセス産業（CMP）産業における WP 保持者は雇用主の同意なしに雇用主変更（Change of Employer : COE）できるようになった。現在、将来の雇用主は、労働許可証の有効期限前の 21 日から 40 日の間、元の雇用主の同意なしに WP 保持者を雇用することができる。WP 保持者は労働許可証の有効期限まで元の雇用主の雇用下に置かれ、その後、WP 保持者と雇用主が合意すれば、労働許可証は 30 日間延長することができる。WP 保持者は、この 30 日間を利用して、元の雇用主の同意を得ることなく、別の雇用主を探すことが可能となる。同時に、雇用主は、最長で 30 日間、労働者を雇用し続けることが

¹³²³ Ministry of Manpower, “Fair Consideration Framework”, <https://www.mom.gov.sg/faq/fair-consideration-framework>, (2022 年 9 月 30 日閲覧)、弁護士法人 淀屋橋・山上合同、「シンガポール労働法改正 FCF 規制によりシンガポールに日本人駐在員を自由に送れなくなるのか?」、http://www.yglpc.com/column/201406_548/、(2022 年 9 月 30 日閲覧)

¹³²⁴ Ministry of Manpower, “New Measures To Support Retention Of Work Permit Holders In The Construction, Marine Shipyard and Process Sectors”, <https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/1029-new-measures-to-support-retention-of-wphs-in-cmp-sectors>, (2022 年 11 月 18 日閲覧)

可能となる。労働者または雇用主が労働許可証を 30 日間延長することに同意しない場合、労働者はリテンション・スキームに登録され、業界団体が 30 日以内に新しい雇用主との就職斡旋を行う。

(4) 永住権の申請¹³²⁵

シンガポールに永住できる権利を与えられた外国人は **Permanent Resident (PR)** と呼ばれる。15 歳以上の PR には、シンガポールの ID カード (IC) が発行される。PR がシンガポールから出国し、再びシンガポールに戻る場合は、有効な再入国許可証が必要となる。永住権申請には、以下項目のいずれかを満たしている必要がある。

1. シンガポール国民またはシンガポール永住権保持者 (PR) の配偶者
2. シンガポール国民またはシンガポール永住権保持者との法的な婚姻関係の中で生まれた、または法的な養子となった 21 歳未満の未婚の子供
3. シンガポール国民の年老いた親
4. EP または S パス保持者
5. シンガポールで勉強している学生
6. 外国人投資家

永住権給付にあたり ICA は、申請者がシンガポールに貢献し、社会に溶け込む能力があるか、またシンガポール定住に対する決意を評価するために、家族のつながり、経済的貢献、資格、年齢、家族のプロフィール、居住期間などの要素を考慮する。

永住権申請には S パスまたは、EP を保持していることが条件となる。しかし、WP 保持者は滞在中にスキルアップすることで、S パスに変更することが可能であり、永住権への申請が可能となる。現在、NGO や民間団体がスキルアップ支援のためのコースなどを提供しているが、永住権取得を目的とした研修ではなく、現場で必要となるスキルを身に着け需要を満たすことを目的としている。建設産業で就労する労働者に対しては、国家開発省 (Ministry of National Development) の傘下である建設・建築庁 (Building and Construction Authority : BCA) によって様々なスキルアップ研修が提供されている。これらの研修を受けるには、移民労働者を雇う会社が負担しなくてはならない¹³²⁶。

(5) 永住権の喪失

永住権獲得者は永住権を獲得した際、再入国許可書 (Re-Entry Permit : REP) が付与される。これは、シンガポール国外に行く際必ず保持している必要があり、有効な REP を

¹³²⁵ Immigration & Checkpoints Authority, “Becoming a Permanent Resident”, <https://www.ica.gov.sg/reside/PR/apply>, (2022 年 10 月 3 日閲覧)

¹³²⁶ WP から S パスへの移行、永住権の獲得に繋げることは制度上可能だが、働きながら研修を受けるのは難しく、永住権獲得は困難であるのが実態である。(シンガポール国立大学、Social Lab、Principal Research Fellow Head、Dr. Mathew Mathews ヒアリングより。)

持たずにシンガポールを出国、海外に滞在した場合、永住権を喪失する。再度シンガポールへ入国する際は、一般的な入国要件に従って外国人観光客として審査されることとなる¹³²⁷。

(6) 帰化

シンガポール人への帰化は、下記のいずれかを満たしている必要がある¹³²⁸。

1. 永住権を2年以上取得している、21歳以上の者。この際、配偶者、および法的婚姻関係により生まれた21歳未満の未婚の子、または法律上の養子と一緒に申請することが可能。
2. 2年以上永住権を保持しており、2年以上シンガポール国民と結婚していること。
3. シンガポール国民との合法的な結婚の中で生まれた21歳以下の未婚の子供、またはシンガポール国民の合法的な養子である
4. シンガポールで就学している永住権保持者、3年以上シンガポールに居住している（うち永住権保持者として1年以上）、国家試験（PSLE¹³²⁹、GCE¹³³⁰ 'N'/'O'/'A' レベルなど）に合格している、または統合プログラム（IP）¹³³¹に参加していること。
5. 永住権保持者で、かつシンガポール国民の高齢の親である

¹³²⁷ Immigration & Checkpoints Authority, "Apply for/Renew Re-Entry Permit", <https://www.ica.gov.sg/reside/PR/apply-REP>, (2022年9月9日閲覧)

¹³²⁸ Immigration & Checkpoints Authority, "Becoming a Singapore Citizen", <https://www.ica.gov.sg/reside/citizenship/apply>, (2022年9月9日閲覧)

¹³²⁹ PSLEとは、The Primary School Leaving Examinationの略であり、シンガポールで毎年行われる全国規模の試験である。試験は、小学校卒業時に行われる。

¹³³⁰ GCEとは、Singapore-Cambridge General Certificate of Educationを指しており、大学受験のための資格試験である。NはNormal、OはOrdinary、AはAdvancedを指している。

¹³³¹ IPプログラムとは、Integrated Programmeを指している。IPプログラムは、GCE Aレベルの試験、または国際バカロレア資格、NUS高校卒業資格につながる6年制のコースである。IPプログラムの生徒は、中等教育4年目においてGCE Oレベルの試験を受ける必要がない。

9.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

9.2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針

シンガポールにおける移民を始めとする社会包摂と未来構築のための市民と官民の連携（People, Public, Private : 3P）のパートナーシップを促進することを目的として、2009年4月に国家統合評議会（National Integration Council : NIC）が設立されている。NICは同年9月にコミュニティ統合基金（Community Integration Fund : CIF）を設立し、統合のための基礎的な取組を行う団体を支援している。NICの主な目標は以下の通りである¹³³²。

- 社会・国家としての継続的な成功のため、統合の重要性に対する認識を向上させる。
- 新しく来た移民がシンガポールの生活様式に適応できるよう、現地の文化や社会規範をよりよく理解できるように支援する。
- シンガポール人と移民が交流できるような空間作り、プラットフォームを提供する。
- シンガポール人と移民の間の友情と共有体験の形成を促進し、その交流を通じて相互理解と受容を促進する。
- 移民のシンガポールへの帰属意識を育み、深める。

9.2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等

移民受け入れに関する政策は、労働省により策定・見直し・承認が行われる。また、首相官邸（Prime Minister's Office : PMO）内の National Population Talent Division (NPTD) が省庁横断的な人口及び人材に関する戦略を担当している¹³³³。政策や規制の策定に先立ち、国家統合評議会（NIC）によって関係行政機関の会議と有識者会議が開かれる。有識者会議は一般市民、民間企業・公共機関のメンバーで構成され、統合改善のための戦略やプログラムについて議論される¹³³⁴。一方で、政策や法律が適切に実施されているかの管理は主に労働省によって行われる¹³³⁵。

(1) 仲介・マッチング機能

2021年9月1日にリテンション・スキームが導入された。雇用が終了した労働者で、シンガポールでの就労継続を希望する者は、リテンション・スキームに登録される。SCALは、労働者と追加人員を必要とする雇用主とのジョブマッチングを促進し、転職プロセス

¹³³² Ministry of Culture, Community and Youth, “National Integration Council”, <https://www.mccv.gov.sg/sector/initiatives/national-integration-council>, (2022年9月16日閲覧)

¹³³³ シンガポール政府ヒアリングより。

¹³³⁴ Ministry of Culture, Community and Youth, “Public consultation and engagement”, <https://www.mccv.gov.sg/about-us/news-and-resources/parliamentary-matters/2020/jun/public-consultation-and-engagement>, (2022年10月21日閲覧)

¹³³⁵ 新しいパスの導入や既存制度の変更は、現地の労働市場や国民の意見を考慮して行われる。例えば、ONEパスやテックパスなどの新しい労働ビザ創設や外国人労働者雇用の最低賃金の引上げは、外国人労働者の受け入れがシンガポール国民の雇用に圧迫するものではなく、国の発展のために技能を持った人材を雇用しているというメッセージを国民向けに発信する意図もある。(シンガポール国立大学、Social Lab、Principal Research Fellow Head、Dr. Mathew Mathews ヒアリングより。)

の仲介を行う。詳しくは 9.1.5(3)転職の制限を参照。

9.2.3 政府内関係機関間の連携（外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る制度検討・施策運用の役割分担等）

(1) OneWorkplace.sg イニチアチブ¹³³⁶

OneWorkplace.sg は National Integration Working Group for Workplaces (NIWG-W) により発足されたイニチアチブである。政府、産業界、労働組合のメンバーで構成される NIWG-W は、包括的で調和のとれた職場を促進するために、NIC の後援のもとに結成された。NIWG-W は、多文化への理解と重要性の認識を高め、異なる文化や国籍の従業員を効果的に管理する雇用者の能力を高めるために、様々な産業界のパートナーに働きかけている。同イニチアチブの内容は以下の通りである。

- 新しい外国人社員が現地の職場や文化に適応できるよう支援する。
- 外国人社員が現地の人とより効果的にコミュニケーションできるよう支援する。
- 外国人社員との交流や絆を深める機会を設ける。
- 職場の人口構成と包容力を監視する。

9.2.4 政府・他機関（地方自治体、外国人支援団体、企業等）間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

(1) 職業紹介所（Employment Agency : EA）

職業紹介所（EA）は民間企業であるが、シンガポールにおいて EA 事業を行うには、職業紹介所ライセンス（EA licence）を事前に取得する義務がある。ライセンスは 3 年間有効であり、更新も可能である。シンガポールにおいて、移民受入れに深く関わる機関である¹³³⁷。

外国人労働者募集・斡旋にかかる費用に関しては、シンガポール国内の EA に加えて送り出し国のエージェントを通してしている場合もある。しかし、送り出し国の仲介業者が労働者から巨額の資金を取っている場合などは、その国の法律で制裁が与えられるため、シンガポール側からは支援が難しいことが課題となっている¹³³⁸。

シンガポール国内においては、労働者や雇用主による過払いを防ぐための規制（Employment Agency Regulatory Framework）が定められている。同規制には、EA が雇用主に課すことのできる手数料の上限がないこと（2,000 以上の EA が存在するため料金体が幅広い）、1 年ごとに 1 か月の給与額を超えない手数料を労働者に課すことができることが定められている。これには、海外の EA を通して労働者から直接徴収するかどうかにかかわらず、すべての手数料が含まれる。本規制は Employment Agencies Act に組

¹³³⁶ Ministry of Manpower, “Fostering workplace integration with OneWorkplace.sg”, <https://www.mom.gov.sg/employment-practices/good-work-practices/fostering-workplace-integration>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³³⁷ Ministry of Manpower, “Key facts on employment agency licence”, <https://www.mom.gov.sg/employment-agencies/key-facts>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹³³⁸ Friendship Beyond Border Initiative メンバーヒアリングより

み込まれており、違反した EA には罰金が科せられる¹³³⁹。

(2) バックグラウンド・スクリーニング会社

雇用主が新しい従業員を雇う際は、雇用する従業員のバックグラウンド・チェックが必須である。これは、雇用主が適切な候補者を選び、情報や企業秘密を盗む目的で会社に入り込む人物を雇わないようにするためである。そのため、労働省は、雇用する従業員が保持している資格が本物であり、認定された教育機関から授与されたものであることを保証する一定のガイドラインを発行している。これらは、バックグラウンド・スクリーニング会社として知られている民間の組織によって検証される¹³⁴⁰。

9.2.5 外国人との共生のために講じている施策(外国人が対象となり得る施策等を含む。各施策の予算額を含む。)

(1) 外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育

① WP 保持者向けの定住プログラム (Settling in Programme)

初めてシンガポールで就労する WP 保持者は Settling in Programme という 1 日の導入オリエンテーションを受けなくてはならない (マレーシア人を除く)。受講が必要となるのは、製造業では、初めてシンガポールで就労する者、建設、海洋造船、プロセス (CMP) 産業においては、初めてシンガポールで就労または既に原則的許可 (IPA) を取得しており、再度シンガポールへ戻ってきた労働者である。製造業に従事する者、そして女性の CMP 産業従事者は到着から 2 週間以内に本研修を修了する必要がある。男性の CMP 産業従事者は到着時に受講しなくてはならない。本研修を修了しなければ WP は発行されない。費用は 75SGD (7,575 円) であり、雇用主が負担しなくてはならない。なお、SIP に対する予算額は確認できなかった。本プログラムは英語、ベンガル語、ミャンマー語、北京語、タミル語、タイ語、ベトナム語で実施され、受講者が選択することができる。本プログラム受講には、IPA とパスポートの提出が必要である。プログラム内容は随時法律や規制の変化に伴い修正されるが、主にシンガポールにおける慣習・社会規範、法律、移民の持つ権利、海外送金、ヘルスケアなど、シンガポールへの理解を深めるとともに、移民労働者が持つ権利を認識・理解するためのコースとなっている。本研修は、Employment Act が適用される WP 保持者労働者向けであり、家事労働者への SIP は別途準備されている (下記参照)。本研修は National Trade Union Congress (NTUC) と呼ばれる公的機関の傘下である Migrant Workers' Centre (MWC) によって実施される¹³⁴¹。

¹³³⁹ Ministry of Manpower, "Factsheet On New Employment Agency Regulatory Framework", <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/employment-agencies/factsheet-on-employment-agency-regulatory-framework.pdf>, pp.4,6,

¹³⁴⁰ Singapore Corporate Investigators, "Background Check Services in Singapore", <https://www.singaporecorporateinvestigators.com/background-verifications.html>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹³⁴¹ Ministry of Manpower, "Settling-in Programme (SIP) for Work Permit holders", <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific>

日本の特定技能外国人向けの「生活オリエンテーション」と比較すると、プログラムの内容や労働者の負担がないことなどが類似している一方、実施主体が企業等ではなく、MWCにより一括して実施されていることが異なっている。

② 外国人家事労働者に関する施策

シンガポールにおいて普及している住み込みの外国人家事労働者は、雇用主の家に住み込みで働くという特殊な条件のため、雇用主と使用人の間における様々なトラブルを避ける目的で、労働省は外国人家事労働者を初めて雇う際には **Employers' Orientation Programme (EOP)** と呼ばれる必須講義を設けている。初めて家事労働者を雇用する場合、労働許可証の申請書を提出する 2 営業日前までに EOP を受講している必要がある。費用は受講する雇用主が自ら支払う必要がある。また、12 か月の間に家事労働者を 3 回以上変更したことがある雇用主も本研修を受ける必要がある。この場合、EOP を受ける前に労働省との面談を実施することも可能である。EOP 受講には受講費用が発生し、オンラインの場合は 35SGD (3,535 円)、対面の場合は 35~60SGD (3,535~6,060 円) を支払わなければならない。対面での EOP の費用は、EOP 提供者や行われる言語によって異なる¹³⁴²。

また、シンガポールで初めて外国人家事労働者として就労する場合は、**Settling-In Programme (SIP)** を受講する必要がある。受講には 75SGD (7,575 円) の費用が発生し、費用は雇用主が負担しなくてはならない。本研修は 3 つの組織 (**Absolute Kinetics Consultancy**、**Grace Management & Consultancy Services**、**NTUC LearningHub**) が実施しており、雇用主はそのうちのどこかに研修申し込みをする必要がある。SIP は、安全上の注意やシンガポールでの生活について教育を受けるオリエンテーション型プログラムである。受講期間は 1 日のみであり、自宅隔離を終えてから 3 日以内に終了しなくてはならない (日・祝を除く)。SIP には、シンガポールでの仕事と生活への適応、雇用条件、安全に働くための説明、人間関係とストレス管理についてなどが含まれる。研修は家事労働者の母国語で行われる¹³⁴³。WP 保持者への SIP と別のプログラムとなっているのは、家事労働者は **Employment Act** が適用されず、雇用主と同じ世帯で暮らすため、研修内容が異なっているためである¹³⁴⁴。

③ S パス保持者向けの定住プログラム (SIP)

2023 年に S パス保持者向けの SIP を試験的に開始し、新しい S パス保持者がシンガポールで働くためのオリエンテーションを行う予定である。この新しいプログラムには、職場やそれ以外の場所において、地域統合を目標とし、地元の人々との交流に関する情報な

[rules/settling-in-programme](#), (2022 年 11 月 21 日閲覧)

¹³⁴² Ministry of Manpower, “Employers' Orientation Programme (EOP)”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/employers-orientation-programme-eop>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹³⁴³ Ministry of Manpower, “Settling-In Programme (SIP) for first-time MDWs”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/settling-in-programme-sip>, (2022 年 9 月 26 日閲覧)

¹³⁴⁴ Migrant Workers' Centre ヒアリングより

どが含まれる予定である¹³⁴⁵。受講費用などの詳細はまだ発表されていない。

④ 永住権保持者及びシンガポール国民に関する施策

シンガポールでは、文化社会青年省所管の法定機関である People's Association (PA) が主体になり、コミュニティメンバーから成る PA のボランティア団体の Integration and Naturalisation Champions (INCs) と協働で、様々な社会統合施策を実施している。新しく移住してきた外国人へ働きかけ、関係を深める目的の下、下記の 3 つを主軸にし、活動している。

- 住民委員会および近隣委員会を通じた地域統合の取組の強化。
- 移民協会や外部組織との連携によるアウトリーチの拡大。
- 広報やソーシャルメディアを通じた、統合に関する意識の向上。

具体的には、地区内の新規国民や永住権者におけるシンガポールの文化や習慣への理解を助けるため、自宅訪問、草の根活動等への勧誘、歓迎会等開催などを行っている¹³⁴⁶。文化社会青年省の People's Association プログラム予算には 711.07 万 SGD (718,180,700 円) が割り当てられている¹³⁴⁷。また、文化社会青年省の「地域社会との連携・参画プログラム」には 99.94 万 SGD (100,939,400 円) の予算が割り当てられている。本プログラムは人種や宗教の調和を図り、民族や宗教団体間のネットワークを発展させることを目的としている¹³⁴⁸。

⑤ 新規帰化者に対する研修制度

2011 年から、16～60 歳のシンガポール国籍を申請する際に全員が Singapore Citizenship Journey (SCJ) というプログラムを修了することが義務付けられた。プログラム内容はシンガポールの歴史や発展経緯、シンガポールの規範と価値観、そして現地コミュニティとの交流の場を与えることなどが含まれており、2 か月以内に終了する必要がある¹³⁴⁹。具体的に SCJ は、3 つのイベントから構成されている。1 つはオンライン学習、2 つは現地体験訪問（主要な歴史的な所や国家機関に赴き、歴史や、都市計画、交通、水資源、安全保障、防衛などさまざまな分野における国家の課題を学ぶ）、3 つ目はコミュニティセッションである（同じ選挙区の住民やコミュニティ・ボランティアと交流する）¹³⁵⁰。SCJ は文化社会青年省、ICA、People's Association の三者の連携により実施されている

¹³⁴⁵ Ministry of Culture, Community and Youth ヒアリングより。

¹³⁴⁶ People's Association, "About Us", <https://www.pa.gov.sg/about-us>, (2022 年 9 月 16 日閲覧)

¹³⁴⁷ Ministry of Culture, Community And Youth, 2022, "Head X", <https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/53-mccy-2022.pdf>, pp. 199-203

¹³⁴⁸ Ministry of Culture, Community And Youth, 2022, "Head X", <https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/53-mccy-2022.pdf>, pp. 199-203

¹³⁴⁹ Ministry of Culture, Community, and Youth, 2020, "Singapore Citizenship Journey", pp.1-5

¹³⁵⁰ Ministry of Culture, Community, and Youth, 2020, "Singapore Citizenship Journey", pp.1-5 <https://www.sgjourney.gov.sg/help/#question-148200>, (2022 年 12 月 8 日閲覧)

1351。SCJ に関する予算額、財源確保方法は確認できなかった。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制

文化社会青年省は、外国人、永住権保持者、地元市民への情報発信のために、Singapore Journey と呼ばれるウェブサイトを提供している。英語のみでの提供となっている。同サイトでは、シンガポールに関する情報、地域社会に貢献している一般の体験談を読むことができる。また、芸術、地域社会、文化、スポーツなどの活動に参加する機会などを見つけることができる¹³⁵²。日本の「外国人生活支援ポータルサイト」と比較すると、英語のみの対応であることや、シンガポール社会等に関してレクチャーする動画が含まれていることなどが特徴となっている。このほか、NGO や地域のコミュニティで移民向けの情報資料を複数言語で作成している場合もある¹³⁵³。一方で、相談窓口としては、国民と政府を繋ぐワンストップ窓口として ServiceSG と呼ばれるサービスセンターがある。PA の管轄であり、シンガポール国内で 3 つのセンターを構えており、政府機関から身近に必要な支援をうけることができる¹³⁵⁴。これは、シンガポール国民の相談窓口となっており、外国人向けの窓口は確認できなかった。オンラインでの相談も受け付けている（予約が必要）。ServiceSG の 2022 年度予算配分は、3979 万 SGD（401,879,000 円）である¹³⁵⁵。

また、シンガポールの概要から、外国人向けの就労方法、雇用の権利、職場の安全、労働条件、関連法規などの詳細なガイダンスに至るまで詳細に記載されたハンドブックが NIC により発行されている。同ハンドブックには、留学生向けの就学情報、学生手当、就学中の就労に関する規定などの情報も詳細に掲載されている¹³⁵⁶。

このほかにも、以下のような外国人に役立つ情報が含まれている。

- 入国管理局へのアポ取り、自治体の問題報告、通勤計画などのためのデジタルポータルや e サービスに関して。
- 入国管理、労働、郵便、税務、教育、地域社会などに関する主要機関のリストとそれぞれのウェブポータル。
- 緊急時に警察、救急車、消防署などに助けを求めるためのヘルプライン番号。

NIC の予算は文化社会青年省のレジリエンス&エンゲージメント部に対する予算の中に組み込まれており、約 62.32 百万 SGD（6,293,986,700 円）が割り当てられている。（人

¹³⁵¹ Ministry of Culture, Community and Youth, “About Us”, <https://www.sgjourney.gov.sg/about/>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁵² Ministry of Culture, Community and Youth, “About Us”, <https://www.sgjourney.gov.sg/about/>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁵³ Ministry of Culture, Community and Youth ヒアリングより。

¹³⁵⁴ Government of Singapore, “ServiceSG, citizens' first-stop for government services”, <https://www.psd.gov.sg/transformation/servicesg>, (2022 年 12 月 19 日閲覧)

¹³⁵⁵ Ministry of Finance, 2022, “Head U Prime Minister’s Office”, <https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/47-pmo-2022.pdf>, pp. 176,178

¹³⁵⁶ National Integration Council, 2020, “Settling In Your Guide to Life in Singapore”, pp.35-38

件費：約 10,92 百万 SGD (1,102,677,600 円)、運営費用：17,95 百万 SGD (1,813,081,300 円)、助成金 33,45 百万 SGD (3,378,227,800 円)、開発費用：5,336 百万 SGD (538,925,900 円))¹³⁵⁷。

外国人の査証や法に関する相談先として、シンガポール法学会 (Law Society of Singapore) のプロボノオフィスと民間団体の Migrant Workers' Centre (MWC) は協働で「フリー・リーガル・クリニック」を提供している。移民労働者は無料で基本的な法律相談や情報提供を受けることが可能であり、WP および S パス保有者であれば誰でも利用できる¹³⁵⁸。その他、MWC は、「ヘルプ・キオスク」と呼ばれる移民労働者向けのプログラムを立ち上げ、毎月水曜日に MWC のレクリエーションセンターを訪れ、雇用に関する問題や直面している問題について相談の機会を提供している¹³⁵⁹。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（乳幼児期～高齢期の外国人に対する支援）

① 乳幼児期

固定月収が 6,000SGD (606,000 円) 以上の S パス保持者と月に 6,000SGD 以上月収のある EP 保持者は、シンガポールで子供を出産した際に、子供のための「配偶者パス」を申請することができる。WP 保持者はシンガポール国内での妊娠・出産は禁止されているため適用されない。新生児の配偶者パスの申請は、生後 6 週間以内に行う必要がある¹³⁶⁰。シンガポールでは、子育てにかかる経済的負担を軽減するためのスキーム (Baby Bonus Scheme) がある。このスキームでは、支援の一環として 2015 年 1 月 1 日以降に生まれた、または出産予定日のある対象の子供に助成金が付与される。両親は、18 か月間にわたり 5 回に分けてキャッシュギフトを受け取ることができる。これは、子供がシンガポール国民の場合にのみに適用される。金額は子供の数、子供がシンガポール国籍を取得した時期により変動する¹³⁶¹。(どちらかの親がシンガポール国籍を有している場合に子供のシンガポール国籍の申請ができる。) Baby Bonus は子供家庭開発省の所管であり、同省のファ

¹³⁵⁷ Ministry of Finance, 2020, “The Revenue And Expenditure Estimates For The Financial Year 2022/2023”, <https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/revenue-and-expenditure-estimates-for-fy2022-fy2023.pdf>, pp.201,392,393 (2022 年 12 月 7 日閲覧)

¹³⁵⁸ Migrant Workers' Centre, “Free Legal Clinic”, https://www.mwc.org.sg/wps/portal/mwc/home/services/freelegalclinic!/ut/p/a1/hZDLDoIwEEW_xSoUAqWJeUhFVAeRbEbw4qQKLowfr8Vu1FDmd0k58ziIolaJMfuOfTdY7iN3eXdS_dMbRpbNaFBwWIP_LQKRF76mHiOAK4KgJnyYfITHvEoTjBsQosBZ3liuTjIqCDaNwCm_QXWvgH48pOmUUeRcEe52GYstX_9f8DkY2fBV8BCfkckJ6TI9p8EqHdYA3cqSPMvYnUOGjBFbJwgHA3MPknQ_dqoamHgeoFAOzXKw!!/dl5/d5/L2dJQSEvUUt3QS80SmlFL1o2XzgzOEYxUzQ4Q0hVVTawQTRETjhJVEpMQjII/, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁵⁹ Migrant Workers' Centre, “MWC Help Kiosk”, https://www.mwc.org.sg/wps/portal/mwc/home/news/currentnews/currentnewsdetails?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/content_library/mwc/home/news/9c3b44e1-dd9f-4771-8cd5-d3e5421f6861, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁶⁰ Ministry of Manpower, “Getting a Dependant's Pass for a newborn”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/dependants-pass/getting-a-pass-for-a-newborn>, (2022 年 11 月 28 日閲覧)

¹³⁶¹ Government of Singapore, “Baby Bonus Scheme”, <https://www.madeforamilies.gov.sg/support-measures/raising-your-child/financial-support/baby-bonus-scheme>, (2022 年 12 月 8 日閲覧)

ミリー開発部署（Family Development Group）の運営費には10億4千万ドル（1050億4千万円）が割り当てられており、予算の約94%は、結婚と子育ての支援に割り当てられている。これに、Baby Bonus制度の予算も含まれている¹³⁶²。（Baby Bonusのみに当てられた詳しい予算は確認できなかった。）

② 学齢期

現地校の小学校教育においては、小学1年生より英語に加えて、母語（マレー語、タミル語、中国語）の教育がされており、更に学習サポートプログラム（Learning Support Programme）も実施されている。英語に関しては、小学1年生を対象に入学時に行われるスクリーニングを通じて、英語力が不足していると判断された生徒を対象に、8～10人の小グループで、毎日30分の補修レッスンが実施されており、英語スキルの構築に焦点が当てられている。また、英語が母国語の場合、生徒は小学2年生時に識別され、小学3年生と4年生でプログラムに参加する。プログラムには8～12人の学生の小グループで、実施されており、口頭と筆記スキルの基盤を構築することに焦点が当てられている¹³⁶³。Learning Support Programmeに係る予算に関しては確認できなかったが、学校サービスおよび教育開発プログラムに係る2022年の予算は506,089,000SGD（51,114,989,000円）であった。不就学の問題が社会的に認知されているかどうかに関しては確認できなかった。

③ 青壮年期

【就労支援】

シンガポール国民及び永住権保持者に対して、「SkillsFuture」という様々な職業能力訓練プログラムが提供されている。教育省所管の同プログラムでは、生涯を通じて自分の可能性を最大限に伸ばすためのさまざまな職業訓練が教育省から承認された組織によって提供されている。学生から中長期キャリアの社会人向けなど、対象は幅広く、様々な語学学習プログラムや、自分の仕事に合った学習プログラムへの参加が可能である。語学学校等での語学学習への助成制度もあり、受講者に助成金等の財政支援を行っている¹³⁶⁴。シンガポール国民、永住権保持者の可能性を最大限に引き出し、シンガポール経済への貢献のため、SkillsFutureプログラムに対する国家予算を充てることで2022年に発表された予算編成に組み込まれている¹³⁶⁵。2022年には、6億7882万SGD（685,610,321円）の予算が組まれている¹³⁶⁶。財源の確保方法については確認できなかった。

日本においては、定住外国人を対象として、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進めるこ

¹³⁶² Ministry of Finance, 2022, “Head U Prime Minister’s Office”,

<https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/47-pmo-2022.pdf>, pp. 55

¹³⁶³ 自治体国際化協会、2017年、「諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査」、p.4

¹³⁶⁴ Government of Singapore, “About Skillsfuture”,

<https://www.skillsfuture.gov.sg/AboutSkillsFuture>, (2022年9月16日閲覧)

¹³⁶⁵ Ministry of Finance, “Budget Statement”, <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget/budget-2023/budget-statement>, (2022年12月7日閲覧)

¹³⁶⁶ Ministry of Finance, 2022, “The Revenue And Expenditure Estimates For The Financial Year 2022/2023”, <https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2022/download/pdf/revenue-and-expenditure-estimates-for-fy2022-fy2023.pdf>, p.72 (2022年12月7日閲覧)

ととされているが¹³⁶⁷、シンガポールの SkillsFuture は永住権保持者に対象を限定している点特徴的である。

【移民労働者向けの医療保険】

労働省のガイドラインにより、雇用主は移民労働者、移民家事労働者、S パス保持者（EP 保持者はオプション）への医療保険に加入することが義務付けられている。医療保険は、外国人労働者のシンガポール滞在中の入院治療および日帰り手術に対して、少なくとも年間 15,000SDG（1,515,000 円）をカバーするものである必要がある¹³⁶⁸。医療保険に加え、移民家事労働者の雇用主は、永久障害または死亡につながる不測の事態をカバーする、少なくとも年間 6 万 SGD（606 万円）の傷害保険への加入が義務付けられている¹³⁶⁹。

また、外国人労働者雇用法の下、雇用主は、家事労働者を含め、雇用されている移民労働者が適切な住居に住むことを保証しなければならない。労働省は、将来起こりうるパンデミックに対する耐性の強化と、移民労働者の生活条件の改善を目的に、住居に関するガイドラインを策定した。雇用主は、ガイドラインに記載されている要件が満たされているか確認する必要がある。これを怠った雇用主は起訴され、外国人労働者の雇用が認められなくなる可能性がある。労働省は、不正を報告するための施設も提供している¹³⁷⁰。

④ 高齢期

【年金制度（Central Provident Fund：CPF）】

シンガポールでは、16 歳から合法的な労働が認められ、パートタイム・フルタイムに関係なく（学生バイトも含む）、働いて収入のあるシンガポール国民及び永住権保持者は積み立て年金制度への加入が法により義務付けられている。毎月の給与から天引きされ、自分の CPF 口座に積立される。積立額は給与や年齢によって異なる。原則、雇用主が申告納付の義務を負い、従業員の CPF 拠出金を期限通りに支払うことが必要である。支払いを徹底するため、期限までに拠出金を支払わない雇用主には、翌日から毎月 1.5%の遅延利息が課されることとなる¹³⁷¹。保険料未払いなどを始めとする労働者管理は雇用主に一任されている。保険料未払い問題が社会的に認知されているかどうかについては確認できなかった。

日本の年金制度と異なり、シンガポールの年金制度においては永住権のない外国人は対

¹³⁶⁷ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」

¹³⁶⁸ Ministry of Manpower, “Medical insurance requirements for migrant worker”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules/medical-insurance>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁶⁹ Ministry of Manpower, “Insurance requirements for MDWs”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/insurance-requirements>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁷⁰ Ministry of Manpower, “Various types of housing and their specific requirements”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/housing/various-types-of-housing>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁷¹ Central Provident Fund Board, “Interest on your CPF savings”, <https://www.cpf.gov.sg/member/growing-your-savings/earning-higher-returns/earning-attractive-interest>, (2022 年 12 月 8 日閲覧)

象外である。WP は 50 歳以下に適用されるため、適用外である。S パス・EP 保持者は永住権の申請ができるため、年金や介護保険を検討する場合は、永住権への申請が必要となる。

【公的介護保険】

40 歳以上の CPF 加入者は、公的介護保険「ElderShield」に加入し（任意に脱退は可能）、65 歳になるまで保険料を医療口座（Medisave）から支払わなくてはならない。重度障害の認定を受けると、最長 72 か月間にわたって毎月 400SGD（40,400 円）の給付を受けることができる。2020 年からは給付額や期間を増加させた「CareShield Life」が導入され、30 歳以上の CPF 加入者が強制加入、かつ、脱退不可となっている。保険料は ElderShield より高く設定されており、支払いも 67 歳になるまで行う必要があるが、給付は月 600SGD（60,600 円）以上と増額され、保障も生涯となる。また、低所得者に対しては保険料の補助も設定されている。2020 年の時点で 40 歳以上の ElderShield 既加入者は、ElderShield に留まるか、CareShield Life に移行するか選択できるようになっている¹³⁷²。

【定年年齢の引き上げによる助成金】

シンガポール政府は、高齢者を支援するために、Senior Worker Early Adopter Grant（SWEAG）と Part-term Re-employment Grant（PTRG）を設けている。SWEAG は、雇用主が社内の定年と再雇用の年齢を法定最低年齢より 3 歳引き上げた場合、125,000SGD（12,625,000 円）の資金援助を雇用主に提供することである。PTRG は、対象となる高齢労働者のパートタイム再雇用政策に取り組む雇用主に対して、最高 125,000SGD の資金援助を行う。これにより、従業員が希望すれば 65 歳以降も働くことが可能となる¹³⁷³。

CPF を含む、国民の経済的な豊かさを向上させるための政府の取組を推進・調整する。このプログラムの 2022 年度の運営予算は合計 16.7 億 SGD（168,434,457,900 円）である。内訳は確認できなかった。

(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組（外国人を支援する専門人材、外国人の生活実態を把握するための取組（統計、アンケート調査等）等）

① 実態調査

外国人労働者の雇用状況を理解するため、2018 年に労働省がワークパーミット、S パス保持者を対象に調査を実施した。ワークパーミット保持者 2,523 名と S パス保持者 522 名

¹³⁷² 厚生労働省、2020 年、「東及び東南アジア地域にみる社会保障施策の概要と最近の動向（シンガポール）」、<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-03.pdf>、p.4、（2022 年 12 月 08 日閲覧）

¹³⁷³ Ministry of Manpower, “Senior Worker Early Adopter Grant and Part-time Re-employment Grant”, <https://www.mom.gov.sg/employment-practices/schemes-for-employers-and-employees/senior-worker-early-adopter-grant-and-part-time-re-employment-grant>, （2022 年 10 月 17 日閲覧）

の合計 3,045 名が参加した。調査は 3,045 名の外国人労働者を対象に、筆記（アンケート）で英語または回答者の母国語で行われた。調査内容には、シンガポールにおける就労の満足度、将来計画、シンガポールを働く場所として推薦するか、雇用前の経歴、雇用期間中の労働条件とその他の経験、労働災害の支援や雇用の権利に関する情報入手経路に関する知識と利用状況、労働省と職場に対する印象に係る調査が含まれた。調査結果は、労働省と関係者が、特に福利厚生と雇用条件において外国人労働者を支援するための政策、プログラム、イニシアチブを開発する際に参照される。なお、同様の調査は 2011 年及び 2014 年にも実施されている。

調査結果としては、WP、S パス保持者の回答者それぞれ 85%以上がシンガポールでの就労に満足していると回答し、WP 保持者の 84.0%、S パス保持者の 91.0%が、シンガポールを就労先として友人や同僚に勧めたいと回答した。その他、IPA レターを受け取った者のうち、92.7%が査証承認時に提示された額と同じ給与を受け取っていることが分かった。他方、回答者の 60%以上が外国人労働者の持つ権利に関しての情報源は労働省であり、80%以上が労働省は外国人労働者の権利を尊重、守ってくれていると認識していることが明らかになった¹³⁷⁴。

日本の「在留外国人に対する基礎調査」と比較すると、職業生活にフォーカスしている点が特徴である。なお、外国人の生活全般に関するアンケート調査については確認できなかった。（シンガポール国民へのアンケート調査については 9.3.3 を参照。）

② 外国人を支援する専門人材

シンガポールにおいて、外国人労働者は雇用主との関係が強く、雇用主が責任をもって管理することが求められている。しかし、悩みを抱えた労働者や移民は NGO に頼ることが多く、職場での問題やスキルアップ支援など NGO が移民の人々の窓口となっている。シンガポールでは数多くの NGO が存在し、家事労働者や建設業など特定の産業をターゲットにした NGO も存在する。最近では、NGO の提供する相談サービス（Whatsapp などの SNS を介した支援）などが主流となっている¹³⁷⁵。一方で、政府機関の NIC は積極的にコミュニティメンバーと連携し、地域で必要とされているニーズの聞き取りや情報交換を行っている。PA にはコミュニティメンバーから構成されるボランティア団体の INC があり、彼らが、定期的かつ持続的に、家庭訪問やコミュニティへの定着を支援するプログラムを行うなどの移民支援を行っている。PA は、INC に研修と資金を提供し、活動の運営に必要なスキル（ファシリテーションスキルや、Zoom などのオンラインプラットフォームの使用方法など）を学ぶ機会を提供している¹³⁷⁶。

③ 共生施策の実施状況を取りまとめた白書の作成

2019 年、NIC はシンガポールの社会統合に関する報告書を発表し、新たにシンガポー

¹³⁷⁴ Ministry of Manpower, 2018, “Foreign Worker Experience Survey 2018”,
<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/press-releases/2019/0609-annex-fw-survey-2018.pdf>, p.2

¹³⁷⁵ Migrant Workers’ Centre ヒアリングより

¹³⁷⁶ Ministry of Culture, Community and Youth ヒアリングより。

ルにやってきた人々が容易に地域社会に溶け込めるよう、主要機関や政策によって行われた取組をまとめた。また、職場における課題にも言及し、社会統合促進のための方法も記載されている¹³⁷⁷。

④ 啓発活動¹³⁷⁸

外国人を含む社会的統合に関する啓発イベントはシンガポール国内で行われており、MCCY の公表した報告書には以下が含まれている。

【プロジェクト RED】

社会的統合の問題に取り組む 4 つの短編映画の合作であり、架空の親しみやすいシナリオを通じて、共感や思慮を促し、異文化に対する個人の態度を振り返る目的で 2019 年に作成された。NIWG が通信情報省（Ministry of Communications and Information）からの支援を受け、さまざまなパートナーと密接に連携し作成した。映像は Gov.sg（シンガポール政府）の公式 Youtube 等において一般公開された。2022 年 10 月時点で 10 万回の再生回数を記録している¹³⁷⁹。

【出稼ぎ中国人のためのイベント】

移民コミュニティに対する認識と理解を深める目的のもと活動する NGO の Labour Arty が毎年春節の時期に帰国できない中国人出稼ぎ労働者のために餃子パーティーを開催している。シンガポールの出稼ぎ労働者への感謝とコミュニティの架け橋を目的としている。

【ウォーキング・ワークショップ】

Singapore Heritage Society は、シンガポールにある様々な文化や多様性を大切にし、社会の絆の強化のため、文化と社会の活性化に関する講演会や SNS での情報発信などの活動を行っている。シンガポール国内を歴史とともに振り返るツアーなども行っている。彼らは、シンガポール建国 200 年を記念して、4 回にわたる「ウォーキング・ワークショップ」を開催し、さまざまな宗教にまたがる 19 の歴史的な礼拝所を訪問した。シンガポールの文化的多様性、それらが遺産と生活の形成に与える影響について、シンガポール市民と外国出生者が有意義な考察をすることを目的としている。

¹³⁷⁷ Ministry of Culture, Community and Youth, “Integration resources”, <https://www.mccy.gov.sg/sector/initiatives/nic-resources>, (2022 年 10 月 17 日閲覧)

¹³⁷⁸ Ministry of Culture, Community And Youth, 2020, “Integral: A Report on Social Integration in Singapore for the 10th Anniversary of the NIC”, pp.13-17

¹³⁷⁹ Gov.sg, 2019, “Project RED”, https://www.youtube.com/watch?v=wnQcdnp1KzU&list=PLH2CR4s1lqvhdWHHlwDdtQKJxN6UEa3A_L&index=1, (2022 年 11 月 22 日閲覧)

9.3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察

9.3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

シンガポールは積極的な移民政策を成功させ、経済的繁栄を遂げた。外国人労働者なしには成せなかったと国民の間でも共通認識が持たれている¹³⁸⁰。今までの移民政策が無かった場合、現在のトップ職はほぼ全てシンガポール人のみで占められているであろう。しかし、トップレベルの仕事を含め、人々の給料は現在の半分以下となり、より後進的な国になっていることはほぼ間違いないと推定されている。加えて、53年間にわたり毎年1.5%のGDP成長率が失われる可能性もあるといわれている。シンガポール国民の失業率は約2-3%であるが、外国からの投資や人材を呼び込むことができなければ、多国籍企業も含めて、経済の効率や活力は低下し、その結果、失業率も高くなる可能性が高いとされている¹³⁸¹。実際に、シンガポール製造業連合会（Singapore Manufacturing Federation : SMF）、シンガポール加工産業協会（Association of Singapore Process Industries : ASPRI）、シンガポール海洋産業協会（Singapore Marine Industries : ASMI）は、シンガポールの人的資源は限られており、各産業において現地の労働力を補う外国人労働者が不足すれば、国際経済における競争力を維持することはできない、と指摘している。外国人労働者の流入を止めることは労働力および雇用の需要低下につながり、その結果、輸出志向の産業など、シンガポール人のためのPMET（専門家、管理職、経営幹部、技術者）の仕事も減少するとしている。建設産業でも同様に、外国人労働者の数を減らすことは、新しい製造施設、エネルギープラント、観光地の建設などにおいて遅れが出るため、企業の競争力を低下させることになる¹³⁸²。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、シンガポールでは外国人労働者が減少し、企業の人手不足を招いた。2020年度の外国人労働者数は流入よりも流出が上回った。これを受け労働省は、外国人労働者をシンガポールに呼び戻す必要があると主張している¹³⁸³。

9.3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

(1) 教育

シンガポールでは多民族・多文化が共存する社会において重要な価値観を教育を通して

¹³⁸⁰ 岩崎薫里、2019、「第8章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.129

¹³⁸¹ CNA, 2018, “Commentary: Expats, foreign talent and immigration make Singapore economically better off”, <https://www.channelnewsasia.com/commentary/commentary-expats-foreign-talent-and-immigration-make-singapore-economically-better-800641>, (2022年9月27日閲覧)

¹³⁸² CNA, 2020, “Reducing migrant worker population will affect Singapore's competitive edge, lead to higher costs: Industry groups”, <https://www.channelnewsasia.com/singapore/reducing-migrant-worker-affect-singapore-economy-higher-costs-930686>, (2022年9月27日閲覧)

¹³⁸³ Ministry of Manpower, 2021, “In response to media queries, MOM statement on net inflow of migrant workers”, <https://www.mom.gov.sg/newsroom/mom-statements/2021/statement-on-net-inflow-of-migrant-workers>, (2022年9月27日閲覧)

理解することに重点をおいている¹³⁸⁴。合わせて、シンガポールでは第二言語教育政策が導入されており、これにより、異なる背景を持つ人々をつなぎ、多様でグローバル化した世界で活躍することが期待されている。また、多様性への理解を深めるだけでなく、自分たちの文化や伝統を理解・尊重するための言語的・文化的能力も身につけることができる¹³⁸⁵。

(2) 社会保障

シンガポールでは家事労働者は広く普及しており、そのほとんどが女性の外国人移民労働者である。外国人家事労働者はシンガポールにおける女性の社会進出を後押ししてきた。加えて、近年では高齢者介護の重要な担い手となっている。シンガポールでは家族主義が強く、高齢者の介護は家庭で行うことが一般的であり、そのために外国人家事労働者が住み込みで雇われることが多い¹³⁸⁶。Ministry of Social and Family Development が行った調査では、介護を受ける人のうち、介護者と離れて暮らす人はわずか 10%で、回答者の 71% は介護者や住み込みの家事労働者と同居していることが明らかになった¹³⁸⁷。また、高齢者のいる世帯の 49.1%が、高齢者介護のために外国人家事労働者を雇っている¹³⁸⁸。

外国人家事労働者受け入れが活発になった背景として、繊維や電子機器などの高成長産業にシンガポールの女性を呼び込むため、手頃な価格の保育を提供することが必要になり、託児所や幼稚園がその一部を担うようになり、次第に外国人家事労働者の受け入れが始まったことが要因として挙げられる。1978 年に外国人メイドスキーム (Foreign Maid Scheme) が導入されてから、女性の労働参加率は 29.3%から 1988 年には 45.2%にまで増加した¹³⁸⁹。

(3) 治安

シンガポールの警察統計によると、ワークパーミット保持者の検挙率は 10 万人あたり 227 人で、シンガポール国民の 10 万人あたり 435 人よりも少なかったと報告されている。しかし、ILO の実施した調査によると、回答者数の 50%以上が移民流入によって犯罪率が上昇したと考え、37%は移民が多く犯罪を起こしていると答えている¹³⁹⁰。

¹³⁸⁴ クラスには 5~10%の割合で移民や外国で育った経験のある児童がおり、小さいころから多文化への理解が深められる。(シンガポール国立大学、Social Lab、Principal Research Fellow Head、Dr. Mathew Mathews ヒアリングより。)

¹³⁸⁵ Ministry of Education, “Overview Of Singapore’s Education System”, <https://www.moe.gov.sg/-/media/files/about-us/overview-of-singapore-education-system.pdf?la=en&hash=06AFC12085D9647AC26DF9A4A3599A0FBC1A6364>, pp.1-2

¹³⁸⁶ 岩崎薫里、2019、「第 8 章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』Vol.10, No.71、p.128

¹³⁸⁷ Ministry of Social and Family Development, 2020, “The Survey On Informal Caregiving Part1”, p.24

¹³⁸⁸ Ministry of Social and Family Development, 2020, “The Survey On Informal Caregiving Part2”, p.11

¹³⁸⁹ the Lee Kuan Yew school of Public Policy at the National University of Singapore, 2016, “Foreign Domestic Workers in Singapore: Social and Historical Perspectives”, p.5

¹³⁹⁰ ILO, 2020, “Public attitudes towards migrant workers in Singapore”, p.3

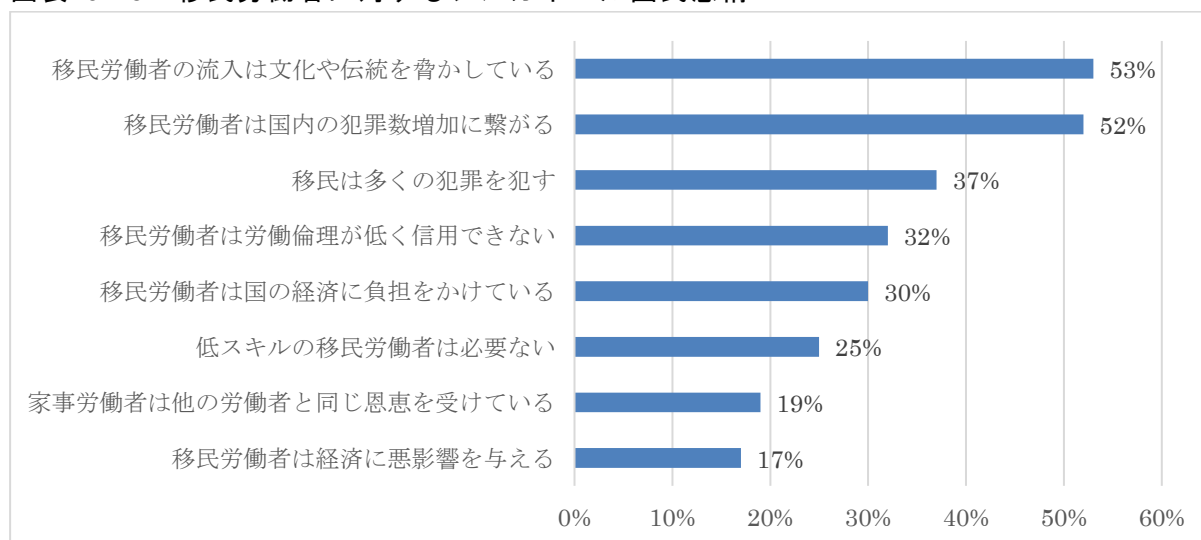
一方で、女性家事労働者に対する雇い主からの暴力を受ける傾向にあるが、被害者が保護や支援を求める先がないことが問題となっている。移民労働者が利用できる保護・支援サービスや保護命令の欠如、支援機関同士の繋がりや報告システム体制の未整備、言語の壁、職を失うことの恐れなどから多くの女性が被害を告発できずにいる。また、家事労働者は **Employment Act** の対象ではなく、**Employment Act** で労働者に対して保障されている事項が家事労働者には適用されない。ILO の行った調査によると、回答者の 40%がこの現状を認識しており、家事労働者の暴力被害者に対する適切な対応（法整備や保護施設の提供）を行うべきであるとしている¹³⁹¹。

外国人家事労働者に対する職業紹介所（EA）による搾取や顧客ニーズとのミスマッチなどが社会的に問題視され、Mo は 2016 年 6 月より、外国人家事労働者（FDW）の雇用主による職業紹介所（EA）のオンライン評価制度を導入した。

9.3.3 外国人受入れ及び受入環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等

ILO が行った調査によると、シンガポール国民の 53%は移民労働者が国の文化や伝統を脅かしており、52%は移民労働者が国内の犯罪数増加に繋がると回答している。また、回答者の 32%が移民労働者は労働倫理が低く、信用できないと述べている。同調査によると、移民労働者と個人的に関わりのある人は、移民流入を支持し、移民に対して肯定的な態度をとる可能性が高く一方、移民労働者との交流が少ない、あるいは全くない人は、移民労働者に対してあまり協力的ではない。

図表 9-15 移民労働者に対するシンガポール国民感情



(資料) ILO, 2020, “Public attitudes towards migrant workers in Singapore”, (https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/briefingnote/wcms_766633.pdf)より弊社法人作成

Institute of Policy Studies が公表した約 2,000 人のシンガポール国民・永住権保持者を

¹³⁹¹ ILO, 2020, “Public attitudes towards migrant workers in Singapore”, pp.4-5

対象にした調査の結果によると、「移民は新しい考えや文化をもたらし、シンガポール社会のダイバーシティを強化する」という問いに対して、「大いに賛成」または「まあまあ賛成」に 73.1%が回答している。移民受け入れに対して前向きな姿勢がうかがえる一方で、マイナスな印象を抱いていることも明らかになった。すなわち、移民労働者がシンガポール国民の仕事を奪うことにどの程度同意するかという質問に対しては、75.4%が「大いに同意する」または「ある程度同意する」と回答した。中でも、低学歴・低収入の人ほど、移民がシンガポール人から仕事を奪うことを懸念しており、移民がシンガポール人から仕事を奪い、失業率を高めるという意見にどの程度同意するかの問いに対し、低学歴者の 50.1%が「同意する」を選んだのに対し、中学歴者（中等教育・専門学校）では 52.4%、高学歴者（学士以上）では 33.2%に留まった¹³⁹²。

図表 9-16 移民と国内の失業率に対する教育レベル別回答（N=1,993）

教育レベル	移民は国内の失業率を増やす		
	反対	中立	同意
中等教育以下	26.4%	23.4%	50.1%
中等教育／専門学校 (ITE)	26.8%	20.8%	52.4%
ディプロマ／プロフ ェッショナル資格	25.9%	30.2%	43.9%
学士以上	38.4%	28.4%	33.2%

（資料）Institute of Policy Studies, 2021, “Attitudes towards Institutions, Politics, and Policies: Key Findings from the World Value Survey - IPS Exchange Series No. 17”,
<https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/ips/ips-exchange-series-17.pdf> より弊法人作成

9.3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）

(1) 不法滞在・強制退去に関する対応

シンガポールでは、不法入国者とオーバーステイを含む移民法に反する者を移民法違反者（Immigration Offenders : IO）と呼ぶ。2021年の不法入国者は 56 人、オーバーステイは 299 人であり、前年と比較し前者は横ばい、後者は約 3 割減少した。予防措置として、ICA は国境管理を徹底し、内務省と協働し、内陸部での取り締まり強化をするなどの取組を行っている¹³⁹³。

図表 9-17 移民法違反者（IO）の内訳

	2020 年（人）	2021 年（人）

¹³⁹² Institute of Policy Studies, 2021, “Attitudes towards Institutions, Politics, and Policies: Key Findings from the World Value Survey - IPS Exchange Series No. 17”, pp.95,98,100,101

¹³⁹³ Immigration & Checkpoint Authority, 2021, "ICA Annual Statistics 2021",
<https://www.ica.gov.sg/docs/default-source/ica/stats/annual-stats-report/ica-annual-statistics-2021.pdf>, p.2

不法入国者	57	56
オーバーステイ	416	299
逮捕された IO の合計	473	355

(資料) Immigration & Checkpoint Authority, "ICA Annual Statistics 2021",
(<https://www.ica.gov.sg/docs/default-source/ica/stats/annual-stats-report/ica-annual-statistics-2021.pdf>) より弊法人作成

新型コロナウイルス感染症の影響により、シンガポールに入国する移民の減少に伴い、オーバーステイで逮捕される移民の数も減少した。シンガポールでは、新型コロナウイルス感染症予防対策が徹底され、永住権保持者に対しても違反した者には厳しい処罰が課されるようになった。規制違反をした者は、下記の処罰を受ける可能性がある。

- Infectious Diseases Act により起訴される¹³⁹⁴。
- 移民労働者は Work Pass を取り消され、本国へ送還される。また、雇用主は Work Pass 保持者を雇用する特権を取り消される。
- 学生は、所属の教育機関からの退学または雇用を含む懲役処分が課される。
- 永住権や長期滞在が可能な査証保持者は、再入国許可証やビザの取り消し、有効期間の短縮を受ける。

2020 年には、永住権保持者が規則を違反したとして永住権の取り消し、再入国を禁じられた¹³⁹⁵。同年、ロックダウンが行われていた際、規制に従わなかったため、20 歳から 37 歳の外国人労働者の 12 名（男性 9 名、女性 3 名）が、シンガポールへの再入国を禁じられ、国外退去処分となった¹³⁹⁶。

他方、シンガポールでは雇用主に保証金の支払いが義務付けられている（9.1.5 の(2)③を参照）。マレーシア出身者以外の WP 保持者を雇用するごとに雇用主は事前に 5,000SGD（505,000 円）を支払わなければならない。これは、移民労働者の雇用が終了し出身国に帰国すると雇用主に返金され、雇用主にとって移民労働者が逃亡や不法滞在などしないよう管理責任を全うするインセンティブとなっている。また、WP を取得できる年齢は、50 歳以下と定められている（ただし、マレーシア人は 58 歳以下）。加えて、雇用契約が終了してから 7 日以内に国外に退去することが義務付けられている。これらはすべて半熟練労働者

¹³⁹⁴ Immigration & Checkpoint Authority, 2020, "Singapore Permanent Resident Breached Stay-Home Notice Requirements; Loses Singapore Permanent Residence Status And Will Be Barred From Re-Entering Singapore", <https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/newsroom/media-release/singapore-permanent-resident-breached-stay-home-notice-requirements-loses-singapore-permanent-residence-status-and-will-be-barred-from-re-entering-singapore>, (2022 年 9 月 13 日閲覧)

¹³⁹⁵ Immigration & Checkpoint Authority, 2020, "Singapore Permanent Resident Breached Stay-Home Notice Requirements; Loses Singapore Permanent Residence Status And Will Be Barred From Re-Entering Singapore", <https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/newsroom/media-release/singapore-permanent-resident-breached-stay-home-notice-requirements-loses-singapore-permanent-residence-status-and-will-be-barred-from-re-entering-singapore>, (2022 年 9 月 13 日閲覧)

¹³⁹⁶ Immigration & Checkpoint Authority, 2020, "12 Foreigners Deported For Non-Compliance With Safe Distancing Measures", <https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/newsroom/media-release/12-foreigners-deported-for-non-compliance-with-safe-distancing-measures>, (2022 年 9 月 12 日閲覧)

働者の定住化および政府の意図に反した増加を防ぐための措置である¹³⁹⁷。

(2) テロ対策

外国国籍保持者が全人口の36%を占めるシンガポールにおいて、シンガポール政府は引き続きテロ対策を国家の安全保障政策の最優先事項と位置づけ、世界と地域の動向に基づく包括的なテロ対策を策定している。過去には、セキュリティ対策、地域的・国際的な法執行協力、暴力の過激化に対抗する取組、起こりうる攻撃に備えて国民を準備させるキャンペーンが行われた¹³⁹⁸。

シンガポールは国内安全保障法（Internal Security Act : ISA）に基づき、テロリストと疑われる在留外国人の逮捕・拘束を徹底している。個人が国家の安全保障に脅威を与えると判断された場合、大統領の同意を得て、内務省は令状なしに逮捕・拘留を命じることができる。最初の拘束は最長2年であり、内務省は大統領の同意を得て、無期限に拘束命令を更新することが可能である（1回につき最長2年刻み）。

シンガポールの主要な国境警備機関である入国管理局（Immigration and Checkpoints Authority : ICA）は、空路での入国または通過するテロリストの動きをよりの確に検知するため、航空会社から送信されるデータを国境審査プロセスに統合し、乗客審査システムの改善に取り組んでいる。また、外国人とテロ対策との対策を徹底するため、シンガポールのイスラム学者や教師で構成されるボランティア組織「宗教リハビリテーショングループ（Religious Rehabilitation Group : RRG）」は、宗教的概念や過激化の指標について話し合う上映会やシンガポールの外国人家事使用人との対話会などの地域イベントを開催している¹³⁹⁹。

テロ対策の一環として、2012年にテロリストに関する省庁間委員会（Inter-Ministry Committee on Terrorist Designation : IMC-TD）が設立され、シンガポールのテロリスト指定のための機関として機能している。テロリズム（資金調達の抑制）法（Terrorism (Suppression of Financing) Act）に基づき、指定されたテロリストとの取引や、テロリストへの資金援助の提供を禁止することを目的として活動している。この委員会は、内務省、シンガポール警察商務部、外務省、シンガポール通貨庁、検察庁のメンバーで構成されている¹⁴⁰⁰。

¹³⁹⁷ Ministry of Manpower, “Security bond requirements for migrant worker”, <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules/security-bond>, (2022年12月8日閲覧)

¹³⁹⁸ The U.S. State Department, 2021, “Country Reports on Terrorism 2020: Singapore”, <https://www.state.gov/reports/country-reports-on-terrorism-2020/singapore/>, (2022年9月13日閲覧)

¹³⁹⁹ Ministry of Home Affairs, “Countering the Financing of Terrorism”, <https://www.mha.gov.sg/what-we-do/managing-security-threats/countering-the-financing-of-terrorism>, (2022年9月13日閲覧)

¹⁴⁰⁰ Ministry of Home Affairs, “Countering the Financing of Terrorism”, <https://www.mha.gov.sg/what-we-do/managing-security-threats/countering-the-financing-of-terrorism>, (2022年9月13日閲覧)

9.4 参考文献

- ・ 岩崎薫里、2019、「第 8 章 シンガポールの移民労働者受け入れ策—徹底した政策の効果と問題—」『JRI レビュー』 Vol.10, No.71
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11437.pdf>
- ・ 自治体国際化協会、2017 年、「諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/docs/05singapore.pdf>
- ・ 日本貿易振興機構、2020 年、「シンガポールの就労ビザ取得の概要と シンガポール人雇用促進について」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2020/a33790dee78d1aff/202012.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構、2022、「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2022/documents/0249.pdf>
- ・ ILO, 2020, “Public attitudes towards migrant workers in Singapore”
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/briefingnote/wcms_766633.pdf
- ・ Institute of Policy Studies,2021, “Attitudes towards Institutions, Politics, and Policies: Key Findings from the World Value Survey - IPS Exchange Series No. 17”
<https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/ips/ips-exchange-series-17.pdf>
- ・ Lee Kuan Yew school of Public Policy at the National University of Singapore, 2016, “Foreign Domestic Workers in Singapore: Social and Historical Perspectives”
https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/case-studies/fdws_in_singapore.pdf?sfvrsn=2ac5960b
- ・ Ministry of Culture, Community And Youth, 2020, “Integral: A Report on Social Integration in Singapore for the 10th Anniversary of the NIC”
<https://www.mccy.gov.sg/-/media/NIC/NIC-Integral-Report.pdf>
- ・ Ministry of Culture, Community, and Youth, 2020, “Singapore Citizenship Journey”
https://www.mccy.gov.sg/-/media/MCCY-corp/Sectors/Citizens_Workgroup_for_Singapore_Citizenship_Journey_Report_221_22020.pdf
- ・ Ministry of Manpower, 2018, “Foreign Worker Experience Survey 2018”
<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/press-releases/2019/0609-annex-fw-survey-2018.pdf>
- ・ Ministry of Manpower, 2022, “Labour Market Report 2021”
https://stats.mom.gov.sg/iMAS_PdfLibrary/mrsd-Labour-Market-Report-4Q-2021.pdf
- ・ Ministry of Social and Family Development, 2020, “The Survey On Informal Caregiving Part1”
<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/The%20Informal%20Care%20Survey%20Report%20Part%201.pdf>
- ・ Ministry of Social and Family Development, 2020, “The Survey On Informal

Caregiving Part2”

[https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/Informal%20Caregiver%20Survey%20Summary%20Report%20\(upload\).pdf](https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/Informal%20Caregiver%20Survey%20Summary%20Report%20(upload).pdf)

- National Integration Council, 2020, “Settling In Your Guide to Life in Singapore”
<https://www.sgjourney.gov.sg/wp-content/uploads/2020/12/Settling-In.pdf>